

ポスト京都議定書を巡る多国間交渉

－規範的アイデアの衝突と調整の政治力学－

角倉 一郎

政策研究大学院大学

2014年3月

目 次

第 1 章	本論文における理論的枠組み	1
第 1 節	はじめに	1
第 2 節	関連する先行研究	7
第 3 節	本論文の分析枠組み	24
第 2 章	ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の背景と構造	39
第 1 節	交渉当時における気候変動問題に関する科学的知見の概要	39
第 2 節	気候変動レジームの概要	42
第 3 節	気候変動レジームの動揺	46
第 4 節	ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の構造	52
第 5 節	多様な交渉グループによる多国間交渉の展開	59
第 3 章	コペンハーゲン会議（2009 年）の攻防：規範的アイデアの正面衝突と混乱 ...	69
第 1 節	コペンハーゲン会議の前哨戦	70
第 2 節	コペンハーゲン会議の攻防①：2トラックでの合意を目指した交渉の挫折 ..	76
第 3 節	コペンハーゲン会議の攻防②：首脳級によるハイレベル交渉の急展開	92
第 4 節	分析：主な規範的アイデアの衝突と調整	98
第 4 章	カンクン会議（2010 年）の攻防：規範的アイデア間のバランスを巡る攻防 .	108
第 1 節	コペンハーゲン会議後の議論の展開：カンクン会議の前哨戦	109
第 2 節	カンクン会議の開幕：協調ムードの中の相互牽制	113
第 3 節	事務レベル協議の攻防：各規範的アイデア間の相互牽制	116
第 4 節	閣僚級交渉の開始と合意への始動	130
第 5 節	カンクン合意の成立：プロセスとバランスの成果	134
第 6 節	分析：主な規範的アイデアの衝突と調整	141
第 5 章	ダーバン会議（2011 年）の事例：ポスト京都議定書に関する基本合意の成立	152
第 1 節	ダーバン会議前夜までの状況：複雑に絡み合う二つの争点	153
第 2 節	ダーバン会議の開幕：京都議定書を人質にとった EU の攻勢	155
第 3 節	平行線を辿る事務レベル協議	160
第 4 節	ハイレベル協議の開始	165
第 5 節	法的拘束力を巡る土壇場の攻防とダーバン合意の成立	174
第 6 節	分析：主な規範的アイデアの衝突と調整	182
第 6 章	規範的アイデアの衝突と調整の政治力学	193
第 1 節	各事例における主な規範的アイデアの優劣の概観	193
第 2 節	パワーや経済的利益の要因による説明可能性	199

第3節	妥当性の要因の作用と他の要因との相関	221
第4節	三つの事例の比較分析と結論	247
第5節	おわりに	257
主要参考文献	269

略語一覧

ALBA	米州ボリバル同盟諸国（ベネズエラ、キューバ、ボリビア、ニカラグア等）
AOSIS	小島嶼諸国連合（ツバル、フィジー、モルジブ、グレナダなど）
AWG-KP	京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会
AWG-LCA	気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会
BASIC	中国、インド、ブラジル及び南アフリカの四ヵ国からなる交渉グループ
BAU	特段の追加的な排出削減対策を講じなかった場合のなりゆきケース
COP	気候変動枠組条約締約国会議
CMP	京都議定書締約国会合
EIG	環境十全性グループ（スイス、韓国、メキシコなど）
EU	欧州連合
ICA	国際的な協議・分析
IEA	国際エネルギー機関
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
LCD	後発開発途上国
MRV	測定・報告・検証
UNFCCC	気候変動枠組条約又は同条約事務局
附属書 I 国	気候変動枠組条約附属書 I に掲載されている国々（主として先進諸国）

図表一覧

(図)

図 1-1	妥当性の要因と他の要因との相関	35
図 2-1	世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量（2007年）に占める京都議定書義務付け対象の割合	49
図 2-2	日米中印におけるエネルギー起源 CO ₂ (MT-CO ₂) 排出量の推移	66
図 3-1	コペンハーゲン会議で提唱された主な規範的アイデアの対立構造	99
図 4-1	世界のエネルギー起源 CO ₂ 排出量（2007年）に占めるコペンハーゲン合意への賛同国の割合	111
図 4-2	カンクン会議で提唱された主な規範的アイデアの対立構造	141
図 5-1	ダーバン会議で提唱された主な規範的アイデアの対立構造	183
図 6-1	コペンハーゲン会議で提唱された主な規範的アイデアの対立構造（再掲）	194
図 6-2	カンクン会議で提唱された主な規範的アイデアの対立構造（再掲）	196
図 6-3	ダーバン会議で提唱された主な規範的アイデアの対立構造（再掲）	198
図 6-4	世界のエネルギー起源 CO ₂ 排出量（2009年）	200
図 6-5	限界削減費用による各国の目標値比較	207

(表)

表 1-1	妥当性要求の三要素	30
表 1-2	各要因の作用の指標と観点	36
表 2-1	IPCC 第4次評価報告書のポイント	41
表 2-2	気候変動枠組条約の概要	44
表 2-3	京都議定書の概要	45
表 2-4	第1約束期間における附属書I国の温室効果ガス排出削減・抑制目標	45
表 2-5	気候変動枠組条約締約国194カ国の京都議定書上の位置づけ（2009年12月時点）	46
表 2-6	世界の二酸化炭素排出量に関するIEAの将来予測（参考シナリオ）	50
表 2-7	安定化シナリオと長期の気温上昇	51
表 2-8	排出シナリオ毎に想定される排出削減の幅	52
表 2-9	バリ行動計画の概要	56
表 2-10	ポスト京都議定書に関する2つの交渉トラック	57
表 2-11	ポスト京都議定書を巡る多国間交渉における主な交渉グループ	60
表 3-1	コペンハーゲン会議（COP15・CMP5）の日程（当初予定）	69
表 3-2	主な附属書I国（米国を除く。）の中長期目標	74
表 3-3	米国及び主な非附属書I国の中期目標	75
表 3-4	コペンハーゲン合意のポイント	95
表 4-1	カンクン会議（COP16・CMP6）の日程（当初予定）	108
表 4-2	主要国が気候変動枠組条約事務局に提出した削減約束・削減行動の概要	110
表 4-3	カンクン合意のポイント	139

表 5-1	ダーバン会議（COP17・CMP7）の日程（当初予定）	152
表 5-2	<i>THE BIGGER PICTURE</i> （2011年12月6日火曜日14時25分版）の概要	172
表 5-3	NKOANA-MASHABANE 議長案（2011年12月9日金曜日午前8時版）（抄）	175
表 5-4	NKOANA-MASHABANE 議長案（2011年12月9日金曜日午後11時版）（抄）	176
表 5-5	NKOANA-MASHABANE 議長案（2011年12月10日土曜日版）（抄）	178
表 5-6	法的拘束力を巡る文言の変遷	179
表 5-7	ダーバン合意の概要	181
表 6-1	コペンハーゲン会議で提唱された主な規範的アイデア	194
表 6-2	カンクン会議で提唱された主な規範的アイデア	195
表 6-3	ダーバン会議で提唱された主な規範的アイデア	197
表 6-4	コペンハーゲン会議における主な規範的アイデア提唱国の発言力（二酸化炭素排出量の割合）	201
表 6-5	カンクン会議における主な規範的アイデア提唱国の発言力（二酸化炭素排出量の割合）	202
表 6-6	ダーバン会議における主な規範的アイデア提唱国の発言力（二酸化炭素排出量の割合）	203
表 6-7	主要国・主要交渉グループにとっての核心的な経済的利益の概要	204
表 6-8	主な規範的アイデアに係るパワーと経済的利益の要因	220
表 6-9	コペンハーゲン会議における主な規範的アイデアの妥当性	222
表 6-10	コペンハーゲン会議における主な規範的アイデアの妥当性の要因と他の要因	228
表 6-11	カンクン会議における主な規範的アイデアの妥当性	230
表 6-12	カンクン会議における主な規範的アイデアの妥当性の要因と他の要因	238
表 6-13	ダーバン会議における主な規範的アイデアの妥当性	240
表 6-14	ダーバン会議における主な規範的アイデアの妥当性の要因と他の要因	246
表 6-15	各事例の比較分析（三つの事例の比較）	248
表 6-16	ポスト京都議定書の国際枠組みの構造	261

第 1 章 本論文における理論的枠組み

第 1 節 はじめに

第 1 項 本論文の問題意識と問い

気候変動問題¹は、人間活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中の温室効果ガス濃度を増加させることにより、地球全体の地表及び大気の温度を追加的に上昇させ、自然の生態系及び人類社会に深刻な影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであるとされている²。気候変動問題への国際社会の対応に関しては、「気候変動に関する国際連合枠組条約」（気候変動枠組条約）が 1992 年に採択され 1994 年に発効するとともに、同条約の下、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減を先進諸国に対して義務付けた「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」（京都議定書）が 1997 年に採択され 2005 年に発効するなど、少しずつ取組が前に進められてきたところである。

そして、京都議定書に基づき先進諸国に排出削減義務が課せられている期間である京都議定書第 1 約束期間（2008 年から 2012 年までの 5 年間）終了後の国際枠組み（ポスト京都議定書）の在り方については、2007 年のバリ会議（気候変動枠組条約第 13 回締約国会議（COP13）・京都議定書第 3 回締約国会合（CMP3））³で採択されたバリ行動計画⁴を受けて本格的な多国間交渉がスタートし、2011 年末に開催されたダーバン会議（COP17・CMP7）においてダーバン合意⁵が採択され、国際社会の取組がまた一步前に進むこととなった。一連の多国間交渉においては、①京都議定書第 2 約束期間を設定し、引き続き先進諸国のみに温室効果ガスの排出削減を義務付けるべきかどうか、②それとも気候変動枠組条約の下で、京都議定書に代わる新たな包括的な国際枠組みを構築し、途上諸国を含む全ての主要

¹ 日本においては「地球温暖化」の用語が使われることが多いが、最近では問題の特徴をよりの確に示す「気候変動」の用語が用いられることが多く、諸外国でも「気候変動（Climate Change）」という用語が一般的なため、本報告においても「気候変動」の用語を用いる。

² 日本国政府『京都議定書目標達成計画（平成 20 年 3 月 28 日全部改訂）』（日本国政府、2008）、1、アクセス日：2013 年 12 月 21 日、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kakugi/080328keikaku.pdf>.

³ COP は Conference of Parties の略であり、CMP は Conference of the Parties serving as the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol の略である。COP と CMP は毎年同時に開催されることとされている。京都議定書第 13 条第 6 項。

⁴ *Bali Action Plan, Decision 1/CP.13 (FCCC/CP/2007/6/add.1, March 14, 2008).*

⁵ ダーバン合意とは、ダーバン会議における一連の決定を指す。*Establishment of an Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action, Decision 1/CP.17 (FCCC/CP/2011/9/Add.1, March 15, 2012); Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention, Decision 2/CP.17 (FCCC/CP/2011/9/Add.1, March 15, 2012); Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at Its Sixteenth Session, Decision 1/CMP.7 (FCCC/KP/CMP/2011/10/Add.1, March 15, 2012).*

国に対して温室効果ガスの排出削減を法的に義務付けるべきかどうかという二つの主要論点を巡って、米国、EU、日本、新興諸国（中国、インド等）、小島嶼諸国（ツバル、モルジブなど）、その他途上諸国などが、自らの主張に近い国々と交渉グループを形成又は部分的に連携し、攻守所を変えながらそれぞれの主張をぶつけ合った。多国間交渉は難航を極めたものの、4年間にわたる交渉を経て、最終的にはダーバン合意という形でポスト京都議定書の新たな気候変動レジームの基本的な枠組みについて、各国の間で合意が成立したのである。

ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉において日本は、気候変動による深刻な影響を回避するためには世界全体の温室効果ガスの排出量の一層の削減が必要であるとの「気候変動に関する政府間パネル（IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change）」⁶の第4次評価報告書統合報告書⁷などの科学的知見を踏まえ、世界全体の二酸化炭素排出量の約3割しかカバーしていない京都議定書は実効性に欠けることを理由に、先進諸国のみを法的排出削減義務の対象とした京都議定書に代えて、新興諸国も含めた全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な新たな国際枠組みを構築すべきであるとの主張を展開した。しかしながら、京都議定書第2約束期間設定反対という日本の主張の中核的な部分については多数の支持を得ることはできず、2011年のダーバン合意においては京都議定書第2約束期間を設定することが盛り込まれる結果となった。一方で、一連の多国間交渉の過程で大多数の国々の支持を集めたのは、米国、そしてEUの提案であった。2009年末にデンマーク・コペンハーゲンで開催されたコペンハーゲン会議（COP15・CMP5）においては、全ての主要国による自主的な排出削減目標の設定とその国際的なレビューの仕組みを二本柱とする新たな国際枠組みを構築すべきとの米国の提案を軸にコペンハーゲン合意⁸が取りまとめられた。コペンハーゲン会議では一部の国々の強硬な反対の結果、コペンハーゲン合意の採択には至らず、コペンハーゲン合意に留意する旨決定するとどまったが、翌2010年になると大多数の国々がコペンハーゲン合意への賛同の意思を表明し、同年末にメキシコ・カンクンで開催されたカンクン会議（COP16・CMP6）においては、コペンハーゲン合意を基礎にカンクン合意⁹が採択された。2011年末に南アフリカ・ダーバンで開催されたダーバン会議（COP17・CMP7）においては、京都議定書第2約束期間を設定する条件

⁶ 「気候変動に関する政府間パネル（IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change）」は、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。文部科学省・経済産業省・気象庁・環境省『気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書統合報告書の公表について』（報道発表資料，平成19年11月1日），別紙2，アクセス日：2013年12月20日，http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=10504&hou_id=9055.

⁷ IPCC, *Climate Change 2007: Synthesis Report* (Geneva: IPCC, 2007).

⁸ *Copenhagen Accord*, Decision 2/CP.15 (FCCC/CP/2009/11/Add.1, March 30, 2010).

⁹ *The Cancun Agreements: Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention*, Decision 1/CP.16 (FCCC/CP/2010/7/Add.1, March 15, 2011); *The Cancun Agreements: Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at Its Fifteenth Session*, Decision 1/CMP.6 (FCCC/KP/CMP/2010/12/Add.1, March 15, 2011).

として、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある新たな国際枠組みを 2015 年までに採択し 2020 年から発効させるとの工程表を EU が提案し、中国やインドの強い抵抗にも関わらず、最終的には EU 案をベースとしたダーバン合意が採択されることとなった。

気候変動問題を巡る多国間交渉は、「武器なき環境戦争」とも呼ばれる¹⁰。そして、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉は、正にそうした比喻が当てはまる激しい議論の応酬と波乱に満ちたものであった¹¹。そしてポスト京都議定書を巡るこうした一連の多国間交渉の過程に関する本論文の主たる関心は、この「武器なき環境戦争」の結果を左右する政治力学である。世界全体の温室効果ガスの排出削減という観点からはもっとも実効性が高いと思われる日本の提案ではなく、なぜ米国や EU の提案をベースに合意が成立したのか。また、米国の提案をベースとしたコペンハーゲン合意はなぜコペンハーゲン会議では採択されなかったのか。そして、コペンハーゲン会議での採択失敗にもかかわらず、カンクン会議ではなぜコペンハーゲン合意の内容を踏襲した形でカンクン合意が成立したのか。また、中国やインドは、途上諸国に対する温室効果ガス排出削減の法的義務付けには一貫して反対の立場をとり続けたにも関わらず、ダーバン会議においてなぜ最後は妥協せざるを得なくなつたのであろうか。本論文の目的は、その要因を探ることにある。

気候変動問題を巡る多国間交渉に関する先行研究においては、いずれの国の主張が優位になり、他は重視されないのかの政治力学については、しばしばパワーや経済的利益の要因、あるいはリーダーシップ論などの交渉の要因に着目して分析が行われている¹²。しかしながら本論文においては、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉について、温室効果ガスの排出削減に関してどの国がどのような責任を負うべきかという規範¹³を巡る政策アイデア（規範的アイデア）の衝突と調整という側面に着目する。規範の衝突と調整の政治力学は、国際関係理論における規範研究において重要課題の一つとされている一方¹⁴、国際レ

¹⁰ 池上彰・手嶋龍一『武器なき“環境”戦争』（角川 SS コミュニケーションズ, 2010）。

¹¹ 加納雄大（元外務省国際協力局気候変動課長）『環境外交：気候変動交渉とグローバル・ガバナンス』（信山社, 2013）, 25.

¹² パワーの要因とリーダーシップの要因に着目したものとしては、例えば、蟹江憲史『地球環境外交と国内政策：京都議定書をめぐるオランダの外交と政策』（慶應義塾大学出版会, 2001）。また、特に経済的利益の要因に着目したものとしては、例えば澤昭裕『エコ亡国論』（新潮社, 2010）。

¹³ 「規範（norm）」の定義としては、一般的には「ある行為者のアイデンティティに相応しい適切な行動に関する共通の期待」とされており、「当為（oughtness）」を表すと同時に評価の基準ともなるものとされている。このうち本論文においては、特に「当為（oughtness）」、すなわち、温室効果ガスの排出削減に関しどの国がどのような責任を負うべきかを表すものとして「規範」の語を用いるものとする。規範の定義については、例えば、Peter J. Katzenstein, “Introduction: Alternative Perspectives on National Security,” in *The Culture of National Security: Norms and Identity in World Politics*, ed. Peter J. Katzenstein (New York: Columbia University Press, 1996), 5; Ann Florini, “The Evolution of International Norms,” *International Studies Quarterly* 40 (1996): 364-65; 山本吉宣『国際レジームとガバナンス』（有斐閣, 2008）, 44.

¹⁴ 例えば納家は、「規範が間主観的に構成されるのはむしろ当然であるが、問題なのはなぜいずれの規範が優位になり他は重視されないか、間主観的な意味の構成に方向を与えるものは、何か」が今後の規範研究の課題であると指摘している。納家政嗣「序文 国際

ゲームの形成・維持・発展に関する従来の分析枠組みにおいては、本章第2節において後述するように規範的アイデアの衝突と調整の政治力学については、必ずしも正面から十分な分析対象とはされていない。こうした中で本論文は、規範的アイデア間のアイデア論争という側面に着目して、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉における規範的アイデアの衝突と調整の政治力学について分析を試みるものである。

以下では、まずポスト京都議定書を巡る多国間交渉について、おおよその展開を概観する。その上で、本章第2節以降では先行研究について検討を行い、残された課題を明らかにした上で、本論文における分析枠組みを提示する。第2章ではポスト京都議定書を巡る多国間交渉の構造と特色を概観する。第3章から第5章までの各章においては、2009年のコペンハーゲン会議（COP15・CMP5）、2010年のカンクン会議（COP16・CMP6）、2011年のダーバン会議（COP17・CMP7）の三つの事例を時系列に沿ってそれぞれ取り上げ、交渉の過程でどのような規範的アイデアが競合したかに着目して、その衝突と調整の過程を追跡（プロセス・トレーシング）し、いずれの規範的アイデアが優位に立ったのかを明らかにしていく。第6章においては、本章第3節で提示した分析枠組みを踏まえ、各事例の比較分析を行い、規範的アイデアの衝突と調整の場面における規範的アイデア自体の妥当性の作用について分析を行う。以上を踏まえて、本論文によって得られた知見とその政策的意義について考察するとともに、今後の残された課題を明らかにしたい。

第2項 ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の展開

現行の気候変動レジーム（気候変動に関する国際レジーム）は、理念、原則等の基本的な枠組みを定めた気候変動枠組条約と同条約に基づき採択された京都議定書の二つを中核としている。このうち京都議定書は、気候変動枠組条約の附属書I国（主として先進諸国）に対し、2008年から2012年までの期間（第1約束期間）における二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を基準年比（原則として1990年比）で一定割合以下に削減することを義務付けており¹⁵、温室効果ガスの具体的な排出削減義務を国際法上初めて義務付けたという点で歴史的な意義を有する議定書となっている。しかしながら、京都議定書は一部の先進諸国のみを法的削減義務を課す仕組みとなっており、かつ、米国は京都議定書に署名したものの、結局は京都議定書を批准しなかった。この結果、例えば京都議定書が発効した2005年時点の二酸化炭素排出量で見ると世界第1位及び第2位の排出国であり、二カ国の合計で世界全体の二酸化炭素排出量の約4割を占める米中両国が京都議定書に基づく排出削減義務を負っていない一方、排出削減義務を負っているその他の先進諸国（EU各国や

政治学と規範研究」『国際政治』143（2005年11月）：7。また、大矢根は、「『規範の国際関係論』はますます必要になっている。ただし、規範を捉えて分析するには、まず分析枠組みに取り組む必要がある。規範の存在と作用は捉えにくく、恣意的な把握や規範論な議論〔ママ〕に陥りかねないからである。また、従来の分析枠組みが規範の存在と力学を矮小化しかねないからである。」と指摘している。大矢根聡「コンストラクティヴィズムの視座と分析：規範の衝突・調整の実証的分析へ」『国際政治』143号（2005年11月）：137。

¹⁵ 例えば日本は、基準年（原則として1990年）比で第1約束期間（2008～2012年）の間に6%の削減、米国は7%の削減、EU（旧EU15カ国）は8%の削減と定められている。

日本など)の二酸化炭素排出量の合計は世界全体の排出量の約3割を占めるにすぎない形となった¹⁶。このため、世界全体の温室効果ガス排出総量の削減を進めていく上で現行の京都議定書は実効性に欠け、不十分であるとの指摘が多く先進諸国からなされてきた。その一方で京都議定書は、2013年以降(第2約束期間以降)の先進諸国の具体的な排出削減義務の内容については2005年以降議論を開始し、改めて京都議定書締約国会議(CMP)で決定すべきことを規定しており、京都議定書の枠組みは2013年以降も継続することが前提とされていた¹⁷。

こうした中で京都議定書発効後最初に開催された2005年のモントリオール会議(COP11・CMP1)では、「京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP¹⁸)」の設置が決定され¹⁹、京都議定書第2約束期間における先進諸国の更なる排出削減義務に関する議論が行われることとなった。しかし、これはあくまでも現行の京都議定書の延長線上で議論を行おうとするものであり、京都議定書で排出削減義務を負っていない他の主要国(米国、中国、インドなど)を含めた形での包括的な国際枠組みについて議論するためのものではなかった。こうした検討の枠組みに警戒感を抱いた先進諸国(米国を除く。)は、2007年にインドネシア・バリで開催されたバリ会議(COP13・CMP3)において、全ての主要国を含めた包括的な国際枠組みについても議論を開始すべきであると強く主張した。これに対して、京都議定書に基づく排出削減義務を負っていない米国や新興諸国を始めとする途上諸国が強く抵抗し、会議は終盤まで難航した。最終的には米中が妥協する形でバリ行動計画²⁰が採択され、AWG-KPにおける京都議定書第2約束期間の設定に関する検討と並行して、新たに「気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会(AWG-LCA²¹)」を立ち上げ、京都議定書第1約束期間終了後の2013年以降の包括的な国際枠組みについて検討を行い、2009年のCOP15において採択することなどが合意に盛り込まれた。バリ行動計画の重要なポイントは、先進諸国のみならず、途上諸国も対象とした包括的な国際枠組みの構築がCOP(気候変動枠組条約締約国会議)の正式な検討課題として位置付けられたこと、そしてこの包括的な国際枠組みの構

¹⁶ IEAのデータを基に筆者集計。IEA, *CO₂ Emissions from Fuel Combustion: Highlights*, 2013 ed. (Paris: IEA, 2013), 50-52.

¹⁷ 京都議定書第3条第9においては、「附属書Iに掲げる締約国のその後の期間に係る約束については、第21条7の規定に従って採択される附属書B(筆者注:先進諸国の排出削減・抑制義務の数値目標を記載した附属書)の改正において決定する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、に定める一回目の約束期間が満了する少なくとも七年前に当該約束の検討を開始する。」と規定されている。

¹⁸ Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol

¹⁹ *Consideration of Commitments for Subsequent Periods for Parties Included in Annex I to the Convention under Article 3, Paragraph 9, of the Kyoto Protocol*, Decision 1/CMP.1 (FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.1, March 30, 2006).

²⁰ *Bali Action Plan*, Decision 1/CP.13 (FCCC/CP/2007/6/add.1, March 14, 2008).

²¹ Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention

築に関しては、2009年のコペンハーゲン会議において、その在り方について合意するとの具体的な交渉期限が設定されたことである²²。また、2007年のバリ会議においては、京都議定書第2約束期間の取り扱いに関するAWG-KPにおける今後の検討の作業計画についても合意がなされ、AWG-KPの検討作業の結果について同じく2009年に結論を得ることとされた²³。この結果、全ての主要国を対象とした包括的な国際枠組みの構築と京都議定書第2約束期間の取り扱いの二つの論点について、2009年に同時に結論を得ることとされたのである。

しかしながらその後の交渉は難航を極め、後述するように決裂の危機を繰り返しながら、紆余曲折を辿ることとなった。バリ行動計画において2009年のコペンハーゲン会議(COP15・CMP5)でポスト京都議定書の新たな国際枠組みについて決定するとの期限が設定されたことを受け、コペンハーゲン会議においては議長国デンマークの招待に応じる形で世界百カ国以上の首脳が一堂に会し、合意成立を目指した。しかしながら、途上国を含む全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を求める先進諸国の主張と、途上諸国の取組はあくまでも自主的なものとした上で京都議定書第2約束期間の設定を求める途上諸国の主張が正面から衝突し、会議は決裂の危機に瀕した。会議予定日最終日になって、各国の対立を先送りする形で、まずは、全ての主要国による自主的な排出削減目標の設定とその達成に向けた各国の取組状況の国際的なレビューの仕組みを二本柱とする米国の提案を軸としたコペンハーゲン合意の案文が取りまとめられたが、一部途上国の反対により、これも採択に失敗し、ポスト京都議定書の国際枠組み作りは一旦頓挫することとなった。

しかしながら翌2010年になると、気候変動レジームを発展させていくことが各国の共通の利益であり、何としても合意を形成すべきとの機運が盛り上がり、主要国を含む大多数の国々がコペンハーゲン合意への賛意を表明するに至った。同年末にメキシコ・カンクンで開催されたカンクン会議(COP16・CMP6)においては、コペンハーゲン合意を基礎としてカンクン合意が採択された。その一方で、京都議定書第2約束期間を設定するかどうかや全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを新たに構築することとするかどうかの二つの論点については、議論は平行線を辿った。京都議定書第2約束期間の設定については、特に日本が会議冒頭から強硬な反対論を展開するとともに、京都議定書第2約束期間の設定に代えて、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を強く主張し、ロシア及びカナダの二カ国が日本に同調した。またEUは、京都議定書第2約束期間の設定自体には賛成しつつも、その設定は、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの一部をなすものとして位置付けるべきであると主張した。一方、途上諸国は、京都議定書第2約束期間の設定を強く求め、特に

²² なお、交渉期限を2009年に設定したのは、京都議定書の第1約束期間(2008年～2012年)とポスト京都議定書の次期国際枠組みに基づく取組との間に空白期間が生じないようにするためには、各国による批准手続を経て新議定書の発効までに要する期間を考慮したものと考えられる。

²³ *Report of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol on Its Resumed Fourth Session, Held in Bali from 3 to 15 December 2007* (FCCC/KP/AWG/2007/5, February 5, 2008), para. 22 and Annex 1.

中国、インドは、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある新たな国際枠組みの構築には強硬に反対した。この結果、京都議定書第2約束期間の設定や全ての主要国を対象とした法的拘束力のある国際枠組みの構築の二つの主要論点については、翌年のダーバン会議に結論は先送りされた。

そして、京都議定書の第1約束期間が終了する2012年の前年の2011年末に南アフリカ・ダーバンで開催されたダーバン会議（COP17・CMP7）においては、この先送りされた論点を巡ってEUと中国・インドが激しく衝突した。日露加の三カ国が、京都議定書第2約束期間が設定されても自らは参加しないとの方針を表明する中、EUは京都議定書第2約束期間の設定を受け入れる姿勢を表明し、その受け入れの条件として、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある新たな国際枠組みを2015年までに採択し、2020年からスタートさせるとのロードマップを気候変動枠組条約締約国会議決定（COP決定）として採択すべきことを強く主張した。これに対して中国・インドの二カ国は、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築にはあくまでも反対の立場を貫き、会議は土壇場まで紛糾した。この結果、会議最終予定日を過ぎても合意が成立せず、閣僚間の徹夜交渉の末、当初の最終予定日から二日遅れの12月11日日曜日未明になって妥協が成立し、ポスト京都議定書の基本的内容を定めたダーバン合意がようやく採択され、ポスト京都議定書を巡る多国間国際交渉は大枠について決着をみることとなった。

第2節 関連する先行研究

ポスト京都議定書を巡る多国間交渉において様々な規範的アイデアが衝突し、合意を目指して調整が図られる中で、なぜいづれの規範的アイデアが優位になり、他はそうならないのかという本論文の主題を直接扱った先行研究はないものの、本論文の関心事項の各側面に関連する様々な議論がこれまでなされてきている。関連する先行研究としては、①国際レジームの形成・維持・発展における規範の作用を分析したもの、②国際規範の形成過程における規範の競合の政治力学について分析したもの、③国際交渉や国内政治における政策アイデアの競合に着目して、その政治力学について分析したもの、④多国間交渉における討議のプロセスに着目して、主張の妥当性の作用を分析したもの、⑤国際レジームの形成・維持・発展における規範の要因の作用と他の要因の作用との相関について分析したものを挙げるができる。以下ではこれらの先行研究について概観することとしたい。

第1項 国際レジームの形成・維持・発展における規範の作用に関する先行研究

国際レジームの形成・維持・発展の要因としては、通常、パワーの要因、経済的利益の要因、規範や知識などの観念的な要因が指摘されている²⁴。そして、規範的なイシューである地球環境問題については、規範の要因が特に強く作用することが指摘されており、先行研究においては、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）などの科学的知見を踏まえた地球環境保全が望ましいとする一般的な規範が各アクターに大きな影響を及ぼしたことが

²⁴ 山本『国際レジーム』59.

明らかにされている²⁵。

こうした中で、国際レジームの形成・維持・発展を巡って複数の規範が対立する場合における規範の影響に特に着目した分析を行ったのが阪口²⁶である。阪口は、IWC²⁷レジームの変容プロセスを、鯨資源の持続可能な利用規範と捕鯨の禁止規範との対立という観点から捉えて分析を行い、活動家型 NGO の活動によって大多数の国々において捕鯨の禁止規範が浸透した結果、IWC レジームは捕鯨を「管理」するレジームから捕鯨を「禁止」するレジームへと大きく変容したと指摘している。また、特に気候変動レジームの形成・維持・発展における規範の対立に着目した分析を行っているのが山田²⁸である。山田は、気候変動レジームを巡るこれまでの多国間交渉は温室効果ガスの排出削減に関する二つの規範の対立軸から捉えることができるとしている。第一の対立軸は削減方法の効率性を巡る対立軸であり、①各国はあくまでも自国内での削減に努めるべきであるとする「国内削減」規範と、②国ごとに削減費用が異なるため、費用を最小化するためには最も費用対効果の高い国において削減を行うべきとする「国際効率性」規範との対立軸であると指摘している。第二の対立軸は削減負担の公平性を巡る対立であり、③気候変動の原因を作ってきた先進諸国が削減の主たる責任を負うべきであるとする「責任差異化」規範と、④先進諸国も途上諸国も差別することなく現時点及び将来の排出量に応じて削減の責任を負うべきとする「責任共有」規範の対立軸であるとしている。山田は、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉の結果、気候変動レジームが、①の国内削減規範と③の責任差異化規範に基づくものから、①の国内削減規範と④の責任共有規範に基づくものへと変容を遂げたと指摘した上で、主要な大国がどのような規範を優先しているかが交渉の行方を左右したと述べている。具体的には、EU が第一の対立軸を重視し国内削減規範を優先した一方、米国は第二の対立軸を重視し責任共有規範を優先した結果、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉においては、①の国内削減規範と④の責任共有規範を組み合わせる形で合意が成立したとしている。

これらの先行研究は、国際レジームの形成・維持・発展を巡る規範の対立に着目し、主要各国に浸透し、内面化された規範が国際レジームの形成・維持・発展の方向性を左右したことを明らかにしている点で、本論文にも有益な示唆を与えるものとなっている。ただしここで指摘しておくべき点は、これらの先行研究は、規範が各アクターに作用する側面に着目し、国際レジームの形成・維持・発展を巡っていずれの規範が主要アクターに浸透し、内面化されたかに焦点を当てた分析を行っている一方、各アクターの行動によって規

²⁵ 例えば、山田高敬「地球環境領域における国際秩序の構築」藤原帰一・李鍾元・古城佳子・石田淳一編『国際政治講座④ 国際秩序の変動』（東京大学出版会、2004）、214-25；山田高敬「地球環境」山田高敬・大矢根聡編『グローバル社会の国際関係論』新版（有斐閣、2011）。

²⁶ 阪口功「IWC レジームの変容：活動家型 NGO の戦略と規範の受容プロセス」『国際政治』153号（2008年11月）：42-57。

²⁷ International Whaling Commission (国際捕鯨委員会)

²⁸ 山田高敬「地球環境：『ポスト京都』の交渉における国際規範の役割」大矢根聡編『コンストラクティヴィズムの国際関係論』（有斐閣、2013）。

規範が形成され、維持、変化する側面（すなわち、各アクターが規範に作用する側面）には必ずしも着目していないという点である²⁹。したがって、国際レジームの形成・維持・発展を巡る多国間交渉において、様々なアクターが相競合する規範的アイデアを提唱している場合において、いずれのアクターが提唱する規範的アイデアが優位に立ち、国際レジームの規範として制度化されるのかの政治力学については、これらの先行研究においては必ずしも正面から分析の対象とはされていないと考えられる。前述の山田の分析においても、EU が重視する規範と米国が重視する規範とがそれぞれ異なった対立軸のものであり、両立が可能であったため合意が成立したとしているが、それでは主要な大国が優先する規範が並び立たない場合（例えば一方が責任差異化規範を重視し、他方が責任共有化規範を重視するような場合）において、いずれの規範が優位に立つのかについては必ずしも明らかにされておらず、この点が課題として残されている。

一方、国際レジームがアクターが提唱する規範的アイデアによって形成され、維持、変化する側面に着目して、規範の対立という観点も含めて、国際レジームの形成・維持・発展における規範の作用に関して規範の制度化という観点に立った分析視角を提示しているのが山本³⁰である。山本は、国際レジームの包括的な定義として、Krasner による「国際関係の特定の分野における明示的、あるいは暗黙の原理、規範、ルール、そして意思決定手続のセットであり、それを中心として行為者の期待が収斂していくもの」³¹という定義を紹介した上で、国際レジームの形成・維持・発展における規範の作用を分析するに当たっては、国際レジームの要素の一つとして規範が含まれており、規範で規範を説明しようとする面があることに注意しなければならないと指摘している。この点に関し山本は、規範はレジームの外で形成・受容される側面があり、それがレジームの規範に取り込まれる（すなわち国際レジームの一要素として制度化される）、ということであると説明している。さらに山本は、国際レジームの規範に取り込まれる前の規範は個別の主体によって保持されているものであり、それが主体間にどのくらい共有されているか（すなわち、どれくらい間主観性を獲得しているか）は様々なレベルが存在し、通常は主体間でまったく共有されていない場合と完全に共有されている場合の中間にあるため、部分的に規範を共有する主体がコミュニケーションや説得、討議のプロセスを通じて相互作用しつつ国際レジームが形成されると指摘している。そして、規範が一定の目的や政治的な実践のために構成されることがあり、もし規範をこのような機能に着目して捉えれば、国際レジームの形成・維持・発展過程において、それぞれの主体（の連合）が提唱する規範が衝突する場面が出現すると指摘している。

また、レジームの外で形成・受容された規範が国際レジームに取り込まれていくという規範の制度化の分析視角を気候変動レジームの形成・維持・発展に当てはめて分析したの

²⁹ この点に関し例えば大矢根は、国際関係における規範の作用には、①規範がアクターに作用する側面と②規範がアクターの行動によって形成され、維持、変化する側面との二つの側面があることを指摘している。大矢根「視座と分析」131。

³⁰ 山本『国際レジーム』第2章及び第3章。

³¹ Stephen D. Krasner, “Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variables,” in *International Regimes*, ed. Stephen D. Krasner (Ithaca: Cornell University Press, 1983), 2.

が渡邊³²である。渡邊は、気候変動レジームの形成・維持・発展過程は、規範企業家による規範的アイデア（規範的主張）が枠組条約としての制度化を通じて規範性を獲得し、各国へと浸透していく「規範の浸透」としてある程度説明ができるとしている。しかしながら、「規範の浸透」という捉え方は、規範の最終形態を前提として規範の作用を捉えている点で問題があるとして、当初の規範がそのまま浸透していくわけではないことに留意する必要があると渡邊は指摘している。具体的には、規範は、様々な機会で論じられる中で生成され、国際レジームの一要素としてルール化されていくのであり、各アクターの当初の規範的アイデア（規範的主張）がそのままの形で制度化されるわけではなく、特に、制度化の過程では複数の規範的アイデアの対立・調整が問題となるため、規範の最終形態を前提に「規範の浸透」を論じることは問題があると指摘している。その上で渡邊は、気候変動枠組条約を介した制度化の過程における規範の作用を、①規範的アイデアが気候変動枠組条約の成立に果たす作用と、②気候変動枠組条約の一要素として制度化された規範がさらなる気候変動レジームの発展に果たす役割の二つの側面に分けて捉えることが必要であるとしている。そして、気候変動枠組条約の成立によって、気候変動問題は第一義的には先進国の問題であるという規範的アイデアが「共通だが差異のある責任の原則」として制度化され、当該規範の頑健性が、1997年の京都会議（COP3）での京都議定書策定を巡る多国間交渉において、途上国も法的な排出削減義務の対象とすべきとする米国の規範的アイデアを阻む結果となったと指摘している。

本論文の主題との関係で山本や渡邊の指摘で特に重要な点は次の三点であり、本論文における分析枠組みを構築するに当たって有用な視点を提供するものとなっている。第一に、規範の作用を論じるに当たっては、①国際レジームの一要素として制度化された規範の作用と、②国際レジームの一要素としてまだ制度化されておらず各アクターの規範的アイデア（規範的主張）にとどまっている規範の作用とを区別して捉える必要があると指摘している点である。第二に、規範的アイデアの作用に関しては、国際レジームの形成・維持・発展を巡って各アクターが相互に対立・競合する規範的アイデアをそれぞれ提唱する場合において、各規範的アイデアが相互作用しつつ、国際レジームは形成・維持・発展するとの分析視角を提示し、各アクターの当初の規範的アイデアがそのままの形で国際レジームの一要素として制度化されるのではないと指摘している点である。第三に、規範的アイデアの競合を左右する要因の一つとして、レジームの一要素として制度化された規範（先行規範）の作用を指摘し、枠組条約として制度化された規範が、規範的アイデアの競合の政治力学に影響を及ぼしていると指摘している点である。

ただし、山本や渡邊も、国際レジームの形成・維持・発展において相対立・競合する規範的アイデアを各アクターが提唱している場合において、なぜいずれの規範的アイデアが優位に立ち、他はそうならないのかの政治力学については必ずしも十分に分析対象とはしていない。そこで以下ではこの点に関連する先行研究について概観することとしたい。

³² 渡邊智明「地球環境政治の制度化：枠組み条約の『フレーム』と『規範』」『政治研究』53 (2006年3月): 31-60.

第2項 国際規範の形成過程における規範の競合の政治力学に関する先行研究

国際関係における規範の変動の局面において相競合する様々な規範の中で、なぜいずれかの規範が優位になり（すなわち国際規範として確立し）、他はそうならないのかに関する政治力学を正面から扱った先行研究としては、まず Florini³³の論考を挙げることができる。Florini は、進化論における自然淘汰の比喻を用いて、複数の規範が競合する状況を規範のプール（norm pool）になぞらえ、新たに登場した規範がこのプールの中での生存競争で生き残り、既存の規範にとって代わる形で国際的な影響力を発揮するに至るためには、①当該規範が規範のプールの中において橋頭堡を築けるだけの顕著さ（prominence）を初期の段階で獲得していること、②先行規範との整合性（coherence）を有するものであること、そして③当該規範の生き残りにとって有利な外部環境（environment）が存在することの三つの条件をすべて満たす必要があると指摘している。

Florini は第一に、ある規範が顕著さを獲得するためには、当該規範の国際的な定着に向けた規範企業家（norm entrepreneurs）による熱心な努力が必要であり、当該規範企業家が大国（powerful state）であればあるほど、当該規範の顕著さは増すと指摘している。第二に、先行規範との整合性に関しては、新たな規範は数多くの先行規範が既に存在する規範のプールの中で登場するものであるため、その生き残りのためにはこれらの先行規範³⁴と整合性のとれたものであることが必要であり、先行規範との整合性が高い規範ほど正統性の高い規範として生き残りの可能性が高くなると Florini は指摘している。そして、国際交渉の大半は、新たな規範（specific potential new norms）を、既存の国際法体系に体现された先行規範の枠組み（existing normative framework）の拡充として許容することが可能かどうかという点に関する国際交渉に他ならないと指摘している。第三に Florini は、新たな規範の生き残りにとって有利な国際環境（各国間の力関係や技術進歩など）の存在を指摘している。例えば、Florini は、軍事面の透明性確保規範を例に挙げ、イラクによる秘密裏の大量破壊兵器の開発といった国際的な事件や、他国の軍事情報の入手に関する様々な科学技術の発展などを、軍事面の透明性確保規範が影響力を発揮する上で有利な国際環境として作用したと指摘している。そして Florini は、①革命などによる指導者層の大幅な交代、②先行規範の明らかな破綻、③先行規範がまだ十分に確立していない新たな問題領域が登場した場合のいずれかの場合に国際規範は変動すると見込まれると指摘した上で、その際に新たな規範として選択される規範は上記三条件をすべて満たす規範であり、当該規範が、他国による模倣（emulation）のプロセスを通じて国際的な広がりを見せ、国際規範としての地位を獲得することとなると述べている。

規範の競合の政治力学について、Florini が規範の誕生から国際規範化までの全体を通じて「模倣」（emulation）が果たす役割が重要であると指摘しているのに対し、規範が誕生し国際規範として確立するに至る一連の過程を規範のライフサイクルとしてとらえ、ライ

³³ Ann Florini, “The Evolution of International Norms,” *International Studies Quarterly* 40 (1996): 363-89.

³⁴ なお、ここでいう先行規範の中には、新たに登場した規範が競合することとなる先行規範（すなわち挑戦規範が取って代わろうとする既存の規範）は含まれないと Florini は整理している。Ibid., 374.

フサイクルの各段階に分けて規範の競合に関する政治力学を分析しているのが Finnemore と Sikkink³⁵である。Finnemore と Sikkink は、規範が国際政治における影響力を発揮するに至る規範のライフサイクルを①規範の登場 (norm emergence)、②規範の連鎖的な広がり (norm cascade)、③規範の国際化 (internationalization) の三段階の過程に分類している。この一連の過程において特に重要なのは①の段階から②の段階への移行であり、この移行が生じるための条件として、当該規範が臨界点 (tipping point) を超えることが必要であるとし、この臨界点のメルクマールとして、概ね3分の1以上の関係国が当該規範を支持し、かつ、当該国がなくてはその規範が国際規範として意味をなさない重要な国が当該規範を支持するようになることの二つを挙げている。そして、この臨界点を乗り越えるためには、規範企業家 (norm entrepreneurs) による説得 (persuasion) が重要な役割を果たすと指摘している。

Finnemore と Sikkink は、全ての規範がこのライフサイクルを全うするわけではない (すなわち多くの規範が①の段階から②の段階への移行に失敗する)ことを指摘した上で、様々な規範が競合する中でいずれの規範が国際的な影響力を発揮するに至るかについて、二つの仮説的要因を提示している。第一の要因は、当該規範の顕著さ (prominence) であり、当該規範を提唱している国が国際社会において成功を収め、好ましいモデルと目されている国であればあるほど、当該規範は国際的な影響力を発揮しやすいのではないかと指摘している。第二の要因は、当該規範の本質的な特徴 (intrinsic characteristics) であり、この要因はさらに形式面の特徴と実質面の特徴の二つに分けて捉えられている。形式面の特徴としては、明確で特定しやすい規範であればあるほど、国際的な影響力を発揮しやすいのではないかと指摘されている。また、実質面の特徴としては、特に国際法の分野に関連して、先行規範との近接性 (adjacency) が高い規範ほど国際的な影響力を発揮しやすいのではないかと指摘している。さらに Finnemore と Sikkink は、説得 (persuasion) のプロセスを通じて、主観的なアイデアが間主観性を有する規範になると指摘しつつ、相競合する規範的主張 (normative claims) がある場合、この説得のプロセスにおいていずれの規範的主張が優位に立つかについては、法律学のアプローチに基づき当該規範の先行規範との整合性を強調する見解と、心理学のアプローチに基づき、主観的要因 (共感など) も重要視する見解の二つがあることを紹介しつつ、いずれの見解が妥当かについてはさらに検証が必要であり、今後の課題であると指摘している。

相競合する規範の中で、いずれの規範が優位になり、他はそうならないのかを左右する要因に関する Florini の議論と Finnemore と Sikkink の議論は、特に規範の顕著さや先行規範との整合性を重要な要因として挙げている点において共通する部分が大きいと云える。その一方で Florini の議論と Finnemore と Sikkink の議論が大きく異なる点は、前者の議論においては、規範のライフサイクルの段階ごとの違いに着目することなく、規範が一定の要件を満たせば模倣 (emulation) のプロセスを通じて規範が国際化すると述べるにとどまっている一方、後者の議論においては、規範が登場してから国際規範化するまでの各ライフサイクルの段階ごとで、規範の競合の政治力学は異なったものとなると指摘している点である。Finnemore と Sikkink によれば、「規範の登場」 (norm emergence) の段階から「規

³⁵ Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, "International Norm Dynamics and Political Change," *International Organization* 52, no. 4 (Autumn 1998): 887-917.

「規範の連鎖的な広がり」(norm cascade)の段階に移行するための臨界点を超える上では説得(persuasion)が果たす役割が重要である一方、「規範の連鎖的な広がり」(norm cascade)の段階から「規範の国際化」(internationalization)の段階に至るまでには、説得(persuasion)よりも社会化(socialization)のメカニズムが働くこととなると指摘している。ポスト京都議定書を巡る多国間交渉における各国の主張のせめぎあいは、各国が主張するいずれの規範も加盟各国の間での連鎖的な支持の広がり(規範の登場段階)に至っていないという意味において「規範の登場段階」にある規範間の競合であると考えられ、「規範の登場」段階においては「説得」(persuasion)が果たす役割が大きいとする Finnemore と Sikkink の指摘は、本論文にも有益な示唆を与えるものとなっている。

一方、Florini の議論や Finnemore と Sikkink の議論においてともに共通する点は、両者とも規範の「競合」に力点を置きつつ、競合規範間の「調整」については正面から分析対象とされていないことである。さらに、各規範が登場してから国際規範化するまでの間における他の競合規範との相互作用を通じた当該規範の内容面の変化のプロセスや力学については分析の対象とはされていない。これに対して、先行規範と挑戦規範の衝突と調整という観点から、競合規範間の相互作用を正面から捉えた分析視角を提示している先行研究として、大矢根³⁶の論考を挙げることができる。大矢根は、規範を巡る国際関係に関し、①規範がアクターに作用する側面と、②規範がアクターの行動によって形成され、維持、変化する側面を区別した上で、後者の側面は、アクターが特定の理念やその修正構想を提起し、それらが広範な関係者の間主観的意味へと発展してゆく、又は、アクターが既存の間主観的意味を肯定し続け、その変化を防ぐ過程として捉えることができるとしている。また、規範の形成、変化は、通常は先行規範と競合しながら実現し、規範の維持もまた新たな規範の挑戦を退けてこそ可能になると指摘しており、規範の形成、維持、変化は、先行規範と挑戦規範の衝突と調整の結果変数であるとの分析視角を提示している。そして、こうした規範を巡る政治力学の分析に当たっては、関係アクターによる規範の受容、提起などが鍵となるため、物理的影響力の行使にもまして説得や討議のプロセスが重要であるとの認識を示した上で、規範の内容自体にもまして規範の変動に関連するアクター(規範企業家など)の動態、その類型やパターンが、規範の変動を巡る因果関係に関する有望な分析ポイントになるとの見解を示している。

本項で紹介した以上の先行研究を踏まえれば、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉における規範の衝突と調整の政治力学を考える上では、各規範的アイデアの顕著さや先行規範との適合性も重要な要因として取り扱うことが重要であると考えられる。その際、特に説得のプロセスに着目して分析を行うことが重要であると考えられる。ただし、これらの先行研究の分析枠組みを本論文の分析枠組みに応用するに当たっては、いくつか留意すべき点があると考えられる。第一に、Florini や Finnemore と Sikkink が分析の対象とする規範の変動が数年以上にわたる長期間における規範の変動を対象としているのに対し、本論文で対象とする規範の変動(すなわちポスト京都議定書を巡る国際レジームの形成・維持・発展)は、2週間程度の短期間で行われる締約国会議の場を中心とした多国間交渉の結果としての規範の変動であり、Florini の論考や Finnemore と Sikkink の論考がそのまま当て

³⁶ 大矢根「視座と分析」。

はまるかどうかはさらに検証が必要であると考えられる。第二に、Finnemore と Sikkink や大矢根は、規範間の競合又は衝突と調整の政治力学について規範企業家による説得のプロセスが重要であると指摘しているが、説得のプロセスがどのような場合にうまくいくかの要因分析については、さらなる検証が必要であると述べるにとどまっており、この点が今後の課題として残されたものとなっている。第三に、Florini、Finnemore と Sikkink、そして大矢根のいずれの論考にも共通する点として、規範そのものに着目するあまり、国際関係における力や利益の要因との相関については必ずしも十分に考察の対象とされていない点である。しかしながら、納家³⁷が指摘するように、競合する規範の中で、なぜいずれの規範が国際規範化し、他はそうならないのか、規範の優劣だけでそれが決まるとは考えにくい。そのため、国際関係に影響する力や利益の要因などの他の要因との相関も含めて規範の競合の政治力学を明らかにすることが重要であると考えられる。

第3項 政策アイデアの衝突と調整の政治力学に関する先行研究

ポスト京都議定書を巡る多国間交渉における各国の主張の争いは、将来のあるべき国際規範の在り方に関するアイデア論争という意味において、政策アイデアの衝突と調整という側面からも捉えることができる。そして、アイデア論争という観点から国際交渉をとらえ、その政治力学を分析した先行研究として、大矢根³⁸の論考を挙げることができる。大矢根は、「政策アイデア」を「政策の立案、変更などに自律的影響力をもつような知的要素、具体的には理念、着想、知見などを指す」³⁹と定義した上で、日米及び米韓の半導体交渉の事例を経済的利益を巡る関係者のパワー・ゲームとしてではなく、伝統的な自由貿易主義に基づく政策アイデアと数値目標的な市場開放⁴⁰を求める政策アイデアとの間のアイデア論争と捉えた上で、この政策アイデアの衝突と調整が半導体交渉どのように影響したのかについて分析を行っている。大矢根は、アイデア論争は、支配的政策アイデアとその修正を求める対抗的な政策アイデアとの間で展開すると指摘した上で、日米韓半導体摩擦の事例においては、自由貿易主義という支配的政策アイデアに基づく国際レジームの想定しない問題が発生し、摩擦に発展して、当該レジームのルールが有効性を発揮できなくなった結果、その修正を求める対抗的政策アイデアが台頭し、日米韓各国において自由貿易レジームを支えていた既存の国内制度を変化させ、ひいては半導体分野の自由貿易レジームを変化させるに至ったと指摘している。そして、新たなアイデアとその支持基盤が制度化するならば、今度はそれが制度的慣性を持ち、それ以降の関係者はその拘束を受け始めるとしている。ただし、対抗的な政策アイデアが未整理で、新たに成立した国内制度と国際レジームが変化前を凌駕する政治的安定性を獲得できない場合、さらに別の対抗的なアイデアが新

³⁷ 納家「国際政治学」5-6.

³⁸ 大矢根聡『日米韓半導体摩擦：通商交渉の政治経済学』（有信堂，2002）.

³⁹ Ibid., 17.

⁴⁰ 例えば、「5年間で日本市場のシェア〔占有率〕20%まで、外国製半導体を導入」など。Ibid., 2.

たに浮上し、国内制度と国際レジームの再変化が生じるとしている。

大矢根の論考は、国際関係におけるパワーや利益の要因とは別に、政策アイデア自体の自律的な作用に着目し、政策アイデアが国際レジームの構造的変化にどのように作用するのかに着目した分析を行っている点において、本論文にも有益な示唆を与えるものとなっている。大矢根は、政策アイデアの作用する条件は十分に明らかではないとしつつも、政策アイデアが作用する条件に関する興味深い傾向をいくつか指摘している⁴¹。例えば、政策アイデアがその妥当性を客観的科学的に証明されている必要はなく、その訴求力を印象的な概念や明確な論理で確保し政策転換の根拠を提供すれば十分であったこと、政策アイデアは直線的に関係者に浸透せず、一定の妥協や既存のアイデアとの調整など部分的修正を経ていわば蛇行的に推移したこと、新たな政策アイデアには強い抵抗があり、アイデアの浸透は徐々に段階的に進んだことなどである。ただし、大矢根の分析枠組みは、ある政策アイデアが国際レジームとして制度化されていく過程に着目しているものの、その際に複数の政策アイデアが競合する場合において、いずれの政策アイデアが優位に立ち、他はそうならないのかの政治力学については必ずしも十分明らかにされておらず、この点が課題として残されている。

また、国内政治に関するものであるが、政策アイデアの競合の政治力学を正面から捉えて分析しているのが Kingdon⁴²である。Kingdon は、政策の専門家からなる政策コミュニティの中で多種多様な数多の政策アイデアが浮遊している状況を政策の原始プール (policy primeval soup) になぞらえ、この政策の原始スープの中で各政策アイデアが相互に競合・衝突し様々な政策アイデアの要素の組み直し (recombination) を通じて変化・発展を繰り返し、最終的には少数の政策アイデアのみが有望な政策アイデアとして浮上することとなると指摘している。そして、この政策アイデアの生存競争においては、政治的な権力や影響力、圧力などの要因に加え、当該政策アイデアの内容自体も重要な意味を持つと指摘した上で、政策アイデアの生き残りの条件として、①実現可能性 (technical feasibility)、②政策コミュニティメンバーの価値意識との整合性 (value acceptability)、③予算の制約の範囲内に収まることや世論や政治家の支持が得られる見込みがあることなど、政策アイデアが直面すると見込まれる制約の範囲内に収まる見通しがあること (anticipation of future constraints) の三つを Kingdon は挙げている。そして、これら三つの条件をクリアした一部の政策アイデアについては、説得 (persuasion) のプロセスを通じてバンドワゴン効果やテークオフ効果が生じ、最終的に有望な政策アイデアとして政策コミュニティの中で生き残ることになるとしている。なお、こうして政策コミュニティの中で生き残った少数の有望な政策アイデア (a short list of proposals) が、政策として決定されるためには政治的なコンセンサスが形成される必要があるが、政治的なコンセンサスが形成されるメカニズムは、上記の説得 (persuasion) のメカニズムとは別であり、政治的取引 (bargaining) のメカニズムを通じて政治的なコンセンサスは形成されるため、最終的な政策には様々な政策アイデアの要素が盛り込まれることになるとしている。

⁴¹ Ibid., 316-17.

⁴² John W. Kingdon, *Agendas, Alternatives, and Public Policies*, 2nd ed. (New York: Longman, 1995), chap. 6.

Kingdon の分析は国際政治ではなく専ら国内政治における政策アイデアの競合に関するものであるが、①政策アイデアの競合の場面において、いずれの政策アイデアが有望な政策アイデアとして生き残ることとなるかは、当該政策アイデアの内容そのものによっても大きく左右されると指摘している点、②政策アイデアが衝突を繰り返す中で、他の政策アイデアの要素との組み合わせ等を通じて政策アイデアの内容そのものも変化・発展すると指摘している点、③政治的取引の結果、最終的に決定される政策はある特定の政策アイデアのみを反映したのではなく、様々な政策アイデアの要素が盛り込まれたものとなっている点で、本論文にも有益な示唆を与えるものとなっている。ただし、Kingdon の分析枠組みからだけでは、有望な政策アイデアとして生き残った政策アイデアのうち、どの政策アイデアを主軸として政治的コンセンサスが形成されるに至るのかは必ずしも明らかとはされておらず、この点が課題として残されている。

同じく国内政治に関する分析ではあるが、有望な政策アイデアとして生き残った政策アイデア間の競合が、政策変化にどのように作用するのかの政治力学についての分析枠組みを、唱道連携グループ (advocacy coalitions) の間の相互作用という枠組みで捉えて提示したのが、Sabatier である⁴³。Sabatier のいう唱道連携グループとは、特定の政策アイデア⁴⁴を共有し、長期にわたって協調した活動を展開する様々な関係者からなるグループを意味する。そして Sabatier は、ほとんどの政策サブシステム (特定の領域の政策課題に関与する関係者のコミュニティ) において、政治的に重要な唱道連携グループの数は比較的少数であり、通常は2乃至4程度にとどまると述べた上で、その理由として、唱道連携グループとして有効な勢力となる上では連合することが有効な方策であることを挙げている。その上で Sabatier は、政策変化は、対抗的唱道連携グループ間の純粋なパワー・ゲームの結果として生じるのではなく、対抗的唱道連携グループ間のせめぎあいの過程で生じる政策志向的学習 (policy-oriented learning) にも影響されるとしている。ここでいう政策志向的学習とは、政策アイデアの中核的な部分を実現しようとする欲求に動機づけられた探索と適応の継続的なプロセスのことであり、10年単位の長期にわたるプロセスが想定されている。この政策志向的学習の過程で各唱道連携グループは、自らが提唱する政策アイデアの弱みについて学習し、対抗的唱道連携グループの政策アイデアの一部を取り込むなどにより、その政策アイデアを変化・発展させていくとしている。そして、唱道連携グループを横断する形での政策志向的学習の結果、政治的資源において優勢な支配的な唱道連携グループの政策の中核的要素が、政治的資源において劣り少数派に属する唱道連携グループの政策アイデアによって変容を迫られることもあり得ると指摘している。

Sabatier のモデルは、従来の政策プロセスモデルが異なった価値観を有するグループ間のパワー・ゲームの産物として政策変化を捉えようとしたのに対し、パワー・ゲームという側面に加えて、政策アイデアの役割にも着目して政策志向的学習という討議のプロセスも加えた分析フレームワークを提示した点で本論文にも有用な視点を提供するものとなっ

⁴³ Paul A. Sabatier, "An Advocacy Coalition Framework of Policy Change and the Role of Policy-Oriented Learning Therein," *Policy Sciences* 21 (1988): 129-68.

⁴⁴ Sabatier の用語では、信念システム (belief system)。Sabatier のいう信念システムは、優先すべき価値観とそれを実現するための方策のセットからなる政策 (public policy/program) を指すものとされている。Ibid., 131-32.

ている。なお、Sabatier のいう政策志向的学習は、10 年以上のタイムスパンで生じるものが想定されており、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉のように二週間程度の短期間での決着が目指される締約国会議の場を中心とした議論にもそのまま当てはまるかどうかについては検証が必要であると考えられる。ただし、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉は、1 回の締約国会議で決着がつくものではなく、数年間に及ぶ数次に亘る多国間交渉の積み重ねを経て最終的な決着が目指されるものであることから、関係アクター間の相互学習の作用に着目することは、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉においても有益な視座を提供するものと考えられる。

なおここで指摘しておくべき点は、Sabatier の論考においても、競合する政策アイデアのうち、どの政策アイデアが優位になるのかの政治力学については必ずしも明らかにはされていないことである。Sabatier は、政策アイデアは政策の方向性を決めるものであるが、そのように動かす力は各唱道連携グループの有する政治的資源（資金、専門的知識、支持者の数、法的権限など）であると指摘している。その一方で、Sabatier は、政治的資源において優位に立つ唱道連携グループの政策アイデアが、政策志向的学習の結果覆されることもあり得ると指摘している。したがって、いずれの政策アイデアが優位になるのかどうかの政治力学については、Sabatier は明確に述べておらず、この点が依然として課題として残されている。さらに、パワーの要因に加え、利益の要因と政策アイデアの作用といずれが大きく左右しているかについてはさらに検証が必要であると Sabatier は指摘しており、他の要因との相関についても今後の課題とされている。

政策アイデアの競合に関するこれらの先行研究は、本論文における分析枠組みを構築するに当たって、有用な視点を提供するものとなっている。第一に、前述の大矢根の指摘を踏まえれば、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉における規範的アイデアの衝突と調整の政治力学を考える上では、国際関係におけるパワーや経済的利益の要因に着目するだけでなく、アイデア論争という観点から規範的アイデア自体の自律的な作用に着目して分析することが有用であると考えられる。そして Kingdon の指摘を踏まえれば、規範的アイデア自体の自律的な作用を捉えるに当たっては、政策コミュニティメンバーの価値意識との整合性など、規範的アイデアの内容そのものに注目することが重要であると考えられる。また、規範的アイデアの内容を固定的なものとして捉えるべきではなく、他の規範的アイデアとの衝突と調整の過程で変化・発展していくものとして捉えることが有用であると考えられる。特に、Sabatier の唱道連携モデルの分析枠組みを踏まえれば、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉における規範的アイデアの衝突と調整の分析に当たっては、各交渉グループ間の相互学習とそれに伴う各交渉グループの規範的アイデアの変化・発展にも着目することが有用であると考えられる。なお、最終的に有力な政策アイデアとして生き残った少数の政策アイデアのうち、どの政策アイデアを主軸として合意形成が図られるのか、その政治力学は本項で紹介したいずれの先行研究においても必ずしも明らかとされておらず、この点が課題として残されていると考えられる。

第 4 項 説得と討議のプロセスに着目した先行研究

前述の第 2 項及び 3 項で概観した規範あるいは政策アイデアの衝突と調整に関する先行

研究においては、規範あるいは政策アイデアの衝突と調整を左右する大きな要因の一つとして、当事者間の説得と討議のプロセスが大きな役割を果たしていることが指摘されている。こうした中で、コミュニケーション的合理性に関する Habermas⁴⁵の論考を踏まえ、国際政治の世界においても説得と討議のプロセスが重要な役割を果たしているという前提から出発して行われる議論が「討議」であるとしている⁴⁷。そして Habermas は、妥当性の要素としては①真理性、②正当性及び③誠実性の三つの要素があると指摘した上で、コミュニケーション的合理性に基づき相互理解を目指して行われる「討議」の場においては、この三つの要素のどの局面からでも相手の発言を拒否することができるとしている⁴⁸。こうした Habermas の論考を受けて Risse は、「討議の論理 (logic of arguing)」が通用する理念的な状況に近い状況であればあるほど、国際政治においても合意形成に当たっては主張の妥当性の要因が大きく作用し、パワーや利益の要因の作用は後景に退くこととなると指摘している⁴⁹。ここで Risse がいう「討議の論理 (logic of arguing)」とは、必ずしも自らの利益の最大化を図るのではなく、お互いの主張の妥当性について討議をし、お互いに説得しあるいは説得されることを通じて、妥当性に基づく合理的なコンセンサスを得ることを目指すとする論理のこととされている。そして妥当性の程度に関して Risse は、妥当性要求の三要素として Habermas が挙げる三つの要素、すなわち①真理性、②正当性及び③誠実性の三つの要素を国際政治の文脈にも適用し、①主張が事実在即しているか (the conformity with perceived facts in the world)、②主張が道義的に正しいといえるか (moral rightness)、③発言者の誠実さ (truthfulness and authenticity) の三つの尺度で妥当性の程度を評価することができるとしている。国際政治の世界においてこうした「討議の論理」が当てはまる条件として Risse は、各当事者が「共通の生活世界」(common lifeworld) を共有していることや、各当事者がお互いに対等の立場に立ち同等の発言権を有していることなどを挙げるとともに、貿易や人権保護、環境などの分野における国際レジームはここでいう「共通の世界」に該当するとしている。また、Risse は、現実の国際政治の場面においては「討議

⁴⁵ ユルゲン・ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論 (上)』河上輪逸・M.フーブリヒト・平井俊彦訳 (未来社, 1985); ユルゲン・ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論 (中)』藤沢賢一郎ほか訳 (未来社, 1986); ユルゲン・ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論 (下)』丸山高司ほか訳 (未来社, 1987)。

⁴⁶ Thomas Risse, “Let's Argue!': Communicative Action in World Politics.” *International Organization* 54, no. 1 (Winter 2000): 1-39.

⁴⁷ ハーバーマス『コミュニケーション (上)』30-77. なお、コミュニケーション的合理性に基づく理想的な発言状況という条件が十分に満たされているという前提は、しばしば事実に反するとハーバーマス自身も述べており、コミュニケーション的合理性は一種の理念型とされている。Ibid., 77.

⁴⁸ ハーバーマス『コミュニケーション (中)』46-48.

⁴⁹ Risse, “Let's Argue!”

の論理」がそのまま当てはまる理念的な状況が存在するわけではないとしつつも、説得と討議のプロセスを通じて妥当性の高い合理的な合意を目指すことはしばしばみられると指摘し、例えば、自国の利益に反するような場合であっても、討議の結果、大国がその主張を変更したと認められるような場合や、小国の主張が大国の主張に比し優位に立っているとみられるような場合は、「討議の論理」が作用していると言える」と述べている。さらに Risse は、説得と討議のプロセスを通じて相互学習が進み、社会化が進展することとなると指摘し、討議を重ねれば重ねるほど、「討議の論理」の作用が強くなることを示唆している。

コミュニケーション的合理性に関する Habermas の論考を踏まえた Risse の分析枠組みを国際レジームの文脈に具体的に当てはめ、ワシントン条約⁵⁰に基づく絶滅危惧種の国際取引規制に関する国際レジームの発展プロセスに関し、各国の主張の妥当性の作用の分析を行ったのが阪口⁵¹である。阪口は、国際政治の世界においては、自国の利己的な利益を追求する道具的合理性と規範やルールに依拠してコンセンサスを形成しようとするコミュニケーション的合理性が混在しており、どのような場合にコミュニケーション的合理性が前面に出るかは状況に左右されるとしている。その上で阪口は、各アクターが国際レジームの原理や規範を共有している「緩やかに社会化された状況」⁵²においてはコミュニケーション的合理性が前面に出る一方、そうでない状況においては道具的合理性が前面に出ることになると述べている。また、阪口は「緩やかに社会化された状況」においては、多国間交渉におけるコンセンサス形成に向けて働く力は、議論の説得力だけであるとし、この議論の説得力は、Habermas が提示する妥当性の三要素を満たす程度により定義されるとしている。そして、Habermas が妥当性の三要素として提示する①真理性、②正当性、③誠実性の三要素⁵³は、レジーム論の文脈で言い換えると、①事実・科学的知識との整合性、②レジームの規範やルールとの整合性、③発言の一貫性と言い換えることができるとして事例分析を行っている。その上で阪口は、「緩やかに社会化された状況」においては、各アクターがレジームの目的を共有し、レジームの存在を長期的に必要としている限り、各アクターは討議による合意形成に応じざるを得ず、そして討議に応じれば応じるほど妥当性要求を十分に満たしていない議論を維持することが次第に困難になっていくと指摘している。特に妥当性の三要素を完全に満たしている「討議のテストケース」に当たる提案に対しては、他のアクターはもはやそれに反対する議論を論理的に維持できなくなるため、パワーや経済的利益の要因ではなく、議論の説得力がコンセンサス形成に向けた大きな力として専ら働くことになると分析している。このように「緩やかに社会化された状況」においてはコミュニケーション的合理性が前面に出るため、提案の妥当性に基づく議論の説得力が

⁵⁰ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

⁵¹ 阪口功『地球環境ガバナンスとレジームの発展プロセス：ワシントン条約と NGO・国家』（国際書院，2006）。

⁵² 阪口は、社会化された状態を、「レジームの基本的な構成要素がアクターにより妥当なものとして受容され、共有されている状態として定義」している。そして、完全に社会化された状況は例外的であるとし、緩やかに社会化された状況を前提として分析を行っている。Ibid., 49-50.

⁵³ ハーバーマス『コミュニケーション（上）』46-48.

コンセンサス形成に向けた要因となるのに対し、「緩やかに社会化された状況」に至っていない状況においては、道具的合理性が前面に出るため、議論の説得力ではなく、パワーの要因や経済的利益の要因が多国間交渉の結果を大きく左右することとなるとの分析結果を阪口は提示している。

説得と討議のプロセスにおける妥当性の作用に関するこれらの先行研究は、国際政治の場面においても、コミュニケーション的合理性が前面に出る「討議の論理」が当てはまる状況においては妥当性の要因がパワーの要因や経済的利益の要因よりも合意形成に当たって強く働くとしている点で、本論文にも有用な分析枠組みを提供するものとなっている。特に、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉については、気候変動枠組条約や京都議定書の理念や原則に基づき、気候変動枠組条約締約国会議(COP)及び京都議定書締約国会合(CMP)という共通の枠組みの下で議論が展開されるため、関係国が共通の世界観を有していると言え、かつ、後述するように締約国会議の決定方式も各国1票のコンセンサス方式によっており、少なくとも形式的には関係当事国が対等の立場に立っているため、Risseがいうところの「討議の論理」が当てはまる理念的な状況に近い状況にあり、少なくとも阪口のいう「緩やかに社会化された状況」には該当すると考えられる。したがって、Risseや阪口の議論を踏まえれば、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉においては討議の論理が強く作用すると考えられ、より妥当性の高い規範的アイデアが優位になるものと考えられる。また、Risseや阪口の議論においては、前述のHabermasの論考を踏まえ、国際関係における妥当性の三要素を具体的に提示している点でも、本論文に有益な視点を提供するものとなっている。特に、阪口の論考は、国際レジーム論の文脈に即した形で妥当性の三要素を具体的に提示した上で、妥当性要求の充足度の程度が、国際レジームの発展プロセスにおいて実際にどのように作用したのかについての分析枠組みを提示しており、本論文にも有用な分析枠組みを提示するものとなっている。

なお、阪口の分析枠組みは、ある特定の主張の妥当性が、国際レジームの発展においてどのように作用したのかに着目した分析を行っている一方、複数の主張が競合する場合において、当該主張の間の妥当性の優劣が国際レジームの発展プロセスにおいてどのように作用したのかについては必ずしも直接の分析対象とはされておらず、さらに、相競合する主張間の調整の局面における妥当性の作用についても必ずしも正面から分析の対象とされていない。したがって、こうした点が今後の課題として残されていると考えられる。

また、Risseが指摘するように、実際の多国間交渉の場においては妥当性の要因に加えてパワーや経済的利益の要因も無視できないと考えられるため⁵⁴、討議アプローチの分析枠組みを本論文に適用するに当たっては、パワーや経済的利益の要因との相関も視野に入れた分析枠組みを構築することが必要と考えられる。なお、この点に関し阪口は、「討議の理論」が通用する理念的な状況に該当しない場合であっても、「緩やかに社会化された状況」においては、妥当性要求の三要素をすべて満たす「討議のテストケース」に該当するような主張に対してはどの国も有効な反論をなしえないため、コンセンサス形成に向けて働く

⁵⁴ Risse, "Let's Argue!," 16-19. また、山本も、討議の論理が働く場は一つの理念型であり、実際の場においては行為者の経済的利益や影響力も働くとは指摘している。山本『国際レジーム』103.

力は専ら妥当性に基づく議論の説得力となり、逆に「緩やかに社会化された状況」に該当しない場合は妥当性の要因ではなくパワーや経済的利益の要因が専ら作用すると指摘している。しかしながら、阪口の分析はあくまでもワシントン条約に関するものであって、他の事例にも妥当するものかどうかはさらに検証が必要であると考えられる。さらに、阪口のいう「緩やかに社会化された状況」であっても、「討議のテストケース」に該当するような主張が存在しない場合においては、パワーや利益の要因が依然として重要な要因として作用するかもしれないが、この点は、阪口の事例分析結果からだけでは必ずしも明らかでない。したがって、妥当性の要因の作用を明らかにする上では、いずれにせよパワーや経済的利益の要因との相関も視野に入れた分析枠組みを構築することが必要であると考えられ、この点も今後の課題として残されている。

第5項 国際レジームの形成・維持・発展における規範と他の要因との相関に関する先行研究

国際レジームの形成・維持・発展に及ぼす要因としては、パワー、経済的利益、規範や知識などの様々な要因が指摘されており⁵⁵、前項までの各項で概観した関連先行研究においても、パワーや経済的利益の要因の作用と規範の要因の作用との相関が示唆されている。このように国際レジームの形成・維持・発展において規範は唯一の要因ではないことにかんがみれば、その影響を捉えるためには規範と他の要因との相対的な位置づけまで含めた分析が必要であると考えられる⁵⁶。こうした中で、国際レジームの形成・維持・発展に影響を及ぼす要因に関し、パワーや経済的利益の要因や観念的な要因などの様々な要因を包括的に捉えた分析を行っている先行研究は数多く存在する。しかしながらこれらの先行研究の多くにおいては、観念的な要因としては主として知識の要因に着目する一方、同じく観念的な要因である規範の要因については必ずしも十分に着目したものはなっておらず、また規範と他の要因との相関についても正面から分析対象とはされていない。

例えば、Hasencleverらは、国際レジームの形成・維持・発展に及ぼす要因としてパワー、経済的利益、知識の三つの要因を挙げるものの、規範の要因については必ずしも主要な要因としては着目していない⁵⁷。また、より幅広い要因の作用を含めた概念モデルを提示している Young と Oshrenko も、パワー、経済的利益及び知識の三つの要因を

⁵⁵ 山本『国際レジーム』59.

⁵⁶ 例えば納家も、「国際関係は、様々な経路で規範に拘束されるが、規範の発展だけで変化するわけではない。錯綜する諸規範に優先順位と方向付け、拘束力を生み出す力や権威がどのように発展するのか、その議論を含まなければ規範的要求はスローガンの列挙に留まる。その意味で国際関係における力や利害との相関において『規範の領分』を捉えることは今後の規範研究の重要課題となろう」と述べ、規範の作用を分析するに当たっては、パワーや経済的利益の要因も含めた分析枠組みが必要と指摘している。納家「国際政治学」6.

⁵⁷ Andreas Hasenclever, Peter Mayer, and Volker Rittberger, *Theories of International Regimes* (Cambridge: Cambridge University Press, 1997), 211-24.

社会的推進要因 (social driving forces) と位置づけ、これらに加えリーダーシップ (leadership) と国際的な文脈 (context) を国際レジームの形成・維持・発展に作用する横断的要因 (crosscutting factors) として付け加えているものの、規範の要因についてはその分析モデルにおいて必ずしも明確な位置づけを与えていない⁵⁸。また、特に気候変動レジームの形成・維持・発展に関する要因分析に関しては、例えば沖村⁵⁹や山田⁶⁰は、気候変動レジームの形成・維持・発展におけるパワーや利益、知識の要因の作用について個別に分析を行った上で、知識の要因が気候変動レジームの形成・維持・発展において強く作用したと指摘しているが、規範の要因は直接の分析対象とはされていない。

なお、阪口が指摘するように規範と知識は密接不可分な関係にあり、非常に規範的なイシューである環境問題に関しては、知識は規範を通じてしばしば影響力を発揮すると考えられる⁶¹。こうした点にかんがみれば、規範の代わりに知識の要因に着目したこれらの先行研究の議論も、パワーや経済的利益の要因なども含めた包括的な分析視角を提供している点において本論文にも有用な示唆を与えるものとも考えられる。しかしながらこれらの先行研究は、パワーや経済的利益の要因、知識の要因などの個別の要因がどの程度作用したかの分析に主眼が置かれており、各要因間の相互作用については必ずしも十分に分析対象とされておらず、各要因の相互作用の具体的な内容については今後の課題であると述べるにとどまっている⁶²。

その一方で、パワーの要因と規範の要因との相互作用あるいは経済的利益の要因と規範の要因との相互作用というように個別の要因間の相互作用に関する先行研究は数多く存在する。ある特定の規範が超大国のパワーによって拡大し、国際規範化した場合として、例えば de Nevers⁶³は、過去にイギリスが強大な海軍力を背景として海賊や奴隷貿易を禁止する国際規範を確立したことを明らかにしている。また、経済的利益の要因と規範の要因との相関に関して 山田⁶⁴は、国際レジームの形成・維持・発展に当たっては大国間の合意が必要であり、たとえ規範が共有されたとしても、当該規範

⁵⁸ Oran R. Young and Gail Osherenko, "International Regime Formation: Findings, Research Priorities, and Applications," in *Polar Politics: Creating International Environmental Regimes*, ed. Oran R. Young and Gail Osherenko (Ithaca: Cornell University Press, 1993), 246-51.

⁵⁹ 沖村理史「気候変動レジームの形成」信夫隆司編著『地球環境レジームの形成と発展』(国際書院, 2000).

⁶⁰ 山田「地球環境」.

⁶¹ 阪口功「地球環境レジームの形成と発展における知識共同体の役割と限界：アフリカ象の国際取引規制問題を中心として」『国際政治』144号(2006年2月):64.

⁶² 例えば、Young and Osherenko, "International Regime Formation," 246-51.

⁶³ Pene de Nevers, "Imposing International Norms: Great Powers and Norm Enforcement," *International Studies Review* 9 (2007): 53-80.

⁶⁴ 山田高敬「気候変動のグローバル・ガバナンス論：規範的空間と調整コスト」『財政と公共政策』33巻1号(2011年5月):67-82; 山田「ポスト京都」.

を受け入れることによる経済的な調整コストが大きい場合には、大国が当該規範を受容することは困難であるとの Drezner⁶⁵の指摘を紹介しつつ、当該経済的な調整コストが政治的な調整コストに転換されて初めて各国の経済的な調整コストが国際レジームの形成・維持・発展に影響を及ぼすこととなると指摘している。その上で山田は、経済的な調整コストが政治的な調整コストに転換されるかどうかは、それぞれの国がいずれの規範を内面化しているかによって影響を受けると指摘している。

こうした中で、観念的な要因として規範の要因に着目し、パワーや経済的利益の要因との相互作用も含めた包括的な分析枠組みを提示しているのが山本⁶⁶である。山本は、国際レジームの形成・維持・発展に働く要因としては、通常、パワー、経済的利益、規範（信条体系）などのいくつかの要因があるとした上で、これらの要因は、独自に、又は相互作用しながらレジームの形成・維持・発展に影響を与えている。規範と他の要因との相互作用に関しては、パワーの要因が規範に影響を与える場合として、例えばパワー（や影響力）を行使して相手に規範を受容させる場合を例として挙げている。また、経済的利益の要因と規範の要因との相互作用に関しては、経済的利益が規範に影響する場合として経済的利益を促進したり経済的利益と整合的な規範が選択される場合を例に挙げている。逆に、経済的利益と合わない規範があるとすると、関係国はときに規範に従わない行動をとるか経済的利益を抑制し規範に沿った行動をとるか、のいずれかの行動をとるとしている。山本の分析枠組みは、国際レジームの形成・維持・発展における規範と他の要因との相互作用に正面から焦点を当てた点において、本論文にも有益な示唆を与えるものとなっている。また、山本と同様にパワー、経済的利益、規範の三つの要因に着目した上で、特に気候変動レジームの発展の要因分析を行っている先行研究としては、渡邊⁶⁷の論考を挙げることができる。渡邊は、パワーに依拠したリアリズムの観点や経済的利益に依拠したリベラリズムの観点からは、気候変動レジームの発展を十分に説明することは困難であると分析した上で、「規範の浸透」という観点から規範的アイデアが気候変動レジームとして制度化されていく政治過程を分析している。気候変動レジームの発展に関し、規範の要因との比較において、パワーや経済的利益の要因の作用を分析している点において、渡邊の論考は本論文にも有益な示唆を与えるものとなっている。なお、山本や渡邊の論考においては、国際レジームの形成・維持・発展プロセスにおけるパワーや経済的利益、規範の各要因の作用を分析するに当たって、複数の規範的アイデアが競合する場合における規範的アイデアと他の要因（力、経済的利益、先行規範の要因など）との相互作用については必ずしも正面から分析の射程に捉えられていない。こうした点にかんがみれば、パワーや経済的利益、さらには先行規範との相関においていずれの規範的アイデアが優位に立ち、他はそうならないのかの政治力学については、今後の課題として残されていると考えられる。

⁶⁵ Daniel W. Drezner, *All Politics Is Global: Explaining International Regulatory Regimes* (Princeton: Princeton University Press, 2007).

⁶⁶ 山本『国際レジーム』第2章。

⁶⁷ 渡邊「地球環境政治」。

第3節 本論文の分析枠組み

第1項 本論文の分析視角

本章第2節で概観した先行研究においては、国際レジームの形成・維持・発展を巡って複数の規範的アイデアが対立・競合する場合において、いずれの規範的アイデアが国際レジームの形成・維持・発展により強く影響するのか、すなわち、いずれの規範的アイデアが国際レジームの一要素として制度化されるに至るのかの政治力学については必ずしも十分に明らかにされておらず、残された課題となっている。そこで本論文においては、前述の先行研究の知見を踏まえ、①規範的アイデアの衝突と調整、②規範的アイデアの妥当性の作用、③規範的アイデアの妥当性と他の要因との相関の三つの分析視角を用いて、ポスト京都議定書を巡る多国間国交渉における規範的アイデアの衝突と調整の政治力学について分析を行うものとする。

(1) 規範的アイデアの衝突と調整

ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の政治力学を分析対象とした先行研究は数多くあるが⁶⁸、その多くは各国・各交渉グループ間の力関係や利害対立に着目したり、科学的知識の要因や気候変動枠組条約の一要素として制度化された規範の作用に着目する一方、前述のように各国の規範的主張の段階にある規範的アイデアの作用については必ずしも十分な分析がなされていない。しかしながら、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉は、温室効果ガスの排出削減に関し、いずれの国がどのような責任を負うべきかという国際規範の在り方に関する政策アイデア（規範的アイデア）の論争を伴うものであり、様々な規範的アイデアが提唱され、複数の規範的アイデア間の衝突と調整を経て、国際レジームの一要素として制度化されていく過程としても捉えることができると考えられる⁶⁹。また、国際レジームの形成・維持・発展における規範の衝突と調整を扱った先行研究の多くは⁷⁰、国際レジームの一要素として既に制度化された規範と、国際レジームの一要素としてまだ制度化されておらず、その制度化に向けて各国の規範的主張の段階にある規範とを概念上必ずしも明確に区別していないため、こうした規範的アイデアの衝突と調整を通じた制度化の過程を十分に捉えきれないと考えられる。

⁶⁸ 例えば、高村ゆかり・亀山康子編『地球温暖化交渉の行方：京都議定書第一約束期間後の国際制度設計を展望して』（大学図書，2005）；亀山康子・高村ゆかり編『気候変動と国際協調：京都議定書と多国間協調の行方』（慈学社，2011）；「環境・持続社会」研究センター編『カーボン・レジーム：地球温暖化と国際攻防』（オルタナ，2010）；新澤秀則「京都議定書の現状と課題：2013年以降に向けて」新澤秀則編著『温暖化防止のガバナンス』（ミネルヴァ書房，2010）。

⁶⁹ こうした点を指摘するものとして、例えば、渡邊「地球環境政治」47。

⁷⁰ 例えば、Florini, “The Evolution.”; Finnemore and Sikkink, “International Norm.”; 大矢根「視座と分析」。

そこで本論文においては、国際レジームの一要素として制度化された規範（先行規範）と規範的アイデア（規範的主張）を区別した上でこの両者の作用を論じている渡邊⁷¹や山本⁷²の議論を踏まえて「規範的アイデア」を概念レンズとして用いるとともに、国際レジームの形成・維持・発展におけるアイデア論争という側面を捉えた大矢根の視点⁷³や、複数の規範的アイデアの相互作用を通じて国際レジームは形成・維持・発展すると捉える山本⁷⁴や渡邊⁷⁵の議論を踏まえ、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉における規範的アイデアの衝突と調整の側面に着目して分析を行うこととする。

なお、規範的アイデアはポスト京都議定書を巡る多国間交渉において所与のものとして予め議論の俎上に載っているわけではなく、ある国や交渉グループによって提唱されることによって初めて議論の俎上に載るものである。そうした意味において、規範的アイデアは当該規範的アイデア提唱国の主張と同じであり、あえて規範的アイデアという概念を用いる必要はないとの指摘も考えられる。しかしながら本論文が主として着目するのは、将来のあるべき国際規範の在り方に関する各国の主張が、交渉の過程を通じて相互に衝突と調整を繰り返しながら多くの国の賛同を得て間主観性を獲得し、国際レジームの一要素として制度化されていく過程である。そして、各国の主張には、当該国ごとの固有の事情を背景とした様々な要素が含まれているのが通常であるが、この制度化の過程において多数の国々の間で間主観性を獲得していくのは、こうした様々な要素を含んだ当該国の主張全体ではなく、その主張のコアの部分であると考えられる。こうした中で本論文においては、将来の国際規範の在り方に関する各国の主張（規範的主張）のコアの部分に着目して、その衝突と調整を通じた制度化の過程を明らかにすることにより、その政治力学を分析しようとするものであり、多数のアクターに共有され、間主観性を獲得していく規範的主張のコアの部分を捉える概念としては、規範的アイデアという概念レンズを用いることが有用であると考えられる。

（２） 規範的アイデアの妥当性の作用

本論文においては、国際レジームの形成・維持・発展に対するアイデア自体の自律的な作用に着目した大矢根⁷⁶の議論を参考に、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉における各国の規範的アイデアの衝突と調整の政治力学に関し、各規範的アイデア自体の自律的な作用に着目して分析を行う。ただし、規範的アイデアの衝突と調整の局面において、いずれの規範的アイデアが優位になり、他はそうならないのかは、規範的アイデア自体の自律的

⁷¹ 山本『国際レジーム』63-64.

⁷² 渡邊「地球環境政治」47.

⁷³ 大矢根「日米韓半導体摩擦」16-19.

⁷⁴ 山本『国際レジーム』100-3.

⁷⁵ 渡邊「地球環境政治」44-50.

⁷⁶ 大矢根「日米韓半導体摩擦」.

な作用の結果ではなく、専らパワーの要因や経済的利益の要因の作用の結果に過ぎない可能性もある⁷⁷。そして、規範的アイデアの作用は概念上は区別できても現実的にはパワーや経済利益の要因の作用と分かちがたく結合しており、規範的アイデアの自律的な作用を検出するのは容易ではないと考えられる⁷⁸。そこで本論文においては、国際関係における説得と討議のプロセスに関する前述の Risse⁷⁹や阪口⁸⁰の先行研究を踏まえ、規範的アイデアの妥当性に着目することにより、規範的アイデア自体の自律的な作用を、パワーの要因や経済利益の要因と区別して分析を行う。

また、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の場面においては、気候変動枠組条約締約国会議（COP）又は京都議定書締約国会合（CMP）という共通の枠組みの下で議論されるため、各アクターが気候変動レジームの原則や規範を概ね共有している「緩やかに社会化された状況」⁸¹にあると考えられ、かつ、締約国会議の意思決定方式も各国1票のコンセンサス方式によっており⁸²、少なくとも形式的には関係国が対等の立場に立って交渉に参加する形となっている。このため、前述の Risse⁸³や阪口⁸⁴の議論を踏まえれば、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の場は、「討議の論理」⁸⁵が強く作用する状況にあると考えられる。したがって、規範的アイデア自体の自律的な作用を検証するに当たっては、規範的アイデア自体が持つ妥当性に着目し、その作用を規範的アイデアの説得力の観点から捉えることが有用であると考えられる⁸⁶。

そこで本論文においては、説得と討議のプロセスにおける主張の妥当性の作用に関し、

⁷⁷ Judith Goldstein and Robert O. Keohane, “Ideas and Foreign Policy: An Analytical Framework,” in *Ideas and Foreign Policy: Beliefs, Institutions, and Political Change*, ed. Judith Goldstein and Robert O. Keohane (Ithaca: Cornell University Press, 1993), 13.

⁷⁸ John Kurt Jacobsen, “Much Ado about Ideas: The Cognitive Factor in Economic Policy,” *World Politics* 47 (January 1995): 309; 大矢根『日米韓半導体摩擦』20.

⁷⁹ Risse, “Let’s Argue!”

⁸⁰ 阪口「地球環境ガバナンス」.

⁸¹ Ibid., 50.

⁸² 詳細は、後述の第2章第4節第2項参照。

⁸³ Risse, “Let’s Argue!”

⁸⁴ 阪口「地球環境ガバナンス」.

⁸⁵ 「討議の論理 (logic of arguing)」とは、各アクターが必ずしも自らの利益の最大化を図るのではなく、お互いの主張の妥当性について討議をし、お互いに説得しあるいは説得されることを通じて、妥当性に基づく合理的なコンセンサスを得ることを目指すとする論理を指す。Risse, “Let’s Argue!,” 7.

⁸⁶ この点に関して例えば Bernstein は、Habermas が説く討議の論理が通用する理想的な状況において、相互了解を目指して行われる討議で働く力は、妥当性の観点に基づく、より良い議論の力 (force of better argument)、すなわち議論の説得力だけであると指摘している。Richard J. Bernstein, *Habermas and Modernity* (Cambridge: Basil Blackwell, 1985), 19.

Habermas⁸⁷の論考を国際レジーム論の文脈に応用した前述の阪口の分析枠組み⁸⁸を参考に、各規範的アイデアの妥当性の程度を三つの要素に分けて判断することとしたい。まず Habermas は、妥当性は①真理性、②正当性、③誠実性の三つの要素からなると指摘した上で、この妥当性要求の三要素をすべて満たす場合にはじめて相互了解が成立するものであり、妥当性要求の三要素のいずれかを欠いた主張については当該要素の欠如を以て反論することが可能であるため、相互了解は成立しないとしている⁸⁹。ここでいう「真理性」とは、客観的世界（物理的環境世界）に照らして発言が正当であることを意味し、「正当性」とは、社会的世界（社会的規範）に照らして発言が正当であることを意味し、「誠実性」とは、内的世界（内的感覚）に照らして発言が誠実になされていることとされている⁹⁰。そして阪口は、レジーム論の文脈に置き換えると、真理性は「事実・科学的知識との整合性」、正統性は「規範・ルールとの整合性」、誠実性は「発言の一貫性」という平易な言葉に置き換えることができるとしている⁹¹。そこで本論文においては、こうした阪口の整理を踏まえつつ、Habermas の妥当性の三要素を、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の文脈により即した形で置き換えて分析することとしたい。

第一に、阪口が事実・科学的知識との整合性に置き換えている真理性の要素に関しては、当該規範的アイデアに即してポスト京都議定書の国際枠組みが構築された場合における世界全体の温室効果ガスの排出削減の実効性に置き換えられると考えられる。気候変動レジームの形成・維持・発展に関する先行研究においては、国際レジームの形成・維持・発展に関する知識共同体の役割に着目した Haas⁹²の議論を踏まえ、気候変動分野における知識共同体の中核を占める IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の役割がクローズアップされ、気候変動による悪影響を防止又は緩和するためには世界全体の温室効果ガス排出量の大幅な削減が必要であるという IPCC の科学的知識が気候変動レジームの形成・維持・発展に大きな影響を及ぼしたことが指摘されている⁹³。また、第3章以下で後述するように、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉においては、世界全体の温室効果ガスの排出削減の実効性が特に議論になった点の一つである。こうした点を踏まえれば、真理性の要素としては、世界全体の温室効果ガス排出量の大幅な削減が必要という IPCC の科学的知識

⁸⁷ ハーバーマス『コミュニケーション(上)』; ハーバーマス『コミュニケーション(中)』; ハーバーマス『コミュニケーション(下)』。

⁸⁸ 阪口『地球環境ガバナンス』47-54。

⁸⁹ ハーバーマス『コミュニケーション(中)』46-62。

⁹⁰ Ibid., 49-50. なお、Habermas が妥当性の三要素として掲げる真理性・正当性・誠実性の意味内容については野村が簡潔に要約しているため、本論文においては野村の要約を引用した。野村一夫『リフレクション: 社会学的な感受性へ』新訂版(文化書房博文社, 2003), 184-85。

⁹¹ 阪口『地球環境ガバナンス』47-54。

⁹² Peter M. Haas, *Saving the Mediterranean: The Politics of International Environmental Cooperation* (New York: Columbia University Press, 1990).

⁹³ 沖村「気候変動レジーム」; 山田「地球環境」。

との整合性に着目することが適当であり、本論文においては「真理性」の要件を「世界全体の温室効果ガス排出削減の実効性」に具体的に置き換えて分析することとしたい。

第二に、阪口が規範・ルールとの整合性に置き換えている「正当性」に関しては、規範的アイデアの競合に関連する先行研究⁹⁴において先行規範との整合性が規範の優劣を左右する要因の一つとして指摘されていることを踏まえれば、気候変動レジームの一部としてこれまで制度化されてきた先行規範との整合性に置き換えることが適当であると考えられる。なお、関連する先行規範は複数以上存在するのが通例であり、ここでいう「先行規範との整合性」はこれらの関連する様々な先行規範との整合性が含まれる。ただし、後述するようにポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉において特に議論となったのは、気候変動枠組条約第3条1項において明文化された「共通だが差異のある責任の原則 (common but differentiated responsibilities)」、そしてそれを体現した京都議定書という先行規範との整合性の二つであった。まず、「共通だが差異のある責任の原則」に関しては、途上国における1人当たりの温室効果ガス排出量は先進国と比較して少ないこと、産業革命以降の世界全体の温室効果ガス排出量増加の大部分は先進国によるものであること、各国における気候変動対策をめぐる状況や対応能力には差異があることを踏まえ、気候変動枠組条約第3条第1項において、「締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである」と規定されている⁹⁵。また、京都議定書においては、第2章第2節第2項で後述するように第1約束期間(2008年～2012年)の終了後は第2約束期間を改めて設定することが前提とされており⁹⁶、この京都議定書との整合性もポスト京都議定書を巡る多国間交渉においては大きな争点となったところである。こうした点にかんがみ本論文においては、「正当性」に関しては、「共通だが差異のある責任の原則」という先行規範、そして京都議定書第2約束期間を設定すべきであるという先行規範(すなわち、第1約束期間終了後の第2約束期間以降も引き続き先進諸国に法的な排出削減義務を課すべきであるという先行規範)との整合性の二つに特に着目して分析することとしたい⁹⁷。

⁹⁴ 第1章第1節第2項及び第3項参照。

⁹⁵ 共通だが差異のある責任の原則の背景については、例えば、杉山晋輔(元外務省国際協力局地球規模課題審議官)「地球規模の諸課題と国際社会のパラダイム・シフト:気候変動枠組交渉と日本の対応(1)」『早稲田法學』86巻4号(2011):269.

⁹⁶ 京都議定書第3条9項においては、第2約束期間以降における附属書I国(主として先進諸国)の排出削減目標についての決定手続を定めるとともに、第1約束期間(2008年～2012年)の最終年の少なくとも7年前(2005年)に検討を当該約束について開始することが規定されている。また、2007年のバリ会議(COP13・CMP3)におけるAWG-KP(京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会)での議論では、2009年までに附属書I国の2013年以降の新たな削減目標について結論を得ることが決められている。

⁹⁷ なお、気候変動枠組条約第3条においては、「共通だが差異のある責任の原則」の前に、「衡平の原則に基づき (on the basis of equity)」という文言があり、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉においても、「共通だが差異のある原則」と並んで、「衡平の原則」(equity)についてもしばしば言及されているが、その概念は必ずしも明確ではなく、往々

第三に、阪口が「発言の一貫性」に置き換えている「誠実性」の要素に関しては、例えば日本の京都議定書第2約束期間設定反対という主張は首尾一貫していたものの、後述するように2010年のカンクン会議においては、その誠実性について他の多くの交渉参加国から強い批判の対象とされたことにかんがみれば、「発言の一貫性」を誠実性の要件に置き換えることは必ずしも適当ではないと考えられる。なお、Habermasは、「誠実性」とは「言った通りのことを思っている」ということを意味する⁹⁸としているが、多国間交渉の場において、各国がその提唱する規範的アイデア通りのことを思っているかどうかを検証することは容易ではなく、主観的な判断を伴わざるを得ないため、分析に当たってのメルクマールとして用いることは困難であると考えられる。むしろ各国の規範的アイデアの主張の動機には様々なものが考えられ、一致しないことが通例であるとも考えられ、要はその程度問題であると考えられる。一方、ある国が提唱する規範的アイデアが誠実になされたと他の国々が受け止めたかどうかについては、多国間交渉の場での各国の発言から評価することは可能であると考えられる。そこで本論文においては、「誠実性」の要件を「誠実性に関する評判」に置き換えて用いることとしたい。具体的には、ある規範的アイデアに関し、当該規範的アイデア提唱国の誠実性に関し多国間交渉の場で大多数の国々から強い疑念が提起されたかどうか、逆に、大多数の国々からその誠実性の程度について高い評価を獲得したかどうかをメルクマールとして、誠実性に関する評判が概ね保たれているかどうかをもって、誠実性の要件が満たされているかどうかを評価することとしたい。

そこで本論文においては、主要国・主要交渉グループの規範的アイデアに関し、以上述べたこれら三つの妥当性要求の三要素、すなわち①世界全体の温室効果ガス排出削減の実効性、②先行規範との整合性、③誠実性に関する評判の三つの要素をメルクマールとして、その妥当性の程度（妥当性要求の三要素の充足度）が規範的アイデアの衝突と調整の場面でどのように作用したのかについて、規範的アイデアの説得力という観点からとらえて分析を行うこととしたい（後掲表 1-1 参照）。なお、妥当性要求の三要素の充足度を評価するに当たっては、筆者の主観的な評価をできるだけ避けるため、一連の多国間交渉において他の主要各国・主要交渉グループがどのように評価していたのか、それぞれの要素の充足度について他の主要国や主要交渉グループから批判や反論が提起されているかどうかに着目して評価を行うこととする。

にして公平性の議論と混在して用いられている。また、衡平の原則に度々言及しているインド代表のステートメントにおいては、「衡平の原則」は「共通だが差異のある責任の原則」を主要な要素とするものとして位置づけている。このため、気候変動枠組条約第3条第1項で掲げられている原則に関しては、本論文では「衡平の原則」ではなく「共通だが差異のある責任の原則」に専ら着目して分析を行うこととしたい。「衡平の原則」については、杉山晋輔（元外務省国際協力局地球規模課題審議官）「地球規模の諸課題と国際社会のパラダイム・シフト：気候変動枠組交渉と日本の対応（2・完）」『早稲田法學』87巻1号（2011）：79-80。インドのステートメントについては、“Statement by Ms. Jayanthi Natarajan, Minister of Environment & Forests, Government of India, High Level Segment, 17th Conference of Parties (COP 17), Durban (December 7, 2011),” UNFCCC, accessed November 29, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111207_cop17_hls_india.pdf.

⁹⁸ ハーバーマス『コミュニケーション（中）』47。

表 1-1 妥当性要求の三要素

	真理性	正当性	誠実性
意味	客観的世界（物理的環境世界）に照らして発言が正当であること	社会的世界（社会的規範）に照らして発言が正当であること	内的世界（内的感覚）に照らして発言が誠実になされていること
ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の事例への当てはめ	世界全体の温室効果ガス排出削減の実効性	「共通だが差異のある責任の原則」及び京都議定書第2約束期間設定に関する先行規範との整合性	誠実性に関する評判（発言が誠実になされていると受け止められていること）

注：妥当性要求の三要素に関する阪口の整理表を参考に、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の文脈に即して筆者作成。阪口功『地球環境ガバナンスとレジームの発展プロセス：ワシントン条約とNGO・国家』（国際書院，2006），49，表2-1.

（3） 規範的アイデアの妥当性と他の要因との相関

前述のように本論文においては、規範的アイデアの妥当性の作用に着目して規範的アイデアの衝突と調整の政治力学について分析を行うこととするが、規範的アイデアの妥当性の要因だけで規範的アイデア間の優劣が決まるとは考えにくい。国際レジームの形成・維持・発展に働く要因に関する先行研究においても、国際レジームの形成・維持・発展に働く要因としては、通常、パワーの要因や経済的利益の要因、知識や規範などの観念的な要因があるとした上で、これらの要因は、独自に、又は相互作用しながら国際レジームの形成・維持・発展に影響を与えると指摘されている⁹⁹。また、国際関係における説得と討議のプロセスに着目した先行研究においても、「討議の論理」に基づき専ら妥当性の要因が強く働く状況はいわば理念的な状況であり、現実の国際政治の場面においては、パワーや経済的利益の要因も重要な要因として働く指摘されている¹⁰⁰。このため本論文においては、ポスト京都議定書の気候変動レジームの在り方を巡る規範的アイデアの衝突と調整に関し各規範的アイデアの妥当性の要因がどの程度作用したのかを分析するに当たって、規範的アイデアの妥当性の要因と他の要因との相対的な位置づけまで含めた分析を行うこととする¹⁰¹。

なお、阪口は、「討議の理論」が通用する理念的な状況に該当しない場合であっても、概ね理念的な状況に近い状況であれば、ハーバーマスの提示する妥当性要求の三要素をすべて満たす「討議のテストケース」に該当するような主張に対しては、どの国も有効な反論

⁹⁹ 山本『国際レジーム』第2章.

¹⁰⁰ Risse, “Let’s Argue!,” 16-19. 山本も、「討議の論理」が働く場は一つの理念型であり、実際の場においては行為者の経済的利益や影響力も働く指摘している。山本『国際レジーム』103.

¹⁰¹ この点に関連して例えば納家は、「規範は国際関係に影響する重要な要因ではあるが、唯一の要因ではありえない。規範の意義を捉えるためには、規範研究は何らかの形で規範と国際関係に影響する他の要因との相対的な位置づけまで含まなくてはならないであろう。」と指摘している。納家「国際政治学」5.

をなしえないため、コンセンサス形成に向けて働く力は専ら妥当性に基づく議論の説得力となると指摘している¹⁰²。しかしながら、「討議のテストケース」に完全に該当する規範的アイデアは現実には稀であると考えられる。また、仮に「討議のテストケース」に完全に該当する規範的アイデアであったとしても、阪口の指摘がポスト京都議定書を巡る多国間交渉の事例にも当てはまるかどうかについては改めて検証が必要があるため、規範的アイデアの妥当性の作用に加えて、パワーや経済的利益の要因との相関も含めた分析がいずれにせよ必要と考えられる。

パワーの要因

本論文においてパワーや経済的利益の要因との相関を分析するに当たっては、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉におけるパワーの要因や経済的利益の要因とは何かを具体的に明らかにする必要がある。まずパワーの要因に関しては、気候変動レジームを巡る多国間交渉の場面において、軍事力が交渉に直接影響を与えることはないと考えられ、この過程で影響力の源泉になりえるものがあるとすれば、それは人為起源の温室効果ガス排出の主要部分を占める二酸化炭素排出量の規模であると考えられる¹⁰³。二酸化炭素排出量が大きければ大きいほど、その国の協力なくして世界全体の温室効果ガス排出量の削減を行うことは困難となるため、他の国々はその国に譲歩してでも合意を形成しようとすると考えられるからである¹⁰⁴。また、Finnemore と Sikkink は、ある規範が国際規範となるための要件の一つとして、当該国がなくてはその規範が国際規範として意味をなさない重要な国が当該規範を支持するようになることを挙げており¹⁰⁵、これをポスト京都議定書を巡る多国間交渉の文脈に当てはめれば、ある特定の規範的アイデアが国際規範として制度化されるためには、二酸化炭素の主要な排出国が当該規範的アイデアを支持するようになることが重要であると考えられる。こうした観点から、気候変動交渉に関する先行研究¹⁰⁶においても、パワーの要因としては各国や各交渉グループの二酸化炭素排出量に着目した分析を行っており、本論文においてもこれに倣うこととしたい。その上で本論文においては、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の文脈に即した形で、「パワー」の用語をより平易な「二酸化炭素排出量に基づく発言力」に置き換えて分析することとしたい。

¹⁰² 阪口『地球環境ガバナンス』269-74.

¹⁰³ 山田「地球環境」192. なお、2004年時点の排出量で見ると、人為起源の温室効果ガス排出量のうち二酸化炭素排出量が占める割合は約77%であった。IPCC, *Climate Change 2007*, 36, fig. 2.1.

¹⁰⁴ 山田「規範的空間」74.

¹⁰⁵ Finnemore and Sikkink, “International Norm,” 901.

¹⁰⁶ 例えば、沖村「気候変動レジーム」；山田「地球環境」.

経済的利益の要因

次に、経済的利益の要因の作用に関しては、例えば山田は、気候変動の分野においては、二酸化炭素排出量等の面で他国を圧倒する覇権国は存在しないことから、覇権国によるレジーム形成は考えにくく、レジーム形成の要因として大きいのは大国間の経済的利益の一致であると指摘している¹⁰⁷。そして、この場合の経済的な利益とは何かを捉えるに当たっては、SprinzとVaahtoranta¹⁰⁸の分析枠組みが参考になると考えられる。SprinzとVaahtorantaは、国際環境レジームの形成・維持・発展に関しては経済的利益の要因が大きく作用するとした上で、経済的利益の要因を生態学的脆弱性（ecological vulnerability）と対策コスト（abatement costs）の二つに分けた分析枠組みを提示している。具体的には、生態学的脆弱性（環境悪化による被害の程度）が高い国ほど国際環境レジームの形成に積極的なポジションをとることとなり、対策コストが高い国ほど国際環境レジームの形成に消極的なポジションをとることとなると指摘している。そして、大部分の国々が高い生態学的脆弱性又は低い対策コストの少なくとも一方に分類される場合には、国際環境レジームの形成は比較的容易に進むと指摘している。

これをポスト京都議定書を巡る多国間交渉の事例に当てはめれば、気候変動による被害の程度が深刻な国ほど、ポスト京都議定書の気候変動レジームの強化に積極的なポジションをとることとなり（生態学的脆弱性の観点）、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減コストが高い国ほど、ポスト京都議定書の気候変動レジームの強化に消極的なポジションを取るようになる（対策コストの観点）と考えられる。そして、生態学的脆弱性（気候変動による被害の程度）に関しては、後述のIPCC第4次評価報告書においては、北極、アフリカ諸国、小島嶼諸国、アジア・アフリカのメガデルタ地帯が、特に深刻な被害を受ける地域として指摘されている¹⁰⁹。また、排出削減コストに関しては、例えば、（財）地球環境産業技術研究機構（RITE）の分析によれば、2009年のコペンハーゲン会議前に主要各国が表明した2020年の排出削減目標を実現するための限界削減費用¹¹⁰がいくらかを試算すると、EUが約48ドル、米国が約60ドル、韓国が約21ドル、中国が約3ドルであるのに対して、日本は約476ドルに達し、各国の中でも極めて高い状況にあると指摘されている¹¹¹。したがって、SprinzとVaahtoranta¹¹²の分析枠組みに基づけば、アフリカ諸国、小島嶼諸国、そしてメガデルタ地帯を抱えるアジア・アフリカ諸国がポスト京都議定書の気

¹⁰⁷ 山田「規範的空間」73-74.

¹⁰⁸ Detlef Sprinz and Tapani Vaahtoranta, "The Interest-Based Explanation of International Environmental Policy," *International Organization* 48, no. 1 (Winter 1994): 77-105.

¹⁰⁹ IPCC, *Climate Change 2007*, 52.

¹¹⁰ 追加的にCO₂を1トン削減するために要する費用（\$/トンCO₂）。

¹¹¹ 「産業構造審議会環境部会地球環境小委員会政策手法ワーキンググループにおける議論の中間整理」経済産業省，2010年9月，アクセス日：2014年1月18日，http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004672/report_01_01j.pdf.

¹¹² Sprinz and Vaahtoranta, "Interest-Based Explanation."

候変動レジームの強化に積極的な国々として位置付けられる一方、日本がもっとも消極的な国として位置付けられることになると考えられる。

しかしながらここで注意すべき点は、こうした経済的利益の要因が実際の多国間交渉における各国のポジションにどう影響を及ぼすかは、各国の国内要因にも左右されると考えられることである¹¹³。例えば山田¹¹⁴は、Drezner¹¹⁵の論考を踏まえ、国際レジームの形成・維持・発展に関連して生じる経済的な不利益を「経済的な『調整コスト』」と概念整理した上で、当該「経済的な『調整コスト』」が「政治的な『調整コスト』」に変換されることによってはじめて各国の交渉ポジションに影響を及ぼすことになる旨を指摘している。そして山田は、ある特定の大国にとって政治的な調整コストが高い場合、大国間の利益の一致が見られないため、レジームの形成は困難になると指摘した上で、経済的な調整コストが政治的な調整コストに変換されるかどうかは、相対立する規範のうちどの規範を当該国が内面化するかによって規定されると論じている。

そこで本論文においては、こうした Sprinz と Vaahoranta や山田の論考を踏まえ、各国が提唱する規範的アイデアの内容が実現したとした場合に、主要国・主要交渉グループにとって生態学的脆弱性（気候変動による被害の程度）又は対策コスト（二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減コスト）の面で経済的な不利益を生じさせるものかどうかに着目するのではなく、当該経済的な不利益が政治的にも受け入れ困難なものかどうか、すなわち主要国・主要交渉グループにとって核心的な経済的利益を侵害する程度が高いものと受け止められているかどうかに着目して分析を行うこととしたい。そして、ある特定の規範的アイデアが実現したとした場合、その内容が主要国・主要交渉グループにとって核心的な経済的利益を侵害する程度が高いものと受け取られているかどうかは、多国間交渉の場における主要国・主要交渉グループの発言内容にも現れると考えられることから、この点に関しては各国の発言内容を基に評価することとしたい。その上で本論文においては、規範的アイデアに関連する経済的利益の要因を主要国・主要交渉グループにとっての核心的な経済的利益の侵害の程度に置き換えて分析することとしたい。

その他の要因

国際レジームの形成・維持・発展の要因としては、パワーや経済的利益の要因以外の横断的な要因として、リーダーシップなどの交渉の要因や国際的な状況なども指摘されている。例えば、Young と Oshrenko は、国際レジームの形成・維持・発展の要因として、パワー、経済的利益及び知識の三つの要因を社会的推進要因（social driving forces）と位置づけるとともに、これらの社会的推進要因の作用に影響を及ぼす横断的要因（crosscutting factors）としてリーダーシップ（leadership）と国際的な文脈（context）を付け加えてい

¹¹³ Ibid., 104-5.

¹¹⁴ 山田「規範的空間」.

¹¹⁵ Drezner, *All Politics*.

る¹¹⁶。また、沖村は、気候変動レジームの形成に影響を及ぼす要因として、パワー、利益及び知識の要因に加えて、交渉の要因を挙げ、パワー、知識、利益の分析視角を補完するものとして交渉の分析視角も重要性を持っていると指摘している¹¹⁷。また、規範の競合に関する先行研究においても、規範提唱国自身の積極的な働きかけや国際的な環境も規範の生き残りを左右する主な要因の一つであることが指摘されている。例えば、Floriniは、規範的アイデア（Floriniの用語では「規範」）の生き残りの条件として、当該規範的アイデアの提唱国による熱心な努力が必要であるとしており、また、当該規範的アイデアの生き残りにとって有利な国際環境の存在も重要な要因として指摘している¹¹⁸。また、FinemoreとSikkinkは、規範の国際規範化に当たっては、規範企業家（norm entrepreneurs）による説得（persuasion）が重要な役割を果たすと指摘している¹¹⁹。この他に、大矢根も規範を巡る政治力学の分析に当たっては、規範の内容自体にもまして規範の変動に関連するアクター（規範企業家など）の動態、その類型やパターンが、規範の変動を巡る因果関係に関する有望な分析ポイントになるとの見解を示している¹²⁰。こうした先行研究の指摘を踏まえれば、規範的アイデア自体の妥当性の作用を本論文において分析するに当たっては、パワーや利益の要因との相対的な位置づけに加え、リーダーシップなどの交渉の要因や国際的な文脈などの横断的な要因の影響についても併せて注目することが必要であると考えられる。

なお、これらの横断的な要因は、規範的アイデア自体の妥当性の要因やパワーや経済的利益の要因がどのように作用するのかに影響を及ぼすことによって、規範的アイデアの衝突と調整に間接的に影響を及ぼす要因であるため、規範的アイデアの妥当性の要因やパワーや経済的利益の要因と同列に位置付けられるものではないと考えられる。ただし、実際の多国間交渉の場においては、これらの横断的な要因も重要な要因として作用することも考えられ、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉の過程における規範的アイデアの衝突と調整の政治力学について厚みのある理解を得る上で有用であると考えられるため¹²¹、補完的な分析視角としてこれらの横断的な要因も本論文の分析枠組みに位置づけることとしたい。

まとめ

本章第2節で概観した先行研究の議論を踏まえれば、規範的アイデアの妥当性は、規範的アイデアの衝突と調整の局面において、いずれの規範的アイデアが優位になり、他はそうはならないのかに影響を及ぼす重要な要因と考えられるが、必ずしも唯一の要因ではな

¹¹⁶ Young and Osherenko, “International Regime Formation,” 246-51.

¹¹⁷ 沖村「気候変動レジーム」.

¹¹⁸ Florini, “The Evolution,” 374-77.

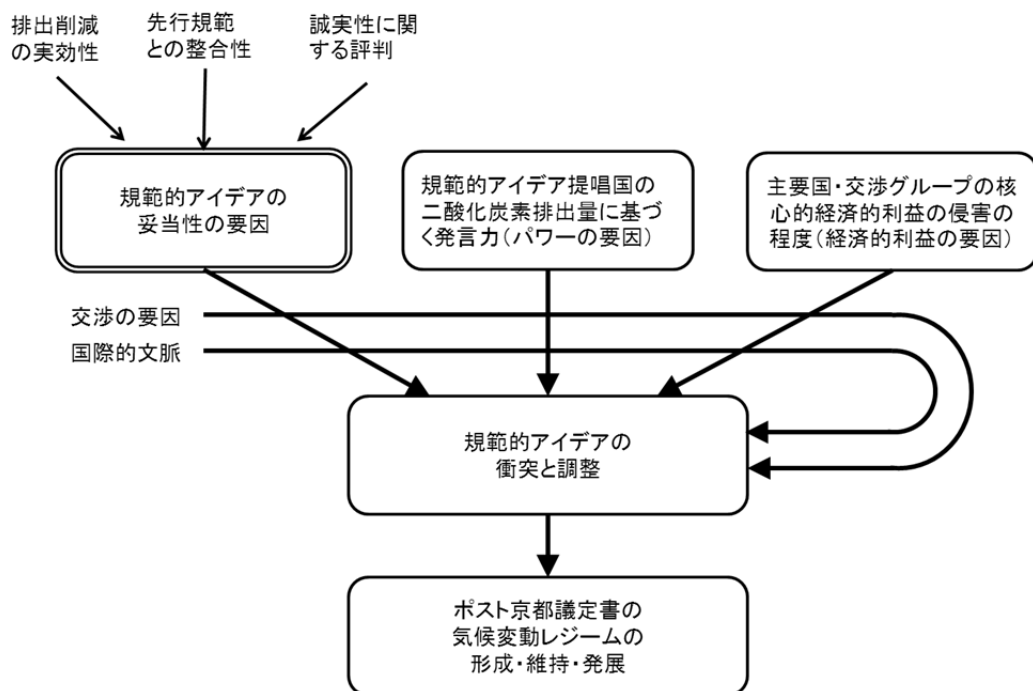
¹¹⁹ Finnemore and Sikkink, “International Norm,” 896-901.

¹²⁰ 大矢根「コンストラクティヴィズムの視座と分析」137.

¹²¹ Young and Osherenko, “International Regime Formation,” 246-51.

いと考えられる。規範的アイデアの妥当性の要因の作用を捉えるためには、妥当性の要因と他の要因との相対的な位置づけも含めた分析が必要であると考えられる。このため、本論文においては、パワーの要因や経済的利益の要因との相関も含めて妥当性の要因の作用を検証することとし、リーダーシップなどの交渉の要因や国際的な文脈等の横断的な要因についても補完的な分析視角として用いることとする（後掲図 1-1 参照）。なお、前述のように本論文においては、パワーの要因を二酸化炭素排出量に基づく発言力に、経済的利益の要因を主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度に置き換えて分析を行うこととする。

図 1-1 妥当性の要因と他の要因との相関



注：国際レジームの形成に関する Young と Oshrenko の多変数モデル (multivariate model) を参考に本論文の分析枠組みに即して筆者作成。Oran R. Young and Gail Osherenko, “International Regime Formation: Findings, Research Priorities, and Applications,” in *Polar Politics: Creating International Environmental Regimes*, eds. Oran R. Young and Gail Osherenko (Ithaca: Cornell University Press, 1993), 247, fig. 7.1.

なお、前述のように規範的アイデアの作用と他の要因の作用は概念上は区別できても現実的にはパワーや経済利益の要因の作用と分かちがたく結合していると考えられるため¹²²、それぞれの要因の作用を個別に取り出して分析するのは容易ではないと考えられる。特に、コンストラクティヴィズムの観点からは、アイデアなどの観念的要素は、パワーや経済的利益の要因と同等に作用するというより、それらの前提として作用し、関係アクターが何をパワーや経済的利益とみるのか、それ自体を規定するとの指摘もなされている¹²³。このため本論文においては、前述のように規範的アイデアの妥当性の要因に着目し、その

¹²² Jacobsen, “Muc Ado,” 309; 大矢根『日米韓半導体摩擦』20.

¹²³ 例えば、大矢根「視座と分析」126.

妥当性の作用を議論の説得力の観点で捉えることとしており、これにより、規範的アイデアの妥当性の要因の作用（観念的要因の作用）とパワーや経済的利益の要因の作用（物質的要因の作用）を分析上は一定の区別が可能であると考えられる。（後掲表 1-2 参照）

また、本論文においてはパワーの要因を二酸化炭素の排出量に着目して捉えている一方、二酸化炭素は化石エネルギーの消費に伴って排出されるものであり、その排出量は経済活動の規模と密接に関係しているため、分析に当たってはパワーの要因と経済的利益の要因との区別が曖昧化しているのではないかとの指摘も考えられるしかしながら、二酸化炭素排出量の大きさと、その削減に要するコストは必ずしも相関するものではなく、例えば省エネが進んだ日本が二酸化炭素排出量を 1 トン追加的に削減するのに要するコスト（限界削減費用）は、省エネ技術の普及がまだ十分でない世界最大の二酸化炭素排出国である中国の限界削減費用に比べるとはるかに小さいと考えられる¹²⁴。したがって、パワーの要因を二酸化炭素排出量で捉えたとしても、必ずしもパワーの要因と経済的利益の要因と重なるものではないと考えられる。さらに、本論文においては、パワーの要因を二酸化炭素排出量を背景とした発言力、経済的利益の要因を、自らの核心的な経済的利益を侵害する程度の高い規範的アイデアに対する抵抗力の観点で捉えることとし、このようにそれぞれの要因の作用をそれぞれ異なった観点で捉えることにより、それぞれの要因の作用を区別して分析することができるものと考えられる。（後掲表 1-2 参照）

表 1-2 各要因の作用の指標と観点

主な要因	各要因の指標	各要因の作用の観点
規範的アイデアの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出削減の実効性 ・ 先行規範との整合性 ・ 誠実性に関する評判 	規範的アイデアの説得力
パワーの要因	規範的アイデア提唱国の二酸化炭素排出量の大きさ	規範的アイデア提唱国の発言力
経済的利益の要因	核心的な経済的利益の侵害の程度	自らの核心的な経済的利益を侵害する程度の高い規範的アイデアへの抵抗力

第 2 項 本論文の分析方法：プロセス・トレーシングと三つの事例の比較分析

前述のように、規範的アイデアの衝突と調整に影響を及ぼす要因としては、妥当性の要因以外に様々な要因が指摘されており、妥当性の要因の作用を分析するに当たっては、他の要因の作用と切り分けた分析が必要となる。このため本論文においてはいわゆるプロセス・トレーシング（process tracing）の手法¹²⁵を用いて、ポスト京都議定書を巡る多国間交

¹²⁴ この点を指摘するものとして例えば、(財)地球環境産業技術研究機構（RITE）「RITEにおける温暖化対策評価のフレームワークと試算例（地球温暖化問題に関する懇談会 中期目標検討委員会（第 1 回）配布資料）」（2008 年 11 月 25 日）、25、アクセス日：2014 年 2 月 19 日。 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikyuu/kaisai/dai01tyuuki/01siryou6_1.pdf.

¹²⁵ プロセス・トレーシングの手法の概要については、Alexander L. George and Andrew Bennett, *Case Studies and Theory Development in the Social Science* (Cambridge, Massachusetts: MIT Press, 2005), 205-32.

渉における説得と討議のプロセスを詳細に追跡することにより、他の要因との相関において妥当性の要因が規範的アイデアの衝突と調整の局面でどのように作用したのかを明らかにすることとしたい。

国際関係における規範的アイデアの衝突と調整の局面における説得と討議のプロセスを明らかにするための具体的な方法論に関しては、先行研究において本論文に有益と考えられる様々な方法論が提示されている。例えば山本¹²⁶は、国際レジームの形成・維持・発展における規範の競合の局面に関し、説得と討議によって合意に達する過程を明らかにする方法論として、①各行為者が何を考えているのかを発言等の資料によって明らかにし、②それがどのように変化していったかをたどり、③それぞれの行為者の相互の反応、そして相互了解の内容を明らかにしていくことが必要であると指摘している。また、Crawford¹²⁷は、国際政治における規範的信条 (normative belief) を巡る倫理的な討議 (ethical argument) の過程を分析するための方法論として、①どういった主張が展開されているかを明らかにし、②当該主張がどのような規範的信条 (normative belief) に立脚しているか明らかにし、③当該主張の文化的・歴史的背景を明らかにし、④討議の結果各主張の優劣がどうなったのか、特にいずれの主張がこれまでの支配的信条にとって代わって制度化されることとなったのかを明らかにし、⑤規範の要因に着目した説明と、パワーや経済的利益などの他の要因に着目した説明のいずれが、討議の結果をうまく説明できるかの比較検証という五つのステップを踏むことが適当であると指摘している。

本論文においては、こうした山本や Crawford の方法論を参考にポスト京都議定書を巡る多国間交渉における説得と討議のプロセスを分析することとしたい。具体的には、①ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の過程でどのような議論が行われたのかを明らかにし、②当該議論における各国の主張がどのような規範的アイデアに立脚したものなのかを各国代表団の発言やその背景、交渉の経過等から明らかにし、③いずれの規範的アイデアが交渉の過程で優位になり、他の規範的アイデアとの調整がどのように図られたのかを明らかにし、④多国間交渉の過程における各国代表団の相互の反応、そして合意内容を明らかにすることにより、妥当性の要因がどの程度作用したのかを明らかにすることとしたい。併せて、⑤パワーや経済的利益の要因といった他の要因によって、規範的アイデアの衝突と調整をどこまで説明可能かを比較検証することとし、妥当性の要因の作用に関する分析結果と比較検証することにより、他の要因との相関における妥当性の要因の作用を明らかにすることとしたい。

なお、気候変動枠組条約締約国会議 (COP) 及び京都議定書締約国会合 (CMP) の場でのポスト京都議定書を巡る多国間交渉の模様については、IISD 発行の日刊の会議情報紙 *Earth Negotiations Bulletin*¹²⁸にその詳細な議事概要が非公式協議の模様も含めて掲載され

¹²⁶ 山本『国際レジーム』101-2.

¹²⁷ Neta C. Crawford, *Argument and Change in World Politics: Ethics, Decolonization, and Humanitarian Intervention* (Cambridge: Cambridge University Press, 2002), 119-24; Neta C. Crawford, "Understanding Discourse," *Qualitative Methods* 2, no. 1 (Spring 2004): 23-24, アクセス日: 2013年12月21日, <http://www.maxwell.syr.edu/uploadedFiles/moynihan/cqrm/Newsletter2.1.pdf>.

¹²⁸ IISD (International Institute for Sustainable Development) は、カナダに本部を置く非

ている。このため本論文においては、*Earth Negotiations Bulletin*¹²⁹掲載の議事概要をベースとしつつ、会議の様相に関する新聞報道、締約国会議等の場での各国のステートメントや記者会見録、実際の交渉の場で配布された交渉テキスト、交渉当事者による報告レポート、オブザーバーとして参加していた NGO 等による報告レポート等も適宜参照しながら、規範的アイデアの衝突と調整に着目して、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の過程を詳細に追跡し、分析することとしたい。また、COP 及び CMP での主な会合での実際の発言については、非公式会合や各国代表の記者会見も含め、録画中継がオンライン上で遡って視聴可能であるため、必要に応じてこれらの録画中継も参照することとする¹³⁰。

また本論文の分析に当たっては、バリ行動計画を採択した 2007 年のバリ会議 (COP15・CMP5) 後のポスト京都議定書を巡る多国間交渉を三つの事例に分解し、事例ごとに分析を行い、三つの事例間の比較分析を行うことにより、規範的アイデアの衝突と調整の政治力学を、より詳細に検証することとする。具体的には、①コペンハーゲン合意に留意する旨決定したコペンハーゲン会議 (COP15・CMP5) までの多国間交渉 (2009 年)、②カンクン合意を採択したカンクン会議 (COP16・CMP6) までの多国間交渉 (2010 年)、③ダーバン合意を採択したダーバン会議 (COP17・CMP7) までの多国間交渉 (2011 年) の三つの事例である。各事例においては、ポスト京都議定書を巡る議論に関し何らかの形で合意文書が採択されていることから、これらの事例ごとにポスト京都議定書を巡る多国間交渉を分解することが分析の単位としては有用であると考えられるだけでなく、このように三つの事例を比較分析することにより、主要各国の規範的アイデアがどのように変化していったのかを辿ることができ、妥当性の作用と他の要因との相対的位置づけに関する、より厚みのある分析が可能になると考えられる。

営利法人 (NPO: Non-Profit Organization) であり、持続可能な開発に関する国際的な公共政策研究機関である。そして、*Earth Negotiations Bulletin* (ENB) は、環境関連の国際会議の開催期間中に当該国際会議の議論の概要について IISD が発行している日刊紙であり、気候変動枠組条約締約国会議 (COP)・京都議定書締約国会合 (CMP) に関しても、その開催期間中は、日々の議論の概要をとりまとめて毎日発行され、交渉参加者にも広く配布されている。その発行のための経費は、先進各国政府からの資金提供によって賄われている。IISD, “IISD Fast Facts,” IISD, アクセス日: 2013 年 12 月 21 日, http://www.iisd.org/pdf/2012/iisd_fast_facts.pdf. なお、資金提供国の一覧は、ENB 各号の表紙の下に毎回掲載されている。

¹²⁹ ENB のバックナンバーは、以下の URL で入手可能。 <http://www.iisd.ca/vol12> (アクセス日: 2013 年 12 月 21 日)。

¹³⁰ コペンハーゲン会議 (COP15・CMP5) の録画中継については、“UNFCCC Webcast: United Nations Climate Change Conference, Dec 7 - Dec 18 2009 Copenhagen,” UNFCCC, accessed December 27, 2013, http://unfccc4.meta-fusion.com/kongresse/cop15/templ/archive.php?id_kongressmain=1&theme=unfccc. カンクン会議 (COP16・CMP6) の録画中継については、“UNFCCC Webcast: 16th UNFCCC Conference of the Parties, Cancun, Mexico,” UNFCCC, accessed December 27, 2013, http://unfccc.int/resource/webcast/player/app/ovw.php?id_collection=87. ダーバン会議 (COP17・CMP7) の録画中継については、“UNFCCC Webcast: COP 17/CMP 7, Durban, South Africa,” UNFCCC, accessed December 27, 2013, http://unfccc4.meta-fusion.com/kongresse/cop17/templ/ovw_onDemand.php?id_kongressmain=201.

第2章 ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の背景と構造

第3章以降で個別の事例の分析に入る前に、本章では2007年のバリ会議（気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）・京都議定書第3回締約国会合（CMP3））で採択されたバリ行動計画¹を受けたポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉がどのような背景と構造の下に展開したのかについて概観することとしたい。ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉のベースとなったのは、気候変動問題の深刻さと世界全体の温室効果ガスの排出削減の必要性を訴える「気候変動に関する政府間パネル（IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change）」²の科学的知見であった。そして、気候変動問題に対応するための国際レジームとして気候変動枠組条約が1992年に採択され、1994年に発効し、次いで、先進諸国にのみ温室効果ガスの排出削減義務を課す京都議定書が1997年の京都会議（気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3））で採択され、2005年に発効した。しかしながら、当時の世界最大の二酸化炭素排出国であった米国が京都議定書を締結しなかったこと、また、中国・インドを始めとした新興諸国等の経済成長に伴う二酸化炭素排出量の増加の結果、2007年のバリ会議（COP13・CMP3）の時点では、京都議定書に基づく排出削減・抑制義務を負っている国々が世界全体の二酸化炭素排出量に占める割合は3割弱にしかすぎず、世界全体の温室効果ガスの排出削減を進める上での京都議定書の限界は既に明らかとなりつつあった。こうした中で、気候変動枠組条約締約国会議（COP）の下で新興諸国を含む全ての主要国を対象とした新たな国際枠組みの構築に関する議論が行われる一方、京都議定書締約国会議（CMP）の下で京都議定書第1約束期間（2008年～2012年）終了後の京都議定書第2約束期間の設定に関する議論が行われ、コンセンサス方式という意思決定ルールの下で、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉はダブル・トラックで展開した。

第1節 交渉当時における気候変動問題に関する科学的知見の概要

気候変動問題は、人間活動に伴って排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中の濃度が増加することにより、地球全体の地表及び大気の温度を追加的に上昇させ、自然の生態系及び人類に深刻な影響を及ぼすものである。その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであるとされている³。気

¹ *Bali Action Plan, Decision 1/CP.13 (FCCC/CP/2007/6/add.1, March 14, 2008)*. なお、より正確に言えば、バリ行動計画が採択されたのは、京都議定書締約国会合（CMP3）ではなく、気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）である。

² IPCCは、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。文部科学省・経済産業省・気象庁・環境省『気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書統合報告書の公表について』（報道発表資料，平成19年11月1日），別紙2，アクセス日：2013年12月20日，http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=10504&hou_id=9055.

³ 日本国政府『京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改訂）』（日本国政府，2008），1，アクセス日：2013年12月21日，<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kakugi/080328keikaku.pdf>.

候変動問題に関する科学的知見に関しては、2011年のダーバン会議（COP17・CMP7）までの間にIPCCが4次にわたる評価報告書を公表している⁴。1990年の第1次評価報告書⁵では、人為起源の温室効果ガスがこのまま大気中に排出され続ければ、生態系や人類に重大な影響を及ぼす気候変化が生じるおそれがある旨を指摘している。1995年の第2次評価報告書⁶では、人間活動の影響による地球温暖化が既に起こりつつある相当数の証拠がある旨が指摘された。2001年の第3次評価報告書⁷では、近年得られたより確かな事実によると、最近50年間に観測された気候変動の影響とみられる現象のほとんどは、人間活動に起因するものである旨示されるなど、知見の数やデータの精度が増すにつれ、人間活動と気候変動との関係について、一層確度が高いものとして言及された。

そして、バリ行動計画が採択されたバリ会議（COP13・CMP3）と同年の2007年に公表された第4次評価報告書⁸においては、地球が温暖化していることには疑う余地がないとされ、その原因は、人為起源の二酸化炭素等の温室効果ガスの増加だとほぼ断定された。世界全体の温室効果ガスの排出量は、自然界の吸収量の2倍を超えており、このままで行くと、世界の温室効果ガス排出量は今後数十年に渡って引き続き増加するものとされている。同報告書は、気候変動問題の将来予測について、1980～1999年に比べ、21世紀末（2090年～2099年）の気温上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会においては約1.8℃⁹、化石エネルギー源を重視しつつ高い経済成長を実現する社会においては約4.0℃¹⁰と予測している。また、予想される影響として、洪水や暴風雨による被害の増加、数億人が水不足の深刻化に直面すること、野生生物種の絶滅リスクの増加、感染症や栄養失調などによる社会的負担の増加等があるとしている。現在既に、気候変動によって水資源や自然生態系などでは悪影響が顕在化しており、今後の気温上昇に従って、より深刻な影響が様々な分野や地域で生じることが予測されている。そして、多くの影響は、排出削減により回避、遅延、低減することができ、今後20～30年間の削減努力と投資が必要であると、削減対策の遅れは、大気中の温室効果ガス濃度の増加をどの水準で抑制し安定化

⁴ 2013年9月にIPCC第5次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）が公表されたが、本論文が対象とした2007年から2011年までの間の一連の多国間交渉が行われた後に公表されたものであるため、本論文においてはその詳細の説明は割愛した。なお、第1次評価報告書から第4次評価報告書までの各報告書の概要については、環境省編『環境・循環型社会白書』平成20年版（日経印刷、2008）、5-7。

⁵ IPCC, *Climate Change: The IPCC Scientific Assessment* (Cambridge: Cambridge University Press, 1990); IPCC, *Climate Change: The IPCC Impacts Assessment* (Canberra: Australian Government Publishing Service, 1990); IPCC, *Climate Change: The IPCC Response Strategies* (Geneva: IPCC, 1990).

⁶ IPCC, *IPCC Second Assessment: Climate Change 1995* (Geneva: IPCC, 1995).

⁷ IPCC, *Climate Change 2001: Synthesis Report* (Cambridge: Cambridge University Press, 2001).

⁸ IPCC, *Climate Change 2007: Synthesis Report* (Geneva: IPCC, 2007).

⁹ 最良の推定値であり、可能性が高い予測幅としては、1.1～2.9℃とされている。IPCC, *Climate Change 2007*, 45, table 3.1.

¹⁰ 最良の推定値であり、可能性が高い予測幅としては、2.4～6.4℃とされている。Ibid.

させることができるかに大きな影響を与え、より厳しい気候変化の影響のリスクを増大させている（後掲表 2-1 参照）¹¹。

気候変動に関する IPCC の科学的知見は交渉参加各国に広く共有され、2007 年のバリ会議で採択されたバリ行動計画の前文においても、こうした IPCC の科学的知見に留意する旨、以下の通り前文において規定された。

締約国会議は...気候系の温暖化は明白であり、排出削減の遅れは、低水準の安定化達成の機会を大きく損なうとともに、気候変動の深刻な影響を受ける危険性を増大させるとする気候変動に関する政府間パネルの第 4 次評価報告書の知見に答え、条約の究極の目的達成には、地球規模排出量の大幅削減が必要であると認識し、気候変動に関する政府間パネル第 4 次評価報告書に示された気候変動への対応の緊急性を強調し....(傍点部筆者)¹²

そして、バリ行動計画を受けたポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉においては IPCC の科学的知見に正面から異を唱える議論は行われず、IPCC の科学的知見はむしろ議論の前提とされ交渉全体の底流をなすものとなった。

表 2-1 IPCC 第 4 次評価報告書のポイント

主題 1 気候変化とその影響に関する観測結果

- ・ 気候システムの温暖化には疑う余地がなく、大気や海洋の全球平均温度の上昇、雪氷の広範囲にわたる融解、世界平均海面水位の上昇が観測されていることから今や明白である。
- ・ 地域的な気候変化により、多くの自然生態系が影響を受けている。

主題 2 変化の原因

- ・ 人間活動により、現在の温室効果ガス濃度は産業革命以前の水準を大きく超えている。
- ・ 20 世紀半ば以降に観測された全球平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高い。

主題 3 予測される気候変化とその影響

- ・ 現在の政策を継続した場合、世界の温室効果ガス排出量は今後 2、30 年増加し続け、その結果、21 世紀には 20 世紀に観測されたものより大規模な温暖化がもたらされると予測される。
- ・ 分野毎の影響やその発現時期、地域的に予想される影響、極端現象の変化に伴う分野毎の影響など、世界の気候システムに多くの変化が引き起こされることが具体的に予測される。

¹¹ IPCC 第 4 次評価報告書の概要及びポイントについては、日本国政府『京都議定書目標達成計画』1-2; 文部科学省・経済産業省・気象庁・環境省『IPCC 第 4 次評価報告書統合報告書の公表について』（報道発表資料、平成 19 年 11 月 17 日）、別紙 1、アクセス日：2014 年 2 月 28 日、http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=10504&hou_id=9055。

¹² *Bali Action Plan, Decision 1/CP.13 (FCCC/CP/2007/6/add.1, March 14, 2008)*, 前文。和訳は、一般財団法人地球産業文化研究所の仮訳を引用した。アクセス日：2013 年 12 月 21 日、http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/pdf/20080104_cp13.pdf。

主題 4 適応と緩和のオプション

- ・ 気候変化に対する脆弱性を低減させるには、現在より強力な適応策¹³が必要であるとし、分野毎の具体的な適応策を例示。
- ・ 適切な緩和策（排出削減対策）の実施により、今後数十年にわたり、世界の温室効果ガス排出量の伸びを相殺、削減できる。
- ・ 緩和策を推進するための国際的枠組み確立における気候変動枠組条約及び京都議定書の役割については、将来的に向けた緩和努力の基礎を築いたと評価。

主題 5 長期的な展望

- ・ 気候変化を考える上で、第3次評価報告書で示された以下の五つの「懸念の理由」がますます強まっている。
 1. 極地や山岳社会・生態系といった、特異で危機にさらされているシステムへのリスクの増加
 2. 干ばつ、熱波、洪水など極端な気象現象のリスクの増加
 3. 地域的・社会的な弱者に大きな影響と脆弱性が表れるという問題
 4. 気温上昇の便益は温度がより低い段階で頭打ちになり、気候変動の進行に伴い被害が増大し、気候変動のコストは時間とともに増加。
 5. 海面水位上昇、氷床の減少加速など、大規模な変動のリスクの増加
- ・ 適応策と緩和策は、どちらか一方では不十分で、互いに補完しあうことで、気候変化のリスクをかなり低減することが可能。
- ・ 既存技術及び今後数十年で実用化される技術により温室効果ガス濃度の安定化は可能である。
- ・ 今後 20～30 年間の緩和努力と投資が鍵となる。

出典：文部科学省・経済産業省・気象庁・環境省『IPCC 第4次評価報告書統合報告書の公表について』（報道発表資料，平成 19 年 11 月 17 日），別紙 1，アクセス日：2014 年 2 月 28 日，http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=10504&hou_id=9055。

第 2 節 気候変動レジームの概要

第 1 項 気候変動枠組条約

気候変動問題への国際社会の対応に関する国際レジーム（気候変動レジーム）は、理念、原則等の基本的な枠組を定めた、「気候変動に関する国際連合枠組条約」（気候変動枠組条約）と同条約を受けて附属書 I 国（主として先進諸国）に対して二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減義務を課した「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」（京都議定書）の二つの法的枠組みを中核としている。このうち、気候変動枠組条約は 1992 年に採択され 1994 年に発効した条約であり、気候変動問題への対応に関する国際的な枠組みを

¹³ 適応策とは、気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減することであり、例えば、農作物の品質低下・収量低下に対する高温耐性品種の導入や適切な栽培手法の普及、高山帯の植物の減少、サンゴの白化等に対する保護策、海面上昇などへの対策や、狭領域・短期集中型の豪雨被害の増加に対する危機管理体制の強化、早期警戒システムの整備などの対策が挙げられている。気候変動の影響は既に起こりつつあり、将来さらに激化が予想されるために、気候変動の影響に対しては、温室効果ガスの排出削減の取組と並んで、適応策も重要とされている。環境省気候変動適応の方向性に関する検討会『気候変動適応の方向性』（平成 22 年 11 月），3，アクセス日：2013 年 12 月 22 日，http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=16525&hou_id=13167。

定めたものである。同条約の締約国数は、2009年12月のコペンハーゲン会議（COP15・CMP5）の時点で194カ国・地域となっており¹⁴、世界の主要国を含むほぼ全ての国々が締約国となっている。

気候変動枠組条約は、まず第2条で、この条約の目的に関し「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とする。そのような水準は、生態系が気候変動に自然に適応し、食糧の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に達成されるべきである。」と規定している。なお、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準」である温室効果ガス濃度が具体的に何ppmであり、具体的にいつまでに達成されるべきかは明記されていない。また、同条約では、途上国における1人当たりの温室効果ガス排出量は先進国と比較して少ないこと、産業革命以降の世界全体の温室効果ガス排出量増加の大部分は先進国によるものであること、各国における気候変動対策をめぐる状況や対応能力には差異があることを踏まえ、第3条第1項において、「締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである。」という、いわゆる共通だが差異のある責任の原則を同条約の基本原則の一つとして掲げている。そして、この共通だが差異のある責任の原則に基づき、気候変動問題に対する責務について、途上国を含む全ての締約国と附属書I国（主として先進諸国）¹⁵の二つに分けて異なるレベルの責務を規定している。まず、全ての締約国の責務として第4条第1項において、自国の温室効果ガスの排出量・吸収量に関するデータを作成・公表し、締約国会議に提供することや、温室効果ガス排出を抑制するため計画を作成・実施・公表するとともに、当該計画を定期的に見直すことなどを規定している。一方、附属書I国のみに係る責務としては、第4条第2項において、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を1990年代の終わりまでに従前のレベルまで戻すことが気候変動枠組条約の目的に寄与するものであるとの認識の下、政策を採用し、措置をとり、その内容について温室効果ガスの排出を1990年のレベルに戻すという目的をもって締約国会議へ情報を送付することが義務づけられている。

¹⁴ 気候変動枠組条約事務局資料を基に2009年12月時点の締約国数を筆者集計。“Status of Ratification of the Convention,” UNFCCC, アクセス日：2013年12月23日, http://unfccc.int/essential_background/convention/status_of_ratification/items/2631.php.

¹⁵ 附属書I国とは、気候変動枠組条約を批准した国のうち、同条約の附属書Iに記されている国を指す。附属書Iに掲載されている国は次のとおりである。オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、スロヴァキア、デンマーク、欧州経済共同体、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ニューージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、イギリス、アメリカ。

表 2-2 気候変動枠組条約の概要

究極目的	気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること
原則	共通だが差異のある責任の原則等
全締約国の義務	排出目録の作成、削減計画の立案等
先進国等の義務	1990年代の終わりまでに温室効果ガス排出量を1990年の水準に戻すことを目的に削減活動を報告
先進国の途上国支援義務	資金供与、技術移転、キャパシティ・ビルディング等

第2項 京都議定書

気候変動枠組条約の究極的な目的を達成するため、共通だが差異のある責任の原則を指針として¹⁶、気候変動枠組条約の下のサブ・レジームとして、温室効果ガスの排出削減に関する具体的な数値目標の達成を附属書I国に法的に義務付けたのが京都議定書である。1995年にドイツ・ベルリンで開催された気候変動枠組条約第1回締約国会議（COPI）において採択されたベルリン・マンデート¹⁷においては、2005年、2010年、2020年といった特定の期間内の数量化された削減目標を設定すること等を目指し、1997年の気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で議定書又は他の法的文書（a protocol or another legal instrument）を採択すべく、条約上明確な規定のなかった2000年以降の期間の取組を検討するプロセスを開始し、議定書等の採択を通じて取組を強化することとされた。このベルリン・マンデートに基づき、1997年12月に開催された京都会議（COP3）において採択された議定書が京都議定書である。

京都議定書では、排出削減・抑制義務の対象となる温室効果ガスを二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）としている。これら温室効果ガスの排出量を2008年から2012年までの第1約束期間（first commitment period）において先進国全体で1990年レベルと比べて少なくとも5%削減することを目的として、各国ごとに法的拘束力のある数量化された目標を定めている。各国の排出削減・抑制率は、日本が6%削減、米国が7%削減、EUが8%削減などと、8%削減から10%増加までの国別差異化方式がとられ、附属書I国全体で約5.2%の削減となっている。（後掲表2-3及び表2-4参照）。

京都議定書においては、第1約束期間終了後の2013年以降の附属書I国の排出削減目標については規定されていない。ただし、京都議定書第3条第9項においては、第1約束期間（2008年~2012年）終了の7年前（2005年末）までに、第2約束期間以降における附属書I国の排出削減・抑制目標について交渉を開始することを規定しており、第1約束期間

¹⁶ 京都議定書前文。

¹⁷ *The Berlin Mandate: Review of the Adequacy of Article 4, Paragraph 2(a) and (b), of the Convention, Including Proposals Related to a Protocol and Decisions on Follow-Up*, Decision 1/CP.1 (FCCC/CP/1995/7/Add.1, June 6, 1995).

終了後も、現行の京都議定書の枠組みが継続することが前提とされている。

表 2-3 京都議定書の概要

法的義務の対象	共通だが差異のある責任の原則に基づき、附属書 I 国（先進諸国）の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値約束を各国毎に設定。
対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等 3 ガス（HFC、PFC、SF ₆ ）の合計 6 種類
基準年	1990 年（ただし、HFC、PFC、SF ₆ は 1995 年とすることも可）
目標期間	2008 年～2012 年の 5 年間（第 1 約束期間）。 ※ 京都議定書第 3 条第 9 項は、第 1 約束期間終了の 7 年前（2005 年末）までに、第 2 約束期間以降における附属書 I 国の排出削減・抑制目標について交渉を開始することを規定。
数値目標	第 1 約束期間における各国の目標→日本Δ6 %、米国Δ7 %、EUΔ8 %等（後掲表 2-4 参照）。附属書 I 国全体で少なくとも 5 %削減を目指す。

表 2-4 第 1 約束期間における附属書 I 国の温室効果ガス排出削減・抑制目標

削減率	締約国
-8%	オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、エストニア、欧州共同体、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モナコ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス
-7%	アメリカ
-6%	日本、カナダ、ポーランド、ハンガリー
-5%	クロアチア
0%	ニュージーランド、ロシア、ウクライナ
+1%	ノルウェー
+8%	オーストラリア
+10%	アイスランド

出典：京都議定書附属書 B を基に筆者作成。

2009 年 12 月に開催されたコペンハーゲン会議の時点で京都議定書の締約国数は 190 カ国・地域となっている。なお、米国は気候変動枠組条約の締約国ではあるが、京都議定書の締約国ではないため、京都議定書に基づく排出削減・抑制義務の対象外となっている（表 2-5 参照）。

表 2-5 気候変動枠組条約締約国 194 カ国の京都議定書上の位置づけ (2009 年 12 月時点)

		京都議定書における数値約束	
		あり	なし
京都議定書の締結	締結	気候変動枠組条約の附属書 I 国 (40 カ国・地域) EU25 カ国 (EU バブル ^a は旧 15 カ国)、ロシア、カナダ、アイスランド、日本、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、ウクライナ、チェコ、トルコ ^b など	気候変動枠組条約の非附属書 I 国 (150 カ国) 韓国、メキシコ、エジプト、サウジアラビア、EU 2 カ国 (キプロス、マルタ)、中国、インド、ブラジル、南アフリカなど
	未締結	気候変動枠組条約の附属書 I 国 (1 カ国) 米国	非附属書 I 国 (3 カ国) アフガニスタン、サンマリノ、ソマリア

出典：環境省資料及び気候変動枠組条約事務局資料を基に 2009 年 12 月時点の締約国数を筆者集計。環境省資料については、環境省地球環境局「次期枠組に向けた国際交渉について／日中韓環境大臣会合について」(第 11 回関東地域エネルギー・温暖化対策推進会議配布資料, 平成 22 年 7 月 20 日), 9, アクセス日: 2013 年 12 月 23 日, <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/ondanka/pdf/20100720/20100720shiryo2-1.pdf>. 気候変動枠組条約の締約国については、UNFCCC, “Status of Ratification of the Convention,” UNFCCC, アクセス日: 2013 年 12 月 23 日, http://unfccc.int/essential_background/convention/status_of_ratification/items/2631.php. 京都議定書の締約国については、UNFCCC, “Status of Ratification of the Kyoto Protocol,” UNFCCC, アクセス日: 2013 年 12 月 23 日, http://unfccc.int/kyoto_protocol/status_of_ratification/items/2613.php.

^a EU 加盟国のうち旧 15 カ国 (2004 年 5 月の拡大前) は、共同でマイナス 8% の削減約束を負っている (個々の国々の総排出量が各国の割当量の合計量を上回らない限り、各国の目標達成の有無によらず、目標が達成されたと見なされる。)

^b トルコの数値目標は定まっていない。

第 3 節 気候変動レジームの動揺

気候変動レジームの中核をなす京都議定書は、温室効果ガスの排出削減義務を先進諸国に対し初めて課した画期的なものであった。しかしながら、京都議定書が採択された 1997 年以降、京都議定書を取り巻く状況は大きく変化し、世界全体での温室効果ガス排出量の排出削減を進めていく上で、京都議定書の中核とする気候変動レジームの実効性が大きく損なわれることとなった。この結果、気候変動レジームが大きく動揺することとなり、これがポスト京都議定書を巡る多国間交渉において、米国を除く先進諸国のみならず排出削減を義務付ける京都議定書の延長 (第 2 約束期間の設定) ではなく、米国や新興諸国を含む全ての主要国を対象とした新たな国際枠組みの構築を求める原動力となった。

第 1 項 米国による京都議定書からの離脱宣言

京都議定書の中核とする気候変動レジームの実効性に対し最初の打撃を与えたのは、京都議定書採択時に世界最大の温室効果ガスの排出国であった米国の京都議定書離脱宣言で

あった¹⁸。1997年の京都会議（COP3）において米国は京都議定書の採択に賛成・署名したが、それは米国上院議会の方針を逸脱するものであり、当時の Clinton 政権の政治的決断によるものであった。京都会議前の 1997年7月25日に米国上院議会は、「途上国に排出削減義務を課さない内容か、米国経済に深刻な悪影響がある内容ならば批准しない」という決議（いわゆる Byrd-Hagel 決議¹⁹）を 95 対 0 で可決している一方、同年 12 月に実際に採択された京都議定書は途上国に排出削減義務を課すものとなっていなかった。この結果、Clinton 政権による京都議定書への賛成・書名にもかかわらず、米国議会には、その後京都議定書を批准しようという動きは見られなかった。

2001年1月に誕生した Bush 政権になると、米国政府は京都議定書を締結する意思のないことを明確にすることとなった。Hagel 上院議員ら 4 人の上院議員に宛てた 2001年3月13日付の書簡²⁰において Bush 大統領は、京都議定書は中国やインド等の主要新興国を排出削減義務の対象としておらず、米国経済に深刻な打撃を与えるおそれがあるとして、京都議定書に反対である旨を明確に述べている。そして同年 3 月 28 日になると Freisher 米大統領報道官が記者会見の場で「大統領は京都議定書を支持しない。京都議定書は途上国を排出削減義務の対象から除外しており、米国の経済的な利益に合致するものではない。」と述べ²¹、米国政府として京都議定書を締結する意図がないことを公式に表明するに至った。

この結果、一時は京都議定書の発効自体が危ぶまれる事態となった。京都議定書は、① 55 カ国以上の国が締結すること、② 気候変動枠組条約附属書 I 国（主として先進諸国）であって京都議定書を締結した国々の 1990 年の二酸化炭素の排出量を合計した量が、全附属書 I 国の 1990 年の二酸化炭素総排出量の 55% 以上を占めること、という 2 つの条件を満たしてから 90 日後に発効することを規定している²²。そして、2001年3月時点では気候変動枠組条約附属書 I 国はいずれも京都議定書をまだ締結していなかった一方、気候変動枠組条約附属書 I 国の 1990 年の二酸化炭素排出量総量に占める米国の二酸化炭素排出量は約 35% であり²³、米国抜きで発効を目指しても京都議定書自体の実効性が大きく削がれる

¹⁸ 米国のブッシュ政権の京都議定書離脱宣言の経緯と背景については、Greg Kahn, “The Fate of the Kyoto Protocol under the Bush Administration,” *Berkeley Journal of International Law* 21 (2003): 548-71.

¹⁹ “Expressing the Sense of the Senate Regarding the Conditions for the United States Becoming a Signatory to Any International Agreement on Greenhouse Gas Emissions under the United Nations Framework Convention on Climate Change, S. Res. 98, 105th Cong.,” *Congressional Record*, vol. 143, no. 107 (July 25, 1997): S8138-39.

²⁰ George W. Bush, “Letter to Members of the Senate on the Kyoto Protocol on Climate Change,” March 13, 2001, *Weekly Compilation of Presidential Documents* 37 no. 11 (March 19, 2001): 444-45.

²¹ Office of the Press Secretary, “Press Briefing by Ari Fleischer,” White House, March 28, 2001, accessed November 9, 2011, <http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/briefings/20010328.html#KyotoTreaty>.

²² 京都議定書第 25 条第 1 項。

²³ IEA のデータを基に筆者集計。IEA, *CO₂ Emissions from Fuel Combustion: Highlights*, 2013 ed. (Paris: IEA, 2013), 16, table 1.

結果となるため、京都議定書の発効要件を満たすことは容易ではなく、京都議定書の早期発効は絶望的になったとの声も聞かれるようになった²⁴。

しかしながら、その後主要先進諸国が相次いで京都議定書を締結し、EU 諸国、日本に続いて、2004年11月にロシアが京都議定書を締結し、発効要件を満たした結果、2005年2月に京都議定書は発効することとなった²⁵。ただし、米国抜きの発効を余儀なくされたため、京都議定書発効時点の2005年の排出量でみると京都議定書に基づく排出削減義務を負っている国々が世界全体の二酸化炭素排出量に占める割合は約3割となり²⁶、世界全体の温室効果ガスの排出削減を進めていく上で、京都議定書は、その発効当初から実効性の面で大きな疑問符がつくものとなった。

第2項 新興諸国の排出量の急増

さらに京都議定書の実効性に動揺をもたらしたのは、京都議定書採択時には想定されていなかった中国やインド等の新興諸国の経済成長に伴う二酸化炭素排出量の急激な増加である。京都議定書は、気候変動枠組条約第3条第1項に規定する共通だが差異のある責任の原則を指針として、まずは気候変動枠組条約の附属書I国（主として先進諸国）が率先して取り組むという考えを反映し、附属書I国のみ排出削減・抑制義務を課している。そして、京都議定書が排出削減の基準年とする1990年時点における世界全体の二酸化炭素排出量に占める附属書I国の排出量の割合は約66%であり²⁷、附属書I国に排出削減義務を課すことにより、世界全体の温室効果ガスの排出削減に一定の効果があると見込まれていた。

しかしながら、京都議定書が採択された1997年の排出量と京都議定書が発効した2005年の排出量をIEAのデータ²⁸を基に比較すると、附属書I国の二酸化炭素排出量は約5%の増加にとどまっている一方、世界全体の二酸化炭素排出量は約21%増加しており、この増加には中国やインドを始めとする新興諸国の高い経済成長に伴う二酸化炭素排出量の増加が大きく影響している。例えば2005年時点の中国の二酸化炭素排出量は1997年と比べて約76%増加し総量で約23億CO₂トンの増加(2005年の日本の総排出量の約2倍に相当)

²⁴ 「米、事実上の離脱表明」『日本経済新聞』2001年3月29日朝刊1面縮刷版1797; 「米産業界の声重視」『日本経済新聞』2001年3月29日朝刊2面縮刷版1798。

²⁵ 京都議定書発効に至る経緯については、浜中裕徳（元環境省地球環境審議官）・久保田泉「マラケシュ合意後：京都議定書の発効と実施、および第1約束期間後の国際枠組み交渉の開始」『京都議定書をめぐる国際交渉：COP3以降の交渉経緯』改訂増補版（慶應義塾大学出版会，2009），198-202。

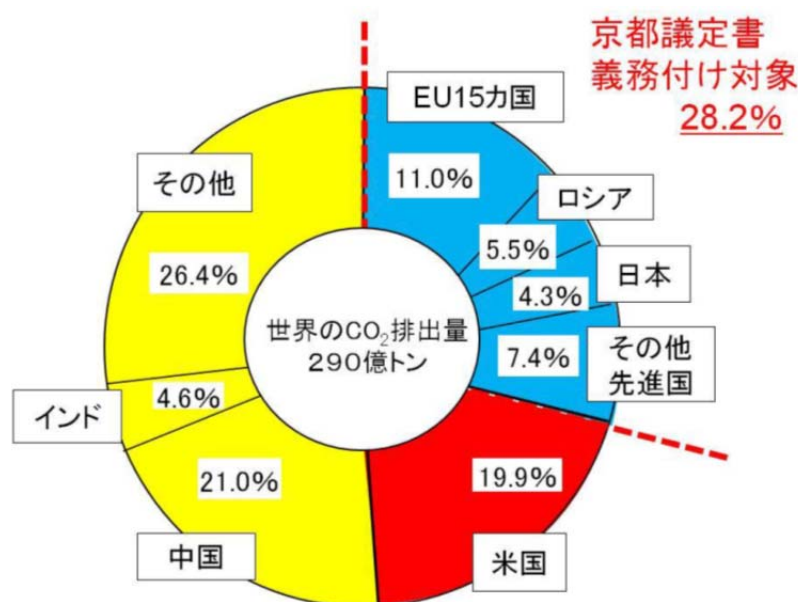
²⁶ IEAのデータを基に筆者集計。“CO2 Highlights 2013: Excel Tables,” IEA, accessed December 23, 2013, <http://www.iea.org/media/freepublications/2013pubs/CO2HighlightsExceltables.XLS>.

²⁷ IEAのデータを基に筆者集計。IEA, *CO2 Emissions 2013*, 16, table 1.

²⁸ “CO2 Highlights 2013: Excel Tables,” IEA, accessed December 23, 2013, <http://www.iea.org/media/freepublications/2013pubs/CO2HighlightsExceltables.XLS>.

となっており、世界全体の二酸化炭素排出量増加分の約 49%を占めている。さらに中国に関しては、2007 年には米国を抜き世界最大の温室効果ガス排出国に躍り出る至っている（後掲図 2-1 参照）。

図 2-1 世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量（2007 年）に占める京都議定書義務付け対象の割合



出典：「世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量（2007 年）に占める京都議定書義務付け対象の割合」環境省，アクセス日：2013 年 12 月 24 日，
http://www.env.go.jp/earth/cop/co2_emission_2007.pdf.

また、バリ会議（COP13・CMP3）が開催された年である 2007 年に IEA が公表した将来予測²⁹においては、現在の施策・対策がそのまま継続されたと仮定した場合の参考シナリオ（reference scenario）の場合、2005 年に比べ 2030 年におけるエネルギー起源の二酸化炭素排出量³⁰は世界全体で約 58%増加すると予測され、その増加分に対する寄与率をみると、中国が約 41%、インドが約 14%を占め、さらに途上国全体で見るとその寄与率は約 80%になると予測されている（後掲表 2-6 参照）。

このように、新興諸国を中心として途上国の二酸化炭素排出量の急増が見込まれる中、世界全体での温室効果ガスの排出削減を進める上で、主として先進諸国だけに排出削減を義務付け、世界全体の排出量の 3 割弱しかカバーしていない京都議定書だけでは実効性に欠け、不十分な状況となっていた。

²⁹ IEA, *World Energy Outlook 2007: China and India Insights* (Paris: IEA, 2007), 199, table 5.1.

³⁰ 化石エネルギーの燃焼に伴う二酸化炭素排出量のこと。

表 2-6 世界の二酸化炭素排出量に関する IEA の将来予測（参考シナリオ）

(単位：10 万 t)

	2005 年	2015 年	2030 年
OECD 諸国全体	12.8	14.1	15.1
北米地域	6.7	7.5	8.3
米国	5.8	6.4	6.9
ヨーロッパ地域	4.0	4.2	4.5
EU	3.9	4.0	4.2
太平洋地域	2.1	2.3	2.3
市場経済移行国全体	2.5	3.0	3.2
ロシア	1.5	1.8	2.0
途上国全体	10.7	16.4	22.9
中国	5.1	8.6	11.4
インド	1.1	1.8	3.3
その他アジア	1.4	2.0	2.7
中東	1.2	1.8	2.5
アフリカ	0.8	1.0	1.4
ラテンアメリカ	0.9	1.2	1.6
世界全体^a	26.6	34.1	41.9

出典：IEA, *World Energy Outlook 2007: China and India Insights* (Paris: IEA, 2007), 199, table 5.1.

^a 国際海上運送に伴う排出を含む。

第 3 項 全ての主要排出国による排出削減の必要性

気候変動枠組条約は「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガス濃度を安定化させる」ことを究極の目的として規定している³¹。しかしながら、危険な影響が何を意味するかについての具体的な記述や明確な数値は同条約には規定されていない。こうした中で、最新の科学的知見に基づき、この点に関し一定の手掛かりを与えたのが 2001 年に公表された IPCC 第 3 次評価報告書³²であり、これをさらに補強したのが 2007 年に公表された IPCC 第 4 次評価報告書³³であった。IPCC 第 3 次評価報告書で示された「懸念の根拠 (reasons for concern)」では、脆弱な生態系システムはわずかな気温の上昇でも深刻な影響を被るおそれがあり、世界経済全体への影響を考えると 2~3℃を超えると悪影響が卓越することを指摘している³⁴。そして、2007 年に公表された IPCC の第 4 次評価報告書では、水資源、生態系、食糧問題、沿岸域、健康などの全ての分野における深刻な影響が 2~3℃以上の気温上昇で起こることが示されている³⁵。

また、IPCC 第 4 次評価報告書では、温室効果ガス濃度を安定化させるための 6 つの排出

³¹ 気候変動枠組条約第 2 条。

³² IPCC, *Climate Change 2001*.

³³ IPCC, *Climate Change 2007*.

³⁴ IPCC, *Climate Change 2001*, 68, box 3-2.

³⁵ IPCC, *Climate Change 2007*, 51, fig. 3.6.

削減シナリオを提示している³⁶。そのうち、最も低い安定化水準のシナリオ群においては、産業革命前は 280ppm であった大気中の二酸化炭素濃度を 350~400ppm (温室効果ガス全体では 445-490ppm CO₂-eq³⁷) で安定化させるためのシナリオが描かれており、その達成のためには世界全体の二酸化炭素排出量の増加を 2000 年~2015 年の間に減少に転じさせ、2050 年の世界全体の二酸化炭素排出量を 2000 年比で 50~85%削減する必要があるとされている。そして、このもっとも低い安定化水準のシナリオ群においても、産業革命前からの気温上昇は、2.0~2.4℃以下になると予測されている (後掲表 2-7 参照)。

表 2-7 安定化シナリオと長期の気温上昇

カテゴリー	CO ₂ 安定化濃度 (ppm)	温室効果ガス安定化濃度 (ppm)	CO ₂ 排出がピークを迎える年	2050 年における CO ₂ 排出量の変化 (2000 年比%)	世界平均気温の産業革命以降からの上昇 (℃)
I	350~400	445~490	2000~2015	Δ85~Δ50	2.0~2.4
II	400~440	490~535	2000~2020	Δ60~Δ30	2.4~2.8
III	440~485	535~590	2010~2030	Δ30~+5	2.8~3.2
IV	485~570	590~710	2020~2060	+10~+60	3.2~4.0
V	570~660	710~855	2050~2080	+25~+85	4.0~4.9
VI	660~790	855~1130	2060~2090	+90~+140	4.9~6.1

出典 : IPCC, *Climate Change 2007: Synthesis Report* (Geneva: IPCC, 2007), 67, Table 5.1.

さらに、IPCC 第 4 次評価報告書第 3 作業部会報告書においては、大気中の温室効果ガスの濃度を 450ppm CO₂-eq (すなわち気温上昇を 2.0~2.4℃以下とするために必要な温室効果ガス濃度) で安定化させるために必要な排出削減数値目標を附属書 I 国と非附属書 I 国に分けて示している (後掲表 2-8 参照)。これによれば、気候変動枠組条約の附属書 I 国 (主として先進諸国) は 1990 年比で 2020 年までに 25~40%の削減、2050 年までに 80~95%の排出削減が必要であり、非附属書 I 国 (附属書 I 国以外の国々であり、主として途上諸国) についても、2020 年までにラテンアメリカ、中東、東アジアなどではベースラインからの大幅な削減が必要であり、2050 年までに全ての地域でベースラインからの大幅な削減が必要とされている。

³⁶ Ibid., 66, fig. 5.1.

³⁷ 単位の CO₂-eq とは、“CO₂ equivalent” の略であり、地球温暖化係数 (GWP: Global Warming Potential) を用いて二酸化炭素排出相当量に換算した値。

表 2-8 排出シナリオ毎に想定される排出削減の幅

シナリオ カテゴリー	地域	2020年の温室効果ガス排出量 (1990年比)	2050年の温室効果ガス排出量 (1990年比)
A-450ppm (CO ₂ 換算)	附属書I国	▲25%～▲40%	▲80%～▲95%
	非附属書I国	ラテンアメリカ、中東、東アジア及びアジア中央計画経済国におけるベースラインからの相当の乖離	全ての地域におけるベースラインからの相当の乖離
B-550ppm (CO ₂ 換算)	附属書I国	▲10%～▲30%	▲40%～▲90%
	非附属書I国	ラテンアメリカ、中東及び東アジアにおけるベースラインからの乖離	殆どの地域、特にラテンアメリカ及び中東におけるベースラインからの乖離
C-650ppm (CO ₂ 換算)	附属書I国	0%～▲25%	▲30%～▲80%
	非附属書I国	ベースライン	ラテンアメリカ、中東及び東アジアにおけるベースラインからの乖離

出典：IPCC, *Contribution of Working Group III to the Fourth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007), 776, box 13.7.

このように IPCC 第4次評価報告書は、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガス濃度を安定化」という気候変動枠組条約の究極の目的に関し、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準」とは産業革命前と比べ2℃から3℃以内の気温上昇であることを強く示唆するものとなっており、当該水準において大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるためには、先進諸国のみならず、新興諸国を含む全ての主要国を対象として世界全体で温室効果ガスの大幅な排出削減を図る必要があることを示すものとなっていた。

こうした IPCC の科学的知見を踏まえれば、京都議定書締約国である附属書I国（米国を除く先進諸国）のみに排出削減義務を課す京都議定書だけでは、世界全体の温室効果ガスの排出削減を進めていく上では限界があり、気候変動枠組条約の究極の目的を達成することは困難な状況となっていた。こうした認識の下、2007年末にインドネシア・バリで開催されたバリ会議（COP13・CMP）で採択されたバリ行動計画においても、その前文で IPCC 第4次評価報告書の知見を踏まえ世界全体の温室効果ガス排出の大幅な削減が必要であるとの認識が盛り込まれるとともに、その根拠として IPCC 第4次評価報告書第3作業部会報告書の前述の該当箇所も脚注に記載されることとなった³⁸。

第4節 ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の構造

第1項 バリ行動計画を受けた2トラックでの多国間交渉の枠組み

ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の構造を複雑にしている要因の一つに、締約国会議

³⁸ Bali Action Plan, Decision 1/CP.13 (FCCC/CP/2007/6/add.1, March 14, 2008), 3.

の二重構造がある。まず京都議定書は、気候変動枠組条約の締約国のみが京都議定書の締約国となることができると規定しており³⁹、2009年12月のコペンハーゲン会議（COP15・CMP5）の時点でみると気候変動枠組条約締約国194カ国中、米国などの4カ国を除く190カ国が京都議定書の締約国となっている⁴⁰。そして気候変動枠組条約は、気候変動枠組条約締約国会議（COP: Conference of the Parties to the Treaty）を毎年開催することを規定しており⁴¹、京都議定書も京都議定書締約国会合（CMP: Conference of Parties to the Treaty as the Meeting of the Parties to the Protocol）をCOPと併せて毎年開催することを規定している⁴²。また、気候変動枠組条約の締約国ではあるが京都議定書の締約国とはなっていない国（米国など）については、CMPにオブザーバーの資格で参加できることとされている⁴³。このように気候変動枠組条約締約国会議（COP）と京都議定書締約国会合（CMP）の二つの会議は、毎年同時に開催されるが、形式的には両者は別々の会議として開催されており、気候変動枠組条約締約国会議（COP）での交渉トラックと京都議定書締約国会合（CMP）での交渉トラックの二つの交渉トラックで並行して交渉が行われる枠組みとなっている。

この基本的な枠組みの下、2007年のバリ会議（COP13・CMP3）で採択されたバリ行動計画を受けたポスト京都議定書を巡る多国間交渉も、この2つの交渉トラックで並行して行われることとなった。そして、後述するようにいずれの交渉トラックにおいても、2009年までに結論を得て、同年の締約国会議（COP15・CMP5）において採択することとされ、2トラックでの交渉の枠組みの下、2009年までの合意成立を目指して、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉が本格的にスタートすることとなった⁴⁴。

（１） 京都議定書締約国会合の枠組みの下での交渉（議定書トラック）

京都議定書は、第1約束期間（2008年～2012年）終了の7年前（2005年末）までに、

³⁹ 京都議定書第24条第1項。

⁴⁰ 気候変動枠組条約の締約国については、UNFCCC, “Status of Ratification of the Convention,” UNFCCC, アクセス日：2013年12月23日, http://unfccc.int/essential_background/convention/status_of_ratification/items/2631.php; 京都議定書の締約国については、UNFCCC, “Status of Ratification of the Kyoto Protocol,” UNFCCC, アクセス日：2013年12月23日, http://unfccc.int/kyoto_protocol/status_of_ratification/items/2613.php; 気候変動枠組条約締約国のうち、京都議定書締約国でない国は、2009年12月時点では、米国のほかに、アフガニスタン、サンマリノ、ソマリアの4カ国であった。

⁴¹ 気候変動枠組条約第7条第4項。

⁴² 京都議定書第13条第6項。

⁴³ なお、気候変動枠組条約の締約国ではあるが京都議定書の締約国とはなっていない国（米国など）については、CMPにオブザーバーの資格で参加できることとされている。京都議定書第13条第2項。

⁴⁴ バリ行動計画採択に至る背景と経緯の概要については、浜中・久保田「マラケシュ合意後」202-26。

第2約束期間以降における気候変動枠組条約附属書I国の新たな排出削減目標について交渉を開始することを規定している⁴⁵。そして、2005年2月の京都議定書の発効を受けて同年11月にカナダ・モントリオールにおいて開催されたモントリオール会議(COP11・CMP1)においては、京都議定書第1約束期間後の2013年以降の次期国際枠組みに向けた議論を正式に開始するため、「京都議定書の下での附属書I国のさらなる約束に関する特別作業部会(AWG-KP: Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol)」の設置が決定された⁴⁶。

その後数次の会合を経て2007年のバリ会議(COP13・CMP3)に併せて開催されたAWG-KP第4回再開会合(AWG-KP 4-2)においては、附属書I国の第2約束期間以降の削減目標について2009年末までに結論を得、その結果を2009年の京都議定書第5回締約国会合(CMP 5)に提出し、その採択を目指すとする今後の作業計画について合意がなされた⁴⁷。また、AWG-KP 4-2においては、前述のIPCC第4次評価報告書第3作業部会報告書⁴⁸の成果について言及がなされ、①IPCCがこれまでに示したシナリオの中で最も低い水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるためには、地球の温室効果ガスの排出量を今後10年から15年の間にピークに達するようにし、その後、今世紀半ばまでに2000年比50%を大幅に下回る極めて低い水準までに削減する必要があると指摘していることにAWG-KPとして留意することとされ、②この最も低い水準を達成するためには、附属書I国が全体として温室効果ガスの排出量を各自可能な手段で2020年までに1990年に比して25~40%の範囲まで削減する必要があるとIPCC第4次評価報告書第3作業部会報告書で指摘されていることをAWG-KPとして認識することとされ、③この削減目標を達成することで気候変動枠組条約の究極の目的の達成に寄与することができるとAWG-KPとして認識することについて合意がなされた⁴⁹。

このように、京都議定書締約国会合(CMP)の交渉トラックにおいては、京都議定書第2約束期間を設定することが交渉の前提とされ、かつ、第2約束期間以降の附属書I国の排出削減目標は、第1約束期間の排出削減目標よりもさらに深掘する(すなわちさらなる排出削減を求める)方向で議論が進められることとされた。

⁴⁵ 京都議定書第3条第9項。

⁴⁶ *Consideration of Commitments for Subsequent Periods for Parties Included in Annex I to the Convention under Article 3, Paragraph 9, of the Kyoto Protocol*, Decision 1/CMP.1 (FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.1, March 30, 2006).

⁴⁷ *Report of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol on Its Resumed Fourth Session, Held in Bali from 3 to 15 December 2007* (FCCC/KP/AWG/2007/5, 5 February 2008), para. 22.

⁴⁸ IPCC, *Contribution of Working Group III to the Fourth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007).

⁴⁹ *Report of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol on Its Resumed Fourth Session, Held in Bali from 3 to 15 December 2007* (FCCC/KP/AWG/2007/5, February 5, 2008), para. 16.

(2) 気候変動枠組条約の枠組みの下の交渉（条約トラック）

米国や新興諸国も含む全ての主要国を対象とした新たな国際枠組みの構築に向けた議論の開始については、気候変動枠組条約において特段の規定は置かれていない。しかしながら、前述の京都議定書の実効性の限界を踏まえ、全ての主要排出国を対象とした新たな国際枠組みの構築を目指す先進諸国は、気候変動枠組条約締約国会議の場を足掛かりとして、議論のプロセスを発展させていくことに成功した。まず、2004年12月にアルゼンチン・ブエノスアイレスで開催された気候変動枠組条約第10回締約国会議(COP10)においては、全ての国の参加の下に、中・長期的な将来の国際枠組みに向けた、情報交換を通じた取り組みを進めるため「政府専門家セミナー」を開催することが決定された⁵⁰。また、翌年の2005年にカナダ・モントリオールで開催された気候変動枠組条約第11回締約国会議(COP11)においては、気候変動枠組条約に基づき、全ての締約国の参加による長期的な協力行動の在り方についての対話を開始することが正式に決定された⁵¹。

そして、2007年にインドネシア・バリで開催された気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)においては、前述の対話の結果を踏まえた包括的な交渉プロセスの開始を定めたバリ行動計画⁵²が採択された(後掲表 2-9 参照)。バリ行動計画においては、IPCC第4次評価報告書を受け世界全体の温室効果ガス排出の大幅な削減が必要であるとの認識の下、米国や中国を始めとする全ての気候変動枠組条約締約国の参加による長期的共同行動に関する作業部会(AWG-LCA: Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention)を設置し、気候変動枠組条約の下での2013年以降の包括的な国際枠組みに関し2009年までに合意(agreed outcome)を得て、同年の気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)での採択を目指すこととされた。そして、この合意(agreed outcome)に盛り込むべき要素としては、①排出削減に関するグローバルな長期目標、②先進国及び途上国による排出削減の取組の強化、③海面上昇などの気候変動の影響に対する適応策⁵³の強化、④途上国への技術移転の強化、⑤途上国への資金協力の強化の五つの要素がバリ行動計画で規定された。特に重要な点は、排出削減の取組に関し、米国を含む全ての先進国による計測・報告・検証可能な排出削減の約束又は行動(measurable, reportable, and verifiable nationally appropriate mitigation commitments or actions)について検討することが明記されたことに加え、途上国による計測・報告・検証可能な緩和⁵⁴の行動(nationally appropriate mitigation actions)についても検討することが明記された点である。

⁵⁰ *Report of the Conference of the Parties on Its Tenth Session, Held at Buenos Aires from 6 to 18 December 2004* (FCCC/CP/2004/10, April 18, 2005), Annex II.

⁵¹ *Dialogue on Long-Term Cooperative Action to Address Climate Change by Enhancing Implementation of the Convention*, Decision 1/CP.11 (FCCC/CP/2005/5/Add.1, March 30, 2006).

⁵² *Bali Action Plan*, Decision 1/CP.13 (FCCC/CP/2007/6/add.1, March 14, 2008).

⁵³ 前掲注 13 を参照。

⁵⁴ 「緩和」とは mitigation の訳であり、排出量の削減又は排出量増加の抑制を意味する。

表 2-9 バリ行動計画の概要

前文：気候変動枠組条約の究極の目的達成には世界全体の排出量の大幅削減が必要であると認識し、IPCC 第 4 次評価報告書に示された気候変動への対応の緊急性を強調

1. 現在、2012 年まで、そして 2013 年以降にわたる長期の協力行動により、気候変動条約の全面的、効果的かつ継続的な実施を実現するための包括的なプロセスを開始し、合意 (agreed outcome) を得て、気候変動枠組条約締約国会議第 15 回会合 (COP15) において決定を採択 (adopt) するため、特に下記の各事項について検討する。
 - ① 世界全体の長期的な排出削減目標を含む長期的な協力行動のためのビジョンの共有
 - ② 気候変動の緩和 (mitigation) のための行動の強化
 - ・ 全ての先進国締約国：計測・報告・検証可能 (measurable, reportable and verifiable) な当該国にとって適当な緩和の約束又は行動 (排出制限 (limitation) 又は排出削減 (reduction) の数値目標を含む)。各国の事情を考慮しつつ、それぞれの取組みを比較できるようにすること。
 - ・ 途上国締約国：持続可能な発展の文脈に沿った形での途上国にとって適当な緩和の行動。この緩和の行動は、技術や資金、キャパシティ・ビルディングによる支援を受け、実行可能なものとし、計測・報告・検証可能 (measurable, reportable and verifiable) なものとする。
 - ③ 適応行動の強化
 - ④ 緩和と適応の行動支援を目的とする技術開発・技術移転の行動の強化
 - ⑤ 緩和・適応のための行動を支援し、技術協力を推進するための資金源・投資を提供する行動の強化
2. 気候変動枠組条約の下での長期協力の行動に関する特別作業部会 (AWG-LCA) を設立し、第 15 回締約国会議 (COP15) での採択を目指して 2009 年までにその作業を終了し、その成果を COP15 に提出すること。

出典：地球産業文化研究所 (GISPRIS) によるバリ行動計画の仮訳を基に筆者作成。GISPRI 「決定書『バリ行動計画』GISPRI 仮訳」, アクセス日：2014 年 2 月 10 日, http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/pdf/20080104_cp13.pdf.

バリ行動計画の採択の結果、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉は、2005 年に設置が決定された AWG-KP の場における京都議定書第 2 約束期間の設定に関する交渉トラックと並んで、米国や途上諸国を含む包括的な枠組みの国際構築に関する AWG-LCA の場における交渉トラックの 2 トラックで行われることとなった (表 2-10 参照)。

表 2-10 ポスト京都議定書に関する2つの交渉トラック

	気候変動枠組条約締約国会議(COP)	京都議定書締約国会合 (CMP)
特別作業部会	AWG-LCA	AWG-KP
主な検討事項	気候変動枠組条約の全ての締約国を対象とした包括的な国際枠組みの検討	京都議定書締約国である気候変動枠組条約附属書I国(米国以外の先進諸国)の第2約束期間以降の排出削減目標の検討
検討の根拠	バリ行動計画(2007年COP決定)	京都議定書第3条第9項
スケジュール	2009年のCOP15までに合意を得て採択	2009年のCMP5までに合意を得て採択

第2項 コンセンサス方式による意思決定手続

気候変動枠組条約締約国会議(COP)及び京都議定書締約国会合(CMP)の決定手続の特色として、コンセンサス方式による決定手続を挙げることができる。コンセンサスとは、投票なしで会議が決定を下す手続とされ、会議の議長は、コンセンサスが存在しているかどうか、各国が表明した意見や会議の雰囲気にも照らして判断することとされている⁵⁵。1995年に開催された気候変動枠組条約第1回締約国会議(COP1)においては、手続規則案⁵⁶について議論がなされたものの、投票による決定手続について規定した規則42について各締約国の間で合意が成立せず採択されなかった⁵⁷。このため、それ以降の気候変動枠組条約締約国会議(COP)及び京都議定書締約国会合(CMP)では、この手続規則案のうち規則42を除いた部分を暫定的に適用しコンセンサス方式による決定手続をとることとされており、投票による決定手続については継続協議事項とされ続けている⁵⁸。具体的には、手続規則案の規則41において各締約国は1票の投票権を持つことを規定した上で、規則42においては、具体的な投票手続に関し、二つの案が併記されている。第一案は、各締約国はコンセンサスを得るためのあらゆる努力を尽くすべきであると規定した上で、コンセンサスを得るための全ての努力を尽くしてもなおコンセンサスが得られなかった場合は、最後の手段として、3分の2の多数決で意思決定できることを規定したものとなっている。第二案は、コンセンサスによる決定が原則であると規定した上で、資金面に関する事項については3分の2の多数決で決定できることを規定したものとなっている。しかしながら、いずれの案についても合意が成立しなかったため、規則42を除いた部分が適用されることがされた。それ以降も合意が成立しなかったため、その後の気候変動枠組条約締約国会議(COP)の決定も投票による決定方式ではなくコンセンサス方式のみによることとなり、

⁵⁵ Ronald A. Walker and Brook Boyer, *A Glossary of Terms for UN Delegates* (Geneva: United Nations Institute for Training and Research, 2005), 38.

⁵⁶ *Draft Rules of Procedure of the Conference of the Parties and its Subsidiary Bodies* (A/AC.237/L.22/Rev.2, February 15, 1995).

⁵⁷ *Report of the Conference of the Parties on Its First Session, Held at Berlin from 28 March to 7 April 1995* (FCCC/CP/1995/7, May 24, 1995), 8-9.

⁵⁸ *Adoption of the Rules of Procedure* (FCCC/CP/1996/2, May 22, 1996), 1; Farhana Yamin and Joanna Depledge, *The International Climate Change Regime: A Guide to Rules, Institutions and Procedures* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004), 432-34.

京都議定書締約国会合（CMP）の決定も同様の扱いとなっている⁵⁹。

なお、コンセンサス方式による決定手続は、全会一致による決定手続とは必ずしも同じではないとされている⁶⁰。例えば 2010 年のカンクン会議（COP16・CMP6）においては、一部の国の反対にもかかわらず、大多数の国々の間でコンセンサスが存在しているとして議長が押し切る形で、カンクン合意が採択されている⁶¹。ただし、異論を押し切ってコンセンサスの存在を宣言するためには、議長が会議全体から支持されていることが実際には必要であるとされており⁶²、大多数の交渉参加国の間で合意が成立していなければ、コンセンサスによる決定方式による意思決定は困難であると考えられる。例えば 2009 年のコペンハーゲン会議（COP15・CMP5）においては、カンクン会議のケースと異なり、数カ国の反対でコペンハーゲン合意を採択できなかったが⁶³（後述）、これは、その採択の前の段階で多数の国々からコペンハーゲン合意に対して強い異論が提示されており、大多数の国々の合意が存在していたとは言えない状況にあったことが原因であると考えられる。

このようにコンセンサス方式は全ての交渉参加国の間での合意が基本的には必要とされる決定手続であることから、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉は、討議の論理（logic of arguments）が強く作用する前提条件として Risse⁶⁴が掲げる 2 つの条件の一つである各当事者がお互いに対等の立場に立ち同等の発言権を有していることを満たす状況にあったと考えられる。なお、ここでさらに指摘しておくべき点としては、国連、あるいは国連の下での国際諸機関や多数国間条約を含んだ国連システムにおける意思決定に関しては、主権国家の併存という基礎構造のため、有効で実効的な行動ができない場合も多いが、たいていの国連機関の場合、最終的な投票による意思決定の手続が規則として策定されており⁶⁵、こうした中で、気候変動枠組条約や京都議定書のように、投票による意思決定手続が欠缺しているのは特殊であるということである⁶⁶。

また、コンセンサス方式に加えて、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の特色の一つとして挙げられる点は、気候変動枠組条約及び京都議定書の締約国の間で行われた多国間交渉であるという点である。各交渉参加国は、気候変動枠組条約及び京都議定書の締約国で

⁵⁹ 京都議定書第 13 条第 5 項においては、京都議定書締約国会合の手続規則は、気候変動枠組条約締約国会合の手続規則を準用すると規定されている。

⁶⁰ Walker and Boyer, *Glossary*, 38.

⁶¹ 後述の第 4 章第 5 節第 2 項参照。

⁶² Ibid.

⁶³ 後述の第 3 章第 3 節第 3 項参照。

⁶⁴ Risse, “Let’s Argue!,” 14-19.

⁶⁵ 例えば、国連総会の投票手続は、国際連合憲章第 18 条に規定されている。

⁶⁶ この点を指摘するものとして例えば、杉山晋輔（元外務省国際協力局地球規模課題審議官）「地球規模の諸課題と国際社会のパラダイム・シフト：気候変動枠組交渉と日本の対応（1）」『早稲田法學』86 卷 4 号（2011）：270-72.

ある以上⁶⁷、少なくとも公式的な立場としては気候変動枠組条約及び京都議定書の原理原則を共有していると考えられることから⁶⁸、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉は、Risse⁶⁹が掲げるもう一つの条件である各当事者が「共通の生活世界」(common lifeworld)を共有していることも概ね満たす状況にあったと考えられる。

さらに、規範的なイシューである気候変動問題などの地球環境問題については、安全保障や貿易問題などの領域に比べ、規範や知識などの観念的な要因が特に強く作用することが指摘されており⁷⁰、説得と討議のプロセスが重視される政策領域であると考えられる。

こうした点にかんがみれば、気候変動枠組条約締約国会議(COP)及び京都議定書締約国会合(CMP)における多国間交渉は、他の多国間交渉の事例に比べて討議の論理がより強く作用しやすい状況にあったと考えられる。

第5節 多様な交渉グループによる多国間交渉の展開

ポスト京都議定書を巡る各国の立場や考え方は、南北対立を基軸として先進国と開発途上国の間で基本的な違いがみられる。主として先進諸国は、世界全体の温室効果ガスの排出量の大幅な削減を図る上で、世界全体の排出量の約3割しかカバーしていない京都議定書では不十分であるとして、途上諸国も含めた全ての主要排出国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を目指したのに対し、主として途上諸国は、まずは先進諸国が率先して排出削減対策に取り組むべきであるとして、京都議定書第2約束期間の設定を強く求めた。ただし、各国の立場や考え方の違いは、先進国間や開発途上国間にも存在しており、先進諸国の間では、京都議定書第2約束期間の設定や包括的な国際枠組みの法的拘束力の取り扱いに関して立場や考え方の違いがみられる。また、途上諸国の間にも、近年の急速な経済成長に伴い急激な温室効果ガス排出量の増加が見込まれる中国やインドなどの新興諸国、先進国などに原油を輸出している石油輸出国機構(OPEC)とアラブの産油国グループ、気候変動による海面上昇の影響を直接受ける小島嶼諸国、排出量が低レベルでありながら気候変動の影響を多大に受けるとみられる後発開発途上国などの間で立場や考え方の違いがみられる⁷¹。

こうした立場や考え方の違いを反映して、ポスト京都議定書を巡る多国間国際交渉の場

⁶⁷ なお、米国は京都議定書の締約国会議ではないが、気候変動枠組条約の締約国である。

⁶⁸ ただし、後述するように、実際上は、米国は共通だが差異のある責任の原則には否定的である。第5節第1項参照。

⁶⁹ Risse, "Let's Argue!," 14-19.

⁷⁰ 例えば、山田高敬「地球環境領域における国際秩序の構築」藤原帰一・李鍾元・古城佳子・石田淳一編『国際政治講座④ 国際秩序の変動』(東京大学出版会, 2004), 214-25; 山田高敬「地球環境」山田高敬・大矢根聡編『グローバル社会の国際関係論』新版(有斐閣, 2011)。

⁷¹ 環境省編「平成20年版白書」5。

においては、後述するように様々な交渉グループが形成されている（表 2-1 1 参照）⁷²。こうした様々な交渉グループの存在は、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉において重要な役割を果たすものとなっている⁷³。交渉参加各国（特に小国）にとっては、交渉グループを構成することにより多国間交渉の場においてその存在感をより強くすることができるだけでなく、極めて複雑多岐に渡る多国間交渉の日々の進捗状況について情報交換を進める上でも交渉グループは大きな役割を果たすものとなっている。また、現実的にも、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉は 190 を超える交渉参加国間での交渉となるため、交渉をより円滑に進めるため、グループ単位で交渉が進めなければ、およそ交渉を進めることは不可能とも言える。こうした観点から、実際の多国間交渉の場においては、通常、各交渉グループの代表が、グループの意見を代表して発言するのが通例となっている。

表 2-1 1 ポスト京都議定書を巡る多国間交渉における主な交渉グループ

気候変動枠組条約 附属書 I 国（主として先進諸国）	EU (European Union) アンブレラ・グループ（オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、ウクライナ及び米国の 9 カ国）
非附属書 I 国（主として途上諸国）	G77/中国 (G77 and China) BASIC グループ（中国、インド、南アフリカ、ブラジル） アフリカ諸国 AOSIS 諸国 LDC 諸国 その他の交渉グループ（ALBA 諸国、OPEC 諸国、CACAM グループ、アラブ連盟、仏語圏諸国機関等）

環境十全性グループ
(スイス、韓国、メキシコ等)

第 1 項 先進諸国からなる主な交渉グループ

EU (欧州連合)：ポスト京都議定書を巡る多国間交渉において、先進国諸国も決して一枚岩ではなく、いくつかの交渉グループに分かれてポスト京都議定書を巡る多国間交渉に参加している。まず、欧州連合（EU: European Union）は、EU 加盟 27 カ国からなる交渉グループである⁷⁴。気候変動枠組条約締約国会議（COP）及び京都議定書締約国会合（CMP）

⁷² 本節における各交渉グループ（BASIC グループを除く。）の概要に関する記述については、次の文献を参照した。Yamin and Depledge, *Guide to Rules*, 33-48; “Who’s Who: Groupings and Actors,” UNFCCC, accessed December 25, 2013, http://unfccc.int/essential_background/convention/items/6343.php.

⁷³ Yamin and Depledge, *Guide to Rules*, 34.

⁷⁴ なお、2013 年 7 月にクロアチアが加盟したことに伴い、2014 年 2 月時点では EU の加盟国数は 28 カ国となっている。

においては議長国が EU 加盟国数分の投票することができるとされており、その場合は個別の加盟国が投票を行うことは認められないこととされている⁷⁵。

EU は国際的な気候変動対策の推進におけるリーダーたるべきという意識が 1990 年代から現在に至るまで非常に強く、1991 年から 1992 年にかけての気候変動枠組条約の策定を巡る多国間交渉に際しては、先進諸国の二酸化炭素排出量を 1990 年の排出量のレベルで 2000 年までに安定化させることを義務付けるべきであるとの主張を展開し、1997 年の京都議定書の策定を巡る多国間交渉においては、先進諸国に対して大幅な排出削減義務を課すべきであると主張していた⁷⁶。そして、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉においても、世界全体の温室効果ガス排出量の大幅な削減を図るため、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を強く訴えることとなった。

ポスト京都議定書の気候変動レジームの在り方に関する EU の具体的な方針は、2007 年 3 月の欧州理事会⁷⁷で打ち出されている⁷⁸。その主な内容は、①産業革命以前と比べて地球全体の平均気温の上昇を 2℃未満に抑えるとの戦略目標を達成することの重要性を強調し、②ポスト京都議定書の新たな気候変動レジームは、京都議定書を土台としつつその拡充を図り、できる限り広範な国々を対象としたものとし、2009 年までにその採択をを目指すべきであり、③先進諸国は共同して 2050 年までに 60~80%削減することを目指して、1990 年比で 2020 年までに 30%の排出削減にコミットすべきであり、④EU 以外の先進諸国が同等の排出削減を約束し、新興諸国がその責任と能力に応じて適切に貢献することを条件として、EU として 2020 年までに 1990 年比で温室効果ガス 30%削減にコミットする用意がある旨を表明し、⑤ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の進展具合にかかわらず、EU として 2020 年までに少なくとも 1990 年比で 20%削減を約束するとしていることである。

気候変動分野におけるこうした EU の国際的なリーダーシップ志向の要因としては、主に三つの要因が指摘されている⁷⁹。第一は、気候変動政策の推進については世論の支持も高いことから、EU が気候変動政策に積極的に取り組むことは EU 統合の重要な推進力の一つとみなされていたことである。第二は、2005 年以降の化石燃料価格の上昇を踏まえ、エネルギー安全保障の観点から省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進を図るため、EU 自身が積極的な気候変動対策を志向していたことである。第三に、気候変動分野は EU のソフト・パワーを生かしやすい分野であり、この分野での国際的なリーダーシップの発揮により、EU の国際的なプレゼンスを高めることに資すると EU 自身が認識していたことである。

⁷⁵ 気候変動枠組条約第 18 条第 2 項；京都議定書第 22 条第 2 項。

⁷⁶ Clair Roche Kelly, Sebastian Oberthür, and Marc Pallemmaerts, “Introduction,” in *The New Climate Policies of the European Union: Internal Legislation and Climate Diplomacy*, ed. Sebastian Oberthür and Marc Pallemmaerts (Brussels: Brussels University Press, 2010), 13.

⁷⁷ EU 加盟各国首脳からなる理事会

⁷⁸ Council of the European Union, *Brussels European Council, 8/9 March 2007: Presidency Conclusions* (7224/1/07/REV 1, Brussels, May 2, 2007), paras. 27-35.

⁷⁹ Kelly, Oberthür, and Pallemmaerts, “Introduction,” 14-15.

アンブレラ・グループ：EU 以外の先進諸国主な交渉グループとしては、アンブレラ・グループ（Umbrella Group）を挙げることができる。アンブレラ・グループは、EU 諸国以外の先進諸国による緩やかな連合であり、京都議定書の採択を機に結成されたものである。参加メンバーは、オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、ウクライナ及び米国の9カ国となっており、EU と異なりグループ内の各国の意見や立場も様々なものとなっている。

例えば米国は、京都議定書の締約国ではないため、京都議定書第2約束期間の設定の是非については中立的な立場をとっており、その主たる関心は、前述の Byde-Hagel 決議⁸⁰を踏まえ、ポスト京都議定書の国際枠組みの構築に当たって、米国産業の国際競争力が阻害されることのないよう、中国やインド等の新興諸国が米国と同等の責務を負う形で、当該国際枠組みが構築されるようにすることであった。米国内においては気候変動問題への政治的関心は必ずしも高くなく、気候変動問題はむしろエネルギー安全保障や新たなビジネスチャンスの獲得などの観点から捉えられる傾向が強い⁸¹。このため、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉においては、途上諸国の主張の拠り所となっている「共通だが差異のある責任」の原則に対して、先進諸国の中でも最も否定的な立場をとっている⁸²。米国は、環境分野に限らず自国の行動の自由を制約する国際枠組みに入ることには、それを上回るメリットがない限り基本的には慎重であるため⁸³、米国や新興諸国を含む全ての主要国を対象とした包括的な国際枠組みに法的拘束力を持たすことについても、EU と異なり必ずしも積極的ではなかった。

また、京都議定書第2約束期間の設定に一貫して反対の立場をとったのが日本、ロシア、カナダの三カ国であった。日本に関しては、一部の先進諸国のみならず法的な排出削減義務を課す京都議定書は極めて不公平かつ実効性に乏しいだけでなく、産業競争力の国際的なイコール・フットイングを図れない状況が長期化し、経済・雇用をはじめ国民生活にも悪影響を及ぼすとして、主要な産業界が京都議定書第2約束期間の設定に強く反対している状況にあった⁸⁴。こうした中でポスト京都議定書を巡る多国間交渉において日本は、京都議

⁸⁰ “Expressing the Sense of the Senate Regarding the Conditions for the United States Becoming a Signatory to Any International Agreement on Greenhouse Gas Emissions under the United Nations Framework Convention on Climate Change, S. Res. 98, 105th Cong.,” *Congressional Record*, vol. 143, no. 107 (July 25, 1997): S8138-39.

⁸¹ 久保文明「米国：国内政治から見た気候変動政策；オバマ政権下の地球環境政策をめぐる政治的対立の構図」亀山康子・高村ゆかり編『気候変動と国際協調：京都議定書と多国間協調の行方』（慈学社，2011）； 亀山康子・田村堅太郎・高村ゆかり「気候変動レジームの行方：レジームの観点からの考察」亀山康子・高村ゆかり編『気候変動と国際協調：京都議定書と多国間協調の行方』（慈学社，2011），390-91.

⁸² 加納雄大（元外務省国際協力局気候変動課長）『環境外交：気候変動交渉とグローバル・ガバナンス』（信山社，2013），185.

⁸³ *Ibid.*, 184.

⁸⁴ 例えば、石油連盟・セメント協会・電気事業連合会・電子情報技術産業協会・日本化学工業協会・日本ガス協会・日本自動車工業会・日本製紙連合会・日本鉄鋼連盟「COP16

定書第2約束期間の設定に強く反対するとともに、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を強く求めることとなった。

ロシアは、ソヴィエト連邦の崩壊に伴う経済低迷の結果、1990年以降、温室効果ガスの排出量が大幅に減少し、2009年時点の排出量は京都議定書基準年比で約37%減となっており、京都議定書に基づきロシアに課せられている目標（京都議定書基準年比±0%）を超過達成している状況にあった（ただし、その後の経済発展に伴い近年の排出量は増加傾向にある。）⁸⁵。ロシア国内における気候変動問題への関心は必ずしも高くなく、ロシア政府にとっても気候変動問題は必ずしも優先順位の高い政策課題としては位置付けられていないと考えられる。ロシアは依然として市場経済への移行段階にあり、今後はその経済発展に伴い、温室効果ガスの排出量の増加が見込まれている。こうした中で、ロシアは京都議定書における附属書I国と非附属書I国の二分法の見直しを求めており、ポスト京都議定書の国際枠組みに関しては、京都議定書第2約束期間に反対するとともに、途上諸国も含めた全ての主要排出国を対象とした包括的な国際枠組みの構築を訴えることとなった⁸⁶。

カナダは、温室効果ガスの排出量が1990年以降大きく増加し2009年時点で基準年比⁸⁷で約18%増となっており⁸⁸、京都議定書第1約束期間で課せられた目標（基準年比マイナス6%）を達成することが困難な状況となっていた。こうした中で、カナダは京都議定書第2約束期間の設定については反対の立場をとっており、ダーバン会議終了後の2011年12月に京都議定書自体から脱退している⁸⁹。

その他の交渉グループ: その他の交渉グループとしては、例えば、環境十全性グループ(EIG: Environmental Integrity Group) を挙げることができる。環境十全性グループは、韓国、メキシコ、スイスの三カ国によるグループである。OECDに加盟したためG77/中国と同じ立

へ向けての緊急提言」2010年12月9日、アクセス日:2011年1月13日、
http://www.fepec.or.jp/about_us/pr/sonota/_icsFiles/afieldfile/2010/12/09/press1209.pdf.

⁸⁵ 独立行政法人国立環境研究所掲載データを基に筆者集計。「附属書I国の温室効果ガス排出量データ（1990～2011年）」独立行政法人国立環境研究所，更新日：2013年11月6日，アクセス日：2014年2月13日，
http://www-gio.nies.go.jp/aboutghg/data/2013/UNFCCC-GHG_J_131106.xls.

⁸⁶ ロシアの立場の背景については、例えば、Wybe Th. Douma, Michael Kozeltsev, and Julia Dobrolyubova, “Russia and the International Climate Change Regime,” in *The New Climate Policies of the European Union: Internal Legislation and Climate Diplomacy*, ed. Sebastian Oberthür and Marc Pallemaerts (Brussels: Brussels University Press, 2010), 281-308.

⁸⁷ 京都議定書の基準年は1990年（ただし、HFC、PFC、SF₆は1995年とすることも可とされている）。

⁸⁸ 独立行政法人国立環境研究所掲載データを基に筆者集計。「附属書I国の温室効果ガス排出量データ（1990～2011年）」独立行政法人国立環境研究所，更新日：2013年11月6日，アクセス日：2014年2月13日，
http://www-gio.nies.go.jp/aboutghg/data/2013/UNFCCC-GHG_J_131106.xls.

⁸⁹ “Status of Ratification of the Kyoto Protocol,” UNFCCC, アクセス日：2013年12月23日，
http://unfccc.int/kyoto_protocol/status_of_ratification/items/2613.php.

場で条約交渉上発言しにくくなった韓国及びメキシコと、EUにもアンブレラ・グループにも入っていないスイスの三カ国が交渉で発言権を強くするためにグループをつくったものであり⁹⁰、スイスのみが気候変動枠組条約附属書I国である。

第2項 途上諸国からなる主な交渉グループ

G77/中国グループ：途上諸国は、国際連合の場における多国間交渉において通常G77という交渉グループを形成している。G77は、貿易と開発に関する国連会議（UNCTAD: United Nations Conference on Trade and Development）の過程で1964年に設立された途上国の交渉グループであり、気候変動枠組条約締約国会議（COP）や京都議定書締約国会合（CMP）の場に限らず、国連の交渉プロセス全体に共通の交渉グループとなっている。中国は、G77の正式メンバーではなく準メンバーという位置づけであるが、気候変動枠組条約締約国会議（COP）及び京都議定書締約国会合（CMP）の場において中国はG77と密接に連携しており、G77/中国（G-77 and China）という一つの交渉グループを形成している。その参加国は130カ国以上であり、G77/中国の議長国は、グループ全体を代表してしばしば発言を行っている。

気候変動の影響は均一に起こるものではなく、最貧国とその国に暮らす人々が、いち早くまたより大きな影響を受けると指摘されており、例えば気候変動による経済的な被害と気候変動対策に要するコストとを経済学的な観点から分析したいわゆるスターン・レビューにおいても、先進諸国に比して途上諸国は特に深刻な被害を受けやすいとして、以下のように指摘されている⁹¹。

気候変動は、発展途上地域にとって憂慮すべき脅威であり、様々な面において貧困解消への大きな障害となっている。第一に、発展途上地域は先進国と比較して温暖な場合が多く、降雨パターンの大きな変化によって被害を受けやすい。したがって、温暖化の進行に伴いコスト負担は高額となるが、便益は少ない。第二に、発展途上国は、農業に依存していることが多い。これは、貧しい国々では特に顕著である。農業は、経済部門の中でももっとも気候変動の影響を受けやすい。また、このような国々では健康への対策が不十分であり、公共サービスの質も悪い。第三に、これらの国々は低所得かつ所得構造が脆弱なために、気候変動への適応策実施が難しいものとなっている。

このような脆弱性により、発展途上国では気候変動は既に低水準にある所得をさらに引き下げ、罹患率や死亡率を上昇することになるだろう。農業収入の減少は貧困を増大させ、わずかな蓄えは生き延びるために使わざるを得ず、一般家庭のより良い将来に対する投資能力を低下させる。国家レベルでは、気候変動によって歳入は減少し、必要経費が増大して国家財政の悪化につながる。

発展途上国の多くでは、現在でも気候による不利益を克服するための困難に直面し

⁹⁰ 環境省編『環境・循環型社会・生物多様性白書』平成25年版（日経印刷，2013），385.

⁹¹ Nicholas Stern, *The Economics of Climate Change: Executive Summary* (London: HM Treasury, 2006), vii. 日本語訳は日本環境省と駐日英国大使館による訳を転載。アクセス日：2014年2月12日，http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=9176&hou_id=8046.

ている。気温上昇がたとえ 1°C未満であっても、それによって生じる気候的な打撃は、発展途上国が現在取り組んでいる経済的、社会的な発展の妨げとなる。気温上昇が 3°Cや 4°C以上まで続くようであれば、その影響はリスクとコストを激しく押し上げることになる。

こうした中で、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉における G77/中国グループにとっての主な関心事項の一つは、自国の二酸化炭素排出削減と同時に経済発展にも資する省エネルギー技術の導入など要する資金や、干ばつや水不足等の気候変動による影響に対応するため必要となる資金を確保するため、先進諸国による途上国支援が必要かつ十分な額だけ確保されることであったと考えられる。また、ポスト京都議定書の国際枠組みの在り方に関して G77/中国グループは、京都議定書第 2 約束期間を設定すべきという一点では統一的な立場を維持していたが、G77/中国グループは様々な利害を有する多種多様な途上国の集まりであるため、その他の論点についてはグループ内の各国の意見や立場は大きく異なるものとなっていた。こうした違いを反映して、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉の過程では、個々の国単位での発言が行われることや、BASIC グループ、アフリカ諸国グループ (African Group)、小島嶼国連合 (AOSIS: Alliance of Small Island States)、後発開発途上国グループ (LDC: Least Developed Countries) などのサブ・グループ単位での発言が行われることが通例であった。

BASIC グループ：こうしたサブ・グループのうち、BASIC グループは、途上諸国の中でも経済成長が著しい中国、インド、ブラジル、南アフリカの 4 カ国により構成される、いわゆる新興国グループである⁹²。BASIC グループ諸国の二酸化炭素排出量が世界全体の排出量に占める割合は、その経済成長に伴い近年急速に拡大し、コペンハーゲン会議が開催された 2009 年時点の排出量をみると約 3 割となっており⁹³、今後、その経済成長に伴い中国・インドを中心にさらにその排出量が大幅に増加することが見込まれている⁹⁴。このため、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉においては、温室効果ガスの主要排出国である新興諸国と温室効果ガスの排出量が少ない他の途上国との間の立場や考え方の違いが次第に大きくなっており、こうした中でコペンハーゲン会議の期間中にその結成が発表されたものである⁹⁵。

BASIC グループのうち、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉において際立った存在感を見せたのが中国・インドの二カ国であった。中国・インドの二カ国は、急速な経済成長に伴いその排出量が飛躍的に増加しており (図 2-2 参照)、コペンハーゲン会議

⁹² BASIC グループ結成の背景や詳細については、Karl Hallding et al., *Together Alone: BASIC Countries and the Climate Change Conundrum* (Copenhagen: Nordic Council of Ministers, 2011).

⁹³ IEA のデータを基に筆者集計。"CO2 Highlights 2013: Excel Tables," IEA, accessed December 23, 2013, <http://www.iea.org/media/freepublications/2013pubs/CO2HighlightsExceltables.XLS>.

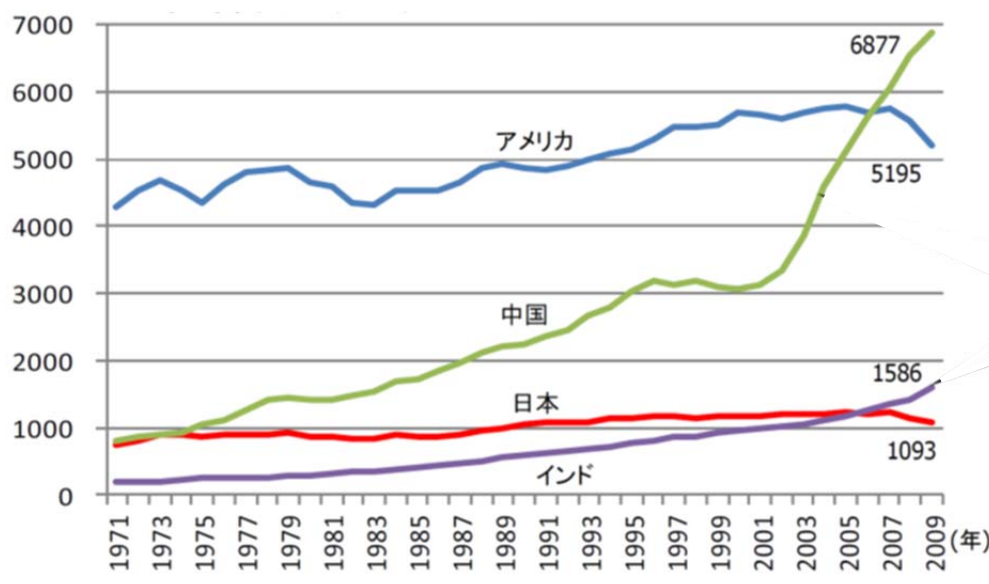
⁹⁴ IEA, *Outlook 2007*, 199, table 5.1.

⁹⁵ 「排出急増 4 カ国 BASIC 結成」『朝日新聞』2009 年 12 月 16 日夕刊 14 面縮刷版 848.

(COP15・CMP5) が開催された 2009 年時点の排出量で見るとそれぞれ世界第 1 位、第 3 位の排出大国となっている。

図 2-2 日米中印におけるエネルギー起源 CO₂(Mt-CO₂) 排出量の推移

(単位：Mt-CO₂)



出典：「世界の CO₂ 排出状況（2009 年）」環境省，アクセス日：2014 年 2 月 14 日，http://www.env.go.jp/earth/cop/co2_emission_2009.pdf。

その一方で、中国・インドは発展途上国としての側面も有しており、貧困撲滅と国民の生活水準の向上が課題であり、例えば中国では 1 億人以上の国民が 1 日 1 ドル以下の所得での生活を余儀なくされている⁹⁶。そして国民一人あたりの二酸化炭素排出量についてみると、先進諸国と比べて中国が半分程度、インドが 7 分の 1 程度の状況にある⁹⁷。一般に経済成長と二酸化炭素排出量の増加との間には緩やかな正の相関があるため⁹⁸、中国・インドは、今後の経済成長に伴って一層の排出量の増加が見込まれている⁹⁹。したがって、新興諸国も対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を訴える先進諸国の主張は、経済成長の継続が至上命題の中国・インド両国にとって、自らの経済成長を制約す

⁹⁶ “Speech at the High Level Segment of COP16 & CMP6, Delivered by Vice Chairman XIE ZHENHUA, National Development and Reform Commission, P.R.China, Cancun, Mexico, Dec. 8th, 2010,” UNFCCC, accessed December 31, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101208_cop16_hls_china.pdf.

⁹⁷ 2009 年時点の排出量データで見れば、国民 1 人当たりの CO₂ 排出量は、中国が 5.42 トン、インドが 1.36 トンであるのに対し、OECD 諸国の平均は 9.81 トン。“CO₂ Highlights 2013: Excel Tables,” IEA, accessed December 23, 2013, <http://www.iea.org/media/freepublications/2013pubs/CO2HighlightsExceltables.XLS>.

⁹⁸ 経済産業省『通商白書 2008: 新たな市場創造に向けた通商国家日本の挑戦』（日経印刷，2008），296。

⁹⁹ IEA, *Outlook 2007*, 199, table 5.1.

る（と思われるような）国際枠組みを先進諸国が押し付けようとしていると捉えられ得るものであったと考えられる¹⁰⁰。こうした中で、特に中国・インドの二カ国は、自国の経済発展の機会の喪失を強く懸念し、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉においては、先進諸国のみならず排出削減義務を課す京都議定書の強く主張する一方、自らは発展途上国の一員であるとの立場を前面に打ち出し、自らに対する法的な排出削減の義務付けに対しては強い反対姿勢を示すこととなった。

アフリカ・グループ：アフリカ諸国は世界でも開発が最も遅れた地域であり、IPCC 第4次評価報告書においては干ばつや砂漠化などにより気候変動の影響を特に強く受けると予測されている¹⁰¹。予測される影響としては、例えば、2020年までに7,500万～2億5千万人の人々が気候変動に伴う水不足の深刻化に曝されるとともに、いくつかの国では、農業収穫量が最大50%まで減少する可能性があり、多くのアフリカ諸国において、食料へのアクセスも含む農業生産は、著しく損なわれると予測されている。また、21世紀末に向けて、予測される海面上昇は、大きな人口を擁する低平な沿岸域に影響を及ぼし、その適応のコストは、国内総生産（GDP）の少なくとも5～10%に達し得ると考えられ、2080年までには、アフリカでは乾燥地と半乾燥地が5～8%増加すると予測されている。このように気候変動による深刻な被害が予測されることから、アフリカ諸国はG77/中国とは別にしばしば独自の発言をポスト京都議定書を巡る多国間交渉の場において行っている。例えば中国やインドと異なりアフリカ諸国は必ずしも法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に反対ではなく、2009年のコペンハーゲン会議の際には消極的であったものの、2011年のダーバン会議の段階に至ると、後述するように最終的には賛成の立場をとることとなった。

AOSIS 諸国：AOSIS 諸国は気候変動による海面上昇による影響の蒙りやすいツバルやモルジブなどの小島嶼諸国約40カ国からなる交渉グループである。IPCC 第4次評価報告書によれば、小島嶼諸国は、気候変動によりもっとも深刻な影響を受ける地域の一つと指摘されている¹⁰²。気候変動に伴う海面上昇により、浸水、高潮、侵食などの沿岸災害が増え、島の社会を支える重要なインフラが脅かされると予測されるとともに、今世紀半ばまでに、小雨季の需要を満たせないほど、利用可能な淡水資源量が減少すると予測されている¹⁰³。小島嶼諸国では、気候変動による影響が既に顕在化しつつあり、ツバル、キリバスなどの島嶼国では、海面上昇に伴う国土の減少によりニュージーランドへの移住が始められてい

¹⁰⁰ 加納『環境外交』186-87.

¹⁰¹ IPCC, *Climate Change 2007*, 50.

¹⁰² Ibid., 52.

¹⁰³ サンゴ礁からなる島の地層は、透水性の高い石灰岩で形成されているため、雨が川に流出せず、地下にレンズ状になってたまっているが、海水面が上昇すると、このたまった水に海水が浸入するため、利用可能な淡水資源量が減少することとなる。環境省「IPCC 第4次評価報告書第2作業部会報告書概要（公式版）」（環境省，2007年5月22日），33。アクセス日：2013年1月25日，http://www.env.go.jp/earth/ipcc/4th/wg2_gaiyo.pdf.

る¹⁰⁴。このように気候変動の影響により地域社会の存続基盤そのものが脅かされるとの危機意識の下、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉においては、後述するように AOSIS 諸国はもっとも厳しい対策の速やかな実施を求めることとなった。具体的には、産業革命前と比べ世界全体の平均気温の上昇を 2℃以内に抑えよとの目標を設定すべきとする EU などの主張は緩すぎるとして 1.5℃目標を主張するとともに、IPCC の科学的知見を踏まえ世界全体の温室効果ガスの大幅な排出削減を可及的速やかに実現するため、京都議定書第 2 約束期間を設定し先進諸国の一層の取組の強化を求めるとともに、京都議定書に基づく排出削減義務の対象となっていない米国や新興諸国なども対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を強く訴えることとなった。

LDC 諸国：LDC 諸国は、国連開発計画委員会（CDP: United Nations Committee for Development Policy）が認定した基準に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により特に開発の遅れた国々として認定された約 50 カ国からなる交渉グループである¹⁰⁵。これらの国々は気候変動による砂漠化の加速、食料生産の減少など、影響を受けやすく、対応能力も十分ではないことから、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉においては、気候変動による深刻な影響に対応するため、先進諸国による資金支援を強く求めるとともに、より実効性の高い国際枠組みの構築を強く求めることとなった。

その他の交渉グループ：この他の交渉グループとしては、例えば、米州ポリバル同盟諸国（ALBA: Alianza Bolivarianos para los Pueblos de Nuestra América）¹⁰⁶、石油輸出国機構（OPEC : Organization of Petroleum Exporting Countries）、CACAM グループ（中央アジア諸国、コーカサス諸国、アルバニア及びモルドヴァがメンバー）、アラブ連盟（League of Arab States）、仏語圏諸国機関（AIF: Agence Intergouvernementale de la Francophonie）などがある。

¹⁰⁴ 環境省地球温暖化影響適応研究委員会『気候変動への賢い適応：地球温暖化影響・適応研究委員会報告書』（環境省，2008），5。

¹⁰⁵ 「後発開発途上国（LDC : Least Developed Country）」外務省，平成 24 年 12 月，アクセス日：2013 年 12 月 25 日，http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ohrlls/ldc_teigi.html。

¹⁰⁶ ベネズエラ、キューバ、ボリビア、ニカラグア等の中南米諸国がメンバー。

第3章 コペンハーゲン会議（2009年）の攻防：規範的アイデアの正面衝突と混乱

表 3-1 コペンハーゲン会議（COP15・CMP5）の日程（当初予定）

第1週	12月7日（月）	コペンハーゲン会議開幕 - 気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）開幕総会 - 京都議定書第5回締約国会合（CMP5）開幕総会 - 気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会第8回会合（AWG-LCA 8）開幕総会 - 京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会第10回会合（AWG-KP 10）開幕総会
第2週	12月15日（火）	AWG-LCA 及び AWG-KP における議論のとりまとめ
	12月16日（水） 午前	両 AWG の議論のとりまとめ結果の報告 - AWG-LCA 座長による COP 総会への報告 - AWG-KP 座長による CMP 総会への報告
	12月16日（水）	首脳級によるハイレベル協議（High-Level Segment）の開始
	12月16日（水） ～12月17日（木）	COP・CMP 合同会合の開催
	12月18日（金）	決定案の採択 - COP 総会での採択（COP 決定） - CMP 総会での採択（CMP 決定）
	〃	コペンハーゲン会議閉幕

出典：気候変動枠組条約事務局資料に基づき筆者作成。*Provisional Agenda and Annotations: Note by the Executive Secretary (FCCC/CP/2009/1, September 16, 2009); Additional Information on Arrangements for the Session and the High-Level Segment: Note by the Executive Secretary (FCCC/CP/2009/1/Add.1, November 13, 2009); Provisional Agenda and Annotations: Note by the Executive Secretary (FCCC/KP/CMP/2009/1, September 16, 2009); Supplementary Provisional Agenda and Additional Information on the Arrangements for the Sessions and the High-Level Segment (FCCC/KP/CMP/2009/1/Add.1, November 13, 2009).*

デンマーク・コペンハーゲンにおいて2009年12月7日月曜日から12月18日金曜日までの予定（表3-1参照）で開催されたコペンハーゲン会議（気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）・京都議定書第5回締約国会合（CMP5））は、2007年に採択されたバリ行動計画¹及び京都議定書特別作業部会（AWG-KP）において合意された作業計画²に基づき、ポスト京都議定書の国際枠組みに関する合意案を採択することが求められ、歴史的な成果を期待された会議であった。そしてポスト京都議定書を巡る多国間交渉の困難さに鑑み、合意案を採択するためにはハイレベルでの政治決断が必要であるとの認識の下、コ

¹ *Bali Action Plan, Decision 1/CP.13 (FCCC/CP/2007/6/add.1, March 14, 2008).*

² *Report of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol on Its Resumed Fourth Session, Held in Bali from 3 to 15 December 2007 (FCCC/KP/AWG/2007/5, February 5, 2008), Annex 1.*

ペンハーゲン会議の議長国であるデンマークの Rasmussen 首相は、2009 年 9 月にニューヨークで開催された国連気候変動サミットでの演説において、各国首脳にコペンハーゲン会議への参加を招請した³。これを受け、全ての主要国首脳を含む世界 115 カ国の首脳がコペンハーゲン会議に出席した⁴。

しかしながら、2007 年のバリ会議（COP13・CMP3）以降の 2 年間の多国間交渉の集大成として開催されたコペンハーゲン会議においては、先進諸国と途上諸国との間の意見対立を乗り越えることができず、かつ、議長国デンマークによる議事運営の不手際という手続面での問題が交錯した結果、一時は交渉決裂の危機が囁かれるなど、最後まで混乱の渦に包まれた。交渉決裂を避けるため、コペンハーゲン会議の終盤において急遽とりまとめられた僅か 2 ページ半のコペンハーゲン合意も、最終的には大多数の国々が採択に賛成したにもかかわらず、僅か数か国の反対で採択するに至らず、代わりに気候変動枠組条約締約国会議（COP）として留意（take note）する旨決定されるにとどまった。世界各国の首脳級による議論にも関わらず、バリ行動計画及び AWG-KP の作業計画に定められた 2009 年という交渉期限内に、ポスト京都議定書の国際枠組みに関する合意案を採択できなかったという意味において、コペンハーゲン会議は、ポスト京都議定書の気候変動レジームの発展にとって大きな挫折となった。

この一連の過程については、コンセンサス方式という気候変動枠組条約締約国会議（COP）及び京都議定書締約国会合（CMP）の意思決定プロセスの問題、あるいは経済的利益を巡る先進諸国と新興諸国とのパワー・ゲームという観点から捉えた議論もみられる⁵。一方、本章では、意思決定プロセスの問題やパワー・ゲームに単純化するのではなく、前述の本論文の分析枠組みに基づいて、温室効果ガスの排出削減に関し、各国がどのような責任を負うべきかという国際規範の制度化を巡るアイデア論争という観点から、説得と討議のプロセスに注目して交渉の過程とその結果を読み解いていきたい。

第 1 節 コペンハーゲン会議の前哨戦

第 1 項 ポズナン会議（COP14/CMP4）での前哨戦（2008 年）

2007 年のバリ会議（COP13・CMP3）後の翌 2008 年 12 月にポーランド・ポズナン（Poznan）で開催されたポズナン会議（COP14・CMP4）は、コペンハーゲン会議（COP15・CMP5）

³ *Additional Information on Arrangements for the Session and the High-Level Segment: Note by the Executive Secretary* (FCCC/CP/2009/1/Add.1, November 13, 2009), 2. 国連気候変動サミット (UN Secretary-General's Climate Change Summit) は、潘基文（パン・ギムン）国連事務総長のイニシアティブにより、ニューヨーク・国連本部にて 2007 年 9 月 22 日に開催された会合であり、米国、中国、フランス、イギリス、イタリア、カナダ、オーストラリア、韓国、南アフリカ等の主要経済国を含む約 90 か国の首脳等が出席。「国連気候変動首脳会合：概要と評価」平成 21 年 9 月 22 日、外務省、アクセス日：2013 年 12 月 26 日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/64_kiko_gh.html.

⁴ *Earth Negotiations Bulletin* 17 no. 459 (December 22, 2009): 27.

⁵ 例えば、澤昭裕 『エコ亡国論』（新潮社、2010）。

に至る中間点に当たる会議であった⁶。そして、ポズナン会議では、2009年のコペンハーゲン会議での合意採択に向けて、「気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会」(AWG-LCA)と「京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会」(AWG-KP)の両AWGの作業計画が採択された。AWG-LCAの作業計画⁷においては、2009年から本格的な交渉モードに移行するため⁸、2009年3月までに主要論点について整理を行い、同年6月までに交渉テキストを作成するようAWG-LCA座長に対して要請された。また、包括的な国際枠組みの検討に当たっては、特に途上諸国の実質的な参加が確保されるよう検討を進めることとされた。また、AWG-KPの作業計画⁹においては、京都議定書第2約束期間における附属書I国(主として先進諸国)の更なる約束について合意することに主眼を置くこととされた。この結果、京都議定書第2約束期間の設定に向けた大きな流れが強まることとなった。

第2項 難航する事務レベル協議(ポズナン会議後)

2008年12月のポズナン会議(COP14/CMP4)以降、5回にわたってAWG-LCA及びAWG-KPの両特別作業部会が開催され、交渉テキストのとりまとめに向けた事務レベル協議が行われた¹⁰。しかしながら、AWG-LCAにおいては数多くの論点について無数のオプションが論点ごとに併記されるものとなった結果、AWG-LCA座長が作成した交渉テキストは百数十ページにわたる膨大なものとなり、特に先進諸国及び途上諸国による排出削減・抑制対策の部分に関しては、各国の間の意見の隔たりが際立つものとなった¹¹。主として先進国側が京都議定書に代わる新たな包括的な法的拘束力のある枠組みの構築を訴えたのに対し、新興国を含む途上国側は、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に強く反対し、代わりに京都議定書第2約束期間の設定を強く求め、交渉は平行線を辿る結果となった。また、AWG-KPにおいても議論は難航を極め、京都議定書第1約束期間終了後の2013年以

⁶ ポズナン会議の概要については、*Earth Negotiations Bulletin* 12 no. 395 (December 15, 2008)。

⁷ *Report of the Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention on Its Fourth Session, Held in Poznan from 1 to 10 December 2008* (FCCC/AWGLCA/2008/17, February 10, 2009), paras. 21-28.

⁸ *Advancing the Bali Action Plan*, Decision 1/CP.14 (FCCC/CP/2008/7/Add.1, March 18, 2009), para. 5.

⁹ *Report of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol on Its Resumed Sixth Session, Held in Poznan from 1 to 10 December 2008* (FCCC/KP/AWG/2008/8, February 4, 2009), paras. 41-60.

¹⁰ 2009年に開催された一連のAWG-LCA会合及びAWG-KP会合の概要については、*Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 448 (December 7, 2009), 1-2.

¹¹ 交渉テキスト本体については、*Report of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention on its Seventh Session, Held in Bangkok from 28 September to 9 October 2009, and Barcelona from 2 to 6 November 2009* (FCCC/AWGLCA/2009/14, 20 November 2009), Annex.

降における附属書 I 国（主として先進諸国）の国別目標及び先進諸国全体の目標の中身について議論の進展がみられなかっただけでなく、AWG-KP の議論の成果として何を指すのかというそもそも論を巡って各国の意見対立が一層露わになった。具体的には、京都議定書第 2 約束期間の設定（すなわち、附属書 I 国の排出の抑制及び削減に関する数量化された約束について規定した京都議定書附属書 B の改正）を目指すのか、それとも附属書 I 国以外の主要国をも対象とした包括的な新たな一つの法的枠組みを目指すのかの論点について、各国の意見の相違が一層明らかとなり、AWG-LCA のような交渉テキストすらとりまとめることができなかった。

このように両特別作業部会における議論が平行線を辿り、2009 年末のコペンハーゲン会議においてポスト京都議定書の法的な国際枠組みを採択することが困難となる中で、コペンハーゲン会議の議長国デンマークは、コペンハーゲン会議の失敗を避けるための打開策を模索し始めた。そして、2009 年 11 月のバルセロナ会合（AWG-LCA 第 7 回再開会合（AWG-LCA 7.2）・AWG-KP 第 9 回再開会合（AWG-KP 9.2））においてデンマークは、バリ行動計画において気候変動枠組条約会議決定（COP 決定）を目指すと言われた「合意された結果（agreed outcome）」の形式に関し、コペンハーゲン会議では法的文書の採択ではなく、バリ行動計画の各要素を網羅した法的拘束力のある枠組みの構築に向けた政治的文書を採択するとの方向性を提案した。これに対して途上国からは、当該政治宣言文書の性格や法的位置づけについて疑念が提示され、合意を得るに至らなかった。また、議長国デンマークは、こうした表の場での動きと並行して、水面下においてもコペンハーゲンの場において議長提案として提示する別途の案（いわゆる Danish Text）の準備・調整に入った（バルセロナ会合で打ち出された方向性もこうした動きと連動したものであった）¹²。コペンハーゲン会議の数か月前からラスムセン首相は各国首脳と意見交換を重ねた。これらの調整は秘密裏に行われたが、その噂は広く広まり、かえって関係国の不信感を増幅させるものとなった。これが後の交渉の混乱の一因となった。

第 3 項 国際的な機運の盛り上がりと主要各国による中期目標の相次ぐ表明

コペンハーゲン会議における合意成立に向けた AWG-LCA 及び AWG-KP の両特別作業部会における交渉が難航を極める一方で、コペンハーゲン会議での合意成立に向けた国際的な機運は盛り上がりを見せた。2009 年 7 月に開催された G8 ラクイラ・サミットでは、G8 としてコペンハーゲン会議で世界的、野心的かつ包括的な合意に達することにコミットするとともに、他の先進諸国及び新興諸国に対して、共通だが差異のある責任の原則を踏まえつつ積極的な取組を求めるとともに、世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに少なくとも半減することが必要であることを再確認し、この一部として先進国全体で 2050 年までに 80% 以上削減することや気温上昇を 2℃ 以下に抑えるべきとの IPCC 第 4 次評価報告書の知見を G8 として共有することが宣言に盛り込まれた¹³。また、中国、インド、ブ

¹² Benito Müller, *Copenhagen 2009: Failure or Final Wake-Up Call for Our Leaders?* (Oxford: Oxford Institute for Energy Studies, 2010), 9, accessed November 9, 2010, <http://www.oxfordenergy.org/pdfs/EV49.pdf>.

¹³ *Responsible Leadership for a Sustainable Future*, July 8, 2009, accessed December 26,

ラジル、南アフリカ等の新興諸国等の参加の下、G8 ラクイラ・サミットと併せて開催された「エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国首脳会合」¹⁴においても、気候変動枠組条約の目的、規定及び原則を再確認した上で、バリ行動計画等を踏まえ、2009年12月のコペンハーゲン会議において合意に達するための努力を惜しまないことを決意する旨が首脳宣言に盛り込まれた¹⁵。

また、潘基文（パン・ギムン）国連事務総長のイニシアティブにより、2009年9月22日に国連気候変動サミットがニューヨーク・国連本部にて開催され、米国、中国、日本、フランス、イギリス、イタリア、カナダ、オーストラリア、韓国、南アフリカ等の主要国を含む約90か国の首脳等が出席した。国連気候変動サミットでは丸1日を費やして気候変動問題に関し集中的に議論が行われ、コペンハーゲン会議に向けて交渉の進展を強化、加速化する必要性を各国が訴えた¹⁶。

さらに、こうした動きと並行して、主要排出国による中期目標（2020年の温室効果ガス排出削減・抑制目標）の表明が相次いだ。先頭を切ったのはEUであった。EUは、2007年3月の欧州理事会決定において、1990年比で2020年までに20%削減、他の先進国・途上国がその責任及び能力に応じて同等以上の削減に取り組むのであれば、1990年比で2020年までに30%削減との目標を既に打ち出していた¹⁷。日本は2009年6月に麻生首相（当時）が、2005年比で2020年までに15%削減（1990年比で8%削減）との目標を表明した¹⁸。ただし、京都議定書第1約束期間（2008年～2012年）における1990年比6%削減との既存の目標に比べれば数字上大きな違いがなかったため、日本の中期目標は新興諸国や途上国からの批判を浴びることとなった¹⁹。こうした中で同年9月に新しく就任した鳩山首相（当

2013, <http://www.mofa.go.jp/policy/economy/summit/2009/declaration.pdf>.

¹⁴ 正式名称は、Major Economies Forum on Energy and Climate. 主要経済国首脳会合の参加国は、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、EU、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、メキシコ、ロシア、南アフリカ、イギリス及び米国である。

¹⁵ *Declaration of Leaders Meeting of Major Economies on Energy Security and Climate Change*, July 9, 2009, accessed December 26, 2013, <http://www.mofa.go.jp/policy/economy/summit/2009/declaration2-2.pdf>.

¹⁶ 国連気候変動サミットの概要については、*Secretary-General's Summary of the Summit on Climate Change at the Closing Session of the Summit*, September 22, 2009, accessed December 26, 2013, <http://www.mofa.go.jp/policy/un/assembly2009/sg0922.pdf>; 「国連気候変動首脳会合：概要と評価」外務省，平成21年9月22日，アクセス日：2013年12月26日，http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/64_kiko_gh.html.

¹⁷ Council of the European Union, *Brussels European Council, 8/9 March 2007: Presidency Conclusions* (7224/1/07/REV 1, Brussels, May 2, 2007), paras. 31-32.

¹⁸ 「麻生内閣総理大臣記者会見『未来を救った世代になろう』」麻生総理の演説・記者会見等，平成21年6月10日，アクセス日：2012年9月29日，<http://www.kantei.go.jp/jp/asospeech/2009/06/10kaiken.html>.

¹⁹ 「途上国『少なすぎる』』『読売新聞』2009年6月11日朝刊2面縮刷版512; 「途上国から早速批判」『朝日新聞』2009年6月11日朝刊2面縮刷版480; 「途上国など『数値は不十分』』『日本経済新聞』2009年6月11日夕刊2面縮刷版566.

時)は、同月に開催された国連気候変動サミットの場において、1990年比で2020年までに25%削減(ただし、①全ての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と②全ての主要国の参加による意欲的な目標の合意が前提という条件付きの目標)という新たな中期目標を打ち出し、関係各国から拍手喝采を浴びることとなった²⁰。

また、他の先進諸国も相前後して中期目標を表明した。例えば、ロシアは1990年比で22~25%の削減、カナダは2006年比で20%削減、オーストラリアは2000年比で5%削減(ただし、今後の国際交渉で全ての主要排出国が相当な排出抑制を行い、先進国が同様な排出削減を行うことに合意する場合には最大15%削減)、ノルウェーは1990年比で30%削減削減との目標を打ち出した。また、EU加盟国であるイギリス、ドイツ及びフランスは、EUとしての目標とは別に独自の国別中期目標を表明するに至った。具体的には、イギリスは1990年比で26%以上の削減、ドイツは1990年比で40%の削減、フランスは1990年比で20%削減との中期目標を打ち出した。さらに、これら先進諸国の多くは、2020年の中期目標に加え、2050年の長期目標についても併せて表明し、温室効果ガスの排出削減に向けた積極的な姿勢を国際社会に対してアピールすることとなった(表3-2参照)。

表 3-2 主な附属書 I 国 (米国を除く。) の中長期目標

	2020 年		2050 年	
	基準年	削減率 (%)	基準年	削減率 (%)
日本	1990	25%	—	80%
EU	1990	20% (条件付きで 30%)	—	— (1990 年比で先進国全体で 60~80%削減)
英	1990	34%以上	1990	80%以上
独	1990	40%	—	—
仏	1990	20%	1990	75%
加	2006	20%	2006	60~70%
豪	2000	5% (条件付きで 25%)	2000	60%
ノルウェー	1990	40%	—	—
ロシア	1990	22~25%	—	—

出典：環境省「気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)について」(第5回環境省政策会議配布資料,平成21年12月9日),3,アクセス日:2013年11月17日,
http://www.env.go.jp/council/seisaku_kaigi/epc005/mat05.pdf.

京都議定書に基づく排出削減義務を負っている先進諸国が率先して中期目標を相次いで国際社会に対して表明する中で、京都議定書に基づく排出削減義務を負っていない他の国々(米国や新興諸国など)も、2009年9月以降、相次いで中期目標を国際社会に対して表明した。米国は2009年11月に、2005年比で2020年までに17%程度削減との目標を

²⁰ 「国連気候変動首脳会合における鳩山総理大臣演説」鳩山総理の演説・記者会見等,平成21年9月22日,ニューヨーク,アクセス日:2012年9月29日,
http://www.kantei.go.jp/jp/hatoyama/statement/200909/ehat_0922.html; 「国連気候変動首脳会合:概要と評価」外務省,平成21年9月22日,アクセス日:2013年12月26日,
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/64_kiko_gh.html; 「ポスト京都主導狙う」『読売新聞』2009年9月23日朝刊3面縮刷版1109; 「日本の『25%削減』を評価」『日本経済新聞』2009年9月24日朝刊6面縮刷版1204.

表明した²¹。また、新興諸国も 2009 年 9 月から 12 月にかけて中期目標を相次いで表明した。例えば、中国は 2020 年の GDP 当たり二酸化炭素排出量を 2005 年比で 40～45%削減、インドは 2020 年までに GDP 当たりの二酸化炭素排出量を 2005 年比で 20～25%削減、ブラジルは 2020 年までに BAU 比²²で 36.1～38.9%削減、南アフリカは 2020 年までに BAU 比で 34%削減との中期目標を相次いで表明するに至った（表 3-3 参照）。新興諸国もこれまで自国の排出削減目標を国際的に公約したことはなく、これまでのスタンスから大きな一歩を踏み出すものであった。ただし、今後の急速な経済成長に伴う二酸化炭素排出量の増加を考慮すれば、GDP 当たり又は BAU 比での削減は必ずしも総量での排出削減を意味するものではなく、例えば中国については総量では 2005 年比で 87.8%～104.8%の増加、インドについては 2005 年比で 127.0%～142.1%の増加の結果となるとの試算もなされている²³。

表 3-3 米国及び主な非附属書 I 国の中期目標

米国	2005 年比で、2020 年に 17%削減、2025 年に 30%削減、2030 年に 40%削減、2050 年に 83%削減
中国	2020 年の GDP 当たり CO ₂ 排出量を 2005 年比で 40～45%削減
インド	2020 年の GDP 当たり CO ₂ 排出量を 2005 年比で 20～25%削減
ブラジル	2020 年までに BAU 比で 36.1%～38.9%削減
南アフリカ	2020 年までに BAU 比で 34%削減、2025 年までに 42%削減
インドネシア	2020 年までに BAU 比で 26%削減
韓国	2020 年までに BAU 比で 30%削減
シンガポール	2020 年までに BAU 比で 16%削減

出典：環境省「気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）について」（第 5 回環境省政策会議配布資料，平成 21 年 12 月 9 日），3-4，アクセス日：2013 年 11 月 17 日，http://www.env.go.jp/council/seisaku_kaigi/epc005/mat05.pdf。

こうした一連の動きの結果、殆どの主要国が 2020 年に向けた排出削減目標を国際社会にコミットする形となり、コペンハーゲン会議における合意成立に向けた舞台は整ったかに見えた。しかし、その目標をどう位置付けるか、すなわち、①附属書 I 国（米国を除く。）の目標を京都議定書に基づく第 2 約束期間の目標として位置付ける一方、米国と非附属書 I 国の目標はあくまでも自主的な排出削減目標として位置付けるのか、②それとも全ての主要国を対象とする一つの法的拘束力のある新たな枠組に基づく目標として位置付けるのかに関しては、各国間の意見の隔たりは大きく、コペンハーゲン会議においても議論は難

²¹ U.S. The White House, Office of the Press Secretary, “President to Attend Copenhagen Climate Talks,” November 25, 2009, accessed September 29, 2012, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/president-attend-copenhagen-climate-talks>.

²² 特段の追加的な排出削減対策を講じなかった場合のなりゆきケース (business as usual) に較べての効果をいう概念。したがって、BAU で今後の排出量の大幅な増加が見込まれる場合は、BAU 比での削減は排出量の総量での削減に必ずしもつながるものではない。

²³ 財地球環境産業技術研究機構システム研究グループ「世界各国の中期目標の分析」(財地球環境産業技術研究機構，2009) 3-5，アクセス日：2013 年 12 月 27 日，http://www.rite.or.jp/Japanese/lab0/sysken/about-global-warming/download-data/Comparison_mittertarget.pdf。

航を極めることとなった。

第2節 コペンハーゲン会議の攻防①：2トラックでの合意を目指した交渉の挫折

コペンハーゲン会議（COP15・CMP5）は、12月7日月曜日から12月18日金曜日までの約2週間の予定で、デンマーク・コペンハーゲンで開催された。そしてコペンハーゲン会議においては開幕冒頭から、京都議定書第2約束期間の設定に代えて全ての主要国を対象とした法的拘束力のある一つの国際枠組みの構築を求める先進諸国の主張と、これに反対しあくまでも京都議定書第2約束期間の設定を求める途上諸国の主張とが正面から衝突することとなった。

2007年に採択されたバリ行動計画を受けたAWG-LCA及びAWG-KPの二つの特別作業部会の場を中心とした2トラックでの交渉プロセスは、途上国を含む全ての主要国を対象とした包括的な国際枠組みの構築に向けた議論の道を開く一方、密接不可分の関係にある二つの論点（京都議定書第2約束期間の設定と全ての主要国を対象とした包括的な国際枠組みの構築）を別々の場で議論することとなるため、かえって議論の紛糾・膠着を招くものとなった。途上国側は、AWG-KPにおける議論の進展、すなわち京都議定書第2約束期間の設定に向けた議論の進展が、AWG-LCAにおける議論の前提であるとしたのに対し、米国を除く先進諸国は、京都議定書第2約束期間の設定に関する議論については、AWG-LCAにおける包括的な国際枠組みの構築に関する議論と一体的に議論すべきであり、京都議定書第2約束期間の設定のみを切り離して先行して議論することに反対というのが基本的なスタンスであった。この結果、京都議定書を発展的に解消し包括的で法的拘束力のある一つの枠組みの構築を訴える先進国の主張と京都議定書第2約束期間の設定を強く求める大多数の途上国との間の対立はかえって先鋭化することとなり、AWG-LCAとAWG-KPの両特別作業部会における議論は最後まで平行線を辿った。

第1項 コペンハーゲン会議の開幕（2009年12月7日月曜日）

（1） 気候変動枠組条約の下での法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を巡る攻防（COP開幕総会・AWG-LCA開幕総会）

コペンハーゲン会議初日の12月7日月曜日に開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP）及び気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会（AWG-LCA）それぞれの開幕総会においては、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築の是非を巡って、主要な交渉グループが冒頭から激しい相互牽制を繰り広げた²⁴。COP開幕総会の冒頭においてスーダンはG77/中国を代表して発言し、京都議定書第2約束期間の設定を含め、まずは先進諸国が気候変動枠組条約に基づく義務を完全に履行することが重要であると主張し、途上諸国にも先進諸国と同様の排出削減義務を課そうとする先進諸国の主張を強く牽制した。ただし途上諸国は決して一枚岩ではなく、例えばAOSIS（小島

²⁴ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 449 (December 8, 2009), 1-3.

嶼諸国連合)を代表して発言したグレナダは、途上諸国を含む全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を強く訴えた。具体的には、気候変動による影響は、小島嶼国や後発開発途上国(LDC: Least Developed Countries)などの脆弱諸国の生存にかかわる問題である点を強調した上で、コペンハーゲン会議の成果として政治的合意(political outcome)では不適當(inadequate)であり、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある国際枠組みをコペンハーゲン会議で採択することを求めた。

一方、先進国側は、法的拘束力のある一つの国際枠組みの構築を求める点では方向性は一致していた。アンブレラ・グループを代表して発言したオーストラリアは、全てのアンブレラ・グループ諸国は、2020年までにそれぞれの温室効果ガス排出量を大幅に削減するとの削減目標を提示する用意があり、かつ、その達成に向けた取組を国際的な計測・報告・検証(MRV: Measurement, Reporting and Verification)の対象とする用意がある旨述べ、アンブレラ・グループ諸国の率先した取り組みを強調した上で、コペンハーゲン合意の成果として、気候変動枠組条約の下、法的拘束力のある包括的な一つの国際枠組みの構築に向けた政治合意を目指すべきであると提唱した。また、EUを代表して発言したスウェーデンも、コペンハーゲン会議においては、全ての締約国を対象とした法的拘束力のある一つの包括的な国際枠組みの採択又は2010年の然るべき日までに当該国際枠組みを採択することについて合意を得ることを目指すべきであると主張したのである。このように、AWG-LCAにおけるこれまでの議論で浮き彫りになった主要各国の意見の対立構造が、コペンハーゲン会議の冒頭から改めて明らかとなった。

ポスト京都議定書の在り方を巡る各国の主張の対立構造は、同日に開催されたAWG-LCA総会においても、より鮮明な形で現れ、途上諸国に法的削減義務を課すことに反対し、あくまでも先進諸国のみを対象とした京都議定書第2約束期間の設定を求める途上諸国の主張と、京都議定書第2約束期間の設定に代えて全ての主要国を対象とした包括的な法的拘束力のある国際枠組みの構築を求める先進諸国の主張とが真っ向から対立した。前者の立場からの発言としては、G-77/中国を代表して発言したスーダン、ALBA(米州ポリバル同盟)を代表して発言したキューバ、中央アメリカ諸国を代表して発言したコスタリカ、インドなどを挙げることができる。また、後者の立場からの発言としては、EU、ロシア、日本などの先進諸国が、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を相次いで訴えた。

なお、米国は他の先進諸国と異なり、包括的な国際枠組みについて、法的拘束力のあるものとするにこだわるのではなく、むしろその実効性の確保のためのMRV(測定・報告・検証)の仕組みづくりを特に訴え、米国も一員であるアンブレラ・グループを代表して発言したオーストラリアも、米国と同様にMRVの重要性を強調する発言をするにとどまった。また、途上国も必ずしも一枚岩ではなく、AOSIS諸国を代表して発言したグレナダ、そして、バングラデッシュ、タンザニアなどのいわゆる脆弱諸国の多くは、スーダンなどの主張と一線を画しており、AWG-LCAにおける議論の成果として、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を訴えた。

(2) 京都議定書第2約束期間の設定を巡る攻防（CMP開幕総会・AWG-LCA開幕総会）

COP 及び AWG-LCA と同じくコペンハーゲン会議初日の 12 月 7 日月曜日に開催された京都議定書締約国会合（CMP）及び京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会（AWG-KP）それぞれの開幕総会においては、京都議定書第 2 約束期間設定の是非を巡って、各国が冒頭から激しい相互牽制を繰り返した²⁵。CMP 開幕総会においては、主として途上諸国が京都議定書第 2 約束期間の設定を求め、気候変動枠組条約附属書 I 国以外の国々については AWG-LCA の議論に基づく別途の枠組みの構築を訴えたのに対し、先進諸国は京都議定書を基礎として全ての国々を対象とした包括的な一つの法的拘束力のある枠組みの構築を強く訴え、AWG-LCA における議論の成果と AWG-KP における議論の成果との一本化を強く求めた。

京都議定書第 2 約束期間の設定を求める途上国側の主張は、CMP 開幕総会におけるスーダンの発言に集約することができる。G-77/中国を代表して発言したスーダンは、AWG-KP のマンデートは、京都議定書第 2 約束期間における附属書 I 国の野心的な削減約束の設定について議論することであり、他の国々も幅広く対象とした枠組みに関する AWG-LCA における議論とは切り離して議論すべきであると主張した。そして、附属書 I 国が表明した中期目標は、IPCC 第 4 次評価報告書の科学的知見が求めるレベルから程遠く不十分であるとして、附属書 I 国に対してより一層の削減努力を求めた。前述の COP 及び AWG-LCA における議論に関して述べたように、全ての主要国を対象とした包括的な法的拘束力のある国際枠組みの構築については脆弱諸国とその他途上国とで意見が分かれていたが、京都議定書第 2 約束期間の設定を求める点では途上諸国は一枚岩であり、AOSIS 諸国を代表して発言したグレナダ、LDC 諸国を代表して発言したレソトも、京都議定書第 2 約束期間の設定を強く訴えた。

こうした途上国の主張に対し、先進諸国は京都議定書第 2 約束期間の設定に代えて、法的拘束力のある一つの包括的な国際枠組みの構築を改めて強く主張した。例えば、アンブレラ・グループを代表して発言したオーストラリアは、京都議定書を基礎として新たな法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を訴えた。また、EU を代表して発言したスウェーデンは、京都議定書の意義を認めつつも、気候変動対策の実効性を上げるためには、新興諸国も対象として、京都議定書よりも包括的な国際枠組みの構築が必要であると強く主張した。

引き続き開催された AWG-KP 開幕総会においても、主要各国・グループ間の相互牽制は激しさを増した。G-77/中国を代表して発言したスーダンは、京都議定書第 2 約束期間の設定に代えて、一つの包括的な国際枠組みの構築にこだわる先進諸国の主張に懸念を示した上で、こうした先進諸国の主張はバリ行動計画のマンデートに反するものであると強く批判した。バリ行動計画においては、二つの交渉トラックの下、京都議定書第 1 約束期間以降の先進諸国の更なる削減約束についての合意をとりまとめることと、気候変動枠組条約に基づく長期的な協力行動の在り方について合意をとりまとめることの二本立ての枠組

²⁵ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 449 (December 8, 2009), 3-4.

みの構築が目指されており、この二つの枠組みを一つの枠組みに統合しようとする先進諸国の主張は、バリ行動計画を損なうものであるというのがスーダンの主張であった。その上でスーダンは、先進諸国の中期目標は IPCC 第 4 次評価報告書の科学的知見に照らせば依然として不十分であるとして一層の排出削減の取組を先進諸国に求め、強化された京都議定書と新たな包括的な国際枠組みとの二本立てのサブ・レジームの構築を主張した。

こうした G77/中国の主張に対して、EU を代表して反論を展開したのがスウェーデンであった。スウェーデンは、IPCC 第 4 次評価報告書の科学的知見に基づけば、地球全体の平均気温の上昇を産業革命前と比べて 2℃以下に抑えるためには、世界全体の二酸化炭素排出量は 2020 年をピークに減少に転じさせ、2050 年までに半減させることが必要であり、そのためには京都議定書のみでは不十分であり、全ての国々を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築が必要であると主張したのである。そして、アンブレラ・グループを代表して発言したオーストラリアも、改めて包括的な法的拘束力のある一つの国際枠組みの構築を改めて訴えた。なお、京都議定書の締約国でない米国は、京都議定書第 2 約束期間の設定の是非については中立の立場をとり、特段の発言はなされなかった。

一方、先進諸国と同様に法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を訴える AOSIS 諸国や LDC 諸国は、先進諸国と一線を画し、あくまでも京都議定書第 2 約束期間の設定を強く主張し、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築と京都議定書第 2 約束期間の設定との二つの法的枠組みの構築にこだわりを見せた。AOSIS 諸国を代表して発言したグレナダは、気候変動による深刻な被害を回避するために先進諸国の一層の排出削減の取組を求めた。また、LDC 諸国を代表して発言したレソトも京都議定書の強化を訴え、先進諸国の更なる排出削減の取組を求めた。

第 2 項 AWG-LCA 座長案及び AWG-KP 座長案を巡る攻防（12 月 7 日火曜日～16 日木曜日未明）

（1） 平行線を辿る議論

気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会（AWG-LCA）及び京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会（AWG-KP）の両特別作業部会における本格的な議論は、12 月 7 日月曜日から本格的にスタートした²⁶。そして、AWG-LCA 及び AWG-KP の両特別作業部会においては、12 月 15 日火曜日までに気候変動枠組条約締約国会議（COP）決定案及び京都議定書締約国会合（CMP）決定案をとりまとめ、当該決定案を翌 16 日水曜日に開催され COP 総会及び CMP 総会に AWG-LCA 座長及び AWG-KP 座長からそれぞれ報告し、首脳級による協議を経て、12 月 18 日金曜日の COP 総会及び CMP 総会で採択することを目指して協議を行うこととされていたが²⁷、AWG-LCA

²⁶ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 449 (December 8, 2009), 2-4.

²⁷ *Report of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention on its Seventh Session, Held in Bangkok from 28 September to 9 October 2009, and Barcelona from 2 to 6 November 2009* (FCCC/AWGLCA/2009/14, 20 November 2009), Annex.

及び AWG-KP における議論は平行線を辿った²⁸。

AWG-LCA においては、2009 年 11 月のバルセロナ会合（AWG-LCA 第 7 回再開会合（AWG-LCA 7.2））においてとりまとめられた交渉テキスト²⁹をベースとして、バリ行動計画の全ての要素を盛り込んだ COP 決定案のとりまとめを目指して交渉が進められた。しかしながら、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を巡って、先進国の主張と途上国の主張とが正面から衝突し、議論は完全に平行線を辿った。

一方、AWG-KP においては、AWG-LCA と異なり、2009 年 11 月のバルセロナ会合（AWG-KP 第 9 回再開会合（AWG-KP 9.2））においては交渉の基になるテキストすらとりまとめられておらず、かつ、合意の最終的な形式（京都議定書の改正か、それとも京都議定書の改正の方向性に関する京都議定書締約国会合決定（CMP 決定）か）をどうするかについても各国の間で共通理解が存在しなかったため、議論開始当初から、AWG-KP における合意成立は極めて難しい状況となった。そして、AWG-KP における議論においては、附属書 I 国の削減約束の在り方に絞って議論を進めたい途上国側と、全ての主要国を対象とした包括的な国際枠組みの構築に関する議論と一体的に議論を進めたい先進国側とで激しい駆け引きが展開された。G77/中国グループは、AWG-KP のマンデートは包括的な枠組みについて議論することではなく、京都議定書第 2 約束期間における附属書 I 国の新たな排出削減・抑制目標について検討することであると指摘し、先進国側の主張を強く牽制した。

（２） デンマーク・テキストの発覚（12月8日火曜日）

コペンハーゲン会議 2 日目の 12 月 8 日火曜日、英国の新聞 Guardian 紙のホームページに、議長国デンマークが秘密裏に少数の国々と協議していたコペンハーゲン合意案（いわゆるデンマーク・テキスト）のリーク記事が、同合意案の全文とともに掲載された³⁰。これまで噂でしかなかったデンマーク・テキストの存在が白日の下に曝け出されたのである。そして、この日の午後になると、会議場の外ではこのデンマーク・テキストに関する話題で持ちきりとなった³¹。デンマーク・テキストにおいては、2013 年以降のポスト京都議定

²⁸ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 449 (December 8, 2009); *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 450 (December 9, 2009); *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 451 (December 10, 2009); *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 452 (December 11, 2009).

²⁹ *Provisional Agenda and Annotations: Note by the Executive Secretary* (FCCC/CP/2009/1, September 16, 2009); *Additional Information on Arrangements for the Session and the High-Level Segment: Note by the Executive Secretary* (FCCC/CP/2009/1/Add.1, November 13, 2009); *Provisional Agenda and Annotations: Note by the Executive Secretary* (FCCC/KP/CMP/2009/1, September 16, 2009); *Supplementary Provisional Agenda and Additional Information on the Arrangements for the Sessions and the High-Level Segment* (FCCC/KP/CMP/2009/1/Add.1, November 13, 2009).

³⁰ “Draft Copenhagen Climate Change Agreement: The ‘Danish text’; A Draft Copenhagen Climate Agreement Prepared by the Hosts Denmark That Was Leaked to the Guardian,” *Guardian*, December 8, 2009, accessed December 27, 2013, <http://www.theguardian.com/environment/2009/dec/08/copenhagen-climate-change>; John Vidal, “Rich Nations Accused of Copenhagen ‘Power Grab’,” *Guardian*, December 9, 2009; John Vidal, “Leaked Draft Deal Widens Rift between Rich and Poor Nations,” *Guardian*, December 9, 2009.

³¹ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 450 (December 9, 2009), 4.

書の新たな国際枠組みの採択ではなく、その方向性を示した政治合意を採択するとの案となっており、先進諸国及び途上諸国の排出削減・抑制目標と、当該目標の履行確保のための MRV（測定・報告・検証）の仕組みについて定めるとともに、気候変動枠組条約の下で全ての締約国を対象とした包括的な法的枠組み（a comprehensive legal framework under the Convention）について合意することを目指して交渉を続けることが案文に盛り込まれていた。さらに、途上諸国に対する資金支援は、途上国による追加的な排出削減努力が条件であると規定されていた。このデンマーク・テキストについては、先進国主導で秘密裏に用意されたものであり、両特別作業部会におけるこれまでの交渉プロセスを無視するものであるだけでなく、京都議定書に代えて新たな法的枠組みを構築することにより、先進国のみならず途上国にも法的義務を課そうとするものであるとして、途上諸国の強い反感を招く結果となった。

（３） AWG-LCA座長案及びAWG-KP座長案の提示と先進諸国の反発（12月11日金曜日～12日土曜日）

AWG-LCA 及び AWG-KP の両特別作業部会における議論が大きな動きを見せたのは 12 月 11 日金曜日であった。この日の朝、AWG-LCA 及び AWG-KP の両座長は、それぞれ COP 決定案に関する座長案及び CMP 決定案に関する座長案を各国に配布するとともに、同日昼に合同非公式協議を開催しその説明を各国に対して行うとともに、翌 12 日土曜日には COP 総会及び CMP 総会が開催され、両座長案に関する正式な説明が行われた³²。この両座長案は、途上国側の主張により配慮した形で、京都議定書第 2 約束期間の設定を強く予断するものとなっていた一方、包括的な法的拘束力のある国際枠組みの構築の取り扱いについては必ずしも明確なものとはなっていなかった。

まず AWG-LCA 座長案は、COP 決定案本体と個別論点に関する一連の附属決定案から構成されていた³³。本体決定案は京都議定書第 2 約束期間の設定を強く予断するものとなっており、京都議定書締約国である附属書 I 国の中期目標は、京都議定書の第 2 約束期間における排出削減・抑制目標として定めると規定していた。また、途上諸国の排出削減について本体決定案は、先進諸国の支援を受けた削減行動（nationally appropriate mitigation actions）を取らなければならないと規定する一方、先進諸国の支援を受けていない削減行動（autonomous mitigation actions）については、そうした削減行動をとることができる（may undertake）と規定するにとどまっていた。また、AWG-KP 座長案は、京都議定書第 2 約束期間の設定を内容とする京都議定書改正案となっており、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築との関係も不透明なものであった。このように両座長案は、京都議定書第 2 約束期間の設定を強く予断する一方、先進諸国が求める包括的な法的拘束力のある国際枠

³² *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 453 (December 11, 2009), 4; *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 454 (December 14, 2009), 1-2.

³³ *Chair's Proposed Draft Text on the Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Long Term Cooperative Action under the Convention*, Version 11/12/09, 08:30 am, accessed November 19, 2013, http://unfccc.int/files/kyoto_protocol/application/pdf/draftcoretext.pdf.

組みの構築についての道筋は不透明なものとなっていたため、途上諸国は賛成に回ったものの、先進国側は両座長案に対して強く反発する結果となった³⁴。

COP 総会における攻防

12月12日土曜日に開催された COP 総会においては、AWG-LCA 座長案を巡って、先進諸国の主張と途上諸国の主張が衝突した。先進諸国は、法的拘束力のある一つの包括的な国際枠組みの構築を目指す立場から、AWG-LCA 座長案の実効性に対して懸念を示す一方、途上国側は、京都議定書第2約束期間設定を目指す立場から、AWG-LCA 座長案の積極的な擁護に回ったのである³⁵。EUはAWG-LCA 座長案について、①途上諸国の削減行動に関する枠組みが緩いものとなっていること、②京都議定書第2約束期間の設定を想定する一方、気候変動枠組条約の下での法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けた具体的な道筋が明らかとされていないこと、③この結果、IPCC第4次評価報告書を踏まえた2℃目標を確実に達成できるものとなっていないことなどの懸念を表明した上で、AWG-LCA における議論の成果としては、京都議定書を発展的に解消して新たな法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けた政治合意を目指すべきである主張した。また、アンブレラ・グループ側からも、AWG-LCA 座長案について数多くの懸念が表明された。オーストラリアは、AWG-LCA 座長案について、排出削減（mitigation）の枠組みの法的位置づけや各国の目標達成状況をチェックするための仕組み等について懸念を表明し、ノルウェーも途上国の削減行動に関する枠組みがあまりにも弱いと指摘した上で、合意案においては、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けた明確なメッセージを盛り込むべきであると主張したのである。先進諸国の中で最も強く座長案に反発したのが日本であった。AWG-LCA 座長案においては、無条件で京都議定書第2約束期間を設定することとされており、先進諸国の削減約束（mitigation commitment）の部分については受け入れることができないと強い調子で反発した。

こうした先進諸国の主張に対し、新興国を始めとする途上諸国は、積極的に AWG-LCA 座長案の擁護に回った。G-77/中国グループを代表して発言したブラジルは、座長案をベースに協議を進めることに賛成の意向を表明し、京都議定書第2約束期間の設定を前提とした AWG-LCA の合意の枠組みは G-77/中国グループにとって極めて重要であり、コペンハーゲン会議の成功にとって不可欠であるとして、先進諸国の主張を強く牽制した。そして、インドや南アフリカを含む数多くの途上諸国が、ブラジルの発言に同調した。なお、京都議定書第2約束期間の設定を求める点では途上諸国は一枚岩であり、先進諸国と同様に包括的な法的拘束力のある枠組みの構築を求める AOSIS 諸国も、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築との二本立てで京都議定書第2約束期間の設定を目指す立場から、AWG-LCA 座長案に賛成の立場を表明した。

なお、京都議定書の締約国ではないことから、京都議定書第2約束期間設定に関して中

³⁴ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 453 (December 11, 2009), 4; *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 454 (December 14, 2009), 1-2.

³⁵ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 454 (December 14, 2009), 1-2.

立的な立場をとっていた米国は、各国の意見対立の調整が困難であることを踏まえ、直ちに実行可能な第三の案を模索するべきであると訴えた。これが、後にコペンハーゲン合意への道筋となった。

CMP 総会における攻防

COP 総会に引き続いて同日（12月12日土曜日）に開催された CMP 総会においても、AWG-KP 座長案に対して先進国側が強く反発をしたが、座長案を支持する途上国側との意見の違いが一層鮮明となった³⁶。G-77/中国グループを代表して発言したスーダン、AWG-LCA と AWG-KP の二つの交渉トラックをあくまでも維持すべきであり、京都議定書の強化と気候変動枠組条約の下での包括的な枠組の構築の二つを目指すべきであるとし、京都議定書第2約束期間の設定を柱とする座長案をベースに交渉を進めるべきであると主張し、他の途上国もこれに同調した。AOSIS 諸国も、包括的な法的拘束力のある枠組みの構築との二本立てで、京都議定書第2約束期間の設定を求めた。

一方、EU、日本、カナダなどの先進諸国は、地球温暖化対策の実効性を確保するためには、あくまでも法的拘束力のある一つの包括的な国際枠組みの構築を目指すべきであるとして、座長案に対して難色を示し、京都議定書の取り扱いの議論は、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に関する議論の枠組みの下で進めるべきであると主張した。

Hedegaard 議長による非公式協議の開催

こうした状況を踏まえ、12日土曜日の午後、コペンハーゲン会議の議長であるデンマークの Hedegaard 大臣は非公式協議を開催し、コペンハーゲン会議の合意案の落とし所に関する議長案を提示した³⁷。議長案においては、①コペンハーゲン会議の場で、気候変動枠組条約の下での包括的な法的拘束力のある枠組みと京都議定書第2約束期間の設定の二つを採択するか、②これら二つの決定を将来いつまでに採択するか交渉期限について合意をするかの二つのオプションが提示されていた。しかしながら、各国は従来からの主張を繰り返すのみであり、議論に特段の進展は見られなかった。

（４） 途上国による議論のボイコット（12月14日月曜日）

12月14日月曜日になると、アフリカ諸国及びLDC諸国は、2013年以降における附属書I国の更なる削減目標以外の全ての論点に関する協議を中断するよう求め、G-77/中国グループの他の国々もこれを支持した。これは、AWG-LCA の論点のみが非公式閣僚級協議でとりあげられる予定とされていたことに対する抗議行動であった。この結果、14日月曜日の午後遅くまで AWG-LCA における議論がすべて中断することになり、AWG-KP における

³⁶ Ibid., 2.

³⁷ Ibid., 4.

議論も、附属書 I 国のさらなる削減目標に関する議論を除き、すべて中断されることとなった。Hedegaard 議長が非公式に調整した結果、AWG-LCA 及び AWG-KP それぞれの重要論点について非公式閣僚級協議を開催することとなり、午後遅くなってからようやく協議が再開されることとなった³⁸。

(5) AWG-LCA閉幕総会及びAWG-KP閉幕総会における攻防（12月15日火曜日から16日水曜日未明）

12月15日火曜日の夜には、首脳級ハイレベル会合（High Level Segment）の歓迎セレモニーが開催されるとともに、夜遅くになってから AWG-KP の閉幕総会が開催され、その後未明になってから AWG-LCA の閉幕総会が開催された³⁹。コペンハーゲン会議の進行の段取りとしては、12月16日水曜日から開催される首脳級ハイレベル会合に両特別作業部会はそれぞれ COP 決定案及び CMP 決定案を提出することとされており、これら決定案についてとりまとめることが AWG-LCA 及び AWG-KP における作業目標であった。しかしながら、各国の意見対立の溝は最後まで埋まらず、最終的には AWG-LCA 座長及び AWG-KP 座長がそれぞれの責任においてとりまとめた案が作成されるにとどまった。ただし、この座長案においても、数多くの論点が残され、それぞれについて様々なオプションが併記されたままの形となっていたため、そのままの形で採択できるような COP 決定案又は CMP 決定案の体をなしてはいなかった。積み残し事項についての決着は、12月16日水曜日に開催予定の COP 総会及び CMP 総会の場に委ねられたが、各国の意見対立の溝は深く、コペンハーゲン会議失敗（すなわち、何の決定も採択できない事態）の可能性が現実のものとなりつつあった。

AWG-KP 閉幕総会

12月15日火曜日夜に AWG-KP 閉幕総会が開催された。各国の意見の隔たりが依然として大きく、意見集約が進んでいないことが改めて明らかとなった。これを受けてインドは、各国の意見の隔たりは依然として大きく、座長が提示した CMP 決定案については数多くの括弧書きが残されるなど、ハイレベル会合に提示する熟度に達していないとして、今後の協議の進展に懸念を表明した。これに対して、G-77/中国グループを代表して発言した南アフリカから、さらに一日協議を継続して行うことを提案がなされたが、今後の議論の進め方については CMP 総会で改めて議論されることとされた。そして CMP 総会には、これまでの議論の結果を反映した CMP 決定案をそのまま送付するとともに、当該決定案についてはさらに協議が必要であるとの認識で各国が合意した。AWG-KP 閉幕総会は12月16日水曜日午前零時7分に閉幕した。

³⁸ *Earth Negotiations Bulletin* 12 no. 455 (December 15, 2009), 2.

³⁹ *Earth Negotiations Bulletin* 12 no. 456 (December 16, 2009), 1-3.

AWG-LCA 閉幕総会

AWG-LCA の閉幕総会は、12月16日水曜日の午前4時45分から開催され、AWG-LCA 座長から、首脳級ハイレベル会合に提出する COP 決定案⁴⁰についての説明が行われた。同決定案は、一つの本体決定案と各個別テーマに関する九つの附属決定案のパッケージとなっており、12月11日金曜日に AWG-LCA 座長が各国に提示した案について、その後の協議の結果を踏まえ修正を加えたものとなっていた。しかしながら、本体決定案の基本構造は基本的に変わりはなく、先進諸国の削減目標に関する規定が京都議定書の枠組みを事実上前提とした案となっていたため、京都議定書未批准国の米国は強く反発し、次の二点の修正を要求した。第一は、先進国全体の削減目標に関し、ボトムアップ・アプローチによる目標設定をオプションとして追加する点である。座長案においては、京都議定書のトップダウン・アプローチの考え方を踏襲し、まずは先進国全体の排出削減目標を決めた上で、各先進国の排出削減目標を定めることとされ、先進国全体の排出削減目標として1990年比で2020年までに25~40%の削減、30%の削減、40%の削減、45%の削減の四つのオプションが盛り込まれていた。こうした座長案に対して米国は、「先進国全体で x %削減」というオプションを追加し、この x %は各国の削減目標を積み上げた結果の数値（すなわちボトムアップで積み上げた数値）である旨の注釈を付すよう要求したのである。さらに二点目として、途上国の排出削減行動に関する規定全体を括弧書き（bracket）に入れた上でオプション1として位置付け、オプション2として、「締約国から提案された代替案（alternatives suggested by parties）」を追加し、途上国の削減行動に関して大幅な修正が今後あり得ることを明確にするよう要求した。また、日本や EU は、本体決定案において包括的な法的拘束力のある枠組みの構築について言及がない点について強い懸念を表明した。

一方、途上国側の関心はもっぱら先進国による資金支援の部分に集中し、例えば、G-77/中国グループを代表して発言したスーダンは、先進国から途上国に対する資金支援に関し、特に短期的な資金支援の部分については不十分であるとして括弧書きとするよう要求した。

先進国、途上国の両サイドから様々な修正案が提示される中、AWG-LCA 座長は、この決定案については COP 総会の場で引き続き議論することが可能であり、かつ、短時間のうちに各国の修正意見をすべて盛り込むことは困難であるとして、一連の決定文書案を原案のまま COP 総会に送付することについて合意するよう各国に要請した。結局、各国は、各国が自らの意見について留保する機会を認めることとした上で一連の決定案を未定稿の決定案として COP 総会に送付することで合意し、12月16日の午前6時50分に AWG-LCA 総会は閉幕した。

このように各国の間で合意が成立する目途が立たないまま、コペンハーゲン会議の成否は、12月16日水曜日からの主要級のハイレベル協議の場に委ねられることとなった。

第3項 議長国デンマークによる議長提案の頓挫（12月16日水曜日~17日木曜日）

⁴⁰ *Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention: Draft Conclusions Proposed by the Chair (FCCC/AWGLCA/2009/L.7 & Add.1-9, December 15, 2009).*

コペンハーゲン会議においては、政治決断による合意形成を図るため、議長国デンマーク政府から各国首脳に会議参加を要請する招待状が送られており、米国の Obama 大統領、イギリスの Brown 首相、フランスの Sarkozy 大統領、ドイツの Merkel 首相、日本の鳩山首相、中国の温家宝・国務院総理、インドの Singh 首相を始めとして、コペンハーゲン会議に集まった首脳の数 は 115 カ国⁴¹に上った。そして、12 月 17 日木曜日夜には各国の首脳を招いたデンマーク女王主催の晩餐会が開かれたが、コペンハーゲン会議の最終予定日である 12 月 18 日金曜日が翌日に迫っているにもかかわらず、交渉の舞台裏では首脳級で議論すべき交渉テキストすら用意できない危機的な状況に陥った⁴²。

(1) AWG-KP 座長報告とコペンハーゲン会議議長案提示の動き

12 月 16 日水曜日の CMP 総会においては、冒頭、AWG-KP 座長から、AWG-KP における議論を踏まえた座長テキスト⁴³が提出され、AWG-KP においては京都議定書改正案について合意に達することはできなかった旨の報告が行われた。この報告の後、Hedegaard 議長はコペンハーゲン会議議長を辞任し、代わってデンマークの Rasmussen 首相が議長の座に就くとともに、Hedegaard 前議長は引き続き議長特別代理の肩書で引き続き調整作業に当たることとなった。議長交代後、Hedegaard 議長特別代理は、議長交代の理由として、ハイレベル会合のスタートに伴い多数の首脳級の代表が会議に参加することを踏まえれば、議長は担当大臣である自分ではなくデンマーク首相が務めることが適当であることを挙げた。そして Hedegaard 議長特別代理は、AWG-LCA 座長から COP 総会への報告がまだなされていないにもかかわらず、AWG-LCA の座長案及び AWG-KP の座長案とは別に、両 AWG の座長案をベースに別途 Rasmussen 議長がとりまとめた二つの議長テキストが間もなく提示される旨を発言した上で、COP・CMP 合同ハイレベル会合開催のため CMP 総会を中断した。

(2) 議長提案に対する新興国等からの相次ぐ異議申し立て

Hedegaard 議長特別代理の発言に対しては、両 AWG におけるこれまでの議論の積み重ねをないがしろにするものであるとして途上諸国は一斉に反発した。途上諸国は、12 月 8 日に英国の新聞 Guardian 紙にリークされたデンマーク・テキストが議長案の土台になっていのではないかと強い警戒心を抱いた。この結果、CMP 総会に引き続いて開催された COP・CMP 合同ハイレベル会合において、Rasmussen 議長は、登壇直後から BASIC グループ（中国、インド、ブラジル、南アフリカ）を含む 7 カ国からの相次ぐ Point of Order（議

⁴¹ *Earth Negotiations Bulletin* 12 no. 459 (December 22, 2009), 27.

⁴² *Earth Negotiations Bulletin* 12 no. 457 (December 17, 2009); *Earth Negotiations Bulletin* 12 no. 458 (December 18, 2009).

⁴³ *Report of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol to the Conference of the Parties Serving as the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at Its Fifth Session* (FCCC/KP/AWG/2009/L.15, December 16, 2009).

長の議事進行に対する異議申し立て)⁴⁴の集中砲火を浴びることとなった⁴⁵。

議事運営への異議申し立ての口火を切ったのはブラジルであった。当初予定されていた AWG-LCA 座長からの報告がなされていないにもかかわらず、議長の責任においてまったく新しい二つのテキストが提出されるとの言及があったとブラジルは指摘した上で、この議長テキストは両 AWG の検討項目をカバーしたものとされているが、これは両 AWG において本日未明まで各国代表の間で精力的に議論されてきた交渉テキストをないがしろにするものであるとして、議長の議事運営を厳しく糾弾した。そしてブラジルは、あくまでも交渉の土台は両 AWG において議論されてきたテキストとすることの確約を Rasmussen 議長に求めた。

またインドは、幅広い関係者の参加による透明な議事運営 (inclusiveness and transparency) をこれまでインドとして繰り返し求めたところ、議長はそれを確約したにもかかわらず、この度、両 AWG における議論のプロセスを無視する形で、トップダウンで新たな議長テキストを提示することは、こうした信頼関係 (good faith) を壊すものであると主張した上で、あくまでも両 AWG の座長テキストを交渉のベースとすべきであると強く主張した。そのうえで、南アフリカも同様の主張をした。

特に辛辣な異議申し立てをしたのは中国であった。コペンハーゲン会議の成果は、あくまでも両 AWG における作業の結果としてとりまとめられるべきものであり、このプロセスの外から提示されるテキストは両 AWG における議論をないがしろにするものであると議長の議事運営を非難した。その上で、コペンハーゲン会議における成果は、あくまでもバリ行動計画に基づき、気候変動枠組条約の完全かつ効果的な実施及び京都議定書第 2 約束期間の設定の二点であるべきであり、この点を超えて、(法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築といった) 隠れたテーマを追求することは、コペンハーゲン会議のマンデートを超えているとして、先進諸国の動きを厳しく批判したのであった。他の異議申し立ても途上国からのものであり、いずれも BASIC グループと同様の指摘であった (ただし、モルジブは、デンマークの議事進行を支持した)。

こうした異議申し立てに対して Rasmussen 議長は、デンマーク・テキストはまだ提出しておらず、議長としてはあくまでも各国の意向を尊重する意向である旨を述べた。そして、COP 総会を 13 時から開催し、AWG-LCA 座長からの報告を聴くことを Rasmussen 議長が確約した後、ようやく COP・CMP 合同ハイレベル会合がスタートし、各国の首脳級又は閣僚級による演説が順次行われることとなった。

(3) COP・CMP合同ハイレベル会合の開催

前述のように各国の間で合意が成立する見通しが立たないまま会議決裂の危機が進行する中、12月16日水曜日から17日木曜日にかけて COP・CMP 合同ハイレベル会合が開

⁴⁴ Ronald A. Walker and Brook Boyer, *A Glossary of Terms for UN Delegates* (Geneva: United Nations Institute for Training and Research, 2005), 131.

⁴⁵ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 457 (December 17, 2009), 1-2.

催され、各国の首脳レベル又は閣僚レベルによるステイトメントの表明が順次行われた⁴⁶。各国代表によるステイトメントはトーン自体は協調的なものであったが、その内容は各国の意見対立を反映して依然として非妥協的なものであり、コペンハーゲン会議終盤の段階にもかかわらず、お互いの主張を相互に強く牽制する内容のものであった。また、主要先進諸国は、合意形成を後押しするため、相次いで大規模な途上国支援を表明した。

G77/中国を代表して発言したスーダンの Nafie 大統領補は、AWG-KP と AWG-LCA の二つの交渉トラックのそれぞれでの成果が必要であり、気候変動枠組条約の共通だが差異のある責任の原則、そして 2007 年のバリ会議合意された作業計画（2009 年末までに京都議定書第 2 約束期間における附属書 I 国の新たな削減目標についての合意を採択するとの作業計画）に基づき、京都議定書第 2 約束期間を設定すべきであると訴えた⁴⁷。そして、京都議定書に代わる新たな包括的な国際枠組の構築は、実際には京都議定書よりも弱い国際枠組の構築に繋がるものであり、気候変動枠組条約及び京都議定書を中核とする現行の気候変動レジームを損なうものとして、その構築に反対であると述べた。

アフリカ・グループを代表して発言したエチオピアの Zenawi 首相は、2010 年から 2012 年までの 3 年間で毎年 100 億ドル、2020 年までに年間 1000 億ドルの途上国支援が必要であると訴えた。

AOSIS 諸国を代表して発言したグレナダの Thomas 首相は、共通だが差異のある責任の原則に従いつつ、全ての国が排出削減に向けた強力な取組を講ずるべきであると訴え、気候変動枠組条約と京都議定書の二つの交渉トラックそれぞれにおいて法的拘束力のある強力な国際枠組の構築について結論を得ることが必要であると訴えた⁴⁸。

EU を代表して発言したスウェーデンの Calgren 首相は、EU として 2020 年までに 1990 年比で 30%削減という目標にコミットする用意があると改めて表明した上で、先進諸国のみならず新興諸国も対象とした法的拘束力のある、野心的で包括的な国際枠組の構築が必要であると訴え、特に米国及び中国に対して、法的拘束力のある国際枠組への参加を

⁴⁶ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 457 (December 17, 2009), 1-2; *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 458 (December 18, 2009), 1. 各国のステイトメントの録画中継については、“Joint High-Level Segment of the Conference of the Parties (COP), Conference of the Parties to the NFCCC Serving as the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol (CMP) and Informal High-Level Event Convened by the Prime Minister of Denmark,” UNFCCC Webcast: United Nations Climate Change Conference, Dec 7 - Dec 18 2009 Copenhagen, accessed December 28, 2013, http://cop15.meta-fusion.com/kongresse/cop15_hls/templ/ovw_copenhagen.php?id_kongressmain=101.

⁴⁷ “Statement on Behalf of the Group of 77 and China by H.E. Dr. Nafie Ali Nafie, Head of Delegation of the Republic of the Sudan, at the Joint High-Level Segment of the Fifteenth Session of the Conference of Parties of the Climate Change Convention and the Fifth Conference of Parties Serving as a Meeting of Parties to the Kyoto Protocol (COP/CMP 5),” Copenhagen, Denmark, December 16, 2009, accessed December 29, 2013, <http://www.g77.org/statement/getstatement.php?id=091216>.

⁴⁸ “Prime Minister Tillman Thomas - Copenhagen, Denmark, December 16, 2009,” Media Center: Audio, The Official Website of Government of Grenada, Windows Media Player video file, accessed January 27, 2014, http://www.gov.gd/egov/media/audio/pm_thomas_cop15_16-12-09.mp3.

呼び掛けた。併せて、2010年~2012年までの3年間で106億ドルの途上国支援を行う用意があることを表明した⁴⁹。

アンブレラ・グループを代表して発言したオーストラリアの Won 気候・水資源大臣は、2050年までに世界全体の排出量を50%削減するためには、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築が必要であり、アンブレラ・グループの各国は大幅な排出削減にコミットする用意があると述べるとともに、2012年までに毎年100億ドルの途上国支援を合意に盛り込む必要があるとの認識を示し、2013年以降は途上国支援を大幅に拡充することが必要と述べた⁵⁰。

こうした中で、日本の小沢環境大臣は、全ての主要国が参加する公平で実効性のある枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、日本として、2020年までに90年比25%の削減を目指すことを改めて表明するとともに、「鳩山イニシアティブ」として、温室効果ガスの排出削減など気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、2012年末までの約3年間で1兆7,500億円（おおむね150億ドル、そのうち公的資金は1兆3,000億円（おおむね110億ドル））の支援を実施していく旨を表明した⁵¹。

また、米国の Clinton 国務長官は12月17日木曜日の記者会見において、2005年比で2020年までに17%削減、2025年までに30%削減、2030年までに42%削減、2050年までに80%以上の削減という米国の削減目標を改めて表明するとともに、全ての主要国による実効性が確保された排出削減の取組が必要であると、当該取組を前提として、2020年までに先進国全体として年間1000億ドルの資金支援を米国も参加して行う用意がある旨表明した⁵²。

（４） 議長不在のCOP総会とAWG-LCA座長報告

各国代表による演説と並行して、合意形成に向けたぎりぎりの努力が続けられた。12月16日水曜日の COP・CMP 合同ハイレベル会合における各国首脳級や閣僚級らによる演説

⁴⁹ Council of the European Union, *United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC): 15th Session of the Conference of the Parties (COP 15), 5th Session of the Conference of the Parties Serving as the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol (CMP 5), 31st Session of the Subsidiary Body for Implementation (SBI 31) and of the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice (SBSTA 31), 10th Session of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol (AWG-KP) and 8th Session of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention (AWG-LCA) (Copenhagen, 7-18 December 2009)*; *Compilation of EU Statements (17733/09, December 23, 2009)*, 20-23, accessed December 28, 2013, <http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cmsUpload/st17733.en09.pdf>.

⁵⁰ Australian High Commission, Ottawa, “Copenhagen Climate Summit: Umbrella Group Statement,” December 16, 2009, accessed December 28, 2013, <http://www.canada.embassy.gov.au/otwa/MR09DEC16.html>.

⁵¹ 環境省編『環境・循環型・生物多様性白書』平成22年版（日経印刷，2010）44。

⁵² “Remarks at the United Nations Framework Convention on Climate Change: Hillary Rodham Clinton Secretary of State,” Copenhagen, Denmark, December 17, 2009, accessed December 28, 2013, <http://www.state.gov/secretary/rm/2009a/12/133734.htm>.

が行われた後、同日の午後 9 時 30 分になってようやく COP 総会が開始されたが、その場に Rasmussen 議長は姿はなかった。Rasmussen 議長は、コペンハーゲン会議最終日が目前に迫る中、合意形成に向け、今後の進め方について各国と非公式協議を重ねていたのである。そして COP 総会においては、AWG-LCA 座長から AWG-LCA の検討結果に関する報告が行われた。AWG-LCA 座長は、AWG-LCA の作業結果報告⁵³を提出するとともに、この報告に盛り込まれた COP 決定案は、当該決定案の形式及び法的性格を何ら予断するものではないと述べ、この点が依然として大きな争点であることを改めて明らかにした。その上で、この決定案はまだ固まったものではなく、さらに調整が必要であるものである旨強調した。AWG-LCA 座長からの報告の後、Figueres 副議長が発言を行い、Rasmussen 議長からの「議長は会議をいかに進めるべきかどうかについて協議中であり、その結果は、明朝各国にお知らせする」とのメッセージを読み上げた。これに対して各国から、議長は誰と協議中なのか、そしてどのような形で協議を行っているのかなど、当該協議の詳細について説明を求めるとともに、透明で包括的な交渉プロセスの堅持を求める声が相次いだ。Figueres 副議長は、こうした各国の懸念を議長に伝える旨述べた上で、午後 11 時 3 分に COP 総会を中断した。

(5) COP・CMP議長案の頓挫

翌 12 月 17 日木曜日正午になって COP 総会が再開された。前日の 12 月 16 日水曜日夜の COP 総会において、①今後の交渉の基となる文書は両 AWG 座長がとりまとめたテキストなのかどうか、②COP 及び CMP の下での今後の協議の進め方の二点について明らかにするよう、数多くの国々から要請があったとの認識を Rasmussen 議長は示した上で、COP の交渉のベースとなる文書は、AWG-LCA 座長が報告をし、昨夜の COP 総会に提出した座長報告⁵⁴である旨 Rasmussen 議長は宣言した。この結果、議長提案による合意のとりまとめを目指した議長国デンマークの試みは完全に潰れた形となった。その上で Rasmussen 議長は、AWG-LCA 座長テキストについて検討するため、Hedegaard 議長特別代理主宰によるコンタクト・グループ⁵⁵を立ち上げ、同コンタクト・グループにおいて、まだ合意が整っていない争点について協議を行うとともに、これと並行して個別の論点毎に時間制限なしの起草グループ (open-ended drafting groups) を立ち上げることを提案し、COP 総会を終了した。

その後引き続き開催された CMP 総会においても、Rasmussen 議長は、今後の協議のベースとなるテキストは AWG-KP 座長テキスト⁵⁶であることを明言し、CMP においても COP

⁵³ *Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention: Draft Conclusions Proposed by the Chair (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Rev.1, Add.1, Add.2/Rev.1, Add.3-7, Add.8/Rev.1 and Add.9, December 16, 2009).*

⁵⁴ Ibid.

⁵⁵ コンタクト・グループ (contact group) とは、コンセンサス形成に向けて集中的に議論を行うために設置される非公式の議論の場のこと。Walker and Boyer, *Glossary*, 40.

⁵⁶ *Report of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the*

における交渉と同様に、議長提案による合意のとりまとめを目指した議長国デンマークの試みは完全に潰えた形となった。そして、COPと同様、Hedegaard議長特別代理の主宰によるコンタクト・グループを新たに立ち上げ、まだ合意が整っていない争点について協議を行うとともに、これと並行して個別論点毎に時間制限なしの起草グループ（open-ended drafting groups）を立ち上げることを提案した。この発言に対して、G-77/中国グループを代表して発言したスーダンは、Rasmussen議長から提案された二つの協議プロセスは、それぞれのプロセスにおいて二つの別々の文書を取りまとめるためのものであり、かつ、各国の合意を得ていない文書が首脳級会合に提出されるものではないことの確認を求めた。このスーダンの発言に対してRasmussen議長は、協議はCOPとCMPの二つの交渉トラックで行われるものであり、かつその協議の結果は二つの別々の文書の形になることを約束した。

この後、12月17日木曜日の午後にCMPコンタクト・グループの第一回会合が開催されるとともに、同コンタクト・グループの下、個別の論点ごとに五つの起草グループが設置され、AWG-KP座長テキストを基に調整が進められた。しかしながら、同日の夕刻に開催されたCMPコンタクト・グループにおける各起草グループからの途中経過報告においては、京都議定書第2約束期間の設定の在り方を巡って政治的論点が依然として数多く残され、調整が難航していることが明らかとなった。これを受け、Hedegaard議長特別代理は、合意成立に向けた今後の交渉の進め方について各国の意見を求めたところ、EUは、議長の友会合（Friends of Chair）⁵⁷の立ち上げを提案した。このEUの提案に対して、コスタリカ、グレナダ（AOSIS代表）、ガンビア（アフリカ・グループ代表）、レソト（LDC代表）、オーストラリアが支持を表明したため、Hedegaard議長特別代理は、議長の友会合の設立に関し各国と協議を行う旨発言し、コンタクト・グループを閉幕した。

また、COPコンタクト・グループも12月17日午後に開催され、排出削減の枠組みなどバリ行動計画の検討項目ごとに起草グループが設置され、AWG-LCA座長テキストを基に協議が進められた。しかしながら、同日の夕刻に開催されたCOPコンタクト・グループにおける各起草グループからの途中経過報告においては、特に排出削減（mitigation）の部分を中心として政治的論点が依然として数多く残され、調整が難航していることが明らかとなった。このため、Hedegaard議長特別代理は、今後の議論の進め方について各国と協議を行い、起草グループにおける議論と並行して議長の友会合を開催し、排出削減（mitigation）や資金支援（finance）などの政治的争点について議論をすることを提案した。これに対して、G-77/中国グループは、議長の友会合に参加するメンバーの選定は、各交渉グループに委ねるべきであると主張し、ベネズエラは、議長の友会合への参加者を制限すべきではない（non-inclusiveであるべき）と主張した。議長の友会合の開催について合意が得られない中、Hedegaard議長特別代理は、既に夜遅いことを理由にコンタクト・グループを一旦閉会するとともに、各起草グループにおいて引き続き協議を続けるよう要請し、その結果

Kyoto Protocol to the Conference of the Parties Serving as the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at Its Fifth Session (FCCC/KP/AWG/2009/L.15, December 16, 2009).

⁵⁷ コンセンサス形成のために議長により招集される少人数によるコンタクト・グループのこと。Walker and Boyer, *Glossary*, 65.

についての報告を深夜に改めて行う旨発言をした。その後、12月18日金曜日午前3時に開催された途中経過報告においては、交渉が暗礁に乗り上げていることが改めて明らかとなった⁵⁸。

このように COP、CMP のいずれの交渉プロセスにおいても、限られた時間内で合意案を取りまとめることはできず協議は膠着状態に陥り、12月18日金曜日のコペンハーゲン会議最終予定日の直前となっても、合意成立の展望はまったく開けない状況となった。

第3節 コペンハーゲン会議の攻防②：首脳級によるハイレベル交渉の急展開

第1項 首脳級少人数会合による打開策の模索

前述のようにコペンハーゲン会議最終予定日12月18日金曜日の前日の17日木曜日になっても各国の間の意見の隔たりが大きく合意成立の展望がまったく開けない中、合意成立に向けて大きな転機となったのが17日木曜日夜のデンマーク女王主催の晩餐会後から開催された首脳級少人数会合であった。首脳級少人数会合には、Rasmussen 議長呼びかけの下、Obama 米大統領、Brown 英首相、Rudd 豪首相、Merkel 独首相、Sarkozy 仏大統領、鳩山首相、中国、インド、ブラジル、南アフリカ、小島嶼諸国グループやアフリカ諸国グループといった途上国地域代表等30近くの国・機関の首脳級が参加し、潘基文（パン・ギムン）国際連合事務総長も同席して、合意形成を目指して18日金曜日午前から首脳級会合で断続的に議論が行われることとなった⁵⁹。

この首脳級会合においては、各国が現時点で合意可能な最大公約数としての政治合意文書のとりまとめが模索された。主な交渉のポイントは、①全ての主要国を対象とした包括的な法的拘束力のある枠組みを2010年に採択することを政治宣言に盛り込むかどうか、②世界全体の目標の位置づけ（2℃目標を掲げるかどうかや、2050年までに世界全体の排出量を半減、先進国全体で80%削減するとの目標を掲げるかどうか）、③途上国の削減対策について国際的な測定・報告・検証（MRV：Measurement, Reporting and Verification）の対象とするかどうかの3点であった⁶⁰。交渉全体として、特に①法的拘束力のある枠組みの

⁵⁸ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 459 (December 22, 2009), 6.

⁵⁹ 日本政府代表団「気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）京都議定書第5回締約国会合（CMP5）等の概要」平成21年12月20日、アクセス日：2013年12月28日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop15_g.html。なお、首脳級少人数会合への参加国は、デンマーク、英国、ドイツ、フランス、日本、米国、豪州、スウェーデン、スペイン、欧州委員会、ロシア、ノルウェー、韓国、メキシコ、南アフリカ、ブラジル、中国、インド、アルジェリア（アフリカ・グループ代表）、レソト、グレナダ（AOSIS 諸国代表）、インドネシア、バングラディッシュ（LDC 諸国代表）、コロンビア、モルディブの25カ国であった。環境省「COP15（於コペンハーゲン）における主な成果と概要」（第6回環境省政策会議配布資料、平成21年12月22日）、3、アクセス日：2013年12月28日、http://www.env.go.jp/council/seisaku_kaigi/epc006/mat01.pdf。

⁶⁰ Emmanuel Guérin and Matthieu Wemaere, *The Copenhagen Accord: What Happened? Is It a Good Deal? Who Wins and Who Loses? What Is Next?* (Paris: Institut du Développement Durable et des Relations Internationales (IDDRI), 2009), 6, accessed December 28, 2013, http://www.iddri.org/Publications/Collections/Idees-pour-le-debat/Id_082009_guerin_wemaere_c

構築に関して EU がより中身のある政治合意の採択を目指したが、この点は早々に合意文書案から消え、代わって調整は主として②及び③の論点を中心に行われることとなった。そして、②及び③については、特に中国が強硬に抵抗した。中国は、世界全体で排出量半減の目標に反対したのみならず、先進諸国の 2050 年までに 80%削減との目標を掲げること自体にも抵抗を示した。また、途上国の削減行動についても、あくまでも自主的なものであって、国際的な MRV の対象とすることには強硬に反対した。これに対して米国は、途上国の削減行動は国際的な MRV の対象とすべきであると強く主張し、この点が合意案取りまとめに当たった最大の争点となった。

こうした米中の対立構造は、12 月 18 日金曜日に開催された非公式首脳級会合の場での米中両首脳のステートメントでも鮮明なものとなった。中国の温家宝・国務院総理は、気候変動枠組条約と京都議定書の二本柱は引き続き堅持・強化すべきであり、かつ、共通だが差異のある責任の原則の考え方にのっとり、まずは先進諸国が率先して温室効果ガスの削減対策に取り組むべきであるとして、京都議定書第 2 約束期間の設定に代えて全ての主要国を対象とした法的拘束力のある一つの国際枠組みの構築を訴える先進諸国の主張を強く牽制した⁶¹。そして、中国が掲げた排出削減の取組（2020 年までに 2005 年比で GDP 当たりの二酸化炭素排出量を 40~45%削減）は、あくまでも自主的なもの（voluntary action）であって国内での監視・評価の対象となるものであるとし、米国が求める新興国の排出削減の取組を国際的な MRV の対象とすることを牽制した。一方、米国の Obama 大統領は、①新興諸国を含む全ての主要排出国は、思い切った排出削減目標を掲げるべきであり、こうした観点から米国自身も 2020 年までに 17%の削減、2050 年までに 83%の削減という目標を掲げていると述べた上で、②各国の排出削減の取組については、国際的なレビューのための仕組みが不可欠であると主張し、③こうした条件が満たされるのであれば 2012 年までに 100 億ドルの途上国支援、2020 年までに 1000 億ドルの資金支援という先進国全体の取組に参加する用意があると主張した⁶²。このように、途上国の取組を国際的な MRV の対象とすることが、コペンハーゲン合意のとりまとめの最大の争点となったのである。

米中首脳は、非公式ハイレベル会合でのオバマ大統領の演説の後、首脳会談を行い、長期目標や国際的な MRV の取り扱い、途上国支援等の論点について意見交換を行い、合意成立に向けて協力することで合意した⁶³。しかしながら、その後も、特に国際的な MRV の取扱いを巡って政治合意文書のとりまとめは難航した。

openhagen%20accord.pdf.

⁶¹ “Address by H.E. Wen Jiabao Premier of the State Council of the People’s Republic of China at the Copenhagen Climate Change Summit Copenhagen”, Ministry of Foreign Affairs, People’s Republic of China, December 18, 2009, accessed November 22, 2013, <http://www.fmprc.gov.cn/eng/wjdt/zyjh/t647091.htm>.

⁶² “Remarks by the President at the Morning Plenary Session of the United Nations Climate Change Conference,” White House, December 18, 2009, accessed December 28, 2013, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-morning-plenary-session-united-nations-climate-change-conference>.

⁶³ “Premier Wen Jiabao at the Copenhagen Climate Change Conference,” *Xinhua News Agency/People’s Daily*, December 25, 2009, accessed December 28, 2013, http://www.chinadaily.com.cn/china/2009-12/25/content_9231783.htm.

第2項 オバマ大統領と BASIC グループとの直接交渉による合意成立

特に国際的な MRV（測定・報告・検証）の取り扱いを巡って政治合意文書のとりまとめが難航する中で、合意形成を目指して中国との調整に積極的に動いたのが米国の Obama 大統領であった。中国は、途上国の取組が国際的な MRV の対象となることに強く抵抗する一方、中国の温家宝・国務院総理自身は前述の首脳級の議長との友会合には出席せず、温家宝・国務院総理の側近が代わって出席していた。温家宝・国務院総理と直接交渉できないまま政治合意文書のとりまとめが難航するという事態を打開するため、Obama 大統領は、温家宝・国務院総理との再度の会談を申し入れた。そして 18 日金曜日 19 時前に、温家宝・国務院総理と他の BASIC グループ首脳（インドの Singh 首相、ブラジルの Lula 大統領、南アフリカの Zuma 大統領）が会談中であるとの報告を受け、この会談の場に自ら直接赴き、飛び入り参加の形で BASIC グループ首脳との直談判に及んだ⁶⁴。この結果、①全ての主要国を対象とした包括的な法的拘束力のある枠組みを 2010 年に採択することは政治宣言に盛り込まないこととし、②IPCC 第 4 次評価報告書の科学的知見を踏まえ、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前と比べ 2°C 以内とする目標について合意する一方、2050 年の世界全体の排出量の削減目標については合意案から落とすことで米国が譲歩し、③途上国の削減行動について国際的な MRV の対象とすることを米国が迫り、途上国の排出削減の取組は国際的な支援を受けた取組については国際的な MRV の対象とし、それ以外の途上国の取組についても各国自身による MRV を行った上で、国際的な協議・分析（ICA: international consultation and analysis）の対象とすることを BASIC グループが受け入れることとなった。米国と BASIC グループとの直談判の結果を首脳級少人数会合の他の首脳らも受け入れた結果、コペンハーゲン合意の案が会議最終予定日の 12 月 19 日金曜日夜という土壇場で取りまとめられることとなった。

コペンハーゲン会議最終予定日の 24 時間ほどで急遽とりまとめられたコペンハーゲン合意案⁶⁵は、僅か 2 頁半の全体で 12 パラグラフからなる政治合意文書であり、バリ行動計画の各項目に対応する形で、①長期ビジョン、②包括的な排出削減の国際枠組み、③途上国への資金援助、④技術移転等の四つの柱を内容とするものであった。このうち、長期ビジョンに関しては、世界全体の排出量を半減という目標は盛り込まれなかったものの、2°C 目標が明確に規定されることとなった。一方、包括的な排出削減の国際枠組みの構築については、全ての主要国による自主的な排出削減目標の設定と当該目標の履行確保のための国際的なチェックの仕組みを構築すべきという米国の主張が反映されたものとなっていた。コペンハーゲン合意案の主なポイントは表 3-4 のとおりである。

⁶⁴ Ibid.; Guérin and Wemaere, *Copenhagen Accord*, 5-6; John M. Broder, “Many Goals Remain Unmet in 5 Nations’ Climate Deal,” *International Herald Tribune*, December 19, 2009, New York edition; Juliet Eilperin and Anthony Faiola, “Climate Deal Falls Short of Key Goals,” *Washington Post*, December 19, 2009, accessed December 28, 2013, http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2009/12/18/AR2009121800637_pf.html.

⁶⁵ *Draft Decision -/CP.15, Proposal by the President, Copenhagen Accord* (FCCC/CP/2009/L.7, December 18, 2009); *Draft Decision -/CMP.5, Proposal by the President, Copenhagen Accord* (FCCC/KP/CMP/2009/L.9, December 18, 2009).

表 3-4 コペンハーゲン合意のポイント

- ・ 世界全体の気温の上昇が 2℃以内にとどまるべきであるとの科学的見解を認識し、長期の協力的行動を強化すること。
- ・ IPCC 第 4 次評価報告書の科学的知見を踏まえ、世界全体の排出量の大幅な削減が不可欠であり、世界全体の排出量の増加を可及的速やかに減少に転じさせるために各国が協力すべきこと。
- ・ 附属書 I 国（主として先進諸国）は 2020 年の削減目標（emissions target）を、非附属書 I 国（途上国）は削減行動（mitigation actions）を、それぞれ 2010 年 1 月 31 日までに気候変動枠組条約事務局に提出すること。また、附属書 I 国であって京都議定書の締約国である国については、京都議定書により開始（initiate）された排出削減の取組を強化すること。
- ・ 附属書 I 国の行動は国際的な MRV（測定・報告・検証）の対象となること。非附属書 I 国が自発的に行う削減行動は国内的な MRV を経た上で、国際的な協議・分析（ICA: International Consultation and Analysis）の対象となるが、支援を受けて行う削減行動については、国際的な MRV の対象となること。
- ・ 先進国は、途上国に対する支援として、2010～2012 年の間に 300 億ドルに近づく新規かつ追加的な資金の供与を共同で行うことにコミットし、また、2020 年までには年間 1,000 億ドルの資金を共同で調達するとの目標にコミットする。気候変動枠組条約の資金供与の制度の実施機関として「コペンハーゲン緑の気候基金」の設立を決定する。
- ・ 2015 年までに合意の実施に関する評価の完了を要請すること。

出典：日本政府代表団資料掲載のコペンハーゲン合意の概要を基に筆者作成。日本政府代表団「気候変動枠組み条約第 15 回締約国会議(COP15)京都議定書第 5 回締約国会合(CMP5)等の概要」外務省，2009 年 12 月 20 日，アクセス日：2014 年 2 月 1 日，http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop15_g.html.

一方で、コペンハーゲン合意においては、先進諸国と途上諸国が激しく衝突した二つの論点については、何の方向性も打ち出されなかった。すなわち、先進諸国が強く主張していた法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築について何ら言及されておらず、途上諸国が強く求めた京都議定書第 2 約束期間の設定についても具体的な規定はコペンハーゲン合意においては盛り込まれなかった。なお、京都議定書について、コペンハーゲン合意に言及が一か所あるが、京都議定書により開始された削減目標を強化するとの記載があるのみであり、京都議定書第 2 約束期間を設定するとはどこにも書かれなかった。

首脳級少人数会合においてコペンハーゲン合意が取りまとめられたことを受け、米国の Obama 大統領は、米国への帰国前の 12 月 18 日金曜日 22 時 30 分に記者会見を開催し、有意義かつ前例のないブレイクスルーをコペンハーゲン会議で達成することができ、史上初めて全ての主要国が気候変動に関する責任を引き受けたと表明するとともに、コペンハーゲン合意の主な内容について紹介した⁶⁶。

⁶⁶ “Remarks by the President during Press Availability in Copenhagen,” White House, December 18, 2009, accessed September 29, 2012, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-during-press-availability-copenha>

しかしながらこの時点では、首脳級の議長の友会合に参加していなかった多くの国々はまだコペンハーゲン合意のテキストを見ておらず⁶⁷、しかもこのコペンハーゲン合意は、AWG-LCA 座長テキストや AWG-KP 座長テキストのいずれも土台としていないものであったため、その正当性を巡って各国から厳しい批判にさらされることとなった。

第3項 閉幕総会の開催

コペンハーゲン合意が各国の代表団に正式に提示されたのは翌 12 月 19 日土曜日の午前 3 時から再開された COP 閉幕総会の場であった。この場において Rasmussen 議長は、各国首脳の代表らによる長時間に及ぶ精力的な交渉の成果としてコペンハーゲン合意がとりまとめられ、その支持を取り付けることができたとした上で、コペンハーゲン合意を COP 決定として採択するように求めた。その上で COP 総会を一旦中断し、引き続いて CMP 総会を開催し、同様の説明を行うとともに、各国に対してコペンハーゲン合意に目を通した上で、各国の間で 1 時間協議を行い、同合意を採択するかどうか決定するよう求め CMP 総会を中断しようとした。しかし、これに対して、多数の異議申し立て (Point of Order) が提示されたため、CMP 総会はすぐに再開され、さらに午前 5 時から COP 総会が引き続いて再開され、コペンハーゲン合意の正当性を巡って、各国の間で激しい議論が交わされることとなった⁶⁸。

コペンハーゲン合意に反対する国々の反対理由は、内容面に関する意義と手続面での意義の二つに大きく分けることができる⁶⁹。まず、内容面での意義申し立ては、COP 総会冒頭のツバルの発言にほぼ集約することができる⁷⁰。具体的にはツバルは、地球全体の平均気温の上昇を 2°C 以内に抑えるのではなく、1.5°C 以内に抑えることを目標とすべきこと、京都議定書第 2 約束期間の設定について確約がなされていないことなどの理由を挙げている。また、手続面での意義も、ツバルの発言⁷¹に集約することができる。そして、コペンハーゲン合意に対する異議申し立ての大部分が、内容面ではなく手続面に関するものであった。手続面での異議申し立てに関するツバルの主張のポイントは、透明かつ包括 (transparent and inclusive) な国連交渉プロセスの原則が守られず、ごく少数の国々のみで合意案が取りまとめられ、他の国々にそれを押し付けようとしていること (つまり、他の国々が意見を表明する機会を与えられなかったこと) を挙げている。少人数会合の正当性

gen.

⁶⁷ Müller, *Copenhagen 2009*, 14.

⁶⁸ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 459 (December 22, 2009), 7-9; Müller, *Copenhagen 2009*, 13-17.

⁶⁹ Müller, *Copenhagen 2009*, 14.

⁷⁰ UNFCCC, “Conference of the Parties (COP) Resumed 9th Meeting, Copenhagen, Denmark, 18 December 2009,” UNFCCC Webcast site, Windows Media Player video file, 3:11, accessed December 29, 2013, http://cop15.meta-fusion.com/kongresse/cop15/templ/play.php?id_kongresssession=2753&theme=unfccc.

⁷¹ Ibid.

で特に問われたのは、この少人数会合のマンデート (mandate) の欠如、すなわち、このような少人数会合を開催する議長のマンデートの欠如、そして当該少人数会合に参加した各国が他の国々を代表するマンデートの欠如であった⁷²。この点は、パキスタンの以下の発言に象徴されている。

私たちは、コペンハーゲン合意案とりまとめに当たっての少人数会合参加国の真摯な努力は認識している。そして、公平に見ても、関係国の努力が善意に基づいて行われたと言えると考えている。しかしながら、善意が必ずしも良い結果をもたらすとは限らない。結局のところ地獄への道は善意で敷き詰められている。オープンで、透明で包括的なプロセス (open, transparent and inclusive process) による合意形成は、非常に時間がかかるものであることは、パキスタン政府としても認識している。しかしながら、こうした時間のかかるプロセスを経ることによってこそ、得られた合意は強固なものとなり、かつ、全ての交渉参加国や関係者が賛同できるものとなるのである⁷³。

確かにコペンハーゲン合意は、各地域グループを代表する約 30 ヶ国の首脳級が参加し、幅広い国々が参加してとりまとめられたものであった。そして会議の終盤において、各地域やグループの代表からなる少人数会合 (いわゆる friends of chair 会合) において合意案をとりまとめることは国際会議ではよく行われる手法であった。しかしながら、コペンハーゲン会議においてはこの方式を用いることについて公式的な合意は存在しなかったため、約 30 ヶ国からなるこの会合の正当性には瑕疵があり、これが首脳級少人数会合の場に出席していなかった各国の反発を招く結果となったのである⁷⁴。

こうした手続面の批判に対して謝罪の意を表明したのが、少人数会合の場に AOSIS 代表として参加していたグレナダであった。グレナダは、少人数会合のプロセス自体は正当であったことを訴えるとともに、決して他の国々をないがしろにする意図でコペンハーゲン合意をとりまとめたものではないと述べ、コペンハーゲン合意への賛同を強く訴えた。

コペンハーゲン合意のとりまとめプロセスについては異論が噴出する中、最終的には大多数の国々が、コペンハーゲン会議の決裂を回避し、将来のより良い合意に向けた一歩として、コペンハーゲン合意を採択し、実施に移すことについて賛成の立場をとった。また英国は、コペンハーゲン合意を採択し、途上国支援 (2012 年までの短期及び 2020 年までの長期の途上国支援) と排出削減の枠組みを実行に移すか、それともコペンハーゲン会議自体を失敗に終わらせるかの二者択一を迫られていると訴え、バハマも、コペンハーゲン合意案に盛り込まれた途上国支援を実施に移すためにも合意を採択すべきと主張した。

こうした中、ベネズエラ、キューバ、ニカラグア、ボリビア及びスーダンの五カ国は、コペンハーゲン合意案の策定プロセスが不透明でありかつ非民主的であるとして、その採

⁷² Müller, *Copenhagen 2009*, 15-16.

⁷³ UNFCCC, "Conference of the Parties (COP) resumed 9th Meeting, Copenhagen, Denmark, 19 December 2009," UNFCCC Webcast site, Windows Media Player video file, 6:55:30, accessed December 29, 2013, http://cop15.meta-fusion.com/kongresse/cop15/templ/play.php?id_kongresssession=2761&theme=unfccc.

⁷⁴ Leonardo Massai, "The Long Way to the Copenhagen Accord: Climate Change Negotiations in 2009," *Review of European Community & International Environmental Law* 19, no.1 (2010): 120.

択に明確に反対の姿勢を表明した⁷⁵。特に、キューバやスーダンは、資金支援を盾に、手続面で瑕疵のある合意の採択を迫るのは賄賂又は脅迫であるとして、資金支援と合意採択をリンクさせることに強い拒否反応を示した。一部の国々の強い反対を受け、Rasmussen 議長は、コペンハーゲン合意案の採択についてコンセンサスが得られていないため、同合意案を採択することはできないとして、COP 総会を午前 8 時 3 分に一旦中断した。その後、コペンハーゲン合意の取り扱いを巡って番基文・国連事務総長の参加の下、非公式協議が繰り返された。そして、同日午前 10 時 35 分に Weech 副議長が、コペンハーゲン合意に留意する (take note) 旨決定することとした上で同決定にコペンハーゲン合意の本文を添付することを提案するとともに、コペンハーゲン合意の冒頭に、同合意に賛同する国々の名前を記す旨を提案した。各国はこの提案に賛同し、コペンハーゲン合意に留意する旨の COP 決定がなされた⁷⁶。併せて、2009 年末までとされていた AWG-LCA のマンデートを 2010 年末まで延期する旨決定された⁷⁷。

引き続き開催された CMP 閉会総会において、AWG-KP のマンデートを 1 年延期することが併せて決定された⁷⁸。決定に先立って、南アフリカ共和国は、AW-KP の任務として、京都議定書第 3 条 9 項に基づく京都議定書の改正案の採択 (すなわち京都議定書第 2 約束期間の設定) に言及するよう提案したが、EU、カナダ、日本が反対した結果、原案のとおり可決された⁷⁹。

第 4 節 分析：主な規範的アイデアの衝突と調整

本節においては、コペンハーゲン会議における多国間交渉を二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減に関し、どの国がどのような責任を負うべきかという国際規範の制度化に関する政策アイデア (規範的アイデア) を巡るアイデア論争という観点から捉えた上で、コペンハーゲン会議における規範的アイデアの衝突・調整の過程を分析することとしたい。

第 1 項 コペンハーゲン会議における主な規範的アイデア

コペンハーゲン会議における主な規範的アイデアの内容は、会議の場における主要各国・主要交渉グループのステートメントの内容などから読み解くことができる。こうした各国のステートメントの内容等を踏まえれば、コペンハーゲン会議では主に二つの対立軸が存在していたと考えられる。第 1 の対立軸は、先進諸国と途上諸国の責任分担を巡る対

⁷⁵ 環境省「COP15 (於コペンハーゲン) における主な成果と概要」(第 6 回環境省政策会議配布資料, 平成 21 年 12 月 22 日), 3, アクセス日: 2013 年 12 月 28 日, http://www.env.go.jp/council/seisaku_kaigi/epc006/mat01.pdf.

⁷⁶ *Copenhagen Accord, Decision 2/CP.15 (FCCC/CP/2009/11/Add.1, March 30, 2010).*

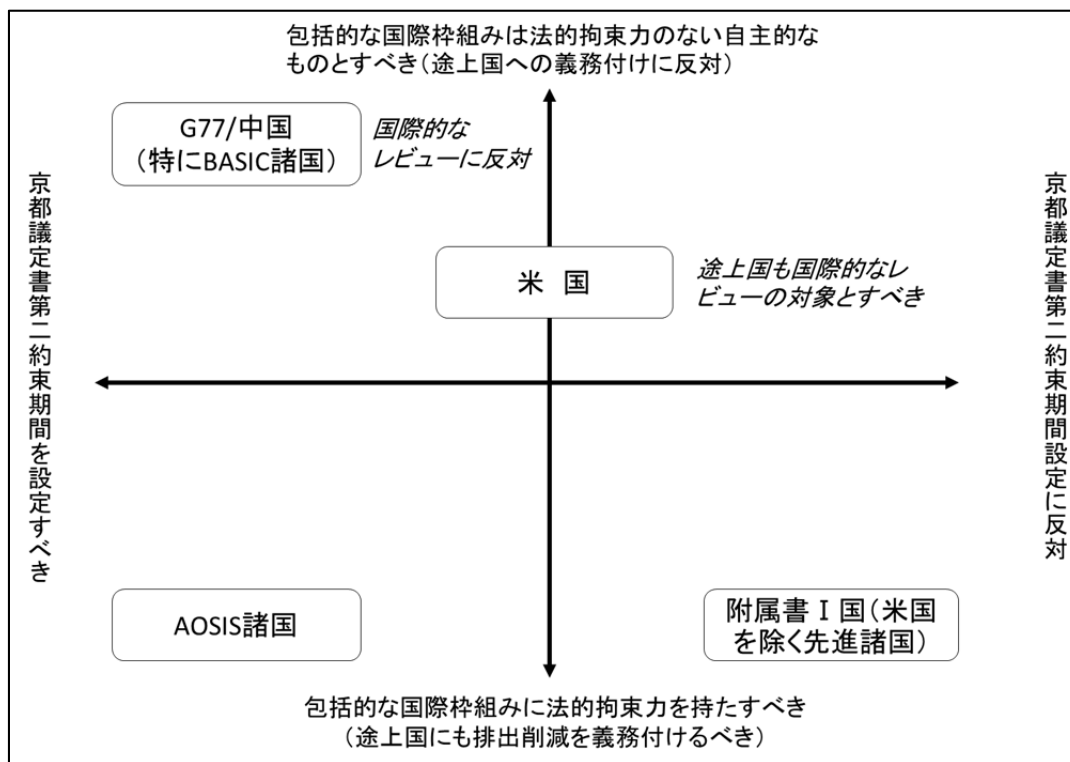
⁷⁷ *Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention, Decision 1/CP.15 (FCCC/CP/2009/11/Add.1, March 30, 2010).*

⁷⁸ *Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol, Decision 1/CMP.5 (FCCC/KP/CMP/2009/21/Add.1, March 30, 2010).*

⁷⁹ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 459 (December 22, 2009), 11.

立である。ここでは、気候変動の原因を作ってきた先進国のみを対象とした京都議定書を継続しその第2約束期間を設定するのか、それとも京都議定書第2約束期間の設定に代えて先進諸国・途上諸国共通の新たな国際枠組みを構築するのが主な争点であった。第二の対立軸は、温室効果ガスの排出削減に関する途上国の責任の性格を巡る対立軸である。ここでは、バリ行動計画を受けた包括的な国際枠組みの下で、途上国の排出削減・抑制対策も法的に義務付けるべき（すなわち法的拘束力（legal binding）のあるものとするか）、法的に義務付けないものの国際的なレビュー（review）の対象とすべきか、それとも国際的なレビューの対象ともせず途上各国の自主な取組に委ねるべきかが主な争点であった。そして、この二つの基本的な対立軸の下、コペンハーゲン会議におけるポスト京都議定書を巡る多国間交渉は、その内容において大きく異なる主として四つの規範的アイデアの衝突と調整という観点から捉えることができる。すなわち、①EU や日本などの先進諸国が提唱する規範的アイデア、②AOSIS 諸国が提唱する規範的アイデア、③米国が提唱する規範的アイデア、そして、④G77/中国グループ、特に BASIC グループが強く提唱する規範的アイデアの四つの規範的アイデアの衝突と調整である（図 3-1 参照）。

図 3-1 コペンハーゲン会議で提唱された主な規範的アイデアの対立構造



(1) 附属書I国（米国を除く先進諸国）の規範的アイデア：法的拘束力のある一つの包括的な国際枠組みの構築

コペンハーゲン会議の場における主な規範的アイデアの一つとしては、米国を除く先進諸国が提唱した規範的アイデアを挙げることができる。京都議定書に基づく法的排出削減義務を負う先進諸国（米国を除く。）が提唱する規範的アイデアの中核的要素は、京都議定

書第 2 約束期間の設定に代えて、米中を含む全ての主要国を対象とした法的拘束力のある一つの包括的な国際枠組みの構築を図ることであった。そして、この主張の主な根拠としては、世界全体の温室効果ガス排出量の 3 割程度しか排出削減義務を課していない京都議定書では、世界全体の温室効果ガスの排出削減を進める上で実効性に欠け、不十分であることが挙げられた。そして、京都議定書に代わる新たな法的拘束力のある国際枠組みを主張した結果、EU や日本の規範的アイデアにおいては、法的拘束力のある新たな包括的な国際枠組みの発効のタイムスケジュールは、京都議定書第一約束期間が終了する 2013 年とすることが提唱された。

(2) AOSIS 諸国（小島嶼諸国連合）の規範的アイデア：二つの法的枠組みの構築

米中を含む全ての主要排出国を対象として法的な排出削減義務を課すべきであるとする点では、EU や日本などの規範的アイデアと同じであるが、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築と併せて、京都議定書第 2 約束期間も設定すべきとする点で EU や日本などの先進諸国の規範的アイデアと異なっていたのが AOSIS 諸国が提唱した規範的アイデアであった。気候変動による海面上昇などの影響を最も深刻に受ける AOSIS 諸国の規範的アイデアの中核的要素は、世界全体の温室効果ガスの排出削減の実効性の確保であり、このために全ての主要国に法的な排出削減義務を課することであった。そしてこれは、国家としての存続自体に対する気候変動の脅威に対する強い危機意識に裏打ちされたものであった。

こうした中で、AOSIS 諸国の規範的アイデアにおいては、バリ行動計画を受けた 2 トラックでの交渉プロセスを踏まえ、AWG-KP の交渉トラックにおいては京都議定書第 2 約束期間の設定を求めると同時に、AWG-LCA の交渉トラックにおいては京都議定書に基づく排出削減義務を負っていない国々を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を求めるものとなっていた。AOSIS 諸国の規範的アイデアは、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を目指すという点で先進諸国の規範的アイデアと共通であるが、一つの法的な国際枠組みではなく、二つの法的枠組みの構築（京都議定書第 2 約束期間の設定と京都議定書に基づく排出削減義務を負っていない他の主要国（新興諸国や米国など）を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築）を目指すものであり、この点において、EU や日本の規範的アイデアとは異なるものとなっていた。

(3) 米国の規範的アイデア：包括的で自主的な国際枠組みの構築

第三の規範的アイデアは、先進諸国や新興諸国を含む全ての主要国が排出削減目標を自主的に掲げ、その達成状況を国際的にレビュー（review）するための包括的な国際枠組みを構築すべきであるとする一方、法的拘束力の有無には必ずしもこだわらない規範的アイデアであり、米国が提唱した規範的アイデアである。米国の規範的アイデアの中核的要素は、中国やインドなどの新興諸国と米国とのイコール・フットイングの確保という点で

一貫しており、米国が負う排出削減義務は、あくまでも新興諸国と同等のものでなければならないというものであった。

こうした中で、米国の規範的アイデアと EU や日本の規範的アイデアとは、バリ行動計画を踏まえ、包括的な国際枠組みの構築を目指す点において共通であるが、①米国の規範的アイデアにおいては、各国による国内対策に裏打ちされた自主削減目標の設定とその達成状況のレビューのための国際的な MRV（測定・報告・検証）の仕組みの二つを柱とする国際枠組みの構築が提唱されており、法的拘束力は必ずしも前提とされていないこと、②新たな包括的な国際枠組みの構築は、京都議定書第 2 約束期間の設定を必ずしも排除するものではないこと（すなわち、ポスト京都議定書に関し二つの枠組みの併存を許容するものであること）の二点において、EU や日本の規範的アイデアとは異なるものであった。

（４） G77/中国グループの規範的アイデア：京都議定書第2約束期間の設定と途上国諸国による自主的な取組

第四の規範的アイデアは、京都議定書の枠組みを継続し（すなわち第 2 約束期間を設定し）、共通だが差異のある責任の原則の下、引き続き先進諸国のみが排出削減義務を負うべきであるとする一方、バリ行動計画を受けた全ての先進国・途上国を対象とする包括的な国際枠組みの下での途上国の取組に関しては、あくまでも各国の自主的な取組に委ねるべきであるとする規範的アイデアであり、G77/中国グループが提唱した規範的アイデアである。具体的には、AWG-KP における議論に関しては、気候変動枠組条約の共通だが差異のある責任の原則やバリ会議で決定された 2009 年までに京都議定書第 2 約束期間の下での先進諸国の新たな削減義務について合意を採択するとの行動計画に基づき、京都議定書第 2 約束期間を設定すべきであると主張する一方、AWG-LCA における議論に関しては、途上国の取組はあくまでも自主的なものにとどまるべきであることが協調されるものとなった⁷⁸。

第 2 項 コペンハーゲン会議における主な規範的アイデアの優劣

コペンハーゲン会議における規範的アイデアの衝突と調整の構造は、首脳級少人数会合の前後で大きく異なるものとなった。首脳級少人数会合前までにおける攻防は、G77/中国グループの規範的アイデアと EU や日本などの先進諸国の規範的アイデアの衝突を軸に議論が展開する一方、合意形成に向けた両規範的アイデア間の調整のプロセスは暗礁に乗り上げることとなった。そして、その際に主な論点になったのは、すべての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築と京都議定書第 2 約束期間設定の 2 点であった。一方、12 月 17 日木曜日夜からの首脳級少人数会合の開始後は、米国の規範的ア

⁷⁸ “Statement on Behalf of the Group of 77 and China by H.E. Dr. Nafie Ali Nafie, Head of Delegation of the Republic of the Sudan, at the Joint High-Level Segment of the Fifteenth Session of the Conference of Parties of the Climate Change Convention and the Fifth Conference of Parties Serving as a Meeting of Parties to the Kyoto Protocol (COP/CMP 5),” Copenhagen, Denmark, December 16, 2009, accessed December 29, 2013, <http://www.g77.org/statement/getstatement.php?id=091216>.

アイデアと G77/中国グループ（特に新興諸国）の規範的アイデアの衝突と調整を軸に議論が展開することとなった。そして、その際に主な争点となったのは、すべての主要国を包括的な国際枠組みにおいて、途上諸国の取組も MRV（測定・報告・検証）などの国際的なレビューの対象とするかどうかであった。

(1) コペンハーゲン会議中盤までの攻防：先進諸国（米国を除く。）の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアの拮抗

コペンハーゲン会議の序盤から中盤、すなわち、12月17日木曜日夜からの首脳級少数会合開始前までの段階における議論の最大の争点は、京都議定書第2約束期間を設定すべきかどうか、そして、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを構築すべきかどうかの二点であった。そしてこの二点を巡って激しく衝突したのは、EU や日本などが提唱する規範的アイデアと、G77/中国グループが提唱する規範的アイデアであった。AWG-KP や AWG-LCA の議論においては、日本や EU などの先進諸国が京都議定書第2約束期間の設定に代えて法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を目指したのに対し、あくまでも京都議定書第2約束期間の設定を求める G77/中国グループの規範的アイデアとの間で議論が膠着状態に陥り、12月16日水曜日に COP・CMP 合同ハイレベル会合が開催される段になっても両規範的アイデア間の調整を図ることができなかった。こうした中で、12月11日金曜日に各国に正式に提示された AWG-LCA の座長案⁷⁹及び AWG-KP の座長案⁸⁰のいずれも、G77/中国グループの規範的アイデアを踏まえる形で、京都議定書第2約束期間の設定を前提とするものとなっていた一方、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築については何ら言及がなかった。この結果、両座長案については、多数の途上諸国が支持を表明したものの、EU や日本などの先進諸国の反発を招き、議論は膠着状態に陥った。こうした中で、議長国デンマークが議長の権限で AWG-LCA 座長案及び AWG-KP 座長案に代わる代替案としての議長案を提出しようとしたが、当該議長案は12月8日の *Gardian* 紙にリークされたデンマーク・テキストを想起させるものであり⁸¹、先新興諸国を始めとする途上諸国からの強い反発を招き、議長案を提出することすらできなかった。

したがって、このコペンハーゲン会議中盤までの攻防においては、先進諸国（米国を除く。）の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアとが拮抗し、いずれも他方に対して優位に立てなかったと評価できる。なお、この段階においては、米国の規範的アイデアや AOSIS 諸国の規範的アイデアは、こうした EU、日本などの先進諸国の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアの対立構造の陰に隠れ、協議の場において有力な規範的アイデアとして登場することはなかった。まず、AOSIS 諸国の規範的アイデア

⁷⁹ *Chair's Proposed Draft Text on the Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Long Term Cooperative Action under the Convention*, Version 11/12/09, 08:30 am, accessed November 19, 2013, http://unfccc.int/files/kyoto_protocol/application/pdf/draftcoretext.pdf.

⁸⁰ *AWG-KP Draft Texts*, Version 11/12/09, 09:30 am, accessed November 19, 2013, http://unfccc.int/files/kyoto_protocol/application/pdf/awgkpchairstext111209.pdf.

⁸¹ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 457 (December 17, 2009), 3.

のうち、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に関する主張は、EU や日本などの先進諸国の規範的アイデアと共通しており、その陰に隠れてしまい、また、京都議定書第2 約束期間の設定に関する主張は、G77/中国の規範的アイデアの陰に隠れてしまい、独自性を発揮するに至らなかった。一方、米国の規範的アイデアに関しては、法的拘束力に関する主張は異なるものの、全ての主要国を対象とする包括的な国際枠組みの構築という点では EU や日本などの規範的アイデアと共通であった。このためコペンハーゲン会議中盤までの攻防においては、米国の規範的アイデアよりも法的拘束力の点でより強い規範的主張を含む EU、日本などの先進諸国の規範的アイデアと G77/中国の規範的アイデアとの攻防の陰に隠れてしまい、米国の規範的アイデアは本格的な議論の対象とはならなかった。

(2) コペンハーゲン会議終盤の攻防：米国の規範的アイデアの優越

コペンハーゲン会議決裂の危機が現実のものとなる中、規範的アイデアの衝突と調整の主要も、EU や日本などの規範的アイデア対 G77/中国グループの規範的アイデアの衝突から、米国の規範的アイデア対 G77/中国グループ（特に BASIC グループ）の規範的アイデアの衝突へと局面が大きく転換することとなった。コペンハーゲン会議終盤の段階においては、京都議定書第2 約束期間を設定すべきかどうか、そして、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを構築すべきかどうかという二つの論点を巡って、先進諸国（米国を除く。）の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアの衝突が膠着状態に陥り、いずれの規範的アイデアも合意形成の軸となりえないことが明らかとなっていった。こうした中で米国は、この二つの論点を棚上げにする形で、先進諸国や新興諸国を含む全ての主要国による自主目標の設定と、その達成状況を国際的にレビューするための国際的な MRV（測定・報告・検証）を二本柱とする包括的な国際枠組みの構築を提唱した。これまで日本や EU などの先進諸国の規範的アイデアの陰に隠れていた米国の規範的アイデアが、コペンハーゲン会議の土壇場になって議論の主要に浮上したのである。

コペンハーゲン会議終盤の首脳級少人数会合の段階では、米国が自らの規範的アイデアをベースとしたコペンハーゲン合意のとりまとめに向けて中心的な役割を果たした。この最終段階における多国間交渉の主な争点は、京都議定書第2 約束期間の設定や包括的な法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築のいずれでもなく、包括的な自主的な国際枠組みの構築に当たって、途上諸国の取組を国際的な MRV（測定・報告・検証）の対象とするかどうかという点であった。そして、この点を巡って、米国の規範的アイデアと G77/中国グループ（特に BASIC グループ）の規範的アイデアとが衝突することとなり、首脳級少人数会合においては、この点が最大の争点となった。米国は、実効性のある枠組みの構築のためには、途上諸国の排出削減行動も国際的な MRV の対象とすべきであると主張する一方、G77/中国（特に BASIC グループ）は、途上国の取組はあくまでも自主的なものであり、国際的な MRV の対象とすることは不相当であると抵抗したのである。最終的には、米国のオバマ大統領と BASIC グループの首脳とが直談判し、BASIC グループが国際的な MRV を一定の場合に受け入れることに同意し、かつこの調整結果を首脳級少人数会合参加の他の国々も受け入れたことから、コペンハーゲン合意案がとりまとめられることとなった。そして、米国の規範的アイデアをベースにしてとりまとめられたコペンハーゲン合意案に

については、首脳級少人数会合に参加していなかった国々から、そのとりまとめ手続の正統性を巡って異論が噴出したが、最終的には大多数の国々がコペンハーゲン合意案の採択に賛成の立場をとった。

こうした意味において、コペンハーゲン合意の終盤における規範的アイデアの衝突と調整の場面での主役は、米国の規範的アイデアと G77/中国グループ（特に BASIC グループ）の規範的アイデアであり、最終的には米国の規範的アイデアが G77/中国グループ（特に BASCI 諸国）の規範的アイデアに対して優位に立ったと評価することができる。

第3項 コペンハーゲン合意の分析：主な規範的アイデアの反映状況

コペンハーゲン合意の基本的な内容は、米国の規範的アイデアを軸に調整が図られたものとなっていると評価することができる。すなわち、コペンハーゲン合意においては、①気候変動枠組条約の附属書 I 国（主として先進諸国）は 2020 年の削減目標（emissions target）を、気候変動枠組条約の非附属書 I 国（主として途上諸国）は削減行動（mitigation actions）を、それぞれ 2010 年 1 月 31 日までに気候変動枠組条約事務局に提出することとされ、また、②附属書 I 国の行動は国際的な MRV（測定・報告・検証）の対象となること、非附属書 I 国が自発的に行う削減行動は国内的な MRV を経た上で ICA（国際的な協議・分析）の対象となるが、国際的な支援を受けて行う削減行動については、国際的な MRV の対象となることが規定された。一方、米国が提唱する規範的アイデアにおいては、各国による国内対策に裏打ちされた自主削減目標の設定とその達成状況のチェックのための MRV の仕組みの二つが柱とされており、この二つの柱は、コペンハーゲン合意に基本的に反映された形となっている。そうした意味において、コペンハーゲン会議において最終的に主導的影響力を発揮したのは、米国が提唱する規範的アイデアであった。

ただし、これは米国の規範的アイデアのみがコペンハーゲン合意に反映されたということの意味するものではない。米国の規範的アイデアを主軸としつつも、他の規範的アイデアの要素も一部反映する形で調整が図られたと評価できる。具体的には、米国の規範的アイデアにおいては、途上国の排出削減・抑制行動はすべからず国際的な MRV（測定・報告・検証）の対象とすることが提唱されていたが、中国をはじめとする新興諸国の強い抵抗の結果、国際的な MRV の対象となるのは国際的な支援を受けた削減行動のみとされ、国際的な支援を受けていない削減行動については ICA（International Consultation and Analysis）を通して国際的なチェックを受けるにとどまることとされた。これは新興諸国を含む途上国の排出削減の取組はあくまでも自主的なものであり、国際的なレビュー（review）の対象とすることは適当ではないとする G77/中国グループ（特に新興諸国）の規範的アイデアと一部調整が図られたものとなったと評価することができる。

なお、京都議定書第 2 約束期間の設定及び法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築という二つの論点については先送りされた結果、この二つの論点に関する EU や日本などの先進諸国の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアのいずれについても、その中核的な部分についてはコペンハーゲン合意には反映されなかった。まず、京都議定書第 2 約束期間の設定に代わる法的拘束力のある一つの包括的な国際枠組みの構築を訴えた EU、日本などの先進諸国の規範的アイデアに関しては、全ての主要国を対象とした法

的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けた足がかりを何ら盛り込むことができなかった。確かにコペンハーゲン合意は、先進諸国のみならず排出削減義務を課した従来の京都議定書の枠組みを超えて、全ての主要国を対象とする国際枠組みの構築を図るものであるという点で、EU や日本などの先進諸国が主張する規範的アイデアがかなり反映されたとも評価できる。しかしながら、コペンハーゲン合意は、日本や EU などの先進諸国が主張する法的拘束力のある国際枠組みとして位置付けられたものではなく、政治的枠組みに過ぎない。さらに、正式に採択できず「留意する」ととどまったことで、それに同意する国のみを拘束する政治合意となり、大多数の国が支持したと言っても、この合意が自動的に今後の交渉の基礎となるわけではない。また、京都議定書に基づく排出削減・抑制義務を負う国（主として先進諸国）とそれ以外の国（米国や途上諸国）という二分法は存在し、一つの法的枠組みかどうかは不明なまま残されている⁸²。したがって、日本や EU などの規範的アイデアの中核的な部分（すなわち、京都議定書に代わる全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築）がコペンハーゲン合意に反映されたとは評価することは妥当でないと考えられる。

また、京都議定書第 2 約束期間の設定を求める G77/中国グループの規範的アイデアに関しては、コペンハーゲン合意においては、京都議定書により開始（initiate）された排出削減の取組を強化するとの規定が置かれている⁸³。しかしながら、これは京都議定書第 2 約束期間の設定と法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築のいずれのオプションも排除するものではないため、京都議定書第 2 約束期間の設定を担保するものとはなっていなかった。一方、G77/中国グループの規範的アイデアのもう一つの中核的な要素である、途上諸国の取組はあくまでも自主的なものにとどまるべきであるという点に関しては、コペンハーゲン合意において各国の目標が自主的な目標として位置付けられたという点において、コペンハーゲン合意に一定程度反映されたものとも評価できる。しかしながらこれは、G77/中国グループの規範的アイデアが主導的な影響力を発揮した結果というよりも、むしろ米国の規範的アイデアが強く反映された結果と評価することが妥当である。特に、途上諸国の取組がコペンハーゲン合意の枠組みの下、国際的な支援を受けた取組については国際的な MRV の対象とされるとともに、国際的な支援を受けていない削減・抑制行動についても ICA（国際的な協議・分析）を通して国際的なレビューを受けることとされており、途上諸国の取組はあくまでも自主的なものにとどまるべきであるという G77/中国グループ（特に BASIC グループ）の規範的アイデアは、米国の規範的アイデアの前に一定程度後退を余儀なくされていると考えられる。したがって、G77/中国の規範的アイデアが、コペンハーゲン合意のとりまとめに当たって独自の主導的な影響力を発揮したと評価することは妥当ではないと考えられる。

⁸² 高村ゆかり「COP15 とコペンハーゲン後の温暖化交渉の課題」環境省編『環境・循環型社会・生物多様性白書』平成 22 年版（日経印刷，2010），46。

⁸³ コペンハーゲン合意においては、“Annex I Parties that are Party to the Kyoto Protocol will thereby further strengthen the emissions reductions initiated by the Kyoto Protocol.”との規定が盛り込まれている。Copenhagen Accord, Decision 2/CP.15 (FCCC/CP/2009/11/Add.1, March 30, 2010), para. 4.

また、京都議定書第2約束期間の設定と法的拘束力のある枠組みの構築の二本立ての気候変動レジームの構築を訴えた AOSIS 諸国の規範的アイデアについても、その主張のいずれの点もコペンハーゲン合意に盛り込まれなかったという点において日本や EU の規範的アイデアと G77/中国の規範的アイデアと同様である。

このようにコペンハーゲン合意においては、日本や EU などの先進諸国の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアの間の主要な対立点が棚上げされた形で案文がとりまとめられたと評価することができる。

第4項 まとめ

コペンハーゲン会議においては、先進国と途上諸国の責任分担を巡る対立軸と途上諸国の責任の性格を巡る対立軸という二つの基本的な対立軸の下、先進諸国（米国を除く。）の規範的アイデア、AOSIS 諸国の規範的アイデア、米国の規範的アイデア、そして G77/中国グループ（特に BASIC グループ）の規範的アイデアという四つの規範的アイデアが衝突と調整を繰り返した。その結果取りまとめられたコペンハーゲン合意は、全ての主要国による自主目標の設定とその達成状況を国際的にレビューするための仕組みの二つを主要な柱とする包括的な国際枠組みの構築を提唱する米国の規範的アイデアを基本的に反映した形で取りまとめられた。したがって、コペンハーゲン会議において主導的な影響力を発揮したのは米国の規範的アイデアであったと評価することができる。この米国の規範的アイデアに対する対抗的な規範的アイデアとして一定の影響力を発揮したのが G77/中国グループ（特に BASIC グループ）の規範的アイデアであった。

その一方で米国の規範的アイデアは、全ての主要国を対象とした包括的な国際枠組みの法的拘束力の有無の問題や京都議定書第2約束期間の取り扱いという二つの論点については基本的にニュートラルな規範的アイデアであり、この二つの論点については、コペンハーゲン合意においては、いずれの規範的アイデアも主導的な影響力を発揮するに至らなかった。コペンハーゲン会議においては、日本や EU などの先進諸国の規範的アイデアと、G77/中国などの開発途上諸国の規範的アイデアが拮抗し、互いに相手に対して優位に立てないまま、この二つの論点を巡る交渉は膠着状態に陥り、一時はコペンハーゲン会議の決裂の危機がささやかれるまでに至った。

本章の分析を通じて浮かび上がった検討課題は、次の二点である、第一に、なぜ EU や日本などの先進諸国の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアが最後まで拮抗する形となり、互いに相手に対して優位に立てなかったのかという点である。第二に、なぜ米国の規範的アイデアが、他の規範的アイデアに対して最終的に優位に立ち主導権を獲得することができたのかという点である。当初は米国の規範的アイデアに強く抵抗していた BASIC グループも最終的には米国の規範的アイデアの基本的な枠組みを受け入れることとなった。また、コペンハーゲン合意の採択に当たって、大多数の国々がコペンハーゲン合意を批判する発言を繰り返したにもかかわらず、最終的にはこれら反対論を展開した国々もコペンハーゲン合意への支持を表明するに至った。なぜ米国の規範的アイデアが他の規範的アイデアに対して優位に立ち、最終的には大多数の国々の支持を獲得するに至ったのか。米国の規範的アイデアと他の規範的アイデアとで影響力の差が生じた要因は何で

あろうか。第三に、AOSIS 諸国の規範的アイデアは、有力な規範的アイデアとして最後まで議論の俎上に浮上しなかったが、その要因は何か。これらの検討課題については、第 6 章で改めて検証することとしたい。

第4章 カンクン会議（2010年）の攻防：規範的アイデア間のバランスを巡る攻防

表 4-1 カンクン会議（COP16・CMP6）の日程（当初予定）

第1週	11月29日（月）	カンクン会議開幕 - 気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）開幕総会 - 京都議定書第6回締約国会合（CMP6）開幕総会 - 気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会第13回会合（AWG-LCA 13）開幕総会 - 京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会第15回会合（AWG-KP 15）開幕総会
第2週	12月7日（火）	閣僚級によるハイレベル協議（High-Level Segment）の開始
	12月8日（水） ～12月10日（金）	COP・CMP 合同会合の開催
	12月10日（金）	決定案の採択 - COP 総会での採択（COP 決定） - CMP 総会での採択（CMP 決定）
	”	カンクン会議閉幕

出典：気候変動枠組条約事務局資料に基づき筆者作成。Provisional Agenda and Annotations: Note by the Executive Secretary (FCCC/CP/2010/1, September 9, 2010); Provisional Agenda and Annotations: Note by the Executive Secretary (FCCC/KP/CMP/2010/1, September 9, 2010); Additional Information on the Arrangements for the Sessions (FCCC/CP/2010/1/Add.1-FCCC/KP/CMP/2010/1/Add.1, November 22, 2010).

2009年12月のコペンハーゲン会議（気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）・京都議定書締約国会合（CMP5））においてコペンハーゲン合意を採択できず、留意する旨決定¹するにとどまったことは、バリ行動計画²に定められた2009年末という交渉期限を国際社会が守れなかったことを意味し、ポスト京都議定書の気候変動レジームの発展に大きなブレーキをかけるものとなった。そして、コペンハーゲン会議に続く2010年末のカンクン会議（気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）・京都議定書第6回締約国会合（CMP6））において合意成立に再び失敗すれば、気候変動枠組条約締約国会議（COP）と京都議定書締約国会合（CMP）の場を中心とする交渉プロセス自体が求心力を失い、ポスト京都議定書に向けた国際交渉自体がモメンタムを失いかねないとの危機感が各国の交渉当事者の間に広がることとなった。こうした状況の中で、2010年11月29日月曜日から12月10日金曜日までの2週間の予定（表4-1参照）でメキシコ・カンクンにおいて開催されたカンクン会議（COP16・CMP6）における最大の課題は、前年末のコペンハーゲン会議の失敗を踏まえ、いかにして合意形成を図り、気候変動レジームの発展に向けたモメンタムを取り戻すのかという点であった。そしてカンクン会議においては、コペンハーゲン会議の失敗を繰り返さないため、何よりも合意形成を図ることが至上命題とされ、対立点は

¹ Copenhagen Accord, Decision 2/CP.15 (FCCC/CP/2009/11/Add.1, March 30, 2010).

² Bali Action Plan, Decision 1/CP.13 (FCCC/CP/2007/6/add.1, March 14, 2008).

先送りし、まずは合意できることについて合意することに重点が置かれたのである。カンクン会議は、この先送りの仕方を巡る攻防でもあった。

第1節 コペンハーゲン会議後の議論の展開：カンクン会議の前哨戦

コペンハーゲン会議後、どのようにして交渉プロセスを立て直し、ダーバン会議における合意成立へとつなげていくのか当初は方向性が見いだせない状況であった。しかしながら、2010年に入ってからカンクン会議における合意成立に向けて二つの面で明るい動きが出始めた。第一点目は、コペンハーゲン合意への支持拡大であり、コペンハーゲン合意を基礎とした合意成立に向けた国際的な機運の高まりであった。第二点目は、ポスト京都議定書を巡る国際交渉の状況が対立を基調とするものから、協調を旨とするものへと大きな変化を遂げたことであった。この結果、各国はコペンハーゲン合意を基礎として、まずは合意できる点について合意しようという姿勢に転じていったのである。

第1項 コペンハーゲン合意への支持拡大

コペンハーゲン会議でとりまとめられたコペンハーゲン合意は、次の二つの点で問題を抱えており、気候変動レジームの一要素として制度化された国際規範には至らない段階のものであった。第一の問題は、その法的位置づけである。コペンハーゲン合意に関する気候変動枠組条約締約国会議決定（COP決定）³は、コペンハーゲン合意に留意する旨決定したのみであり、コペンハーゲン合意そのものを決定したものではなかった。したがって、気候変動枠組条約の各締約国は、コペンハーゲン合意に拘束されるものではなかった。第二に、コペンハーゲン合意については、そのとりまとめプロセスそのものに強い異論が提示されており、手続的正当性の面でも問題を抱えるものであった。

しかしながらコペンハーゲン会議においては、コペンハーゲン合意に留意する旨決定するに際して、コペンハーゲン合意の国際規範化に向けた重要な布石が打たれていた。具体的には、①コペンハーゲン合意に賛成の国々はその旨を2010年1月31日までに気候変動枠組条約事務局に寄託すべきこと、②寄託に際しては、コペンハーゲン合意に基づく自らの排出削減目標を併せて条約事務局に登録することとされていた⁴。コペンハーゲン会議においてコペンハーゲン合意の採択に明確に反対したのは僅か5カ国⁵であったことから、大多数の国々の総意を改めて明らかにし、次期カンクン会議において、コペンハーゲン合意を基礎とした合意成立に向けたモメンタムを取り戻すことがこの布石の狙いであったと考

³ *Copenhagen Accord, Decision 2/CP.15 (FCCC/CP/2009/11/Add.1, March 30, 2010).*

⁴ *Notification to Parties: Communication of Information Relating to the Copenhagen Accord (YDB/DBO/frl, January 18, 2010).*

⁵ ベネズエラ、キューバ、ニカラグア、ボリビア及びスーダンの五カ国。環境省「COP15（於コペンハーゲン）における主な成果と概要」（第6回環境省政策会議配布資料，平成21年12月22日），3，アクセス日：2013年12月28日，http://www.env.go.jp/council/seisaku_kaigi/epc006/mat01.pdf, 3.

えられる。

表 4-2 主要国が気候変動枠組条約事務局に提出した削減約束・削減行動の概要

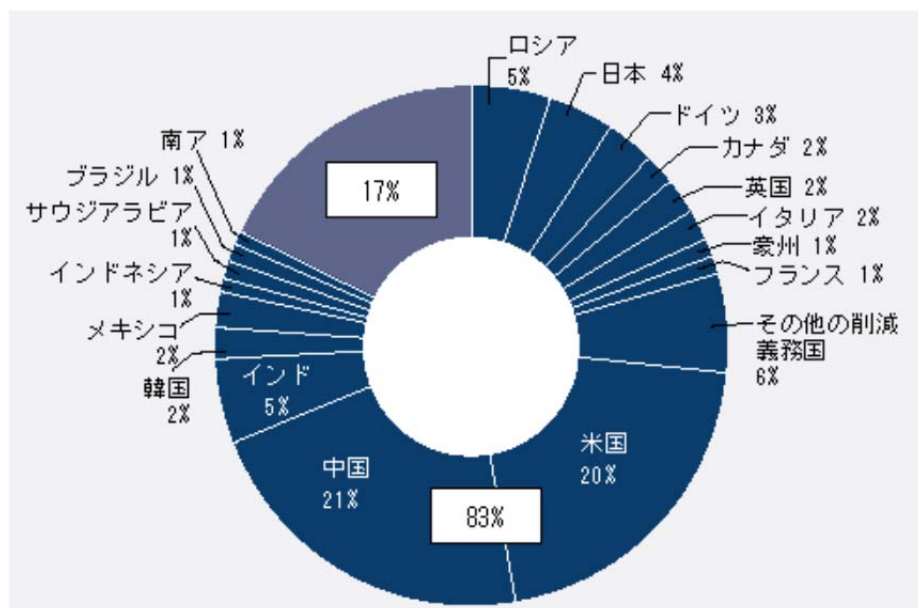
国名	削減目標・行動
日本	1990年比で25%削減。ただし、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提。
米国	2005年比で17%程度削減。ただし、成立が想定される米国エネルギー功法に従うもので、最終的な目標は成立した法律に照らして事務局に対して通報される（注：審議中の法案における削減経路は、2050年間までに83%削減すべく、2025年には30%削減、2030年には42%削減）。
カナダ	2005年比で17%削減。米国最終的な削減目標と連携。
ロシア	15~25%削減（前提条件：人為的排出の削減に関する義務の履行へのロシアの森林のポテンシャルの適切な参入、全ての大排出国による温室効果ガスの人為的排出の削減に関する法的に意義のある義務の受入れ）
豪州	5%から15%又は25%削減（注：大気中の温室効果ガス濃度を450ppm又はそれ以下に安定化させる合意がなされる場合は、2020年までに2000年比で25%削減。また、前提条件なしに2020年までに200年比5%削減。主要途上国が排出抑制を約束し、先進国が比較可能な約束を行う場合には、2020年までに200年比で15%削減）
EU	20%又は30%削減（ほかの先進国・途上国がその責任及び能力に応じて比較可能な削減に取り組むのであれば、2020年までに1990年比で30%削減）
中国	2020年のGDP当たりCO ₂ 排出量を2005年比で40~45%削減。削減行動は自発的な行動。
インド	2020年までにGDP当たりの排出量を2005年比20~25%削減（農業部門を除く）。削減行動は自発的なもので、法的拘束力を持たない。
ブラジル	2020年までにBAU（追加的な対策を講じなかった場合）と比べて36.1~38.9%削減
南アフリカ	2020年までにBAU比で34%、2025年までにBAU比で42%の排出削減。これらの行動には先進国の支援が必要であり、2010年のカンクン会議（COP16・CMP6）において、気候変動枠組条約及び京都議定書の下での野心的、衡平、効果的かつ法的拘束力のある合意が必要。先進国の支援があれば、排出量は2020年~2025年の間にピークアウトし、10年程度安定し、その後減少。
韓国	温室効果ガスの排出量を2020年までにBAU比で30%削減。

出典：環境省編『環境・循環型社会・生物多様性白書』平成22年版（日経印刷，2010），45。

この取り決めを受けて、カンクン会議までにコペンハーゲン合意に賛成する旨の文書を気候変動枠組条約事務局に登録した国々は約140カ国であり、このうち自主削減目標も併せて提出した国々は約80カ国であった⁶（表4-2参照）。これら約80カ国の二酸化炭素排出量が全世界の排出量に占める割合は約83%であり、かつ、これら約80ヶ国には全ての主要国が含まれていた（図4-1参照）。この結果、カンクン会議における合意形成の土台として、コペンハーゲン合意は確固たる支持基盤を形成するに至ったのである。

⁶ Earth Negotiations Bulletin 12, no. 487 (November 29, 2010), 2; 詳細については、“Copenhagen Accord,” UNFCCC, accessed September 30, 2012, http://unfccc.int/meetings/copenhagen_dec_2009/items/5262.php.

図 4-1 世界のエネルギー起源 CO₂ 排出量（2007 年）に占めるコペンハーゲン合意への賛同国の割合



出典：環境省編『環境・循環型社会・生物多様性白書』平成 22 年版（日経印刷，2010），45.

第 2 項 コペンハーゲン合意を基礎とした事務レベル協議の進展

コペンハーゲン会議後のポスト京都議定書を巡る多国間交渉は、翌 2011 年の 4 月のドイツ・ボンで開催された AWG-LCA（気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会）及び AWG-KP（京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会）の両 AWG から本格的に再スタートした。その後、6 月（ドイツ・ボン）、8 月（ドイツ・ボン）、10 月（中国・天津）と 4 回にわたって AWG-LCA と AWG-KP の両特別作業部会が開催された⁷。両 AWG での議論においては、コペンハーゲン会議の教訓を踏まえ、対決路線を基調とするものから合意形成を主眼とする協調路線を基調とするものへと協議の雰囲気に変化が見られた。こうした文脈の中で、各国や各交渉グループが対立する点についての調整に主眼が置かれるのではなく、論点の整理が進められるとともに各国・各交渉グループの意見の最大公約数が模索されることとなった。そしてその過程では、コペンハーゲン合意採択失敗を教訓に何よりも議論のプロセスが重視され、コペンハーゲン合意をベースに交渉をスタートさせるのではなく、コペンハーゲン会議の際に両 AWG 座長から気候変動枠組条約締約国会議 (COP) 総会及び京都議定書締約国会合 (CMP) 総会に報告された二つの座長テキスト⁸を出発点として、改めて COP の下での交渉と CMP

⁷ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 487 (November 29, 2010), 2.

⁸ *Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention: Draft Conclusions Proposed by the Chair (FCCC/AWGLCA/2009/L.7/Rev.1, Add.1, Add.2/Rev.1, Adds. 3-7, Add.8/Rev.1 and Add.9, December 16, 2009); Report of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol to the Conference of the Parties Serving as the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at Its Fifth*

の下での交渉の2トラックの交渉プロセスで議論を進めることとされたのである。

COPの下でのAWC-LCAにおける議論においては、主に次の二点が論点とされた。第一の論点は、コペンハーゲン合意に盛り込まれた全ての主要国を対象とした包括的な国際枠組みの法的な位置づけである。EUや日本などの先進諸国、AOSIS諸国などは、コペンハーゲン合意を基礎として法的拘束力のある新たな国際枠組みを構築すべきであると主張した。一方、新興諸国を始めとする途上諸国は、コペンハーゲン合意を基礎としたCOP決定（すなわち政治合意文書）として位置付ければ足り、法的枠組みに格上げする必要はないとの立場であった。ただし、包括的な国際枠組みの法的位置づけについてカンクン会議において合意に達することは困難であると考えられていたため、これらの論点については論点整理に主眼が置かれ、むしろこの包括的な国際枠組みの下での各国の取組の国際的なレビューの具体的な仕組みを巡る実質的な議論に重点が置かれた。

第二点目の論点は、この国際的なレビューの仕組みの具体的な制度設計である。コペンハーゲン合意においては、各国が自主的に設定した排出削減目標の達成に向けた各国の取組状況については国際的な計測・報告・検証(MRV: Measurement, Reporting and Verification)の対象となることとされているが⁹、その詳細なルールは決まっていなかった。このため、その詳細なルール作りがAWG-LCAでの主な論点の一つとなった。

一方、CMPの下でのAWG-KPにおける主たる論点は、京都議定書第2約束期間の取り扱いであった。日本などの一部の国は、京都議定書第2約束期間設定反対を主張していたため、京都議定書第2約束期間の設定の可否そのものについてはハイレベルの協議が必要であるとの認識の下、AWG-KPでの事務レベルでの協議では事実上先送りされた。むしろAWG-KPにおける議論においては、京都議定書第2約束期間を設定するとした場合、どのような形で京都議定書第2約束期間を設定することとするかを中心に議論が進められた。主な論点とされたのは、京都議定書第2約束期間の長さを何年間とするのか、京都議定書締約国である附属書I国（主として先進諸国）の排出削減・抑制目標の引き上げなどであり、これらの論点について意見集約を図るというよりもむしろ各国の意見をバランスよく盛り込むことに主眼が置かれた。

そして、二つのAWGにおける議論においては、京都議定書に代わる法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に関する議論を進めようとする先進国側と、あくまでも京都議定書第2約束期間の設定を主張する途上国側との対立構造はそのまま残され、議論は引き続き平行線を辿った。しかしながら、カンクン会議での合意成立を目指し、最大公約数の模索と各国の意見の整理が行われた。この過程で浮かび上がった最大公約数は、コペンハーゲン合意を基礎に、全ての主要国を対象とした包括的な国際枠組みを構築すべきであり、その主な柱は、各国による自主的な排出削減目標の設定と、当該目標の達成に向けた各国の取組状況を国際的にレビュー（review）するための仕組みづくりであるという点であっ

Session (FCCC/KP/AWG/2009/L.15, December 16, 2009).

⁹ ただし途上国の取組のうち、国際的な支援を受けていない取組については、各国による国内MRVを経た上で、国際的な協議・分析(ICA: International Consultation and Analysis)の対象とされることとされている。Copenhagen Accord, Decision 2/CP.15 (FCCC/CP/2009/11/Add.1, March 30, 2010), para. 5.

た。一方、両 AWG における議論の過程で改めて浮かび上がった各国の対立点は、①この包括的な国際枠組みの法的位置づけ（法的拘束力のあるものとすべきかどうか）と②京都議定書第 2 約束期間の取り扱いの二つの論点であった。これら二つの論点に関する AWG での議論を反映した両座長ペーパー¹⁰が取りまとめられ、これらの論点については各国の主張が併記される形となった。そして、11 月 29 日月曜日から開催されたカンクン会議においては、コペンハーゲン合意を基礎とした締約国会議決定（COP 決定及び CMP 決定）の採択が模索されるとともに、意見集約が困難なこの二つの論点についてどのような形で先送りするかが焦点となった。

第 2 節 カンクン会議の開幕：協調ムードの中の相互牽制

カンクン会議は、2011 年 11 月 29 日月曜日から 12 月 10 日金曜日までの予定で、メキシコ・カンクンで開催された。失敗に終わったコペンハーゲン会議の次の会議であるカンクン会議で問われたのは多国間交渉プロセスの有効性・信頼性であり、その最大の課題は、コペンハーゲン合意の失敗を繰り返すことなく、いかにして合意できることについて合意するかであった。カンクン会議で合意できなければ、先進諸国に排出削減義務が課されている京都議定書第 1 約束期間（2008 年～2012 年）が終了する 2013 年以降は、いずれの国にも法的な排出削減義務が存在しない空白期間が生じることとなるだけでなく、多国間交渉を基本とする交渉プロセスそのものが求心力を失い、気候変動レジームの発展に向けた動きが当分の間頓挫してしまうのではないかと懸念が各国の交渉担当者を覆ったのである。短期的に利害を異にする各国ではあったが、気候変動レジームの発展については大多数の国々が長期的には利益を有しており、こうした観点からカンクン会議においては、合意できることについてまずは合意することを目指すという基本的な方針については大多数の国々において共有されていたと考えられる。

しかしながら、カンクン会議前に数次にわたって開催された AWG-LCA 及び AWG-KP における事務レベルでの協議で改めて明らかとなったように、依然として各国において意見の隔たりは大きく、米国や新興国を含む包括的で法的拘束力のある国際枠組に関する議論を進めようとする先進国側とあくまでも京都議定書第 2 約束期間の設定を主張する途上国側との対立構造はコペンハーゲン合意後も引き続き強固に残されており、合意形成は必ずしも容易ではない状況であった。こうした中で、カンクン会議で合意形成に向けて合言葉となったのがバランス（balance）とプロセス（process）の二つのキーワードであった¹¹。

¹⁰ AWG-LCA の座長ペーパーは、*Negotiating Text: Note by the Secretariat* (FCCC/AWGLCA/2010/14, August 13, 2010)。AWG-KP の座長ペーパーは、*Draft Proposal by the Chair to Facilitate Preparations for Negotiations* (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.3, October 9, 2010)。

¹¹ *Earth Negotiation Bulletin* 12, no. 498 (December 13, 2010), 28-29.

第1項カンクン会議の二つのキーワード

(1) プロセスの重視：コペンハーゲン合意の教訓

コペンハーゲン合意の採択失敗の際に問われたのは、コペンハーゲン合意の中身そのものの問題ではなく、その交渉プロセスであった。現に、コペンハーゲン合意の採択に反対した数か国の反対の理由は、コペンハーゲン合意の中身というよりも、むしろそのとりまとめプロセスが開かれた包括的かつ透明なプロセス (open, inclusive, and transparent process) という国連の交渉プロセスの大原則に反するものであるというものであった。第一に、議事運営全体を通じて、AWG-LCA 及び AWG-KP の議論とは別個に議長国デンマークが議長ペーパーを用意し、それをベースに合意案をとりまとめようとしたため、これまでの議論の積み重ねを無視するものとして途上国から反発を招き、議長国が各国から不信感を持たれる結果となってしまったことである。第二に、議長を中心とした合意案のとりまとめプロセスが崩壊した後、米国オバマ大統領主導で進められたコペンハーゲン合意のとりまとめにあたって、主要各国・交渉グループ約 30 カ国の首脳を中心とした密室による協議で案が取りまとめられ、大多数の国々がオープンな形で意見表明をする十分な機会が与えられていなかったことである。このように、コペンハーゲン合意における議論の進め方は、国連プロセスの大原則である、開かれた包括的かつ透明なプロセスの原則に反しており、これが相互不信と混乱を招いたと言える。もちろん、少数の国々の反対のため締約国会議としての意思決定ができないというコンセンサス方式の問題ともいえるが、この多国間交渉のプロセスが尊重されていなかったことが最大の理由と認識されていた¹²。こうした反省を踏まえ、カンクン会議初日の COP 総会において、カンクン会議議長の Espinosa メキシコ外務大臣は、透明性と包括性の原則を議長として遵守する旨を参加各国に対して表明するとともに、コペンハーゲン合意におけるデンマーク・テキストのようなメキシコ・テキストなるものは一切存在せず、あくまでも AWG-LCA や AWG-KP などにおけるオープンで包括的な議論の積み重ねの結果が交渉のベースになると宣言したのである¹³。各国はこうした議長の方針について相次いで支持を表明し、プロセスの重視がカンクン会議全体を貫く大原則の一つとなった。そして、この原則の下、エスピノザ (Espinosa) 議長は、随時、中間報告総会 (stocktaking plenary) を開催し、情報の共有を図るとともに、どの場の議論にもどの国も参加できるとの建前を貫いたのであった。

¹² この点に関連して、COP 総会冒頭において、パプア・ニューギニアがコンセンサス方式の限界を指摘し、最後の手段としての多数決による意思決定方式を提案したのに対し、ボリビア、インド、サウジアラビアは、コペンハーゲン合意の採択失敗の理由はコンセンサス方式にあるのではなく、コンセンサス方式による多国間交渉の手續が尊重されなかったことが理由であるとして、あくまでもコンセンサス方式の堅持を主張した。Earth Negotiations Bulletin 12, no. 488 (November 30, 2010), 3.

¹³ Ibid., 2.

(2) バランスの重視：対立点の先送り

2010年に入ってから行われた4回にわたる AWG-LCA 及び AWG-KP での交渉プロセスで明らかとなったように、関係各国の間での意見の隔たりは依然として大きく、議論のプロセスの重視は必ずしも合意形成を保証するものではなく、かえって終わりのない議論につながる可能性があった。そこで合意形成を図るための新たな知恵として持ち出されたキーワードがバランスの重視であった。

ここでいうバランスとは、バリ行動計画の各検討項目間のバランス、AWG-KP と AWG-LCA という二つの交渉トラック間のバランス、そして、先進諸国と途上諸国のバランスの三つであった¹⁴。こうしたバランスをとらえて、気候変動枠組条約事務局の Figueres 事務局長は、「全ての国が平等に満足かつ不満足である結果がバランスのとれた結果である」と表現した¹⁵。さらに、カンクン会議におけるバランスの重視は、各国の主張が対立する論点について、白黒の決着をつけず先送りすることを意味するものでもあった。この結果、各国の主張の対立点については先送りし、合意できることについて合意することに重点が置かれた形で交渉が進められることとなった。

第2項 COP 開幕総会及び COP/MOP 開幕総会における相互牽制

プロセスの重視とバランスの重視の二つのキーワードの下、カンクン会議においては、各国間の妥協による合意形成が模索され、各国ともコペンハーゲン合意の失敗を繰り返さないため、まずは合意できることについて合意するという姿勢で交渉に臨んだ。しかしながら、これは決して各国の規範的アイデアの対立の緩和を意味するものではなく、むしろ自らの主張をいかに有利な形で次回会合に先送りするかを巡って、各国が激しい駆け引きを繰り広げることとなった。

11月29日月曜日のカンクン会議初日に開催された COP 総会及び CMP 総会におけるオープニング・ステートメントにおいて、各交渉グループの代表は、自らの主張に有利な形でバランスが確保されるよう、相互牽制を繰り広げた¹⁶。まず、カンクン会議初日に開催された COP 総会においては、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を求める意見と、京都議定書第2約束期間の設定を求めるとともに包括的な法的拘束力のある国際枠組みの構築に消極的な意見との間の相互牽制が繰り広げられた。後者の意見の例としては、G77/中国グループを代表して発言したイエメンは、AWG-LCA における議論と AWG-KP における議論の間のバランスを強調した上で、先進諸国による途上諸国への資金支援の重要性を改めて訴えるとともに、まずは先進諸国が率先して排出削減対策に取り組むべきである旨を主張した。また、アラブ・グループを代表してエジプトは、バランスのとれた合意の内容は、途上諸国の自主的な取組を促すものでなければならないと主張し、途上国の取組の法的義務付けを求める先進諸国の主張を牽制した。また、ALBA 諸国を代表して発言

¹⁴ *Earth Negotiations Bulletin* 12 no. 492 (December 4, 2010), 4.

¹⁵ *Ibid.*

¹⁶ *Earth Negotiation Bulletin* 12 no. 488 (November 30, 2010), 1-2.

したベネズエラも、京都議定書第2約束期間の設定を強く求めた。

一方、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を求める意見としては、EUを代表して発言したベルギーは、AWG-LCAとAWG-KPの二つの交渉トラック間及びそれぞれの交渉トラック内でのバランスが重要であるとした上で、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けて少しでも議論を前進させることが必要である旨を主張した。また、AOSIS諸国を代表して発言したグレナダも、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を訴えた。また、LDC諸国を代表して発言したレソトも、バランスのある決定の下で、将来の法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築の道を閉ざすものとなってはならない旨主張した。

同日午後引き続き開催されたCMP総会においても、京都議定書第2約束期間の取り扱いを巡って各国・各交渉グループの間での相互牽制の応酬となった。京都議定書第2約束期間の設定を強く求めるものとして例えば、G77/中国グループを代表してイエメンは、京都議定書第2約束期間をどのような形で設定するかについて検討するというAWG-KPのマンデートを改めて強調した上で、京都議定書第2約束期間は必ず設定されなければならないと主張した。また、アラブ・グループを代表してエジプトは、京都議定書第2約束期間設定に関する合意なくして、AWG-LCAの下での包括的な国際枠組みに関する合意は不可能であると主張した。法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に関してはEUや日本などの先進諸国と同一歩調をとるAOSIS諸国も、京都議定書第2約束期間の設定を強く訴えた。

こうした主張に対して、EUを代表して発言したベルギーは、EUとして京都議定書第2約束期間にコミットする用意があるとの立場を表明する一方で、京都議定書第2約束期間の設定は包括的な国際枠組みの構築の一部をなすものとして位置付けられるべきであるとして、京都議定書第2約束期間の設定のみが先行することを牽制した。なお、アンブレラ・グループを代表して発言したオーストラリアは2012年以降も効果的な気候変動対策を継続することが重要である旨を述べるにとどまり、京都議定書第2約束期間の設定そのものについては踏み込んだ発言をしなかった。

第3節 事務レベル協議の攻防：各規範的アイデア間の相互牽制

カンクン会議初日の11月29日月曜日、COP開幕総会及びCMP開幕総会に引き続き、AWG-LCA開幕総会及びAWG-KP開幕総会も開催され、ポスト京都議定書を巡る本格的な交渉が両AWGの場を舞台にスタートした。主要各国・主要交渉グループ間の相互牽制の主な争点は、京都議定書第2約束期間の取り扱いとコペンハーゲン合意に盛り込まれた包括的な国際枠組みの実効性の確保と法的性格であった。これらの論点については、両AWGにおいてそれぞれ別個に議論されたものの、各AWG間の議論のバランスが常に焦点となった。すなわち、途上国側が、京都議定書第2約束期間の設定についての合意なくして包括的な国際枠組みに関する議論について進展は困難であると先進国側を牽制する一方、逆に先進国側は、包括的な国際枠組みについての議論の進展なくして京都議定書第2約束期間の取り扱いについての議論の進展は困難であるとして相互に牽制し合ったのである。

第1項 AWG-LCAの攻防①：包括的な国際枠組みの実効性確保を巡る攻防

(1) AWG-LCA総会（11月29日月曜日）における相互牽制

包括的な国際枠組みの構築を巡る議論は、カンクン会議初日の11月29日月曜日の午後
に開催されたAWG-LCA総会から本格的にスタートした¹⁷。このAWG-LCA総会の冒頭、
AWG-LCAのMukahana-Sangarwe座長は、2010年10月の中国・天津におけるAWG-LCA
の際における各国との非公式協議について触れ、バランスのとれた包括的な合意を各国が
望んでいるとし、その具体的な内容として、AWG-LCAとAWG-KPの二つの交渉トラック
の尊重、バリ行動計画の各検討項目間のバランス、各検討項目に関する合意内容の詳細さ
のバランス、そして、将来の法的拘束力のある国際枠組みの構築に予断を与えるものとな
らないことを挙げた。この段階で、新たな包括的な国際枠組みの法的拘束力の有無に関す
る論点については先送りする旨が宣言されたのである。その上で、各国の意見を網羅的に
盛り込んだ交渉テキスト¹⁸とは別に、バリ行動計画の各項目（①共通ビジョン、②適応策、
③先進国・途上国の緩和行動の強化、④資金移転・技術移転、キャパシティ・ビルディン
グ）に沿って、合意に盛り込むことが適当と考えられる要素を盛り込んだ座長ノート¹⁹を
提示した。ただし、包括的な国際枠組みの中核的な部分である③の先進国・途上国の削減
約束・削減行動の強化の部分については、座長ノートにおいては項目のみが記載されるに
とどまり、その具体的な内容やオプションについては何ら盛り込まれていなかった²⁰。そ
の一方で、各国の意見をオプションの形で網羅的に盛り込んだ交渉テキスト²¹においては、
排出削減の部分については各国の幅広い見解が盛り込まれており、その意見集約がカンク
ン会議での課題であった。

こうした中で、包括的な国際枠組みの法的位置づけ及び実効性の確保のための仕組みの
具体化を巡って、主要各国・主要交渉グループが相互牽制を繰り広げることとなった。法
的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を牽制する立場からG-77/中国を代表して発言
したイエメンは、AWG-KPとAWG-LCAの二つの交渉トラックの間のバランスを尊重すべ
きであるとし、AWG-LCAにおける議論の結果は、将来における包括的、衡平、野心的か
つ法的拘束力のある国際枠組みの構築を何ら予断するものとなつてはならないと主張した。
このように法的拘束力の有無に関する論点を将来の課題とし、かつ、具体的な方向性をカ
ンクン会議においては打ち出さないことを改めて主張することにより、その先送りを狙っ
たものと言える。これに対して、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を求める立
場からは、アンブレラ・グループを代表して発言したオーストラリアは、カンクン会議の

¹⁷ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 488 (November 30, 2010), 2-3.

¹⁸ *Negotiating Text: Note by the Secretariat* (FCCC/AWGLCA/2010/14, August 13, 2010).

¹⁹ *Possible Elements of the Outcome: Note by the Chair* (FCCC/AWGLCA/2010/CRP.1, November 24, 2010).

²⁰ *Ibid.*, 9.

²¹ *Negotiating Text: Note by the Secretariat* (FCCC/AWGLCA/2010/14, August 13, 2010).

結果は、全ての主要国の排出削減目標を含む法的拘束力のある国際枠組みの構築に繋がるものとならなければならないと主張した。特に、包括的な国際枠組みの実効性を確保するための仕組みとして、測定・報告・検証（MRV: Measurement, Reporting and Verification）と国際的な協議・分析（ICA: International Consultation and Analysis）の具体的な内容について合意することが重要であると訴えた。また、EU を代表して発言したベルギーは、座長ノートに関し、排出削減（mitigation）と MRV の部分が不十分であるとし、その具体的内容を盛り込むことが必要であると訴えた。先進国側は、包括的な国際枠組みの実効性の確保のための仕組みの具体化を主張するとともに、この包括的な国際枠組みは将来の法的拘束力のある国際枠組みの構築に繋がるものであることが重要である旨主張したのである。

このようにバリ行動計画を受けた包括的な国際枠組みの構築に関する議論は、大きく二つの論点を含むものとなっていた。一つは、その実効性の確保のための仕組みに関する議論ともう一つはこの国際枠組みの法的拘束力の有無を巡る議論である。このうち排出削減（mitigation）の実効性の確保のための仕組みづくりに関しては、AWG-LCA の下に設置された起草グループ²²の場において議論が行われた。MRV 及び ICA については、コペンハーゲン合意で大きな方向性については既に合意が成立していたものの、実効性の確保の観点から MRV と ICA をどこまで徹底して求めるかという点が大きな論点として残されており、そうした点が論点となったのである。一方、包括的な国際枠組みの法的拘束力の取り扱いに関しては、12月1日の COP 総会において別途コンタクト・グループ²³を設けることとされ、このコンタクト・グループの場において議論されることとされた（後述）。

（２） 経過報告のための非公式COP総会（COP Informal Stocktaking Plenary） （12月4日土曜日）

12月4日土曜日午後開催された経過報告のための非公式 COP 総会においては、カンクン合意における獲得目標の違いが改めて浮き彫りとなった²⁴。すなわち、バリ行動計画に盛り込まれた検討項目²⁵のうち、途上国に対する資金支援に関する議論の進展を目指す

²² 起草グループ（drafting group）とは、ある会議又はその議長により設置される非公式のグループであり、合意案の案文作成を迅速に進めるために設置されるものである。Ronald A. Walker and Brook Boyer, *A Glossary of Terms for UN Delegates* (Geneva: United Nations Institute for Training and Research, 2005), 52. なお、バリ行動計画に掲げられたその他の検討項目（①共通のビジョン、②適応、③緩和、④資金、技術、キャパシティ・ビルディングの四つ）についてもそれぞれ個別に起草グループが設置されており、それぞれの論点について議論が行われた。 *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 488 (November 30, 2010), 3.

²³ コンタクト・グループ（contact group）とは、コンセンサス形成に向けて集中的に議論を行うために設置される非公式の議論の場のこと。Walker and Boyer, *Glossary*, 40.

²⁴ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 493 (December 6, 2010), 2-3.

²⁵ バリ行動計画において、包括的な国際枠組みの構築に関し主な検討項目として規定されている項目は、①世界全体の排出削減に関する長期目標を含む共有のビジョン、②先進国及び途上国の排出削減対策（mitigation）の強化、③気候変動への適応策（adaptation）の強化、④技術開発・技術移転の強化、⑤資金支援の強化の五つである。 *Bali Action Plan*,

途上国側と、排出削減（mitigation）の面での議論の進展を目指す先進国側との間で目指すべき方向にずれがあり、まさしくこの二つの要素のバランスが焦点となった。排出削減に関する議論の進展を目指す先進国側は、途上国支援に関する議論の進展を目指す途上国側の主張に一定の配慮をせざるを得ず、逆に、途上国支援に関する議論の進展を目指す途上国側は、排出削減に関する議論の進展を目指す先進国側の主張に一定の配慮をせざるを得ない状況であった。さらに、AWG-KPにおける議論と AWG-LCA における議論とのバランスも改めて焦点となった。すなわち、包括的な国際枠組みに関する議論の進展のためには、京都議定書第2約束期間の設定に関する AWG-KP における議論の進展が必要であるとのバランス論を途上国サイドは強く主張した。

こうした中、12月4日土曜日に経過報告のために開催された非公式 COP 総会冒頭において Espinosa 議長は、翌週以降に閣僚級のハイレベル協議が始まることを踏まえ、政治的決断の重要性を訴えるとともに、改めて交渉プロセスの透明性・包括性（transparency and inclusiveness）を遵守する旨を強調し、ハイレベル協議における議論は両 AWG における議論に代わるものではなく、あくまでも両 AWG における協議に政治的ガイダンスを与えるためのものであると指摘した。続いて発言した AWG-LCA の Mukahanana-Sangarwe 座長は、各起草グループにおける議論の状況を踏まえた改訂版の座長ノート²⁶を提示した。座長ノートのうち、排出削減（mitigation）の項目に関しては、前回の案と異なり、具体的なオプションが併記される形となっていた。まず、先進諸国の排出削減に関して特に論点とされ、オプションの形で併記された主な点は、①先進諸国の中期目標を努力目標（target）として位置付けるか、必ず達成すべき国際公約（commitments）として位置付けるかどうか、②先進諸国の中期目標を COP 決定の附属書として正式に位置づけるかどうか、③先進諸国の中期目標の一層の上積みを求めることとするかどうかの三点であった。また、途上諸国の削減行動（NAMA：nationally appropriate mitigation actions）に関して特に論点とされ、複数のオプションが併記された主な点は、①途上諸国の削減目標を COP 決定の附属書として正式に気候変動レジームの中に位置づけるかどうか、②国際的な支援を受けていない国内の削減行動（domestically supported mitigation actions）に関し、各途上国が自ら実施する MRV（測定・報告・検証）を任意のものとするか、それとも気候変動枠組条約に基づくガイドラインに則って各途上国が実施することとするか、③各途上国の国内の取組状況を ICA（国際的な協議・分析）の対象とするかどうかの三点であった。なお、改訂版の座長ノートにおいては、国際的な支援を受けた削減行動については、国際的な MRV の対象となることとされ、この点は、コペンハーゲン合意の合意内容がそのまま踏襲されたものとなっていた。

この座長ノートに対して EU は、排出削減に関する議論をさらに進めることを求めるとともに、両 AWG における成果を法的拘束力のあるものとするを改めて訴えた。また、アンブレラ・グループを代表して発言したオーストラリアは、コペンハーゲン合意に基づき各国から提出された自主的な排出削減目標を正式な形で位置付けるとともに、MRV 及び排出削減に関する議論をさらに進展させるべきであると主張した。これに対して新興国を

Decision 1/CP.13 (FCCC/CP/2007/6/add.1, March 14, 2008), para. 1.

²⁶ *Possible Elements of the Outcome: Note by the Chair (FCCC/AWGLCA/2010/CRP.2, December 4, 2010).*

含む途上国サイドは、議長テキストのうち、先進国の排出削減対策に関するオプションの中に京都議定書第2約束期間の設定が含まれていないことを批判するとともに、京都議定書第2約束期間の設定に関する議論の進展が、AWG-LCAにおける排出削減の項目に関する議論の進展の前提であるとして先進国側の主張を強く牽制した。こうしたバランス論に対して米国は、途上諸国の削減行動に関するテキストをさらに改善することがバランスのある合意には必要であると主張し、オーストラリアも、MRV及びICAに関する具体的な内容を詰めることがバランスの確保のためには必要であると反論をした。なお、途上諸国の中でもAOSIS諸国は、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を改めて訴え、この点については先進国サイドと同一歩調をとった。また、コスタリカも、AWG-LCAの成果の法的位置づけの在り方を明確にするよう求めた。

第2項 AWG-LCAの攻防②：包括的な国際枠組みの法的位置づけを巡る攻防

バリ行動計画を受けた包括的な国際枠組みの実効性確保のための具体的な仕組み（MRVやICAなど）に関する議論がAWG-LCAの下での既存の起草グループ（drafting group）の場で議論されたのに対し、この包括的な国際枠組みの法的な位置づけについては、そもそも議題とすべきかどうかという入り口論から議論がスタートすることとなった。AWG-LCAにおいては、バリ行動計画に基づき、①世界全体の排出削減に関する長期目標を含む共有のビジョン、②先進諸国及び途上諸国の排出削減対策（mitigation）の強化、③気候変動への適応策（adaptation）の強化、④技術開発・技術移転の強化、⑤資金支援の強化といった気候変動枠組条約の下での包括的な取組について検討することとされていたが、その検討結果の法的な位置づけを単なる気候変動枠組条約国締約国会議決定（COP決定）とするのか、それとも法的拘束力のある議定書とするのかについては、バリ行動計画においては具体的な方向性は打ち出されておらず、単に、「合意された結果（agreed outcome）」を「採択する（adopt）」と規定されていただけであった²⁷。このため、AWG-LCAにおける包括的な国際枠組みに関する議論においても、この包括的な国際枠組みをCOP決定に基づく政治的な国際枠組みとして位置付けるのか、それとも京都議定書のように議定書として採択し、法的拘束力のある国際枠組みとして位置付けるのか、その議論の前提自体について各国の間でコンセンサスがなく、これが包括的な国際枠組みの在り方についての議論の進展の妨げになっているとの指摘が一部の国々からも指摘されていた²⁸。

しかしながら、この包括的な国際枠組みの法的位置づけに関する論点は、カンクン会議開幕時点では正式な議題としては位置付けられていなかった。すなわち、バリ行動計画においては包括的な国際枠組みの法的位置づけについては検討項目としては挙げられておらず、AWG-LCAの開会総会においても法的拘束力のある枠組みの構築に予断を与える合意とはしない旨議長により基本方針が示され²⁹、AWG-LCAの座長ノートにおいても同様の趣

²⁷ *Bali Action Plan*, Decision 1/CP.13 (FCCC/CP/2007/6/add.1, March 14, 2008), para. 1.

²⁸ 例えば南アフリカ共和国も、12月1日水曜日に開催されたCOP総会において同趣旨の発言をしている。*Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 490 (December 2, 2010), 1.

²⁹ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 488 (November 30, 2010), 3.

旨が記載されていた³⁰。このため、カンクン会議開催当初においては、包括的な国際枠組みの法的位置づけについて正式な議題として取り上げて議論することは、そのままでは困難な状況であった。

一方、気候変動枠組条約の全ての締約国を対象とした議定書の採択を求める提案が、気候変動枠組条約第 17 条³¹の規定に基づき、日本、ツバル、オーストラリア、コスタリカ、米国及びグレナダの 6 カ国³²からそれぞれ提出されており、その取り扱いは気候変動枠組条約締約国会議（COP）の正式な議題の一つとして掲げられていた³³。このため、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を目指す EU や日本などの先進諸国、そして AOSIS 諸国などの一部の発展途上国は、この気候変動枠組条約第 17 条に基づく各国の提案の取り扱いに関する議題を足掛かりに、包括的な国際枠組みの法的位置づけに関する議論を正式な交渉プロセスの俎上に載せることを狙いとして議論を展開することとなった。

（１） 新議定書の提案とコンタクト・グループの設置（12月1日水曜日）

12月1日水曜日に開催された COP 総会においては、気候変動枠組条約第 17 条を根拠に同条約の全ての締約国を対象とした新たな議定書案に関して、前述の 6 カ国からそれぞれ別個に条約事務局に提出された提案が議題に取り上げられた³⁴。これらの提案はいずれも、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を目指すものであった。

この COP 総会の冒頭、グレナダは AOSIS 諸国を代表して発言し、これらの提案を踏ま

³⁰ *Possible Elements of the Outcome: Note by the Chair (FCCC/AWGLCA/2010/CRP.1, November 24, 2010), para 8.*

³¹ 気候変動枠組条約（抄）
第 17 条 議定書

1. 締約国会議は、その通常会合において、この条約の議定書を採択することができる。
2. 議定書案は、1 の通常会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。
3. 議定書の効力発生の要件は、当該議定書に定める。
4. この条約の締約国のみが、議定書の締約国となることができる。

³² *Draft Protocol to the Convention Prepared by the Government of Japan for Adoption at the Fifteenth Session of the Conference of the Parties (FCCC/CP/2009/3, May 13, 2009); Draft Protocol to the Convention Presented by the Government of Tuvalu under Article 17 of the Convention (FCCC/CP/2009/4, June 5, 2009); Draft Protocol to the Convention Prepared by the Government of Australia for Adoption at the Fifteenth Session of the Conference of the Parties (FCCC/CP/2009/5, June 6, 2009); Draft Protocol to the Convention Prepared by the Government of Costa Rica to Be Adopted at the Fifteenth Session of the Conference of the Parties (FCCC/CP/2009/6, June 8, 2009); Draft Implementing Agreement under the Convention Prepared by the Government of the United States of America for Adoption at the Fifteenth Session of the Conference of the Parties (FCCC/CP/2009/7, June 6, 2009); Proposed Protocol to the Convention Submitted by Grenada for Adoption at the Sixteenth Session of the Conference of the Parties (FCCC/CP/2010/3, June 2, 2010).*

³³ *Provisional Agenda and Annotations: Note by the Executive Secretary (FCCC/CP/2010/1, September 9, 2010), 8-9.*

³⁴ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 490 (December 2, 2010), 1-2.

え、バリ行動計画に基づく「合意された結果 (agreed outcome)」の法形式と、2011年に南アフリカ・ダーバンで開催予定の次期 COP17において法的拘束力のある国際枠組みを採択するための適切な戦略 (appropriate strategy) について議論するためのコンタクト・グループ³⁵の設置を強く要請した。この提案に対して、途上国サイドからは、ツバル、コスタリカ、そしてアフリカ・グループを代表してコンゴ民主共和国が支持を表明した。また、先進国サイドも支持を表明した。一方で BASIC グループの対応は分かれた。中国、ブラジル及び南アフリカはコンタクト・グループの設置に前向きな姿勢を示したのに対し、インドはコンタクト・グループの設置自体に強硬に反対した。インドは、カンクン会議においては合意可能な点及び京都議定書第 2 約束期間の取り扱いについて論点を絞るべきであり (すなわち、包括的な枠組の法形式について議論するべきではない)、かつ、AWG-KP における議論は AWG-LCA よりも遅れているとし、AWG-LCA において法形式についての議論が先行することを強く牽制するとともに、AWG-LCA においては法形式よりも中身の議論を優先すべきであると主張した。

このようにインドを除く大多数の国々がグレナダの提案に対する支持を表明したことを受けて、Espinosa 議長は、法形式について議論するコンタクト・グループの設置を提案し、各国も賛成したため、設置されることとなった。ただし、このコンタクト・グループにおける議論に関しては、今次カンクン会議において結論を出すものではないと釘を刺した。エスピノザ議長曰く、カンクン会議においては、まず合意可能な点について議論を進めることが先決であり、法形式については合意は困難であることから、法形式に関する議論が両 AWG における議論の妨げになってはならないとのことであった。いわば、法形式に関する議論を完全に切り離し、今次会合における合意は最初から断念された形となり、議論の焦点は、法形式の議論をどのような形で 2011 年の COP17 に引き継ぐかということになった。

(2) 第 1 回コンタクト・グループ (12月3日金曜日)

12月3日金曜日に開催された第 1 回目コンタクト・グループ会合においては、多くの国々が法的オプションについて議論することに前向きな姿勢を示したものの、AWG-LCA における合意の法的位置づけに関する各国の意見の隔たりは依然として大きいことが改めて露わになった³⁶。大きな意見の相違は、次の三点である。第一の相違点は、京都議定書第 2 約束期間との関係である。日本は、京都議定書第 2 約束期間を設定するのではなく、あくまでも全ての国々を対象とした一つの法的拘束力のある国際枠組み (すなわち、京都議定書に代わる新たな法的拘束力ある国際枠組み) を目指すべきであるとし、新たな法的枠組みと京都議定書との併存は認めないとの立場を主張したのに対し、グレナダ、ツバル、コスタリカ、シンガポールや、ボリビアなどは、AWG-LCA の検討結果は、京都議定書を補完する新たな法的枠組みとして位置づけるべきと主張した (すなわち、法的拘束力のある

³⁵ コンタクト・グループ (contact group) とは、コンセンサス形成に向けて集中的に議論を行うために設置される非公式の議論の場のこと。Walker and Boyer, *Glossary*, 40.

³⁶ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 492 (December 4, 2010), 1-2.

包括的な国際枠組みの構築はあくまでも京都議定書第2約束期間の設定が前提であるとの主張)。また EU も、法的拘束力のある包括的な国際枠組みとは別に京都議定書第2約束期間の設定を受け入れる用意がある旨を表明した。第二に、法的拘束力の意味内容については、EU などが、法的拘束力のある枠組みとはあくまでも議定書 (protocol) を指すと主張したのに対し、中国やインドは、京都議定書に結実したベルリン・マンデート³⁷の例やパリ行動計画の例を挙げ、議定書のみならず気候変動枠組条約締約国会議決定 (COP 決定) も法的拘束力を有するものである旨を主張し、AWG-LCA の成果は締約国会議決定として位置付けるべきであると主張した。第三に、今後の議論の進め方に関しては、EU、オーストラリア、ツバル、コスタリカなどが、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けた具体的な検討スケジュールや方向性などについて合意することを求めたのに対し、中国やインド、米国は慎重な姿勢に終始した。米国やインドは、このコンタクト・グループの議論よりも AWG-LCA 本体での議論をまずは優先すべきであると主張し、中国も法形式よりもまずは中身の議論を優先すべきであると主張したのである。いわば議論をすること自体には賛成であるものの、将来に向けて何らかの方向性を出すことについては慎重な姿勢を中国やインド、米国は取ったのである。

このように AWG-LCA の検討結果の法的位置づけの在り方について各国の意見が分かれる中、南アフリカ共和国は、バランス確保の観点から両 AWG の成果は法的拘束力のある文書として採択されるべきとの自説を展開したうえで、この法的位置づけの問題については、より幅広い観点から議論されるべきであり、Espinosa 議長の差配に委ねるべきであると提案した。こうした提案を引き取る形で、本コンタクト・グループの Cutajar 座長は、法的位置づけに関する議論は全体の枠組みの中で議論することが適当であり、今後の議論の進め方については Espinosa 議長の指示を改めて求めることとしたい旨発言し、コンタクト・グループを一旦閉幕した。

(3) 非公式総会における経過報告と議論継続の議長指示 (12月4日土曜日)

12月4日土曜日に開催された COP 非公式中間報告総会 (COP Informal Stocktaking Plenary) の場において、コンタクト・グループの Cutajar 座長から、同コンタクト・グループにおける議論の概要について報告が行われた³⁸。Cutajar 座長は、コンタクト・グループにおいて六カ国の提案を検討したところ、大半の国々が法的拘束力のある国際枠組みの構築を支

³⁷ 気候変動枠組条約で規定された先進諸国の二酸化炭素排出量の 1990 年レベルでの安定化目標については、法的拘束力のない努力目標に過ぎないこと、また 2000 年以降の具体的取組に関する規定がないことを踏まえ、1995 年にドイツ・ベルリンで開催された気候変動枠組条約第 1 回締約国会議 (COP1) において、2000 年以降における先進諸国の温室効果ガスの排出量について数値目標を設定し、その達成のために先進諸国が取るべき政策、措置を定めた議定書又はその他の法的文書を 1997 年の気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP3) において採択することが決定された。これがいわゆる「ベルリン・マンデート」である。*The Berlin Mandate: Review of the Adequacy of Article 4, Paragraph 2(a) and (b), of the Convention, Including Proposals Related to a Protocol and Decisions on Follow-Up, Decision 1/CP.1 (FCCC/CP/1995/7/Add.1, June 6, 1995).*

³⁸ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 493 (December 6, 2010), 2-3.

持したが、法的拘束力の意味内容や、法的拘束力のある国際枠組みの具体的な内容、京都議定書との関係については各国の見解が大きく分かれたと報告をした。各国から出された主な見解としては、COP16におけるCOP決定で足りるというもの、法形式について検討するためのプロセスを開始すべきとするもの、法形式について検討するマンドートをAWG-LCAに付与すべきであるとするもの、またはそのための別の検討の場を設けるべきであるとするものがあると報告をした。そして、法形式の取り扱いがカンクンにおける幅広い合意の重要な要素の一部であると多くの国々が考えている旨を付言した。こうした報告を受けてEspinosa議長は、コンタクト・グループにおける議論を継続するよう指示した。

(4) 第2回コンタクト・グループ(12月6日月曜日)

12月6日月曜日の夕刻に改めてコンタクト・グループが開催されたが、法的位置づけの取り扱いを巡る議論は平行線を辿り、第1回目のコンタクト・グループから進展は殆どみられなかった。先進国のみならず途上国を含む多くの国々が、法的拘束力のある国際枠組みの構築に向けた道筋について合意すべきと主張したのに対し、米国及び中国、インドが消極的な姿勢を示すという構造が改めて露わになった³⁹。なお、この対立は、先進諸国対BASICグループという構図では必ずしもなく、先進諸国の中では米国が法的拘束力のある国際枠組みの構築に消極的な姿勢を示す一方、BASICグループの中でもブラジル及び南アフリカが法的拘束力のある国際枠組みの構築に向けた議論に前向きな姿勢を示すなどねじれ構造がみられた。

AOSIS諸国を代表して発言したグレナダは、第二回目のコンタクト・グループにおいて、具体的なCOP決定案の提案を行った。同決定案は、AWG-LCAに対して法的オプションの検討の継続を求め、AWG-LCAの成果を2011年のダーバン会議(COP17)において法的拘束力のある文書として決定するための案をCOP17に提出することを求めるものであった。コスタリカや他のAOSIS諸国も、AWG-LCAに対して、ダーバン会議(COP17)で法的拘束力のある国際枠組みを採択することを強く求めた。EUも、AWG-LCAとAWG-KPの両AWGの合意テキスト案それぞれに法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に関する文言を追加するよう求めた。また、オーストラリアは、京都議定書第2約束期間の設定を受け入れる用意がある旨改めて述べた上で、AWG-LCAにおける議論を進めるためには、その成果の法的な位置づけを明らかにすることが必要であると主張した。

一方、こうした主張に対しては、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築はあくまでも京都議定書第2約束期間の設定が条件であるとの発言が相次いでなされた。南アフリカ共和国は、法的拘束力のある包括的な国際枠組みについての合意の必要性は認めつつも、それは京都議定書第2約束期間の設定とセットでなければならぬと主張した。またボリビアも、京都議定書第2約束期間の設定が条件であると強調した。

中国やインドはさらに消極的であり、法形式の議論よりも中身の議論が先であるとして、法形式の議論を進めること自体に難色を示した。特にインドは、カンクン会議においては合意可能な点についての議論に集中すべきであり、かつ、法的な国際枠組みの具体的な中

³⁹ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 494 (December 7, 2010), 3.

身については既に AWG-LCA 本体でも議論が行われているとして、コンタクト・グループにおけるこれ以上の議論に消極的な姿勢を示した。また、こうした発言にフィリピンも同調し、カンクン会議においては法形式について何らかの決定をすべきではなく、単なる COP 決定と新たな議定書の採択の二つのオプションのいずれかについて何ら予断を与える決定をしてはならないと主張した。中国やインドの消極的な姿勢を受けて、米国も消極的な姿勢を示し、新興諸国が法的削減義務を負う旨が明確にされない限り、米国として法的拘束力のある枠組みを受け入れることは困難である旨述べた。

このように各国の主張が平行線を辿る中で、コンタクト・グループの Cutajar 座長は、各国の主張の隔たりが大きいため議論をまとめることは困難である旨発言し、再度コンタクト・グループを開催する旨示唆した上で、第 2 回目のコンタクト・グループを閉会した。

(5) 非公式協議 (Informal Consultation) と AOSIS 提案 (12月8日水曜日)

第 3 回目のコンタクト・グループは開催されなかったものの、12月8日水曜日に、法形式のオプション (Legal Option) に関する非公式協議 (informal consultation) が開催され、その場で、AOSIS 諸国が COP 決定案を提案した⁴⁰。同決定案においては、両特別作業部会の検討が相互補完の関係にあるとし、それぞれの検討結果に基づき法的拘束力のある文書 (すなわち議定書) の必要性を認めた上で、AWG-LCA において法的オプションについての検討を継続し、COP17 において法的拘束力のある文書を採択することを求める内容になっていた。この提案に対して一部の途上国は、法形式について議論することは時期尚早であり、まずは中身の議論を行うべきであると主張したが、先進諸国及び多くの途上諸国が賛成し、その取り扱いは、ハイレベル協議の場に持ち越されることとなった。

なお、また、前回のコンタクト・グループの際にインドや中国が提示した法的拘束力の意味についても議論が行われたが、COP 決定は法的拘束力を有するとは言えないとの見解が大勢を占め、法的拘束力のある決定には、COP 決定も含まれるとの中国やインドの主張は、他の国々から理解を得るに至らなかった。

第 3 項 AWG-KP における京都議定書第 2 約束期間を巡る攻防

(1) AWG-KP 総会における攻防 (11月29日月曜日): 日本による京都議定書第 2 約束期間拒否宣言とその波紋

カンクン会議初日 11 月 29 日月曜日の京都議定書締約国会合 (CMP) 総会の後、同日 19 時から AWG-KP 開幕総会が開催され、京都議定書第 2 約束期間を巡る本格的な論戦がスタートした。そして、この AWG-KP 開幕総会での日本による京都議定書第 2 約束期間拒否宣言が大きな波紋を呼ぶこととなった⁴¹。

⁴⁰ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 496 (December 9, 2010), 1.

⁴¹ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 488 (November 30, 2010), 2-3; *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 489 (December 1, 2010), 4.

AWG-KP 開幕総会の場で G77/中国グループを代表して発言したイエメンは、京都議定書第 2 約束期間の設定を前提に、IPCC の科学的知見を踏まえて各先進国の削減目標の引き上げを訴え、LDC 諸国もこれに同調した。また、EU を代表して発言したベルギーも、京都議定書第 2 約束期間の設定だけでは全世界の排出削減対策を進める上では不十分であるとしつつも、京都議定書第 2 約束期間の設定を受け入れる用意がある旨を表明し、アンブレラ・グループを代表して発言したオーストラリアも、AWG-LCA における包括的な国際枠組みに関する合意が京都議定書第 2 約束期間設定の前提条件であるとして京都議定書第 2 約束期間設定を一定の条件の下で受け入れる用意がある旨を示唆した。

このように議論全体の趨勢が京都議定書第 2 約束期間設定に傾く中、京都議定書第 2 約束期間設定反対論を最も強く展開したのが日本であった。日本は、「いかなる状況、そしていかなる条件の下でも (under any circumstances and under any conditions)」京都議定書第 2 約束期間に参加する意思はなく、第 2 約束期間の設定を盛り込んだいかなる決定案にも賛成しないとの立場を明言したのである⁴²。日本を含む一部の先進諸国のみが引き続き排出削減義務を負うこととなる京都議定書第 2 約束期間の設定に反対というのが、正論であるだけでなく、国益であるというのが日本の立場であった⁴³。1990 年比で 2020 年までに温室効果ガス排出量を 25%削減するとの野心的な中期目標を掲げた日本にとって、その目標達成に要する経済的コストは極めて高く、例えば、(財)地球環境産業技術研究機構 (RITE) の分析によれば、主要各国が表明した 2020 年の排出削減目標を実現するための限界削減費用⁴⁴がいくらかを試算すると、EU が約 48 ドル、米国が約 60 ドル、韓国が約 21 ドル、中国が約 3 ドルであるのに対して、日本は約 476 ドルに達し、各国の中でも極めて高い状況にあると指摘されていた⁴⁵。こうした認識の下、国内の主要な産業界も、京都議定書第 2 約束期間設定反対という日本政府の対応を強く支持していた⁴⁶。

⁴² UNFCCC, “Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol (AWG-KP) (Opening Meeting),” UNFCCC Webcast site, Windows Media Player video file, 58:33, accessed December 31, 2013, http://unfccc.int/resource/webcast/player/app/play.php?id_episode=2841.

⁴³ 松本龍 (元環境大臣) 『環境外交の舞台裏』(日経 BP 社, 2011), 134.

⁴⁴ 追加的に CO₂ を 1 トン削減するために要する費用 (\$/トン CO₂).

⁴⁵ 「産業構造審議会環境部会地球環境小委員会政策手法ワーキンググループにおける議論の中間整理」経済産業省, 2010 年 9 月, アクセス日: 2014 年 1 月 18 日, http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004672/report_01_01j.pdf.

⁴⁶ 例えば、石油連盟・セメント協会・電気事業連合会・電子情報技術産業協会・日本化学工業協会・日本ガス協会・日本自動車工業会・日本製紙連合会・日本鉄鋼連盟「COP16 へ向けての緊急提言」2010 年 12 月 9 日, アクセス日: 2011 年 1 月 13 日, http://www.fepc.or.jp/about_us/pr/sonota/_icsFiles/afieldfile/2010/12/09/press1209.pdf. この緊急提言は以下のように述べており、日本の産業界は京都議定書第 2 約束期間設定による日本経済への悪影響を強く懸念していた。

現在、開催中の COP16 の冒頭において、日本は、『京都議定書の延長は、地球環境の改善をかえって遅らせる可能性すらある』『日本はいかなる条件付けがなされようとも京都議定書の延長にはくみしない』と、真に世界全体の温暖化を防止する上での正論を明確に述べ、私たち産業界は、この発言を強く支持しているところです。

ただし、その主張の立論に当たって日本は、決して日本の狭い利益の観点から京都議定書第2約束期間の設定に反対しているのではなく、あくまでも世界全体の温室効果ガスの排出削減の実効性確保の観点から京都議定書第2約束期間の設定に反対であるとの主張を展開した。こうした日本政府の立論は、カンクン会議後に外務省が12月にホームページに和文・英文両方で掲載した「京都議定書に関する日本の立場」⁴⁷と題する文書により、以下の通り明確な形で述べられている。

- ・ 真の地球益を考えれば、京都議定書で削減義務を課されていないが世界の排出量の40%を占めている米中を含む主要経済国が参加する、新たな法的な国際枠組みの構築が最善の道。そのため、排出量の80%以上をカバーすると思われるカンクン合意を発展させ、あくまで米中等の主要経済国が参加する公平かつ実効的な新たな国際枠組みを構築すべし。こうした新たな枠組みの構築に向け、日本は粘り強く尽力。
- ・ 京都議定書は世界全体の排出量の27%しかカバーしていない、公平性、実効性に欠ける枠組であり、こうした枠組みの中で第2約束期間を設定することは、上記のような新たな国際枠組みの構築につながらない。
- ・ かかる立場は、日本のみ狭い利益やビジネス上の利害でとっているのではない。日本の意欲的な排出削減の取組はもちろん2013年以降も継続する。京都議定書の下での削減義務を続けることは、カバー率の低い国際枠組みを固定化することであり、カバーされていない地域での排出拡大を助長するメカニズムとなりかねず、かえってマイナス。
- ・ 米中ともに、近い将来法的拘束力のある枠組みに参加する見込みはほぼ無い。米国は内政事情により極めて困難な状況にあり、中国は、自国の経済成長が阻害されるような国際枠組みは当面受け入れない姿勢。
- ・ ここで第2約束期間のみを受け入れれば、2013年以降、京都議定書締約国は京都議定書で拘束され、米国や中国等の主要経済国は何も拘束されないという不公平かつ排出削減の観点から極めて効果的でない枠組みが固定化されることになる。いったん第2約束期間を設定してしまうと、米中等の主要経済国を含む真に公平で実効性のある新たな法的枠組み構築への圧力が弱まり、現在のモメンタムを失ってしまう（まず先進国が早急に義務を負えば、米、中などもついてくるというのは全くの幻想）。
- ・ 短期的な「ディール」をして、今後10年間の問題をなおざりにすることはできない。そうしたディールは日本の国益のみならず、地球温暖化問題の解決そのものにとってもマイナス。

しかしながら、こうした日本の主張に対しては、気候変動問題に関して現在唯一の法的拘束力のある国際枠組みである京都議定書をないがしろにしてはならないと途上諸国が強く反発するとともに⁴⁸、環境NGOからも批判が集中し、マスコミ報道においても日本の孤

いかなる形であれ、『京都議定書の延長』は、極めて不公平かつ実効性の乏しい枠組みが、今後さらに長期間継続することにほかなりません。これは、我が国産業が国際的な『イコルフットィング』を図れない状況が長期化し、経済・雇用をはじめ国民生活に悪影響を及ぼすばかりか、地球温暖化対策を停滞させるものであります。

⁴⁷ 「京都議定書に関する日本の立場」（平成22年12月）、外務省、アクセス日：平成25年12月31日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/kp_pos_1012.html。

⁴⁸ 環境省編『環境・循環型社会・生物多様性白書』平成24年版（日経印刷、2012）、123。

立が喧伝される結果となった⁴⁹。また、先進諸国の中でも EU が日本の対応を強く批判した。日本に賛成の立場はロシアとカナダの二カ国のみであり、かつ、これらの国々は積極的に日本擁護論を展開しなかったため、日本が矢面に立つ形で一身に批判を浴びる形となった。例えば、EU の Hedegaard 委員は、現地入りした日本の松本環境大臣との会談において「京都（議定書）を殺す気か」と詰め寄り⁵⁰、国際 NGO のネットワークである CAN (The Climate Action Network) の 12 月 1 日付のニュースレターも、日本の発言を取り上げ、以下のように名指して日本をしている⁵¹。

最もリーダーシップが求められているとき、京都議定書が生み出した国が、AWG-KP 総会で破壊的な発言をした。「日本は、どんな条件下でも、どんな状況下でも、京都議定書の下で（削減）目標を記すことはない」と発言し、京都議定書の第 2 約束期間の延長を否定したのだ。

ひとつの条約を志向するのはいいが、強く「京都（議定書）」の将来を否定するのは全く別問題だ。この声明は多くの締約国を動揺させ、非建設的な雰囲気を生んだ。今回の COP は締約国間の信頼を再構築する場になることが求められていたが、日本の動きは、信頼を損ねただけでなく、交渉を破綻させる可能性さえ含んでいる。世界が枠組みを強化しようとしているとき、米中にも削減目標を課すべきということを実行した日本の強硬な姿勢は、ここで何の成果もできない危険にさらしている。

締約国の大多数は、法的拘束力のある成果を求めると言っている。今こそ、京都会議の最後の夜に苦難の末に獲得した法的拘束力のある協定を固守すべきだ。先進国は京都議定書の下で削減義務を負い続け、アメリカは条約に基づく長期的な協力行動の下で比較可能な努力を行い、途上国は先進国からの資金・技術・能力開発の支援を受けて適正な削減行動を行うと全締約国がバリで合意した基本枠組みを、日本は尊重すべきだ。

日本は本当に、最も美しい都市のひとつで生まれた京都議定書の墓所として有名になりたいのだろうか？

京都議定書第 2 約束期間の取り扱いに関する議論は、その後、AWG-KP の下に設置されたコンタクト・グループ⁵²において議論が進められることとされた。なお、これらの議論においては、京都議定書第 2 約束期間の設定に反対の日本などの一部の国の意向とは別に、京都議定書第 2 約束期間を設定するとした場合の具体論（基準年の取り扱い、第 2 約束期間の長さ、第一約束期間における超過達成分の取り扱いなど）について検討が進められる

⁴⁹ 「COP16 日本の孤立際立つ」『日本経済新聞』2010 年 12 月 4 日朝刊 4 面縮刷版 176; 「日本反対、孤立の恐れ」『朝日新聞』2010 年 11 月 30 日朝刊 3 面縮刷版 1515; 「通じぬ日本の道理」『毎日新聞』2010 年 12 月 9 日朝刊 2 面縮刷版 302.

⁵⁰ 松本『環境外交』143.

⁵¹ “Japan: No to Kyoto Under Any Circumstances,” *Eco* 127, no. 3 (2010), 2, accessed December 31, 2013, http://www.climatenetwork.org/sites/default/files/ECO_3_COP_16_English_version_.pdf. 抄訳の出典は、『Kiko COP16/CMP6 通信』2010 年 12 月 2 日, 1, アクセス日: 2013 年 12 月 31 日, http://www.kikonet.org/theme/archive/kokusai/COP16/Kiko_COP16_No1.pdf.

⁵² コンタクト・グループ (contact group) とは、コンセンサス形成に向けて集中的に議論を行うために設置される非公式の議論の場のこと。Walker and Boyer, *Glossary*, 40.

こととなった。そして、京都議定書第2約束期間の設定の是非を巡る主要各国・主要交渉グループ間の応酬は、AWG-KP の場ではなく、主として CMP 総会の場に委ねられることとなった。

(2) 経過報告のための非公式CMP総会 (CMP Informal Stocktaking Plenary)
(12月4日土曜日)

経過報告のための非公式 CMP 総会は、非公式 COP 総会に引き続いて12月4日土曜日の夕刻に開催され、AWG-KP の Ashe 座長から AWG-KP における議論の進捗状況について報告がなされた⁵³。Ashe 座長は、基準年の取り扱い、第2約束期間の長さ、第一約束期間の排出削減・抑制目標の超過達成分の第2約束期間における取り扱いなどの論点については議論の進展があった一方、コペンハーゲン合意に基づき附属書I国が提出した目標の引き上げの是非に関する議論については、さらに議論が必要である旨報告をした。また、政治的なイシューについては、閣僚級で議論が行われることとなった旨を報告した。

しかしながら CMP 総会においては、こうした京都議定書第2約束期間の具体的な中身の議論よりも、京都議定書第2約束期間の設定の是非を巡って主要各国・主要交渉グループが相互牽制を繰り広げた。途上諸国は、京都議定書第2約束期間の設定がカンクン合意におけるバランスの確保のためには不可欠であると主張し、この点について途上諸国は極めて強い結束を見せた。例えば G77/中国グループを代表して発言したイエメンは、カンクン会議の成功のためには京都議定書第2約束期間の設定が不可欠であると述べ、LDC 諸国を代表して発言したレソトは、AWG-LCA と AWG-KP のバランスが重要であると述べ、マレーシア等は、さらに強硬に AWG-LCA における議論の進展とかわりなく、京都議定書第2約束期間は無条件に設定されるべきであると主張した。また、ベトナム、ペルー、ベニンは、京都議定書は気候変動レジームの中核的要素であると改めて訴えた。BASIC グループサイドからは、インドが先進国の歴史的責任論や気候変動枠組条約の共通だが差異のある責任の原則を改めて持ち出し、京都議定書第2約束期間の改めて主張した。また、中国は、京都議定書第2約束期間の設定についての合意なくしてバランスのある合意とは言えないと主張した。

こうした途上国の主張に対し、先進国側の対応は分かれた。日本、ロシア、カナダは京都議定書第2約束期間の設定に反対する一方、EU、そしてオーストラリアは柔軟な姿勢をみせた。日本は、一部の先進諸国だけに排出削減義務を課す京都議定書第2約束期間の設定は不公平であり、かつ、実効性に欠けるとしてその設定に反対であるとの主張を改めて繰り返した。一方 EU は、気候変動枠組条約の全ての締約国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの一部として京都議定書第2約束期間の設定を受け入れる用意がある旨改めて発言し、オーストラリアも、全ての主要国を対象とした一つの法的拘束力のある国際枠組みを支持すると発言する一方、途上諸国の懸念を踏まえオーストラリアとしては二つの法的枠組み（京都議定書と法的拘束力のある包括的な国際枠組みとの二本立て）を受け入れる用意がある旨を発言した。このように、京都議定書第2約束期間の設定を求

⁵³ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 493 (December 6, 2010), 3.

める声に、先進国サイドが押される構造となっていた。明確に京都議定書反対の立場から正面切って論争を展開していたのは日本だけという状況となった（カナダやロシアは日本に同調しつつも、非公式協議の場においては積極的に日本を擁護する発言を行わなかった。）。

（３） 京都議定書第2約束期間の取り扱いに関するコンタクト・グループにおける非公式協議（12月7日火曜日）

12月7日火曜日夜刻に開催されたコンタクト・グループにおいて、AWG-KPのAshe座長は、京都議定書第2約束期間の設定に関して、二つのオプションを盛り込んだ改訂座長ノート⁵⁴について説明を行った⁵⁵。オプション1は、京都議定書第2約束期間の設定をカンクン会議で決定するとの案であり、オプション2は、気候変動枠組条約の下での包括的な新たな議定書（すなわち法的拘束力のある国際枠組み）の採択と併せて京都議定書第2約束期間の設定を採択するとの方針を決定するとの案であった⁵⁶。そして、京都議定書第2約束期間の取り扱いを巡る政治的争点については、イギリスとブラジルの閣僚がファシリテーターとなって協議が進められる旨報告をした。これを受けブラジルは、京都議定書第2約束期間の設定に当たっての課題は、AWG-LCAにおける排出削減（mitigation）の議論と相互に関連している（interlinkageである）との認識を示した。これに対して議長国メキシコの主席交渉官であるAlba特使は、この論点についてはEspinosa議長が直接関係閣僚と会った上で今後の進め方について相談をする旨述べ、途中経過報告のためのCMP総会（CMP Stocktaking Plenary）が12月9日水曜日に開催される旨述べた。

第4節 閣僚級交渉の開始と合意への始動

カンクン会議第1週目における事務レベル協議は、各国・各交渉グループ間の相互牽制の色彩が強く、相対立する意見の間のバランス調整までは及ばず議論は平行線を辿った。こうした中、週末にかけて各国の閣僚級の代表が続々と集まってきたことを踏まえ、カンクン会議のEspinosa議長は12月5日日曜日に閣僚級の各国代表からなる非公式総会を開催し、AWG-KP及びAWG-LCAにおける議論の促進を図るため、五つの主要テーマについて先進国と途上国の閣僚それぞれ一人ずつのペアからなるファシリテーター（議論の進行役）を指名した⁵⁷。対象として取り上げられた五つのテーマは、①世界全体の長期的な排出削減目標を含む共通のビジョン、②適応策、③資金、技術及びキャパシティ・ビルディング、④排出削減（mitigation）とMRV（測定・報告・検証）、⑤AWG-KPでの協議事項の五つである。このうち、ポスト京都議定書の国際枠組みとして特に重要なのは、④と⑤

⁵⁴ *Revised Proposal by the Chair* (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.1, December 4, 2010).

⁵⁵ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 495 (December 8, 2010), 4.

⁵⁶ *Revised Proposal by the Chair* (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.1, December 4, 2010), 4.

⁵⁷ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 494 (December 7, 2010), 4.

の二項目であった。協議の進捗状況は、Espinosa 議長が開催する非公式総会において随時報告され、透明性のある形で各国のフィードバックが図られ、包括的かつオープンなプロセス（inclusive and open process）が遵守される形で議論が進められた。その際、いずれの国の主張についても、決定的な勝利を収めることなく、継続協議の余地を残すことに最大の主眼を置いた調整が行われた。

第 1 項 COP・CMP 合同ハイレベル会合における相互牽制

閣僚級による COP・CMP 合同ハイレベル会合は、12月7日火曜日午後から始まった⁵⁸。ハイレベル会合においては、それぞれの代表がステートメントを順々に読み上げる形で行われる形式的なものであるため、実質的な議論は、12月5日日曜日に設置された閣僚級の非公式協議の場や両 AWG（AWG-LCA と AWG-KP）の場を中心として行われた。ただし、ハイレベル会合における各国のステートメントは、その時点における各国の意見対立の状況が如実に表れるものとなっていた。

EU の Hedegaard 気候行動担当委員（European Commissioner for Climate Action）は、法的拘束力のある包括的な国際枠組みについて合意することは困難であるとしつつも、気候変動問題の深刻さ・緊急性に鑑み、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けた道筋について合意すべきであると訴えた⁵⁹。また、EU を代表して発言した Schuveling・EU 環境理事会議長は、京都議定書第 2 約束期間の設定を EU として受け入れる用意がある旨表明しつつも、京都議定書第 2 約束期間の設定は、あくまでも全ての主要国も対象とし、京都議定書と同等の実効性を有する包括的な国際枠組みの一部として位置付けられるべきであると主張した⁶⁰。これは京都議定書第 2 約束期間の設定のみを切り離して合意が成立することを避けるために、法的拘束力のある法的枠組みの構築に向けて、途上国や新興国の主張を強く牽制することを狙いとするものであったと言える。併せて EU は、大規模な途上国支援を行う用意があることを改めて表明した。

また、日本の松本環境大臣は、コペンハーゲン合意を基礎として全ての主要国を対象とする公平かつ効果的な法的枠組みの構築を訴えるとともに、当該枠組みの構築を前提として、1990 年比で 25%削減の法的削減義務を負う用意があることを改めて表明した⁶¹。その

⁵⁸ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 495 (December 8, 2010), 1.

⁵⁹ “Statement by European Commissioner for Climate Action, Connie Hedegaard, at the Opening of the High-Level Segment of COP-16/CMP-6, Tuesday 7 December 2010,” UNFCCC, accessed December 31 2013, http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101209_cop16_hls_eu.pdf.

⁶⁰ “Statement Mrs. Joke Schauvilege, Chair of the European Council for Environment, Flemish Minister for Environment, Nature and Culture, Opening High Level Segment COP-16/CMP-6, Cancun, 7 December 2010,” UNFCCC, accessed December 31, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101209_cop16_hls_eu.pdf.

⁶¹ “Statement by Minister of the Environment, Japan, Ryu Matsumoto,” UNFCCC, December 9, 2010, accessed December 31, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101209_cop16_hls_japan.pdf.

一方で、世界全体の排出量の約 27%しかカバーしていな京都議定書の第 2 約束期間の設定は、京都議定書の中核とする現状の気候変動レジームの枠組みの固定化につながり、全ての主要国を対象とした包括的な法的枠組みの構築を阻害すると主張し、日本としては京都議定書第 2 約束期間には参加しないとの立場を改めて鮮明にした。また、日本としては、25%削減目標を達成するための地球温暖化対策基本法案⁶²を国会に提出中であることや、2012 年までの 3 年間で約 150 億ドルの途上国支援を行う用意があることも併せて表明した。

EU や日本と異なり、京都議定書第 2 約束期間の設定に関し、何らの言及もなかったのが米国のステートメントであった⁶³。米国の Stern 気候変動問題特別大使 (Special Envoy for Climate Change) は、コペンハーゲン合意を基礎として、気候変動枠組条約の全ての締約国の削減目標・削減行動を位置づけた新たな包括的な国際枠組みを構築すべきであり、その履行を確保するための透明性のある仕組みも当該枠組みに盛り込むべきであると主張する一方、京都議定書第 2 約束期間の設定については特段の立場を表明しなかった。

包括的かつ実効的な国際枠組みの構築に重点を置いた先進諸国のステートメントと対照的に、途上諸国のステートメントは、京都議定書第 2 約束期間の設定や途上国支援の拡大に重点が置かれたものとなっていた。まず、G77/中国グループを代表して発言したイエメンの Al-Eryani 水・環境大臣は、AWG-KP と AWG-LCA の二つの交渉トラックの間のバランスが重要であり、また、カンクン会議での合意は、将来の法的拘束力のある国際枠組みの構築を何ら予断するものであってはならないと述べた上で、京都議定書第 2 約束期間は必ず設定されなければならないと強く訴えた⁶⁴。併せて、コペンハーゲン合意に基づき、先進国による途上国支援の実施のための枠組みを構築すべきことを改めて訴えた。

さらに、中国のステートメントは、京都議定書第 2 約束期間の設定を強く訴えることに加え、途上国の取組はあくまでも自主的なものにとどまるべきであるとして、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を訴える EU や日本などの先進諸国の主張を強く牽制するものであった⁶⁵。中国の解振華・国家発展改革委員会副主任は、GDP 当たりの二酸化炭素排出量を 2020 年までに 2005 年比で 40~45%削減という中国の排出削減目標を改めて表

⁶² 「地球温暖化対策基本法案」 アクセス日：2014 年 3 月 1 日、
http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=16357&hou_id=13017.

⁶³ “COP16 Plenary Statement of U.S. Special Envoy for Climate Change Todd Stern,” UNFCCC, accessed 31 December 2013,
http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101209_cop16_hls_usa.pdf.

⁶⁴ “Statement on Behalf of the Group of 77 and China by H.E. Mr. Abudlrahman Fadel Al-Eryani, Head of Delegation of the Republic of Yemen, at the Joint High-Level segment of the Sixteenth Session of the Conference of the Parties of the Climate Change Convention and the Sixth Session of the Conference of the Parties Serving as a Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol (COP 16/CMP6) (Cancun, Mexico, 7 December 2010),” UNFCCC, accessed December 31, 2013,
http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101207_cop16_hls_yemen_g77.pdf.

⁶⁵ “Speech at the High Level Segment of COP16 & CMP6, Delivered by Vice Chairman XIE ZHENHUA, National Development and Reform Commission, P.R.China, Cancun, Mexico, Dec. 8th, 2010,” UNFCCC, accessed December 31, 2013,
http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101208_cop16_hls_china.pdf.

明するとともに、気候変動枠組条約及び京都議定書の原則を踏まえ、まずは先進諸国が率先して取り組むべきであることを強調した上で、カンクン合意においては、以下の内容を盛り込むべきであることを主張した。まず、先進諸国の取組に関しては、①京都議定書第2約束期間を設定した上で、京都議定書の締約国である先進諸国はその排出削減目標の引き上げを約束すべきこと、②京都議定書の締約国でない先進国（すなわち米国）については、他の先進諸国と同等の排出削減に取り組むべきこと、③途上諸国を支援するための資金支援及び技術移転を行うべきことを盛り込むことを主張した。途上諸国の取組に関しては、各国の事情と能力に応じて、自主的に排出削減に取り組むべきことを盛り込むことを主張した。

一方、他の途上諸国と異なり、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を訴えたのが AOSIS 諸国であった。AOSIS 諸国を代表して発言したグレナダの Thomas 首相は、2015 年までに世界全体の排出量の増加を減少に転じさせる（ピークアウトさせる）ことが必要との IPCC 第4次評価報告書の指摘を引用し、また、各国がコペンハーゲン合意に基づき気候変動枠組条約事務局に提出した排出削減目標が仮にすべて達成されたとしても地球全体の平均気温の上昇を 1.5℃以内に抑えることはできないという国連環境計画（UNEP: United Nations Environment Programme）のレポート⁶⁶を引用した上で、京都議定書第2約束期間の設定と京都議定書と同等の法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築の二つを決定すべきであると主張した⁶⁷。

このように各国の主な対立点は、京都議定書第2約束期間の取り扱いと全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築の二点であり、この点をどのような形でバランスさせるかがハイレベル協議での最大の課題となった。

第2項 閣僚級の非公式協議の進展（12月8日水曜日~9日木曜日）

カンクン会議第2週目前半における非公式協議の進展について経過報告するための非公式 COP 総会及び非公式 CMP 総会が12月8日水曜日に開催された⁶⁸。非公式 COP 総会においては、AWG-LCA の Mukahanana-Sangarwe 座長が改訂座長ノート⁶⁹を提出し、非公式協議の状況を説明した。先進国及び途上国の削減行動や、MRV（測定・検証・報告）などの項目については、会議初日に配布された議長ノートと異なり、具体的なオプションが盛り

⁶⁶ UNEP, *The Emissions Gap Report: Are the Copenhagen Accord Pledges Sufficient to Limit Global Warming to 2° C or 1.5° C?; A Preliminary Assessment* (Nairobi: UNEP, 2010). なお、AOSIS 諸国は、地球全体の平均気温の上昇を 1.5℃以内に抑えるべきであると従前から主張していた。

⁶⁷ “Statement on Behalf of the Alliance of Small Island States by Honourable Tillman J. Thomas, Prime Minister of Grenada and Chairman of AOSIS at the Opening UNFCCC COP 16, Cancun, Mexico, Tuesday 7, 2010,” UNFCCC, accessed December 31, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101207_cop16_hls_grenada.pdf.

⁶⁸ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 496 (December 9, 2010), 1.

⁶⁹ *Elements of the Outcome: Note by the Chair* (FCCC/AWGLCA/2010/CRP.3, December 8, 2010).

込まれる形となっているが、その絞り込みのためには政治的なガイダンス（political guidance）が必要であると AWG-LCA 座長は述べた。なお、途上諸国を含めた法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築の検討は、この時点の座長案には盛り込まれていなかった⁷⁰。この段階においては、包括的な法的拘束力のある枠組みの構築を求める主張は、交渉テキスト上まだ橋頭堡を築けないでいたと言える。

続いて非公式 CMP 総会が開催され、AWG-KP の Ashe 座長も、非公式協議において改訂座長テキスト⁷¹を提示し、京都議定書第 2 約束期間の設定に関して二つの案を提示した。一つは、京都議定書第 2 約束期間の設定等のための京都議定書の改正案をカンクン会議において採択するとの案、もう一つは、包括的な法的枠組みの構築とセットで京都議定書第 2 約束期間を設定するための京都議定書の改正を今後行う旨の方針のみを決定するとの案の二案であった。このように、京都議定書第 2 約束期間を設定しないという案は議長案に盛り込まれておらず、京都議定書第 2 約束期間の設定にあくまでも反対との日本の主張の劣勢が明らかとなっていた。これらの非公式中間報告総会の後、引き続き閣僚レベルによる非公式協議が精力的に行われた⁷²。

翌 12 月 9 日木曜日も終日、閣僚級の非公式協議が行われ、同日午後 9 時過ぎに開催された経過報告のための COP・CMP 非公式合同総会においてその結果の報告がなされた⁷³。数多くの論点について進展は見られたものの、京都議定書第 2 約束期間の取り扱い及び 排出削減の枠組みの二点が最大の論点として残されていることが改めて明らかとなった。この非公式総会は夜 11 時に終了したが、締めくくりに当たって Espinosa 議長は、非公式協議を夜も続けるよう要請するとともに、経過報告のための次回の COP・CMP 非公式合同総会は、12 月 10 日金曜日の朝 8 時 30 分に開催する旨宣言した。また、併せて、これまでの非公式協議の結果を踏まえた議長テキストを事務局から数時間後に配布する旨発言するとともに、このテキストはメキシコ・テキストではなく、各国のこれまでの見解を踏まえたものであると付け加えるとともに、各国が国益を超えて合意に達するよう強く促した。これを受け、各国代表は徹夜交渉に突入した。

第 5 節 カンクン合意の成立：プロセスとバランスの成果

第 1 項 COP・CMP 非公式合同総会（12 月 10 日金曜日午後 6 時）での議長案の提示

12 月 10 日金曜日朝 8 時半に予定されていた COP・CMP 非公式合同総会は、前日深夜からの非公式協議が長引いた結果、実際には同日の午後 6 時からスタートとなり、その後一

⁷⁰ 座長ノートにおいては、先進諸国の排出削減に関してのみ法的拘束力が規定されていた。Ibid., para. 37.

⁷¹ *Revised Proposal by the Chair* (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.2, December 8, 2010).

⁷² *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 496 (December 9, 2010), 2.

⁷³ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 497 (December 10, 2010), 2-3.

挙に合意成立に向けて動き出した⁷⁴。COP・CMP 非公式合同総会において Espinosa 議長は、AWG-LCA 及び AWG-KP における協議のこれまでの進展状況を踏まえた COP 決定案⁷⁵及び CMP 決定案⁷⁶を議長の責任において提示した⁷⁷。ポスト京都議定書の国際枠組みに関する議長案の主なポイントは以下の三点である。第一に、全ての主要国の参加による包括的な国際枠組みに関しては、その法的位置づけの取り扱いは先送りする一方、その検討を正式に AWG-LCA の任務 (mandate) に加え、引き続き検討することとした点である。第二に、各国の排出削減対策の国際的なレビュー (review) の在り方に関しては、MRV (測定・報告・検証) /ICA (国際的な協議・分析) の具体的な仕組みについて盛り込んだ点である。具体的には、先進諸国の排出削減の取組は国際的な MRV (測定・検証・報告) の対象とした点、途上諸国の排出削減の取組に関しては、国際的なガイドラインに基づき国内での MRV を実施することとすることとし、国際的な協議・分析 (ICA: International Analysis and Consultation) の対象とすることに加え、特に、国際的な支援を受けた取組については国際的な MRV の対象とすることとした点である。第三に、京都議定書第 2 約束期間の設定については先送りする一方、第 1 約束期間と第 2 約束期間との間に空白期間が生じないように検討を進めることとし、さらに各国が京都議定書第 2 約束期間の設定に反対する権利を留保する旨を盛り込み、京都議定書第 2 約束期間の設定に反対の国々にも配慮した点である。

Espinosa 議長は、前回のコペンハーゲン会議の際の教訓を踏まえ、このテキストはメキシコが独自にまとめたメキシコ・テキスト (Mexican Text) ではなく、これまでの協議の結果を踏まえ各国の見解を反映したテキストである旨を強調した。そして、今後の調整作業は、引き続き包括的かつ透明な (inclusive and transparent) プロセスで行われる旨を強調した上で、Espinosa 議長は、各国でこの議長テキストを吟味するよう呼び掛けるとともに、COP・CMP 非公式合同総会を午後 8 時に再開する旨を宣言した。各国は議長の手腕を高く評価し、スタンディング・オベーションが起こり、拍手の嵐となった。

COP・CMP 非公式合同総会は、当初予定から 1 時間半遅れの午後 9 時半から再開され、Espinosa 議長案をベースに各国の意見の集約が図られた。COP・CMP 非公式合同総会の再開に当たり、Espinosa 議長がこの議長案はバランスを重視したものであると同時に透明なプロセスによる交渉の集大成であると強調したところ、再び会場は Espinosa 議長の手腕を称える拍手の嵐となった。

こうした中でボリビアが、議長テキストに異議を唱える発言をした。ボリビアとしては、議長にこのような議長テキストをとりまとめる権限を与えることに同意した覚えはないと主張するとともに、議長テキストは京都議定書第 2 約束期間の設定を保証しておらず、ま

⁷⁴ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 498 (December 13, 2010), 15-16.

⁷⁵ *Preparation of an Outcome to Be Presented to the Conference of the Parties for Adoption at Its Sixteenth Session to Enable the Full, Effective and Sustained Implementation of the Convention through Long-Term Cooperative Action Now, Up to and Beyond 2012: Draft Conclusions Proposed by the Chair* (FCCC/AWGLCA/2010/L.7, December 10, 2010).

⁷⁶ *Consideration of Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol: Draft Conclusions Proposed by the Chair* (FCCC/KP/AWG/2010/L.8 and adds. 1-2, December 10, 2010).

⁷⁷ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 498 (December 13, 2010), 9 and 12.

た、2℃目標を到底達成できるものではないとして、議長テキストについて改めて議論することが必要であると主張した。これに対して Espinosa 議長は、この議長テキストは各国における議論を促進するために用意されたものであって、この後、両 AWG に提出され、そこで検討され採択されることになる旨述べた。

この後、先進諸国であるか途上諸国であるかを問わず、多くの国々から、議長案を原案のまま採択することを求める発言が相次いだ。しかし、これは各国が原案が好ましいと考えた結果ではなく、各国の意見の対立点について最終的な決着をつけることなくバランスが確保され、今後の交渉の土台として受け入れ可能であったからであると考えられる。この点は、各国の発言からも読み取れる。例えば、ペルー、チリ、コロンビア及びドミニカ共和国の四カ国は、議長テキストはこれまでの交渉を反映しており、今後の交渉の出発点となるものとして、その採択を支持する旨を発言している。また、グレナダは、議長テキストは完璧なものではないが良いものであるとして、その採択を支持し、今後の交渉を進める上で有用であると発言している。また、EIG を代表して発言したスイスも、議長案は各国にとって好ましい部分と好ましくない部分が混在していることをもって、その支持を表明している。オーストラリアも、バランスが取れていることをその支持の理由として挙げている。LDC 諸国を代表して発言したレソトも、議長案はバランスがとれたものであり、翌年のダーバンの交渉に向けた良い土台となることを支持の理由に挙げている。

この他の主要各国の主な発言は以下のとおりである。EU は、議長案パッケージは今後の交渉プロセスの更なる進展に道を開くものとして、議長案を支持する旨を表明した。また米国は、コペンハーゲン合意に基づく各国の自主削減目標を正式に気候変動レジームの中に位置づけたことや、MRV（測定・報告・検証）/ICA（国際的な協議・分析）の仕組みに関し進展がみられたことなどを挙げ、今後さらに議論を進める上でのバランスが取れたパッケージとして議長案を支持した。中国は、議長案は不十分な点はあるものの各国の意見を公平に反映したものであるとして、議長案を支持した。特に、交渉においてバリ行動計画及び共通だが差異のある責任の原則が貫かれた点を強調した。インドも、バランスが取れていることをもって議長案を支持した。京都議定書第2約束期間設定に反対していた日本も、CMP 決定案において締約国の立場及び京都議定書第21条⁷⁸に基づく締約国の権利を損なうものではないとの注釈が付されており、京都議定書第2約束期間の設定は受け入れられないとの日本の立場を十分反映したものとなっているとして反対には回らず⁷⁹、議長のリーダーシップを称え、議長案の採択を支持した。

⁷⁸ 京都議定書の第2約束期間を設定するには同議定書の附属書Bの改正が必要となるが、同議定書第21条7では、かかる改正の採択には関係締約国の書面による同意が必要とされている。

⁷⁹ 「気候変動：COP16の成果（カンクン合意）に対する日本の立場」外務省，2010年12月15日，アクセス日：2014年1月1日，http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop16_position2.html。なお、カンクン合意の採択に関連して日本政府は、気候変動枠組条約事務局長に対し、京都議定書第2約束期間の設定は受け入れられないとの立場を改めて表明した坂場 COP16 担当大使名の書簡を提出している。“Mitsuo Sakaba, Ambassador for COP 16 of the UNFCCC, to Mrs. Cristiana Figueres, Executive Secretary of the UNFCCC”，外務省，2010年12月10日，アクセス日：2014年1月1日，http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/pdfs/cop16_let1012.pdf。

なお、京都議定書第2約束期間の取り扱いについては途上諸国から不満が出たものの、今後の京都議定書第2約束期間の設定につながるものであるとして途上諸国も賛成に回った。例えばキューバは、京都議定書第2約束期間の設定は今回の議長テキストにおいては盛り込まれていないが、京都議定書第2約束期間についての合意はなされたとの認識を示し、議長案を支持している。また、アラブ首長国連邦は京都議定書第2約束期間の設定に向けた強い方向性を打ち出していない点は不満としつつも、議長案を支持した。

最後に Espinosa 議長は、このパッケージ案は誰にとっても100%満足できるものではなく、いくつかの事項について継続協議の扱いとされているが、現在の交渉の進捗状況に鑑みれば、このパッケージ案が現時点ではベストのものであることを強調し、今後継続協議とされた事項については、2011年のダーバン会議(COP17・CMP7)の成功に向けて議長としてもフォローアップしていく旨を述べ、COP・CMP非公式合同総会を閉会した。そして、議長案の採択に向けた最終的な議論は、AWG-LCA、AWG-KP、COP及びCMPの場へと引き継がれた。

第2項 ポリビアの異議申し立てとカンクン合意の採択(12月11日土曜日未明)

(1) AWG-KP総会及びCMP総会における合意成立

12月11日土曜日深夜零時過ぎにAWG-KP総会が開催された⁸⁰。AWG-KPのAshe座長は、改訂座長案⁸¹及び前日提示されたエスピノザ議長のCMP決定案⁸²が議題として取り上げた。この改訂座長案については、現在の交渉の状況を反映したものであり、今次AWG-KP会合報告の附属文書として位置付けられるものであるとの説明がなされた。Ashe座長は、これらの案をCMP総会に送付することを提案したが、ポリビアが強く留保した。ポリビアの反対の理由は、同決定案において留意する旨規定されている文書(各附属書I国の削減目標を記載するとされている文書⁸³)は、現実にはまだ存在しておらず、中身の分からない内容を含む決定案についてポリビアとして賛成できないと主張したのである。これに対してAshe議長は、ポリビアの懸念については、CMPの結果報告に記録される旨述べた上で、これらの文書をCMP総会に原案のまま送付することを決定し、12月11日土曜日午前1時過ぎに閉会した。

12月11日土曜日午前2時にCMP総会が開催され、AWG-KPのAshe座長から、AWG-KPの作業結果に関する報告が行われた⁸⁴。Ashe座長は、議論の進展は見られたものの、さら

⁸⁰ Ibid., 14.

⁸¹ *Revised Proposal by the Chair* (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4, December 10, 2010).

⁸² *Consideration of Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol: Draft Conclusions Proposed by the Chair* (FCCC/KP/AWG/2010/L.8 and adds. 1-2, December 10, 2010).

⁸³ FCCC/SB/2010/INF.X.

⁸⁴ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 498 (December 13, 2010), 5.

なる作業と政治的決定が必要であると述べた上で、AWG-KPとして、京都議定書第2約束期間の設定を始めとした京都議定書の改正について合意に達することができなかつたと報告をした。ただし、今後作業を進める上で有用な文書を取りまとめることができたとし、改訂座長案⁸⁵及び及び Espinosa 議長が前日提示した CMP 決定案⁸⁶を報告した。改訂座長案においては、京都議定書について引き続き二案が併記され、一つは京都議定書第2約束期間の設定などを内容とする京都議定書改正案を採択するという案、もう一つの案は、気候変動枠組条約に基づく包括的な議定書（すなわち法的拘束力のある包括的な国際枠組み）の採択と併せて京都議定書の改定を行う方針を決定するというものであった。

この CMP 決定案に対して、ボリビアが反対を表明した。ボリビアの反対の理由は、この決定案は、京都議定書第2約束期間の設定を無期限に先送りすることにつながるものであり、プレッジ・アンド・レビュー（pledge-and-review）⁸⁷に基づく融通無碍で自主的なレジームへの気候変動レジームの変容に道を開くものであるというものであった。さらに、同決定案において留意する旨規定されている文書（各附属書I国の削減目標を記載するとされている文書）⁸⁸は現実にはまだ存在しておらず、中身の分からない内容を含む決定案についてボリビアとして賛成できないと主張したのである。これに対して Espinosa 議長は、ボリビアの懸念については CMP の結果報告に記録される旨述べた上で、同決定案をカンクン合意の一部をなすものとして採択した。

この決定に対してボリビアが、コンセンサスの欠如を理由に再度反対を表明した。ボリビアとして反対しているにもかかわらず、本決定が採択されことは大変不幸な結果であると主張した。これに対して Espinosa 議長は、決定案は既に採択されており、ボリビアの立場や見解は会議報告の中に然るべく記録されると述べた上で、コンセンサスとは全会一致を意味するものではなく、ある一国に拒否権を与えるものではないとの解釈を示し、他の193ヶ国の締約国の意向を無視することは適当ではないとして、ボリビアの主張を押し切った。

（2） AWG-LCA総会及びCOP総会における合意成立

COP 決定に関する Espinosa 議長案は、翌12月11日土曜日未明に開催された AWG-LCA 総会において議題として取り上げられた⁸⁹。AWG-LCA の Mukahanana-Sangarwe 座長は、この案を原案のまま COP 総会に送付することを提案した。これに対してボリビアは、同案は各国の意見の相違を反映したものではないとして、その送付に反対した。その反対の理由

⁸⁵ *Revised Proposal by the Chair* (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4, December 10, 2010).

⁸⁶ *Consideration of Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol: Draft Conclusions Proposed by the Chair* (FCCC/KP/AWG/2010/L.8 and adds. 1-2, December 10, 2010).

⁸⁷ 各国が自主的に排出削減・抑制目標を設定し、その達成状況を国際的にレビューすること。

⁸⁸ FCCC/SB/2010/INF.X

⁸⁹ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 498 (December 13, 2010), 12.

として、排出削減（mitigation）に関しては、同決定案においては各国の削減目標の具体的な内容が不明であり、仮にコペンハーゲン合意に基づき各国から提出された数値目標が想定されているとしても、これらの目標を足し合わせても 2℃目標を達成することはできないことを指摘した。これに対して、Mukahana-Sangarwe 座長は、大多数の国々が原案のまま COP 総会に原案のまま送付することを望んでいると述べ、ボリビアを除く全ての国がその送付に合意し、AWG-LCA は、同日午前 1 時 43 分に閉会した。

同日午前 3 時 18 分に COP 閉幕総会が開催され、AWG-LCA の Mukahanana-Sangarwe 座長が、AWG-LCA の作業結果に関する COP 決定案⁹⁰を AWG-LCA の合意に基づくものとして提出した⁹¹。AWG-LCA 座長からの決定案の報告を受けて Espinosa 議長は、当該決定案を COP として採択することを各締約国に提案した。これに対して、ボリビアが改めて反対の意思を表明した。ボリビアとして他の国々の見解に反対というわけではなく、この決定案の採択の前に、同決定案について改めて議論する機会を設けることが必要であるとボリビア主張した。このボリビアの反対意見に対して Espinosa 議長は、この決定案はこれまでの何年にもわたる議論の集大成であり、かつ、ボリビアの意見は議事録に残すとした上で、ボリビアの訴えを退け、当該決定案は原案のまま採択された

第 3 項 カンクン合意の概要

カンクン会議の Espinosa 議長は、COP 決定及び CMP 決定の一連の決定をまとめてカンクン合意と呼ぶことを宣言しており、以降、これらの一連の決定がカンクン合意と呼ばれている。カンクン合意の特色を一言で言えば、コペンハーゲン合意の主要要素を COP 決定として正式に気候変動レジームに取り込み、制度化したものとなっているという点である。すなわち、コペンハーゲン合意での合意事項を再確認したものである一方、コペンハーゲン合意で先送りされた事項はカンクン合意においても先送りされたものとなっている。ただし、どのような形で先送りするかに関しては、コペンハーゲン合意と異なり、AWG-LCA 及び AWG-KP の議論の状況を踏まえた形で一定の方向性を打ち出したものとなっており、そうした意味においてコペンハーゲン合意の単なる焼き直しではなく、ポスト京都議定書の気候変動レジームの構築に向けて、コペンハーゲン合意をさらに一歩前に進めたものとなっている。ポスト京都議定書の気候変動レジームに関するカンクン合意の主なポイントは表 4-3 のとおりである。

表 4-3 カンクン合意のポイント

●気候変動枠組条約会議決定（COP 決定）^a

①長期目標

⁹⁰ *Preparation of an Outcome to Be Presented to the Conference of the Parties for Adoption at Its Sixteenth Session to Enable the Full, Effective and Sustained Implementation of the Convention through Long-Term Cooperative Action Now, Up to and Beyond 2012: Draft Conclusions Proposed by the Chair (FCCC/AWGLCA/2010/L.7, December 10, 2010).*

⁹¹ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 498 (December 13, 2010), 3-4.

- IPCC の科学的知見を踏まえ、産業革命前に比べ地球全体の平均気温の上昇を 2℃以内に抑えたとの観点からの大幅な削減の必要性を認識。最良の科学的知見を基に、1.5℃以内とすることを含む長期目標強化の検討の必要性を認識。
- 世界全体の温室効果ガスの排出量を 2050 年までに大幅に削減するための目標を検討することを合意。

② 排出削減

(先進国・途上国共通)

- コペンハーゲン合意に基づき各国が提出した排出削減目標・行動を記載した文書に留意。

(先進国)

- IPCC の第 4 次評価報告書を踏まえ、先進国に対して国別排出削減目標の引き上げを要請。
- 先進国の取組に関する MRV (測定・報告・検証) に関するガイドラインを強化。
- 排出削減目標の達成状況及び途上国支援の状況に関する報告書を 2 年に一度提出。

(途上国)

- 2020 年において BAU 比での排出削減に向けて、その国に適切な排出削減行動 (NAMA: nationally appropriate mitigation actions) を実施
- 国際的な支援を受けた排出削減行動は、各国が自ら MRV (測定・検証・報告) を実施した上で、新たに策定されるガイドラインに従って国際的な MRV の対象となること。
- 国際的な支援を受けていない排出削減行動は、新たに策定される一般的なガイドラインにしたがって、各国が自ら MRV を実施すること。
- 各国の排出削減行動 (国際的な支援を受けたものとを受けていないものの両方を含む。) は、2 年に一度、国際的な協議・分析 (ICA: International Consultation and Analysis) の対象とすること。

③ 途上国支援

- 気候変動枠組条約締約国会議 (COP) の下に緑の気候基金 (Green Climate Fund) を創設すること。
- 先進国が共同で、2010~2012 年の 3 年間で 300 億ドルの資金を拠出すると約束したことに留意し、2020 年までに 1,000 億ドルの資金を拠出すると約束したことを認識。

④ AWG-LCA の任期延長

- AWG-LCA の任期をさらに 1 年間延長した上で、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築の検討を AWG-LCA の正式な検討事項として位置付け、2011 年のダーバン会議に向けた継続協議事項とすることを決定。

● 京都議定書締約国会合決定 (CMP 決定) ^b

- AWG-KP 座長案 ^c をベースに AWG-KP における検討作業を継続し、第 1 約束期間と第 2 約束期間との間に空白期間が生じないように、その検討結果を可能な限り速やかに京都議定書締約国会合 (CMP) において採択することに合意。
- 気候変動枠組条約事務局が作成予定の文書に掲載される附属書 I 国が提出した国別排出削減目標に留意する旨決定。ただし、京都議定書第 2 約束期間に対する各国の立場を害しない旨脚注で明記。
- 先進国全体で 1990 年比 25~45% 削減という IPCC 第 4 次評価報告書の記述を踏まえ、附属書 I 国に排出削減目標の引き上げを要請。
- 京都議定書第 2 約束期間の基準年は、第 1 約束期間と同様、原則として 1990 年とすること。

出典：カンクン合意に関する高村の概要資料を参考に筆者作成。高村ゆかり「COP16 の評価とダーバン会議への課題」, スクール「ダーバン 2011」, 2011 年 2 月 24 日, アクセス日: 2013 年 12 月 30 日, <http://www.wwf.or.jp/activities/upfiles/schdrbn01a.pdf>.

^a *The Cancun Agreements: Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention, Decision 1/CP.16 (FCCC/CP/2010/7/Add.1, March 15, 2011).*

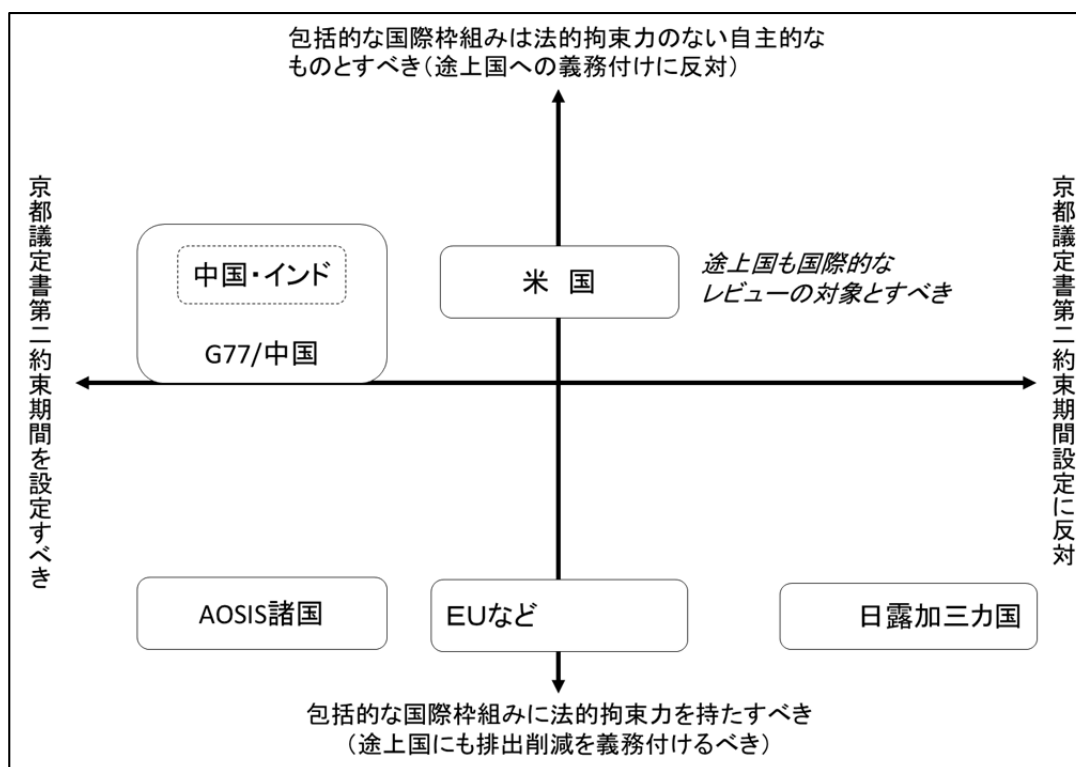
^b *The Cancun Agreements: Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at Its Fifteenth Session, Decision*

第6節 分析：主な規範的アイデアの衝突と調整

本節においては、カンクン会議における多国間交渉を二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減に関し、どの国がどのような責任を負うべきかという国際規範の制度化に関する政策アイデア（規範的アイデア）を巡るアイデア論争という観点から捉えた上で、前章で取り扱ったコペンハーゲン会議から主な規範的アイデアがどのように変化・発展し、又はしなかったのかに着目して、主な規範的アイデアの衝突・調整の過程を分析することとしたい。

第1項 カンクン会議における主な規範的アイデア

図 4-2 カンクン会議で提唱された主な規範的アイデアの対立構造



コペンハーゲン会議後、各規範的アイデアを巡る状況の変化のうち特に重要な点としては、コペンハーゲン合意を通して、米国の規範的アイデアの中核的部分（①自主的な排出削減目標の設定と②その目標の達成状況の国際的なレビューのためのMRV（測定・報告・検証）/ICA（国際的な協議・分析））が、各国・各交渉グループの広範な支持を獲得したことを挙げることができる。米国の規範的アイデアをベースとしたコペンハーゲン合意は、先のコペンハーゲン会議において採択こそされなかったものの、明確に反対の意思表示を

した国は僅か五カ国⁹²にしか過ぎず、大多数の国々がコペンハーゲン合意に賛成の立場であった。さらに、カンクン会議までにコペンハーゲン合意に賛成する旨の文書を気候変動枠組条約事務局に登録した国々は約 140 カ国であり、このうちコペンハーゲン合意に基づく自主削減目標を提出した国々も約 80 カ国であった⁹³。これら約 80 カ国の二酸化炭素排出量が全世界の排出量に占める割合は 8 割を超え、かつ、これら約 80 ヶ国には全ての主要国が含まれており⁹⁴、コペンハーゲン合意は強い支持基盤を持つものとなったのである。そして、コペンハーゲン会議では京都議定書第 2 約束期間を求める途上国の主張が極めて強いことが明らかとなったことも踏まえ、コペンハーゲン会議での主な四つの規範的アイデア（①米国以外の先進諸国の規範的アイデア、②AOSIS 諸国の規範的アイデア、③米国の規範的アイデア、④G77/中国（特に BASIC グループ）も、その多くがコペンハーゲン合意を基礎としつつ、何らかの変化・発展を遂げることとなった（図 4-2 参照）。

（１） 米国の規範的アイデア：コペンハーゲン合意の具体化

米国の規範的アイデアを中核要素とするコペンハーゲン合意が前述のように広範な支持を獲得するに至ったことから、米国の規範的アイデアの中核的要素は、コペンハーゲン会議の時点とカンクン会議の時点とで殆ど変化はみられなかった。そして、米国の規範的アイデアの中核的な要素を盛り込んだコペンハーゲン合意を基礎とした合意をカンクン会議において正式に採択し、気候変動レジームの一部として正式に制度化させることがカンクン会議における米国の規範的アイデアの主眼となった。さらに、米国の規範的アイデアにおいては、コペンハーゲン合意の単なる制度化にとどまらず、コペンハーゲン合意で方向性のみが打ち出された国際的なレビューのための仕組みの具体化に重点が置かれる形となった。具体的には、途上国による対策の進捗状況をチェックするための MRV（測定・報告・検証）と ICA（国際的な協議・分析）の仕組みの具体化に重点が置かれることとなった⁹⁵。

（２） 附属書 I 国（米国を除く先進諸国）の規範的アイデアの分裂

共通だが差異のある責任の原則や京都議定書第 2 約束期間設定に関する先行規範を盾に京都議定書第 2 約束期間の設定を求める途上諸国の主張が極めて強固なものであることを

⁹² ベネズエラ、キューバ、ニカラグア、ボリビア及びスーダンの 5 カ国。環境省「COP15（於コペンハーゲン）における主な成果と概要」（第 6 回環境省政策会議配布資料，平成 21 年 12 月 22 日），3，アクセス日：2013 年 12 月 28 日，http://www.env.go.jp/council/seisaku_kaigi/epc006/mat01.pdf。

⁹³ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 487 (November 29, 2010), 2; 詳細について、“Copenhagen Accord,” UNFCCC, accessed September 30, 2012, http://unfccc.int/meetings/copenhagen_dec_2009/items/5262.php。

⁹⁴ 環境省編『環境・循環型社会・生物多様性白書』平成 22 年版（日経印刷，2010），45。

⁹⁵ “COP16 Plenary Statement of U.S. Special Envoy for Climate Change Todd Stern,” UNFCCC, accessed 31 December 2013, http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101209_cop16_hls_usa.pdf。

コペンハーゲン会議で認識せざるを得なくなった附属書 I 国（米国を除く先進諸国）の規範的アイデアは、コペンハーゲン会議の経験を踏まえ、二つの異なった方向に変化・発展することとなった。一つは、途上諸国の主張の要素を一部取り入れ、京都議定書第 2 約束期間の設定を条件付きで容認する EU などの規範的アイデアであり、もう一つは、途上諸国の規範的アイデアに対抗するため、京都議定書第 2 約束期間設定反対という点をより強調することとなった日露加（特に日本）の規範的アイデアであった。

EU の規範的アイデア：京都議定書第 2 約束期間の設定を条件付きで受け入れ

コペンハーゲン合意の採択失敗は、気候変動交渉におけるリーダー役を自認してきた EU に大きな衝撃を与えた。EU は当初、コペンハーゲンにおいてポスト京都議定書の国際枠組みに関する合意を成立させることを目標に周到な準備を重ねてきたにもかかわらず、自らが提唱した規範的アイデアは途上諸国の反発で主導的影響力を発揮できず、次善の策として米国の規範的アイデアに相乗りを余儀なくされたものの、この米国の規範的アイデアを基にとりまとめられたコペンハーゲン合意も、議事運営上の不手際を指摘され少数の国々の反対で採択に失敗した。また、ポスト京都議定書の気候変動レジームの在り方について明確なメッセージを発出できなかったことは、EU 各国の国内に大きな政治的・経済的な影響をもたらした。

こうした状況を踏まえ、EU としての積極姿勢を引き続き内外に示すため、1990 年比で 30%削減目標を引き続き堅持するとともに京都議定書第 2 約束期間の設定を EU として受け入れることを検討する用意がある旨を表明することとし、カンクン会議においては、コペンハーゲン合意を基礎として全ての主要排出国を対象とする法的拘束力のある包括的枠組みを構築すべきであり、この法的拘束力のある包括的な枠組の一部をなすものとして京都議定書第 2 約束期間の設定を位置付けるべきであるとの規範的アイデアを提唱することとされた⁹⁶。この結果、EU の規範的アイデアは、法的拘束力のある包括的な国際枠組みと京都議定書第 2 約束期間との二つの法的枠組みの併存を許容する規範的アイデアとなった。この点が、あくまでも京都議定書第 2 約束期間の設定に反対し法的拘束力のある一つの包括的な国際枠組みの構築を訴える日本などの規範的アイデアとの大きな違いとなった。

なお、法的拘束力のある包括的な国際枠組みについてカンクン会議において合意することは困難であると EU は当初から認識しており、カンクン会議においては、法的拘束力のある包括的な国際枠組みについて将来合意する可能性を残すことに主眼が置かれたものとなった⁹⁷。

⁹⁶ Council of the European Union, *Preparations for the 16th Session of the Conference of the Parties (COP 16) to the United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC) and the 6th Session of the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol (CMP 6) (Cancún, 29 November to 10 December 2010): Council Conclusions* (Brussels, 14 October 2010, 14957/10).

⁹⁷ “Statement by Mrs. Joke Schauvillege, Chair of the European Council for Environment, Flemish Minister for Environment, Nature and Culture, Opening High Level Segment COP-16/CMP-6, Cancún, 7 December 2010,” UNFCCC, accessed December 31, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101209_cop16_hls_eu.pdf;

日露加（特に日本）の規範的アイデア：京都議定書第2約束期間設定拒否が前面に

日露加、特に日本の規範的アイデアの中核的な要素は、全ての主要国の参加による法的拘束力のある一つの国際枠組みの構築であり、一部の先進諸国のみには法的削減義務を課す京都議定書第2約束期間の設定は実効性に欠け不相当であるというものであった。そして、コペンハーゲン合意に盛り込まれた全ての主要国の参加による包括的な国際枠組みの構築は、法的な枠組ではないものの、日本の規範的アイデアと方向性は同じであることから、カンクン会議においては、コペンハーゲン合意を基礎とする法的拘束力のある包国際枠組みの法的枠組を構築すべきであるとの規範的アイデアを日本は提唱することとなった⁹⁸。その一方で、日本の規範的アイデアにおいては、京都議定書第2約束期間設定に反対という点がより強調されるものとなっていた。すなわち、京都議定書第2約束期間の設定は一部の先進国のみには法的義務を課す現行の国際枠組みの固定化につながり、世界全体の排出削減の実効性を確保する上では却ってマイナスであるとして、その設定に強く反対する規範的アイデアを提唱したのである⁹⁹。

(3) G77/中国グループの規範的アイデア（目立つ中国・インドの独自性）

コペンハーゲン会議において大多数の国々がコペンハーゲン合意を支持するに至る過程において、G77/中国グループの規範的アイデアも、コペンハーゲン合意の中核的な要素を取り込んだものへと変化・発展を遂げた。すなわち、コペンハーゲン会議において、G77/中国グループ（特に BASIC グループ）が反対していた途上国の取組の国際的なレビューの仕組み（MRV（測定・報告・検証）／ICA（国際的な協議・分析））を受け入れたものへと変化・発展を遂げた。その一方で、バリ行動計画を受けた包括的な国際枠組みの法的拘束力の有無については、G77/中国グループ諸国の対応は大きな温度差が生じた。途上諸国も含めた全ての主要国を対象とした世界全体の温室効果ガスの排出削減の実効性を担保するためには法的拘束力のある包括的な国際枠組みとすることが必要と訴える先進諸国や AOSIS 諸国などの一部途上国の主張が極めて強固なものであることをコペンハーゲン会議で学習した G77/中国グループの規範的アイデアは、コペンハーゲン会議の経験を踏まえ、G77/中国グループ全体としては、京都議定書第2約束期間の設定が担保されるのであれば

“Statement by European Commissioner for Climate Action, Connie Hedegaard, at the Opening of the High-Level Segment of COP-16/CMP-6, Tuesday 7 December 2010,” UNFCCC, accessed December 31 2013, http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101209_cop16_hls_eu.pdf.

⁹⁸ “Statement by Minister of the Environment, Japan, Ryu Matsumoto,” UNFCCC, December 9, 2010, accessed December 31, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101209_cop16_hls_japan.pdf.

⁹⁹ 「京都議定書に関する日本の立場」（平成 22 年 12 月），外務省，アクセス日：平成 25 年 12 月 31 日，http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/kp_pos_1012.html.

法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築には積極的には反対しなくなった。現に G77/中国グループとしての発言においては、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に反対という主張は展開されなかったことから¹⁰⁰、こうした G77/中国の規範的アイデアの変化がみてとれる。この結果、G77/中国グループの規範的アイデアと中国・インドの規範的アイデアは、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築の有無にかかわらず、まずは京都議定書第 2 約束期間を設定すべきという点では同じ規範的アイデアであったものの、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に引き続き強く反対する中国やインドなどの規範的アイデアの独自性が増すこととなった。そして、カンクン会議における中国・インドの発言においては、先進諸国が率先して温室効果ガスの排出削減対策に取り組むべきであり、京都議定書第 2 約束期間を設定するべきであるとする一方、途上諸国による排出削減対策は法的義務に基づくものではなく、コペンハーゲン合意を基礎とした包括的な国際枠組みの下での自主的な取組として位置付けられるべきものであり、その義務の内容及び法的性格において、先進諸国の取組と途上諸国の取組とは当然に異なるべきであるとの主張が展開された。その主張の根拠は共通だが差異のある責任の原則であった。

(4) AOSIS 諸国の規範的アイデア：法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けた議論の場の設置と京都議定書第 2 約束期間の設定

AOSIS 諸国の規範的アイデアの中核的要素は、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築であり、その実現のため、京都議定書第 2 約束期間の設定に加えて、京都議定書に基づく排出削減義務を負っていない国々を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築という二つの法的拘束力のある国際枠組みの構築を求めたものであった。しかしながら、AOSIS 諸国の規範的アイデアは、前章で述べたようにコペンハーゲン会議での多国間交渉において、EU や日本などの規範的アイデアと BASIC グループの規範的アイデアとの対立の陰に隠れ、殆ど影響力を発揮することができなかった。こうした状況を踏まえ、カンクン会議における AOSIS 諸国の規範的アイデアは、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの COP17 での採択に向けた検討の場づくりと検討スケジュール設定の提案に重点を置いたものへと変化・発展を遂げた。そして、カンクン会議において AOSIS 諸国は、法的オプションの検討を正式な議題として位置付け、そのための検討の場を設けるとともに、その検討の結果を踏まえ、2011 年のカンクン会議 (COP17) において法的拘束力のある文書を採用すべきであるとの規範的アイデアを提唱するに至った¹⁰¹。

¹⁰⁰ “Statement on Behalf of the Group of 77 and China by H.E. Mr. Abudlrahman Fadel Al-Eryani, Head of Delegation of the Republic of Yemen, at the Joint High-Level segment of the Sixteenth Session of the Conference of the Parties of the Climate Change Convention and the Sixth Session of the Conference of the Parties Serving as a Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol (COP 16/CMP6) (Cancun, Mexico, 7 December 2010),” UNFCCC, accessed December 31, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101207_cop16_hls_yemen_g77.pdf.

¹⁰¹ 詳細については、本論文第 4 章第 3 節第 2 項。

第2項 カンクン会議における主な規範的アイデアの優劣

カンクン会議における規範的アイデアの衝突と調整は、バリ行動計画を受けた包括的な国際枠組みの実効性確保のための仕組み、②当該国際枠組みの法的拘束力の取り扱い、そして、③京都議定書第2約束期間の設定の扱いの三つの論点を巡って展開した。このうち、①の論点を巡る攻防においては、コペンハーゲン合意の土台となった米国の規範的アイデアに対抗する主な規範的アイデアはもはや存在せず、米国の規範的アイデアが終始主導的影響力を発揮したと評価できる。一方、②と③の二つの論点については、主な規範的アイデア間のバランスを取る形で調整が図られ、いずれもダーバン会議に向けた検討事項として先送りされたが、どのような形で先送りするかに関しては、各規範的アイデア間で優劣が明らかとなっていた。

(1) 包括的な国際枠組みの実効性確保の仕組みづくりを巡る攻防：米国の規範的アイデアの優越

カンクン会議のベースとなったのはコペンハーゲン合意であり、そうした意味において、カンクン会議で主導的な影響力を発揮したのは、コペンハーゲン合意の土台となった米国の規範的アイデアであったと評価することができる。コペンハーゲン合意は、前述のとおりカンクン会議開催時点において既に大多数の国々の支持を獲得しており、かつ、主な規範的アイデアのいずれもがコペンハーゲン合意を前提とするものに変化・発展を遂げていたことから、コペンハーゲン合意の内容をベースにカンクン合意が成立したのは、いわば自然の成り行きであったと評価することができる。コペンハーゲン合意のカンクン合意への反映という点に関しては、主な規範的アイデアの間で意見の相違はなく、論点としては途上国の取組のMRV（測定・報告・検証）やICA（国際的な協議・分析）などの仕組みに関し、コペンハーゲン合意の内容をどこまで具体化するかという点が論点として残されていたに過ぎないといえる。このように、米国の規範的アイデアについては、コペンハーゲン合意を通して他の主な規範的アイデアがすべてバンドワゴンした結果、米国の規範的アイデアへの対抗的規範的アイデアは事実上存在しない結果となったと評価することができる。

(2) 法的拘束力のある包括的な枠組を巡る攻防：AOSISの規範的アイデアの主導的な影響力

カンクン合意においては、包括的な国際枠組みの法的拘束力の有無については特段の方針は規定されておらず、そうした意味において法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を求めるEUや日本などの先進諸国やAOSIS諸国の規範的アイデアと、京都議定書第2約束期間の設定がまずは先であるとし、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に消極的なG77/中国グループ（特に中国・インド）の規範的アイデアが相互に拮抗し、お互いに相手に対して優位な立場に立てなかったものとも考えられる。しかしながら、法的拘束

力のある包括的な国際枠組みの構築に関しては、前述のとおり、カンクン合意において正式な検討事項に格上げされ、コペンハーゲン合意と比べれば明らかに法的拘束力のある枠組みの構築に向けて議論が一步前進した形となっている。そしてこの点に関し、特に主導的な影響力を發揮したのは AOSIS 諸国が提唱した規範的アイデアであったと考えられる。法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を求める点においては、AOSIS 諸国の規範的アイデアは、EU や日本などの先進諸国が提唱していた規範的アイデアと同じであるが、そのための具体的な議論の場や検討スケジュールの提案を含むものであった点において、より具体的なものであった。そして、こうした AOSIS 諸国の規範的アイデアが反映される形で、カンクン合意においては、バリ行動計画において気候変動枠組条約締約国会議(COP)での採択を目指すこととされた「合意された結果 (agreed outcome)」の法形式について議論することが、AWG-LCA の正式な任務として位置付けられることとなった。したがって、法的拘束力のある国際枠組みの構築そのものについて合意が成立したわけではないものの、そのための議論をすることが正式に議題として位置付けられた点において、AOSIS 諸国が提唱した規範的アイデアが主導的な影響力を發揮したと評価することができる。そして、この AOSIS 諸国の規範的アイデアと衝突したの中国やインドの規範的アイデアであり、カンクン合意において法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築について具体的な方向性を打ち出せなかったのは、中国やインドの反対が強かったことが主な要因であったと考えられる。

(3) 京都議定書第2約束期間を巡る攻防：二つの規範的アイデアの拮抗

次に京都議定書第2約束期間の取り扱いに関しては、カンクン会議冒頭から日本が京都議定書第2約束期間設定への反対論を展開し、大きな波紋を呼んだ。日本の規範的アイデアのポイントは、世界全体の排出量の3割弱しかカバーしていない京都議定書は実効性に欠け、その第2約束期間の設定は一部の先進国のみ削減義務を課す現状の気候変動レジェームの固定化につながるため、京都議定書第2約束期間を設定するのではなく、全ての主要排出国の参加による法的拘束力のある包括的な国際枠組みを構築すべきであるというものであった。しかしながら、日本が提唱するこうした規範的アイデアを支持したのはロシア及びカナダの二カ国にとどまり、大多数の国々からは支持を獲得することはできなかった。日本の規範的アイデアのうち、京都議定書第2約束期間設定のみでは不十分であり、包括的な国際枠組みの構築が必要であるという点については、各国との個別会談等を通して多くの国々の理解を得ることに成功したとも考えられる¹⁰²。しかしながら、日本の規範的アイデアにおいては、京都議定書第2約束期間を設定するか、それとも法的拘束力のある包括的な国際枠組みを構築するかの二者択一論で議論が展開されていたのに対し、他の多くの国々は、京都議定書第二約束期間の設定と包括的な国際枠組みの構築（法的拘束力の有無の問題を含む。）の両方を含んだパッケージの枠組みで議論を展開しており、議論の前提自体が日本とその他の国々との間では異なっていた。このため、京都議定書第2約束期間の設定だけでは不十分であり、だからこそ包括的な法的拘束力のある枠組みの構築が必

¹⁰² 松本『環境外交』135-38.

要であるとの日本の主張に理解が得られても、そのことをもって直ちに京都議定書第2約束期間の設定反対という日本の規範的アイデアへの支持には繋がらなかったと考えられる。

このように京都議定書第2約束期間設定反対という日本の規範的アイデアは各国の支持を集めることができず、代わりに、①京都議定書第2約束期間の設定を無条件で求める途上諸国（G77/中国グループ、中国・インド、AOSIS 諸国など）の規範的アイデアと②法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を条件として京都議定書第2約束期間設定を容認する規範的アイデア（EU などの規範的アイデア）の二つの規範的アイデアが拮抗する形で、議論が展開することとなった。こうした議論を踏まえカンクン合意においては、京都議定書の第1約束期間と第2約束期間との間に空白期間が生じることのないよう、AWG-KPの検討作業を終え、その結果を速やかにCMPで採択することについて合意が成立するとともに¹⁰³、AWG-KP座長案¹⁰⁴をベースに検討作業を継続することとされ、同座長案に置いては法的拘束力のある包括的な国際枠組みの一部をなすものとして京都議定書第2約束期間の設定を受け入れるEUなどの規範的アイデアと、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築の有無にかかわらず（すなわち、この点を条件とせずに）京都議定書第2約束期間を設定すべきであるとする途上諸国の規範的アイデアの双方をそれぞれ反映したオプション案が併記される形となった。

一方、京都議定書第2約束期間の設定に反対という日本の規範的アイデアは、ロシアやカナダ二カ国の支持を得たものの、それ以上の支持の広がりには得られず、前述のAWG-KP座長案¹⁰⁵においては、オプションとしては記載されなかった。代わりに、日本の規範的アイデアに配慮する形で、カンクン合意においては、各国の立場を害するものではないとの脚注が記載されることとなった。

したがって、京都議定書第2約束期間の取り扱いに関する論点については、途上諸国（G77/中国、中国・インド、AOSIS 諸国など）の規範的アイデアとEUなどの規範的アイデアが有力な規範的アイデアとして拮抗する一方、京都議定書第2約束期間設定反対という日露加の規範的アイデアは、有力な対抗馬としての地位を獲得するに至らなかったと評価することができる。

第3項 カンクン合意の分析：主な規範的アイデアの反映状況

(1) 全ての主要排出国の参加による包括的かつ自主的な枠組の構築

カンクン合意の最大のポイントの一つは、コペンハーゲン合意を土台として、全ての主要排出国の参加による包括的かつ自主的な枠組の構築について合意が成立したことである。これまでは京都議定書に基づき一部の先進国だけに排出削減義務が課せられていたのに対

¹⁰³ *The Cancun Agreements: Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at its Fifteenth Session, Decision 1/CMP.6 (FCCC/KP/CMP/2010/12/Add.1, March 15, 2011), para. 1.*

¹⁰⁴ *Revised Proposal by the Chair (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4, December 10, 2010).*

¹⁰⁵ *Ibid.*

し、自主的な排出削減目標とはいえ、それ以外の国々に対しても一定の排出削減の取組を求めるものとなった点で画期的なものであると評価できる。さらにカンクン合意は、コペンハーゲン合意の内容をさらに具体化したものとなっている。コペンハーゲン合意においては、全ての主要国の参加による国際枠組みの構築が盛り込まれており、その基本的骨格はプレッジ・アンド・レビュー方式である。その具体的な柱は、①主要国による自主削減目標の設定、②当該目標の達成状況についての国際的なレビューの仕組み（MRV と ICA）の二点である。このうち、各国の自主削減目標については、カンクン合意において COP 決定に根拠を有する正式な目標として位置付けられ、国際的なレビューのための仕組みについては、カンクン合意はこのコペンハーゲン合意をベースに、さらにその具体化を図ったものとなっている。

コペンハーゲン合意は、米国の規範的アイデアを土台としたものであり、特に、全ての主要排出国の参加によるこの包括的な国際枠組みの実効性の確保のための仕組みは、米国の規範的アイデアの中核的な要素である。したがって、包括的な枠組の実効性の確保のための措置については、米国の規範的アイデアの骨格がカンクン合意に反映されたものとなっている。

（２） 法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築

カンクン合意がこれまでの合意よりも一歩踏み込んだ点は、包括的な国際枠組みの法的な位置づけに関する論点を正式に検討事項として位置付けた点である。コペンハーゲン合意を基礎とした前述の包括的な国際枠組みは COP 決定に基づくものであって、京都議定書のような法的文書として採択されたものではないため、法的拘束力のない自主的な枠組となっている。そして、コペンハーゲン合意においても、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に関しては特に定められておらず、その前のバリ行動計画においても、包括的な国際枠組みの法的位置づけについては検討項目としては挙げられていなかった。こうした中で、カンクン合意においては、AWG-LCA の任期をさらに 1 年間延長した上で、バリ行動計画、カンクン合意及び気候変動枠組条約第 17 条に基づく各国からの新たな議定書の提案を踏まえ、包括的な国際枠組の構築に関する AWG-LCA の検討結果の法的位置づけについて検討する旨が新たに盛り込まれた。これにより、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築の是非が正式に AWG-LCA の検討課題として位置付けられたという点で、コペンハーゲン合意よりも前進したものとなっている。包括的な国際枠組みの法的位置づけに関する議論の場の設定は、主として AOSIS 諸国の規範的アイデアが色濃く反映されたものと考えられる。ただし、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けた方針を打ち出すには至らなかった点は、中国やインドの規範的アイデアとの調整が図られた結果であると考えられ得る。

（３） 京都議定書第 2 約束期間の取り扱い

京都議定書第 2 約束期間の取り扱いについても引き続き検討することとされたものの、コペンハーゲン合意よりも一歩踏み込んだ内容がカンクン合意に盛り込まれた。コペンハ

ーゲン合意においては、京都議定書第2約束期間の設定の是非については特段の方針は示されなかったのに対し、カンクン合意においては、京都議定書の第1約束期間と第2約束期間との間に空白期間が生じることのないよう、AWG-KPの議論を終え、その結果を速やかに京都議定書締約国会議決定（CMP決定）することについて合意された。このように、具体的にいつまでに京都議定書第2約束期間を設定するかは明示されなかったものの、京都議定書第2約束期間の設定に向けて一步議論が進んだ形となった。この点は、京都議定書第2約束期間の設定を求める途上諸国（G77/中国グループ、中国・インド、AOSIS諸国など）の規範的アイデアが反映されたものと考えられる。

また、カンクン合意においては、京都議定書第2約束期間に関する検討に当たっては、カンクン会議までの議論の状況を取りまとめたAWG-KP座長案¹⁰⁶を踏まえ検討を継続することとされた。この座長案においては、AWG-LCAの議論の進捗如何にかかわらず、それとは別個独立のものとして京都議定書第2約束期間を設定するとの案（途上国側の規範的アイデアを反映した案）と、AWG-LCAの検討結果を踏まえた包括的な議定書の採択と併せて京都議定書第2約束期間を設定するとの案（EUなどの規範的アイデアを反映した案）の2案が併記される一方、京都議定書第2約束期間を設定しないという日本などの規範的アイデアを反映したオプションは記載されなかった。

ただし、カンクン合意においては、京都議定書第2約束期間に関する各国の立場を害しない旨が記載されており¹⁰⁷、京都議定書第2約束期間の設定に反対する日本などの規範的アイデアにも一定の配慮がなされる形となっている。

第4項 まとめ

カンクン合意はコペンハーゲン合意を基礎にとりまとめられた。したがって、カンクン会議において主導的な影響力を発揮したのは、コペンハーゲン合意の土台となった米国の規範的アイデアであったと評価することができる。ただし、米国の規範的アイデアの主導的な影響力は、コペンハーゲン会議の際と同じく、全ての主要国を対象とした包括的な国際枠組みの構築と、その国際的なレビューの仕組みに関する論点に関するものにとどまった。

米国の規範的アイデアは、包括的な国際枠組みの法的拘束力の有無の問題や京都議定書第2約束期間の取り扱いという二つの論点については基本的にニュートラルな規範的アイデアであり、この二つの論点を巡る攻防においては、米国の規範的アイデア以外の規範的アイデアが主役を演ずることとなった。京都議定書第2約束期間の取り扱いに関しては、京都議定書第2約束期間の設定に反対という日露加（特に日本）の規範的アイデアは主導的な影響力を発揮することはできず、代わりに法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築とセットで京都議定書第2約束期間の設定を容認するEUなどの規範的アイデアと、包括的な国際枠組みの法的拘束力の有無にかかわらず無条件で京都議定書第2約束期間を

¹⁰⁶ *Revised Proposal by the Chair* (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4, December 10, 2009).

¹⁰⁷ *The Cancun Agreements: Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at its Fifteenth Session, Decision 1/CMP.6* (FCCC/KP/CMP/2010/12/Add.1, March 15, 2011), 3n1.

設定すべきとする途上諸国（G77/中国グループ、中国・インド、AOSIS 諸国など）の規範的アイデアが拮抗する結果となった。

一方、包括的な国際枠組みの法的拘束力の有無を巡る論点については、法的拘束力のある国際枠組みの構築を求める EU や日本などの先進諸国、特に、その議論の場の設定を求める AOSIS 諸国の規範的アイデアが G77/中国（特に中国やインド）の規範的アイデアに対して優位な立場に立ち、カンクン合意のとりまとめに当たってより強い影響力を発揮したと評価することができる。

本章を通じて浮かび上がった主な検討課題は、次の三点である。第一に、包括的な国際枠組みの法的拘束力の有無に関する議論の場の設置を求める AOSIS 諸国の規範的アイデアがなぜ会議全体の流れを左右するほどの主導的影響力を発揮できたのか。第二に、京都議定書第 2 約束期間の設定反対という日本の規範的アイデアがなぜ各国の支持を得られなかったのか。逆に言えば、京都議定書第 2 約束期間設定を求める規範的アイデアが、なぜ強い影響力を発揮し続けることができたのか。そして第三に、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築とセットで京都議定書第 2 約束期間の設定を容認する EU などの規範的アイデアと、包括的な国際枠組みの法的拘束力の有無にかかわらず無条件で京都議定書第 2 約束期間を設定すべきとする途上諸国の規範的アイデアとがなぜ拮抗する結果となり、互いに相手に対して優位に立てなかったのか。これらの検討課題については、第 6 章で改めて検証することとしたい。

第5章 ダーバン会議（2011年）の事例：ポスト京都議定書に関する基本合意の成立

表 5-1 ダーバン会議（COP17・CMP7）の日程（当初予定）

第1週	11月28日（月）	ダーバン会議開幕 - 気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）開幕総会 - 京都議定書第17回締約国会合（CMP7）開幕総会 - 気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会第15回会合第4次再開会合（AWG-LCA 15-4）開幕総会 - 京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会第17回会合第4次再開会合（AWG-KP 17-4）開幕総会
第2週	12月6日（火）	閣僚級によるハイレベル協議（High-Level Segment）の開始
	12月7日（水） ～12月9日（金）	COP・CMP 合同会合の開催
	12月9日（金）	決定案の採択 - COP 総会での採択（COP 決定） - CMP 総会での採択（CMP 決定）
	〃	ダーバン会議閉幕

出典：気候変動枠組条約事務局資料に基づき筆者作成。Provisional Agenda and Annotations: Note by the Executive Secretary (FCCC/CP/2011/1, September 19, 2011); Provisional Agenda and Annotations: Note by the Executive Secretary (FCCC/KP/CMP/2011/1, September 19, 2011).

2011年11月28日月曜日から12月9日金曜日までの2週間の予定（表5-1参照）で南アフリカ・ダーバンで開催されたダーバン会議（気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）・京都議定書第7回締約国会合（CMP7））における主たる論点は、前年のカンクン会議（COP16・CMP6）の議長であったEspinosaメキシコ外務大臣によるダーバン会議での開会挨拶¹に明確に示されているようにカンクン合意の実施のためのガイドライン等の細目の決定（MRV（測定・報告・検証）／ICA（国際的な協議・分析）のガイドラインの策定や緑の気候基金の詳細な制度設計。）及び京都議定書第2約束期間の設定の二つと当初は捉えられていた。そして、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築については、ダーバン会議においては大きな方向性を示せばよいと考えられ、あくまでも将来的な課題として捉えられていたのである²。

こうした状況の中でEUは、京都議定書第2約束期間の設定を強く求める途上諸国の主張をいわば人質に取る形で、将来の法的枠組みに関してさらに具体的で実効ある内容につい

¹ “Remarks by Ambassador Patricia Espinosa, Secretary of Foreign Affairs of Mexico, at the Opening of the COP17/CMP7 (Durban, South Africa, November 28, 2011),” UNFCCC, accessed September 30, 2012, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/cop17cmp7_opening_stat_espinosa.pdf.

² Earth Negotiations Bulletin 12, no. 523 (November 28, 2011), 1.

てダーバン会議において合意することを要求し、この将来の包括的な法的枠組みに向けたロードマップの採択が、ダーバン会議の主要なアジェンダの一つとして躍り出ることとなった。EUは、ダーバン会議初日のCOP総会において、気候変動レジームの中核としての京都議定書の重要性を強調しつつ、自らが京都議定書第2約束期間に参加するための前提条件として、全ての主要国を対象とする法的拘束力を有する新たな国際枠組みを2015年までに採択することを定めた明確なスケジュールについて合意が成立することを要求した。そして、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に消極的な中国・インドとの間で、激しい議論の応酬が繰り返されることとなった。

第1節 ダーバン会議前夜までの状況：複雑に絡み合う二つの争点

第1項 AWG-LCA 及び AWG-KP での平行線を辿る議論（2011年4月、6月、10月）

2010年のカンクン会議の翌年の2011年においては、同年末に予定されているダーバン会議における合意形成に向けて、AWG-LCA（気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会）及びAWG-KP（京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会）の二つのAWGが3回にわたって開催された。第1回目は4月にタイ・バンコクで、第2回目は6月にドイツ・ボンで、第3回目は10月にパナマ・パナマシティで開催された³。一連の交渉においては、京都議定書第2約束期間の設定と法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を巡る二つの論点について、各国・各交渉グループ間の意見の相違を埋められないまま、議論は平行線を辿った⁴。日本、カナダ、ロシアの三カ国は京都議定書第2約束期間に参加しない旨を明らかにしており、EUは、将来の法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けた道筋についての合意なくして、京都議定書第2約束期間の設定には賛成できないという立場であった。一方米国は、そうした法的拘束力のある包括的な枠組みの構築に向けた合意の機はまだ熟していないとの立場を表明し、あくまでもカンクン合意等の実施の加速化に議論の焦点を絞るべきであるとの主張をしており、米国の主張とEUの主張とが折り合わない状況にあった。途上諸国に関しては、京都議定書第2約束期間の設定を求める点では一致していたものの、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に関しては必ずしも一枚岩ではなかった。例えばAOSIS諸国は、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を明確に求めていた一方、中国やインドは、法的拘束力のある包括的な枠組みの構築には消極的な姿勢を示していた。こうした状況の下、京都議定書第2約束期間の設定と法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を巡る二つの論点の決着は2011年11月28日月曜日からは始まるダーバン会議での交渉の場へと持ち越されることとなった。

³ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 523 (November 28, 2011), 2.

⁴ *Earth Negotiations Bulletin* 12 no. 521 (October 10, 2011), 14.

第2項 京都議定書第2約束期間の空洞化の危機

京都議定書第2約束期間設定に関して重要な点は、仮に京都議定書第2約束期間が設定されても主要な附属書I国（京都議定書に基づく排出削減義務を負っている国々。米国を除く先進諸国。）がこれに参加しなければ、実質的には京都議定書第2約束期間の設定は意味を失うこととなるという点であった。そして附属書I国のうち、日本、ロシア及びカナダの三カ国は、いかなる条件の下であれ京都議定書第2約束期間に参加する意図がない旨、ダーバン会議開幕前から公式に表明しており⁵、京都議定書第2約束期間の空洞化の危機が現実のものとなりつつあった。日本、ロシア及びカナダの三カ国が京都議定書第2約束期間の設定に参加しないとすれば、世界全体の二酸化炭素排出量のうち、京都議定書に基づく排出削減義務を負っている国々の排出量は約26%から約15%へとほぼ半減することとなり⁶、第1約束期間（2008年～2012年）においてさえ実効性が乏しいと批判されている京都議定書の基盤が大きく揺らぐ形となっていた。

さらにダーバン会議開催日当日の11月28日月曜日になると、カナダが京都議定書から2011年内に脱退する方針（すなわち、京都議定書に基づき現在負っている第一約束期間の削減義務も放棄する方針）であるとの報道がなされ、カナダ政府は当該報道を否定も肯定もしなかった⁷。京都議定書を正式脱退した国はこれまで一つもなく⁸、ダーバン会議開催日というタイミングにおけるこのカナダの離脱報道はダーバン会議の見通しに暗い影を投げかけることとなった⁹。

こうした中で京都議定書の第2約束期間を設定するためには、京都議定書附属書I国のうち、残る唯一の主要排出国グループであるEUの賛同を得ることが不可欠な状況であった。EUは、他の附属書I国が京都議定書第2約束期間に参加しなくても、全ての主要国が参加する包括的な法的枠組みを2020年までに構築するというロードマップについて合意が成立するのであれば、京都議定書第2約束期間にEUとして参加する用意があるとの

⁵ ロシアは2010年12月9日に、日本は同年12月10日に、カナダは翌2011年6月8日に、気候変動枠組条約事務局に対して、京都議定書第2約束期間に参加する意思のない旨の方針を伝えている。*Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at Its Sixteenth Session, Decision 1/CMP.7 (FCCC/KP/CMP/2011/10/Add.1, March 15, 2012), 7nnp-r.*

⁶ IEAのデータを基に筆者集計。IEA, *CO₂ Emissions from Fuel Combustion: Highlights*, 2011 ed. (Paris: IEA, 2011), 46.

⁷ David Ljunggren, “Canada Won’t Confirm It’s Pulling out of Kyoto,” *Reuters*, November 28, 2011, accessed January 2, 2014, <http://www.reuters.com/article/2011/11/28/us-carbon-canada-kyoto-idUSTRE7AR1MO20111128>; 「京都議定書カナダ脱退か」『日本経済新聞』2011年11月29日夕刊2面縮刷版1510。なお、カナダ政府は、ダーバン会議終了後の2011年12月15日に京都議定書からの脱退を正式に気候変動枠組条約事務局に通知した。“Status of Ratification of the Kyoto Protocol,” UNFCCC, accessed January 2, 2014, http://unfccc.int/kyoto_protocol/background/items/6603.php.

⁸ 米国は京都議定書に批准しておらず、当初から京都議定書の締約国ではない。

⁹ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 524 (November 29, 2011), 2.

方針をダーバン会議前の 2011 年 10 月に決定しており¹⁰、EU が合意すれば京都議定書第 2 約束期間の設定について合意が成立する可能性が残されていた。しかしながら、中国などの新興国は、ダーバン会議開幕前の段階から、法的義務を負うことには消極的な立場をとりづけており、EU が提示する条件については到底合意が成立しそうな状況ではなかった。ダーバン会議開始当初は、2020 年以降の法的枠組みについて何らかの方向性を示せば成功というのが大方の見方であり、EU の提示する条件はあまりにもハードルが高くあまりにも野心的であると見られていたのである。この結果、京都議定書第 2 約束期間設定についてダーバン会議で合意を得ることは困難ではないかとの危機感が、途上国の間で広がる結果となった。

第 2 節 ダーバン会議の開幕：京都議定書を人質にとった EU の攻勢

第 1 項 京都議定書第 2 約束期間の設定が議論の前提に

11 月 28 日月曜日に開催されたダーバン会議においては、前述のように京都議定書第 2 約束期間の設定について合意ができないのではないかとの危機意識の高まりを背景として、会議冒頭から京都議定書第 2 約束期間の設定を求める声が途上国サイドから相次いだ¹¹。また、ダーバン会議にオブザーバー参加している NGO も、「アフリカを京都議定書の墓場にするな」を合言葉に、京都議定書第 2 約束期間の設定を求めて様々な集会や活動を展開し、会議場の内外で京都議定書第 2 約束期間の設定を求める声の大合唱となった。まさしく、ダーバン意義の最大の焦点は、京都議定書第 2 約束期間の設定問題であった。もちろん、カンクン合意の完全実施のための詳細なルール作り、例えば、途上国の排出削減対策に関する MRV（測定・報告・検証）／ICA（国際的な協議・分析）の実施のためのガイドラインの策定や、カンクン合意に基づき途上国支援のために新たに設立することとされた緑の気候基金の制度設計も主要テーマではあったが、これらは大枠が既にカンクン合意で定められていた一方、政治的決断が必要とされるのはまさしく京都議定書第 2 約束期間の設定問題と多くの関係者に受け止められていたのである。

ダーバン会議初日の 11 月 28 日月曜日に開催された気候変動枠組条約締約国会議(COP) 開幕総会においては、ダーバン会議の重要課題の一つが京都議定書の第 2 約束期間の設定であることが改めて強調された¹²。まず、COP 総会のオープニング・セレモニーにおいて、2010 年のカンクン会議（COP16・CMP6）の議長であった Espinosa メキシコ外務大臣による開会演説（Opening Statement）が行われ、カンクン合意の完全実施、緑の気候基金の資金確保、第 2 約束期間以降の京都議定書の取り扱いの三点が今回の会合における重要なテ

¹⁰ Council of the European Union, *Preparations for the 17th Session of the Conference of the Parties (COP 17) to the United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC) and the 7th Session of the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol (CMP 7) (Durban, South Africa, 28 November - 9 December 2011): Council Conclusions* (3118th ENVIRONMENT Council Meeting, Luxembourg, October 10, 2011).

¹¹ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 524 (November 29, 2011), 1-2.

¹² *Ibid.*, 1.

ーマであると述べ、京都議定書第2約束期間の設定の重要性が強調された。続く各交渉グループの代表によるオープニング・ステートメントにおいては、途上諸国の代表から京都議定書第2約束期間の設定を求める意見が相次いだ。Santos アンゴラ副大統領は、南部アフリカ開発共同体（Southern African Development Community）を代表して演説を行い、国際社会が気候変動対策にコミットし続けるための唯一の適切なツールが京都議定書であると強調した。ダーバン会議議長国である南アフリカ共和国の Zuma 大統領は、バランスのとれた、公平で信頼できる成果をダーバンで得ることが重要であると述べ、特に、京都議定書の中核とする多国間のルールに基づくシステムを堅持(affirm)することが重要であると訴えた。G77/中国グループを代表して発言したアルゼンチンは、カンクン合意の完全実施が重要である旨述べるとともに、京都議定書第2約束期間の設定を強く訴えた。AOSIS 諸国を代表してグレナダは、①排出削減目標の強化のためのプロセス、②京都議定書第2約束期間の設定、③バリ行動計画に沿った法的拘束力のある国際合意等を支持する旨を発言した。

COP 総会に引き続いて同日に開催された京都議定書締約国会合（CMP）の開幕総会においては、京都議定書第2約束期間の設定がより強固に主張された¹³。まず、AWG-KP の Macey 座長は開会の挨拶において、AWG-KP の議論を完了させるためには、京都議定書第2約束期間の設定について思い切った政治決断が必要である旨述べ、京都議定書第2約束期間の設定問題が最大の焦点であるとの認識を示した。引き続いて、COP と同様に各交渉グループの代表によるオープニング・ステートメントが行われ、ここでも京都議定書第2約束期間の設定がダーバン会議の最大の焦点の一つであるとの認識が示された。

まず、G-77/中国グループを代表して発言したアルゼンチンは、京都議定書の第2約束期間の設定を改めて訴え、附属書I国（主として先進諸国）による排出削減目標の引き上げを強く訴えた。アフリカ・グループを代表してコンゴ民主共和国は、京都議定書の第2約束期間の在り方について議論を行う AWG-KP と将来の包括的枠組みに関する議論を取り扱う AWG-LCA の二つの交渉トラックは一本化すべきではなく、別々のままにしておくべきであるとした上で、名指しは避けたものの、日本、カナダ、ロシアといった京都議定書第2約束期間の設定に消極的な国々が存在することについて懸念を表明した。AOSIS 諸国を代表してグレナダは、京都議定書は、気候変動レジームの将来にとって中心的なものであると主張し、京都議定書第2約束期間の設定を強く主張した。LDC 諸国（後発開発途上諸国：Least Developed Countries）を代表してガンビアは、京都議定書第2約束期間の設定を強く主張するとともに、附属書I国は、1990年比で2020年までに少なくとも45%の削減、2050年までに少なくとも95%削減すべきであると訴えた。アラブ・グループを代表してサウジアラビアは、先進国側の京都議定書の役割を軽視する試みを拒否する旨を明らかにした。BASIC グループを代表して中国は、ダーバン会議の最優先課題は京都議定書第2約束期間の設定である旨を強調した。熱帯雨林諸国連合（Coalition for Rainforest Nations）を代表してパプア・ニューギニアも、京都議定書第2約束期間の設定賛成を表明した。また、ALBA 諸国を代表してベネズエラは、京都議定書の中核とする気候変動レジームを自主的なレジームに置き換えようとする先進国側の動きを強く非難する演説を行った。

¹³ Ibid., 1-2.

途上国の各交渉グループは、ダーバン会議における最大の政治的焦点は、京都議定書第2約束期間の設定問題であるとの認識を共有しており、京都議定書第2約束期間の設定を求める点において途上国側の立場は一致していた。途上国サイドの主張においては、京都議定書は気候変動レジームの中核的要素であると広く受け止められるとともに、京都議定書のカバー範囲が広いか狭いかどうかは問題としては認識されておらず、京都議定書の第2約束期間の設定そのものが象徴的な意味を持ち、妥協の余地のない主張であった。

途上国側の主張の根拠は、主に次の二点に集約することができる。第一は、京都議定書の象徴的な意味である。京都議定書は、気候変動レジームの中で唯一法的拘束力のある枠組みを定めたサブ・レジームであり、その期限切れは、気候変動レジームの発展にとって質的に大きな後退を意味するという点である。第二の理由は、京都議定書が共通だが差異のある責任の考え方を体現しているというものであった。先進国の京都議定書離脱は、この共通だが差異のある責任の原則を踏みにじるものであるというものであった。

こうした途上諸国の主張に対して先進諸国側からは、ダーバン会議冒頭のCOP総会及びCMP総会のいずれにおいても、京都議定書第2約束期間の設定に明確に反対する統一的な意見は表明されなかった。EUは、前述のように条件付きながらも京都議定書第2約束期間の設定を受け入れる用意がある旨を既に表明しており、ダーバン会議の冒頭においてもその立場には変わりはない。一方、京都議定書第2約束期間への不参加の立場を表明している日本、カナダ及びロシアを主要メンバーとして含み、京都議定書第2約束期間設定にもっとも消極的であると考えられるアンブレラ・グループを代表して発言したオーストラリアも、京都議定書の上に構築される新たな気候変動レジームを支持するとともに、カンクン合意の実施が今後の取り組みの基礎であると述べ、間接的に京都議定書に代わる新たな枠組の重要性を述べるにとどまり、京都議定書第2約束期間設定反対との立場を表明するには至らなかった。

ダーバン会議の前年に成立したカンクン合意¹⁴においては、京都議定書の第1約束期間と第2約束期間との間に空白期間が生じることのないよう、AWG-KPの議論を終え、その結果を速やかにCMPで採択することについて合意が成立していたこともあって¹⁵、ダーバン会議の冒頭から、京都議定書第2約束期間の設定に向けた交渉の大きな流れは出来上がった形となっていたといえる。ダーバン会議の焦点は、京都議定書第2約束期間を設定するかしないかではなく、京都議定書第2約束期間設定についてEUの同意を得るために、EUが提示する条件をどのような形で満たすことができるのかであった。

第2項 京都議定書を人質にとったEU提案

途上諸国が京都議定書第2約束期間の設定を強く求める中で、こうした途上国の主張を

¹⁴ *The Cancun Agreements: Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at its Fifteenth Session*, Decision 1/CMP.6 (FCCC/KP/CMP/2010/12/Add.1, March 15, 2011), para. 1.

¹⁵ *The Cancun Agreements: Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at its Fifteenth Session*, Decision 1/CMP.6 (FCCC/KP/CMP/2010/12/Add.1, March 15, 2011), para. 1.

いわば人質に取る形で、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けた道筋の確保に向けて条件闘争を展開したのが EU であった¹⁶。EU は、ダーバン会議初日の COP 総会において、気候変動レジームの中核としての京都議定書の重要性を強調しつつ、自らが京都議定書第 2 約束期間に参加するための前提条件として、全ての主要国を対象とする新たな法的枠組みを 2015 年までに採択することを定めた明確なスケジュールについて合意が成立することを条件提示したのである。また、同日夜に開催された CMP 総会においても、このタイムスケジュールの設定が前提条件であることを EU は明確に述べている。そして、このタイムスケジュールを踏まえた上で、京都議定書第 2 約束期間は遅くとも 2020 年までに終了すべきであると EU は提案し、全ての国々の参加による新たな法的枠組みは 2020 年までに発効すべきであると間接的な形で主張した。また、もしこの条件が満たされるのであれば、京都議定書の強化に関する途上国側の主張にも耳を傾ける用意があると発言をした。

EU は、こうした自らの提案の根拠として、科学の要請を前面に打ち出した。EU は、IPCC 第 4 次評価報告書¹⁷の科学的知見等を踏まえれば、カンクン合意に基づく自主的な取組や一部の国のみには法的削減義務を課している京都議定書第 2 約束期間の設定だけでは、地球全体の平均気温の上昇を産業革命以前の水準と比べて 2℃以内の上昇に抑えるという、カンクン合意で合意された目標¹⁸の達成は困難であると COP 総会及び CMP 総会の両方の場で訴えた。この 2℃目標を達成するためには、全ての国の参加による新たな法的枠組みの構築が不可欠であると EU は主張したのである。こうした EU の提案は、先進国と途上国とは異なった取り扱いをすべきであるとする共通だが差異のある責任の考え方に必ずしも適合しないものである。しかしながら、EU はこの不整合を解消するため、共通だが差異のある責任の原則の考え方についてもダイナミックな解釈が必要であると主張した。

京都議定書第 2 約束期間をいわば人質とった EU の提案の結果、京都議定書第 2 約束期間の設定をダーバン会議における至上命題と捉える途上国各国は、EU の提案を真剣に検討せざるを得なくなった。すなわち、日本、ロシア及びカナダの三カ国は京都議定書第 2 約束期間への不参加を既に表明しており、これら三カ国が京都議定書第 2 約束期間に参加

¹⁶ 2011 年 11 月 28 日月曜日ダーバン会議初日の COP 開幕総会及び CMP 開幕総会における EU のステイトメントの全文については、Council of the European Union, *United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC): 17th Session of the Conference of the Parties (COP 17), 7th Session of the Conference of the Parties Serving as the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol (CMP 7), 35th Session of the Subsidiary Body for Implementation (SBI 35) and of the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice (SBSTA 35), 16th Session of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol (AWG-KP 16) and 14th Session of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention (AWG-LCA 14) (Durban, 28 November – 9 December 2011): Compilation of EU Statements*, 18654/11 (Brussels: Council of the European Union, 16 December 2011), 3-6, accessed January 2, 2014, <http://register.consilium.europa.eu/doc/srv?l=EN&t=PDF&gc=true&sc=false&f=ST%2018654%202011%20INIT&r=http%3A%2F%2Fregister.consilium.europa.eu%2Fpd%2Fen%2F11%2Fst18%2Fst18654.en11.pdf>.

¹⁷ IPCC, *Climate Change 2007: Synthesis Report* (Geneva: IPCC, 2007).

¹⁸ *The Cancun Agreements: Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention*, Decision 1/CP.16 (FCCC/CP/2010/7/Add.1, March 15, 2011), para. 4.

しない場合、2009年の排出量データ¹⁹でみると世界全体の排出量のうち京都議定書による義務を課せられている国々の排出量の割合は、約15%にまで減少することとなる²⁰。一方、EU加盟27カ国が世界全体の排出量に占める割合は約12%であり、EU抜きで京都議定書第2約束期間を設定しても、京都議定書のカバー率は世界全体の排出量の約3%にしかすぎないこととなるため、EU抜きの京都議定書第2約束期間の設定はもはや現実的な選択肢として残されていない状況であった。こうした中で、京都議定書第2約束期間設定について合意が成立するかどうかは、EUが掲げる条件をどのような形で満たすことができるかどうかによって依存するという交渉の構図が出来上がることとなった。

なお、EU以外の日本などの他の先進各国も、全ての主要国の参加による新たな法的枠組みの構築を主張していた。しかしながら、これらの国々はこうした主張を京都議定書第2約束期間への参加の可否の条件としては提示していなかった。例えば日本は既に京都議定書第2約束期間に参加しないの方針を明言しており、日本が提示する条件を呑むか呑まないかは京都議定書第2約束期間の設定の可否に何の影響も及ぼさないと言える状況であった。また、京都議定書第2約束期間への参加の可能性を否定していなかった他の先進各国（オーストラリアなど）も、第2約束期間への参加に当たっての具体的な条件を提示していなかった。こうした中、11月30日水曜日に開会されたCOP総会において、全ての主要国の参加による新たな法的枠組みの構築を求める日本、米国、オーストラリア、ツバル、コスタリカ、グレナダ各国の各提案²¹は、いずれもAWG-LCAのリーガル・オプション・グループにおける議論の結果が出るまでペンディング状態とすることされる一方、AWG-LCAの議論では、将来の法的枠組みに関しては主にEU提案を巡って議論が行われることとなった²²。ダーバン会議における議論は、EUが提示する条件についてのどのような形で関係国の合意を得られるかどうかを軸に進むという形で議論が整理されたのである。

ただし、米国や新興国を含んだ形での法的枠組みの構築に対する米国や中国・インドの

¹⁹ ダーバン会議が開催された2011年に公表されたIEAの最新の排出量データは、2009年の排出量データである。IEA, *CO₂ Emissions from Fuel Combustion: Highlights*, 2011 ed. (Paris: IEA, 2011), 46.

²⁰ IEAのデータを基に筆者集計。Ibid., 46.

²¹ *Draft Protocol to the Convention Prepared by the Government of Japan for Adoption at the Fifteenth Session of the Conference of the Parties* (FCCC/CP/2009/3, May 13, 2009); *Draft Protocol to the Convention Presented by the Government of Tuvalu under Article 17 of the Convention* (FCCC/CP/2009/4, June 5, 2009); *Draft Protocol to the Convention Prepared by the Government of Australia for Adoption at the Fifteenth Session of the Conference of the Parties* (FCCC/CP/2009/5, June 6, 2009); *Draft Protocol to the Convention Prepared by the Government of Costa Rica to be Adopted at the Fifteenth Session of the Conference of the Parties* (FCCC/CP/2009/6, June 8, 2009); *Draft Implementing Agreement under the Convention Prepared by the Government of the United States of America for Adoption at the Fifteenth Session of the Conference of the Parties* (FCCC/CP/2009/7, June 6, 2009); *Proposed Protocol to the Convention Submitted by Grenada for Adoption at the Sixteenth Session of the Conference of the Parties* (FCCC/CP/2010/3, June 2, 2010).

²² UNFCCC, “Conference of the Parties (COP) 3rd Meeting, Resumed Session, Durban, South Africa 30 November 2011,” UNFCCC Web site, Windows Media Player video file, 1:16:27, accessed January 24, 2012, http://unfccc4.meta-fusion.com/kongresse/cop17/templ/play.php?id_kongresssession=4331&theme=unfccc.

否定的なスタンスにかんがみれば、EU 案を軸に合意が成立するかどうかの見通しは、ダーバン会議冒頭の全体全体会合の段階では決して明るいものではなかった。現に、ダーバン会議初日午後の記者会見において米国政府代表は、2020 年以降における全ての主要排出国の参加による包括的な国際枠組みの中身について議論する前に、その法的形式について議論することはあまり意味がなく、現時点においてはむしろ 2020 年までをターゲットとしてカンクン合意に基づき各国がコミットした自主削減公約の実施に関する議論が優先課題であるとの立場を表明し、EU の提案を強く牽制した²³。

さらに、ダーバン会議初日の COP 全体会合の場における各交渉グループの意見の多くは、EU の提案から距離を置くものとなっており、明確な支持表明は、ダーバン会議冒頭の COP 全体会合において AOSIS 諸国を代表して発言したグレナダが、バリ行動計画に沿った法的拘束力のある国際合意を支持する旨発言した述べたものだけであった。他の途上国グループは、EU 提案に対して明示的コメントするのは避け、もっぱら京都議定書第 2 約束期間の設定の重要性を訴えるばかりであり、特に G77/中国グループは、京都議定書第 2 約束期間の設定に加えて、カンクン合意の完全実施（すなわち、全ての国々の参加による自主的な気候変動レジームの構築）が必要である点を強調し、EU 提案の法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築は主要な論点ではないとのスタンスをとっていた。また、EU 以外の先進諸国の主張も、EU の提案とは距離を置くものとなっていた。アンブレラ・グループを代表してオーストラリアは、各国の個別の事情を考慮しつつ、全ての主要国の参加による新たな気候変動レジームへの移行を訴えたが、必ずしも法的拘束力のある国際枠組みの構築を明確に主張していない点で EU の主張とは異なるものであった。これはアンブレラ・グループには、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に消極的な米国がメンバーに含まれていたためと考えられる。また、EIG（Environmental Integrity Group：環境十全性グループ）を代表して発言したスイスも、中期的な気候変動レジームをさらに強化するためのプロセスを開始すること（すなわち、京都議定書第 2 約束期間以降の国際レジームの検討のためのプロセスを開始すること）の必要性を訴えていたが、法的拘束力のある国際枠組みの構築までは明確に打ち出していなかった。これは EIG には、OECD 加盟国ではあるが、京都議定書に基づく法的削減義務を負っていない韓国及びメキシコをメンバーに含んでおり、法的拘束力のある包括的な国際枠組みへの移行プロセスそのものまで表明できなかったためと考えられる。

第 3 節 平行線を辿る事務レベル協議

第 1 項 AWG-KP における議論の膠着

京都議定書第 2 約束期間の取り扱いは、11 月 28 日月曜日の COP（気候変動枠組条約締約国会議）総会及び CMP（京都議定書締約国会合）総会に引き続いて翌 29 日火曜日午前

²³ “Press Briefing: 17th Session of the Conference of the Parties to the UN Framework Convention on Climate Change,” U.S. Department of State, November 28, 2011, accessed January 21, 2012, <http://www.state.gov/e/oes/rls/remarks/2011/177803.htm>.

会)に議論の場を移して、引き続き議論が行われた²⁴。前述のようにダーバン会議における京都議定書第2約束期間設定に関する議論の焦点の一つが、京都議定書第2約束期間を設定するかしないかではなく、どういう形で設定するかになる中で、途上国側からは、AWG-KP 総会においても、2013年以降の京都議定書第2約束期間の設定及び京都議定書の強化を求める声が相次いだ。G77/中国グループを代表して発言したアルゼンチンは、先進各国がカンクン合意に基づき提出した削減目標は不十分であり、京都議定書第2約束期間においては、より野心的な削減目標にコミットすべきであるとして、先進各国を批判した。アフリカ・グループは、アフリカの地を京都議定書の墓場 (graveyard) としてはならないと訴えた。AOSIS 諸国を代表してグレナダは、ダーバン合意には、京都議定書第2約束期間の設定 (かつその期間は5年以内とすること)、京都議定書の改正案の採択、附属書I国の削減目標の強化などが含まれるべきであることを主張した。LDC 諸国を代表してガンビアは、京都議定書を離脱しようとする先進国は、より削減に努力しようとして離脱するのではなく、排出削減を怠るために離脱しようとしているとして、名指しではないものの日本、ロシア及びカナダを強く批判し、AOSIS 諸国もこの批判に同調した。

こうした途上諸国の主張に対して EU は、気候変動枠組条約の全ての締約国の参加による新たな法的拘束力のある国際枠組みの構築について合意が成立することを条件に、2020年までという期間で京都議定書の第2約束期間の設定を受け入れる用意がある旨を改めて表明した。一方、アンブレラ・グループを代表して発言したオーストラリアは、コペンハーゲン合意やカンクン合意に基づき各国が提出した削減目標を基礎とすべきであるとして、先進各国の削減目標の引き上げについては反対の意向を表明するにとどまった。なお、スペインは、多くの附属書I国にとって、全ての気候変動枠組条約締約国の参加による将来枠組の法形式に関する議論の進展が、バランスのとれたダーバン合意の不可欠な要素であると強調し、京都議定書の取り扱いの議論のみが先行することを牽制した。

京都議定書の取り扱いに関する実質的な議論は、AWG-KP の下に設置されたコンタクト・グループ²⁵に議論の場を移して、29日火曜日から開始された。コンタクト・グループにおける非公式協議の場において途上国側が特に主張した点は以下の四点であり、途上国の中でも気候変動の影響を現に受けつつある脆弱諸国 (AOSIS 諸国や LDC 諸国) から特に強い主張がなされた²⁶。

第一に焦点とされたのは、附属書I国の削減目標のレベルである。途上国は、国連環境計画 (UNEP : United Nations Environment Programme) のレポート²⁷を引用しつつ、カンク

²⁴ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 525 (November 30, 2011), 1-2.

²⁵ コンタクト・グループ (contact group) とは、コンセンサス形成に向けて集中的に議論を行うために設置される非公式の議論の場のこと。Ronald A. Walker and Brook Boyer, *A Glossary of Terms for UN Delegates* (Geneva: United Nations Institute for Training and Research, 2005), 40.

²⁶ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 525 (November 30, 2011), 2.

²⁷ UNEP, *Bridging the Emissions Gap: A UNEP Synthesis Report* (Nairobi: UNEP, 2011). UNEP の同報告書においては、カンクン合意に盛り込まれた 1.5°C/2°C未滿に地球全体の平均気温上昇を抑えるという目標の達成に必要な温室効果ガスの排出削減を実現するため

ン合意に基づき先進諸国から提出された排出削減目標は、地球全体の平均気温の上昇を2℃以内に抑えるという目標を達成するためには不十分であり、カンクン合意で提出された目標についてさらに検証を行い、さらに目標を引き上げるべきであると主張した。

第二に焦点となったのは、第2約束期間の期間設定である。EUが自らの主張に合わせて2013年から2020年までの8か年とすることを主張していたのに対し、途上国サイドは、それでは期間が長すぎるとして第1約束期間と同様の5年間、すなわち、2013年から2017年までの5年間とすることを要求した。これは、先進国の削減目標を長期間固定化するのではなく、少しでも強化したいという途上国側の主張の現れであった。

第三に焦点とされたのは、第1約束期間の超過達成部分の繰り越しである。これを認めれば、第1約束期間の目標を超過達成する見込みの国については、第2約束期間における目標が有名無実のものになってしまうおそれがある点が懸念された。

第四の論点として、京都議定書第2約束期間に参加しない国々への制裁として、第2約束期間以降、京都議定書に基づく国際排出量取引の活用を認めない（すなわち、カンクン合意に基づき設定した自主的な排出削減目標達成の手段として国際排出量取引の活用を認めない）との主張も一部途上国から繰り返し表明された。

京都議定書第2約束期間設定の条件として、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けた行程表（ロードマップ）についての合意を掲げるEUにとって、これらの論点はロードマップの議論とセットであり、後述のようにロードマップについての議論が平行線を辿る中で、京都議定書第2約束期間設定の具体的な中身に関する議論についても、そのままでは合意が困難な事項であった。また、京都議定書第2約束期間に参加しない意向を示していた日本やロシアなども、個別の論点についてはこだわりを見せた（日本は、第2約束期間における国際排出量取引制度の活用についてこだわりを見せ、ロシアは第1約束期間の超過達成分の扱いについてこだわりを見せた。）。この結果、多くの論点について、事務レベル協議では合意が成立せず、12月6日水曜日以降のハイレベル協議に引き継がれることとされた。

第2項 条約作業部会（AWG-LCA）における議論の膠着

全ての主要国を対象とした包括的な国際枠組みの法的位置づけについては、ダーバン会議二日目の11月30日火曜日正午から開催されたAWG-LCA（気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会）の下で議論が進められた²⁸。同日のAWG-LCA総会においては、EUが、法的拘束力のある包括的な国際枠組みを2015年までに採択すべきであると改めて訴えたのに対し、他の交渉グループはカンクン合意に基づく緑の気候基金の取り扱いなど先進国から途上国への資金支援の充実強化の必要性を主に訴え、EU提案の是非については特段の見解は表明されなかった。ただし、G77/中国グループを代表し

には、カンクン合意に基づき各国が提出した排出削減目標の達成だけでは不十分であり、必要な削減量と実際の削減量のギャップは60億トンCO₂-eqから120億トンCO₂-eqになると推計されている（なお、2010年の世界全体の温室効果ガス排出量は約300億CO₂-eqとされている）。

²⁸ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 525 (November 30, 2011), 1.

て発言したアルゼンチンは、気候変動枠組条約の下での全ての主要国の参加による新たな国際枠組みは、あくまでも気候変動枠組条約の原則である共通だが差異のある責任の原則に基づくべきであると主張し、EU の提案を婉曲的に牽制した²⁹。また、EIG（環境十全性グループ）を代表して韓国は、より強化された包括的で野心的な新たな気候変動レジームを支持する旨発言したが、法的拘束力のある国際枠組みの構築に対する明確な支持を打ち出さなかった。一方、AOSIS 諸国を代表して発言したグレナダは、EU が提案する法的拘束力のある国際枠組みの 2015 年までの採択・2020 年までの発効ではむしろ遅すぎるとし、京都議定書に基づく排出削減義務を負わない先進国については、京都議定書と同等の議定書を 2012 年末までに採択すべきであり、かつ、先進各国の削減目標はカンクン合意以上に直ちに引き上げるべきであり、さらなる見直し作業を 2015 年に行うべきであると主張した。このように各国の意見が大きく隔たりを見せる中、同日の AWG-LCA 総会は、将来の法的枠組みの取り扱いを含む個別論点についての実質的な議論については、AWG-LCA 総会ではなく、AWG-LCA の下に既に設置済みの個別のコンタクト・グループ³⁰において行うこととした上で、一旦終了した。この結果、法的枠組みの取り扱いについては、法的オプション（Legal Options）のコンタクト・グループにおいて議論が行われることとなった。

法的オプションに関するコンタクト・グループは 12 月 1 日に開催され、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を巡って各国・各交渉グループの間で意見対立が続いた³¹。基本的には、全ての国を対象とした将来枠組の法形式を議論することが大事とする国々（多くの先進諸国と一部途上諸国）と法形式よりも先に中身について議論することが大事とする国々（中国・インドや米国など）、すなわち、カンクン合意に基づく自主的な取組がようやくスタートする段階であることを考えると、まずそのレビューを行ってから改めて将来の国際枠組みの中身について議論を行い、その法的位置づけについてもその際に議論すればよいとする中国・インドや米国の主張との間で大きく分かれる形となった。

法的拘束力のある国際枠組みの構築を求める先進国側からは、EU がこれまでの経験則上、自主的な取組では不十分であり、各国政府の行動を担保し、市場の信頼を獲得するためには、法的拘束力のある条約が必要であると訴えた。また、日本やオーストラリアも、法的拘束力のある一つの国際枠組みの構築を訴えた。また、途上国側からは、気候変動の影響が既に顕在化している LDC 諸国及び AOSIS 諸国から、法的拘束力のある将来枠組みの構築を支持する意見が相次いだ。LDC 諸国を代表してガンビアは、京都議定書第 2 約束期間の設定を条件として法的拘束力のある合意を支持し、AOSIS 諸国を代表してグレナダは、京都議定書の第 2 約束期間の設定とともにそれ以外の国々を対象とした法的拘束力のある国際枠組みの構築を支持した。また、パラウヤツバルも、法的拘束力のある新たな国

²⁹ “Statement on Behalf of the Group of 77 and China by H.E. Ambassador Silvia Meregá, Head of Delegation of the Argentine Republic, at the Opening Plenary of the Fourteenth Session of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention (AWG-LCA 14, 4ht Part) (Durban, South Africa, 29 November 2011),” The Group of 77, accessed January 23, 2012, <http://www.g77.org/statement/getstatement.php?id=111129b>.

³⁰ コンタクト・グループ（contact group）とは、コンセンサス形成に向けて集中的に議論を行うために設置される非公式の議論の場のこと。Walker and Boyer, Glossary, 40.

³¹ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 527 (December 2, 2011), 1-2.

際枠組みの構築を支持する旨の発言をそれぞれ個別に行った。

ただし、法的拘束力のある国際枠組みを求める意見も決して一枚岩ではなかった。EUは京都議定書の第2約束期間を設定した上で、第2約束期間終了後の2020年以降の将来枠組みとして、全ての締約国の参加による法的拘束力のある新たな包括的な国際枠組みの構築を主張していたのに対し、日本は、京都議定書第2約束期間を設定せずに、速やかに、全ての締約国を対象とした法的拘束力のある新たな国際枠組みの構築が必要であると主張した。また、AOSIS諸国は、京都議定書第2約束期間と併存する形で、それ以外の国々を対象とした別途の法的拘束力のある国際枠組みを構築すべきであると主張した。

一方、法的拘束力のある国際枠組みの構築に消極的な意見としては、例えば、インドは気候変動枠組条約に基づく取組（すなわち自主的な取組）に議論の焦点を絞るべきであると主張した。サウジアラビアは、対策の中身を議論することが先であり法形式についての議論は反対である旨を表明した。逆に中国は、このコンタクト・グループのマンデートは対策の中身について議論することではなく、法的拘束力のある枠組みとするか、または気候変動枠組条約締約国会議決定（COP決定）とするか（すなわち法的拘束力のない政治的枠組み）とするかを議論することであると主張し、中身について議論することに反対の姿勢を示した。米国は、全ての締約国の参加による法的拘束力のある国際枠組みの構築に賛成との意見を表明しつつも、本コンタクト・グループにおいて2020年以降の国際枠組みの構築に向けたプロセスについて議論することは適当ではない（すなわち、本コンタクト・グループはそのようなマンデートを与えられてない）として、法的枠組みについて議論することに消極的な姿勢を見せた。このように、中国・インドや米国の消極的な取組が目立つものとなった。

法的オプションに関するコンタクト・グループにおける法的枠組みを巡る議論が平行線を辿る中、12月3日土曜日の朝に開かれた中間報告のためのAWG-LCA総会において、AWG-LCAのReifsnyder座長は、COP総会に提出する座長ノート案³²をとりまとめ、各国に提示した³³。Reifsnyder座長の説明によれば、このCOP決定案は、コンタクト・グループ等における非公式協議の結果を踏まえ、現在の議論の状況のスナップショットとしてとりまとめたものとされ、各国の主張が併記される形となっており、そのまま採択する案というよりも、各国の意見の違いを改めて認識し、その差を埋めるための土台として用意されたものとされている。

同座長ノート案においては、AWG-LCAで取り上げられた多岐に渡る論点について各国の意見が併記されているが、Legal Optionに関する部分においては、4つのオプションに整理されている³⁴。これらのオプションのうち、オプション1がEUの提案を反映し、法的

³² *Amalgamation of Draft Texts in Preparation of a Comprehensive and Balanced Outcome to Be Presented to the Conference of the Parties for Adoption at Its Seventeenth Session: Note by the Chair* (FCCC/AWGLCA/2011/CRP.37, December 3, 2011); *Amalgamation of Draft Texts in Preparation of a Comprehensive and Balanced Outcome to Be Presented to the Conference of the Parties for Adoption at Its Seventeenth Session: Note by the Chair: Addendum* (UCCC/AWGLCA/2011/CRP.37/Add.1, December 3, 2011).

³³ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 529 (December 5, 2011), 3.

³⁴ *Amalgamation of Draft Texts in Preparation of a Comprehensive and Balanced Outcome to Be Presented to the Conference of the Parties for Adoption at Its Seventeenth Session: Note by the*

拘束力のある包括的な国際枠組みを構築するとの方針を決定するとの案である。オプション2が、締約国会議決定又は法的拘束力のある文書のいずれかを採択するとの方針を決定する案であり、法的拘束力のある枠組みを構築するかどうかの論点については先送りする案となっている。オプション3は、オプション2よりもさらに弱く、単に議論を先送りし、引き続き議論を行うことを決めるものであり、オプション4は、引き続き議論を継続するかどうかを決定することなく、AWG-LCAにおいては何も決定しないというものである。この段階では、各国の様々な意見が幅広くオプションとして盛り込まれたものとなっていた。

議論が平行線を辿る中、週が明けた12月5日月曜日にAGW-LCA総会が開催され、前述の座長ノートがReifsnyder座長が正式に提示し、今後の議論の結果を踏まえ、同座長ノートの改訂版を12月7日水曜日に出す旨の発言をした³⁵。しかしながら、翌6日火曜日に行われたコンタクト・グループにおける協議においてもオプションを絞ることができなかった³⁶。気候変動枠組条約第17条に基づき新たな議定書を取りまとめるとの方針を決定するとのオプション1に関して、EUが共通だが差異のある責任の原則については、現在の状況に合わせてダイナミックな解釈が必要である (*in a contemporary and dynamic manner*) 旨を案文に明記すべきであると提案したが、インドは、オプション1については、気候変動枠組条約に基づき、かつ、その枠内で検討されるべきものであり、気候変動枠組条約の再解釈や改正を伴ってはならないと主張した。また中国も、ダイナミックな解釈は気候変動枠組条約の改正に繋がるものであるとして、EUの主張に反対した。

各国の意見対立が解けないまま、12月7日に開催されたAWG-LCAのコンタクト・グループ全体総会の場においてAWG-LCAのReifsnyder座長は、法的オプションに関しては各オプションが一部修正されたものの基本的には前回の案とほぼ同じ座長ノートの改訂版³⁷を提示するとともに、法的オプションの議論は閣僚級のハイレベル協議に委ねることとする旨発言し、これを受け、この論点については、後述のINDABAでの閣僚級協議の場に委ねられることとなった³⁸。

第4節 ハイレベル協議の開始

第1項 EU提案への支持の広がり

事務レベル協議に引き続いて12月6日水曜日から12月9日金曜日までの3日間の予定でCOP・CMP合同ハイレベル会合が開催され、事務レベル協議から閣僚級のハイレベル協

Chair (FCCC/AWGLCA/2011/CRP.37, December 3, 2011), 78.

³⁵ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 530 (December 6, 2011), 1-2.

³⁶ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 531 (December 7, 2011), 2.

³⁷ *Update of the Amalgamation of Draft Texts in Preparation of a Comprehensive and Balanced Outcome to Be Presented to the Conference of the Parties for Adoption at Its Seventeenth Session: Note by the Chair* (FCCC/AWGLCA/2011/CRP.38, December 7, 2011).

³⁸ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 532 (December 8, 2011), 1.

議へと交渉のレベルが引き上げられ、最終合意を目指した政治折衝が開始されることとなった³⁹。またハイレベル会合の開会に先立ち各国の閣僚級の代表が続々と現地入りをするとともに相次いで記者会見を開催し、自国の立場についての説明を行うとともに、自らの主張への支持を訴えていた。こうした中で、EUの Hedegaard 委員も 12 月 5 日月曜日に記者会見を開催し、EU 案の受け入れをより強硬な姿勢で訴えた⁴⁰。そのポイントは、気候変動問題に対処する上では、2020 年以降の法的拘束力のある国際枠組みが何としても必要であること、京都議定書第 2 約束期間に基づく一部の国だけを対象とした義務的取組とカンクン合意に基づく自主的取組みだけでは不十分であり、それらはいくまでも将来の法的拘束力のある包括的な国際枠組みが構築されるまでの間の過渡的なものであることなどを強く訴えた。そして、翌 6 日に開催された COP・CMP 合同会合の場においても、こうした主張を Hedegaard 委員は改めて訴え、EU は、たとえ他の先進諸国が京都議定書第 2 約束期間に参加しなくとも、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けたロードマップ(行程表)さえ採択されるのであれば、京都議定書第 2 約束期間に参加する用意がある旨を改めて強く表明した⁴¹。その上で、Hedegaard 委員は、EU として京都議定書第 2 約束期間に参加するためには、法的拘束力のある包括的な新たな枠組みの国際構築に向けたロードマップの採択が不可欠であると改めて繰り返した。EU の主張の基本線はぶれることなく、かつ、ハイレベル会合の段階に移り、より先鋭化した形となっていたのである。

京都議定書第 2 約束期間の設定に反対の日本、ロシアも、EU のロードマップの提案を積極的に支持した。日本の細野環境大臣は、京都議定書第 2 約束期間に参加しないとの立場を改めて表明した上で、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を訴え、その検討のための新たな作業部会の設置を提案した⁴²。また、ロシアの Bedritskiy 大統領補佐官も、京都議定書第 2 約束期間に参加しないとの立場を改めて表明した上で、法的拘束力のある新たな包括的な国際枠組みを 2016 年までに採択するためのロードマップについて合意す

³⁹ 合同ハイレベル会合においては基本的には議論が行われることは想定されておらず、3 日間にわたって各国代表が statement を発言していくという形式的なものであって、実質的な協議は公式の会合と並行して開催される各種の非公式協議が主な舞台となった。ただし、各国の statement の概要は、ハイレベル協議開始時点における各国の基本的な交渉スタンスを凝縮したものとなっている。

⁴⁰ European Union, “Press Briefing,” UNFCCC Webcast site, Windows Media Player video file, December 5, 2011, accessed January 2, 2014, http://unfccc4.meta-fusion.com/kongresse/cop17/templ/play.php?id_kongresssession=4382&theme=unfccc.

⁴¹ “Statement at the Opening of the High-Level Segment of COP17 by Connie Hedegaard, European Commissioner for Climate Action,” UNFCCC, December 6, 2011, accessed January 3, 2014, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111206_cop17_hls_european_union.pdf.

⁴² “Statement by Minister of the Environment, Japan, Goshi Hosono,” UNFCCC, December 7, 2011, accessed November 29, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111207_cop17_hls_japan.pdf.

ることが必要であると訴えた⁴³。

EUをはじめとする先進諸国の動きに対し、COP・CMP 合同ハイレベル会合において G77/中国グループを代表して発言したアルゼンチンの D'alotto 外務副大臣は、共通だが差異のある責任の原則に基づき、京都議定書第 2 約束期間の設定をダーバン会議で決定すべきであり、かつ、先進諸国の排出削減目標は強化されなければならないと訴える一方、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けたロードマップに関する EU 提案を牽制するような発言はみられなくなっていた⁴⁴。途上諸国も決して一枚岩ではなく、ロードマップに関する EU 案に同調する国々が広がりを見せつつあったのである。AOSIS 諸国を代表して発言したグレナダは、京都議定書第 2 約束期間の設定を強く訴えると同時に、京都議定書に基づく排出削減義務を負っていない国々も対象とした議定書が必要であり、その取りまとめに向けたマンデート (mandate) についてダーバン会議の場で合意すべきであると訴えた⁴⁵。また、LDC 諸国を代表して発言したガンビアの Sillah 森林・環境大臣は、京都議定書第 2 約束期間の設定を訴えると同時に、バリ行動計画の全ての要素を盛り込んだ形で、気候変動枠組条約第 17 条の規定に基づく新たな議定書又は法的拘束力のある文書を採用するためのマンデート (mandate) についてダーバン会議の場で合意すべきであり、この新たな議定書又は法的拘束力のある文書を 2012 年に採択すべきであると訴えた⁴⁶。また BASIC グループの一員であるブラジルの Teixeira 環境大臣も、京都議定書第 2 約束期間の設定に加え、気候変動枠組条約の下、全ての締約国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを 2020 年からスタートさせるための交渉を可及的速やかに開始すべきであ

⁴³ “Statement of the Advisor to the President of the Russian Federation, Special Representative of the President of the Russian Federation on Climate Change, Mr. Alexander Bedritskiy, to the 17th Conference of the Parties to the UNFCCC/7th Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol,” UNFCCC, December 8, 2011, accessed November 29, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111208_cop17_hls_russia.pdf

⁴⁴ “Statement on behalf of the Group of 77 and China by H.E. Ambassador Mr. Alberto Pedro D'alotto, Vice Minister of Foreign Affairs of Argentina, at the Joint High-Level Segment of the Seventeenth Session of the Conference of the Parties of the Climate Change Convention and the Seventh Session of the Conference of the Parties Serving as the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol (COP 17/CMP 7) (Durban, South Africa, 6 December 2011),” accessed November 29, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111206_cop17_hls_argentina_behalf_g77_china.pdf.

⁴⁵ “Statement Delivered by Grenada on Behalf of the Alliance of Small Island States (AOSIS), High-Level Segment of the COP and CMP, Durban, South Africa, 6 December 2011,” UNFCCC, accessed November 29, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111206_cop17_hls_grenada_behalf_alliance_small_island_states.pdf.

⁴⁶ “Statement by Hon. Jato S. Sillah, Minister, Ministry of Forestry and the Environment, the Gambia on Behalf of the Least Developed Countries, at the High Level Segment of the 17th session of the Conference of Parties of the UNFCCC and 7th Session of the Meeting of Parties to the Kyoto Protocol (CMP 6), Durban, South Africa,” UNFCCC, December 6, 2011, accessed November 29, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111206_cop17_hls_gambia_behalf_least_developed_countries.pdf.

ると主張した⁴⁷。同じく BASIC グループの一員である南アフリカの Molewa 水・環境大臣は、科学の要請を踏まえ、将来の新たな法的枠組みについて検討するためのプラットフォームを立ち上げるべきであると主張した⁴⁸。このように BASIC グループの中でも、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に反対の立場の中国・インドと、その構築に賛成するブラジル・南アフリカとで、立場が明確に分かれる形となった。

第 2 項 際立つ中印及び米国の消極姿勢

前述のように EU 提案への支持が広がりを見せる一方、ハイレベル会合における公式ステートメントにおける中国、インド、米国のスタンスは依然として法的拘束力のある国際枠組みの構築には消極的なものであった。中国の解振華・国家発展改革委員会副主任は、気候変動枠組条約と京都議定書は、気候変動に関する国際協力における基本的な規範を形成するものであり、これらの条約・議定書は、共通だが差異のある責任の原則と衡平性の原則を定めていると指摘した上で、ダーバン会議における議論においても、これらの原則は堅持されなければならないと訴えた。その上で、京都議定書第 2 約束期間の設定を改めて求めるとともに、米国も同等の排出削減に取り組むべきであると主張した。また、世界全体の温室効果ガスの排出量に占める中国の温室効果ガスの排出量の割合が高いことについて懸念が示されている点について触れ、中国は発展途上国であり、国民一人当たりの GDP は僅か 4,300 ドルにしか過ぎないにもかかわらず、中国自身は 2005 年比で 2020 年までに GDP 当たりの二酸化炭素排出量を 40% から 45% 削減するとの目標を掲げ、あらゆる努力を払っていると述べ、中国を始めとする新興諸国に法的排出削減義務を課そうとする EU 等の主張を牽制した⁴⁹。また、インドの Natarajan 環境・森林大臣も、京都議定書第 2 約束期間の設定を訴えるとともに、インドも発展途上国であることを指摘しつつ、途上国への排出削減の義務付けにはあくまでも反対であると主張した。そして、気候変動問題に関しては、衡平性 (equity) が基本であり、この衡平性の概念には、共通だが差異のある責任の原則のみならず、地球の大気資源へのアクセス (すなわち大気中への温室効果ガスを排出する権利) に関する衡平性が含まれると述べた⁵⁰。

⁴⁷ “Statement of Minister of the Environment of Brazil, Dr. Izabella Teixeira”, UNFCCC, December 8, 2011, accessed November 29, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111208_cop17_hls_brazil.pdf.

⁴⁸ “Statement by Minister Edna Molewa, Minsiter of Water and Environmental Affairs, South Africa – at the COP 17/CMP 7, High Level Segment on 7 December 2011,” UNFCCC, accessed November 29, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111207_cop17_hls_south_africa.pdf.

⁴⁹ “Statement of Minsiter Xie Zhenjua of China,” UNFCCC, December 7, 2014, accessed November 29, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111207_cop17_hls_china.pdf.

⁵⁰ “Statement by Ms. Jayanthi Natarajan, Minsiter of Environment & Forests, Government of India, High Level Segment, 17th Conference of Patries (COP 17), Durban (December 7, 2011),”

こうした中印の消極的な姿勢と呼応するように、米国も法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築について消極的な姿勢を示した。米国の Stern 気候変動担当特使は、2020 年までに 2005 年比で 17%の排出削減という米国の排出削減目標について触れ、米国として気候変動問題に真剣に取り組む姿勢を改めてアピールする一方で、京都議定書第 2 約束期間の設定や法的拘束力のある包括的な枠組の構築に関する論点については、難しい論点であり米国としてもどのような解決策が可能か模索していきたいと述べるにとどまった⁵¹。この発言に対しては、米国は法的拘束力のある包括的な枠組の構築をブロックしようとしているとの批判が席上から相次いだ。

第 3 項 米中の軟化の兆し

ハイレベル会合におけるステイトメントでは消極姿勢を示す一方、舞台裏では米国や中国はハイレベル会合の開催と前後して柔軟姿勢を示唆し始めた。まず象徴的なのは、12 月 5 日火曜日の記者会見において中国代表団が示した柔軟姿勢である。同記者会見において解振華・国家発展改革委員会副主任は、2020 年以降の国際枠組みに関し、「法的拘束力のある枠組み又はそれと同等のもの」(“legally binding one [framework] or some document to that effect”)を受け入れる用意があることを表明し、その受け入れの条件として、京都議定書第 2 約束期間の設定、先進国による途上国支援の実施(2012 年までの 300 億ドルの資金支援と 2020 年までの毎年 1000 億ドルの長期資金支援、グリーン気候基金(GCF)の立ち上げなど)、共通だが差異のある責任の原則の堅持などの 5 条件を打ち出した⁵²。この解副主任の発言は、中国の大きな方向転換を示し EU 提案を軸にした合意成立の可能性を一気に高めるものとして、会議参加者に大きな期待感を与えるものであった。ただし、同じ記者会見の場において解副主任は、気候変動交渉に対して中国は従来から開かれた立場にあり、5 つの条件は新しいものではないと述べた上で、中国は 2020 年以降に法的拘束力を有する包括的な国際枠組みを構築することが必要であると考えているが、当面はすでに合意されているコンセンサスを実施に移すことが問題であると表明し、依然として慎重な姿勢を強調した。また、中国の記者会見後に解副主任とバイ会談を行った米国の Stern 特使も、その後の記者会見の場において、中国のスタンスには実質的には変化は見られないという見方を示した⁵³。

UNFCCC, accessed November 29, 2013,
http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111207_cop17_hls_india.pdf.

⁵¹ “U.S. Statement at COP 17,” U.S. Department of State, accessed January 3,
<http://www.state.gov/e/oes/rls/remarks/2011/178458.htm>.

⁵² “Durban Climate Change Conference - November 2011, Press Briefing, Durban, South Africa, 05 December 2011, Head of Chinese Delegation, Minister XIE Zhenhua,” UNFCCC Web site, Windows Media Player video file, accessed January 27, 2012,
http://unfccc4.meta-fusion.com/kongresse/cop17/templ/play.php?id_kongresssession=4390&theme=unfccc.

⁵³ “Press Briefing: 17th Session of the Conference of the Parties to the UN Framework Convention on Climate Change,” U.S. Department of State, December 6, 2011, accessed January

一方、中国と同様に、将来の法的枠組みの構築に消極的とみられていた米国については、中国よりも一層明確に、柔軟な姿勢を表明するに至った。ハイレベル会合における Stern 特使のステイトメントに相前後して、米国は法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を妨げようとしているとの批判が集中したことを受け、Stern 特使が 12 月 8 日に急遽記者会見を開催し、米国は法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に賛成であり、その構築に向けたロードマップについて合意すべきという EU の提案を支持すると明言したのである⁵⁴。この結果、将来の法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けたロードマップの採択については、中国・インドの対応がダーバン会議終盤における最大の焦点となっていたのである。

第 4 項 二つの特別作業部会の下での非公式協議

COP・CMP 合同ハイレベル会合においては基本的には議論が行われることは想定されておらず、3 日間にわたって各国代表がステイトメントを発言していくという形式的なものであって、実質的な協議は公式の会合と並行して開催される各種の非公式協議において行われた⁵⁵。合同ハイレベル会合の初日の 12 月 6 日火曜日において開催された非公式 COP・CMP 合同総会においては、AWG-KP 及び AWG-LCA の各作業部会における議論の様子が報告された。AWG-KP の Macey 座長は、京都議定書第 2 約束期間の数値目標の在り方、第 2 約束期間の長さなどについてさらに議論を進展させる必要がある旨述べる一方で、京都議定書第 1 約束期間と第 2 約束期間との間に空白期間ができないようにするため、第 2 約束期間を 2013 年 1 月からスタートできるようにするためのオプションについては議論に進展があったと報告した。具体的なオプションには、①京都議定書第 2 約束期間を設定する改正案を暫定的に適用し、後日正式に採択するというオプション、②京都議定書を改正せず、CMP 決定のみを行うというオプション、そして、③各締約国による一方的な宣言の三つが含まれるとしている。同時に、Macey 座長は、京都議定書第 2 約束期間の設定と将来の法的枠組みの構築に向けたロードマップの採択とのリンクについては政治的決断が必要と表明した。

また、AWG-LCA の Reifsnnyder 座長からは、数多くの論点について進展があったと報告がなされた一方、法的オプション (Legal Option) の問題については特段の報告は行われなかった⁵⁶。そして、翌 12 月 7 日水曜日朝に Reifsnnyder 座長が AWG-LCA のコンタクト・グループに提示した改訂座長ノート⁵⁷においては、法的オプションに関し、四つの案が提示

3, 2014, <http://www.state.gov/e/oes/rls/remarks/2011/178316.htm>.

⁵⁴ “Press Briefing: 17th Session of the Conference of the Parties to the UN Framework Convention on Climate Change,” U.S. Department of State, December 8, 2011, accessed January 27, 2012, <http://www.state.gov/e/oes/rls/remarks/2011/178451.htm>.

⁵⁵ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 531 (December 7, 2011), 1-2.

⁵⁶ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 531 (December 7, 2011), 2.

⁵⁷ *Update of the Amalgamation of Draft Texts in Preparation of a Comprehensive and Balanced Outcome to Be Presented to the Conference of the Parties for Adoption at Its*

されていた。具体的には、①AWG-LCA 又は新たな検討の場において、2012 年から作業を開始し、気候変動枠組条約第 17 条に基づく新たな議定書（protocol）又は法的拘束力のある文書（legally binding instrument/outcome）をとりまとめ、2012 年の COP18 において、又は遅くとも 2015 年の COP21 にまでに採択することを決定、②AWG-LCA に対してバリ行動計画及びカンクン合意に基づく一連の COP 決定案を取りまとめるよう要請、③AWG-LCA に対して、法的オプションについて引き続き検討するよう要請、④無決定、の大きく分けて四つの案が提示されていた。そして、法的オプションの論点については、INDABA（後述）での閣僚レベルの協議で取り上げられることになると発言した⁵⁸。

12 月 8 日木曜日に開催された COP・CMP 非公式合同総会においても、AWG-KP 及び AWG-LCA それぞれの座長から交渉の進展状況について報告が行われた⁵⁹。AWG-KP の Macey 座長は、京都議定書第 2 約束期間の設定に関する合意に向けて引き続き努力する一方、合意には政治ガイダンス（political guidance）が必要である旨述べた。また、AWG-LCA の Reifsnnyder 座長は、各国に対し、12 月 9 日金曜日までに議論を終え、案をまとめるよう要請した。これを受けて、京都議定書第 2 約束期間の取り扱いや法的オプションの取り扱いについては、INDABA の場における閣僚級の非公式協議に委ねられることとなった。

第 5 項 INDABA での閣僚級交渉の進展

京都議定書第 2 約束期間の設定と将来の法的枠組みの在り方に関する議論は相互に密接に関係しておりパッケージで交渉すべきものであるが、事務レベルの交渉では前述のように AWG-KP と AWG-LCA の二つのトラックで別々に議論が行われ、こうしたパッケージ交渉を行う場としては十分に機能する場ではなかった。こうした中で、会議の全体像について関係者が把握し、多次元方程式の交渉事項について合意を促進するため、ダーバン会議の Nkoana-Mashabane 議長が主宰する非公式協議の場として設けられたのが INDABA（現地語で「会議」の意）である⁶⁰。議論の全体概要は常にここにフィードバックされ、全ての交渉プロセスをオープンにする形で議論が進められた。閣僚級の協議は、この INDABA の場を通じて主として行われ、特別作業部会における協議は事務レベルの協議という形で役割分担がなされるようになり、政治的論点は Nkoana-Mashabane 議長の主導の下、INDABA の場で調整が進められることとなった。

INDABA は事務レベルでもダーバン会議開催当初から開催されていたが、12 月 7 日水曜日から合同ハイレベル協議が始まることを受け、12 月 6 日火曜日からは閣僚級レベルで INDABA は開始された⁶¹。そして、会議の全体構造が見通せるように、現在の議論の状況

Seventeenth Session: Note by the Chair (FCCC/AWGLCA/2011/CRP.38, December 7, 2011), 81-82.

⁵⁸ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 532 (December 8, 2011), 1.

⁵⁹ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 533 (December 9, 2011), 1.

⁶⁰ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 534 (December 13, 2011), 29.

⁶¹ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 531 (December 7, 2011), 2.

を示した議長ペーパーが **Bigger Picture** というタイトルで毎日インターネット上で公開され、議論の全体概要が会議場の内外に常にオープンにされるようになった。閣僚級の INDABA 開催初日の 12 月 6 日火曜日に、Nkoana-Mashabane 議長は、京都議定書第 2 約束期間設定と気候変動枠組条約の下での将来の包括的な法的拘束力ある国際枠組みに関するオプションの組み合わせの全体像を記した 2 枚紙 (*The Bigger Picture*)⁶²を提示した。京都議定書に関しては、第 1 約束期間終了に伴い 2013 年 1 月以降に空白期間が生じるのを避けるため、第 2 約束期間の設定について合意をする必要があるとした上で、将来の法的枠組みについては、AWG-LCA の法的オプション (Legal Option) のコンタクト・グループの議論を反映する形で、将来枠組として検討すべき課題 (task)、その検討の場 (forum)、タイムスケジュール (timeline)、将来枠組に盛り込むべき内容 (content/coverage) の 4 つの項目ごとに、複数のオプションを提示している。このうち、検討すべき課題については、法的拘束力のある国際枠組みとすべきかどうかに関して 4 つのオプションが提示されており、気候変動枠組条約第 17 条に基づき法的拘束力のある議定書として採択するという一番固い案から将来枠組の構築に関し法的拘束力に一切言及しない案までかなり幅のある案となっていた (表 5-2 参照)。

表 5-2 The Bigger Picture (2011 年 12 月 6 日火曜日 14 時 25 分版) の概要

オプション 1	気候変動枠組条約第 17 条の規定に基づく議定書として法的拘束力のある文書 (a legally binding instrument) を策定し、とりまとめること。
オプション 2	法的拘束力のある文書のとりまとめを通じて、バリ行動計画及びカンクン合意に基づく「合意された結果 (agreed outcome)」のとりまとめ作業を終了すること
オプション 3	一連の COP 決定のとりまとめを通じて、バリ行動計画及びカンクン合意に基づく「合意された結果 (agreed outcome)」のとりまとめ作業を終了すること
オプション 4	気候変動枠組条約の全面的、効果的、持続的な実施を可能にするため、法的拘束力のある文書、COP 決定 (decisions)、規則又はガイドラインのとりまとめを通じて多国間ルールを強化すること

また、将来の包括的な国際枠組みの採択のタイムスケジュール (timeline) に関しては、2012 年の気候変動枠組条約第 18 回締約国会議 (COP18) 又は 2015 年の気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) のいずれかにおいて、議定書又は他の法的文書の形で法的拘束力のある文書を採択するとする案 (オプション 1) と法的拘束力の有無に一切言及せずに、単に将来枠組の検討結果について第 x 回 (具体的な時期はこの時点の案ではペンディング) の締約国会議において採択するとする案 (オプション 2) の二つが提示されていた。

なお、ここで指摘しておくべき点は、**Bigger Picture** においてこうしたオプションの形で

⁶² “INDABA: The Bigger Picture,” UNFCCC, 14:25, December 6, 2011, accessed January 3, 2014, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/application/pdf/indaba_4_-_enriched_bullets_-_061211.pdf.

提示されたのは、将来の包括的な国際枠組の法的位置づけに関する論点のみであり、この時点で、この論点がダーバン会議における最大の論点となっていたことである。一方、京都議定書第2約束期間の設定については、第1約束期間との間で空白期間が生じないように、どのような形で第2約束期間を設定するかに焦点が移っており、京都議定書第2約束期間を設定するかどうかはもはや論点ではなくなっていた。そして、京都議定書第2約束期間の設定の在り方及び第2約束期間における京都議定書の強化の具体的な内容に関する議論は、INDABAの場における閣僚級の非公式協議の場ではなく、AWG-KPの下での議論に委ねられていた。京都議定書第2約束期間を設定することはこの時点ではもはや議論の前提となっていたのである。

翌12月7日水曜日にNkoana-Mashabane議長は、このオプション案の改訂版を提示した⁶³。前日の12月6日付の案と比べると、検討課題(Task)のオプションに関してオプション4が削除され、代わりにオプション3の2として、「一連のCOP決定のとりまとめを通じて、バリ行動計画及びカンクン合意に基づく『合意された結果(agreed outcome)』のとりまとめ作業を終了し、2020年以降の国際枠組の検討作業を開始する」というオプション案が追加されている。前日のオプション4は、選択肢として法的拘束力のある文書から単なるガイドラインまで幅広く含め、事実上この論点を先送りするものであったが、この先送りのオプションが消えたことになる。また、前日のオプション3のままの場合、法的拘束力のない単なる締約国会議決定を採択して将来枠組の議論が終了(すなわち、自主的な枠組での固定化)するおそれがあるが、このオプション3の2の場合、2020年以降の将来枠組の検討のプロセスを開始するという点を明示した点で、こうした形で議論が終了することを避けることを意図する案となっている点が特徴である。

ダーバン会議閉幕予定日前日の12月8日木曜日に提示された *Bigger Picture* の改定案⁶⁴においては、これまでの案に追加して、前書きの部分に、京都議定書第2約束期間の設定は、気候変動枠組条約の下で包括的な法的拘束力のある国際枠組に向けた取組の進展とセットである旨が規定された。ただし、将来枠組の法的オプションについてはオプションが絞り込まれるのではなく、逆に、各国・各交渉グループの意見を踏まえる形で文言の修正が行われるとともに、さらにオプションが追加されることとなった。オプションの絞り込みに向けた議論はその後も続けられ、その結果を踏まえ、同日木曜日に *Bigger Picture* の改訂版が二度にわたって提示された(12月8日16時版⁶⁵および12月8日22時

⁶³ “INDABA: THE BIGGER PICTURE,” UNFCCC, December 7, 2011, accessed January 3, 2014, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/application/pdf/indaba_4_-_enriched_bullets_-_071211.pdf.

⁶⁴ “INDABA: The Bigger Picture,” UNFCCC, December 8, 2011, accessed January 3, 2014, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/application/pdf/indaba___enriched_bullets_-_08122011_-final.pdf.

⁶⁵ “INDABA: The Bigger Picture,” UNFCCC, Thursday, 16:00, December 8, 2011, accessed January 3, 2014, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/application/pdf/revised_indaba___enriched_bullets_-_08122011_-final.pdf.

版⁶⁶)。しかしながら、12月8日木曜日22時版においても、依然として幅広いオプションが併記された形のままとなっていた。このように関係各国の間での意見集約が難航する中で、議論の決着は複数案併記のまま翌12月9日金曜日のダーバン会議閉幕予定日に持ち越されることとなった。

第5節 法的拘束力を巡る土壇場の攻防とダーバン合意の成立

ダーバン会議終盤の最大の争点は、京都議定書第2約束期間の設定の前提としてEUが提示する条件、すなわち、2020年から適用される法的拘束力のある包括的な新たな国際枠組みを2015年までに採択するとのロードマップの取り扱いであった。そして、ダーバン会議でのロードマップの採択を求めるEU提案への支持が広がりを見せる中、特に法的拘束力の取り扱いに関し、最後まで抵抗を示したのが中国及びインドの二カ国であった。

第1項 EU・AOSIS諸国・LDC諸国の共同ステートメントの発表

ダーバン会議終盤になるとEU提案は大多数の国々から支持を獲得するに至った。そして、こうした支持の広がり象徴する出来事が、ダーバン会議の最終予定日の12月9日金曜日に発表されたEU、AOSIS諸国、LDC諸国の三者による共同ステートメントの発表であった⁶⁷。このステートメントにおいては、京都議定書第2約束期間の設定とセットで、法的拘束力のある文書の採択に向けたマンデート(mandate)とロードマップ(roadmap)についての決定を強く迫ったものとなっており、EUの主張にAOSIS諸国とLDC諸国が相乗りした形となっている。また、この共同ステートメントにおいては、法的拘束力のある国際枠組みの下、気候変動枠組条約の全ての締約国は、共通だが差異のある責任の原則を尊重して、それぞれの取組についてコミットすべきであると述べ、共通だが差異のある責任の原則を盾に法的拘束力のある枠組みの構築に反対する中国やインドの主張を牽制したのとなっていた。共同ステートメントの該当箇所の具体的な記述は以下のとおりである。

私たちが必要とする野心的な取組を実施に移すための次のステップを明確に示した確固たる決定をすべきである。この決定には、京都議定書第2約束期間の設定に加え、法的拘束力のある文書(legally binding instrument)の採択に向けた力強いマンデート(mandate)とロードマップ(roadmap)が含まれる。この法的拘束力のある文書の下、気候変動枠組条約の全ての締約国が、共通だが差異のある責任の原則を尊重し、各国の能力に応じて、コミットすべきである⁶⁸。

⁶⁶ “INDABA: The Bigger Picture,” UNFCCC, 22:00, December 8, 2011, accessed January 3, 2014, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/application/pdf/2200_text_-_8122011-indaba.pdf.

⁶⁷ “Common Statement by the European Union, Least Developed Countries and the Association of Small Island States,” European Union, December 9, 2011, accessed January 3, 2014, http://ec.europa.eu/commission_2010-2014/hedegaard/headlines/news/2011-12-09_01_en.htm.

⁶⁸ 原文は、“...we need firm and clear decisions mapping out next steps that deliver the

第2項 議長案の提示と埋まらぬ溝

EU 提案への支持が広がる一方、中国及びインドの二カ国が法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に強く反対した。こうした中、ダーバン会議最終予定日の12月9日金曜日中の合意成立を目指し、同日午前8時に議長から以下のとおり合意案(表5-3参照)⁶⁹が提示され、これ以降、合意案の取りまとめに向けて、EUと中国・インドが激しい応酬を繰り返すこととなった⁷⁰。

表 5-3 Nkoana-Mashabane 議長案 (2011年12月9日金曜日午前8時版) (抄)

- | |
|--|
| <p>4. また、気候変動枠組条約の下で2020年から全ての締約国に適用される法的枠組み (a legal framework) を作成するためのプロセスを、COP18で新たに設立されるXX特別作業部会を通じて開始することを決定し；</p> <p>5. (略)</p> <p>6. XX特別作業部会は、議定書、法的枠組みをCOP21(筆者注：2015年の気候変動枠組条約第21回締約国会議)で採択できるよう、その作業をできるだけ早く、遅くとも2015年までに終了することを決定し；</p> |
|--|

この議長案においては、法的拘束力の有無は明確には規定されておらず、EUの主張からはほど遠いものであり、中国やインドの新興国の主張に相当配慮したものとなっていた。ただし、具体的なタイムスケジュールに関してはEUの主張を取り入れ、この「法的枠組み (legal framework)」についての検討は2015年までに終え、同年のCOP21において採択すべきことが議長案に盛り込まれるとともに、その適用も2020年からと明記された形となっている。この議長案に対してEUは、法的拘束力のある文書の採択を強く主張し、AOSIS諸国及びLDC諸国は強くEUをサポートした。こうしたEU等の主張に対して中国やインドが反発したため合意は成立せず、引き続きINDABAの場で非公式協議が続けられた。

舞台裏での非公式協議を経て、同日午後11時付で提示された改訂議長案⁷¹(表5-4参

ambition we need. This includes agreeing an amendment of the Kyoto Protocol for the second commitment period together with a robust mandate and roadmap for a legally binding instrument. Under this instrument, all parties to the UNFCCC need to commit, respecting the principle of common but differentiated responsibility and respective capabilities.” Ibid.

⁶⁹ “Chair’s Proposal: INDABA: The Bigger Picture,” UNFCCC, 3:00, December 9, 2011, accessed January 3, 2014, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/application/pdf/materials_indaba_9_dec_document_1.pdf.

⁷⁰ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 534 (December 13, 2011): 29-30; WWF ジャパン「気候変動枠組条約第17回締約国会合及び京都議定書第7回締約国会合報告 (COP17・COP/MOP7 ダーバン会議報告)」WWF ジャパン, 2012年1月10日, アクセス日: 2014年1月3日, http://www.wwf.or.jp/activities/upfiles/20120110_durban_report_wwfjapan.pdf.

⁷¹ “Chair’s Proposal: INDABA; THE Bigger Picture,” UNFCCC, 23:00, December 9, 2011, accessed January 3, 2014, https://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/application/pdf/2325_text-9122011-indaba.p

照)においては、以下の通り「法的枠組み (a legal framework)」という用語がより強い「議定書又は他の法的文書 (a protocol or another legal instrument)」という表現に改められた。これは、1995年の気候変動枠組条約第1回締約国会合で採択され、1997年の京都議定書の採択に向けたマンデートとロードマップを定めたベルリン・マンデート⁷²と同じ表現であり、相当強い文言であると認識された。ただし、その採択時期については2015年のCOP21と明記する一方、その発効の時期については「2020年」という年限を削除し、EUが求める2020年までの発効については何ら担保されていない形とされた。すなわち、法的拘束力の点ではEUの主張を取り入れる一方、その発効時期を明示しない(すなわち先送りを可能とする)ことにより、中国やインドの主張に一定程度配慮したものとなっていた。

表 5-4 Nkoana-Mashabane 議長案 (2011年12月9日金曜日午後11時版) (抄)

4. また、気候変動枠組条約の下で全ての締約国に適用される議定書又はその他の法的文書 (a protocol or another legal instrument) を作成するためのプロセスを、気候変動枠組条約の下で XX 特別作業部会設立して開始することを決定し；
5. (略)
6. XX 特別作業部会は、議定書、法的枠組みを COP21 (筆者注：2015年の気候変動枠組条約第21回締約国会議) で採択できるよう、その作業をできるだけ早く、遅くとも2015年までに終了することを決定し；

この案を巡って翌10日土曜日午前4時までINDABAでの非公式協議が続けられたが合意は成立せず、引き続き非公式協議が土曜日に終日かけて断続的に行われた。

第3項 両 AWG 閉幕総会での攻防

法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けたロードマップに関する議論が紛糾する中、12月10日土曜日の午後7時半、AWG-KP 総会が開催され⁷³、AWG-KP 座長案⁷⁴が提示された。AWG-KP の閉幕総会においては、京都議定書第2約束期間の在り方について数多くの論点について各国の意見が対立したまま残されたが、特に問題とされたのは、京都議定書第2約束期間の期間であった。EUは、京都議定書に基づく約束期間については、2020年からスタートする新たな法的枠組みと整合性を図るため、座長案にある2017年までではなく、2020年までに終了すべきであると主張したが、グレナダ、コロンビア及びガンビアの三カ国は、京都議定書に基づく削減目標が依然として低いことにかんがみれば、

df.

⁷² *The Berlin Mandate: Review of the Adequacy of Article 4, Paragraph 2(a) and (b), of the Convention, Including Proposals Related to a Protocol and Decisions on Follow-Up*, Decision 1/CP.1 (FCCC/CP/1995/7/Add.1, June 6, 1995).

⁷³ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 534 (December 13, 2011), 25-26.

⁷⁴ *Consideration of Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol: Draft Conclusions Proposed by the Chair* (FCCC/KP/AWG/2011/L.3 and Add.1-5, December 10, 2011).

第2約束期間は8年間ではなく、第1約束期間と同様5年間とすべきであると主張した。この点については合意が成立せず、第2約束期間の終期については括弧書きのままとされた。また、日本は、京都議定書第2約束期間に参加しない国々を明示した脚注を付すべきであると主張し、受け入れられた。数多くの論点について各国の意見が分かれる中、AWG-KP総会においては、第2約束期間の期間については括弧書きとする修正を加えた上で、座長提案を座長の責任においてCMP総会に提出することとされ、午後9時25分に閉会した。

AWG-KP閉会に引き続いて、AGW-LCA総会が直ちに開催され⁷⁵、AWG-LCAのReifsnnyder座長による座長案⁷⁶が提示された。同座長案は、カンクン合意の実施に関する事項（MRV（測定・報告・検証）の詳細なルールや緑の気候基金の制度設計など）が盛り込まれる一方、法的オプションに関する事項については盛り込まれておらず、別途のNkoana-Mashabane議長案の調停案に委ねられる形となっていた。また、AWG-LCA総会においては、京都議定書第2約束期間に参加することを条件に、2020年以降の国際枠組みが法的拘束力を有することを求めるEUに対して、ベネズエラが、「EUが京都議定書に残ると言っても、目標のレベルが低すぎる。これでは途上国を温暖化の脅威にさらすだけだ」と激しく非難した⁷⁷。これに対して、EUと共同ステイトメントを9日金曜日に発表していたAOSIS諸国、LDCs諸国はこれに一斉に反発し、EUは他の先進諸国が京都議定書第2約束期間に参加しないと言っているにも関わらず、京都議定書第2約束期間に参加する意思を表明しているとして、気候変動問題に対するEUの姿勢を積極的に擁護する発言を次々と表明した。このAWG-LCA座長案についても合意が成立せず、AWG-LCA決定ではなく座長案としてそのままCOP閉幕総会に送られることとされ、12月10日土曜日午後11時45分に閉会した。

第4項 COP/CMP 合同非公式総会の開会：包括的な国際枠組みの法的拘束力を巡る攻防

12月11日日曜日午前1時15分、Nkoana-Mashabane議長は、COP・CMP合同非公式総会を開会し⁷⁸、将来の包括的な国際枠組みの採択のスケジュール及びその法的性格に関して新たな調停案（表5-5参照）⁷⁹を提示した。この調停案においては、将来の法的枠組

⁷⁵ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 534 (December 13, 2011), 26-27.

⁷⁶ *Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention to Be Presented to the Conference of the Parties for Adoption at Its Seventeenth Session: Draft Conclusions Proposed by the Chair* (FCCC/AWGLCA/2011/L.4, December 9, 2011).

⁷⁷ WWF ジャパン「気候変動枠組条約第17回締約国会合及び京都議定書第7回締約国会合報告（COP17・COP/MOP7 ダーバン会議報告）」WWF ジャパン, 2012年1月10日, アクセス日: 2014年1月3日, http://www.wwf.or.jp/activities/upfiles/20120110_douban_report_wwfjapan.pdf.

⁷⁸ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 534 (December 13, 2011), 27.

⁷⁹ *Establishment of an Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action:*

みについては、「法的成果物 (legal outcome)」という弱い表現が追加される一方、新たな法的枠組みは 2020 年から実施に移されるべきことが再度案文に盛り込まれた。ただし、弱い表現が追加された結果、将来の法的枠組みが法的拘束力を持つものではなくなる余地を残す案であり、中国やインドに配慮した案となっていた。

表 5-5 Nkoana-Mashabane 議長案 (2011 年 12 月 10 日土曜日版) (抄)

2. また、気候変動枠組条約の下で全ての締約国に適用される議定書、その他の法的文書又は法的成果物 (a protocol, another legal instrument or a legal outcome) を作成するためのプロセスを、気候変動枠組条約の下で「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を設立して開始することを決定し；
3. (略)
4. 「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」は、議定書、法的文書又は法的成果物 (this protocol, legal instrument or legal outcome) を COP21 (筆者注：2015 年の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議) で採択し、2020 年から発効させ、実施できるよう、その作業をできるだけ早く、遅くとも 2015 年までに終了することを決定し；

この議長案のうち、法的成果物 (legal outcome) との表現の追加については、EU が反発した。EU 代表の Hedegaard 委員は、他の主要先進諸国が京都議定書第 2 約束期間に参加しない方針でいる中にもかかわらず、EU として京都議定書第 2 約束期間に参加する旨を表明している点を強調した上で、2015 年までに気候変動枠組条約に基づく議定書その他の法的拘束力のある文書を採択することを求め、議長案ではこの点が担保されないため、より強い表現とすべきである旨主張した。そして、チリ、ノルウェー、コロンビアが EU 支持を表明した。

こうした EU の主張に対して、最後の最後まで難色を示したのはインドであった。インドは、「先進国と途上国との間の衡平性 (equity)」の文言が挿入されない限り、法的成果物 (legal outcome) という弱い表現は残しておく必要があると主張したのである。これは、将来の法的枠組みにおいて、新興国が先進国と同レベルの取組を求められることを牽制する狙いであるとも言え、インドは、現に、議長案は、地球温暖化対策の責任を先進国から途上国に移すものであると非難し、インドは決して脅しには屈しないと発言した。なお、インドは、「衡平性 (equity)」には共通だが差異のある原則が主たる要素として含まれるものとして、「衡平性 (equity)」の概念を用いている⁸⁰。

また、中国の解振華・国家発展改革委員会副主任は積極的にインドの主張を擁護し、共

Proposal by the President. Draft Decision -/CP.17 (FCCC/CP/2011/L.10, December 10, 2011).

⁸⁰ “Statement by Ms. Jayanthi Natarajan, Minister of Environment & Forests, Government of India, High Level Segment, 17th Conference of Parties (COP 17), Durban (December 7, 2011),” UNFCCC, accessed November 29, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111207_cop17_hls_india.pdf.

通だが差異のある責任の重要性を改めて訴えた上で、テーブルを激しく叩きながら「先進国は削減約束を果たしていない。途上国は国内で十分にグリーン政策を行っている」と主張した⁸¹。

こうした中国やインドの主張に対抗する形で、EU 以外の他の国々からも議長案の表現を強めるべきとの意見が次々と意見が表明された。グレナダは、各国は野心的な目標から降りようとしているとして、議定書又は各国に責任を持たず法的文書の採択を求めた。パングラデッシュは、仮に欠点があるとしても、法的拘束力のある包括的な国際枠組みと京都議定書第 2 約束期間をセットにしたパッケージ合意をすべきであると主張した。エルサルバドルも、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を支持した。米国も京都議定書第 2 約束期間と気候変動枠組条約の全ての締約国を対象とした法的拘束力のあるパッケージ合意を支持した。特に重要なのは、中国・インドと同じ BASIC グループの一員であるブラジルが、この場で改めて法的拘束力のある包括的な国際枠組みの重要性を訴え、我々は京都議定書を生み出したベルリン・マンデート以来の歴史的に最も重要な合意に辿りつく一歩手前まで来ているとして、合意を強く求めたことである。ここに至って、中国及びインドの孤立が鮮明になった。

こうした状況を踏まえ、12 月 11 日日曜日午前 2 時 55 分、Nkoana-Mashabane 議長が会議を中断して、EU とインドとの間で直接 10 分間話し合うよう提案した。直接対面でも向き合う両国の間を各国の代表が取り囲み、話し合いは 30 分間に及んだ。最終的には、法的成果部 (legal outcome) という用語に代えて法的効力を有する合意結果 (agreed outcome with legal force) という形でより強い表現とする妥協案をインドが提示し、EU がこれを受け入れることとなった。この結果、①将来枠組の検討の場として、気候変動枠組条約の下に新たにダーバン・プラットフォーム特別作業部会を設けて速やかに将来枠組について検討を開始し、②2015 年までに検討を終え、気候変動枠組条約の全ての締約国を対象とする新たな「議定書、法的文書又は法的効力を有する合意結果」(a protocol, another legal instrument or an agreed outcome with legal force) を採択し、③2020 年から適用することについて合意が成立し、午前 3 時 40 分に Nkoana-Mashabane 議長は合意成立を宣言した。

表 5-6 法的拘束力を巡る文言の変遷

(Nkoana-Mashabane 議長案：12 月 9 日金曜日午前 8 時版)

- launch a process in order to develop a legal framework applicable to all Parties under the United Nations Framework Convention on Climate Change

(Nkoana-Mashabane 議長案：12 月 9 日金曜日午後 11 時版)

- launch a process in order to develop a protocol or another legal instrument applicable to all Parties under the United Nations Framework Convention on Climate Change

⁸¹ WWF ジャパン「気候変動枠組条約第 17 回締約国会合及び京都議定書第 7 回締約国会合報告 (COP17・COP/MOP7 ダーバン会議報告)」WWF ジャパン, 2012 年 1 月 10 日, アクセス日: 2014 年 1 月 3 日, http://www.wwf.or.jp/activities/upfiles/20120110_douban_report_wwfjapan.pdf; *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 534 (2011), 55.

(Nkoana-Mashabane 議長案：12 月 10 日土曜日版)

- launch a process to develop a protocol, another legal instrument or a legal outcome under the Convention applicable to all Parties

(12 月 11 日日曜日未明に合意が成立した案文)

- launch a process to develop a protocol, another legal instrument or an agreed outcome with legal force under the Convention applicable to all Parties

第 5 項 閉幕総会の再開

将来枠組の法的拘束力の取り扱いについて合意が成立したことを受け、12 月 11 日日曜日午前 4 時に京都議定書締約国会合 (CMP) 閉幕総会が再開された⁸²。その場で AWG-KP の Macey 座長は、AWG-KP においては合意が成立しなかったとして、CMP 総会での議論のための座長提案⁸³について報告した。Macey 座長は、各国の間で合意が得られなかった括弧書き部分 (ブラケット付の部分) はすべて削除することとするものの、京都議定書第 2 約束期間の長さについては、2017 年までの 5 年間とする案と 2020 年までの 8 年間とする案を併記し、この点については翌 2013 年の京都議定書第 8 回締約国会合 (CMP8) において改めて議論の上で決定することを提案した。各国もこれを支持し、座長案のまま採択され、CMP 総会は閉幕した。

引き続き気候変動枠組条約締約国会議 (COP) 閉幕総会が再開され⁸⁴、AWG-LCA の Reifsnyder 座長が、カンクン合意の実施細目 (MRV の詳細や緑の気候基金の制度設計など) について規定した座長提案⁸⁵について報告し、原案のまま採択された。

その後、Nkoana-Mashabane 議長が、将来の法的枠組みの検討について定めた決定案⁸⁶を包括的な国際枠組みを定めた画期的な決定案であるとして紹介をし、そのまま採択された。一連の公式会合が終了し、ダーバン会議が閉会したのは 2011 年 12 月 11 日日曜日午前 6 時 22 分であった。

⁸² *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 534 (2011), 27.

⁸³ *Consideration of Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol: Draft Decision; Proposed by the Chair*, Draft Decision -/CMP.7 (FCCC/KP/AWG/2011/L.3/Add.6, December 10, 2011).

⁸⁴ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 534 (2011), 27-28.

⁸⁵ *Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention to Be Presented to the Conference of the Parties for Adoption at Its Seventeenth Session: Draft Conclusions Proposed by the Chair* (FCCC/AWGLCA/2011/L.4, December 9, 2011).

⁸⁶ *Establishment of an Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action: Proposal by the President*, Draft decision -/CP.17 (FCCC/CP/2011/L.10, December 10, 2011).

第6項 ダーバン合意の概要

ダーバン会議で採択された一連の気候変動枠組条約締約国会議決定（COP 決定）及び京都議定書締約国会合決定（CMP 決定）をまとめてダーバン合意と呼ぶこととされている。ダーバン合意の主な柱は、カンクン合意の実施のための一連の決定（COP 決定）⁸⁷、2020年以降の将来の包括的な国際枠組み構築への道筋（COP 決定）⁸⁸、京都議定書第2約束期間に向けた合意（CMP 決定）⁸⁹の三本柱からなる。ダーバン合意の特色を一言で言えば、2020年の前と後とで大きく異なる気候変動レジームの枠組みについて合意したという点である。すなわち、2020年までの気候変動レジームは、全ての締約国を対象としたカンクン合意に基づく自主的な取組と京都議定書第2約束期間の下での一部の先進諸国（EU など）を対象とした義務的な取組との二つの枠組みによるハイブリッド・レジームとされているのに対し、2020年以降については、気候変動枠組条約の全ての締約国を対象とした一つの法的枠組み（正確には、「議定書、法的文書または法的効力を有する合意成果（a protocol, another legal instrument or an agreed outcome with legal force）」）の下での取組をスタートさせることに合意したことである（表 5-7 参照）。

表 5-7 ダーバン合意の概要

<p>●カンクン合意の実施（COP 決定）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2010年に採択されたカンクン合意に基づき、緑の気候基金の基本設計に合意するとともに、カンクン合意に基づく排出削減目標・排出削減行動を推進するためのMRV（測定・報告・検証）等の仕組みのガイドライン等について合意。 <p>●2020年以降の将来の包括的な国際枠組み構築への道筋（COP 決定）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 将来の包括的な国際枠組みの構築に関しては、法的文書を作成するための新しいプロセスである「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、可能な限り早く、遅くとも2015年中に作業を終えて、議定書、法的文書又は法的効力を有する合意成果（a protocol, another legal instrument or an agreed outcome with legal force）を2020年から発効させ、実施に移すとの道筋に合意。・ AWG-LCA（気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会）については、その任期を1年間延長し、翌年のCOP18にてバリ行動計画の目的を達成するための一連の決定を採択することによりその役割を終えること。

⁸⁷ *Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention, Decision 2/CP.17 (FCCC/CP/2011/9/Add.1, March 15, 2012).*

⁸⁸ *Establishment of an Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action, Decision 1/CP.17 (FCCC/CP/2011/9/Add.1, March 15, 2012).*

⁸⁹ *Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at Its Sixteenth Session, Decision 1/CMP.7 (FCCC/KP/CMP/2011/10/Add.1, March 15, 2012).*

● 京都議定書第 2 約束期間に向けた合意（CMP 決定）

- ・ 京都議定書については、第 2 約束期間を設定するとの方針について合意。
- ・ 京都議定書を批准していない米国に加え、日本、ロシア、カナダの三カ国は第 2 約束期間には参加しないことを明らかにし、そのような立場を明記した成果文書を採択。
- ・ AWG-KP（京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部）は、第 2 約束期間に参加する先進国の削減目標の設定を COP18 で行い、その役割を終えること。

出典：日本政府代表団資料掲載のダーバン合意の概要を基に筆者作成。日本政府代表団「気候変動枠組条約第 17 回締約国会議（COP17）京都議定書第 7 回締約国会合（CMP7）等の概要」外務省，2011 年 12 月 11 日，アクセス日：2014 年 2 月 1 日，<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop17/gaiyo.html>。

第 6 節 分析：主な規範的アイデアの衝突と調整

本節においては、ダーバン会議における多国間交渉を二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減に関し、どの国がどのような責任を負うべきかという国際規範の制度化に関する政策アイデア（規範的アイデア）を巡るアイデア論争という観点から捉えた上で、前章で取り扱ったカンクン会議から主な規範的アイデアがどのように変化・発展し、又はしなかったのかに着目して、主な規範的アイデアの衝突・調整の過程を分析することとしたい。

第 1 項 ダーバン会議における主な規範的アイデアの変化・発展

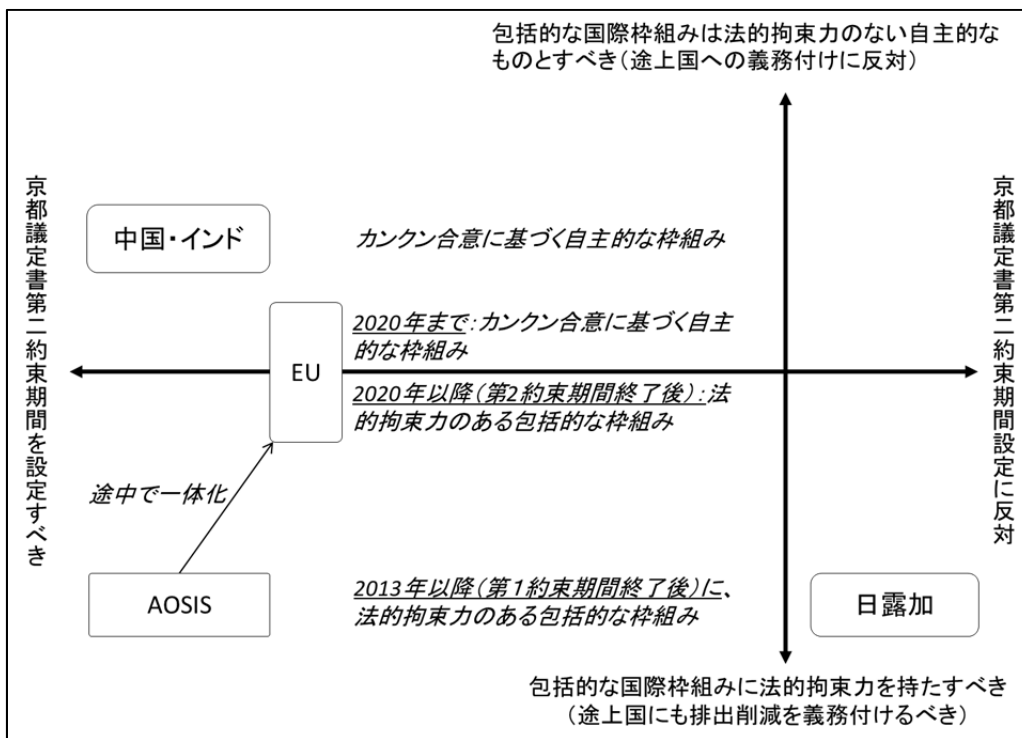
2010 年のカンクン会議を受けた状況の変化のうち、特に重要な点としては次の二点を挙げることができる。第一に、カンクン合意⁹⁰において、AWG-KP（京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会）における検討作業を継続し、第 1 約束期間と第 2 約束期間との間に空白期間が生じないように、その検討結果を可能な限り速やかに CMP（京都議定書締約国会合）において採択するとの方針が決定されたことである。第二に、カンクン合意⁹¹において、AWG-LCA の正式な議題として、気候変動枠組条約第 17 条に基づく議定書の採択も含め、気候変動枠組条約の下で全ての締約国を対象とした包括的な国際枠組みの法的位置づけについて検討することが位置付けられた結果、法的拘束力の是非について議論すること自体を拒否することが困難な状況が生まれたことである。こうした状況の変化に対応して最も大きな変化・発展を遂げたのが EU が提唱した規範的アイデアであった。そしてダーバン会議の終盤になると AOSIS 諸国の規範的アイデアがこの

⁹⁰ *The Cancun Agreements: Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at Its Fifteenth Session, Decision 1/CMP.6 (FCCC/KP/CMP/2010/12/Add.1, March 15, 2011).*

⁹¹ *The Cancun Agreements: Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention, Decision 1/CP.16 (FCCC/CP/2010/7/Add.1, March 15, 2011).*

EU の規範的アイデアに相乗りしていく結果となった。一方、カンクン会議のときから内容面で基本的に変化・発展しなかったのが、中国・インドの規範的アイデアと日露加の規範的アイデアであった。(図 5-1 参照)

図 5-1 ダーバン会議で提唱された主な規範的アイデアの対立構造



なお、第3章及び第4章で主な規範的アイデアの一つとして分析の対象として取り上げた米国の規範的アイデアは、ダーバン会議で政治的争点となった二つの主要論点(京都議定書第2約束期間の設定と法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築)については基本的には中立的な立場に立つものであった。また、米国の規範的アイデアの中核的要素である全ての主要国を対象とした包括的な国際枠組みの構築と各国の取組の国際的なレビューのための仕組み(MRV(測定・報告・検証)など)の構築についてはカンクン合意という形で気候変動レジームの一要素として制度化されていた。この結果、ダーバン会議においては、米国は主な規範的アイデア提唱国としての立場からは卒業することとなったと考えられるため、米国の規範的アイデアは本節で取り上げていない。

また、カンクン合意⁹²においては、京都議定書第1約束期間と第2約束期間との間に空白期間が生じないように、その検討結果を可能な限り速やかにCMPにおいて採択することの方針が決定されたことに加え、その検討に当たってはAWG-KP座長案⁹³をベースに検討作業を継続することとされ、同座長案においてはすべての主要国を対象とした包括的な議定書の採択と併せて京都議定書第2約束期間を設定するというオプションと、この包括的な

⁹² *The Cancun Agreements: Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at its Fifteenth Session, Decision 1/CMP.6 (FCCC/KP/CMP/2010/12/Add.1, March 15, 2011), para. 1.*

⁹³ *Revised Proposal by the Chair (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4, December 10, 2010).*

議定書の採択にかかわらず（すなわち、この点を条件とせずに）京都議定書第2約束期間を設定するというオプションの二つの案が併記されていた。これを受け、ダーバン会議における議論の焦点は、京都議定書第2約束期間を設定するかしないかではなく、EUが求める法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築との関係を含めどのような形で京都議定書第2約束期間を設定するかどうかなっていた⁹⁴。このように、G77/中国グループの規範的アイデアの中核的要素である京都議定書第2約束期間の設定に関しては、京都議定書第1約束期間と第2約束期間との間に空白期間が生じないようにその検討結果を可能な限り速やかにCMPにおいて採択するとの方針がカンクン合意で決定され、京都議定書第2約束期間の設定はダーバン会議においてはいわば議論の前提とされていたと考えられることから、第3章及び第4章で主な規範的アイデアの一つとして取り上げたG77/中国グループの規範的アイデアについては、以下の分析の対象からは割愛することとしたい。

ただし、いずれにせよ米国やG77/中国グループが主な交渉プレイヤーであることには変わりはなく、本章前節までに概観したように、これらの国々がいずれの規範的アイデア提唱国の主張を支持するかが、ポスト京都議定書を巡る交渉の帰趨を大きく左右することとなったと考えられる。

（１） EUの規範的アイデア：他の規範的アイデアの一部取り込み

EUは、その規範的アイデアの中核的要素（全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築）は堅持しつつ、京都議定書第2約束期間の設定を前提条件付きで受け入れるとの方針を表明するとともに、その前提条件として、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けた具体的なロードマップの採択を要求するとの形で、その規範的アイデアに修正を加えた⁹⁵。具体的には、カンクン会議の際にEUが提唱した規範的アイデアは、京都議定書第2約束期間の設定と同時に法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を求めるものとなっていたが、ダーバン会議においてEUが提唱した規範的アイデアは、この二つの時間軸をずらし、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの開始については将来へ先送りすることとし2020年からスタートすることとするとともに、それまでの間は、暫定的な措置として、京都議定書第2約束期間に基づく取組とカンクン合意に基づく自主的な取組とのハイブリッド・レジームとすることを許容するものへと大きく変化・発展したのである。このEUの新たな規範的アイデアは、京都議定書第2約束期間の設定を受け入れるという点においてカンクン会議での途上諸国の規範的アイデアの主要部分を取り入れるとともに、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けたプロセスを提案するという点においてカンクン会議でのAOSIS諸国の規範的アイデアを一部取り込み、さらに法的拘束力のある国際枠組みの発効を2020年まで

⁹⁴ 本章第2節第1項参照。

⁹⁵ Council of the European Union, *Preparations for the 17th Session of the Conference of the Parties (COP 17) to the United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC) and the 7th Session of the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol (CMP 7) (Durban, South Africa, 28 November - 9 December 2011): Council Conclusions* (3118th ENVIRONMENT Council Meeting, Luxembourg, October 10, 2011).

の将来に先延ばしすることにより、2020年までの間は、京都議定書第2約束期間の下でのEU等の一部の先進諸国の義務的な取組とカンクン合意に基づく全ての主要国の参加による自主的な枠組みとのハイブリッド・レジームとすることを許容し、その点において少なくとも2020年までの間のポスト京都議定書の国際枠組みについては、途上諸国の取組の自主性を強調する中国やインドの規範的アイデアの要素を一部取り込んだものとなっていた。そして、2020年以降については、EUの規範的アイデアは、京都議定書とカンクン合意のハイブリッド・レジームに代えて、法的拘束力のある包括的な一つの国際枠組みに移行することを主眼とするものとなっていた。

(2) 日露加（特に日本）の規範的アイデア：規範提唱国から規範拒否国への実質的变化

カンクン会議の結果を踏まえ、日本、ロシア、カナダの三カ国（特に日本）の規範的アイデアは、規範提唱国としてのものから規範拒否国としてのものへと質的に変化を遂げた。第一に、日露加（特に日本）は、カンクン会議までは京都議定書第2約束期間設定に反対であるとの主張を前面に出して交渉に臨んでいたが、カンクン合意の結果、京都議定書第2約束期間設定に向けた大きな流れができたことを受け、日露加は、京都議定書第2約束期間設定に反対との主張を前面に出すのではなく、京都議定書第2約束期間設定は意味がないため京都議定書第2約束期間に日露加としては参加しないと主張する一方（京都議定書という国際規範の拒否）、カンクン合意をベースに全ての主要国が参加する法的拘束力のある包括的な国際枠組みを構築すべきであるとの議論を展開することとなった。このように、日露加が提唱する規範的アイデアも、カンクン会議の結果を踏まえ、質的に変化を示したが、内容的には大きな変化は認められなかった。この結果、日露加が主張する規範的アイデアとEUが主張する規範的アイデアは、全ての主要排出国が参加する新たな法的枠組みの構築を目指すという点で一致するものの、そのタイムスケジュール及び京都議定書第2約束期間に参加するか否かについては大きく異なるものとなった。

(3) 中国・インドの規範的アイデア

中国やインドが提唱する規範的アイデアについては、カンクン会議以降、大きな変化は認められなかった。中国やインドは、京都議定書第2約束期間の設定を強く主張する一方、新興諸国を始めとする途上諸国の排出削減の取組は、共通だが差異のある責任の原則を踏まえれば、法的義務付けの対象とすることは不適當であり、あくまでも自主的なものとして位置付けるべきであると主張したのである。ただし、ここで注意すべき点は、中国、インド、ブラジル及び南アフリカの四カ国の新興諸国からなるBASICグループとしては、その提唱する規範的アイデアが明確に二つに分裂したことである。すなわち、ダーバン会議の議長国である南アフリカは、将来の法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築について受け入れる用意がある旨を表明し、同じくブラジルも将来の法的拘束力のある枠組みについては受け入れる用意がある旨を表明した。この結果、BASICグループの足並みに乱れが生じ、中国及びインドがもっとも強硬なスタンスをとるという構図が出来上がることと

なった。また、G77/中国グループの他の大多数の国々も、EU が提案する法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を支持するようになっており、途上諸国の中での中国・インドの規範的アイデアの独自性が際立つものとなった。

(4) AOSIS諸国の規範的アイデア：EUの規範的アイデアとの一体化

EU に次いで大きく変化・発展したのは AOSIS 諸国の規範的アイデアであった。AOSIS 諸国の規範的アイデアにおいては、ダーバン会議開催当初は、京都議定書第 2 約束期間の設定を求めるとともに、京都議定書第 2 約束期間と同じ時期、すなわち 2013 年から法的拘束力のある包括的な国際枠組みをスタートすべきであるというものであった。しかしながら、コペンハーゲン会議、そしてカンクン会議と続く一連の多国間交渉の過程において 2013 年以降の法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築が困難であることが明らかになる一方、将来における法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けた交渉プロセスに関する AOSIS 諸国のカンクン会議の際の提案については、大多数の国々の支持が得られることが明らかになった。こうした中で、カンクン会議における AOSIS 諸国の規範的アイデアの一部を取り入れる形で、EU が 2020 年までに法的拘束力のある包括的な国際枠組みを構築するためのロードマップを提案するに及び、AOSIS 諸国の規範的アイデアは EU の規範的アイデアに相乗り・一体化する形となった。具体的には、ダーバン会議の途中の段階で AOSIS 諸国は、2013 年以降の法的拘束力のある包括的な国際枠組みと京都議定書第 2 約束期間の設定という法的拘束力のある二つのサブ・レジームの構築を求める従来の主張を取り下げ、2020 年までの間は、京都議定書第 2 約束期間の下での EU 等の一部の先進諸国の義務的取組と、カンクン合意に基づく全ての主要国の参加による自主的な国際枠組みとのハイブリッド・レジームとすることを許容し、2020 年以降は、京都議定書に代わる法的拘束力のある包括的な一つの国際枠組みの構築を求めることとなった。そして、EU の規範的アイデアへの相乗りは、前述のようにダーバン会議最終日に発出された EU、AOSIS 諸国、そして LDC 諸国の連盟による共同声明⁹⁶という形で結実することとなった。

第 2 項 ダーバン会議における主な規範的アイデアの優劣

規範的アイデアの衝突と調整という観点から見た場合、ダーバン会議における攻防での重要な点は次の二点である。第一点目は、EU の規範的アイデアへの圧倒的な支持の広がりである。ダーバン会議開催当初においては、EU の規範的アイデアを支持する声は必ずしも強くなかったものの、会議終盤になると先進諸国のみならず、途上諸国を含め、大多数の国々が EU の規範的アイデアを支持するようになったことである。第二点目は、大多数の国々が EU の規範的アイデアを支持する中、中国・インドの規範的アイデアが、最後まで EU の規範的アイデアに対抗できたことである。そして、ダーバン会議において主な

⁹⁶ “Common Statement by the European Union, Least Developed Countries and the Association of Small Island States,” European Union, December 9, 2011, accessed January 3, 2014, http://ec.europa.eu/commission_2010-2014/hedegaard/headlines/news/2011-12-09_01_en.htm.

争点となったのは、包括的な国際枠組みの法的拘束力の有無であった。

(1) EUの規範的アイデアへの圧倒的な支持の広がり

ダーバン会議における最大の争点は、すべての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを 2020 年以降新たにスタートさせることとするかどうかという点であり、主として EU が提唱する規範的アイデアと中国やインドが提唱する規範的アイデアの二つの規範的アイデアの衝突と調整を中心に交渉が展開した。そして、会議が進展するにつれ多くの国々が EU の規範的アイデアに相乗りしていった。特に顕著なのは、気候変動の深刻な影響を蒙りつつある AOSIS 諸国及び LDC 諸国の動きであり、会議の終盤の 2012 年 12 月 9 日金曜日には EU と共同ステイトメント⁹⁷を発表するに至り、これらの国々の規範的アイデアは EU の規範的アイデアと一体化することとなった。これらの国々は、当初は 2013 年から法的拘束力のある枠組みの構築を訴えていたが、会議の進展につれこの点を修正し、法的拘束力のある包括的な国際枠組みのスタートは 2020 年からという EU の規範的アイデアを受け入れたのである。さらに、京都議定書に基づく義務的取組みと、京都議定書に基づく排出削減義務を負っていないその他の主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みとの二つの国際枠組みによるハイブリッド・レジームという従来の AOSIS 諸国の主張にも修正を加え、2020 年以降の気候変動レジームに関しては、京都議定書堅持という主張を取り下げ、法的拘束力のある包括的な一つの国際枠組みという EU の主張も受け入れたのである。そして会議終盤になってベネズエラが EU に対して「EU が京都議定書に残ると言っても目標レベルが低すぎる。これでは途上国を温暖化の脅威にさらすだけだ」と批判したのに対し、AOSIS 諸国や LDC 諸国から EU を積極的に擁護する発言が相次いでなされることとなった⁹⁸。

また、AOSIS 諸国や LDC 諸国のみならず、他の途上諸国も EU の規範的アイデアへの積極的な支持に回った点も重要なポイントである。例えば中国やインドと同じく BASIC グループに属するブラジル及び南アフリカもダーバン会議終盤になると積極的に EU の規範的アイデアの支持に回った。また、その他の途上諸国もダーバン会議終盤になると、京都議定書第 2 約束期間とセットという条件付きで、将来の法的拘束力のある新たな国際枠組みの構築を支持し、EU の規範的アイデアを積極的に支持するに至った。

また、他の先進諸国も EU の規範的アイデアに相乗りすることとなった。例えば、日本の規範的アイデアの主要な要素は、京都議定書第 2 約束期間の設定反対と、京都議定書第 1 約束期間終了後（すなわち 2013 年以降）速やかに法的拘束力のある国際枠組みを構築すべきというものであり、京都議定書第 2 約束期間の設定を前提とする EU の規範的アイデアと必ずしも整合するものではなかった。しかしながら、EU の規範的アイデアも日本の

⁹⁷ Ibid.

⁹⁸ WWF ジャパン「気候変動枠組条約第 17 回締約国会合及び京都議定書第 7 回締約国会合報告 (COP17・COP/MOP7 ダーバン会議報告)」WWF ジャパン, 2012 年 1 月 10 日, アクセス日: 2014 年 1 月 3 日,
http://www.wwf.or.jp/activities/upfiles/20120110_douban_report_wwfjapan.pdf.

規範的アイデアも将来的に目指すべき方向は同じであったため、会議が進展するにつれ、日本も積極的に EU の規範的アイデアを積極的に支持したのである⁹⁹。ロシア、カナダを含め他の先進諸国も同様に EU の規範的アイデアに相乗りしていった。また、米国も 12 月 9 日の記者会見¹⁰⁰において EU の規範的アイデアへの支持を明確に表明した。このように先進諸国、途上諸国の垣根を越えた支持を EU の規範的アイデアは獲得するに至り、他の規範的アイデアに対して圧倒的に優越的な地位に立つこととなった。

(2) 中国・インドの規範的アイデアの対抗力

ダーバン会議を通して EU の規範的アイデアが主導的影響力を発揮する中で、会議終盤まで EU の規範的アイデアを拒否し、対抗的規範的アイデアとして一定の影響力を発揮し続けたのが中印が提唱した規範的アイデアであった。中国・インドの規範的アイデアの主たる要素は、共通だが差異のある責任の原則にのっとり、法的削減義務は当面は先進諸国のみが負うべきであり、新興国を含む途上諸国の排出削減の取組はあくまでも自主的なものにとどまるべきであるとするものであった。そしてこうした考え方の下、中国・インドは、①京都議定書第 2 約束期間の設定を先進諸国に迫るとともに、②新興国を含む途上諸国については、当面はカンクン合意に基づく自主的な排出削減の取組をベースとすべきであり、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築については反対であるとの立場をとっていた。こうした中国・インドの規範的アイデアを積極的に支持する国々は、ALBA 諸国など一部の国々にとどまり、会議の進展につれ、中国・インドの規範的アイデアは求心力を失い、その孤立化が鮮明になっていったと評価できる。

しかしながら、そうした孤立化にもかかわらず、中国・インドが主張した規範的アイデアは、ダーバン会議の終盤に至るまで大きな影響力を発揮し続け、EU の規範的アイデアをベースとする合意成立を阻み続けたという点で注目に値する。中国・インドは、会議が進展し、EU の規範的アイデアに各国の支持が集まっていく中で、何らかの法的枠組みの構築については積極的に反対せず、これを受け入れる姿勢を示したのに対し、当該法的枠組みが法的拘束力を持つことについては断固反対の姿勢をとり続け、EU を始めとする各国は、多数派形成による圧力をもってしても、この中国・インドの規範的アイデアを抑えることはできなかった。この結果、ダーバン合意においては、2020 年以降の包括的な国際枠組みについて、法的拘束力を明確に盛り込むことができなかった。したがって、中印の規範的アイデアは、その中核的部分（すなわち、法的な排出削減義務は先進諸国だけが負うべきであり、途上諸国の取組はあくまでも自主的なものとして位置付けるべき）という点においては、EU が提唱する規範的アイデアと拮抗する影響力を発揮したと評価できる。

⁹⁹ “Statement by Minister of the Environment, Japan, Goshi Hosono,” UNFCCC, December 7, 2011, accessed November 29, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111207_cop17_hls_japan.pdf.

¹⁰⁰ “Press Briefing: 17th Session of the Conference of the Parties to the UN Framework Convention on Climate Change,” U.S. Department of State, December 8, 2011, accessed January 27, 2012, <http://www.state.gov/e/oes/rls/remarks/2011/178451.htm>.

(3) 日露加（特に日本）の規範的アイデアの限定的な影響力

一方、日本、ロシア、カナダの三カ国（特に日本）の規範的アイデアの影響力は交渉全体を左右するものとはならず、限定的なものにとどまった。日露加が提唱した規範的アイデアの主要な要素は、①京都議定書第2約束期間の設定反対、②全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築の二点である。このうち、②の点に関しては、EUの規範的アイデアが主導的な影響力を發揮した部分であり、日露加はこのEUの規範的アイデアに最終的には相乗りする形となったため、日露加の規範的アイデアが独自の影響力を發揮したと評価することは困難である。

日露加の規範的アイデア独自の影響力を観察することができるとすれば、①の京都議定書第2約束期間設定反対に関する部分であるが、この点においても日露加の規範的アイデアの影響力は限定的なものにとどまった。日露加の規範的アイデアは、京都議定書第2約束期間設定に向けた大きな流れを変えることができず、むしろ主張の重点は自らが京都議定書第2約束期間に参加しないことを確保することに置かれることとなった。この結果、ダーバン合意において、日露加の三カ国が京都議定書第2約束期間に参加しないことが注釈という形で明記させることに成功しており¹⁰¹、そうして点については部分的に影響力を發揮したと言える。ただし、EUの規範的アイデアは、他の主要先進国が京都議定書第2約束期間に参加しないことを許容するものとなっており、日露加の規範的アイデアは、こうしたEUの規範的アイデアの基本的な枠組みに収まるものであったことに留意する必要がある。

第3項 ダーバン合意の分析：主な規範的アイデアの反映状況

ダーバン会議で主要な論点とされたのは、カンクン合意の実施に関するルールづくり、包括的な国際枠組の法的拘束力の有無、そして、京都議定書第2約束期間の取り扱いの三点であった。そして、カンクン合意の実施に関するルールづくりに関する議論が実務者レベルの議論であったのに対し、規範的アイデアの衝突と調整という局面で特に政治的争点となったのは、全ての主要国を対象とした包括的な国際枠組の法的拘束力の取り扱いと京都議定書第2約束期間の取り扱いの二つの論点であった。そこで、以下ではこの二つの論点に関する主な規範的アイデアの反映状況を見ていくこととしたい。

(1) 包括的な国際枠組の法的拘束力の有無

法的拘束力のある包括的な国際枠組の構築に関しては、その検討のための場として、「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」の設置が決定された¹⁰²。本決定においては、産業革命以前と比べて地球の平均気温の上昇を2℃又は1.5℃以

¹⁰¹ *Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at Its Sixteenth Session, Decision 1/CMP.7 (FCCC/KP/CMP/2011/10/Add.1, March 15, 2012), 7nnp-r.*

¹⁰² *Establishment of an Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action,*

内に抑えるために必要とされる排出削減量とカンクン合意に基づき各国が公約した排出削減目標の総量とのギャップが極めて大きいとの認識に立ち、主に次の三点について定めている。第一に、「全ての締約国に適用される議定書、法的文書又は法的効力を有する合意成果 (a protocol, another legal instrument or an agreed outcome with legal force)」の検討プロセスを開始することとし、その検討のため「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」(AWG-DP: Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action)を立ち上げることとされた。第二に、「全ての締約国に適用される議定書、法的文書又は法的効力を有する合意成果」を2015年末に予定されているCOP21において採択し、2020年から発効させ、実施に移すため、AWG-DPは、2012年の前半から検討作業を開始し、可能な限り早く、遅くとも2015年までに作業を終えることとされた。第三に、AWG-LCA(気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会)については、2011年末までとされていた期限を1年間延長し、2012年のCOP18においてバリ行動計画の目的を達成するための一連の決定を採択することによりその役割を終えることとされた。CMP決定(京都議定書締約国会合決定)において、AWG-KP(京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会)についても2012年中に作業を終了することとされているため、バリ行動計画に基づくダブル・トラックでの検討プロセスは2012年末をもって終了することとなり、今後はAWG-DPの下でのシングルトラックによる検討に一本化されることとなった。この結果、名実ともに、全ての締約国を対象とした一つの法的枠組みの構築に向けた新たな検討プロセスがスタートすることとされた。

この決定の基本枠組みはEUの規範的アイデアを反映したものとなっていると評価することができる。しかしながら、「法的拘束力のある文書」ではなく、「議定書、法的文書又は法的効力を有する合意成果」と規定されたため、2015年までに採択することを目指す成果が、必ずしも法的拘束力を有さないものとなる余地を残す表現となっている。この点は、新興諸国を含む途上国の取組はあくまでも自主的なものとすべきであるとする中国やインドの規範的アイデアとの調整が図られた結果となっている。

なお、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築は、日露加やAOSIS諸国も当初から提唱していた規範的アイデアであり、そうした意味においては、これらの国々の規範的アイデアが反映されたものと評価することできるとの議論もあり得る。しかしながら、日露加やAOSIS諸国の規範的アイデアにおいては、京都議定書第1約束期間終了後(すなわち2013年以降)に法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築が提唱されていたのに対し、EUの規範的アイデアにおいては、京都議定書第2約束期間以降(2020年以降)に法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築が提唱されており、タイムスケジュールの面で、それぞれ異なった規範的アイデアであった。こうした中で、AOSIS諸国や日露加は、EUの規範的アイデアに一体化又は相乗りすることによって、自らの規範的アイデアの一部をダーバン合意に反映させることに成功したものであり、そうした意味においては、包括的な枠組みの構築に関するダーバン合意は、EUの規範的アイデアが反映されたものであると評価することが妥当である。

(2) 京都議定書第2約束期間の取り扱い

京都議定書に関しては、CMP 決定（京都議定書締約国会合決定）として、京都議定書第2約束期間を設定することが決定された¹⁰³。その主なポイントは次の三点である。第一に、京都議定書第2約束期間は2013年1月1日から始まるものとし、その終期を2017年末又は2020年末のいずれとするかは2012年に開催予定の第17回 AWG-KPにおいて決定することとされた。第二に、京都議定書第2約束期間における附属書I国の具体的な削減目標は、AWG-KPにおいて改めて検討を行うこととし、その結果を基に、2012年末のCMP8（京都議定書第8回締約国会合）において、当該目標を盛り込んだ形で、第2約束期間における附属書I国の排出削減目標に関する京都議定書附属書Bの改正案を採択（すなわち京都議定書第2約束期間設定のための京都議定書一部改正案を採択）することとされた。第三に、日本、ロシア及びカナダの三カ国については、第2約束期間に参加しないことを明らかにしていたため、そのような立場が本決定附属書Iに明記された。

京都議定書第2約束期間の設定に関する本決定は、バリ会議以降の議論の経緯を踏まえれば、京都議定書第2約束期間の設定を一貫して提唱してきた途上諸国（G77/中国グループ、中国・インド、AOSIS 諸国など）の規範的アイデアが反映されたものとも評価することができる。しかしながら、2020年以降は、京都議定書に代えて「全ての締約国に適用される議定書、法的文書又は法的効力を有する合意成果」¹⁰⁴に基づく取組を開始することとされた点を踏まえれば、京都議定書第2約束期間の設定に関する本決定も、EUの規範的アイデアを反映した結果であると評価することが妥当と考えられる。また、京都議定書第2約束期間の設定に反対という日露加の規範的アイデアは、ダーバン合意には反映されなかった。日露加の主張は、日本は京都議定書第2約束期間に参加しない旨、CMP決定においても明らかとされたという形で極めて限定された形で反映されるとどまった。

第4項 まとめ

2011年のダーバン会議（COP17・CMP7）においては、2009年のコペンハーゲン会議（COP15・CMP5）、2010年のカンクン会議（COP16・CMP6）とこれまで先送りにされてきた二つの論点、すなわち法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築と京都議定書第2約束期間の設定を巡って、様々な規範的アイデアが衝突・調整を繰り返し、特にEUの規範的アイデアと中国・インドの規範的アイデアが正面から衝突し、ハイレベルでの調整が図られることとなった。こうした中で、ダーバン会議で圧倒的な支持を得て主導的な影響力を発揮したのはEUの規範的アイデアであった。そして、ダーバン合意のとりまとめにあたって、このEUの規範的アイデアに対する対抗的な規範的アイデアとして会議終盤まで存在感を示し続けたのが中国・インドの規範的アイデアであった。

¹⁰³ *Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at Its Sixteenth Session, Decision 1/CMP.7* (FCCC/KP/CMP/2011/10/Add.1, March 15, 2012).

¹⁰⁴ 原文は “a protocol, another legal instrument or an agreed outcome with legal force under the Convention applicable to all Parties”

本章を通じて浮かび上がった主な検討課題は次の二点である。第一点目は、なぜ EU の規範的アイデアが圧倒的な支持を獲得できたのかである。カンクン会議前半の段階では EU の規範的アイデアを支持する国々は少数にとどまったものの、会議終盤になると圧倒的多数の国々が EU の規範的アイデアを支持するようになった。これはなぜなのであろうか。第二点目の検討課題は、EU の規範的アイデアへの圧倒的な支持の広がりにもかかわらず、なぜ中国やインドの規範的アイデアが、カンクン会議の土壇場の段階まで EU の規範的アイデアに抵抗できたのであろうか。EU の規範的アイデアへの圧倒的な支持にも関わらず、EU は中国やインドを押し切ることができず、その規範的アイデアの中核的要素である法的拘束力の文言に関し、一部妥協を余儀なくされた。それはなぜなのか。これらの点については、次章においてさらに分析することとしたい。

第6章 規範的アイデアの衝突と調整の政治力学

第1章第1節第1項で述べたように本論文の主たる問題意識と問いは、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉において、なぜいずれの規範的アイデアが優位になり、他はそうならなかったのかという点である。そこで本章では、第3章から第5章までの分析結果を踏まえ、第1章第3節第1項で提示した三つの分析視角（①規範的アイデアの衝突と調整、②規範的アイデアの妥当性の作用、そして、③規範的アイデアの妥当性と他の要因との相関の三つの分析視角）を用いて分析を試みることにしたい。具体的には、一連の多国間交渉を規範的アイデアの衝突と調整という観点から捉えて主な規範的アイデア間の優劣を明らかにするとともに、妥当性要求の三要素（①排出削減の実効性、②先行規範との整合性、③誠実性に関する評判の三つの要素）の充足度を明らかにした上で、規範的アイデアの優劣を妥当性の要因でどの程度説明可能か検証を行う。併せて、規範的アイデア提唱国の二酸化炭素排出量に基づく発言力（パワーの要因）、他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度（経済的利益の要因）という他の要因との相関についても分析を行うことにしたい。

第1節 各事例における主な規範的アイデアの優劣の概観

2009年のコペンハーゲン会議(COP15・CMP5)、2010年のカンクン会議(COP16・CMP6)、そして2011年のダーバン会議(COP17・CMP7)という一連の多国間交渉の過程では、主要な交渉グループや国々が、温室効果ガスの排出削減に関し、各国がどのような責任を負うべきかという将来の国際規範の在り方を巡って様々な政策アイデア（規範的アイデア）を掲げ、攻守所を代えながらそれぞれの主張をぶつけ合い、交渉は難航を極めた。ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉を通じて主要論点とされたのは、①気候変動枠組条約の下での新たな包括的な国際枠組みの構築（特にその実効性の確保のための国際的な仕組みづくり）、②この包括的な国際枠組みの法的な位置づけ（特に法的拘束力の有無）、そして、③京都議定書第2約束期間の設定の三つであった。そして、第3章から第5章までにおいては、2007年にバリ会議(COP13・CMP3)で採択されたバリ行動計画¹を受けて本格的な交渉がスタートしたポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉の流れを、コペンハーゲン会議、カンクン会議、そしてダーバン会議の事例ごとに追跡し、これらの主要論点に関してどのような規範的アイデアが衝突し、いずれの規範的アイデアが主導的な影響力を発揮し、他の規範的アイデアとの調整がどのように図られたのかについて分析を行った。本節では、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉における主な規範的アイデアの衝突と調整の政治力学を分析するに当たり、事例ごとの主な規範的アイデアの優劣を再度概観することとしたい。

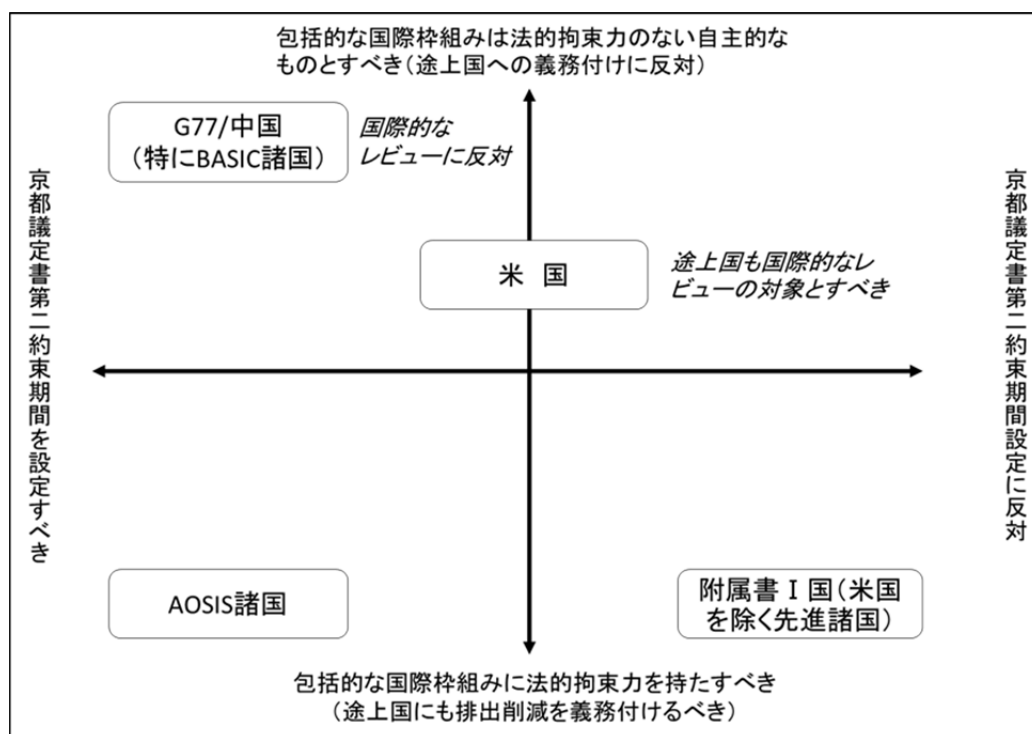
¹ *Bali Action Plan, Decision 1/CP.13 (FCCC/CP/2007/6/add.1, March 14, 2008).*

第 1 項 コペンハーゲン会議（COP15・CMP5）（2009 年）

表 6-1 コペンハーゲン会議で提唱された主な規範的アイデア

附属書 I 国(米国以外の先進諸国)	<ul style="list-style-type: none"> 全ての主要国を対象とする法的拘束力のある包括的な国際枠組みを 2013 年（京都議定書第 1 約束期間終了後）からスタートすべき 京都議定書第 2 約束期間の設定には反対
米国	<ul style="list-style-type: none"> 全ての主要国の参加による自主的かつ包括的な国際枠組み（各国は自主削減目標を表明し、その履行を国際的にレビュー）を構築すべき 京都議定書第 2 約束期間設定については中立
G77/中国グループ(特に BASIC グループ)	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書第 2 約束期間を設定し、引き続き先進諸国のみを対象として排出削減義務を課すべき 途上諸国の排出削減の取組はあくまでも自主的なものであり、国際的なレビューの対象とすることに反対
AOSIS 諸国	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書第 2 約束期間を設定し、引き続き先進諸国に排出削減義務を課すべき それ以外の主要国を対象とする法的拘束力のある包括的な国際枠組みも 2013 年からスタートすべき（京都議定書との二本立て）

図 6-1 コペンハーゲン会議で提唱された主な規範的アイデアの対立構造（再掲）



コペンハーゲン会議において衝突と調整を繰り返した主な規範的アイデアは、気候変動枠組条約附属書 I 国（米国以外の先進諸国）の規範的アイデア、米国の規範的アイデア、G77/中国グループ（特に BASIC グループ）の規範的アイデア、そして AOSIS 諸国の規範的アイデアの四つであった（表 6-1 及び図 6-1 参照）。

第 3 章第 4 節で述べたようにコペンハーゲン会議において主導的な影響力を発揮したの

は米国の規範的アイデアであった。そして、コペンハーゲン合意²のとりまとめに当たって、この米国の規範的アイデアに対する対抗的な規範的アイデアとして一定の影響力を発揮したのが G77/中国グループ（特に BASIC グループ）の規範的アイデアであった。その一方で米国の規範的アイデアは、全ての主要国を対象とした包括的な国際枠組みの法的拘束力の取り扱いや京都議定書第 2 約束期間の設定という二つの論点については基本的にニュートラルな規範的アイデアであり、この二つの論点については、いずれの規範的アイデアも主導的な影響力を発揮するに至らず、附属書 I 国（米国を除く先進諸国）の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアが拮抗する形となった。この結果、この二つの論点を巡る交渉は平行線を辿り、コペンハーゲン会議においては特段の方向性を打ち出すに至らなかった。また、AOSIS 諸国の規範的アイデアは、日本や EU などの先進諸国の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアの対立の陰に隠れ、存在感を示すに至らなかった。

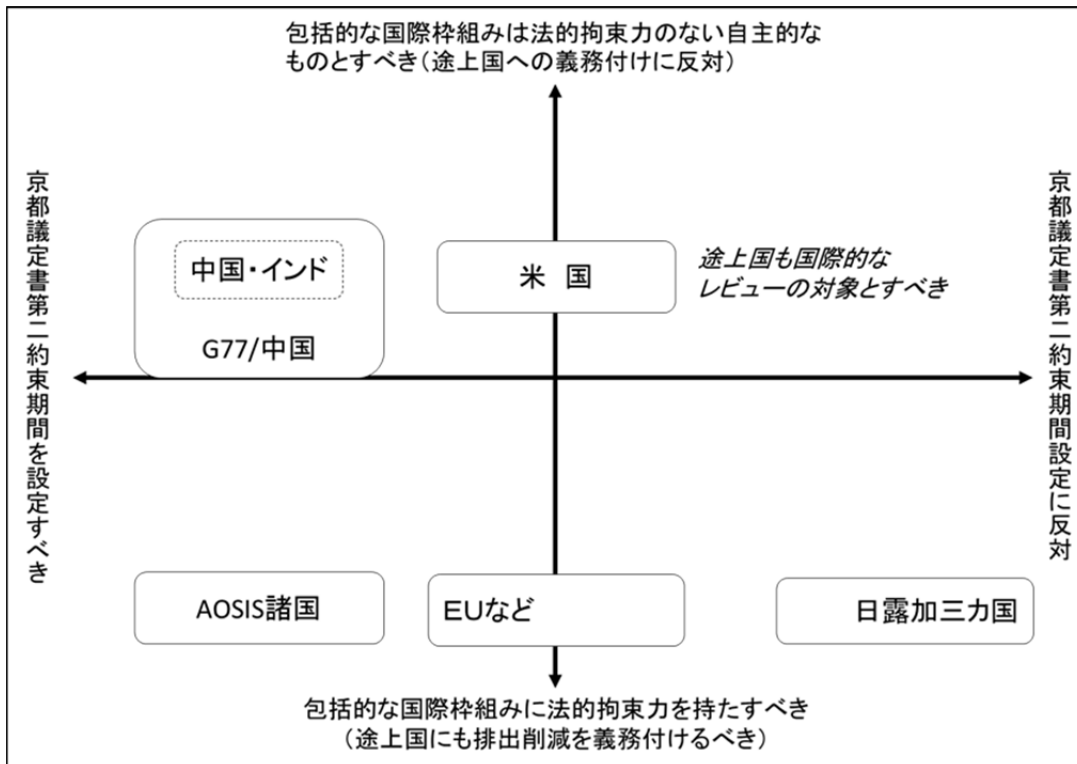
第 2 項 カンクン会議（COP16・CMP6）（2010 年）

表 6-2 カンクン会議で提唱された主な規範的アイデア

EU	<ul style="list-style-type: none"> 全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを 2013 年（京都議定書第 1 約束期間終了後）からスタートすべき 上記を前提に京都議定書第 2 約束期間の設定を容認
日露加（特に日本）	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書 2 約束期間の設定に強く反対 全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを 2013 年（京都議定書第 1 約束期間終了後）からスタートすべき
米国	<ul style="list-style-type: none"> 全ての主要国の参加による自主的かつ包括的な国際枠組み（各国は自主削減目標を表明し、その履行を国際的にレビュー）を構築すべき 京都議定書の第 2 約束期間設定については中立
G77/中国（特に中国・インド）	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書第 2 約束期間を設定し、引き続き先進諸国のみを法的削減義務を課すべき 途上諸国の取組が国際的な MRV（測定・報告・検証）等の対象となることは容認 大多数の G77/中国グループ諸国：コペンハーゲン合意を基礎とした包括的な国際枠組みに法的拘束力を付与することに消極的だが、積極的に反対はしない 特に中国・インド：コペンハーゲン合意を基礎とした包括的な国際枠組みに法的拘束力を付与することには強く反対
AOSIS 諸国	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書第 2 約束期間を設定し、引き続き先進諸国に法的削減義務を課すべき それ以外の主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを構築すべきであり、そのための議論の場を設定すべき

² Copenhagen Accord, Decision 2/CP.15 (FCCC/CP/2009/11/Add.1, March 30, 2010).

図 6-2 カンクン会議で提唱された主な規範的アイデアの対立構造（再掲）



カンクン会議において衝突と調整を繰り返した主な規範的アイデアは、EU の規範的アイデア、日露加（特に日本）の規範的アイデア、米国の規範的アイデア、G77/中国グループ（特に中国・インド）の規範的アイデア、そして AOSIS 諸国の規範的アイデアの五つであった。コペンハーゲン会議の際と比べると、附属書 I 国（米国以外の先進諸国）の規範的アイデアが EU の規範的アイデアと日露加の規範的アイデアの二つに分裂するとともに、G77/中国グループの中での中国・インドの規範的アイデアの独自性が増すこととなった（表 6-2 及び図 6-2 参照）。

第 4 章第 6 節で述べたように、規範的アイデアの衝突と調整という観点からみた場合、カンクン合意³の採択に至る一連の交渉過程で着目すべき点は、コペンハーゲン合意の土台となった米国の規範的アイデアが、カンクン合意という形で気候変動レジームの一部をなす国際規範として制度化するとともに、さらにその具体化が図られた点である。米国の規範的アイデアの中核的な要素は、①全ての主要国による自主的な排出削減目標の設定と②当該目標の達成状況をチェックするための国際的なレビューの仕組み（MRV（測定・報告・検証）など）の二点であり、この二点ともコペンハーゲン合意と同様にカンクン合意においても主要な要素として位置づけられるとともに、さらにその具体化が図られることとなった。したがって、カンクン会議において主導的な影響力を発揮したのは、コペンハーゲン

³ *The Cancun Agreements: Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention*, Decision 1/CP.16 (FCCC/CP/2010/7/Add.1, March 15, 2011); *The Cancun Agreements: Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at Its Fifteenth Session*, Decision 1/CMP.6 (FCCC/KP/CMP/2010/12/Add.1, March 15, 2011).

ン合意の土台となった米国の規範的アイデアであったと評価することができる。

ただし米国の規範的アイデアは、コペンハーゲン会議の際と同じく、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築や京都議定書第2約束期間の設定という二つの論点については基本的にニュートラルな規範的アイデアであり、この二つの論点を巡る攻防においては、米国の規範的アイデア以外の規範的アイデアが主役を演ずることとなった。京都議定書第2約束期間の取り扱いに関しては、京都議定書第2約束期間の設定に反対という日露加（特に日本）の規範的アイデアは主導的な影響力を発揮するに至らず、代わりに法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築とセットで京都議定書第2約束期間の設定を容認する EU などの規範的アイデアと、法的拘束力の有無にかかわらず無条件で京都議定書第2約束期間を設定すべきとする途上諸国（G77/中国グループ、中国・インド、AOSIS 諸国など）の規範的アイデアが拮抗する結果となった。

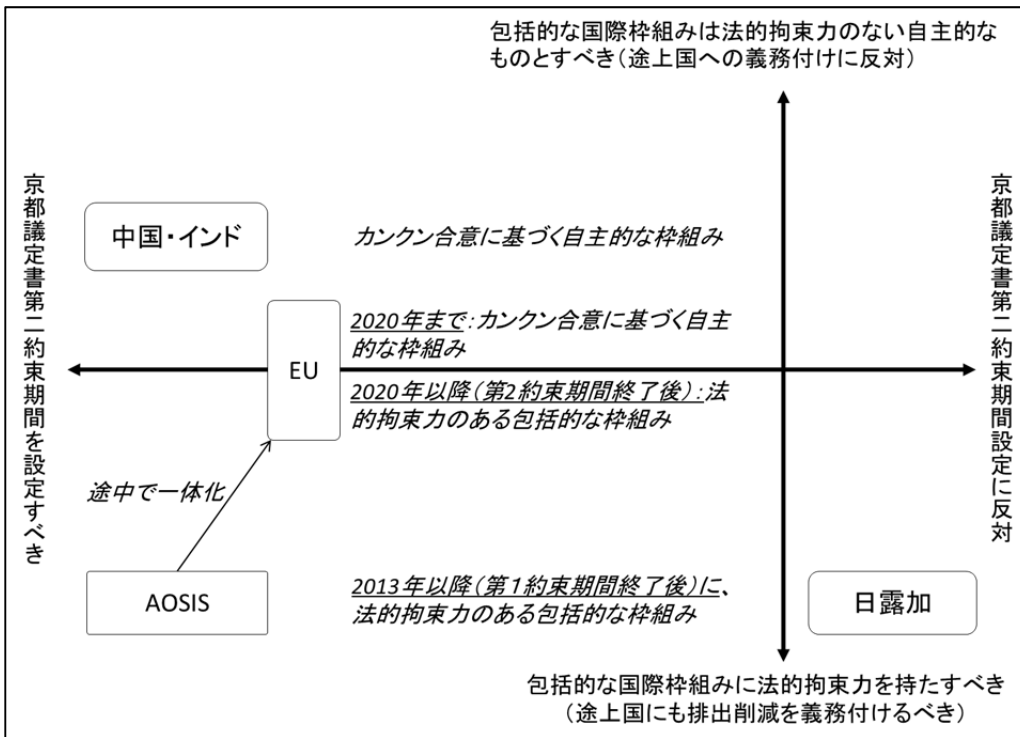
一方、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を巡る論点に関しては、カンクン合意により AWG-LCA の正式な議題に追加されることとなった。そうした意味において、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けた議論の場の設定を求めた AOSIS 諸国の規範的アイデアが、これに消極的な G77/中国グループ（特に中国、インド）の規範的アイデアに対して、より強い影響力を発揮したと考えられる。

第3項 ダーバン会議（COP16・CMP6）（2011年）

表 6-3 ダーバン会議で提唱された主な規範的アイデア

EU	<ul style="list-style-type: none"> 全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを2020年からスタートさせるためのロードマップを策定すべき 京都議定書第2約束期間（2020年まで）の設定は、このロードマップの策定を前提とすべき
日露加（特に日本）	<ul style="list-style-type: none"> 全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを京都議定書第1約束期間終了後速やかにスタートすべき 京都議定書第2約束期間に自らは不参加
中国・インド	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書第2約束期間を設定し、引き続き先進諸国のみを法的削減義務を課すべき カンクン合意の枠組みの下、途上諸国の排出削減の取組はあくまでも自主的なものとして位置づけるべき（2020年以降の包括的な国際枠組みが法的拘束力を有することに強く反対）
AOSIS 諸国	<ul style="list-style-type: none"> EU の規範的アイデアと一体化

図 6-3 ダーバン会議で提唱された主な規範的アイデアの対立構造（再掲）



ダーバン会議において衝突と調整を繰り返した主な規範的アイデアは、EU の規範的アイデア、中国・インドの規範的アイデア、日露加（特に日本）の規範的アイデア、そして AOSIS 諸国の規範的アイデアであった（表 6-3 及び図 6-3 参照）。なお、米国が提唱する規範的アイデアは、その中核的要素がカンクン合意に盛り込まれたことから、ダーバン会議においては、米国は主な規範的アイデア提唱国としての立場からは卒業することとなった。また、京都議定書第 2 約束期間設定に関しては、ダーバン会議においては京都議定書第 2 約束期間を設定するかしないかはもはや主要争点ではなくなり、法的拘束力を有する包括的な国際枠組みの構築に関する議論との関係で、どのような形で京都議定書第 2 約束期間を設定するか議論の焦点が移ったことから、京都議定書第 2 約束期間設定を中核的要素とする G77/中国グループの規範的アイデアはむしろ議論の前提とされることとなった。

第 5 章第 6 節で述べたようにダーバン会議においては、コペンハーゲン会議、カンクン会議とこれまで先送りにされてきた二つの論点、すなわち法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築と京都議定書第 2 約束期間の設定を巡って、特に EU の規範的アイデアと中国・インドの規範的アイデアが正面から衝突することとなった。そしてダーバン合意⁴のとりまとめに当たって圧倒的な支持を得て主導的な影響力を發揮したのは EU の規範的アイデアであった。また、この EU の規範的アイデアに対する対抗的な規範的アイデアとして

⁴ *Establishment of an Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action*, Decision 1/CP.17 (FCCC/CP/2011/9/Add.1, March 15, 2012); *Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention*, Decision 2/CP.17 (FCCC/CP/2011/9/Add.1, March 15, 2012); *Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at Its Sixteenth Session*, Decision 1/CMP.7 (FCCC/KP/CMP/2011/10/Add.1, March 15, 2012).

会議終盤まで存在感を示し続けたのが中国・インドの規範的アイデアであった。一方、日露加の規範的アイデアについては、京都議定書第2約束期間の設定に反対という点については変わりはないものの、京都議定書第2約束期間への不参加に重点を移すこととなり、その影響力は部分的なものにとどまった。なお、AOSIS諸国の規範的アイデアは、ダーバン会議の議論の過程でEUの規範的アイデアに一体化していった。

第2節 パワーや経済的利益の要因による説明可能性

第1章第3節第1項で述べたように、規範的アイデアの妥当性の要因だけで規範的アイデア間の優劣が決まるとは考えにくい。国際レジームの形成・維持・発展に働く要因に関する先行研究においても、国際レジームの形成・維持・発展に働く要因としては、通常、パワーの要因や経済的利益の要因、知識や規範などの観念的な要因があるとした上で、これらの要因は、独自に、又は相互作用しながら国際レジームの形成・維持・発展に影響を与えると指摘されている⁵。また、国際関係における説得と討議のプロセスに着目した先行研究においても、「討議の論理」に基づき専ら妥当性の要因が強く働く状況はいわば理念的な状況であり、現実の国際政治の場面においては、パワーや経済的利益の要因も重要な要因として働くと言われている⁶。このため本論文においては、妥当性の要因に加え、パワーや経済的利益の要因との相関も含めて規範的アイデアの競合と調整の政治力学を分析することとしているが、その分析枠組みは妥当性の要因が主たる要因の一つであることが前提となっている。

しかしながら、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉における規範的アイデアの衝突と調整の政治力学をもつばらパワーや利益の要因で説明できる可能性も否定できない⁷。そこで本節では、妥当性の要因についての分析に入る前の予備的検討として、妥当性以外の要因による説明可能性、すなわちパワーの要因（二酸化炭素排出量に基づく発言力の要因）や経済的利益の要因（他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度）による説明可能性について分析を試みることにしたい。

⁵ 例えば、山本吉宣『国際レジームとガバナンス』（有斐閣、2008）、第2章。

⁶ Thomas Risse, “‘Let’s Argue!’: Communicative Action in World Politics.” *International Organization* 54, no. 1 (Winter 2000): 16-19. 山本も、「討議の論理」が働く場は一つの理念型であり、実際の場においては行為者の経済的利益や影響力も働くと言われている。山本『国際レジーム』103。

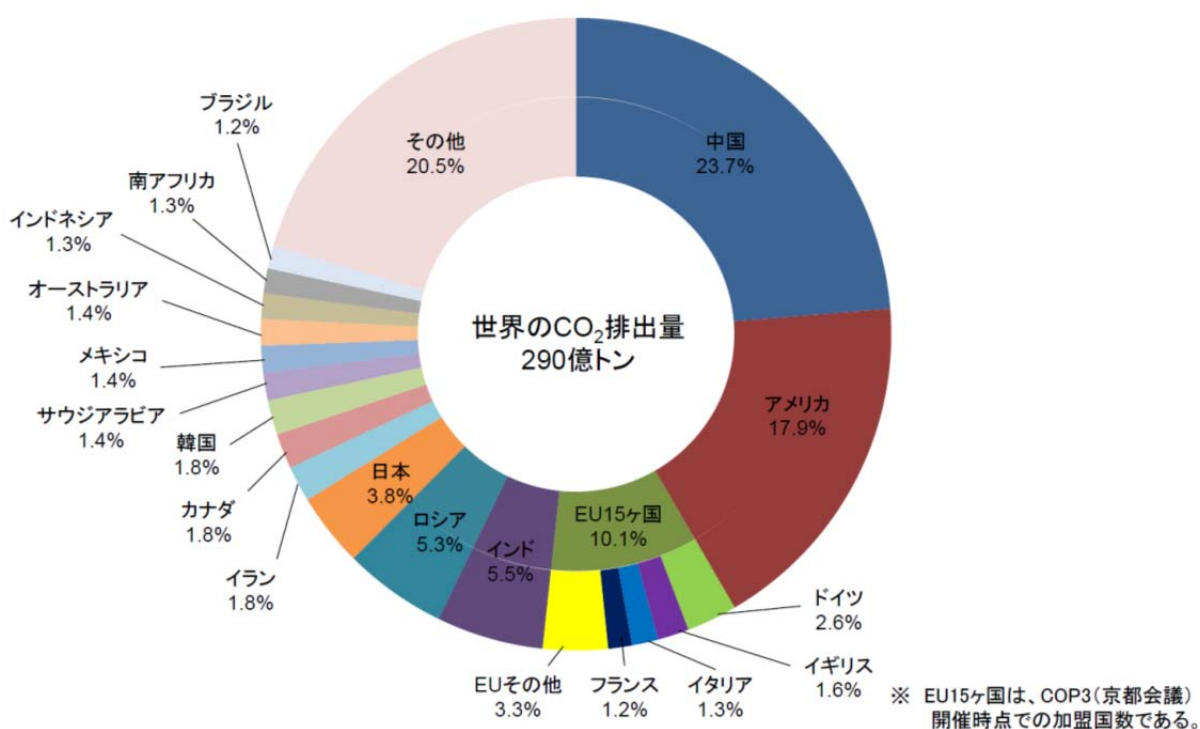
⁷ 例えば Goldstein と Keohane は、アイデアが重要となるのは専らパワーの要因や経済的利益の要因の作用によるとの可能性について言及している。 Judith Goldstein and Robert O. Keohane, “Ideas and Foreign Policy: An Analytical Framework,” in *Ideas and Foreign Policy: Beliefs, Institutions, and Political Change*, ed. Judith Goldstein and Robert O. Keohane (Ithaca: Cornell University Press, 1993), 13.

第1項 パワーの要因による説明可能性

(1) 各規範的アイデア提唱国の発言力（二酸化炭素排出量）の要因

コペンハーゲン会議（COP15・CMP5）が開催された2009年時点における世界全体の二酸化炭素排出量についてみると、附属書I国（米国を除く先進諸国）が占める割合は約26%（うち、EU27カ国が占める割合は約12%、日露加が占める割合は約11%）、米国が占める割合は約18%、BASICグループが占める割合は約32%（うち、中国・インドが約29%）、途上諸国全体⁸（BASICグループを含む。）は約55%、AOSIS諸国の排出量が占める割合は僅少であった⁹。なお、各国の二酸化炭素排出量が世界全体の排出量に占める割合は、2、3年程度の時間であれば大きな変化が生じるものではないことから、分析の便宜上、以下の分析ではこの2009年時点のデータを用いることとする（図6-4参照）。

図6-4 世界のエネルギー起源CO₂排出量（2009年）



出典：環境省資料、「世界のエネルギー起源CO₂排出量（2009年）」環境省，アクセス日：2014年1月5日，http://www.env.go.jp/earth/cop/co2_emission_2009.pdf。

注：旧EU15カ国ではなくEU27カ国の排出総量で見るとその割合は約12%である。

⁸ データは非OECD諸国の排出量を集計。

⁹ IEAデータを基に筆者集計。なお、IEAのデータにはAOSIS諸国の多くの国々のデータが掲載されていないが、IEAのデータに掲載されているAOSIS諸国に限って、その排出量をすべて合計すると世界全体の排出量に占める割合は約0.5%であり、その約4割をシンガポールの排出量が占める。“CO₂ Highlights 2013: Excel Tables,” IEA, accessed December 23, 2013, <http://www.iea.org/media/freepublications/2013pubs/CO2HighlightsExceltables.XLS>。

(2) コペンハーゲン会議の事例分析

コペンハーゲン会議における主な規範的アイデア提唱国の二酸化炭素排出量に基づく発言力の大きさは G77/中国グループがもっとも大きく、G77/中国グループ諸国の中では、BASIC グループの発言力が特に大きかったものと考えられる。次いで附属書 I 国（米国を除く先進諸国）の発言力が大きく、米国の発言力の大きさは抜きん出た大きさではなかったと考えられる（表 6-4 参照）。したがって、二酸化炭素排出量を背景とした発言力の要因では、なぜ米国の規範的アイデアが主導的な影響力を発揮でき、EU や日本などの先進諸国の規範的アイデアや G77/中国グループ（BASIC グループを含む。）の規範的アイデアが米国の規範的アイデアに対して優位に立てなかったのかの説明は困難である。

表 6-4 コペンハーゲン会議における主な規範的アイデア提唱国の発言力（二酸化炭素排出量の割合）

附属書 I 国（米国を除く先進諸国）	約 26%
米国	約 18%
G77/中国グループ ^a （うち、BASIC グループ）	約 55% （約 32%）
AOSIS 諸国	僅少

出典：IEA データを基に筆者集計。“CO2 Highlights 2013: Excel Tables,” IEA, accessed December 23, 2013, <http://www.iea.org/media/freepublications/2013pubs/CO2HighlightsExceltables.XLS>.

^a G77/中国グループ全体の排出量データは、便宜的に非 OECD 諸国全体の排出量データを用いた。

しかしながら、二酸化炭素排出量に基づく発言力の大きさは、規範的アイデアの衝突と調整の政治力学を左右する二次的な要因として作用したと考えられる。すなわち、AOSIS 諸国の規範的アイデアが、EU や日本などの先進諸国の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアとの対立の陰に隠れ、多国間交渉の場において存在感をあまり発揮できなかったことは、その発言力の小ささに起因していると考えられる。京都議定書第 2 約束期間設定に当たっては、附属書 I 国（米国以外の先進諸国）の参加が必要不可欠であった一方、包括的な国際枠組みの構築に当たっては、米国や BASIC 諸国の参加が必要不可欠であった。このため、附属書 I 国（米国以外の先進諸国）、米国、G77/中国グループ（BASIC グループを含む。）の規範的アイデアは存在感を発揮できたと考えられる。しかしながら、AOSIS 諸国の二酸化炭素排出量が世界全体の排出量に占める割合は微々たるものであり、ポスト京都議定書の国際枠組みの構築に当たって、少なくとも排出量の大きさという面では AOSIS 諸国の参加が必要不可欠とまでいうことはできなかったが故に、AOSIS 諸国の規範的アイデアは、他の規範的アイデアと同等の存在感を示すに至らなかったものとも考えられる。

(3) カンクン会議の事例分析

カンクン会議における主な規範的アイデア提唱国の二酸化炭素排出量に基づく発言力の大きさは G77/中国グループがもっとも大きく、G77/中国グループ諸国の中では、中国・インドの発言力が特に大きかったものと考えられる。次いで米国の発言力が大きく、EU27カ国と日露加三カ国の発言力はほぼ同程度であったと考えられる（表 6-5 参照）。

表 6-5 カンクン会議における主な規範的アイデア提唱国の発言力（二酸化炭素排出量の割合）

EU27 カ国	約 12%
日露加	約 11%
米国	約 18%
G77/中国グループ ^a (うち、中国・インド)	約 55% (約 29%)
AOSIS 諸国	僅少

出典：IEA データを基に筆者集計。“CO2 Highlights 2013: Excel Tables,” IEA, accessed December 23, 2013,
<http://www.iea.org/media/freepublications/2013pubs/CO2HighlightsExceltables.XLS>.

^a G77/中国グループ全体の排出量データは、便宜的に非 OECD 諸国全体の排出量データを用いた。

こうした二酸化炭素排出量を背景とした発言力の大きさに着目した場合、なぜ米国の規範的アイデアが主導的な影響力を発揮できたのかの説明は困難である。また、EU、日露加、G77/中国の規範的アイデアのうち、EU と G77/中国グループ（特に中国・インド）の規範的アイデアの影響力が拮抗した一方、日露加の規範的アイデアがなぜこれら二つの規範的アイデアに対抗しうる影響力を発揮できなかったのかの説明も困難であると言える。さらに、二酸化炭素排出量を背景とした発言力の要因では、発言力が小さかったと考えられる AOSIS 諸国の規範的アイデア（法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に関する議論の場の設置に関する部分）が、なぜ主導的な影響力を発揮できたのかの説明も困難である。

(4) ダーバン会議の事例分析

カンクン会議における主な規範的アイデア提唱国の二酸化炭素排出量に基づく発言力の大きさは、中国・インドがもっとも大きく、それに次いで、EU と日露加がお互いに同等程度の発言力を有していたと考えられる（表 6-6 参照）。したがって、こうした二酸化炭素排出量を背景とした発言力の大きさに着目した場合、なぜ EU の規範的アイデアが中国やインドの規範的アイデアに対して優位な立場に立つことができ、主導的影響力を発揮することができたのかを説明することは困難である。また、なぜ日露加の規範的アイデアが、EU の規範的アイデアと同等の影響力を発揮できなかったのかの説明も困難である。

表 6-6 ダーバン会議における主な規範的アイデア提唱国の発言力（二酸化炭素排出量の割合）

EU27 カ国	約 12%
日露加	約 11%
中国・インド	約 29%
AOSIS 諸国	僅少

出典：IEA データを基に筆者集計。“CO2 Highlights 2013: Excel Tables,” IEA, accessed December 23, 2013, <http://www.iea.org/media/freepublications/2013pubs/CO2HighlightsExceltables.XLS>.

その一方で、大多数の国々の圧倒的な支持を獲得した EU の規範的アイデアに中国やインドの規範的アイデアが最後まで抵抗できた理由としては、二酸化炭素排出量に基づく発言力の要因も重要な役割を果たしたと考えられる。中国・インドの二カ国が世界全体の排出量に占める割合は約 3 割であり、バリ行動計画を受けた包括的な国際枠組みの構築に当たっては、中国・インドの二カ国が参加しないいかなる国際枠組みも実効性に欠けるものであり、中国・インドの発言力は極めて大きいものがあったと考えられる。そして、中国・インドの規範的アイデアは、この発言力の大きさを背景にしていたために、EU の規範的アイデアに大半の国々がバンドワゴンし中国やインドの孤立が鮮明になったにもかかわらず、EU の規範的アイデアに対抗する上で大きな影響力を発揮できたものとも考えられる。

ただし、京都議定書第 2 約束期間の設定に関してみれば、日露加の三カ国の排出量の合計は世界全体の排出量の約 12% であり、これら三カ国が参加しない場合、京都議定書第 2 約束期間の実効性はさらに大きく損なわれる結果となる。こうした点にかんがみると、日露加の発言力も決して小さいものではなかったと考えられる。しかしながら、ダーバン会議における実際の多国間交渉の場においては、京都議定書第 2 約束期間の設定に反対という日露加の規範的アイデアは殆ど影響力を及ぼすことができなかつたところであり、この点は発言力の要因だけで説明することは困難であると考えられる。

第 2 項 経済的利益の要因による説明可能性

(1) 主要国・主要交渉グループにとっての核心的な経済的利益

第 1 章第 3 節第 1 項で紹介した経済的利益の要因を対策コスト (abatement costs) と生態学的脆弱性 (ecological vulnerability) の二つに分けた Sprinz と Vaahtoranta¹⁰ 分析枠組みや、経済的利益の要因が政治的な調整コストに変換されているかどうかに着目する山田¹¹ の論

¹⁰ Detlef Sprinz and Tapani Vaahtoranta, “The Interest-Based Explanation of International Environmental Policy,” *International Organization* 48, no. 1 (Winter 1994): 77-105.

¹¹ 山田高敬「気候変動のグローバル・ガバナンス論：規範的空間と調整コスト」『財政

考を参考に、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉において、主要国・主要交渉グループにとって何が核心的な経済的利益を損なうものとして認識されていたかを整理すると表 6-7 のとおり整理することができると考えられる。整理に当たっては、主要国・主要交渉グループに係る経済的利益の要因を排出削減コスト（対策コスト）と気候変動により将来予測される影響の程度（生態学的脆弱性）の両面から概観した上で、そうした経済的利益の要因が、一連の多国間交渉における主要国・主要交渉グループのステートメント等にどの程度反映されているかどうかに着目し、実際の主張に強く反映されている場合には当該経済的利益が政治的な調整コストに変換された核心的な経済的利益に該当するものとして整理を行った。

表 6-7 主要国・主要交渉グループにとっての核心的な経済的利益の概要

EU	（核心的な経済的利益の要因の制約からは比較的自由な立場）
日本	温室効果ガス排出削減に関する日本の限界削減費用が米中などの他の主要国に比して極めて高いことを踏まえ、一部の先進諸国のみには法的な排出削減を義務付ける京都議定書の第2約束期間の設定は受け入れ困難
米国	上院の Byrd-Hagel 決議を踏まえ、米国と新興諸国との間で産業の国際競争の面でイコール・フットイングが確保されない国際枠組みは受け入れ困難
G77/中国	先進諸国からの大規模な途上国支援が担保された国際枠組みでなければ受け入れることは困難
中国・インド	国民 1 人当たりの GDP や二酸化炭素排出量が依然として小さく、今後の経済成長に伴い排出量の大幅な増加が見込まれる中、将来の経済成長の制約要因となりかねない国際枠組みは受け入れ困難
AOSIS 諸国	世界全体の温室効果ガス排出量を大幅に削減し、気候変動に伴う海面上昇等による社会経済の存続基盤の危機を回避するため、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある国際枠組みの構築が不可欠

EU の核心的な経済的利益：ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉における EU のステートメント¹²等においては、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある国際枠組みの構

と公共政策』33 卷 1 号（2011 年 5 月）：67-82.

¹² Council of the European Union, *United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC): 15th session of the Conference of the Parties (COP 15), 5th Session of the Conference of the Parties Serving as the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol (CMP 5), 31st Session of the Subsidiary Body for Implementation (SBI 31) and of the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice (SBSTA 31), 10th Session of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol (AWG-KP) and 8th Session of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention (AWG-LCA) (Copenhagen, 7-18 December 2009)*; *Compilation of EU Statements (17733/09, December 23, 2009)*, 20-23, accessed December 28, 2013,

<http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cmsUpload/st17733.en09.pdf>; “Statement by European Commissioner for Climate Action, Connie Hedegaard, at the Opening of the High-Level Segment of COP-16/CMP-6, Tuesday 7 December 2010,” UNFCCC, accessed December 31 2013, http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101209_cop16_hls_eu.pdf; “Statement Mrs. Joke Schauvilege, Chair of the European Council for Environment, Flemish Minister for Environment, Nature and Culture, Opening High Level Segment COP-16/CMP-6, Cancún, 7 December 2010,” UNFCCC, accessed December 31, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101209_cop16_hls_eu.pdf; “Statement at the Opening of the High-Level Segment of COP17 by Connie Hedegaard, European

策を強く求める一方、京都議定書第2約束期間の設定に関しては、コペンハーゲン会議、カンクン会議、そしてダーバン会議に至る過程で、より柔軟な姿勢を示すようになっていった。この点において、京都議定書第2約束期間設定に一貫して強く反対し続けた日本と対照をなしている。したがって、排出削減コストの面はEUにとって核心的な経済的利益に該当するものとは受け止められていなかったと考えられる。

EUは、2020年までに1990年比で20%削減（他の先進国・途上国がその責任及び能力に応じて同等以上の削減に取り組むのであれば30%削減）という中期目標を掲げていたが¹³、EU27カ国の2009年時点の温室効果ガス排出量は1990年比でマイナス17.6%であり、この20%削減目標をEUが達成するために要する限界削減費用¹⁴は日本と比べればかなり少ないと考えられる（日本の2009年時点の温室効果ガス排出量は1990年比でマイナス4.7%）¹⁵。例えば（財）地球環境産業技術研究機構（RITE）の分析によれば約48ドルと、日本が25%削減目標を達成するために要する限界削減費用である約476ドルの十分の一程度と推計されている¹⁶。このように経済的不利益の程度が比較的軽微であったと考えられることに加え、EU自身が積極的に排出削減に努めるべきであるという規範意識を内面化していたことから、自らが掲げた中期目標を達成する上で被る経済的な不利益は核心的な経済的な利益を損なうものとは位置付けられていなかったと考えられる¹⁷。

また、気候変動による影響に関しては、IPCC第4次評価報告書の将来予測において、ヨーロッパ地域も山岳地帯における氷河の後退や野生生物種の大規模な喪失、南欧における高温と干ばつによる農業生産の減少などの様々な影響が生じることが指摘されているが¹⁸、一連の多国間交渉におけるEUのステイトメント等においては、気候変動によってEU自

Commissioner for Climate Action,” UNFCCC, December 6, 2011, accessed January 3, 2014, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111206_cop17_hls_european_union.pdf; “Statement at the Opening fo the High-Level Segment of COP17 by Marcin Korolec, Minister of the Environment, President of the Council of the European Union,” UNFCCC, December 6, 2011, ccessed January 3, 2014, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111206_cop17_hls_european_union.pdf.

¹³ Council of the European Union, *Brussels European Council, 8/9 March 2007: Presidency Conclusions* (7224/1/07/REV 1, Brussels, May 2, 2007), para. 32.

¹⁴ 追加的にCO₂を1トン削減するために要する費用（\$/トンCO₂）。

¹⁵ 独立行政法人国立環境研究所掲載データを基に筆者集計。「附属書I国の温室効果ガス排出量データ（1990～2011年）」独立行政法人国立環境研究所，更新日：2013年11月6日，アクセス日：2014年2月13日，http://www-gio.nies.go.jp/aboutghg/data/2013/UNFCCC-GHG_J_131106.xls.

¹⁶ 「産業構造審議会環境部会地球環境小委員会政策手法ワーキンググループにおける議論の中間整理」経済産業省，2010年9月，アクセス日：2014年1月18日，http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004672/report_01_01j.pdf.

¹⁷ この点を指摘するものとして、例えば、山田高敬「地球環境：『ポスト京都』の交渉における国際規範の役割」大矢根聡編『コンストラクティヴィズムの国際関係論』（有斐閣，2013），139-41.

¹⁸ IPCC, *Climate Change 2007: Synthesis Report* (Geneva: IPCC, 2007), 50.

身が被る影響について特段の懸念は表明されていない。こうした点に鑑みると、気候変動によって EU 諸国が被る影響を回避・軽減する観点からは、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の場面では、必ずしも EU の核心的な経済的利益に直結する政策課題とまでは位置付けられていなかったものと考えられる。

したがって、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を中核とする EU の規範的アイデアは、核心的な経済的利益の要因の制約からは比較的自由であったと考えられ、むしろ国際的な気候変動対策の推進におけるリーダーたるべきという動機に基づく色彩が強かったと考えられる¹⁹。ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉における EU の規範的アイデアの基礎となった 2007 年 3 月の欧州理事会決定においても、EU が国際的な気候変動交渉において先導的役割を果たすことを強調していることから、この点は裏付けられる²⁰。

日本の核心的な経済的利益：ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉において、日本が最も強く抵抗したのは京都議定書第 2 約束期間の設定であり、京都議定書第 2 約束期間の設定は、日本の核心的な経済的利益を損なうものと認識されていたと考えられる。1990 年比で 2020 年までに温室効果ガス排出量を 25%削減するとの野心的な中期目標を掲げた日本は、その目標達成に要する排出削減コストは極めて高いものであると受け止めており、例えば、(財)地球環境産業技術研究機構 (RITE) の分析によれば、主要各国が表明した 2020 年の排出削減目標を実現するための限界削減費用²¹がいくらかを試算すると、EU (1990 年比 20%削減) が約 48 ドル、米国 (2005 年比 17%削減) が約 60 ドル、韓国 (BAU 比 30%削減) が約 21 ドル、中国 (GDP 比 45%削減) が約 3 ドルであるのに対して、日本 (1990 年比 25%削減) は約 476 ドルに達し、各国の中でも極めて高い状況にあると指摘されていた (図 6-5 参照)²²。そして国内の主要産業界も、一部の先進諸国のみに排出削減義務を課す京都議定書第 2 約束期間の設定は産業界の国際競争力を損ない、日本経済への悪影響が大きいとして、京都議定書第 2 約束期間の設定に強く反対していた²³。こうした状況の下、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉において日本は、京都議定書第 2 約束期間の設定に一貫して反対の立場をとっており²⁴、京都議定書第 2 約束期間の設定は、

¹⁹ Clair Roche Kelly, Sebastian Oberthür, and Marc Pallemerts, "Introduction," in *The New Climate Policies of the European Union: Internal Legislation and Climate Diplomacy*, ed. Sebastian Oberthür and Marc Pallemerts (Brussels: Brussels University Press, 2010), 14-15.

²⁰ Council of the European Union, *Brussels European Council, 8/9 March 2007: Presidency Conclusions* (7224/1/07/REV 1, Brussels, May 2, 2007), para. 29.

²¹ 追加的に CO₂ を 1 トン削減するために要する費用 (\$/トン CO₂)。

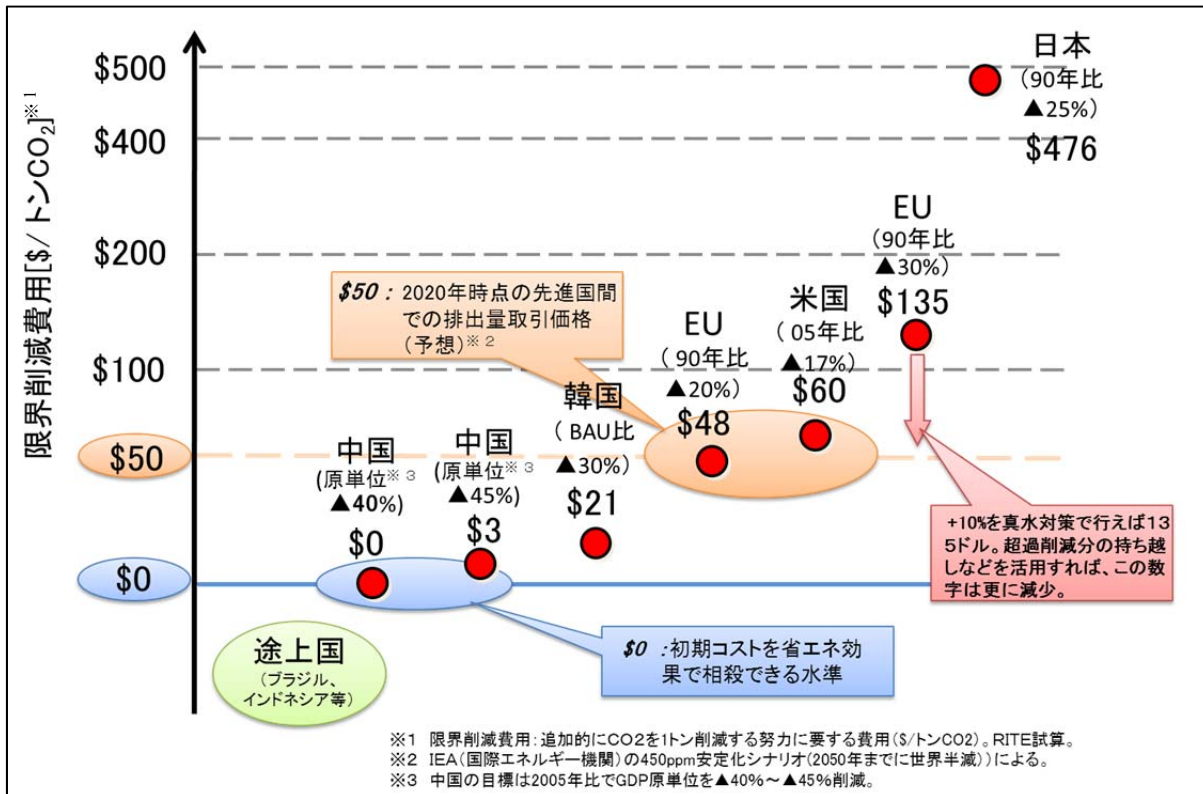
²² 「産業構造審議会環境部会地球環境小委員会政策手法ワーキンググループにおける議論の中間整理」経済産業省, 2010 年 9 月, アクセス日: 2014 年 1 月 18 日, http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004672/report_01_01j.pdf.

²³ 例えば、石油連盟・セメント協会・電気事業連合会・電子情報技術産業協会・日本化学工業協会・日本ガス協会・日本自動車工業会・日本製紙連合会・日本鉄鋼連盟「COP16 へ向けての緊急提言」2010 年 12 月 9 日, アクセス日: 2011 年 1 月 13 日, http://www.fepc.or.jp/about_us/pr/sonota/_icsFiles/afieldfile/2010/12/09/press1209.pdf.

²⁴ 「気候変動枠組条約第 15 回締約国会議首脳級会合：鳩山総理ステートメント」首相

日本の核心的な経済的利益の侵害の程度が高いものと認識されていたと考えられる。京都議定書第2約束期間設定反対は「正論であるだけでなく、国益である」という松本環境大臣（カンクン会議当時）の指摘²⁵は、こうした認識を反映したものであると考えられる。

図 6-5 限界削減費用による各国の目標値比較



出典：経済産業省資料。「産構審地球環境小委員会政策手法WGにおけるの議論の中間整理」経済産業省，2010年9月29日，アクセス日：2014年1月19日，
http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004672/report_01_02j.pdf.

一方、気候変動の影響に関しては、日本についても、将来予測される影響として高温障害によるコメの品質低下、ブナ林の減少、豪雨の頻度や洪水リスクの増加などが指摘されている²⁶。しかしながら、一連の多国間交渉における日本のステートメント等においては、

官邸，2009年12月18日，アクセス日：2014年1月17日，
http://www.kantei.go.jp/jp/hatoyama/statement/200912/18cop_speech.html; “Statement by Minister of the Environment, Japan, Ryu Matsumoto,” UNFCCC, December 9, 2010, accessed December 31, 2013,
http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101209_cop16_hls_japan.pdf;
 “Statement by Minister of the Environment, Japan, Goshi Hosono,” UNFCCC, December 7, 2011, accessed November 29, 2013,
http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111207_cop17_hls_japan.pdf.

²⁵ 松本龍（元環境大臣）『環境外交の舞台裏』（日経BP社，2011），134。

²⁶ 文部科学省・気象庁・環境省『日本の気候変動とその影響』2012年度版（文部科学省・気象庁・環境省，2013）。

気候変動によって日本自身が被る影響について特段の懸念は表明されていない。こうした点に鑑みると、気候変動による日本への影響を回避・軽減する観点とは、対策コストの観点と異なり、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の場面では、必ずしも日本の核心的な経済的利益に直結する問題とまでは位置付けられていなかったものと考えられる。

米国の核心的な経済的利益：国際戦略上の米国の主たる関心事項の一つは、中国等の新興諸国の台頭にどう対応するかという観点であると考えられ、こうした中でポスト京都議定書を巡る多国間交渉における米国にとっての核心的な経済的利益は、もっぱら排出削減コストに関するものであり、中国やインド等の新興諸国と米国との間で産業の国際競争面におけるイコール・フットイングを確保することであったと考えられる²⁷。こうした基本的な立場は、第2章第3節第1項で紹介した米国上院の Byrd-Hagel 決議²⁸で明確に打ち出されており、同決議においては、途上国に排出削減義務を課さない内容か、米国経済に深刻な悪影響がある国際枠組みには米国は参加しないとされている。この Byrd-Hagel 決議に反する如何なる国際条約も米国上院の承認を得られないと見込まれることから、中国やインドなどの新興諸国が参加しない国際枠組みには米国も参加しないというのが、米国の基本的な立場であったと考えられ、こうした立場に基づき米国は、新興諸国が義務付け対象とされていない京都議定書への参加を見送っている。そして、こうした基本的な立場はその後米国政府において踏襲され、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉における米国のステイトメント²⁹等においても、途上国を含む全ての主要国を対象とした包括的な国際枠組みの構築の必要性を米国は一貫して訴えている（その一方で、当該枠組みが法的拘束力を持つべきとの主張は米国のステイトメントにおいては盛り込まれていない。）。特に米国が強く主張していたのは、目標達成に向けた途上国の取組の国際的なレビューの仕組みの導入であった。こうした主張も、包括的な国際枠組みへの新興諸国の実質的な参加を担保することにより、米国と新興諸国との間での産業の国際競争におけるイコール・フットイングが損なわれないようにすることが狙いであったと考えられる。

次に、気候変動による影響に関しては、IPCC 第4次評価報告書においては、米国を含む

²⁷ 米国の立場の背景については、例えば、山田「ポスト京都」138-39; 久保文明「米国：国内政治から見た気候変動政策; オバマ政権下の地球環境政策をめぐる政治的対立の構図」亀山康子・高村ゆかり編『気候変動と国際協調：京都議定書と多国間協調の行方』（慈学社、2011）。

²⁸ “Expressing the Sense of the Senate Regarding the Conditions for the United States Becoming a Signatory to Any International Agreement on Greenhouse Gas Emissions under the United Nations Framework Convention on Climate Change, S. Res. 98, 105th Cong.,” *Congressional Record*, vol. 143, no. 107 (July 25, 1997): S8138-39.

²⁹ “Remarks by the President at the Morning Plenary Session of the United Nations Climate Change Conference,” White House, December 18, 2009, accessed December 28, 2013, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-morning-plenary-session-united-nations-climate-change-conference>; “COP16 Plenary Statement of U.S. Special Envoy for Climate Change Todd Stern,” UNFCCC, accessed 31 December 2013, http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101209_cop16_hls_usa.pdf; “U.S. Statement at COP 17,” U.S. Department of State, accessed January 3, <http://www.state.gov/e/oes/rls/remarks/2011/178458.htm>.

北米地域においては、農業収穫量の 5～20%程度の増加といったプラスの影響と熱波の増加や西部山岳地帯における積雪の減少、夏季河川流量の減少などのマイナスの影響の両方が予測されている³⁰。こうした中で、一連の多国間交渉における米国のステイトメント等においては、気候変動による米国が被る影響について特段の懸念は表明されていない。こうした点に鑑みると、気候変動による米国への影響を回避・軽減する観点は、対策コストの観点と異なり、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の場面では、必ずしも米国の核心的な経済的利益に直結する問題とまでは位置付けられていなかったものと考えられる。

G77/中国グループの核心的な経済的利益：ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉における G77/中国グループのステイトメント³¹等を踏まえれば、G77/中国グループにとっての核心的な経済的利益は、ポスト京都議定書の国際枠組みの構築に当たって、必要かつ十分な額の途上国支援が確保されることであつたと考えられる。まず対策コストの面に関しては、経済成長著しい中国・インドなどの新興諸国を除き、大多数の G77/中国グループ諸国にとって、温室効果ガスの排出削減に要する対策コストそのものは核心的な経済的利益を損なうものとしては認識されていなかったものと考えられる。新興諸国を除く大部分の途上諸国が世界全体の排出量に占める割合は、各国別にみれば極めて少ないことから、仮に全ての国を対象とした法的拘束力のある国際枠組みが構築されたとしても、これらの国々が将来大幅な排出削減を求められる可能性は低いと考えられる。さらに、G77/中国グループの大多数の国々にとっては、省エネ技術等の導入による二酸化炭素の排出削減に要するコストよりも、化石燃料の使用量の削減という省エネ効果等によって得られる経済的便益が上回る（省エネ効果が対策コストを上回る）と考えられ、例えば、(財)地球環境産業技術研究機構(RITE)の分析においてもそうした試算が示されている(前掲図 6-5 参照)。こうした中で、一連の多国間交渉における G77/中国グループのステイトメントにおいては、途上諸国も対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に対して明確に反対の

³⁰ IPCC, *Climate Change 2007*, 52.

³¹ “Statement on Behalf of the Group of 77 and China by H.E. Dr. Nafie Ali Nafie, Head of Delegation of the Republic of the Sudan, at the Joint High-Level Segment of the Fifteenth Session of the Conference of Parties of the Climate Change Convention and the Fifth Conference of Parties Serving as a Meeting of Parties to the Kyoto Protocol (COP/CMP 5),” Copenhagen, Denmark, December 16, 2009, accessed December 29, 2013, <http://www.g77.org/statement/getstatement.php?id=091216>; “Statement on Behalf of the Group of 77 and China by H.E. Mr. Abudlrahman Fadel Al-Eryani, Head of Delegation of the Republic of Yemen, at the Joint High-Level Segment of the Sixteenth Session of the Conference of the Parties of the Climate Change Convention and the Sixth Session of the Conference of the Parties Serving as a Meeting of Parties to the Kyoto Protocol (COP 16/CMP6) (Cancun, Mexico, 7 December 2010),” UNFCCC, accessed December 31, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101207_cop16_hls_yemen_g77.pdf; “Statement on Behalf of the Group of 77 and China by H.E. Ambassador Mr. Alberto Pedro D’alotto, Vice Minister of Foreign Affairs of Argentina, at the Joint High-Level Segment of the Seventeenth Session of the Conference of the Parties of the Climate Change Convention and the Seventh Session of the Conference of the Parties Serving as the Meeting of Parties to the Kyoto Protocol (COP 17/CMP 7) (Durban, South Africa, 6 December 2011),” accessed November 29, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111206_cop17_hls_argentina_behalf_g77_china.pdf.

姿勢が表明されていないことも踏まえれば、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築自体は、G77/中国グループ全体としては、核心的な経済的利益を損なうものとしては位置づけられていなかったものと考えられる。

一方、気候変動の影響による被害の観点に関しては、IPCC 第4次評価報告書においては、G77/中国グループ諸国のうち、アフリカ諸国やアジア・アフリカのデルタ地帯、小島嶼諸国などは特に深刻な影響を被ることが指摘されている³²。また、気候変動による経済的な被害と気候変動対策に要するコストとを経済学的な観点から分析したいわゆるスターン・レビューにおいても、先進諸国に比して途上諸国は特に深刻な被害を受けやすいとして、以下のように指摘されている³³。

気候変動は、発展途上地域にとって憂慮すべき脅威であり、様々な面において貧困解消への大きな障害となっている。第一に、発展途上地域は先進国と比較して温暖な場合が多く、降雨パターンの大きな変化によって被害を受けやすい。したがって、温暖化の進行に伴いコスト負担は高額となるが、便益は少ない。第二に、発展途上国は、農業に依存していることが多い。これは、貧しい国々では特に顕著である。農業は、経済部門の中でももっとも気候変動の影響を受けやすい。また、このような国々では健康への対策が不十分であり、公共サービスの質も悪い。第三に、これらの国々は低所得かつ所得構造が脆弱なために、気候変動への適応策実施が難しいものとなっている。

このような脆弱性により、発展途上国では気候変動は既に低水準にある所得をさらに引き下げ、罹患率や死亡率を上昇することになるだろう。農業収入の減少は貧困を増大させ、わずかな蓄えは生き延びるために使わざるを得ず、一般家庭のより良い将来に対する投資能力を低下させる。国家レベルでは、気候変動によって歳入は減少し、必要経費が増大して国家財政の悪化につながる。

発展途上国の多くでは、現在でも気候による不利益を克服するための困難に直面している。気温上昇がたとえ1℃未満であっても、それによって生じる気候的な打撃は、発展途上国が現在取り組んでいる経済的、社会的な発展の妨げとなる。気温上昇が3℃や4℃以上まで続くようであれば、その影響はリスクとコストを激しく押し上げることになる。

気候変動によるこうした深刻な影響に対する懸念は、G77/中国グループの一連のステイトメントにおいても一貫して強調されており、数多くの途上諸国が水不足や食糧難、大規模な水害など気候変動による深刻な影響を被りつつあることが繰り返し述べられている。

こうした中で、G77/中国グループ全体としてのステイトメントでむしろ重点が置かれたのは、二酸化炭素排出削減を図る上で必要な省エネ技術の導入などの排出削減対策に要する資金や、干ばつや水不足等の気候変動による悪影響に対処するため必要となる資金を確保するため、先進諸国による途上国支援が必要かつ十分な額だけ確保されることであつたと考えられる。コペンハーゲン会議、カンクン会議、そしてダーバン会議に至る一連の多国間交渉の場におけるG77/中国グループ代表によるステイトメントについてみると、いず

³² IPCC, *Climate Change 2007*, 52.

³³ Nicholas Stern, *The Economics of Climate Change: Exective Summary* (London: HM Treasury, 2006), vii. 日本語訳は日本環境省と駐日英国大使館による訳を転載。アクセス日：2014年2月12日, http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=9176&hou_id=8046.

れのステイトメントにおいても一貫して途上国支援の重要性・必要性が強調されていた。したがって、ポスト京都議定書の国際枠組みの構築に当たって、必要かつ十分な額の途上国支援が確保されることが、G77/中国グループとしての核心的な経済的利益として位置付けられていたものと考えられる。

なお、G77/中国グループのステイトメント等においては、京都議定書第2約束期間を設定すべきとの規範的アイデアも一貫して盛り込まれているが、こうした規範的アイデアを経済的利益の要因のみから説明することは困難であると考えられる。第一に、気候変動によるG77/中国グループ諸国への深刻な影響を回避・軽減するためには、世界全体の排出量の3割弱しか排出削減義務の対象としていない京都議定書第2約束期間の設定では不十分であることから、気候変動による影響の観点から、京都議定書第2約束期間の設定を求めるG77/中国グループの主張を説明することは困難である。第二に、一連の多国間交渉において、G77/中国グループ全体としては、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築には必ずしも強く反対していないことに鑑みれば、先進諸国のみを義務付け対象とした京都議定書第2約束期間を設定すべきとの主張が、自らに法的な排出削減義務が課せられることを回避するためであったと考えることは困難であり、対策コストの観点からも、京都議定書第2約束期間を設定すべきというG77/中国グループの規範的アイデアを説明することは困難であると考えられる。

中国・インドの核心的経済的利益：経済成長が著しく、世界全体の排出量に占める割合においてそれぞれ1位と3位を占める中国とインド³⁴にとっての核心的な経済的利益は、将来の経済成長の制約要因を自国に課されるおそれがある新たな国際枠組みの構築を回避することにあつたと考えられる。中国・インドは、国全体としてみれば、二酸化炭素排出量が極めて大きいが、国民一人あたりの二酸化炭素排出量は先進諸国と比べて中国が半分程度、インドが7分の1程度の状況にある³⁵。また、中国・インドのステイトメントにおいては、両国とも自らが途上国であるという点を強調している。そして、一般に経済成長と二酸化炭素排出量の増加との間には緩やかな正の相関があるため³⁶、中国・インドは、今後の経済成長に伴って一層の排出量の増加が見込まれている³⁷。また、中国が掲げた中期目標（2020年のGDP当たり二酸化炭素排出量を2005年比で40～45%削減）やインドが掲げた中期目標（2020年までにGDP当たりの二酸化炭素排出量を2005年比で20～25%削

³⁴ 2009年時点の排出量データで見れば、エネルギー起源の二酸化炭素排出量に関し、世界全体の排出量に占める割合は、中国が23.7%、インドが5.5%である。“CO₂ Highlights 2013: Excel Tables,” IEA, accessed December 23, 2013, <http://www.iea.org/media/freepublications/2013pubs/CO2HighlightsExceltables.XLS>.

³⁵ 2009年時点の排出量データで見れば、国民1人当たりのCO₂排出量は、中国が5.42トン、インドが1.36トンであるのに対し、OECD諸国の平均は9.81トン。Ibid.

³⁶ 経済産業省『通商白書 2008: 新たな市場創造に向けた通商国家日本の挑戦』（日経印刷, 2008）, 296.

³⁷ IEA, *World Energy Outlook 2007: China and India Insights* (Paris: IEA, 2007), 199, table 5.1.

減)については、両国の今後の急速な経済成長に伴う二酸化炭素排出量の増加を考慮すれば、必ずしも総量での排出削減を意味するものではなく、例えば中国については総量では2005年比で87.8%~104.8%の増加、インドについては2005年比で127.0%~142.1%の増加の結果となるとの試算もなされている³⁸。しかしながら、気候変動による深刻な悪影響を回避するためには、世界全体の温室効果ガスの排出量の大幅な削減が必要であるというIPCCの科学的知見³⁹を踏まえ、世界全体の温室効果ガスの排出量を大幅に減らそうとすれば、二カ国合計で世界全体の排出量の約3割を占める中国とインドについても今後大幅な排出削減を図ることが不可欠であると考えられる。こうした中で、中国・インドを含む全ての主要国を対象とした法的拘束力のある新たな国際枠組みが構築されれば、中国・インドにとって、将来の経済成長の制約要因となりかねないというのが、両国にとっての基本的認識であったと考えられる。こうした経済的な利益認識も背景となって、中国・インドのステートメント⁴⁰においては、自らが途上国であることを強調し、途上諸国の経済発展の必要性を尊重するよう求めるとともに、共通だが差異のある責任の原則が繰り返し強調され、専ら先進諸国が排出削減義務を負うべきであって途上諸国の取組はあくまでも自主的なものであるとの主張が展開されたものと考えられる。

一方、気候変動による影響の観点に関しては、IPCC第4次評価報告書において、中国やインドを含むアジア地域についても、特に大規模な河川流域における淡水の利用可能量の

³⁸ (財)地球環境産業技術研究機構システム研究グループ「世界各国の中期目標の分析」(財)地球環境産業技術研究機構, 2009) 3-5, アクセス日: 2013年12月27日, http://www.rite.or.jp/Japanese/lab0/sysken/about-global-warming/download-data/Comparison_mtdtarget.pdf.

³⁹ IPCC, *Contribution of Working Group III to the Fourth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007), 776, box 13.7.

⁴⁰ 中国のステートメントに関しては、“Address by H.E. Wen Jiabao Premier of the State Council of the People’s Republic of China at the Copenhagen Climate Change Summit Copenhagen”, Ministry of Foreign Affairs, People’s Republic of China, December 18, 2009, accessed November 22, 2013, <http://www.fmprc.gov.cn/eng/wjdt/zyjh/t647091.htm>; “Speech at the High Level Segment of COP16 & CMP6, Delivered by Vice Chairman XIE ZHENHUA, National Development and Reform Commission, P.R.China, Cancun, Mexico, Dec. 8th, 2010,” UNFCCC, accessed December 31, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101208_cop16_hls_china.pdf; “Statement of Minsiter Xie Zhenjua of China,” UNFCCC, December 7, 2014, accessed November 29, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111207_cop17_hls_china.pdf. インドのステートメントに関しては、“PM’s Remarks at the Infromal Plenary of HOS/Gs at the 15th COP at Copenhagen,” Prime Minister of India, accessed January 19, 2014, http://pmindia.gov.in/content_print.php?nodeid=837&nodetype=2; “Speech by Mr. Jairam Ramesh, Minister of Environment & Forests, India and Leader of Indian Delegation, Delivered at Cancun in the Conference of Parties to the UNFCCC (COP-16), December 8, 2010,” UNFCCC, accessed January 19, 2014, http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101209_cop16_hls_india.pdf; “Statement by Ms. Jayanthi Natarajan, Minsiter of Environment & Forests, Government of India, High Level Segment, 17th Conference of Patries (COP 17), Durban (December 7, 2011),” UNFCCC, accessed November 29, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111207_cop17_hls_india.pdf.

減少、人口が稠密なメガデルタ地帯の洪水の増加、急速な都市化・工業化・経済発展に伴う環境悪化の更なる深刻化、洪水・干ばつに関連した局所的な死亡率及び疾病率の増加などの様々な影響が予測されている⁴¹。そして、こうした気候変動による深刻な影響への懸念については、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉における中国やインドのステートメントにおいても言及がなされている。しかしながら、世界全体の温室効果ガスの排出削減を進め、気候変動による深刻な影響を緩和・回避する上で効果的と考えられる法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に対して中国・インドは一貫して強く反対しており、こうした点に鑑みれば、中国・インド2カ国に関しては、少なくともポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉については自国の経済発展に関する制約の回避に重点が置かれ、気候変動による被害の軽減・緩和の観点ではなく排出削減コストの観点が、核心的な経済的利益に直結する問題として捉えられていたものと考えられる。

AOSIS 諸国の核心的経済的利益：IPCC 第4次評価報告書によれば、小島嶼諸国は、気候変動により最も深刻な影響を受ける地域の一つと指摘されている⁴²。気候変動に伴う海面上昇により、浸水、高潮、侵食などの沿岸災害が増え、島の社会を支える重要なインフラが脅かされると予測されるとともに、今世紀半ばまでに、小雨季の需要を満たせないほど、利用可能な淡水資源量が減少すると予測されている⁴³。小島嶼諸国では、気候変動による影響が既に顕在化しつつあり、ツバル、キリバスなどの島嶼国では、海面上昇に伴う国土の減少によりニュージーランドへの移住が始められている⁴⁴。こうした中で、AOSIS 諸国にとっての核心的な経済的利益は、気候変動による深刻な悪影響を回避し、地域社会の存続を守ることにあつたと考えられる。こうした危機意識は AOSIS 諸国のステートメント⁴⁵

⁴¹ IPCC, *Climate Change 2007*, 50.

⁴² IPCC, *Climate Change 2007*, 52.

⁴³ サンゴ礁からなる島の地層は、透水性の高い石灰岩で形成されているため、雨が川に流出せず、地下にレンズ状になってたまっているが、海水面が上昇すると、このたまった水に海水が浸入するため、利用可能な淡水資源量が減少することとなる。環境省「IPCC 第4次評価報告書第2作業部会報告書概要（公式版）」（環境省，2007年5月22日），33。アクセス日：2013年1月25日，http://www.env.go.jp/earth/ipcc/4th/wg2_gaiyo.pdf。

⁴⁴ 環境省地球温暖化影響適応研究委員会『気候変動への賢い適応：地球温暖化影響・適応研究委員会報告書』（環境省，2008），5

⁴⁵ “Prime Minister Tillman Thomas - Copenhagen, Denmark, December 16, 2009,” Media Center: Audio, The Official Website of Government of Grenada, Windows Media Player video file, accessed January 27, 2014, http://www.gov.gd/egov/media/audio/pm_thomas_cop15_16-12-09.mp3; “Statement on Behalf of the Alliance of Small Island States by Honourable Tillman J. Thomas, Prime Minister of Grenada and Chairman of AOSIS at the Opening UNFCCC COP 16, Cancun, Mexico, Tuesday 7, 2010,” UNFCCC, accessed December 31, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/cop_16/statements/application/pdf/101207_cop16_hls_grenada.pdf; “Statement delivered by Grenada on Behalf of the Alliance of Small Island States (AOSIS), High-Level Segment of the COP and CMP, Durban, South Africa, 6 December 2011,” UNFCCC, accessed November 29, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111206_cop17_hls_grenada_behalf_alliance_small_island_states.pdf。

等においても繰り返し強調されており、気候変動問題は、AOSIS 諸国の存続 (survival) に係る問題であるとの認識が示されている。

こうした経済的利益認識が背景となって、AOSIS 諸国は、産業革命前に比べ世界の平均気温の上昇を 2℃以内に抑えるとの目標は緩すぎるとし、1.5℃以下を目標にすべきであると主張し、この目標を達成するため、IPCC 第 4 次評価報告書に示された科学的知見⁴⁶を踏まえ世界全体の排出量の増加を遅くとも 2015 年までに減少傾向に転じさせるべきであると主張していた。そしてこれらを実現するための国際枠組みとして、京都議定書第 2 約束期間を設定し、先進諸国の排出削減の引き上げを求めると同時に、京都議定書に基づく排出削減義務を課せられていない他の国々を対象とした法的拘束力のある新たな国際枠組みの構築を求め、京都議定書と同等の排出削減義務を課すべきであると主張していた。このように、AOSIS 諸国にとって、京都議定書第 2 約束期間の設定と京都議定書に基づく排出削減義務を課せられていないその他の国々を対象とした法的拘束力のある包括的な枠組みの構築の二つは、気候変動による AOSIS 諸国が被る深刻な影響を回避するために不可欠なものであり、核心的な経済的利益に直接かかわるものと受け止められていたと考えられる。

一方、AOSIS 諸国のステイトメント等においては、自らの排出削減コストに関する懸念を示唆するような内容は一切盛り込まれておらず、むしろ AOSIS 諸国は、先進諸国のみならず途上諸国に対しても積極的な排出削減対策の実施を求めていた。前述のように AOSIS 諸国にとって何よりも重要なのは、気候変動による深刻な影響を回避し、自国の経済的・社会的存続を図ることであったと考えられる。こうした中で、排出削減コストの観点は、核心的な経済的利益に係るものとしては位置付けられていなかったものと考えられる。

なお、各国・各交渉グループの発言内容をみる限り、基本的にはこれらの核心的な経済的利益に関する各主要国・各主要グループの認識に大きな変化は認められなかった。そこで以下ではこうした経済的利益の要因を踏まえ、各事例における主な規範的アイデアの衝突と調整の政治力学をどこまで説明することが可能か検証する。

(2) コペンハーゲン会議の事例分析

附属書 I 国 (米国を除く先進諸国) の規範的アイデアと AOSIS 諸国の規範的アイデア：新興諸国に対して排出削減を法的に義務付けることを内容とする EU や日本の規範的アイデア、そして AOSIS 諸国の規範的アイデアは、BASIC グループ、特に中国、インドにとって将来の経済成長の余地を大きく制約しかねないものと認識されていたと考えられる。具体的には、中国やインドのステイトメントにおいては、国全体としては排出量が大きいことを認めつつも、自らも途上国の一員であることを強調し、国民一人あたりのエネルギー消費量や二酸化炭素排出量が先進諸国と比べれば極めて少ない点を強調した上で、途上国

⁴⁶ IPCC 第 4 次評価報告書においては、産業革命前と比較して世界全体の平均気温の上昇を 2.0~2.4℃以内に抑えるためには、遅くとも 2015 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量の増加を食い止め減少傾向に転じさせなければならないと指摘している。なお、その場合であっても、温度上昇に伴う海水の膨張により少なくとも 0.4~1.4 メートルの海面上昇が予想され、陸上の氷河の融解の影響を加味すればさらなる海面上昇が見込まれるとしている。IPCC, *Climate Change 2007*, 67, table 5.1.

の取組はあくまでも自主的なものとして位置付けるべきであると主張していた。こうした主張に鑑みれば、両国政府にとって法的な排出削減の義務付けは将来の経済成長への足枷となりかねないものと受け止められており、核心的な経済的利益を侵害する程度が高いものとして認識されていたと考えられる。このため、EU や日本の規範的アイデア、そして AOSIS 諸国の規範的アイデアを BASIC グループ、特に中国やインドが受け入れることは困難であり、当該規範的アイデアをベースに合意成立を図ることは困難であったと考えられる。

G77/中国グループ（特に BASIC グループ）の規範的アイデア：一方、包括的な法的拘束力のある枠組みの構築に反対し、京都議定書第 2 約束期間の設定を求める G77/中国グループの規範的アイデアは、先進諸国のみならず排出削減を法的に義務付ける京都議定書の現状の枠組みの固定化に繋がりにくいものであり、国際的な産業競争力の面において、新興諸国に対して先進諸国が不利益を被る結果となるため、特に日本にとっては政治的に受け入れることは極めて困難であったと考えられる。また、世界全体の排出削減の実効性が担保されないという意味において、AOSIS 諸国にとっても政治的に受け入れることは極めて困難であったと考えられる。したがって、G77/中国グループの規範的アイデアについても主要国・主要交渉グループ間で利益の一致をみることは困難であり、当該規範的アイデアをベースに合意成立を図ることは困難であったと考えられる。

米国の規範的アイデア：こうした中で、米国の規範的アイデアは、他の主要国・主要交渉グループにとって、核心的な経済的利益に係る二つの論点（①京都議定書第 2 約束期間の設定と②法的拘束力を有する包括的な国際枠組みの構築）を両方ともセットで先送りするものであったため、この二つの論点に関して言えば、主要各国・交渉グループにとって核心的な経済的利益を侵害する程度は相対的に低いものであったと評価することができる。また、G77/中国グループ諸国にとっても、コペンハーゲン合意案に大規模な資金支援の規定が盛り込まれたことから、コペンハーゲン合意の土台となった米国の規範的アイデアは、こうした点でも、核心的な経済的利益を侵害する程度は低いものであったと考えられる。

ただし米国の規範的アイデアは、途上諸国を含む主要国の排出削減の取組について、国際的な MRV（算定・報告・検証）の対象とすることを中核的な要素として含んでおり、この点については中国やインド等の BASIC グループにとって、途上諸国の取組の自主性を損ない将来の経済成長の制約要因となりかねないものであって核心的な経済的利益を侵害する程度が高いものとして受け止められていたと考えられる。現に、国際的な MRV については、中国をはじめとする BASIC グループは最後まで難色を示したところである。このため、コペンハーゲン合意の取りまとめに当たっては、国際的な MRV の対象となる途上諸国の取組は、国際的な支援を受けた取組に限ることで調整が図られ、これにより BASIC グループにとって核心的な経済的利益の侵害の程度が低くなった結果、米国と BASIC グループの間で合意が成立したものと考えられる。

このように核心的な経済的利益の要因でもって、コペンハーゲン合意の取りまとめに当たって米国の規範的アイデアがなぜ主導的な影響力を発揮することができ、なぜ一部修正を余儀なくされたのかの説明は可能であると考えられる。

(3) カンクン会議の事例分析

政権交代等の国内の政治事情の大きな変化がない限り主要国・主要交渉グループの規範意識に大きな変化は生じないと考えられることから、主要国・主要交渉グループにとっての核心的な経済的利益も基本的にはコペンハーゲン会議の際と同じであったと考えることができる。実際、カンクン会議の場における主要各国・主要交渉グループによる発言等を見ても、各国が政治的に重要ととらえている核心的な経済的利益は、コペンハーゲン会議の際と基本的には同様であった。ただし、一部変化が見られたのは、G77/中国グループ（特に、中国、インド）にとっての核心的な経済的利益である。コペンハーゲン合意において途上諸国の取組についても国際的なレビューの仕組み（国際的な MRV など）が位置付けられたことを受けて、G77/中国グループ（特に中国、インド）の規範意識もこれらを受け入れたものへと変化した結果、国際的なレビューの仕組みの導入については、G77/中国グループ（特に中国、インド）にとって、核心的な経済的利益を侵害するものとはみなされなくなっていたと考えられる。こうした点を踏まえ、カンクン会議における主な規範的アイデアの内容が、主要国・主要交渉グループにとって核心的な経済的利益を侵害する程度が高いものであったかどうか分析・評価することとしたい。

EU の規範的アイデアと日露加の規範的アイデア：途上諸国を含む主要国に対して排出削減を法的に義務付けることを内容とする EU の規範的アイデアや日露加の規範的アイデアは、新興諸国にとって将来の経済成長の余地を大きく制約しかねないものであり、特に中国やインドにとっては、核心的な経済的利益の侵害の程度が高いものであったと考えられる。したがって、EU や日露加の規範的アイデアをベースに合意成立を図ることは困難であったと考えられる。

G77/中国グループ（特に中国・インド）の規範的アイデア：一方、京都議定書第2約束期間の設定を求める G77/中国グループの規範的アイデアは、先進諸国のみならず排出削減を法的に義務付ける京都議定書を中核とする現状の気候変動レジームの固定化に繋がりにかぬないものであり、国際的な産業競争力の面において、新興諸国に対して先進諸国が不利益を被る結果となるため、特に日本にとっては核心的な経済的利益を侵害する程度の高いものであった。特に中国・インドの規範的アイデアは、途上国の取組の自主性を強調し、将来の法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に反対するものであるという点において、AOSIS 諸国にとっても核心的な経済的利益を侵害する程度の高いものであったと評価することができる。したがって、経済的利益の要因を踏まえれば、G77/中国グループ（特に中国・インド）の規範的アイデアをベースとして主要国・主要交渉グループの間で合意を成立させることは困難であったと考えられる。

ただし、京都議定書第2約束期間の設定に関する部分については、日本の核心的な経済的利益を侵害する程度が高いものであったにもかかわらず、カンクン合意においては、第1約束期間と第2約束期間との間に空白期間が生じないように、その検討結果を可能な限り速やかに京都議定書締約国会合（CMP）において決定することが盛り込まれた。これは、

カンクン合意の注釈において、京都議定書第2約束期間の設定に関する各国の立場を予断するものではないとの注釈が付された結果、京都議定書第2約束期間設定に反対の国については京都議定書第2約束期間に参加しなくてもよい余地が残ることとなり、その核心的な経済的利益を侵害する程度が低くなったがために、合意が成立したものと考えられる。

米国の規範的アイデア：一方、カンクン会議の場における米国の規範的アイデアについては、他の主要国・主要交渉グループにとって核心的な経済的利益の侵害の程度はコペンハーゲン会議のときよりもさらに低いものとなっていたと考えられる。コペンハーゲン合意において途上諸国の取組についても国際的なレビュー（国際的な MRV など）の対象とされたことを受けて、G77/中国グループ（特に中国、インド）の規範意識もこれらを受け入れたものへと変化し、コペンハーゲン合意を支持するに至ったことから、コペンハーゲン合意の土台となった米国の規範的アイデアは中国やインド等の新興諸国にとっても、核心的な経済的利益を侵害する程度が高いものではもはやなくなっていたと評価することができる。このため、米国の規範的アイデアは、他の主要国・主要交渉グループにとって経済的利益の観点からは受け入れ可能なものとなっており、それゆえに、包括的な枠組の構築に関しては、コペンハーゲン合意をベースに、すなわち米国の規範的アイデアを土台としてカンクン合意を取りまとめることができたものと考えられる。

AOSIS 諸国の規範的アイデア：包括的な国際枠組みの法的拘束力の取扱いに関する議論の場の設置を求める AOSIS 諸国の規範的アイデアに関しては、法的拘束力の取扱いについて議論すること自体は、G77/中国グループ（特に中国やインド）にとって核心的な経済的利益を直ちに侵害するものではなく、主要国・主要交渉グループにとって受け入れ可能なものであったと考えられる。このため、包括的な国際枠組みの法的拘束力に関する議論の場の設置に関しては、AOSIS 諸国の規範的アイデアをベースに合意が成立したものと考えられる。

（４） ダーバン会議の事例分析

政権交代等の国内の政治事情の大きな変化がない限り主要国・主要交渉グループの規範意識に大きな変化は生じないと考えられることから、ダーバン会議における主要国・主要交渉グループにとっての核心的な経済的利益も基本的にはカンクン会議の際と同じであったと考えることができる（前掲表 6-7 参照）。実際、ダーバン会議の場における主要各国・主要交渉グループによる発言等をみても、各国が政治的に重要ととらえている核心的な経済的利益は、カンクン会議の際と同様であった。こうした点を踏まえ、以下では、カンクン会議における主な規範的アイデアの内容が、主要国・主要交渉グループにとって核心的な経済的利益を侵害する程度が高いものであったかどうか分析・評価することとしたい。

EU の規範的アイデア：EU の規範的アイデアは、中国・インドを除く大多数の国々にとって、核心的な経済的利益を侵害する程度が高いものではなかったと考えられる。まず EU の規範的アイデアのうち、京都議定書第2約束期間の設定に関する部分については、京都

議定書第2約束期間の設定に強く反対する日露加が京都議定書第2約束期間に参加しないことを許容するものであったため、日本などにとって核心的な経済的利益を侵害する程度が低い規範的アイデアになっていた。また、EUの規範的アイデアのうち、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に関する部分については、大部分の途上国にとっては、それぞれの国別でみると排出量の絶対量が少ないため、削減コストの面で過大な負担を求められる可能性は低いと受け止められていたと考えられる（現にこの点に対する懸念を指摘する発言は会議全体を通じて大多数の途上国からはなされていない。）。また、排出量の多い新興諸国にとっても、EUの規範的アイデアは法的拘束力のある包括的な国際枠組みのスタートを2020年まで先送りし、産業の国際競争力の面でこれら新興諸国が先進諸国に対して有する相対利得がそれまでの間は保証されることを意味するものであり、短期的には新興諸国の核心的な経済的利益を侵害する程度は低いものと受け止められていたと考えられる。その一方で、2020年以降の法的拘束力のある包括的な国際枠組みについては、もし新興諸国に先進国並みの排出削減義務が課せられた場合、その相対利得を将来維持できない可能性があるが、その具体的な内容は今後の交渉に委ねられていたため、長期的にみても、これらの国々の核心的な経済的利益を侵害する程度は低いものと受け止められていたと考えられる。こうした観点から、中国・インド以外の新興諸国（ブラジルや南アフリカ等）もEUの規範的アイデアを支持するに至ったものと考えられる。現に、中国・インド以外の新興諸国のステートメント等においても、経済成長の足枷となることに対する懸念は特段言及されていない。

その一方で、世界全体の二酸化炭素排出量の1位と3位を占め、今後とも二酸化炭素排出量の急増が見込まれる中国及びインドの二カ国にとっては、EUの規範的アイデアは、自国の核心的な経済的利益を侵害する程度が高いものとして受け止められていたと考えられる。すなわち、中国・インド二カ国の二酸化炭素排出量の大きさを踏まえれば、世界全体の温室効果ガスの大幅な排出削減を進めていく上では、先進諸国のみならず中国・インドの二カ国についてもその排出総量を今後削減していくことが必要となると考えられるため、将来、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある国際枠組みが構築された場合、これら二カ国については相当程度の排出削減を義務付けられる可能性が高いといえる。しかしながら、人口が多く一人あたりの二酸化炭素排出量が少ない中国・インドにとっては、今後の経済成長に伴い更なる二酸化炭素排出量の増加が見込まれることから、将来大幅な排出削減の法的義務付けにつながりかねない法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を受け入れることは、その核心的な経済的利益を阻害するものと受け止められていたと考えられ、現にそうした観点からの発言が中国・インドからは繰り返しなされた。

しかしながら、このように中国・インドという主要国の核心的な経済的利益を侵害する程度が高い規範的アイデアであったにもかかわらず、なぜEUの規範的アイデアが主導的な影響力を発揮し、中国やインドもEUの規範的アイデアの基本的な枠組みを受け入れざるを得なかったのかは、核心的な経済的利益の要因だけからの説明は困難である。その一方で、EUの規範的アイデアがなぜ中国・インドの規範的アイデアとの間で一部妥協を余儀なくされたかについては、核心的な経済的利益の要因で説明が可能である。すなわち、当初のEUの規範的アイデアは、中国・インド二カ国にとって核心的な経済的利益を侵害する程度が高いものであり、これら二カ国が合意することは困難なものであったため、合

意成立を図るためには、これら二カ国にとっての核心的な経済的利益の侵害の程度を低くすることが必要であったと考えられる。こうした中で、ダーバン会議終盤における EU とインドとの膝詰め会談を経て EU の規範的アイデアに修正が加えられ、2020 年以降導入される包括的な国際枠組みの法的拘束力の有無について今後の議論の余地が残った結果、中国、インドの核心的な経済的利益の侵害の程度が低くなり、合意が成立したものと考えられる。

中国・インドの規範的アイデア：中国・インドの規範的アイデアは、京都議定書第 2 約束期間の設定により先進諸国に対して引き続き法的な排出削減義務を求めると同時に、途上国の排出削減の取組はあくまでもカンクン合意に基づく自主的なものと定めることを求めるものであり、生態学的脆弱性の観点から AOSIS 諸国などの核心的経済的利益を侵害する程度が高い規範的アイデアであったと考えられる。また、中国・インドの規範的アイデアは、先進諸国のみに排出削減を法的に義務付ける京都議定書を中核とする現状の気候変動レジームの固定化に繋がりがねないものであり、国際的な産業競争力の面において、新興諸国に対して先進諸国が不利益を被る結果となるため、特に日本にとっては核心的な経済的利益を侵害する程度の高いものであったと考えられる。その一方で、AOSIS 諸国などを除く大多数の G77/中国グループ諸国にとっては、中国・インドの規範的アイデアは、コペンハーゲン会議時に自らが支持していた規範的アイデアであるため、その核心的な経済的利益を損なうものではなかったと考えられる。また、中国・インドの規範的アイデアは、京都議定書の締約国ではない米国にとっても核心的な経済的利益を損なうものではなかったと考えられる。

このように一部の国々の核心的な経済的利益を侵害する程度が高かった一方、他の大多数の国々の核心的な経済的利益を阻害しないという点では、EU の規範的アイデアと中国・インドの規範的アイデアも同様の状況にあったと考えられる。すなわち、EU の規範的アイデアは中国・インドの核心的な経済的利益を侵害する程度が高く、中国・インドの規範的アイデアは AOSIS 諸国や日本などの核心的な経済的利益を侵害する程度が高いものであった。しかしながらダーバン会議においては、大多数の途上国が EU の規範的アイデアの支持にまわり、中国・インドの規範的アイデアは主導的な影響力を発揮することはできなかった。したがって、経済的な利益の要因だけでは、なぜ中国の規範的アイデアが主導的な影響力を発揮できなかったのかの説明は困難であると考えられる。

日露加（特に日本）の規範的アイデア：日露加（特に日本）の規範的アイデアは、京都議定書第 2 約束期間の設定に代えて、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの速やかな構築を目指すものであり、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの開始を 2020 年まで先送りする EU の規範的アイデアと比べれば、中国、インドの二カ国にとって核心的な経済的利益を侵害する程度がより高い規範的アイデアであったと考えられる。しかしながら、他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度が高かった EU の規範的アイデアや中国・インドの規範的アイデアが一定程度以上の影響力を発揮できたことにかんがみれば、経済的利益の要因だけからでは、日露加（特に日本）の規範的アイデアが主導的な影響力を発揮できなかったことの説明は困難であると考えられる。

第3項 まとめ

2009年のコペンハーゲン会議、2010年のカンクン会議、そして2011年のダーバン会議における各規範的アイデアに係るパワーの要因（二酸化炭素排出量を背景とした発言力）及び経済的利益の要因（他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度）を表の形で整理すると、以下の表6-8のとおり整理することができる。

表 6-8 主な規範的アイデアに係るパワーと経済的利益の要因

	コペンハーゲン会議		カンクン会議		ダーバン会議	
	発言力（二酸化炭素排出量）	核心的な経済的利益の侵害の程度	発言力（二酸化炭素排出量）	核心的な経済的利益の侵害の程度	発言力（二酸化炭素排出量）	核心的な経済的利益の侵害の程度
EU	大	大	大	大	大	大
日露加	大	大	大	大	大	大
米国	大	小 ^a	大	小		
G77/中国	大	大	大	大		
中印	大	大	大	大	大	大
AOSIS	小	大	小	小		

^a ただし、国際的なMRVについては大

まずコペンハーゲン会議において主導的影響力を発揮したのは米国の規範的アイデアであり、米国の規範的アイデアを基本として、コペンハーゲン合意は取りまとめられた。そして、二酸化炭素排出量を背景とした米国の発言力は、他の主要国・主要交渉グループと比較してあまり遜色のない大きさであった一方、他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度は、他の規範的アイデアよりも小さかったと考えられる。したがって、パワーの要因及び経済的利益の要因でもって、なぜ米国の規範的アイデアがコペンハーゲン会議において主導的な影響力を発揮できたのかを説明することができる。また、AOSIS諸国の規範的アイデアが、コペンハーゲン会議において存在感を示せなかったのも、AOSIS諸国の発言力の小ささでもって説明することができる。

しかしながら、コペンハーゲン会議の最終局面において、米国の規範的アイデアを基本としてとりまとめられたコペンハーゲン合意が大多数の国々から強い反発を招いたにも関わらず、なぜ最終的には大多数の国々がコペンハーゲン合意の採択に賛成の立場をとったのかは、パワーや経済的利益の要因に着目するだけでは十分な説明は困難であると考えられる。

次に、カンクン会議において主導的な影響力を発揮したのは、米国の規範的アイデアとAOSIS諸国の規範的アイデアであった。米国の規範的アイデアが主導的影響力を発揮したのは、コペンハーゲン会議と同じく、二酸化炭素排出量を背景とした米国の発言力が他の主要国・主要交渉グループと比べてあまり遜色がなかった一方、他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度が比較的小さかったことが理由であるとも考え

られる。また、包括的な国際枠組みの法的拘束力の取り扱いについての議論の場の設定を求める AOSIS 諸国の規範的アイデアが主導的影響力を発揮できたのも、他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度が低く、他の国々の抵抗が比較的小さかったことが理由であると考えられる。ただし、AOSIS 諸国は、その発言力が小さかったが故に、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築の方向性については、カンクン合意に盛り込むことができなかつたものと考えられる。

しかしながら、パワーや経済的利益の要因のみでは、EU と G77/中国グループ（中国・インドを含む。）の規範的アイデアが拮抗する一方、なぜ日露加（特に日本）の規範的アイデアが十分な影響力を発揮できなかったのかの説明は困難であると考えられる。二酸化炭素排出量を背景とした日露加の発言力は EU と同等であり、また、他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度も EU の規範的アイデアと同等であった。にもかかわらず、日露加（特に日本）の規範的アイデアは EU の規範的アイデアと同等の影響力を発揮できなかった。したがって、パワーや経済的利益の要因のみでは、カンクン会議における規範的アイデアの衝突と調整の政治力学の説明は困難であると考えられる。

最後に、ダーバン会議の事例において主導的な影響力を発揮したのは EU の規範的アイデアであった。しかしながら、パワーや経済的利益の要因において、EU の規範的アイデアは、日露加（特に日本）や中国・インドの規範的アイデアと比べてあまり大きな差はないと考えられることから、パワーや経済的利益の要因のみでは、なぜ EU の規範的アイデアが主導的な影響力を発揮できたのかの説明は困難であると考えられる。

このようにパワーや経済的利益の要因でもって規範的アイデアの衝突と調整の結果を部分的には説明可能であるものの、その全体像を体系的に説明することは困難であると考えられる。そこで、次の節では、規範的アイデアの妥当性の要因に着目して、一連の多国間交渉における規範的アイデアの衝突と調整をどこまで説明可能か検証することとしたい。

第 3 節 妥当性の要因の作用と他の要因との相関

本節では、第 1 章第 3 節で提示した分析枠組みに沿って、規範的アイデアの妥当性の要因に着目して、各事例における規範的アイデアの衝突と調整の政治力学を説明可能かどうか検証する。検証に当たっては、まず妥当性の要因の作用を検証した上で、他の要因との相関についても検証することとしたい。

第 1 項 コペンハーゲン会議（2009 年）の事例分析

（1） 主な規範的アイデアの妥当性

コペンハーゲン会議における主な規範的アイデアに関する主要国・主要交渉グループの相互の反応を踏まえれば、主な規範的アイデアの妥当性の程度は、下記の表 6-9 のように整理することができると考えられる。

表 6-9 コペンハーゲン会議における主な規範的アイデアの妥当性

	排出削減の実効性	先行規範との整合性	誠実性に関する評判 ^a	総合評価
米国以外の先進諸国	◎	×	○	△
米国	○	○	○	○
G77/中国（特に BASIC 諸国）	×	◎	○	△
AOSIS 諸国	◎	△	○	△ ⁺

^a 誠実性の要件については、大多数の国々からの特に顕著な批判がない限り、概ね誠実性の要件は満たしているものとして整理

米国以外の先進諸国の規範的アイデアの妥当性

コペンハーゲン会議における EU、日本などの先進諸国の規範的アイデアの中核的要素は、京都議定書第 2 約束期間を設定するのではなく、米中を含む全ての主要国を対象とした包括的な一つの国際枠組みを法的拘束力 (legal binding) のあるものとして構築すべきであるというものであった。この規範的アイデアの主眼は、世界全体の温室効果ガス排出削減の実効性の確保であった。そうした意味において、妥当性要求の三要素のうち、排出削減の実効性の要素は十分に満たしていたものと評価することができる。現に、この点についての特段の批判は、各国・各交渉グループからは提起されていない。

その一方で、EU や日本などの先進諸国の規範的アイデアに対しては、共通だが差異のある責任の原則や京都議定書第 2 約束期間の設定に関する先行規範をないがしろにするものとして、途上諸国から繰り返し批判を受けることとなった。したがって、EU や日本などの先進諸国の規範的アイデアは、先行規範との整合性の要件を十分に満たしていたと評価することは困難である。

なお、コペンハーゲン会議までに新たな中期目標（2020 年までの排出削減目標）を先進各国とも相次いで表明していたこともあり、気候変動問題への取組姿勢に関する EU や日本などの先進諸国の誠実性に関しては、コペンハーゲン会議全体を通じて特に顕著な批判は認められなかった⁴⁷。

米国の規範的アイデアの妥当性

米国の規範的アイデアの中核的な要素は、全ての主要排出国による自主的な排出削減目標の設定とその達成状況の国際的なレビューのための仕組み（国際的な MRV（測定・報告・検証）など）の二つを主たる内容とする包括的な国際枠組みづくりであった。こうした米国の規範的アイデアは、妥当性要求の三要素を概ねすべて満たす討議のテストケースに近い規範的アイデアであったと考えられる。

第一に、米国の規範的アイデアは、先進諸国のみならず法的な排出削減義務を課す京都議定

⁴⁷ なお、先進諸国が表明した中期目標は低すぎて不十分との批判が途上諸国からなされているが、気候変動問題に関する姿勢において、先進諸国の誠実性に疑念を差し挟むような特段の批判はなされていない。

書第2約束期間の設定を許容するものであり、また、バリ行動計画に基づき全ての気候変動枠組条約締約国を対象とした包括的な国際枠組の構築を訴える一方、当該国際枠組に法的拘束力を付与することまでは求めるものではなく、こうした点において EU や日本などの他の先進諸国の規範的アイデアと異なるものとなっていた。そして、米国の規範的アイデアを基本としたコペンハーゲン合意の採択を巡って、コペンハーゲン会議最終日の COP 総会において議論が行われた際にも、コペンハーゲン合意について先行規範との整合性が特に問題とされなかったことにかんがみれば、米国の規範的アイデアは、先行規範との整合性の要件を概ね満たしていたものと評価することができる。

また、米国の規範的アイデアは、排出削減の実効性を確保するため、途上諸国の取組についても国際的なレビューの対象とすることを主眼とする規範的アイデアであり、そうした意味において、排出削減の実効性の要件も概ね満たすものであったと評価することができる。なお、法的拘束力のある国際枠組の構築を求めるものではない点において、その排出削減の実効性の程度は、EU や日本などの規範的アイデアには及ばないものであったと考えられる。しかしながら、米国の規範的アイデアは、先進諸国に限らず全ての主要国による自主的な排出削減目標の設定とその達成状況を国際的にレビューするための仕組み（MRV（測定・報告・検証）など）を提唱することにより、少なくとも京都議定書の枠組みに比べれば、世界全体の温室効果ガスの排出削減の実効性がより高いと言える国際枠組みを提唱するものとなっていた。そして、米国の規範的アイデアは将来の法的拘束力のある国際枠組みの構築を否定するものではなかったことから、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を求める EU や日本などからも、その実効性に関して特段の批判は提起されていない。したがって、米国の規範的アイデアは、排出削減の実効性の要件も概ね満たしていたと評価できると考えられる。

なお、米国の誠実性に関する評判の面でも、特に問題はないものであったと考えられる。米国自身が温室効果ガスの排出削減に関する中期目標を表明し、国際的な MRV（測定・報告・検証）を受ける用意があるとの姿勢を示しており、規範的アイデア提唱国である米国自身の行動が米国が提唱する規範的アイデアと整合的であり、米国の誠実性に対して各国から批判が集中するような状況は見られなかった

G77/中国グループ（特に BASIC グループ）の規範的アイデアの妥当性

G77/中国グループの規範的アイデアは、京都議定書第2約束期間を設定し、先進諸国のみならず法的な排出削減義務を課す現行の国際枠組みの継続を求める一方、新興諸国を含む途上諸国については、あくまでも自主的な排出削減努力にとどめるべきであるとするものであった。そして、G77/中国グループの規範的アイデアの主たる論拠は、共通だが差異ある責任の原則、そして京都議定書第2約束期間の設定に関するこれまでの諸決定であった。そうした意味において、G77/中国グループの規範的アイデアは、先行規範との整合性は極めて高いものであったと評価することができる。現に、この点についての特段の批判は、各国・各交渉グループからは提起されていない。

その一方で、G77/中国グループの規範的アイデアは、途上諸国の取組はあくまでも自主的なものとして位置付けるものであり、その実効性の面で問題を抱えるものであったと考

えられる。こうした中で、コペンハーゲン会議の場においては、EU や日本などの先進諸国のみならず、AOSIS 諸国などからも、排出削減の実行性の面で繰り返し反論を招くこととなった。したがって、G77/中国グループの規範的アイデアは、排出削減の実効性の要件を十分に満たしていたと評価することは困難である。

なお、コペンハーゲン会議までに新たな中期目標（2020年までの排出削減目標）を新興諸国が相次いで表明していたこともあり、気候変動問題への取組姿勢に関する途上諸国（特に新興諸国）の誠実性に関しては、コペンハーゲン会議全体を通じて特に顕著な批判は特段認められなかった。ただし、あらゆる機会でネガティブな発言を繰り返し、合意形成を妨げたと指摘される中国の対応は、中国の誠実性に関して疑念を惹起させるものであったと考えられる⁴⁸。

AOSIS 諸国の規範的アイデアの妥当性

AOSIS 諸国の規範的アイデアについては、他の規範的アイデアと異なり、コペンハーゲン会議においては有力な規範的アイデアとして議論の俎上に載ることはなかったため、他の主要国や主要交渉グループの発言において明確な評価はなされていないが、EU や日本などの規範的アイデアに関する評価などを参考に AOSIS 諸国の規範的アイデアを評価すれば、以下のように評価することができると考えられる。

まず、AOSIS 諸国の規範的アイデアの中核的な要素は、法的拘束力のある二つの国際枠組みの構築であった。すなわち京都議定書第2約束期間の設定と、京都議定書に基づく排出削減義務を負っていない他の主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築であった。そしてその主眼は、EU や日本などの先進諸国の規範的アイデアと同じく、世界全体の排出削減の実効性の確保であった。そうした意味において、EU や日本などの規範的アイデアと同様、妥当性要求の三要素のうち、排出削減の実効性の要素は十分に満たしていたものと評価することができる。

また、先行規範との整合性に関しては、AOSIS 諸国の規範的アイデアは、京都議定書第2約束期間の設定を求めるものであるという点において、京都議定書第2約束期間の設定に関する先行規範との整合性は保たれたものとなっており、EU や日本などの先進諸国の規範的アイデアよりも先行規範との整合性が高いものであったと評価できる。その一方で、途上国の排出削減・抑制の取組について法的な義務付けを求めるものである点においては、EU や日本などの規範的アイデアと同じであり、EU や日本などの規範的アイデアと同様に共通だが差異のある責任の原則という先行規範との整合性で問題を抱えるものであったと考えられる。

なお、AOSIS 諸国は気候変動により特に深刻な被害を受けると予測される国々であるため⁴⁹、その危機感に裏付けられた AOSIS 諸国の発言の誠実性に関して、コペンハーゲン会議全体を通じて多数の国々から批判が集中するような状況は全く見られなかった。このた

⁴⁸ この点については例えば、加納雄大（元外務省国際協力局気候変動課長）『環境外交：気候変動交渉とグローバル・ガバナンス』（信山社，2013），32。

⁴⁹ IPCC, *Climae Change 2007*, 52.

め、AOSIS 諸国の規範的アイデアに関しては、誠実性の要件は十分満たしていたものと考えられる。

(2) 主な規範的アイデアの妥当性の作用

コペンハーゲン会議で主導的な影響力を發揮した規範的アイデアは米国の規範的アイデアであった。そして、コペンハーゲン会議においてもっとも妥当性が高い規範的アイデアも米国の規範的アイデアであった。こうした点に鑑みれば、コペンハーゲン会議における規範的アイデアの衝突と調整の政治力学は、以下に述べるように、規範的アイデアの妥当性の要因で概ね説明可能であると考えられる。

米国の規範的アイデアの妥当性の作用

コペンハーゲン会議において主導的な影響力を發揮したのは米国の規範的アイデアであり、米国の規範的アイデアを基本としてコペンハーゲン合意は取りまとめられた。そして、コペンハーゲン会議における米国の規範的アイデアは、前述のように妥当性要求の三要素を概ね満たす討議のテストケースに近い規範的アイデアであった一方、他の規範的アイデアは、妥当性要求の三要素のいずれかの面で問題を抱えるものであったことにかんがみれば、コペンハーゲン会議において米国の規範的アイデアが主導的な影響力を發揮した理由としては、米国の規範的アイデアが討議のテストケースに近い妥当性の高い規範的アイデアであったことが理由であると考えられる。そして、コペンハーゲン会議最終日の COP 総会の場において、米国の規範的アイデアを踏まえたコペンハーゲン合意に対し、大多数の国々がそのとりまとめプロセスを問題視したにもかかわらず、将来のより良い合意に向けた一歩としてコペンハーゲン合意の採択に最終的には賛成の立場に回ったのも⁵⁰、コペンハーゲン合意の土台となった米国の規範的アイデアが妥当性要求の三要素を概ね満たしていたため、その妥当性について有効な反論を展開することが困難であったことが主な理由であると考えられる。

米国以外の先進諸国の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアの妥当性の作用

一方、米国以外の先進諸国の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアが拮抗し、議論が平行線を辿ったのは、両規範的アイデアのいずれも妥当性の三要素のいずれかの面で問題を抱えるものであると同時に、その妥当性要求の充足度の点においてほぼ似たようなレベルであったことが主な要因であったと考えられる。

まず、EU や日本などの先進諸国は、IPCC 第 4 次評価報告書などの科学的知見を踏まえれば排出削減の実効性が担保される国際枠組みとすることが必要であるとして、自らの主張の妥当性を訴えたが、先行規範との整合性を求める途上諸国に対する有効な反論とは受

⁵⁰ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 459 (December 22, 2009), 29.

け取られず、途上諸国の支持を取り付けることができなかつた。こうした点を踏まえれば、妥当性要求の三要素の一つである先行規範との整合性の弱さが、コペンハーゲン会議において EU や日本などの先進諸国の規範的アイデアが主導的な影響力を発揮できなかった主たる要因の一つであったと考えられる。

また、共通だが差異のある責任の原則を盾に G77/中国グループは、自らの規範的アイデアをベースとした AWG-LCA（気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部）座長案及び AWG-KP（京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会）座長案の採択を図ったが、排出削減の実効性の面を問題視する EU や日本などの先進諸国、AOSIS 諸国などの一部の途上国グループからの反論を乗り越えることができず、コペンハーゲン会議においては主導権を握ることができなかつた。こうした点を踏まえれば、妥当性要求の三要素の一つである排出削減の実効性の弱さが、コペンハーゲン会議において G77/中国グループの規範的アイデアが主導的な影響力を発揮できなかった主たる要因の一つであったと考えられる。

このようにこれら二つの規範的アイデアは、いずれも妥当性の面で問題を抱える規範的アイデアとなっており、コペンハーゲン会議における説得と討議のプロセスの過程で、お互いの妥当性の面での不備を相互に批判し合うこととなった。この結果、京都議定書を発展的に解消して全ての主要国を対象とした包括的で法的拘束力のある一つの国際枠組みの構築を訴える EU や日本などの先進諸国の規範的アイデアと京都議定書第 2 約束期間の設定を強く求める G77/中国グループの規範的アイデア間の対立は、お互いに相手に対して優位に立つ決め手を欠いたまま、AWG-LCA と AWG-KP の両 AWG における議論は最後まで平行線を辿ったと考えられる。

AOSIS 諸国の規範的アイデアの妥当性の作用

AOSIS 諸国の規範的アイデアは、妥当性要求の三要素を概ね満たす討議のテストケースに近い規範的アイデアに該当するものではなかつた一方、総合評価としてはその妥当性の程度において、EU や日本などの先進諸国の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアを上回るものであったと考えられる。しかしながら、コペンハーゲン会議における規範的アイデアの衝突と調整の場面においては、もっぱら EU や日本などの先進諸国の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアの衝突と調整を軸に議論が展開した一方、AOSIS 諸国の規範的アイデアはこうした対立構造の陰に隠れてしまい、独自の存在感を示すに至らなかつた。これは、AOSIS 諸国の規範的アイデアが、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を求めるという点では EU や日本などの先進諸国の規範的アイデアと重なり、京都議定書第 2 約束期間の設定を求めるという点では G77/中国の規範的アイデアと重なっていたため、その独自性を発揮することができなかつたことも主な要因の一つであると考えられる。しかしながら、妥当性の要因のみでは、なぜ AOSIS 諸国の規範的アイデアが EU や日本などの先進諸国の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアの衝突と調整の陰に隠れてしまったのかの説明は困難であると考えられる。

まとめ

以上の分析結果を踏まえれば、コペンハーゲン会議における規範的アイデアの優劣は、規範的アイデアの妥当性の要因に着目することにより概ね説明が可能であると考えられる。その一方で、本章第2節で述べたようにコペンハーゲン会議における主な規範的アイデアの優劣は、各規範的アイデア提唱国の発言力（二酸化炭素排出量）や他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度によってもある程度説明が可能である。さらに、コペンハーゲン会議においては、議事運営等の不手際の結果、ハイレベル会合におけるG77/中国グループのステイトメントでも指摘されているように透明で包括的な交渉プロセスが担保されたとは必ずしも評価することができず⁵¹、また、あらゆる機会でもネガティブな発言を繰り返し、合意形成を妨げたと指摘される中国政府の対応も踏まえれば⁵²、コペンハーゲン会議においては、討議の論理が十分に作用する状況にはなかったとも考えられる。このため、次の「(3) 妥当性の要因と他の要因との相関」のセクションにおいて、妥当性の要因と他の要因との相関も含めて分析を試みることにしたい。

なお、先進国であるか途上国であるかを問わず、コペンハーゲン会議の前の段階において、殆ど全ての主要排出国が2020年における温室効果ガスの排出削減に関する中期目標を表明しており⁵³、各規範的アイデアの提唱国の気候変動問題への取組の誠実性に関する評判が規範的アイデア間の衝突と調整の行方を左右した形跡は認められなかった。ただし、コペンハーゲン会議全体を通じて各規範的アイデア提唱国が自らの中期目標が野心的な目標であることや自らの気候変動問題への取組がいかに積極的なものなのかを再三再四アピールしていることにかんがみれば、各規範的アイデア提唱国の誠実性に関する評判が規範的アイデアの衝突と調整に少なからぬ影響を及ぼすと各規範的アイデア提唱国は認識していたものと考えられる。したがって、仮にこうした積極的な姿勢を規範的アイデア提唱国が示していなかった場合、誠実性に関する評判が原因となって、当該国が提唱する規範的アイデアの影響力を削ぐ結果になった可能性も考えられる⁵⁴。こうした点でも、妥当性の要因が一定程度作用したのではないかと考えられる。

(3) 妥当性の要因と他の要因との相関

他の要因に関する前節での分析結果も踏まえれば、コペンハーゲン会議における主な規

⁵¹ “Statement on Behalf of the Group of 77 and China by H.E. Dr. Nafie Ali Nafie, Head of Delegation of the Republic of the Sudan, at the Joint High-Level Segment of the Fifteenth Session of the Conference of Parties of the Climate Change Convention and the Fifth Conference of Parties Serving as a Meeting of Parties to the Kyoto Protocol (COP/CMP 5),” Copenhagen, Denmark, December 16, 2009, accessed December 29, 2013, <http://www.g77.org/statement/getstatement.php?id=091216>

⁵² 加納「環境外交」32.

⁵³ 第3章第1節第3項参照。

⁵⁴ 逆にそのように解釈しなければ、なぜ各国が繰り返し自らの取組の誠実性を訴える必要があったのか合理的な説明は困難である。

規範的アイデアの妥当性及び他の要因の状況は、表 6-10 のとおり整理することができる。第 6 章第 2 節第 3 項で述べたように米国の規範的アイデアが優位に立った理由としては、二酸化炭素排出量を背景とした米国の発言力の要因及び核心的な経済的利益の要因で説明可能である。そして、前述のようにコペンハーゲン会議では必ずしも討議の論理が強く当てはまる状況にはなかったと考えられることも勘案すれば、米国の規範的アイデアが優位に立った主たる要因としては、専らこれら二つの要因が該当するとも考えられる。さらに米国オバマ大統領自身のリーダーシップによる積極的な説得の試みが、米国の規範的アイデアの優位を後押ししたとも考えられる。

表 6-10 コペンハーゲン会議における主な規範的アイデアの妥当性の要因と他の要因

	発言力（二酸化炭素排出量 ^{a)}	核心的な経済的利益の侵害の程度	妥当性の程度
EU、日本などの先進諸国	約 26%	大	△
米国	約 18%	小（国際的な MRV については大）	○
G77/中国（特に BASIC 諸国）	約 55% （約 32%）	大	△
AOSIS 諸国	僅少	大	△ ⁺

^{a)} 世界全体のエネルギー起源 CO₂ 排出量に占める割合

しかしながら、発言力や核心的な経済的利益の要因、リーダーシップの要因のみでは、米国の規範的アイデアを土台としたコペンハーゲン合意について、コペンハーゲン会議最終日の COP 総会において数多くの国々から強い反発を招いたにも関わらず、なぜ最終的には大多数の国々がその採択に賛成することとなったのかの説明は困難である（米国オバマ大統領もこの COP 総会の段階では既に帰国していた。）。ただし、これらの要因に加え、妥当性の要因を加味することによってこの点は説明することができると考えられる。すなわち、米国の規範的アイデアの妥当性は高く、妥当性要求の三要素を概ね満たす討議のテストケースに近い規範的アイデアであったため、他の国々はコペンハーゲン合意のとりまとめプロセスについては批判しつつも、コペンハーゲン会議終盤の COP・CMP 合同総会において討議のプロセスが進展するにつれ、米国の規範的アイデアの内容に関しては、その妥当性の高さを認めざるを得なくなったため、最終的にはコペンハーゲン合意の採択に賛同することとなったものと考えられる。コペンハーゲン合意の採択に向けてコペンハーゲン会議最終日に開催された COP・CMP 合同総会においては、約 7 時間にわたって議論が尽くされており、少なくともこの段階においては討議の論理が強く当てはまる状況にあったと考えられ、妥当性の要因もこの最終局面では強く作用したと考えられる。したがって、コペンハーゲン会議において米国の規範的アイデアがなぜ主導的な影響力を発揮できたのかについては、パワーや経済的利益の要因、交渉の要因に加えて、妥当性の要因も加味することによって、より説得的に説明することが可能であると考えられる。

その一方で、米国の規範的アイデアの中核的な要素の一つであった国際的な MRV（測定・報告・検証）については、二酸化炭素排出量を背景とした発言力が大きい BASIC グループ（特に中国、インド）の核心的な経済的利益を侵害する程度が高いものであったため、

BASICグループとの調整の結果、コペンハーゲン合意の取りまとめの過程で米国の規範的アイデアが修正を余儀なくされたと考えられる（すなわち、途上国の取組のうち国際的なMRVの対象となるのは国際的な支援を受けた取組に限定された）。こうした点にかんがみれば、主導的な影響力を発揮した規範的アイデアを中核としつつ、他の規範的アイデアとの調整をどのように図るかの局面においては、発言力の要因や核心的な経済的利益の要因も重要な要因として働いたと考えられる。

また、コペンハーゲン会議において、EUや日本などの先進諸国の規範的アイデアとG77/中国グループの規範的アイデアとが拮抗したのは、二酸化炭素排出量を背景とした発言力の要因や核心的な経済的利益の要因が拮抗していたことに加え、妥当性の要因の面においても、両規範的アイデアが拮抗していたことも理由であると考えられる。

なお、妥当性の程度の面でEUや日本などの先進諸国の規範的アイデアやG77/中国グループの規範的アイデアを上回っていたと考えられるAOSIS諸国の規範的アイデアが、これら二つの規範的アイデアに比べ存在感が薄かったことにかんがみれば、ある規範的アイデアが有力なものとして議論の俎上に載るためには、Florini⁵⁵が指摘しているように当該規範的アイデア提唱国の発言力の大きさがある程度以上であることが必要であるとも考えられる。

このように発言力の要因と核心的経済的利益の要因に加えて、規範的アイデアの妥当性の要因も加味することによって、コペンハーゲン会議における規範的アイデアの衝突と調整の政治力学について、より厚みのある説明が可能になると考えられる。ただし、前述したように、コペンハーゲン会議においては、討議の論理が必ずしも十分に当てはまる状況にはなかったと考えられるため、規範的アイデアの妥当性の要因が、規範的アイデアの衝突と調整の局面においてどの程度作用するのかについては、他の事例との比較も踏まえて、本節第4項で改めて検証することとしたい。

第2項 カンクン会議（2010年）の事例分析

（1） 主な規範的アイデアの妥当性

カンクン会議における主な規範的アイデアに関する主要国・主要交渉グループの相互の反応を踏まえれば、主な規範的アイデアの妥当性の程度は、下記の表6-11のように整理することができると考えられる。

⁵⁵ Ann Florini, "The Evolution of International Norms," *International Studies Quarterly* 40 (1996): 374-77.

表 6-11 カンクン会議における主な規範的アイデアの妥当性

	排出削減の実効性	先行規範との整合性	誠実性に関する評判 ^a	総合評価
EU	◎	△	○	△ ⁺
日露加 (特に日本)	◎	×	△	△ ⁻
米国	○	○	○	○
G77/中国(特に中国・インド)	△	◎	○	△ ⁺
AOSIS 諸国(議論の場の設定に関する部分)	○	○	○	○

^a 誠実性の要件については、大多数の国々からの特に顕著な批判がない限り、概ね誠実性の要件は満たしているものとして整理

EUの規範的アイデアの妥当性

カンクン会議におけるEUの規範的アイデアは、コペンハーゲン会議のときと異なり、包括的な法的拘束力のある枠組みの一部をなすものとして京都議定書第2約束期間の設定を受け入れるものへと変化・発展を遂げていた。この結果、EUの規範的アイデアの妥当性は、コペンハーゲン会議のときよりも高いものとなっていたと考えられる。すなわち、コペンハーゲン会議の時点におけるEUの規範的アイデアは、京都議定書第2約束期間の設定に反対という点において先行規範との整合性を大きく欠いた規範的アイデアとなっていた。一方、カンクン会議におけるEUの規範的アイデアは京都議定書第2約束期間の設定を条件付きながらも受け入れるものとなっており、先行規範との整合性の問題がある程度緩和されたものとなっていたと評価することができる。ただし、EUの規範的アイデアは、先進国であるか途上国であるかを問わずに全ての主要排出国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を訴えるものであったため、特に中国・インドから、共通だが差異のある責任の原則を踏まえ、途上諸国の取組はあくまでも自主的なものとして位置付けるべきであって、包括的な国際枠組みに法的拘束力を持たずこと（すなわち途上諸国に排出削減義務を課すこと）には反対である旨の反論が繰り返しなされている。したがって、EUの規範的アイデアは、先行規範との整合性の要素を依然として十分に満たしていたものではなかったと評価することができる。

なお、EUの規範的アイデアは、京都議定書第2約束期間の設定を許容しつつも、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を主眼とするものである点においてコペンハーゲン会議のときと同様であり、コペンハーゲン会議のときと同様に世界全体の排出削減の実効性の要件は概ね満たしていたものと考えられる。また、EUの誠実性に関する評判もコペンハーゲン会議の際と特段の違いは認められなかった。

日露加(特に日本)の規範的アイデアの妥当性

カンクン会議における日露加(特に日本)の規範的アイデアは、法的拘束力のある包括

的な国際枠組みの構築を求めるという点において EU の規範的アイデアと同趣旨のものであったが、カンクン会議冒頭における日本政府代表団による「いかなる状況、そしていかなる条件の下でも (under any circumstances and under any conditions)」京都議定書第 2 約束期間に参加する意思はなく、第 2 約束期間の設定を盛り込んだいかなる決定案にも賛成しないとの発言⁵⁶に象徴されるよう、京都議定書第 2 約束期間の設定に反対という点を強調することにより、京都議定書第 2 約束期間の設定を前提とする先行規範との齟齬がかえって大きくなり、他の規範的アイデアに比べその妥当性は相対的に低いものとなったと評価できる。

まず、日露加（特に日本）の規範的アイデアの中核的要素は、世界全体の温室効果ガスの排出削減の取組の実効性をあげるためには、一部の先進諸国のみならず排出削減義務を課す京都議定書では不十分であり、京都議定書第 2 約束期間設定ではなく、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを速やかに構築することが必要であるというものであった。こうした日露加（特に日本）の規範的アイデアは、IPCC 第 4 次評価報告書の科学的な知見を踏まえて気候変動による深刻な影響を回避するために世界全体での温室効果ガス排出削減の実効性を高めようとするものであって、排出削減の実効性という観点からみれば、妥当性の程度は極めて高いものであったと評価できる。

その一方で日露加（特に日本）が提唱した規範的アイデアは、先進諸国のみならず途上諸国にも法的な排出削減義務を課そうとするものであり、かつ、京都議定書第 2 約束期間の設定に反対という点をより協調するものとなったため、特に日本の発言に対しては、京都議定書をないがしろにするものであるとして、G77/中国グループ諸国や EU などからも批判を受ける結果となった。したがって、日露加（特に日本）が提唱した規範的アイデアは、共通だが差異のある責任の原則との関係で問題を抱えると同時に、京都議定書第 2 約束期間設定に関する先行規範との齟齬がかえて大きいものとなったと評価できる。

さらに、カンクン会議初日の 11 月 29 日月曜日において、「いかなる前提条件の下でも(京都議定書) 第 2 約束期間の設定は受け入れられない」と強い言葉で発言したことに対しては、合意形成を阻害するものとして、合意形成に向けた誠実性に関して疑念が提示されることとなった点にも留意する必要がある。こうした中で日本としては、二国間会談等を通じて、排出削減の実効性の観点から自らの規範的アイデアの妥当性を訴えるとともに、京都議定書第 2 約束期間を設定しなくても日本として 25%目標は堅持するとの姿勢を示すことにより誠実性に関する疑念の払拭に努めたところであるが⁵⁷、そういう批判を浴びたこと自体が、規範的アイデア提唱国としての日本の誠実性に対する評判を損なう結果になったと考えられる。

⁵⁶ UNFCCC, “Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol (AWG-KP) (Opening Meeting),” UNFCCC Webcast site, Windows Media Player video file, 58:33, accessed December 31, 2013, http://unfccc.int/resource/webcast/player/app/play.php?id_episode=2841.

⁵⁷ 松本『環境外交』130-47.

米国の規範的アイデアの妥当性

カンクン会議における米国の規範的アイデアの内容はコペンハーゲン会議から特段の変化は見られず、コペンハーゲン会議の際と同じく妥当性要求の三要素を概ね満たす討議のテストケースに近いものであったと考えられる。

G77/中国グループ（特に中国・インド）の規範的アイデアの妥当性

EUと同様、その内容面で変化・発展がみられたのがG77/中国グループの規範的アイデアであった。この結果、G77/中国の規範的アイデアの妥当性も、コペンハーゲン会議の時点と比べてある程度高まることとなったと考えられる。

コペンハーゲン会議の時点におけるG77/中国グループの規範的アイデアは、途上諸国の取組の自主性を強調するあまり、国際的なMRV（測定・報告・検証）などの国際的なレビューの仕組みの導入に否定的であり、妥当性要求の三要素のうち排出削減の実効性という点では問題を抱えるものとなっていた。一方、カンクン会議におけるG77/中国グループの規範的アイデアにおいては、各国の取組の国際的なレビューのための仕組み（国際的なMRV（測定・報告・検証）等）を受け入れるものとなっており、排出削減の実効性がある程度担保された規範的アイデアに変化・発展を遂げたものと評価することができる。この結果、コペンハーゲン会議の際と異なり、カンクン会議においては、国際的なレビューの是非を巡るG77/中国グループの規範的アイデアと米国の規範的アイデアとの間の大きな対立構造はほぼ解消されることとなり、争点はその具体的な制度設計に移ったことから、G77/中国グループの規範的アイデアの実効性について米国から強い異論はもはや提起されなかった。

また、G77/中国グループの規範的アイデア全体としては、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みに消極的であるものの積極的には反対しない規範的アイデアへと変化がみられたが、特に中国・インドの規範的アイデアは、法的拘束力のある国際枠組みの構築に反対という点では変わりなかった。このため、特に中国・インドの規範的アイデアに関しては、EUや日本などの先進諸国やAOSIS諸国からは、排出削減の実効性の面で不十分との反論を招く結果となった。また、G77/中国グループ全体としての規範的アイデアも法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に消極的であることには変わりはなく、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築の有無にかかわらず、まずは京都議定書第2約束期間の設定を目指すものであったため、EU等からは、ポスト京都議定書の国際枠組みの実効性を確保するためには、京都議定書第2約束期間の設定はあくまでも法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築とセットであるべきであるとの反論を招く結果となった。したがって、G77/中国グループ（特に中国・インド）の規範的アイデアは、世界全体の温室効果ガスの排出削減の実効性という点で、依然として問題を抱えるものであったと考えられる。

なお、G77/中国グループ（特に中国・インド）の規範的アイデアは、先行規範との整合性を前面に打ち出した規範的アイデアであったため、他の主要国・主要交渉グループから先行規範との整合性に関する反論は特段提示されておらず、コペンハーゲン会議のときと

同様に先行規範との整合性が極めて高いものであったと評価できる。また、その誠実性に関する評判もコペンハーゲン会議の際と特段の違いは認められなかった。

AOSIS 諸国の規範的アイデアの妥当性

AOSIS 諸国の規範的アイデアは、京都議定書第 2 約束期間の設定とセットで全ての主要国の参加による法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を求めるものである点において EU の規範的アイデアと同趣旨のものであり、この点についての妥当性とその作用は EU の規範的アイデアと同様であったと考えられる。一方、AOSIS 諸国の規範的アイデア独自の部分は、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けた検討の場の設置に関する具体的な提案を含むものとなっていた点であり、この点に限ってみれば、妥当要求の三要素を概ね満たす「討議のテストケース」に近いものとなっていたと評価できる。

第一に、先行規範との整合性に関しては、包括的な国際枠組みの法的拘束力の取扱いに関する議論を正式な議題として位置づけ、正式に検討を開始すべきであるとする AOSIS 諸国の規範的アイデアは、新たな議定書の採択手続を定めた気候変動枠組条約第 17 条⁵⁸を根拠としたものであったため、同条の規定に基づいて議論をすること自体に対しては、同じく気候変動枠組条約第 3 条第 1 項に規定する「共通だが差異のある責任の原則」という先行規範に反するという反論を行うことが困難なものであったと考えられる。また、AOSIS 諸国の規範的アイデアは京都議定書第 2 約束期間の設定を前提とするものであった。このため、包括的な国際枠組みの法的拘束力の取扱いに関する議論の場の設定を求める AOSIS 諸国の規範的アイデアに対して、先行規範との整合性の観点からの特段の反論は他の主要国・主要交渉グループから提起されておらず、議論の場の設定に関する部分については AOSIS 諸国の規範的アイデアは、先行規範との整合性の要件を概ね満たしていたものと考えられる。

第二に、法的拘束力のある包括的な国際枠組の構築に向けた正式な議論の場を設置することは、世界全体の排出削減の実効性の確保という方向性に沿ったものであり、他の主要国・主要交渉グループから排出削減の実効性の観点からの特段の反論は提起されていない。したがって、議論の場の設定に関する AOSIS 諸国の規範的アイデアは、排出削減の実効性の要件も概ね満たしていたと考えられる。

第三に、誠実性に関する評判に関しては、気候変動による海面上昇等により深刻な被害が生じると予想される AOSIS 諸国の主張の誠実性についての疑念を差し挟む声は会議全体を通じて特段なく、誠実性に関する評判の面でも特段問題のあるものではなかった。

このように、法的拘束力のある包括的な国際枠組みに向けた議論の場の設定を求めている点に関する限り、AOSIS 諸国の規範的アイデアは妥当性要求の三要素を概ね満たす討議

⁵⁸ 気候変動枠組条約（抄）

第 17 条 議定書

1. 締約国会議は、その通常会合において、この条約の議定書を採択することができる。
2. 議定書案は、1 の通常会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。
3. 議定書の効力発生の要件は、当該議定書に定める。
4. この条約の締約国のみが、議定書の締約国となることができる。
5. 議定書に基づく決定は、当該議定書の締約国のみが行う。

のテストケースに近い規範的アイデアであったと考えられる。

(2) 主な規範的アイデアの妥当性の作用

前述のようにカンクン会議において主導的な影響力を発揮した規範的アイデアは米国の規範的アイデアと AOSIS 諸国の規範的アイデアであった。そして、いずれの規範的アイデアも討議のテストケースに近い規範的アイデアであったことにかんがみれば、カンクン会議における規範的アイデアの優劣は、以下に述べるように規範的アイデアの妥当性の要因に着目することによって概ね説明可能であると考えられる。

米国の規範的アイデアの妥当性の作用

まず、米国の規範的アイデアに関して特筆すべき点は二点である。第一点目は、コペンハーゲン会議後、カンクン会議の開催までの間に、先進諸国であるか途上諸国であるかを問わず大多数の国々が、米国の規範的アイデアを反映したコペンハーゲン合意への支持を表明したことである。カンクン会議までにコペンハーゲン合意に賛成する旨の文書を気候変動枠組条約事務局に登録した国々は約 140 カ国であり、このうちコペンハーゲン合意に基づき自主削減目標を提出した国々も約 80 カ国であった⁵⁹。第二点目は、カンクン会議においては何よりも手続が重視され、十分な説得と討議のプロセスを経てもなお、コペンハーゲン合意の土台となった米国の規範的アイデアの優位性は揺らがなかったことである。このような説得と討議のプロセスを改めて経てもなお、米国の規範的アイデアを反映したコペンハーゲン合意の妥当性について主要各国・主要交渉グループからの有効な反論は提起されず、コペンハーゲン合意をベースにカンクン合意が成立することとなった。こうした点にかんがみれば、米国の規範的アイデアの妥当性が高く、討議のテストケースに概ね該当するものであったことが、米国の規範的アイデアが主導的な影響力を発揮できた主な要因であったと考えられる。

コペンハーゲン会議においてコペンハーゲン合意を採択できなかった主な要因は、コペンハーゲン会議最終日における各国からの発言にみられるように、そのとりまとめの手続面の問題であったと考えられ、コペンハーゲン合意の土台となった米国の規範的アイデア自体の妥当性の問題ではなかったと考えられる。コペンハーゲン会議の際にコペンハーゲン合意の採択に明確に反対した国々⁶⁰もボリビアを除いてカンクン合意の採択には反対しなかったことから、この点は裏付けられる。なお、ボリビアは、自主排出削減目標の設定とそのチェックの仕組みの導入は、気候変動レジームの変容に繋がることなどを理由と

⁵⁹ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 487 (November 29, 2010), 2; UNFCCC, “Copenhagen Accord,” UNFCCC, accessed December 10, 2013, http://unfccc.int/meetings/copenhagen_dec_2009/items/5262.php.

⁶⁰ ベネズエラ、キューバ、ニカラグア、ボリビア及びスーダンの 5 カ国。環境省、「COP15（於コペンハーゲン）における主な成果と概要」環境省、2009年12月22日、アクセス日：2013年12月10日、http://www.env.go.jp/council/seisaku_kaigi/epc006/mat01.pdf.

してカンクン合意の採択に最後まで抵抗したが、コペンハーゲン会議のときと異なり、もはやその採択を阻止することはできなかった。これも米国の規範的アイデアの妥当性が高く、討議のテストケースに近い規範的アイデアであったことが主な理由であると考えられる。

AOSIS 諸国の規範的アイデアの妥当性の作用

カンクン会議において注目すべき点のもう一つは、AOSIS 諸国の規範的アイデアが主導的な影響力を発揮したことである。カンクン合意においては、AWG-LCA の任期をさらに1年間延長した上で⁶¹、すべての主要国を対象とした包括的な国際枠組みの法的位置づけについて検討することが AWG-LCA のマンデートとして新たに盛り込まれたが⁶²、これは AOSIS 諸国の規範的アイデアを反映したものと評価することができる。そして、第4章第3節第2項で概観したように、AOSIS 諸国が提唱した規範的アイデアを受けて包括的な国際枠組みの法的拘束力の取扱いに関してどのように検討を進めるべきかについてコンタクト・グループ等において議論が重ねられたが、大多数の国々が AOSIS 諸国の規範的アイデアに賛成の立場にまわり、また、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に強く反対していた中国やインドも、AOSIS 諸国が提唱する規範的アイデアに対して正面から有効な反論を展開することができなかった。こうした点にかんがみれば、AOSIS 諸国の規範的アイデアが主導権を発揮できた主たる理由としては、AOSIS 諸国の規範的アイデアが討議のテストケースに概ね該当する妥当性の高い規範的アイデアであったことが考えられる。

EU の規範的アイデアと G77/中国の規範的アイデアの妥当性の作用

カンクン会議において主導権を獲得するには至らなかったものの、有力な規範的アイデアとして相競合し、拮抗した規範的アイデアが、EU の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアであった。

前述のように EU の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアのそれぞれが妥当性要求の充足度を高める方向で変化・発展を遂げた結果、カンクン会議においても、その妥当性の程度において両者はほぼ互角のものであったと評価することができる。その一方で、EU の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアのいずれも、妥当性要求の三要素をすべて満たす討議のテストケースに該当するまでに至っていなかったため、カンクン会議においてはお互いに相手の妥当性の問題点について反論することが可能であったと考えられる。したがって、EU の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアは妥当性の程度においてほぼ同等であり、かつ、それぞれがその妥当性の面での不備を抱えていたと評価することができる。

⁶¹ *The Cancun Agreements: Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Long-Term Cooperative Action under the Convention, Decision 1/CP.16 (FCCC/CP/2010/7/Add.1, March 15, 2011)*, para. 143.

⁶² *Ibid.*, para. 145.

この結果、京都議定書第2約束期間設定に関するカンクン合意で今後の交渉のベースとされた AWG-KP 座長提案⁶³において、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築とセットで京都議定書第2約束期間を設定すべきという EU の規範的アイデアを反映したオプションと、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築の有無に関わらず京都議定書第2約束期間を設定すべきという G77/中国グループの規範的アイデアを反映したオプションの二つが併記されることとなったと考えられる。

日露加（特に日本）の規範的アイデアの妥当性の作用

前述のように EU の規範的アイデアと G77/中国グループの規範的アイデアがそれぞれ妥当性を高めて互角の争いを演じた一方、有力な規範的アイデアとして他の規範的アイデアに十分に対抗するに至らなかったのが日露加（特に日本）の規範的アイデアであった。

前述のように日露加（特に日本）の規範的アイデアは、その妥当性の程度において EU や G77/中国グループの規範的アイデアに及ばないものとなっていたと評価できる。こうした妥当性の低さが主たる要因となって、法的拘束力のある包括的な一つの国際枠組みを構築すべきであって京都議定書第2約束期間を設定すべきではないという日露加（特に日本）の規範的アイデアの中核的な部分については、カンクン会議における説得と討議の過程で主導的な影響力を発揮する足がかりすら得ることができなかつたと考えられる。現に、京都議定書第2約束期間設定反対の部分については、カンクン会議を通じて具体的なオプションとして正面から取り上げられることはなく、むしろカンクン合意における議論の焦点は、京都議定書第2約束期間を設定するかしないかではなく、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築との関係で、どのような形で京都議定書第2約束期間を設定すべきかという点であった。

ただし、カンクン合意においては、日露加（特に日本）の規範的アイデアに配慮する形で、京都議定書第2約束期間に対する各国の立場を害しない旨脚注で明記されたが⁶⁴、なぜ日露加（特に日本）の規範的アイデアがこのような形で一部影響力を発揮することができたのかについては、妥当性の要因のみでは説明は困難である。

まとめ

以上述べたように、カンクン会議における主な規範的アイデア間の優劣も、各規範的アイデアの妥当性の程度によって概ね説明可能であると考えられる。すなわち、カンクン会議において何よりも手続きが重視され、十分な説得と討議のプロセスを経てもなおその優位性が揺らぐ、最終的にはコペンハーゲン合意を基礎とした形でカンクン合意が成立したことは、コペンハーゲン合意の土台となった米国の規範的アイデアが、その妥当性にお

⁶³ *Revised Proposal by the Chair* (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4, December 10, 2010), 3.

⁶⁴ *The Cancun Agreements: Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at Its Fifteenth Session*, Decision 1/CMP.6 (FCCC/KP/CMP/2010/12/Add.1, March 15, 2011), n1.

いて討議のテストケースに近いものであったことが主な要因であると考えられる。また、包括的な国際枠組みの法的拘束力の取扱いに関する検討が正式に AWG-LCA の検討議題として位置付けられたのも、議論の場の設置に関する AOSIS 諸国の規範的アイデアが討議のテストケースに近いものであったことが主な要因であったと考えられる。

なお、カンクン合意においては、京都議定書第 2 約束期間に関する検討に当たっては、カンクン会議までの議論の状況を取りまとめた AWG-KP(京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会) 座長提案⁶⁵を踏まえ検討を継続することとされ、この座長提案において、①AWG-LCA (気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会) の議論の進捗如何にかかわらず、それとは別個独立のものとして京都議定書第 2 約束期間を設定するとの案 (G77/中国グループの規範的アイデアを反映した案) と、②AWG-LCA の検討結果を踏まえた包括的な議定書の採択と併せて京都議定書第 2 約束期間を設定するとの案 (EU などの規範的アイデアを反映した案) の二案が併記されることとなったのは、妥当性の程度において G77/中国グループの規範的アイデアと EU の規範的アイデアがほぼ同等であったことが主な要因であると同時に、いずれの規範的アイデアも妥当性要求の三要素すべてを概ね満たすに至っておらず、お互いに優位に立つ決め手を欠いていたことが主な要因であると考えられる。逆に、京都議定書第 2 約束期間の設定に反対という日露加 (特に日本) の規範的アイデアがオプションの形で盛り込まれなかったのは、日露加 (特に日本) の規範的アイデアの妥当性の程度が、G77/中国グループや EU の規範的アイデアに及ばなかったことが主な要因であったと考えられる。

しかしながら、本章第 2 節で述べたようにカンクン会議における規範的アイデアの優劣も、二酸化炭素排出量を背景とした発言力の要因 (パワーの要因) や核心的経済的利益の要因によってある程度説明することが可能であると考えられる。したがって、コペンハーゲン会議の事例と同様、カンクン会議における主な規範的アイデアの優劣が、規範的アイデアの妥当性以外の他の要因によって左右された可能性も依然として残されている。また、妥当性の程度が相対的に低かったと考えられる日露加 (特に日本) の規範的アイデアがカンクン合意において脚注という形で一部影響力を発揮できた理由は、妥当性の要因だけからでは説明は困難であると考えられる。このため、他の要因との相関について、次の「(3) 妥当性の要因と他の要因との相関」のセクションにおいて、さらに検証することとしたい。

(3) 妥当性の要因と他の要因との相関

他の要因に関する前節での分析結果も踏まえれば、カンクン会議における主な規範的アイデアの妥当性及び他の要因の状況は、表 6-12 のとおり整理することができる。米国の規範的アイデアは、妥当性の面で他の規範的アイデアに対して優位に立っていたのみならず、ある程度の発言力を背景としており、かつ、他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度も相対的に低いものであったと考えられ、全体としてみても他の規範的アイデアに対して相対的に優位に立っていたと考えられる。このため、米国の規範的アイデアがカンクン会議においても主導的な影響力を発揮できたと考えられる。

⁶⁵ *Revised Proposal by the Chair (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4, December 10, 2009)*, 3.

表 6-12 カンクン会議における主な規範的アイデアの妥当性の要因と他の要因

	発言力（二酸化炭素排出量 ^{a)}	核心的な経済的利益の侵害の程度	妥当性の程度
EU	約 12%	大	△ ⁺
日露加 (特に日本)	約 11%	大	△ ⁻
米国	約 18%	小	○
G77/中国(特に 中国・インド)	約 55% (約 29%)	大	△ ⁺
AOSIS 諸国(議 論の場の設定 に関する部分)	僅少	小	○

^{a)} 世界全体のエネルギー起源 CO₂ 排出量に占める割合

また、米国の規範的アイデアと並んで、AOSIS 諸国の規範的アイデアも、妥当性の面で他の規範的アイデアに対して優位に立っていたのみならず、他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度も相対的に低いものであったと考えられる。ただし、二酸化炭素排出量に着目した場合 AOSIS 諸国の発言力は小さく、この点については、他の規範的アイデアよりも相対的に不利な立場に置かれていたと考えられる。しかしながら、こうした発言力の小ささにもかかわらず AOSIS 諸国の規範的アイデアが主導的な影響力を発揮したことにかんがみれば、規範的アイデアの妥当性の程度が高く、他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度が相対的に小さい場合には、二酸化炭素排出量に基づく発言力の要因は必ずしも決定的に不利な要因としては働かないと考えられる。特に、カンクン会議は何よりも議論のプロセスが重視されたため、「討議の論理」が強く作用する状況にあったと考えられ、この結果、AOSIS 諸国の規範的アイデアの妥当性がより一層強く影響力を発揮したと考えられる。

次に、EU の規範的アイデアと G77/中国グループ（特に中国・インド）の規範的アイデアのいずれも主導的な影響力を発揮できなかった一方、両規範的アイデアが拮抗し、それぞれの規範的アイデアを反映する形のオプションが AWG-KP 座長ノート⁶⁶⁾に併記され、当該座長ノートを基に今後の議論を進めることとされた理由としては、両規範的アイデアとも妥当性の面で討議のテストケースに該当するものではなかった一方、妥当性の程度においてはほぼ互角であり、かつ、他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度においてもほぼ同等の状況であり、拮抗していたことが主な理由であると考えられる。なお、二酸化炭素排出量の大きさに基づく発言力に関しては、EU よりも G77/中国グループの発言力がかなり大きいと言えるが、EU の排出量もある程度以上の大きさがあったため、この点については決定的に不利な要因としては働かなかったものと考えられる。

その一方で、日露加三カ国の規範的アイデアが殆ど影響力を発揮できなかった要因としては、規範的アイデアの妥当性の要因が大きかったのではないかと考えられる。日露加の規範的アイデアは、その提唱国の発言力、他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済

⁶⁶⁾ Revised Proposal by the Chair (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4, December 10, 2010).

的利益の侵害の程度のいずれの点でも EU の規範的アイデアと同等であった。にもかかわらず日露加の規範的アイデアがその影響力において EU の規範的アイデアに及ばなかった理由としては、日露加の規範的アイデアの妥当性が相対的に低く、EU の規範的アイデアの妥当性に及ばなかったことが主な要因であったと考えられる。なおカンクン合意においては、日露加の規範的アイデアに配慮する形で、京都議定書第 2 約束期間に対する各国の立場を害しない旨脚注で明記されたが、これは京都議定書第 2 約束期間設定反対という日露加（特に日本）の核心的な経済的利益に配慮した結果であると考えられる。

このように規範的アイデアの妥当性の要因に加えて、二酸化炭素排出量に基づく発言力の要因（パワーの要因）や核心的な経済的利益の要因も加味することによって、カンクン会議における規範的アイデアの衝突と調整の政治力学について、より厚みのある説明が可能になると考えられる。特にカンクン会議においては、開かれた、透明で包括的なプロセス（open, transparent and inclusive process）と各国・各交渉グループ間のバランスが重視されたており、Risse⁶⁷がいうところの「討議の論理（logic of argument）」が通用する理念的な状況に近い状況がカンクン会議においては現出していたと考えられる。この結果、妥当性の要因が特に強く作用したと考えられる。

ただし、カンクン会議の事例では、米国の規範的アイデアも AOSIS 諸国の規範的アイデアのいずれも他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度が小さかったため、主導的な影響力を発揮できたとも考えられる。規範的アイデアの妥当性の程度が高く討議のテストケースに該当するような場合であっても、他の主要国や主要交渉グループの核心的な経済的利益を侵害する程度が高い場合には、当該規範的アイデアが主導的な影響力を発揮することは困難かもしれない。この点は、他の事例との比較も交えて、本章第 4 節で改めて検証することとしたい。

第 3 項 ダーバン会議（2011 年）の事例分析

（1） 主な規範的アイデアの妥当性

ダーバン会議における主な規範的アイデアに関する主要国・主要交渉グループの相互の反応を踏まえれば、主な規範的アイデアの妥当性の程度は、表 6-13 のように整理することができると考えられる。なお、ダーバン会議における主な規範的アイデアのうち、AOSIS 諸国の規範的アイデアについては、ダーバン会議の途中の段階で EU の規範的アイデアと一体化し、その独自性を失っていたことから、以下の考察の対象からは除外することとしている。

⁶⁷ Risse, “Let’s Argue!”

表 6-13 ダーバン会議における主な規範的アイデアの妥当性

	排出削減の実効性	先行規範との整合性	誠実性に関する評判 ^a	総合評価
EU	○	○ ⁻	◎ (高い評判)	○
日露加 (特に日本)	◎	×	○ ⁻	△ ⁻
中国・インド	△	◎	○	△ ⁺

^a 誠実性の要件については、大多数の国々からの特に顕著な批判がない限り、概ね誠実性の要件は満たしているものとして整理

EUの規範的アイデアの妥当性

EUの規範的アイデアの中核的な要素は、①全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを2020年からスタートさせるための具体的なロードマップを策定すべきであり、②京都議定書第2約束期間(2020年まで)の設定は、このロードマップの策定を前提とすべきであるという二点であった。こうしたEUの規範的アイデアは、妥当性要求の3要素すべてを概ね満たす討議のテストケースに近いものであったと考えられる。

第一に、妥当性要求の三要素のうち、排出削減の実効性に関しては、ダーバン会議におけるEUの規範的アイデアは、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの開始時期を京都議定書第1約束期間が終了する2013年以降ではなく2020年からと先送りしており、その分、排出削減の実効性は損なわれたとの評価も考えられる。しかしながら、EUの規範的アイデアに対して、排出削減の実効性の観点からの特段の反論は他の主要国・主要交渉グループからも提起されなかったことや、京都議定書第1約束期間終了後の2013年から法的拘束力のある包括的な国際枠組みを構築すべきとの規範的アイデアを提唱していたAOSIS諸国が、EUの規範的アイデアに相乗りしたことにかんがみれば、時間軸を後ろにずらしたとしても、排出削減の実効性の要件は概ね満たされていたと考えられる。京都議定書第1約束期間終了後に法的拘束力のある包括的な国際枠組みを直ちに構築することについて合意が成立する目途が立たない中、EUの規範的アイデアは、法的拘束力のある包括的な国際枠組みを2020年から開始するための道筋(ロードマップ)を定めようとするものであり、そうした意味において排出削減の実効性の確保という要請に応えたものとなっていたと考えられる。

第二に、先行規範との整合性に関しては、法的拘束力のある包括的な国際枠組みについて2020年までの発効を訴える一方、それまでの間のポスト京都議定書の国際枠組みとしては、一部の先進諸国のみならず排出削減を義務付けた国際枠組み(京都議定書第2約束期間の設定)と、途上国を含めた全ての主要国を対象とした自主的な国際枠組み(カンクン合意に基づく包括的な国際枠組み)とのハイブリッド・レジームを提案することにより、共通だが差異のある責任の原則との整合性が図られるとともに、京都議定書とカンクン合意という二つの先行規範との整合性が確保されたものとなっていた。現に、EUの規範的アイデアのうち、2020年までの国際枠組みに関する部分について、先行規範との整合性の観点から問題視する主張は、主要国・主要交渉グループからは提起されていない。ただし、EU

の規範的アイデアのうち、2020年から発効させることを求めた法的拘束力のある包括的な国際枠組みについては、共通だが差異のある責任の原則との整合性について依然として問題を抱えるものであったと考えられる。ただし、共通だが差異のある責任の原則について今日の現実に照らして柔軟に解釈すべきとの主張を展開することにより、その不整合を緩和する理論武装をEUの規範的アイデアは備えたものとなっていた。すなわち、義務の性質としては同じ法的削減義務であっても、その義務の程度において異なるのであれば、共通だが差異のある責任の原則には反しないとEUは主張したのである。そして、G77/中国グループ全体の意見としては、EUの規範的アイデアについて先行規範との整合性を問題視する反論が提起されなくなったことに鑑みれば、EUの規範的アイデアのうち、2020年以降の国際枠組みに関する部分についても、先行規範との整合性の問題は相当程度解消されたものとなっていたと考えられる。ただし、ダーバン会議終盤になっても、中国・インドが共通だが差異ある責任の原則を盾にEUの規範的アイデアに対して強硬に反論を展開し続けたことに鑑みれば、先行規範との整合性の問題は完全には払拭できていなかったものと考えられる。

第三に、妥当性要求の三要素のうち、誠実性に関する評判に関しては、日本、ロシア、カナダの三カ国が京都議定書第2約束期間に参加しない方針を明らかにしている中、これらの三カ国が京都議定書第2約束期間に参加しなくてもEUとして京都議定書第2約束期間に参加する用意がある旨を表明することにより、気候変動問題への取り組みに対するEUの誠実性に関する評判は極めて高いものとなったと考えられる。この点は、ダーバン会議終盤の段階において、ベネズエラが、「EUが京都議定書に残ると言っても、目標のレベルが低すぎる。これでは途上国を温暖化の脅威にさらすだけだ」と激しく非難したのに対して、EUは他の先進諸国が京都議定書第2約束期間に参加しないと言っているにも関わらず、京都議定書第2約束期間に参加する意思を表明しているとして、気候変動問題に対するEUの姿勢を積極的に擁護する発言が他の国々から相次いだことから裏付けられる⁶⁸。

中国・インドの規範的アイデアの妥当性

中国・インドの規範的アイデアは、EUの規範的アイデアには及ばないものの、妥当性の程度が相当程度高いものであり、特に、先行規範との整合性の面ではEUの規範的アイデアを上回るものであったと考えられる。具体的には、EUの規範的アイデアは、妥当性要求の三要素をほぼすべて満たし、討議のテストケースに近いものであったが、前述のように共通だが差異のある責任の原則という先行規範との整合性の面では依然として問題が残るものであった。一方で、中国・インドの規範的アイデアは、共通だが差異のある責任の原則といった気候変動枠組条約において成文化された先行規範に立脚したものであるという点において先行規範との整合性が極めて高く、EUの規範的アイデアの急所を突いた

⁶⁸ WWF ジャパン「気候変動枠組条約第17回締約国会合及び京都議定書第7回締約国会合報告(COP17・COP/MOP7 ダーバン会議報告)」WWF ジャパン, 2012年1月10日, アクセス日: 2014年1月3日,

http://www.wwf.or.jp/activities/upfiles/20120110_douban_report_wwfjapan.pdf.

ものであった。現に、中国やインドが会議終盤において自らの主張の妥当性の根拠としてたびたび依拠したのが、共通だが差異のある責任の原則であった。例えば会議終盤の段階において、インドは、衡平性の原則（インドの理解では共通だが差異のある責任の原則を含む⁶⁹。）を盾にとり、EU の規範的アイデアは気候変動対策の責任を先進国から途上国に移すものであると非難し、インドは決して脅しには屈しないと発言した。中国も積極的にインドの主張を擁護し、共通だが差異のある責任の重要性を改めて訴えた上で、テーブルを激しく叩きながら「先進国は削減約束を果たしていない。途上国は国内で十分にグリーン政策を行っている」との主張を展開している⁷⁰。

その一方で、中国やインドの規範的アイデアは途上諸国による排出削減の取組をあくまでも自主的な性格のものとして位置づけるものである点において、排出削減の実効性の点では EU の規範的アイデアに及ばないものとなっていたと考えられる。現に、EU の Hedegaard 委員は、気候変動枠組条約の経験を踏まえれば、排出削減の実効性という観点からは自主的な枠組では実効性に欠け不十分であり、京都議定書のような法的拘束力のある枠組みの方が実効性が高いと繰り返し主張し、中国・インドの規範的アイデアは不十分であるとの主張を展開していた。ただし、先進諸国以外の主要国の排出削減対策についてもカンクン合意に基づき国際的なレビューの対象となり、一定の実効性が確保されることとなった結果、排出削減の実効性の面での EU の規範的アイデアとの差は、コペンハーゲン会議当時の G77/中国グループの規範的アイデアと比べて相当程度縮まっていたと評価できる。

また、その誠実性に関する評判においても、中国やインドの規範的アイデアは、EU の規範的アイデアに及ばないものとなっていたと考えられる。中国やインドの気候変動問題への取組に関する誠実性に関し、多数の国々から批判が集中するような場面は見られなかったが、逆に、EU の場合と異なり、他の国々から中国やインドの姿勢を積極的に擁護する発言も殆どみられなかった。

このように、中国やインドの規範的アイデアは、先行規範との整合性が高いだけでなく、排出削減の実効性や誠実性の要素においても、ある程度妥当性要求を満たしていたと考えられるが、全体としてみれば、その妥当性の程度は EU の規範的アイデアに及ばないものであったと考えられる。

⁶⁹ なお、インドは、共通だが差異のある原則ではなく衡平の原則に度々言及しているが、インドのステートメントにおいても述べられているように、インドは共通だが差異のある責任の原則を含む原則として衡平の原則の概念を用いている。“Statement by Ms. Jayanthi Natarajan, Minister of Environment & Forests, Government of India, High Level Segment, 17th Conference of Parties (COP 17), Durban (December 7, 2011),” UNFCCC, accessed November 29, 2013, http://unfccc.int/files/meetings/durban_nov_2011/statements/application/pdf/111207_cop17_hls_india.pdf.

⁷⁰ *Earth Negotiations Bulletin* 12, no. 534 (December 13, 2011), 27; WWF ジャパン「気候変動枠組条約第 17 回締約国会合及び京都議定書第 7 回締約国会合報告 (COP17・CMP7 ダーバン会議報告)」(WWF ジャパン主催ダーバン会議報告会配布資料, 東京, 2012 年 1 月 10 日), 3. アクセス日: 2012 年 1 月 13 日, http://www.wwf.or.jp/activities/upfiles/20120110_durban_report_wwfjapan.pdf.

日露加（特に日本）の規範的アイデアの妥当性

日本、カナダ、ロシアの三カ国（特に日本）の規範的アイデアは、排出削減の実効性は高いものの、先行規範との整合性の面で問題を抱えており、誠実性に関する評判も EU には及ばず、全体としてみれば、EU の規範的アイデアや中印の規範的アイデアと比較して、その妥当性の程度は相対的に低いものであったと考えられる。

ダーバン会議における日露加の規範的アイデアは世界全体の温室効果ガスの大幅な排出削減を進めるためには、一部の先進諸国のみならず排出削減義務を課す京都議定書では不十分であり、京都議定書第 2 約束期間設定ではなく、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを速やかに構築することが必要とするものであり、排出削減の実効性の観点から前面に出したものであった。したがって、こうした日露加の規範的アイデアは、排出削減の実効性という要件の充足度は高いものであったと評価できる。

ただし、日露加が提唱した規範的アイデアは、途上国を含む全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を訴える一方、京都議定書第 2 約束期間の設定に反対という点において、京都議定書第 2 約束期間の設定に関する先行規範との整合性が低いものであったと評価できる。特に、2010 年末に成立したカンクン合意⁷¹において、京都議定書第 1 約束期間と第 2 約束期間との間に空白期間が生じないように、その検討結果を可能な限り速やかに京都議定書締約国会合（CMP）において採択することについて合意が成立していたことを踏まえれば、京都議定書第 2 約束期間設定に反対という日露加の規範的アイデアは、カンクン合意という先行規範との整合性の面でも問題を生じるものであったと考えられる⁷²。

また、国内での排出削減対策に引き続き真剣に取り組むと主張しつつも自らは京都議定書第 2 約束期間に参加しないと日露加の姿勢は、単独でも京都議定書第 2 約束期間への参加を表明していた EU の姿勢と対照をなした。こうした点において、気候変動問題に対する取組において、日露加の誠実性に関する評判は、EU の誠実性に関する評判に及ばないものであったと考えられる。

（２） 主な規範的アイデアの妥当性の作用

前述のようにダーバン会議において主導的な影響力を発揮した規範的アイデアは EU の規範的アイデアであった。そして、EU の規範的アイデアは、ダーバン会議において最も妥当性の程度が高く、討議のテストケースに近い規範的アイデアであったと考えられる。こうした点に鑑みれば、カンクン会議における規範的アイデアの優劣も、以下に述べるように規範的アイデアの妥当性の要因に着目することによって概ね説明可能であると考えら

⁷¹ *The Cancun Agreements: Outcome of the Work of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at Its Fifteenth Session, Decision 1/CMP.6 (FCCC/KP/CMP/2010/12/Add.1, March 15, 2011).*

⁷² ただし、京都議定書第 2 約束期間に対する各国の立場を害しない旨脚注で明記されていたため、日露加として、京都議定書第 2 約束期間設定に反対すること自体は、カンクン合意に反するものではない。Ibid., 3n1.

れる。

EUの規範的アイデアの妥当性の作用

ダーバン会議における規範的アイデアの衝突と調整において注目すべき点の第一は、EUの規範的アイデアへの圧倒的な支持の広がりである。ダーバン会議の当初の段階ではEUの規範的アイデアへの支持はまだ広がっていなかったが、一連の多国間交渉の過程を経て、ダーバン会議の終盤の段階になると大多数の国々がEUの規範的アイデアを支持するようになり、この結果、EUの規範的アイデアをベースとする形でダーバン合意が成立することとなった。EUの規範的アイデアの中核的な要素は、①全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを2020年からスタートさせるための具体的なロードマップを策定すべきであり、②京都議定書第2約束期間（2020年まで）の設定は、このロードマップの策定を前提とすべきであるという二点であった。そして、ダーバン合意においては、京都議定書第2約束期間を設定すると同時に、気候変動枠組条約の全ての締約国を対象とした新たな法的枠組みを2015年に採択し、2020年から発効させることが盛り込まれるとともに、そのための検討の場として、「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」が新たに設立されることとされた。さらに、2020年以降の包括的な国際枠組みの法的性格についても、「全ての締約国に適用される議定書、法的文書又は法的効果を有する合意成果（a protocol, another legal instrument or an agreed outcome with legal force）」として位置付けられ、法的拘束力を強く示唆する内容となっている。

このようにEUの規範的アイデアが大多数の国々の支持を獲得し、EUの規範的アイデアを基本的に反映する形でダーバン合意が成立したのは、EUの規範的アイデアが妥当性要求の3要素すべてを概ね満たす討議のテストケースに近いものであり、他の規範的アイデアに比べ、その説得力が圧倒的に高いものとなったことが主な要因であると考えられる。

また、2020年以降の包括的な国際枠組みの法的拘束力の取扱いに関し、EUの規範的アイデアが中国・インドの規範的アイデアの前に妥協を余儀なくされたのも、EUの規範的アイデアが、先行規範との整合性の面で依然として問題を抱えるものであり、中国・インドの規範的アイデアは、その急所を突いたものであったことが主な要因であると考えられる。

中国・インドの規範的アイデアの妥当性の作用

ダーバン会議における規範的アイデアの衝突と調整に関し注目すべき第二の点は、ダーバン合意の取りまとめの過程でEUの規範的アイデアへの支持が広がりをみせる中で、中国・インドの規範的アイデアが会議の終盤までEUの規範的アイデアに対抗できたことである。このように中国やインドの規範的アイデアが会議終盤までEUの規範的アイデアに対抗できた主な要因としては、EUの規範的アイデアには及ばないものの、中国・インドの規範的アイデアも妥当性の程度が相当程度高いものであり、特に、先行規範との整合性の面ではEUの規範的アイデアを上回るものであったことが考えられる。

ただし、中国やインドの規範的アイデアは、総合評価としては、その妥当性の程度はEU

の規範的アイデアには及ばないものであり、この結果、EU の規範的アイデアに対して優位に立つことができなかつたものと考えられる。しかしながら、中国やインドの規範的アイデアは、先行規範との整合性の点に関しては、EU の規範的アイデアの急所を突いたものであったが故に、EU の規範的アイデアに会議終盤まで対抗することができたものと考えられる。

日露加（特に日本）の規範的アイデアの妥当性の作用

日露加（特に日本）の規範的アイデアがダーバン会議において主導的な影響力を發揮できなかったのは、その妥当性の程度が相対的に低く、特に先行規範との整合性の面で問題を抱えていたことが主な要因であったと考えられる。ダーバン会議において京都議定書第2 約束期間設定を求める国々が大半を占める中で、日本と同様の主張を展開したのはロシア及びカナダの二カ国にとどまったが、同じく少数意見にとどまりながらも最後まで交渉の行方に影響力を發揮しつつつけた中国・インドの規範的アイデアと日本の規範的アイデアとの違いは、中印の規範的アイデアが妥当性の三要素それぞれを一定程度以上満たしていたのに対し、日露加の規範的アイデアは妥当性の三要素のうち、特に先行規範との整合性において問題を抱えていたことにあると考えられる。すなわち、妥当性を主張するためには、三要素すべてをある程度満たしていることが必要であり、いずれか一つを大きく欠いた規範的アイデアは、その妥当性を主張することが極めて困難であり、現実的な提案とみなされることは極めて困難となると考えられる。現に、ダーバン会議において日露加の規範的アイデアが有力な提案として議論の俎上に載った形跡はない。こうした点にかんがみれば、日露加の規範的アイデアが、有力な提案とみなされるに足るだけの妥当性の程度に達していなかったことを示すものと考えられる。

ただし、なぜダーバン合意において、日露加の規範的アイデアを一部反映する形で、これら三カ国については京都議定書第2 約束期間に参加しないことが正式に認められることとなったのかについては、妥当性の要因だけでは説明は困難である。

まとめ

以上の分析結果を踏まえれば、ダーバン会議における規範的アイデアの優劣は、規範的アイデアの妥当性の要因に着目することにより概ね説明が可能であると考えられる。すなわち、EU の規範的アイデアへの支持が広がり、EU の規範的アイデアを反映する形でダーバン合意が成立したことは、EU の規範的アイデアがその妥当性において討議のテストケースに近い規範的アイデアであったことが主な要因であったと考えられる。そして、中国やインドの規範的アイデアがEU の規範的アイデアに会議終盤まで抵抗し得たのは、EU の規範的アイデアが先行規範との整合性の面において問題を抱えるものであった一方、中国やインドの規範的アイデアは先行規範との整合性が極めて高く、EU の規範的アイデアの急所を突いたものであっただけでなく、妥当性要求の残りの2 要素（排出削減の実効性と誠実性に関する評判）もある程度満たしていたと評価できることが考えられる。また、日露加（特に日本）の規範的アイデアの影響力が極めて限定的なものにとどまったのも、日

本の規範的アイデアが妥当性要求の三要素のうち、排出削減の実効性の要件を満たしていた一方、先行規範との整合性の点で大きな問題点を抱えると同時に誠実性に関する評判がEU等に及ばないものであったことが要因であったと考えられる。

なお、本章第2節第3項で述べたように、ダーバン会議における規範的アイデアの優劣を二酸化炭素排出量を背景とした発言力の要因（パワーの要因）や核心的経済的利益の要因で説明することは困難であると考えられるが、ダーバン会議における主な規範的アイデアの優劣が、これらの要因によって左右された可能性も依然として残されている。また、妥当性の面で相対的に劣位にあった日露加の規範的アイデアに配慮する形で、なぜダーバン合意においてはこれら三カ国が京都議定書第2約束期間に参加しないことが正式に認められたのかについては、妥当性の要因だけでは十分な説明は困難であると考えられる。このため次の「(3) 妥当性の要因と他の要因との相関」のセクションでは、他の要因との相関について分析を試みることにしたい。

(3) 妥当性の要因と他の要因との相関

表 6-14 ダーバン会議における主な規範的アイデアの妥当性の要因と他の要因

	発言力（二酸化炭素排出量 ^{a)}	核心的な経済的利益の侵害の程度	妥当性の程度
EU	約 12%	大	○
日露加 (特に日本)	約 11%	大	△ ⁻
中国・インド	約 29%	大	△ ⁺

^{a)} 世界全体のエネルギー起源 CO₂ 排出量に占める割合

他の要因に関する前節での分析結果も踏まえれば、ダーバン会議における主な規範的アイデアの妥当性の三要素の充足度及び他の要因の状況は、表 6-14 のとおり整理することができる。EU の規範的アイデアは、妥当性要求の三要素を概ね満たす討議のテストケースに近い規範的アイデアであったため主導的な影響力を発揮できたものと考えられる。また、EU の規範的アイデアが主導的な影響力を発揮できたことにかんがみれば、規範的アイデアの妥当性が高く、討議のテストケースに近いような場合には、たとえ他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益を侵害する程度が高い規範的アイデアであっても、主導的な影響力を発揮することは十分に可能であると考えられる。

その一方で、こうした EU の規範的アイデアに対して、中国・インドの規範的アイデアがダーバン会議終盤まで対抗できた理由としては、中国・インドの規範的アイデアの妥当性がある程度高いものであり先行規範との整合性の点において EU の規範的アイデアの急所を突くものであったことに加え、中国・インドの発言力が大きかったことも主要要因であったと考えられる。そして、EU の規範的アイデアは中国・インドの核心的な経済的利益の侵害の程度が高いものであったため、ダーバン合意のとりまとめの過程で、EU の規範的アイデアは一部修正を余儀なくされたものと考えられる。

また、日露加の規範的アイデアが、特に京都議定書第2約束期間の取扱いに関してダー

バン会議において殆ど影響力を発揮できなかったのは、その妥当性が他の規範的アイデアに比べ相対的に低いものであったことが主たる要因であると考えられる。そして、ダーバン合意において、日露加が京都議定書第2約束期間に参加しない旨が脚注で明記されることとなったのは、京都議定書第2約束期間の設定が日露加（特に日本）の核心的な経済的利益を侵害する程度が高いものであることに配慮した結果であると考えられる。

このように規範的アイデアの妥当性の要因に加えて、二酸化炭素排出量を背景とした発言力の要因（パワーの要因）や核心的な経済的利益の侵害の程度（経済的利益の要因）を加味することによって、ダーバン会議における規範的アイデアの衝突と調整の政治力学について、より厚みのある説明が可能になると考えられる。なお、ダーバン会議においても、カンクン会議同様に、開かれた、透明で包括的なプロセス（open, transparent and inclusive process）が重視され、INDABA の場を中心としてオープンな形で議論が進められており、Risse⁷³がいうところの「討議の論理（logic of argument）」が通用する理念的な状況に近い状況が現出していたと考えられる。この結果、ダーバン会議においても、妥当性の要因が特に強く作用したと考えられる。

第4項 まとめ

2009年のコペンハーゲン会議、2010年のカンクン会議、そして2011年のダーバン会議の各事例の分析結果を踏まえれば、発言力の要因（パワーの要因）や核心的な経済的利益の侵害の程度（経済的利益の要因）に加えて、規範的アイデアの妥当性の要因も勘案することによって、各事例における規範的アイデアの衝突と調整の政治力学について、より厚みのある説明が可能になると考えられる。そして、Risse⁷⁴がいうところの「討議の論理（logic of argument）」が通用する理念的な状況に近い状況においては、妥当性の要因がより強く作用したと考えられる。また、いずれの規範的アイデアが主導的な影響力を発揮できるかについては、当該規範的アイデアの妥当性の要因が主な要因として作用する一方、当該規範的アイデアを主軸としつつ、他の主な規範的アイデアとの調整をどのように図るかという規範的アイデア間の調整の局面においては、発言力の要因や核心的な経済的利益の要因も大きな要因として働くものと考えられる。この点は、他の事例との比較も交えて、本章の第4節で改めて検証することとしたい。

第4節 三つの事例の比較分析と結論

第1項 規範的アイデアの衝突と調整の政治力学

三つの事例を比較すると次ページの表6-15のように整理することができる。そして、この三つの事例の比較分析の結果、ポスト京都議定書を巡る規範的アイデアの衝突と調整の政治力学に関し明らかになった主な点としては、次の二点を指摘することができる。第

⁷³ Risse, “Let’s Argue!”

⁷⁴ Risse, “Let’s Argue!”

表 6-15 各事例の比較分析（三つの事例の比較）

① 主な規範的アイデアの対立構造（網掛けは主導的影響力を発揮した規範的アイデアが変化・発展した部分）

	コペンハーゲン会議(2009年)	カンクン会議(2010年)	ダーバン会議(2011年)
附属書 I 国(米国以外)	<ul style="list-style-type: none"> 全ての主要国を対象とする法的拘束力のある包括的な国際枠組みを 2013 年(京都議定書第 1 約束期間終了後)からスタートすべき 京都議定書第 2 約束期間の設定には反対 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを 2013 年(京都議定書第 1 約束期間終了後)からスタートすべき 上記を前提に京都議定書第 2 約束期間の設定を容認 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを 2020 年からスタートさせるためのロードマップを策定すべき 京都議定書第 2 約束期間(2020 年まで)の設定は、このロードマップの策定を前提とすべき
米国	<ul style="list-style-type: none"> 全ての主要国の参加による自主的かつ包括的な国際枠組み(各国は自主削減目標を表明し、その履行を国際的にレビュー)を構築すべき 京都議定書第 2 約束期間設定については中立 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書第 2 約束期間の設定に強く反対 全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを 2013 年(京都議定書第 1 約束期間終了後)からスタートすべき 	<ul style="list-style-type: none"> (日露加(特に日本)) 全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを 京都議定書第 1 約束期間終了後速やかにスタートすべき 京都議定書第 2 約束期間に自らは不参加
G77/中国	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書第 2 約束期間を設定し、引き続き先進諸国のみを対象として排出削減義務を課すべき 途上諸国の排出削減の取組はあくまでも自主的なものであり、国際的なレビューの対象とすることに反対 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書第 2 約束期間を設定し、引き続き先進諸国のみに法的削減義務を課すべき 途上諸国の取組が国際的な MRV(測定・報告・検証)等の対象となることとは容認 大多数の G77/中国グループ諸国:コペンハーゲン合意を基礎とした包括的な国際枠組みに法的拘束力を付与することに消極的だが、積極的に反対はしない 特に中国・インド:コペンハーゲン合意を基礎とした包括的な国際枠組みに法的拘束力を付与することには強く反対 	<ul style="list-style-type: none"> (G77/中国) (中国・インド) 京都議定書第 2 約束期間を設定し、引き続き先進諸国のみに法的削減義務を課すべき カンクン合意の枠組みの下、途上諸国の排出削減の取組はあくまでも自主的なものとして位置づけるべき(2020 年以降の包括的な国際枠組みが法的拘束力を有することに強く反対) EU の規範的アイデアと一体化
AOSIS	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書第 2 約束期間を設定し、引き続き先進諸国に排出削減義務を課すべき それ以外の主要国を対象とする法的拘束力のある包括的な国際枠組みも 2013 年からスタートすべき(京都議定書との二本立て) 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書第 2 約束期間を設定し、引き続き先進諸国に法的削減義務を課すべき それ以外の主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを構築すべきであり、そのための議論の場を設定すべき 	

② 主な規範的アイデアの妥当性（網掛けは主導的影響力を発揮した規範的アイデア）

	コペンハーゲン会議				カンクン会議				ダーバン会議			
	排出削減の実効性	先行規範との整合性	誠実性に関する評判	総合評価	排出削減の実効性	先行規範との整合性	誠実性に関する評判	総合評価	排出削減の実効性	先行規範との整合性	誠実性に関する評判	総合評価
EU 日露加	◎	x	○	△	◎	△	○	△ ⁺	◎	○ ⁻	◎(高い評判)	○
米国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	△ ⁻
G77/中国 中印	x	◎	○	△	△	◎	○	△ ⁺	△	◎	○	△ ⁺
AOSIS	◎	△	○	△ ⁺	○	○	○	○	○	○	○	○

③ 主な規範的アイデアに係る妥当性と他の要因（網掛けは主導的影響力を発揮した規範的アイデア）

	コペンハーゲン会議				カンクン会議				ダーバン会議			
	発言力(二酸化炭素排出量)	核心的な経済的利害の侵害の程度	妥当性の程度	網掛け	発言力(二酸化炭素排出量)	核心的な経済的利害の侵害の程度	妥当性の程度	網掛け	発言力(二酸化炭素排出量)	核心的な経済的利害の侵害の程度	妥当性の程度	網掛け
EU 日露加	大	大	△	△	大	大	△ ⁺	△ ⁻	大	大	○	○
米国	大	小(国際的な MRV については大)	○	○	大	小	○	○	大	大	△ ⁻	△ ⁻
G77/中国 中印	大	大	△	△	大	大	△ ⁺	△ ⁺	大	大	△ ⁺	△ ⁺
AOSIS	小	大	△ ⁺	△ ⁺	小	小	○	○	小	小	○	○

一に、規範的アイデアの衝突の局面において有力な規範的なアイデアとして議論の俎上に載るためには、相対的に妥当性の程度が高いことが重要であり、相対的に妥当性の程度が低い規範的アイデアが有力な規範的アイデアとして議論の俎上に載ることは困難であったと考えられる。そして、合意形成に当たってある規範的アイデアが主導権を獲得するためには極めて高い妥当性を求められ、妥当性要求の三要素を概ね満たす討議のテストケースに近い規範的アイデアであることが必要であったと考えられる。第二に、主導権を獲得した規範的アイデアを中心とした合意案のとりまとめに当たって、他の規範的アイデアの要素をどこまで取り込むかという規範的アイデアの調整の局面においては、規範的アイデアの妥当性以外の他の要因も重要な要因として作用したと考えられる。以下では、それぞれの点について、さらに詳細に分析することとしたい。

(1) 規範的アイデアの衝突の政治力学①：議論の俎上に載る条件

2009年のコペンハーゲン会議、2010年のカンクン会議、そして2011年のダーバン会議の三つの事例を比較した場合、いずれの事例においても、有力な規範的アイデアとして議論の俎上に載ったものは妥当性の程度が相対的に高いと考えられる規範的アイデアであり、相対的に妥当性の程度が低い規範的アイデアが有力な規範的アイデアとして議論の俎上に載ることは困難であった。例えば、2010年のカンクン会議、そして2011年のダーバン会議においては、少なくとも京都議定書第2約束期間の取扱いに関しては、日露加（特に日本）の規範的アイデアが有力な規範的アイデアとして議論の俎上に載ることはなかった。これは日露加の規範的アイデアが、特に先行規範との整合性の面で問題を抱えており、他の規範的アイデアと比べて相対的にその妥当性の程度が低かったことが主な要因であると考えられる。

逆に、他の規範的アイデアに対して、有力な規範的アイデアとして対抗するためには、少なくとも他の規範的アイデアと同等又はそれに準ずる程度の高い妥当性を備えていることが必要であると考えられる。例えば、コペンハーゲン会議においてEUや日本などの先進諸国の規範的アイデアとG77/中国グループ（特に中国・インド）の規範的アイデアが拮抗したのも、これら二つの規範的アイデアがその妥当性の程度においてほぼ同程度であったことが理由であると考えられる。また、カンクン会議において、EUの規範的アイデアとG77/中国グループの規範的アイデアが拮抗したのも同じ理由であると考えられる。さらに、ダーバン会議において、中国・インドの規範的アイデアがEUの規範的アイデアに会議終盤まで対抗できたのも、その妥当性の程度においてEUの規範的アイデアに準ずるものであったことが主な要因の一つであると考えられる。

なお、妥当性の要因は、有力な規範的アイデアとして議論の俎上に載るための必要条件であると考えられるが、必ずしも十分条件ではないと考えられる。例えば、コペンハーゲン会議において、相対的な妥当性の程度が他の規範的アイデアと比べ遜色のなかったAOSIS諸国の規範的アイデアが、EUや日本などの規範的アイデアとG77/中国グループの規範的アイデアの衝突の陰に隠れ、有力な規範的アイデアとして議論の俎上に載らなかったことにかんがみれば、二酸化炭素排出量に基づく発言力の要因も有力な規範的アイデアとして生き残るかどうかを左右する重要な要因として作用したと考えられる。また、ダー

バン会議において、中国・インドの規範的アイデアが、EU の規範的アイデアに対して会議終盤まで対抗できたのも、その発言力の大きさも背景にしていたからだと考えられる。

ただし、本来発言力が小さかったはずの AOSIS 諸国の規範的アイデアがカンクン会議において主導権を獲得したことにかんがみれば、規範的アイデアの妥当性が極めて高く、討議のテストケースに概ね該当するような場合には、発言力の要因は決定的に不利な要因とはならないと考えられる。

(2) 規範的アイデアの衝突の政治力学②：主導権獲得の条件

前述のコペンハーゲン会議、カンクン会議、そしてダーバン会議の三つの事例を比較した場合、いずれの事例においても、妥当性要求の三要素を概ね満たす討議のテストケースに近い規範的アイデアが合意案取りまとめに当たって主導権を獲得したと評価することができる。例えばコペンハーゲン会議においては、討議のテストケースに概ね該当する米国の規範的アイデアが主導権を獲得した。また、カンクン会議においては、全ての主要排出国を対象とした自主的な国際枠組みの構築に関しては米国の規範的アイデアが、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に関する議論の場の設定に関しては AOSIS 諸国の規範的アイデアが、それぞれ主導権を獲得したが、いずれの規範的アイデアも、それぞれの論点に関しては討議のテストケースに概ね該当する規範的アイデアであったと考えられる。さらにダーバン会議においても、主導権を獲得したのは討議のテストケースに概ね該当した EU の規範的アイデアであった。逆に、いずれの事例においても、討議のテストケースに該当しない規範的アイデアで、主導権を獲得した規範的アイデアはなかった。

一方、規範的アイデア提唱国の発言力（二酸化炭素排出量）、他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度によっても、なぜある規範的アイデアが主導権を獲得でき、他の規範的アイデアは主導権を獲得できなかったのかの説明は部分的には可能であった。例えば、コペンハーゲン会議の事例において米国の規範的アイデアが主導権を発揮できたのは、米国の発言力がある程度の大きさであり、かつ、他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度が他の規範的アイデアと比較して相対的に小さいものであったことが要因であるとも考えられる。ただし、カンクン会議の事例においては、二酸化炭素排出量に基づく発言力の要因において圧倒的に不利な AOSIS 諸国の規範的アイデア（法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けた議論の場の設置を求める規範的アイデア）が議論の主導権を獲得したことは、発言力の要因からでは説明が困難であった。さらに、ダーバン会議において、中国やインドの核心的な経済的利益を侵害する程度が高いと受け止められた EU の規範的アイデアが議論の主導権を獲得したことも、経済的利益の要因からだけでは説明は困難であった。

したがって、規範的アイデアの衝突と調整の局面において、いずれの規範的アイデアが主導権を獲得するかについては妥当性の要因の作用が大きいと考えられ、討議のテストケースに概ね該当するほど妥当性の程度が高い規範的アイデアに関しては、主導権獲得に当たって他の要因は決定的な要因としては働かないものと考えられる。その理由としては、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の場である COP（気候変動枠組条約締約国会議）や CMP（京都議定書締約国会合）の場は、各アクターが気候変動レジームの原理や規範を共

有している「緩やかに社会化された状況」⁷⁵に該当し、Risse⁷⁶が言うところの「討議の論理」が強く働く状況にあったことが考えられる。そして、阪口⁷⁷が指摘するように、規範的アイデアが妥当性の三要素すべてを概ね充足し、「討議のテストケース」に概ね該当するような場合は、他のアクターはそれに対する効果的な反論を展開することが困難になるため、妥当性の要因が他の要因よりも強く働き、パワーの要因や経済的利益の要因の面で他の規範的アイデアよりも劣位にある場合であっても、主導権を獲得できたと考えられる。また、2009年のコペンハーゲン会議、2010年のカンクン会議、2011年のダーバン会議と議論を重ねれば重ねるほど、関係アクターの社会化が進みレジームの規範や理念が関係アクターに一層強く浸透する結果となるため、「討議の論理」がより強く働くようになっていったと考えられる⁷⁸。逆に、パワーの要因や経済的利益の要因などの面で他の規範的アイデアよりも優位にある場合、討議のテストケースに概ね該当する規範的アイデアの主導権は、より一層強固なものとなると考えられる。例えば、コペンハーゲン会議における米国の規範的アイデアは、妥当性の面で討議のテストケースに概ね該当する規範的アイデアであっただけでなく、他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度も他の規範的アイデアと比較して相対的に小さく、また、米国の発言力も相当程度の大きさであった。さらにオバマ大統領のリーダーシップも相まって、米国の規範的アイデアは、コペンハーゲン会議の終盤において主導的な影響力をより強く発揮できたものと考えられる。

一方、討議のテストケースに該当しない規範的アイデア間の優劣については、妥当性の要因は必ずしも決定的な要因として働かず、他の要因による作用も大きかったものと考えられ、妥当性の要因と他の要因との総合力によって左右されると考えられる。例えば、コペンハーゲン会議において、AOSIS 諸国の規範的アイデアが、妥当性の程度は同程度であるにもかかわらず、先進諸国や G77/中国グループの規範的アイデアと同じような存在感を示せなかったのは、その発言力がこれらの国々に比較して小さかったことが主な理由であると考えられる。また、コペンハーゲン会議やカンクン会議において、EU の規範的アイデアと G77/中国の規範的アイデアが拮抗したのは、その妥当性の程度において拮抗していただけではなく、他の要因においても拮抗していたためと考えられる。

(3) 規範的アイデアの調整の政治力学

本論文で分析対象とした 2009 年のコペンハーゲン会議、2010 年のカンクン会議、そして 2011 年のダーバン会議のいずれの事例においても、主導権を獲得した規範的アイデアの内容がそのまま最終的な合意に反映されたわけではなく、他の対抗的な規範的アイデアの

⁷⁵ 阪口功『地球環境ガバナンスとレジームの発展プロセス：ワシントン条約と NGO・国家』（国際書院，2006），50.

⁷⁶ Risse, “Let’s Argue!”

⁷⁷ 阪口『地球環境レジーム』269-74.

⁷⁸ Ibid.

要素も一部、最終的な合意結果に反映されており、議論の主導権を獲得した規範的アイデアも、合意形成の過程で部分的に変容を余儀なくされている。この規範的アイデア間の調整の過程において、いずれの規範的アイデアがより最終合意により強く反映され、他はそうはならなかったのかの説明は、規範的アイデアの妥当性の要因に加えて、他の要因による説明を加味することによって、より厚みのある説明が可能であった。例えば、コペンハーゲン合意において、国際的な MRV（測定・報告・検証）の取り扱いに関し、米国の規範的アイデアが調整を余儀なくされ、G77/中国グループ（特に BASIC グループ）の規範的アイデアが一部反映されたことは、BASIC グループの発言力や核心的な経済的利益の要因によって説明することが可能であると考えられる。

また、カンクン合意において、AOSIS 諸国の規範的アイデアを反映してすべての主要国を対象とした包括的な国際枠組みの法的位置づけについて検討することが AWG-LCA の正式な検討課題として位置づけられた一方、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築に向けた方向性までは打ち出すに至らなかったのも、中国やインドの発言力の要因や核心的な経済的利益の要因によって説明することが可能であると考えられる。そして、カンクン合意において、京都議定書第 2 約束期間の設定に関する各国の立場に予断を与えるものではないとの注釈が敢えて付けられたのも、日露加三カ国の核心的な経済的利益の要因の作用も大きかったと考えられる。

さらに、ダーバン合意において、2020 年以降の包括的な国際枠組みの法的拘束力の有無に関し、EU の規範的アイデアが調整を余儀なくされ、中国やインドの規範的アイデアが一部反映されて表現が弱くされたことは、中国やインドの発言力やその核心的な経済的利益の要因の作用も大きかったと考えられる。

以上の点をより端的に整理すれば、どの規範的アイデアを中核として合意形成を図るかの局面においては規範的アイデアの妥当性の要因が強く左右し、妥当性要求の三要素を概ね満たす討議のテストケースに近い規範的アイデアを主軸として合意案のとりまとめが行われるが、規範的アイデア間の調整の過程では、他の主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益を大きく損なうことのないよう調整が図られ、かつ、二酸化炭素排出量に基づく発言力の大きい国や交渉グループの核心的な経済的利益については、調整の過程でより大きな配慮がなされると考えられる。

第 2 項 規範的アイデアの変化・発展プロセスとしての多国間交渉

(1) 規範的アイデアの変化・発展

ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉の過程で明らかになった点としては、主な規範的アイデアの変化・発展を挙げることができる。第 1 章第 2 節で概観した先行研究においては、規範的アイデア間の相互作用あるいは相互学習の結果、規範的アイデア自体が変化・発展することが示唆されている。例えば、枠組条約を通じた規範の制度化について分析した渡邊⁷⁹は、規範企業家が規範的アイデアを提唱し、当該規範的アイデアが各国へと

⁷⁹ 渡邊智明「地球環境政治の制度化：枠組条約の『フレーム』と『規範』」『政治研究』

浸透していくという「規範の浸透」アプローチに対して、規範の最終形態を前提として規範の影響を論じようとしている点で問題があると指摘し、特に、条約という法制度によって規範が顕現する際には、そのルールの設定を巡る対立・調整が問題となるため、当初の規範的アイデアがそのまま受け入れられるということにはならないと指摘している。また、国際関係における説得と討議のプロセスに関して分析した Risse⁸⁰は、討議の論理が強く作用する局面においては、相互学習の結果、お互いの主張の矛盾や齟齬を指摘し合い、必要に応じて自らの主張も見直すことによって、合意形成が目指されることを指摘している。さらに、国内政治に関するものであるが、Kingdon⁸¹は、様々な政策アイデアが相互に競合・衝突する中で、それぞれの要素の組み直しを通して、政策アイデアは変化・発展を繰り返すと指摘している。また、唱道連携グループ間の相互作用という枠組みで政策アイデアの衝突と調整を分析した Sabatier⁸²は、政策志向的学習の過程で、各唱道連携グループは、自らが提唱する政策アイデアの中核的要素の実現を図るため、自らの政策アイデアの弱みについて学習し、対抗的唱道連携グループの政策アイデアの一部を取り込むなどにより、その政策アイデアを変化・発展させていくと指摘している。そして、本論文が対象としたポスト京都議定書を巡る多国間交渉における規範的アイデアの衝突と調整の過程で、主な規範的アイデアは変化・発展を遂げており、これらの先行研究の指摘を裏付けるものとなった。

これらの先行研究においては、規範的アイデアの変化・発展を促進する要因については必ずしも明確に述べていないが、その主たる要因の一つとしては、Florini⁸³の比喻を借りれば、規範的アイデア間の生存競争が考えられる。本節第1項で示したように、規範的アイデアの衝突と調整の政治力学を左右する重要な要因として、規範的アイデアの妥当性が作用するのであれば、各規範的アイデアが自らの生き残りを図ろうとすれば、その妥当性要求の充足度を他の規範的アイデアよりも高めることが必要となると考えられる。すなわち、各規範的アイデアの提唱国が、当該規範的アイデアの中核的な部分の実現を目指して合理的に行動するのであれば、その規範的アイデアの中核的部分は堅持しつつも、その他の非中核的部分については、妥当性要求の充足度を高める方向での変化が志向されると考えられる⁸⁴。したがって、規範的アイデアの変化・発展は、他の規範的アイデアとの生

53 (2006年3月): 44-47.

⁸⁰ Risse, "Let's Argue!," 7.

⁸¹ John W. Kingdon, *Agendas, Alternatives, and Public Policies*, 2nd ed. (New York: Longman, 1995), 124-25.

⁸² Paul A. Sabatier, "An Advocacy Coalition Framework of Policy Change and the Role of Policy-Oriented Learning Therein," *Policy Sciences* 21 (1988): 149-57.

⁸³ Florini, "The Evolution."

⁸⁴ なお、各国が提唱する規範的アイデアの変化・発展の要因としては、多国間交渉の場等を通じた相互学習といった国外要因によるのだけではなく、国内の政治状況の変化等の国内要因も重要な要因として働くと考えられる。ただし、その場合であっても、自らが提唱する規範的アイデアの中核的要素の実現を目指すのであれば、当該中核的要素は堅持しつつ、それ以外の要素については、より妥当性が高くなるような形で自らの規範的アイデ

存競争の中で、自らが提唱する規範的アイデアの中核的な要素を実現しようとする規範的アイデア提唱国の要求に動機づけられた合理的行動の結果であると考えられる。

ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉において様々な規範的アイデアが衝突と調整を繰り返す中で、特に大きな変化を遂げたのは EU の規範的アイデアであり、自らの規範的アイデアの中核的な要素（法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築）を堅持しつつも、対抗的な規範的アイデアの主要要素も包摂する形で変化・発展を遂げた。コペンハーゲン会議の時点での EU の規範的アイデアは、米国以外の他の先進諸国と同じく、京都議定書第 2 約束期間の設定に代えて、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みを構築すべきであるというものであった。これがカンクン会議になると、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの一部をなすものとして京都議定書第 2 約束期間の設定を認めるものへと変化し、ダーバン会議の段階になると京都議定書第 2 約束期間の設定を認める代わりに、2020 年以降は京都議定書に代わる包括的な法的拘束力のある枠組みを構築すべきであるというものへと変化・発展を遂げた。この変化を妥当性の面から見れば、共通だが差異のある責任の原則や京都議定書第 2 約束期間設定に関する先行規範との整合性を高めていく方向での変化・発展であった。このように EU の規範的アイデア全体の妥当性の程度が高まり、妥当性要求の三要素をほぼ満たすレベルにまで妥当性の程度を高めることに成功した結果、ダーバン会議において EU の規範的アイデアが主導的影響力を発揮できたと考えられる。

また、AOSIS 諸国の規範的アイデアも、コペンハーゲン会議の時点では、京都議定書第 2 約束期間の設定と法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築は同時であるべきというものから、カンクン会議においては、京都議定書第 2 約束期間の設定をまずは優先し、法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築については、そのための議論の場を正式に設定すべきであるというものへと変化・発展を遂げ、ダーバン会議の際には、EU の規範的アイデアと一体化することとなった。同様に、G77/中国グループ（中国・インドを除く。）の規範的アイデアも、京都議定書第 2 約束期間を設定すべきという自らの規範的アイデアの中核的な要素を堅持しつつも、当初反対していた法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を許容するものへと変化・発展を遂げ、ダーバン会議では EU の規範的アイデアを積極的に支持するようになり、EU の規範的アイデアに相乗りするようになった。この結果、EU の規範的アイデアを通して、AOSIS 諸国や G77/中国グループは、自らの規範的アイデアの中核的な要素を最終的な合意結果に反映させることに成功したと考えられる。

また、中国・インドの規範的アイデアも同様にその妥当性要の充足度を高める方向で変化・発展を遂げた。コペンハーゲン会議時点における中国・インドの規範的アイデアは、途上諸国の取組の自主性を強調するあまり排出削減の実効性の面で問題が残るものであり、この点をコペンハーゲン会議では先進諸国から追及されることとなった。このためカンクン会議では、コペンハーゲン合意に基づく国際的な MRV 等の国際的なレビューの仕組みを受け入れるものへと変化し、ダーバン会議では、全ての主要国を対象とした法的枠組み（法的拘束力のないもの）の構築をも受け入れるものへとさらに変化・発展を遂げた。この結果、中印の規範的アイデアの妥当性の程度も高まることとなり、EU の規範的アイデ

アを構成しようとするものと考えられる。

アに対抗できたと考えられる。

一方、あまり変化しなかったのが、米国の規範的アイデアと日露加の規範的アイデアであった。米国の規範的アイデアは、コペンハーゲン会議の時点で妥当性要求の三要素をほぼ満たす討議のテストケースに概ね妥当する規範的アイデアとなっており、コペンハーゲン会議の時点で既に主導権を獲得していたため、変化・発展する必要がなかったとも考えられる。一方、日露加の規範的アイデアは、EUの規範的アイデアが京都議定書第2約束期間の設定を積極的に許容するものへと変化発展していったのと対照的に、京都議定書第2約束期間の設定に反対という点は大きく変わることはなかった。このように、日露加の規範的アイデアの妥当性の程度は、他の規範的アイデアに比べ相対的に低いものにとどまり続けたことが主な要因となって、いずれの事例においても日露加の規範的アイデアは主導的な影響力を発揮することができなかつたのではないかと考えられる。

このように各規範的アイデアの変化・発展の方向性とその誘因も、規範的アイデアの妥当性の観点から説明することができると考えられる。すなわち、討議の論理が通用するある程度社会化された状況においては、規範的アイデアの衝突と調整の局面でいずれの規範的アイデアが優位になるかは、規範的アイデアの妥当性の要因が強く働くため、各規範的アイデアの提唱国は、自らの主導的影響力の確保を目指して、妥当性要求の充足度を高める方向で、その規範的アイデアの変化・発展を志向することとなると考えられる。しかしながら、日本が京都議定書第2約束期間設定反対のスタンスを国内要因の制約から堅持し続けたことに象徴されるように、各規範的アイデアが、その中核的要素を堅持しつつ、どこまで変化・発展を遂げることができるかの程度は、国内要因に相当程度左右されると考えられる。ただし、この点については、今後さらに検証が必要であると考えられる。

(2) 規範と規範的アイデアの相互作用

前述の点に加えて、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉の事例を比較することでさらに明らかになった点として、規範と規範的アイデアの相互作用も挙げることができる。国際レジームの形成・維持・発展における規範の衝突と調整を扱った先行研究の多くは⁸⁵、国際レジームの一要素として既に制度化された規範と、国際レジームの一要素としてまだ制度化されておらず、まだ各国の規範的アイデアの段階にある規範とを概念上必ずしも明確に区別していないと考えられるが、本論文においては、国際レジームの一要素として既に制度化された規範（先行規範）と、国際レジームの一要素としてまだ制度化されておらず、その制度化に向けて各国のアイデアの段階にある規範的アイデアとを概念上明確に区別し、先行規範との整合性を妥当性の要素の一つとして位置けた上で、規範的アイデアの妥当性の要因に着目して、規範的アイデアの衝突と調整の政治力学の分析を試みたところである。先行規範との整合性の程度が、競合する規範的アイデアの優劣に影響を及ぼすこ

⁸⁵ 例えば、Florini, “The Evolution.”; Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, “International Norm Dynamics and Political Change,” *International Organization* 52, no. 4 (Autumn 1998): 887-917; 大矢根聡「コンストラクティヴィズムの視座と分析：規範の衝突・調整の実証的分析へ」『国際政治』143号（2005年11月）：124-40.

とは先行研究⁸⁶においても指摘されているところであるが、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉の分析の結果を踏まえれば、新たな規範的アイデアが制度化されていくに伴い、先行規範の内容もまた影響を受けることになると考えられる。いわば、物理学における作用・反作用の法則のように、規範（先行規範）は規範的アイデアの衝突と調整の政治力学に影響を及ぼすと同時に、規範（先行規範）もまた規範的アイデアの挑戦を受けて、その影響を受けると考えられる。

例えば、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉において重要な影響を及ぼした先行規範の一つは、共通だが差異のある責任の原則であるが、コペンハーゲン合意、カンクン合意、そしてダーバン合意と様々な合意が積み重なり、途上諸国にも応分の取組を求める規範的アイデアが制度化されていく過程で、この共通だが差異ある責任の原則という先行規範の内容もまた変容を迫られる結果となったと考えられる。具体的には、コペンハーゲン合意以前は、共通だが差異のある責任の原則を盾として、先進諸国のみが温室効果ガスの排出削減の義務を負い、途上諸国の取組はあくまでも自主的な取組に留まるものであって国際的なレビューの対象とすべきではないとの議論を展開する余地が大きかったと考えられる。現に、コペンハーゲン会議の際には、中国はそうした主張を展開している。しかしながら、米国の規範的アイデアを土台としたコペンハーゲン合意、そしてカンクン合意において、途上諸国の取組状況についても国際的なレビューの対象となることとされた結果、共通だが差異のある責任の原則の内容は、途上諸国の取組状況を国際的なレビューの対象とすることを必ずしも否定するものではないものへと変化・発展を遂げたと考えられる。現に、カンクン会議以降は、共通だが差異のある責任の原則を盾に、途上諸国の取組が国際的なレビューの対象となることに反対する議論は殆ど見られなくなったところである。したがって、排出削減の実効性の観点から、全ての主要国の取組について国際的なレビューの対象とすべきであるとする米国の規範的アイデアの影響を受けて、共通だが差異のある責任の原則の意味内容が変化・発展したと考えられる⁸⁷。

また、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築を中核的な要素とする EU の規範的アイデアについては、その制度化に当たって、共通だが差異のある責任の原則との整合性が問題となり、特にダーバン会議の場においては、この点を中国やインドから厳しく追及されることとなった。こうした中国・インドの主張に対して EU は、その規範的アイデアを提唱するに当たり、共通だが差異のある責任の原則については、今日の現実に照らして柔軟に解釈すべきであるとの主張を展開していたところであるが、これは EU 自身が、共通だが差異のある原則について従来通りの意味内容を前提とすれば、当該原則との整合性の面で自らの規範的アイデアが問題を抱えていると認識していたことを示すものであると考えられる。そして、京都議定書が採択された 1997 年の京都会議（気

⁸⁶ 例えば、Florini, “The Evolution.”; Finnemore and Sikkink, “International Norm.”; 阪口「地球環境ガバナンス」。

⁸⁷ ポスト京都議定書を巡る一連の交渉の過程で共通だが差異のある責任の原則の意味内容が変化・発展していることを指摘したものとして、例えば、Jutta Brunnée and Charlotte Streck. “The UNFCCC as a Negotiation Forum: Towards Common but More Differentiated Responsibilities.” *Climate Policy* 13, no. 5 (2013): 589-607.

候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、途上諸国への法的な排出削減の義務付けを求める米国の規範的アイデアが、共通だが差異のある責任の原則を踏まえたベルリン・マンデート⁸⁸に反するとして多くの国々の賛同を得られなかった一方⁸⁹、2011年のダーバン会議においては、途上諸国も含めた全ての気候変動枠組条約締約国を対象とした法的拘束力のある国際枠組みの構築を求めるEUの規範的アイデアをベースに合意が成立したことを踏まえれば、ダーバン会議におけるEUの規範的アイデアの挑戦を受けて、共通だが差異のある責任の原則の意味内容が、1997年の京都会議のときと比べて変化・発展したと捉えるのが妥当であると考えられる。この結果、EUの規範的アイデアと共通だが差異のある責任の原則との整合性の問題は、ダーバン会議の終盤の段階においては、実は相当程度解消されていたとも考えられる。

したがって、規範的アイデアの衝突と調整を通じた制度化の過程を分析するに当たっては、先行規範が及ぼす影響に着目するだけでなく、規範的アイデアが先行規範に及ぼす影響にも着目することが重要であり、規範（先行規範）と規範的アイデアの相互作用も含めて動的に捉えることが重要であると考えられる。

第5節 おわりに

第1項 本論文の学術的意義

第1章第2節で概観したように、国際レジームの形成・維持・発展に関する先行研究においては、国際レジームの形成・維持・発展を巡って複数の規範的アイデアが衝突と調整を繰り返す中で、なぜいずれの規範的アイデアが優位になり、他はそうならないのかの政治力学については必ずしも十分な焦点が当てられていないと考えられる。こうした中で本論文では、2007年末に採択されたバリ行動計画を受けて本格的に交渉がスタートし、ポスト京都議定書の気候変動レジームの基本的な枠組みに関する合意が成立した2011年のダーバン会議（COP17・CMP7）に至るまでの一連の多国間交渉について、規範的アイデアの衝突と調整という側面に着目して分析を行った。そして、規範的アイデアという概念レンズを用い、その衝突と調整の過程に着目することによって、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉において、複数の規範的アイデアが提唱され、その相互の衝突と調整の過程を経て、ある規範的アイデアが多くの国々に共有され間主観性を獲得し、国際レジームの一要素として制度化されていく過程について、より厚みのある分析を行うことができたもの

⁸⁸ ベルリン・マンデートとは、1995年にドイツ・ベルリンで開催された気候変動枠組条約第1回締約国会議（COP1）で採択された決定であり、共通だが差異のある責任の原則を踏まえ、先進諸国の温室効果ガスの排出削減について数値目標を設定し、その達成のための新たな国際枠組みについて定める議定書又はその他の法的文書を、1997年に開催される第3回締約国会議（COP3）において採択することを定めたものである。*The Berlin Mandate: Review of the Adequacy of Article 4, Paragraph 2(a) and (b), of the Convention, Including Proposals Related to a Protocol and Decisions on Follow-Up, Decision 1/CP.1 (FCCC/CP/1995/7/Add.1, June 6, 1995).*

⁸⁹ 田邊敏明『地球温暖化と環境外交：京都会議の攻防とその後の展開』（時事通信社、1999）、218-32；渡邊「地球環境政治」51-52。

と考えられる。本論文の分析は専らポスト京都議定書を巡る多国間交渉に関するものであるが、本論文の分析枠組み及び本論文で得られた知見は、ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の事例にとどまらず、貿易分野などの他の事例についても一定の意義があると考えられる。

第一に本論文においては、規範的アイデアの妥当性に着目し、各規範的アイデアがどのように変化・発展したのか、これに伴いその妥当性がどのように変化し、それが規範的アイデアの衝突と調整の政治力学にどのように影響を及ぼしたのかに着目して分析を行った。また、パワーの要因（二酸化炭素排出量に基づく発言力）や経済的利益の要因（核心的な経済的利益の侵害の程度）といった他の要因との相関も含めた厚みのある説明を試みた。この結果、一連の多国間交渉の過程における規範的アイデアの優劣は、単にパワーや経済的利益の要因の作用を反映した結果ではなく、各規範的アイデアの妥当性の程度も規範的アイデア間の優劣を大きく左右する要因として働いたことが明らかとなり、妥当性の要因も加味することにより、より説得的に規範的アイデアの衝突と調整の政治力学を説明できたものと考えられる。これは、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉の場が討議の論理が作用しやすい場であったことが大きな理由であったと考えられる。なお、コペンハーゲン会議の場においては、議事運営の不手際等の結果、必ずしも討議の論理が十分に作用する状況ではなかったと考えられ、パワーや経済的利益の要因によっても、規範的アイデアの衝突と調整の政治力学をある程度説明することは可能であると考えられる。しかしながら、米国の規範的アイデアをベースにしたコペンハーゲン合意が当初は各国の強い反発を招いたにもかかわらず、なぜ最後は大多数の国々がその採択を支持する結果となったのかについては、規範的アイデアの妥当性の要因を加味することにより、より説得的に説明することができたものと考えられる。

第二に本論文においては、規範的アイデアの妥当性の要因は、規範的アイデア間の主導権争いの局面（衝突の局面）で主として作用し、パワーや経済的利益の要因は、規範的アイデア間の調整の局面、すなわち主導権を握った規範的アイデアを中心として合意形成を図る上で、他の規範的アイデアの要素をどこまで取り入れるかの調整の局面で主に作用したことが明らかとなった。国際レジームの形成・維持・発展における規範と他の要因との相関を論じた先行研究においては、各要因が作用する局面の違いについては必ずしも着目しておらず、こうした点において、本論文は新たな分析視角を提示することができたものと考えられる。

第三に、本論文の分析の結果、各国・各交渉グループが提唱する規範的アイデアの内容が、一連の多国間交渉の過程を通じて変化・発展していくことが明らかになった。さらに本論文においては、規範（先行規範）と規範的アイデアの概念を区別することにより、国際レジームの形成・維持・発展過程における両者の相互作用も明らかとなった。本論文のこうした分析結果を踏まえれば、国際レジームの形成・維持・発展を巡る多国間交渉の政治力学を分析するに当たっては、各国の交渉ポジションを定数として捉えるのは必ずしも適当ではなく、相互の説得と討議のプロセスを通じて変化しえる変数として捉えることが重要であり、また、複数の規範的アイデアの衝突と調整、そして規範的アイデアと先行規範との相互作用も含めた、より動的な形で、一連の多国間交渉の過程を捉えることが重要であると考えられる。

一方、本論文の分析枠組みについては、主に次の三点が課題として残されており、今後の検討が必要であると考えられる。第一に、妥当性要求の判断基準について本論文は、Habermas⁹⁰の妥当性に関する議論を踏まえた Risse⁹¹や阪口⁹²の分析枠組みを援用する形で、各規範的アイデアの妥当性要求の三要素の充足度に着目して分析を行ったが、妥当性要求の三要素については、分析の便宜上、客観的妥当性を排出削減の実効性、社会的妥当性を先行規範との整合性、そして、誠実性を誠実性に関する評判に置き換えて分析を行った。しかし、どのように置き換えるかは先行研究によって様々であり、妥当性要求の判断基準としてどのようなメルクマールが適当か、さらに検証が必要であると考えられる。

第二に、本論文においては各規範的アイデアの変化・発展に着目しているが、国内要因との相関については分析枠組みの中で捉えきれていない。ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の一連の過程における各規範的アイデアの相互作用を通じて、各規範的アイデアは、その妥当性を高める方向で変化・発展を志向するが、その程度は国内要因に相当程度左右されると考えられる。例えば EU の規範的アイデアがその妥当性要求の充足度を高める方向で大きく変化・発展することができた一方、日本の規範的アイデアが一連の交渉の過程であまり変化・発展できなかったのは、その国内要因の違いによるところも大きいと考えられる⁹³。本論文では規範的アイデアの変化・発展と国内要因との相関については分析対象とはしていないが、今後は、こうした観点も含めて、規範的アイデアの衝突と調整の政治力学を分析することが課題として残されている。

第三に、本論文においては、規範的アイデア提唱国の発言力の要因は基本的に変数ではなく定数として分析を行ったが、事例によっては変数として分析すべきであったとも考えられる。例えば、ダーバン会議においては、京都議定書に基づく排出削減義務を負っている附属書 I 国のうち、日本、ロシア、カナダの三カ国が京都議定書第 2 約束期間に参加しないとの立場を表明したため、EU の参加なくして京都議定書第 2 約束期間の設定は実質的に意味がないものとなった。この結果、EU の二酸化炭素排出量は変わらないにもかかわらず、各アクターの認識において EU の発言力は大きなものへと変化したと考えられる。パワーの認識自体が変化することは、コンストラクティヴィズムの立場からの先行研究においてもしばしば指摘されている⁹⁴。しかしながら本論文においては、こうしたパワーの認識の変化については十分に分析対象に含めることができず、そうした点も含めた分析が今後の課題として残されている。また、主要国・主要交渉グループの核心的な経済的利益の侵害の程度に関しては、何が核心的な経済的利益かは定数であったとしても、ある

⁹⁰ ユルゲン・ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論（上）』河上輪逸・M.フーブリヒト・平井俊彦訳（未来社，1985）；ユルゲン・ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論（中）』藤沢賢一郎ほか訳（未来社，1986）；ユルゲン・ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論（下）』丸山高司ほか訳（未来社，1987）。

⁹¹ Risse, “Let’s Argue!”

⁹² 阪口「地球環境ガバナンス」。

⁹³ ポスト京都議定書を巡る多国間交渉における国内要因との関係を指摘するものとして、例えば、山田「ポスト京都」；山田「規範的空間」。

⁹⁴ 例えば、大矢根「視座と分析」126。

規範的アイデアが制度化された場合に被るその侵害の程度は当該規範的アイデアの内容によって変化するため、本論文においては侵害の程度については変数として扱っている。しかしながら侵害の程度の変化以前の問題として、主要国・主要交渉グループにとって何が核心的な経済的利益に該当するか自体についても、主要国・主要交渉グループの認識自体が変化する場合もあると考えられる。したがって、核心的な経済的利益の侵害の程度について着目するのであれば、主要国・主要交渉グループの交渉当事者の利益認識にまで踏み込んだ分析が必要と考えられるが、本論文においてはそこまで踏み込んだ分析は行っておらず、各国・各交渉グループのステートメント等を手掛かりに推定したに過ぎない。この点は今後の課題として残されている。

第2項 本論文の政策的意義

(1) ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉の結果と教訓

本論文においては、主な規範的アイデアの衝突と調整に焦点を当て、いずれの規範的アイデアが優位になり、他はそうならなかったのかの政治力学について検証を行ったところである。そして、2009年のコペンハーゲン会議、2010年のカンクン会議、2011年のダーバン会議といった各事例ごとに見た場合、それぞれの事例ごとに規範的アイデアの優劣は異なり、その主たる要因の一つとして、規範的アイデアの妥当性の要因も大きく作用したことが明らかとなった。しかしながらここで指摘しておかなければならない点は、コペンハーゲン合意、カンクン合意、そしてダーバン合意をすべて足し合わせ、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉の結果の全体像をみた場合、日露加（特に日本）を除く主要国・主要交渉グループの規範的アイデアの中核的要素が、実は主要な要素としてほぼすべてポスト京都議定書の国際レジームに反映された形となっていることである（表 6-16 参照）。

具体的には、京都議定書第1約束期間終了後から2020年までの国際枠組みに関しては、G77/中国グループの規範的アイデアを反映して、京都議定書第2約束期間の設定が盛り込まれるとともに、米国の規範的アイデアを反映した形で、全ての主要国の参加による自主目標の設定とその達成に向けた取組状況の国際的なレビューの仕組みの構築を柱とする包括的な国際枠組みの構築が盛り込まれることとなった。そして、この2020年までの国際枠組みにおいては、中国・インドの規範的アイデアを反映して、新興諸国を含む途上諸国については法的な排出削減義務を課さないこととされた（すなわち、米国の規範的アイデアを反映した包括的な国際枠組みは、法的拘束力を有しない自主的な国際枠組みとして位置付けられた。）。一方、2020年以降の国際枠組みに関しては、法的拘束力までは明言されなかったものの、EUの規範的アイデア（AOSIS諸国の規範的アイデアは、ダーバン会議終盤にEUの規範的アイデアと一体化）を反映して、全ての締約国を対象とした一つの法的枠組み（正確には、「議定書、法的文書または法的効力を有する合意成果（a protocol, another legal instrument or an agreed outcome with legal force）」）を構築することとされたところである。このように2020年を境として、その前後で、主な規範的アイデアが棲み分けを図ったとも考えられる。

表 6-16 ポスト京都議定書の国際枠組みの構造

<p>京都議定書第1約束期間終了後（2013年以降）から2020年までの気候変動レジーム</p>	<p>先進諸国（米国を除く。）のみに排出削減義務を課す京都議定書と法的拘束力を有しない包括的な国際枠組みのハイブリッド・レジーム</p> <ul style="list-style-type: none"> - 京都議定書議定書第2約束期間（2013年~2017年 or2020年）の設定 <ul style="list-style-type: none"> ←途上諸国（G77/中国グループ、中国・インド、AOSIS諸国を含む。）の規範的アイデアを反映 - 法的拘束力を有しない包括的な国際枠組みの構築 <ul style="list-style-type: none"> ←主要国による排出削減目標・行動の設定とその取組状況に関する国際的なレビューの仕組み（MRVなど）を柱とする点で米国の規範的アイデアを反映 ←法的拘束力を有しないという点で中国・インドの規範的アイデアを反映
<p>2020年以降の気候変動レジーム</p>	<p>京都議定書に代わる一つの法的な国際枠組み（議定書、法的文書または法的効力を有する合意成果（a protocol, another legal instrument or an agreed outcome with legal force））の発効・実施（遅くとも2015年までに採択）</p> <ul style="list-style-type: none"> ←法的拘束力を強く示唆するものであるという点、そして、京都議定書第1約束期間終了後ではなく2020年以降の発効・実施としている点の二点において、主としてEUの規範的アイデアを反映（AOSIS諸国の規範的アイデアは、ダーバン会議終盤にEUの規範的アイデアと一体化）

こうした中で、ポスト京都議定書の新たな国際レジームにおいて主要な要素として盛り込まれなかったのが、日露加（特に日本）の規範的アイデアの中核的要素であった京都議定書第2約束期間設定反対という部分であった。このように日露加（特に日本）の規範的アイデアと他の主要国・主要交渉グループの規範的アイデアの間での優劣の差をもたらしたものは、本論文の分析結果を踏まえれば、先行規範との整合性の問題が一番大きかったのではないかと考えられる。ポスト京都議定書の新たな国際レジームにおいて主要な要素の一つとして制度化された主な規範的アイデアは、いずれも何らかの形で先行規範との整合性がある程度確保されたものとなっている。別の言い方をすれば、ポスト京都議定書の一連の多国間交渉の過程は、主な規範的アイデアの要素を、先行規範と整合性を図りながら、一つ一つ既存の気候変動レジームの一要素として取り入れ、制度化していく調整の過程であったとも捉えることができる。一方、先行規範との整合性を欠いたままとなっていた規範的アイデアであった日露加（特に日本）の規範的アイデアは、そうした制度化に向けての調整のプロセスにうまく乗ることができなかつたと考えられる。

先行規範との整合性の確保に関し、特筆すべきはEUの対応である。EUの規範的アイデアの中核的要素は、全ての主要国を対象とした法的拘束力のある包括的な国際枠組みの構築であった。そして、EUは、自らの規範的アイデアの最大の弱点が先行規範との整合性の点にあることを一連の多国間交渉の過程で学習し、自らの規範的アイデアの非中核的要素（京都議定書第2約束期間の取り扱いなど）を先行規範に合わせて柔軟に見直しだけでなく、先行規範自体の解釈も自らに有利なように変更を企図したのである。すなわちEU

は、途上諸国（特に中国・インド）がその主張の根拠とする共通だが差異のある責任の原則の意味内容について、今日の現実に照らした柔軟な解釈が必要であるとの主張を展開し、共通だが差異のある責任の原則についての従来解釈を盾に、途上諸国に対する法的な排出削減の義務付けに反対していた中国やインドの主張を強く牽制したと言える。こうしたEUの試みは一定の成果を上げたと考えられ、ダーバン会議終盤において、EUの規範的アイデアに関し、共通だが差異のある責任の原則との不整合を強く主張する国は中国とインドにはほぼ限られ、大多数の国々はもはやこの点を問題視しなくなっていた。この結果、最終的にEUの規範的アイデアは、ダーバン会議において主導権を獲得できたものと考えられる。国際社会におけるルールメイキングにおける主導権獲得に向けたEUのこうした外交手腕は、日本にとっても有益な示唆を与えるものであると考えられる。

なお、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉の過程で、既存の規範（共通だが差異のある責任の原則など）を盾に、京都議定書を中核とする現状の気候変動レジームの基本構造の維持を強く主張し続けたのが中国とインドの二カ国であった。このように存在感を見せつけた中国・インドの二カ国であったが、両国ともに無傷ではいられなかったと考えられる。こうした両国の対応は、今後の気候変動レジームの発展の阻害要因となる懸念を惹起させるものであり、特にコペンハーゲン会議においてあらゆる機会にネガティブな発言を繰り返し、合意形成を妨げた指摘される中国の対応⁹⁵は、今後、国際社会の諸問題の解決に向けて中国と協調していくのは困難ではないかとの疑念を抱かせるに十分なものであった⁹⁶。ダーバン会議終了間際になっても中国とインドの二カ国との間で合意形成を難航したことも、こうした懸念を裏付けるものとなった。しかしながらここで注目すべき点は、中国・インドは共通だが差異のある責任の原則という先行規範を盾に、EUの規範的アイデアに最後まで対抗したが、途上諸国を含む大多数の国々が中国・インドではなく、EUの支持に回ったことである。これは、前述のようにEUの規範的アイデアは、先行規範との整合性の面では中国・インドの規範的アイデアに及ばなかったものの、排出削減の実効性及び誠実性に関する評判の二点において中国の規範的アイデアを上回り、その総合評価において妥当性要求の三要素を概ね満たす討議のテストケースに近い規範的アイデアであったことが主な要因の一つであると考えられる。世界第1位と第3位の排出大国である中国・インドが今後の気候変動交渉で主導権を発揮するためには、両国が先進諸国と気候変動課題の解決に向けた責任を共有し、気候変動レジームの発展に積極的に関与していく姿勢を示すことが重要であり、安全保障の分野と異なり、少なくとも気候変動分野に関しては、国際レジームの現状維持勢力（status quo power）からの脱却がむしろ求められていると言える。

⁹⁵ 加納『環境外交』32.

⁹⁶ この点を指摘するものとして例えば、関山健「自国の発展が第一の中国：裏切られたオバマの期待」『エコノミスト』2010年5月18日.

(2) 国際レジームの形成・維持・変容における新興国台頭の意義

ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉を通じて特に顕著だった点は、前述したように新興諸国である中国・インドが従来の国際規範を盾にとって、現行の国際レジームの維持を主張し、その発展に抵抗する姿勢に終始したことである。

気候変動問題に限らず、現在、様々な政策領域において多種多様な国際レジームが重層的に存在し、グローバル・ガバナンスが形成されている中で、国際レジームの形成・維持・発展に対して中国をはじめとする新興諸国の台頭が持つ意味については、大きく分けて三つの立場が存在する。第一の立場は、中国をはじめとする新興諸国の台頭を、現行のグローバル・ガバナンスに対する対抗的な動き（balancing acts）と結び付けて捉え、新興諸国の台頭は欧米主導の現行のグローバル・ガバナンスを脅かし、新興諸国主導の別個のグローバル・ガバナンスの台頭をもたらすと捉える立場である⁹⁷。

第二の立場は、新興諸国の台頭は、むしろグローバル・ガバナンスの拡大・深化の推進要因としての意義を有すると考える立場である。例えば Ikenberry は、現在の自由世界秩序（liberal world order）は、オープンでルールに基づく国際秩序（open and rule-based international order）であり、新興諸国は当該世界秩序から恩恵を受けており、かつ、自由世界秩序は、経済や安全保障面の相互依存が高まる中で、様々な問題に対応する上での手段を各国に提供するものとなっているため、中国をはじめとする新興諸国は、既存の世界秩序にチャレンジするのではなく、むしろ既存の世界秩序を積極的に受け入れ、その中で優越を目指していると指摘している⁹⁸。

第三の立場は、中国をはじめとする新興諸国の台頭は、現行のグローバル・ガバナンスにとって脅威となるものではないが、その発展を阻害する要因となると捉える見解である。例えば、Etzioni は、中国が内政不干渉の原則を盾に、西側先進諸国による人道的介入に対して消極的な姿勢をとり続けていることを例に挙げ、新興諸国は、自らの利益を守るために現行の国際秩序において確立した規範を利用しているだけであり、時代の要請に即したグローバル・ガバナンスの発展をかえって妨げる結果となっていると指摘している⁹⁹。

本論文で扱ったポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉における中国・インドの対応は、この第三の立場を裏付けるものであった。中国やインドは、気候変動枠組条約に基づき既に確立した規範である共通だが差異のある責任の原則を盾に、温室効果ガスの排出削減義務はもっぱら先進諸国のみに課されるべき義務であるとして、新興諸国への排出削減の法的義務付けには強く抵抗したのである。前述の三つの立場のいずれがもっとも妥当するかは、政策領域ごとに異なると考えられるが、本論文の分析結果も踏まえれば、コンストラクティヴィズムのいう主観的な要因（規範など）が強く働く環境問題や人道問題などの領域においては、中国などの新興国の台頭は、現行の国際レジームに対する挑戦とはな

⁹⁷ こうした見解の概要については、G. John Ikenberry, “The Future of the Liberal World Order,” *Foreign Affairs* 90, no.3 (May/June 2011): 57.

⁹⁸ Ibid., 56-68.

⁹⁹ Amitai Etzioni, “Changing the Rules,” *Foreign Affairs* 90, no.6 (November/December 2011): 172-75.

らない一方、その一層の発展・強化を阻害する要因としての意義を持つ可能性が高いと考えられる。これは、これらの領域が現在まさにダイナミックな変化・発展を遂げつつある領域である一方、現在台頭している新興諸国が必ずしも先進諸国との間で価値観や問題意識を共有しておらず、かつ、既に確立した規範が新興国にとって相対的に有利なものとなっていることに起因すると考えられる。

ただし、ここで指摘しておかなければならない点は、中国をはじめとする新興諸国の台頭が国際レジームの形成・意義・発展にとっても持つ意義については、政策領域ごとの差異に加えて、新興諸国の意図や性格の違いにも大きく左右されると考えられるという点である。例えば、Schwellerは、新興国への対応に当たっては、当該新興国の意図（国際秩序の大幅な変革を志向しているか小幅な変更のみを志向しているか）や性格（リスク回避型かリスク許容型か）を見極め、それを応じて対応を変える（封じ込め戦略、関与戦略（engagement）、予防的戦争など）ことが必要であり、中国への対応に当たっても同様であると主張している¹⁰⁰。Schewllerの分析射程は主として安全保障面に向けられているが、これは本論文で扱った地球環境分野などの他の領域面においても等しく妥当するものであると考えられる。新興諸国の意図や性格は決して不変のものではなく、先進諸国と新興諸国の間で問題意識や価値観の共有化が進めば進むほど、新興国側の性格が現状維持勢力（status quo power）から国際的な責任を先進国とともに共有し、国際レジームの発展に向けて協力するパートナーとしてのものへと変容が進むものと期待される。ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉は、先進諸国と新興諸国との間での問題意識や価値観の共有化に向けての相互学習の過程でもあり、その結果が、ダーバン合意という形で結実したともいえる。

気候変動問題を巡る今後の多国間交渉においては、ダーバン合意を受けた2020年以降の国際枠組み作りが主な交渉課題となるが、その際、世界最大の排出国である中国の協力を得るためには、歴史的・経済的に中国と極めて深い関係にある日本の役割が重要であると考えられる。気候変動枠組条約締約国会議等の場に限らず、重層的に様々なチャンネルを通じて日中の中で環境協力を進め、環境分野においても日本として積極的に中国に関与し、気候変動問題についても積極的に問題意識や価値観の共有を深めていくことが、気候変動問題への国際社会の対応を少しでも前に進めていく上で求められていると言える。そして、この点は気候変動問題を始めとする環境分野に限ったものではなく、今後、地球規模の諸課題に対して様々な国際レジームの形成・維持・発展を進めていく上で、中国を如何にして協力的なパートナーに変えていけるかが国際社会にとって大きな課題であり、日本の役割は極めて大きなものがあると考えられる。

（3） 日本の戦略的な気候変動外交に向けて

本論文で明らかにしたように、規範的アイデアの衝突と調整の局面において、規範的アイデアの妥当性の要因による作用が大きいことを踏まえれば、今後日本が気候変動外交で

¹⁰⁰ Randall L. Schweller, “Managing the Rise of Great Powers: History and Theory,” in *Engaging China: The Management of an Emerging Power*, ed. Alastair Iain Johnston and Robert S. Ross (London: Routledge, 1999), 1-31.

主導的な影響力を発揮するためには、パワーや経済的利益の要因に着目するだけでなく、その規範的アイデア自体の妥当性にも着目した対応が必要であると考えられる。

ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉において日本は、IPCC 第4次評価報告等の科学的知見を踏まえれば世界全体の温室効果ガスの大幅な排出削減が必要であり、その実現のためには京都議定書第2約束期間の設定は実効性に欠けるとして反対するとともに、京都議定書に代えて全ての主要国を対象とした法的拘束力のある新たな包括的な国際枠組みを構築すべきであるとの規範的アイデアを提唱して交渉に当たった。しかしながら、ダーバン合意には京都議定書第2約束期間の設定が盛り込まれ、この点に関しては、結果として日本は規範的アイデア提唱国として議論の主導権を獲得することができず、日本の主張の中核的な部分の一つ（京都議定書第2約束期間設定反対）については多数の支持を得ることはできなかった。これは、本論文の分析結果を踏まえれば、パワーや経済的利益の要因又はリーダーシップの要因によるものというよりも、むしろ日本が提唱する規範的アイデアの妥当性が他の有力な規範的アイデアに及ばなかったことも要因の一つであったと考えられる。日本の規範的アイデアは、排出削減の実効性という妥当性要求の一要素の充足度は極めて高いものであったが、先行規範との整合性の面で妥当性要求の他の要素を満たしておらず、かつ、京都議定書第2約束期間設定反対という姿勢の結果、その誠実性に関する評判の面でも不利な立場に置かれたがために、全体としての妥当性の程度は、他の有力な規範的アイデアに及ばないものとなっていたと考えられる。

本論文の分析結果を踏まえれば、討議の論理が通用する理念的な状況に近い場合においては、ある規範的アイデアが有力な規範的アイデアとして議論の俎上に載り、さらには主導権を獲得するためには、妥当性要求の三要素（排出削減の実効性、先行規範との整合性、誠実性に関する評判の三要素）のすべてを概ね満たすことが必要であると考えられる。気候変動交渉を巡る日本国内の議論においては、日本として国際社会に訴える主張の妥当性の重要性は広く認識されているものと考えられるが、日本国内における議論においては、ともすれば排出削減の実効性に専ら着目した議論（例えば、京都議定書は実効性に向け不十分など）や、誠実性に関する評判に専ら着目した議論（例えば、日本として高い排出削減目標を掲げるにより国際交渉をリードすべきなど）となり、先行規範との整合性の問題は、そうした議論の前にしばしばなおざりにされてしまっていたのではないかと考えられる。排出削減の実効性という観点に立てば、京都議定書第2約束期間の設定は実効性に向け不適當であるという日本の規範的アイデアは正論である。そして、そうした観点に立って、日本は正論を貫くべきだという主張がしばしばなされる¹⁰¹。しかしながら、本論文の分析結果を踏まえれば、そうした正論が説得力を持つためには、先行規範との整合性も含め妥当性要求の三要素すべてを概ね満たすことが必要であると考えられる。国際レジームの形成・維持・変容を巡る多国間交渉のプロセスは、先行規範が存在しない真空状態で展開されるのではなく、既存の先行規範の体系の中に新しい規範的アイデアを制度として組み込んでいくプロセスであり、先行規範とこれに挑戦する規範的アイデアの衝突と調

¹⁰¹ 例えば、澤昭裕「日本は理ある主張を毅然と貫き通せ」『Business i. ENECO』2011年12月。

整のプロセスにほかならない¹⁰²。そうした点からみれば、先行規範との整合性が高い規範的アイデアであればあるほど、既存の先行規範の体系の中に組み込まれやすいと考えられる。そして本論文における分析は、この点を裏付けるものであった。

もちろん、国際レジームの発展プロセスを推し進めていくためには、既存の国際レジームの一要素として制度化された先行規範との衝突は避けて通れないことが多く、先行規範との整合性を完全に確保することは困難であると考えられる。しかしながら、先行規範との整合性をまったく無視することも適当ではなく、先行規範と何らかの形で折り合いを付けながら、一步一步、先行規範の変容を求め、国際レジームの発展につなげていくことが、最も現実的な対応であると考えられる。こうした観点に立った場合、一連の多国間交渉における EU の対応は、日本にとっても示唆に富むものであると考えられる。日本が妥当性要求の三要素のうち、専ら二つの要素（排出削減の実効性と誠実性に関する評判）に重きを置いて交渉に当たったのに対し、EU は妥当性要求の三要素（排出削減の実効性、先行規範との整合性、誠実性に関する評判）のすべてに目配りをしながら交渉に当たっていたと考えられる。特に先行規範との整合性に関してみれば、コペンハーゲン会議当初の EU の規範的アイデアは、京都議定書第 2 約束期間の設定に代えて、法的拘束力のある一つの包括的な国際枠組みを構築すべきというものであったが、これは共通だが差異のある責任の原則という先行規範との整合性の面で問題を抱えると同時に、京都議定書という先行規範との整合性も欠いた規範的アイデアであった。そこで EU は、京都議定書第 2 約束期間の設定を条件付きで受け入れると同時に、共通だが差異のある責任の原則について、今日の現実に照らした柔軟な解釈を主張し、先行規範との整合性をできる限り尊重することにより、自らの規範的アイデアの妥当性を高めることに成功した結果、ダーバン会議において主導権を獲得できたものと考えられる。この点に関連して加納は、新たな国際枠組みは、全くの更地からではなく、これまでの積み重ねを踏まえたものとなるため、その提案に当たっては、各国に幅広く受け入れられるよう、随時見直していく柔軟さが求められると指摘しているが¹⁰³、EU の対応はこうした柔軟さを備えたものであったといえる。

ただし、国内要因との相関も踏まえれば、そうした柔軟な対応は必ずしも容易ではないと考えられる。1990 年比で 2020 年までに温室効果ガス排出量を 25%削減するとの野心的な中期目標を掲げた日本にとって、その目標達成に要する経済的コストは極めて高く、米国や中国等の他の主要排出国が法的義務を負わないまま、一部の先進諸国のみが引き続き法的排出削減義務を負うこととなる京都議定書第 2 約束期間の設定は、核心的な経済的利益を侵害する程度が極めて高いものと受け止められていた¹⁰⁴。したがって、25%削減という野心的な目標を堅持した場合、EU のように京都議定書第 2 約束期間設定を受け入れることを前提とした規範的アイデアを提唱することは困難な国内事情にあったと考えられる。

¹⁰² Florini, "The Evolution," 376-77; 大矢根「視座と分析」131-32.

¹⁰³ 加納『環境外交』196-97.

¹⁰⁴ 例えば、石油連盟・セメント協会・電気事業連合会・電子情報技術産業協会・日本化学工業協会・日本ガス協会・日本自動車工業会・日本製紙連合会・日本鉄鋼連盟「COP16 へ向けての緊急提言」2010 年 12 月 9 日、アクセス日:2011 年 1 月 13 日、http://www.fepc.or.jp/about_us/pr/sonota/_icsFiles/afieldfile/2010/12/09/press1209.pdf.

したがって、今後、日本としてどのような規範的アイデアを提唱するかを検討するに当たっては、国内要因の制約も踏まえつつ、先行規範との整合性も十分考慮した上で、各国の反応を踏まえながら、その提唱する規範的アイデアを柔軟に見直し、その説得力を高めていく構想力としたたかさが重要であると考えられる。

気候変動問題が深刻化していく中で、気候変動レジームの発展に向けた多国間交渉の重要性はますます増すものと考えられる。そして、ダーバン合意を受けた2020年以降の新たな気候変動レジームの構築が今後の多国間交渉の焦点となるが、その際に日本として主導権を発揮するためには、ポスト京都議定書を巡る一連の多国間交渉の過程を改めて分析し、なぜ日本が提唱した規範的アイデアが広範な支持を獲得することができなかったのかについて明らかにすることが必要であり、本論文はそのための手がかりを与えるものといえる。その際、パワーや経済的利益の要因、あるいは排出削減の実効性や誠実性に関する評判の要因も重要な要因ではあるが、先行規範との整合性も、主張の妥当性を左右する重要な要因であることも踏まえて、国益との両立を図りつつ、妥当性が高い主張をどのように組み立てていくことができるかが今後の日本の気候変動外交にとっての課題であると考えられる。

こうした観点に立って今後の日本の気候変動外交の戦略を考える上で、日本にとって強みとなり得るのが、日本が提唱・推進している二国間クレジット制度であると考えられる¹⁰⁵。二国間クレジット制度は、途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策を日本が支援することにより実現した温室効果ガス排出削減量を、日本の排出削減分としてカウントし、日本の排出削減目標の達成に活用できるとするものである。二酸化炭素などの温室効果ガスの排出に関しては、世界のどの国で削減しても1トンの削減効果は同じである。その一方で、同じ1トンの排出削減に係る費用は省エネルギー技術や再生可能エネルギー技術の普及が進んでいない途上国の方が、エネルギー効率が既に相当程度高い先進諸国よりも低い。したがって、世界全体の温室効果ガスの排出削減をもっとも費用対効果の高い方法で進めていくためには、先進諸国の技術・資金を活用して、途上諸国で排出削減対策を実施していくことが重要である。京都議定書に規定されているクリーン開発メカニズム（CDM: Clean Development Mechanisms）¹⁰⁶は、元来そのような性格を持っていた¹⁰⁷。しかしながら CDM については、排出削減プロジェク

¹⁰⁵ 二国間クレジット制度の概要、意義については、「二国間クレジット制度（JCM）の最新動向（平成26年1月版）」環境省，アクセス日：2014年2月23日，http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/bilateral/attach/jcm-bocm_trend1401_1.pdf; 加納『環境外交』236-42。なお、日本が2013年11月に発表した「攻めの地球温暖化外交戦略」においても二国間クレジット制度が主要な取組の一つとして位置付けられている。外務省・経済産業省・環境省「攻めの地球温暖化外交戦略」2013年11月，アクセス日：2014年2月23日，<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000019458.pdf>。

¹⁰⁶ クリーン開発メカニズムとは、京都議定書に基づく排出削減義務を負っている先進国が途上国に技術、資金を提供して、温室効果ガスの排出削減事業を実施することにより得た削減量を「クレジット」として、当該先進国が京都議定書に基づき負っている排出削減目標の達成分にカウントできる制度。京都議定書第12条参照。

¹⁰⁷ 加納『環境外交』237。

ト登録やクレジット発行のための手続きが複雑であり長い期間を要すること、登録プロジェクトの実施地域が一部の途上国に偏っていること等の課題があるため¹⁰⁸、先進諸国の資金・技術を活用した世界全体での排出削減対策の推進という CDM に本来期待された成果を十二分に出してきたとは言い難い状況にある¹⁰⁹。そこで日本は、CDM を補完する、より柔軟な仕組みとして二国間クレジット制度を提唱し、2011 年から途上諸国と二国間クレジット制度の実施に関する協議を行ってきた。2014 年 1 月現在で、モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオと二国間文書に署名している。様々な環境・エネルギー技術を有する日本は、二国間クレジット制度のように技術で貢献する攻めの姿勢を具体的な実績として積み上げ、実効性のある対策に裏打ちされた国際枠組みを、先行規範との整合性にも配慮した形で提唱することで、今後の多国間交渉において主導的影響力を発揮できるのではないかと考えられる¹¹⁰。

本論文は専らポスト京都議定書を巡る多国間交渉に関するものであるが、本論文で得られた知見は、貿易分野等の他の分野における国際レジームの形成・維持・発展を巡る多国間交渉において、日本がどのようにすれば主導的影響力を発揮できるのかの戦略を検討する上でも、一つの手がかりを与えるものと考えられる。いずれの分野であっても国際レジームの形成・維持・発展を巡る多国間交渉は、規範的アイデアの衝突と調整という側面を多かれ少なかれ有すると考えられる。また、討議の論理が作用する理念的な状況にどの程度近いかは、個別の多国間交渉それぞれの状況によって違いはあると考えられる。そして、規範的アイデア自体の妥当性の要因がどの程度作用するかは、個別の事例によって異なると考えられる。しかしながら、規範的アイデアの妥当性の要因がまったく作用しない事例はごく一部の事例に限られると考えられる。したがって、気候変動以外の他の政策領域における多国間交渉においても、自らが提唱する規範的アイデアの妥当性についての不断の検証を行い、その説得力を高めていくことが重要であると考えられる。

(以上)

¹⁰⁸ 環境省編『環境・循環型社会・生物多様性白書』平成 24 年版（日経印刷，2012），159.

¹⁰⁹ 加納『環境外交』237.

¹¹⁰ 日本が 2013 年 11 月に発表した「攻めの地球温暖化外交戦略」においては、「優れた環境エネルギー技術を有する日本は、技術で世界に貢献する攻めの姿勢を示すことで、実効性のある対策に裏打ちされた気候変動の国際交渉を展開し、存在感を飛躍的に高めるチャンスの前にしている」とされているが、本論文の分析結果を踏まえれば、実効性の観点だけでなく、先行規範との整合性や誠実性に関する評判も重視することが重要であると考えられる。

主要参考文献

1. 理論的考察に関するもの

(日本語文献)

阿部悠貴「コンストラクティヴィズムにおける『規範の衝突』: ボスニア内戦に対するドイツの対応を事例に」『国際政治』172号(2013年2月):73-86.

飯田敬輔『国際政治経済』東京大学出版会, 2007.

石田淳「コンストラクティヴィズムの存在論とその分析射程」『国際政治』124号(2000年5月):11-26.

——「国内秩序と国際秩序の《二重の再編》: 政治的共存の秩序設計」『国際法外交雑誌』105巻4号(2007):44-67.

一政祐行「WMD不拡散と国連安保理による規範の形成: ガバナンス論の視座から」『国際政治』155号(2009年3月):61-75.

遠藤誠治「国際政治における規範の機能と構造変動」藤原帰一・李鍾元・古城佳子・石田淳一編『国際政治講座④ 国際秩序の変動』東京大学出版会, 2004.

太田宏「地球環境問題: グローバル・ガヴァナンスの概念化」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス: 政府なき秩序の模索』東京大学出版会, 2001.

——「国際関係における規範の役割に関する一考察」『青山国際政経論集』63号(2004年5月):157-77.

——「国際関係論と環境問題: 気候変動問題に焦点を当てて」『国際政治』166号(2011年8月):12-25.

大八木時広「地球環境問題へのグローバル・ガバナンス・アプローチ」信夫隆司編著『地球環境レジームの形成と発展』国際書院, 2000.

大矢根聡『日米韓半導体摩擦: 通商交渉の政治経済学』有信堂, 2002.

——「コンストラクティヴィズムの視座と分析: 規範の衝突・調整の実証的分析へ」『国際政治』143号(2005年11月):124-40.

——「序論 グローバル経済と国際政治: 国家と国際レジームの位相」『国際政治』153号(2008年11月):1-14.

——「レジーム・コンプレックスと政策拡散の政治過程: 政策アイディアのパワー」日本国際政治学会編『日本の国際政治学 第2巻: 国境なき国際政治』有斐閣, 2009.

——編『コンストラクティヴィズムの国際関係論』有斐閣, 2013.

小川裕子「開発分野におけるレジームの動態: レジーム競合・調整の動因としてのアメリカ」『国際政治』153号(2008年11月):122-39.

沖村理史「気候変動レジームの形成」信夫隆司編著『地球環境レジームの形成と発展』国際書院, 2000.

——「グローバル・イシューズとしての地球環境」大芝亮編著『国際政治学入門』ミネルヴァ書房, 2008.

蟹江憲史『環境政治学入門: 地球環境問題の国際的解決へのアプローチ』丸善, 2004.

- 亀山康子「国際関係論の到達点と今後」『環境科学会誌』 22 卷 2 号 (2009) : 133-36.
- 「序論 環境とグローバル・ポリティクス」『国際政治』166 号 (2011 年 8 月) : 1-11.
- 「国際関係論からみた気候変動レジームの枠組み」亀山康子・高村ゆかり編『気候変動と国際協調：京都議定書と多国間協調の行方』慈学社, 2011.
- 来栖薫子「人間安全保障『規範』の形成とグローバル・ガバナンス：規範複合化の視点から」『国際政治』143 号 (2005 年 11 月) : 76-91.
- 小寺彰・奥脇直也「多数国間条約体制の意義と課題：企画の趣旨」『ジュリスト』1409 号 (2010 年 10 月 15 日) : 8-10.
- 阪口功「地球環境レジームの形成と発展における知識共同体の役割と限界：アフリカ象の国際取引規制問題を中心として」『国際政治』144 号 (2006 年 2 月) : 51-68.
- 『地球環境ガバナンスとレジームの発展プロセス：ワシントン条約と NGO・国家』国際書院, 2006.
- 「IWC レジームの変容：活動家型 NGO の戦略と規範の受容プロセス」『国際政治』153 号 (2008 年 11 月) : 42-57.
- 信夫隆司「ガバナンスと国際政治理論」『総合政策』1 卷 3 号 (1999) : 315-35.
- 「地球環境レジーム論における制度形成交渉モデル」『総合政策』1 卷 1 号 (1999) : 1-19.
- 「地球環境レジーム論」信夫隆司編著『地球環境レジームの形成と発展』国際書院, 2000.
- 「国際変動の進化論的アプローチ」『総合政策』4 卷 1 号 (2002) : 1-33.
- 鈴木基史「現代国際政治理論の相克と対話：規範の変化をどのように説明するか」『国際政治』155 号 (2009 年 3 月) : 1-17.
- 瀬川恵子「多国間交渉過程における国家間の連合に関する研究」『環境科学会誌』24 卷 3 号 (2011) : 198-206.
- 高橋若菜「欧州長距離越境大気汚染レジーム：パワー、利益、アイディア、アクター、制度の相互作用」『国際政治』166 号 (2011 年 8 月) : 71-84.
- 鶴田順「国際環境法上の原則の分析枠組」『社会科学研究』57 卷 1 号 (2005) : 63-81.
- 都留康子『『海洋の自由』から『海洋の管理』の時代へ：環境問題との連関による国際海洋漁業資源の規範変化の過程』『国際政治』143 号 (2005 年 11 月) : 106-23.
- 「レジーム間コンフリクトと途上国の交渉空間：生物遺伝資源へのアクセスと利益配分をめぐる」『国際政治』153 号 (2008 年 11 月) : 140-56.
- 中村耕一郎『国際『合意』論序説：法的拘束力を有しない国際『合意』について』東信堂, 2002.
- 中本義彦「国際関係論における規範理論」『法政研究』10 卷 2 号 (2005) : 1-41.
- 納家政嗣「序文 国際政治学と規範研究」『国際政治』143 号 (2005 年 11 月) : 1-11.
- 野村一夫『リフレクション：社会学的な感受性へ』新訂版. 文化書房博文社, 2003.
- 濱田太郎「WTO における後発途上国問題：二重規範論の再検討」『日本国際経済法学会年報』16 号 (2007) : 89-111.
- 平田恵子 (山崎由希子訳)「捕鯨問題：日本政府による国際規範拒否の考察」『社会科学

- 研究』57巻2号(2006):162-90.
- 三浦聡「行為の論理と制度の理論：国際制度への三つのアプローチ」『国際政治』124号(2000年5月):27-44.
- 光辻克馬・山影進「国際政治学における実証分析とマルチエージェント・シミュレーションの架橋：国際社会の基本的規範の交代をめぐって」『国際政治』155号(2009年3月):18-40.
- 宮岡勲「国際規範の正統性と国連総会決議：大規模遠洋流し網漁業の禁止を事例として」『国際政治』124号(2000年5月):123-36.
- 「コンストラクティビズム：実証研究の方法論的課題」日本国際政治学会編『日本の国際政治学 第1巻 学としての国際政治』有斐閣, 2009.
- 宮脇昇・近藤敦・玉井雅隆・後藤玲子・清水直樹・藤井禎介・西村めぐみ「国際・国内社会における規範の競合と破約的行動の発生：<as if game>モデルをてがかりに」『政策科学』17巻1号(2009):117-37.
- 山田高敬「『複合的なガバナンス』とグローバルな公共秩序の変容：進化論的コンストラクティヴィズムの視点から」『国際政治』137(2004年6月):45-65.
- 「地球環境領域における国際秩序の構築」藤原帰一・李鍾元・古城佳子・石田淳一編『国際政治講座④ 国際秩序の変動』東京大学出版会, 2004.
- 「地球環境」山田高敬・大矢根聡編『グローバル社会の国際関係論』新版. 有斐閣, 2011.
- 「気候変動のグローバル・ガバナンス論：規範的空間と調整コスト」『財政と公共政策』33巻1号(2011年5月):67-82.
- 「地球環境：『ポスト京都』の交渉における国際規範の役割」大矢根聡編『コンストラクティヴィズムの国際関係論』有斐閣, 2013.
- 山梨奈保子「国際関係における規範概念の再検討」『法学政治学論究』55号(2002):125-55.
- 山本吉宣『国際レジームとガバナンス』有斐閣, 2008.
- 柳始賢「国際政治学における構成主義(Constructivism)の研究動向」『学校教育学研究論集』17号(2008年3月):91-99.
- ユルゲン・ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論(上)』河上輪逸・M.フーブリヒト・平井俊彦訳. 未来社, 1985.
- 『コミュニケーション的行為の理論(中)』藤沢賢一郎・岩倉正博・徳永恂・平野嘉彦・山口節郎訳. 未来社, 1986.
- 『コミュニケーション的行為の理論(下)』丸山高司・丸山徳次・厚東洋輔・森田数実・馬場孚瑤江・脇圭平約. 未来社, 1986.
- 横田匡紀「グローバル・ガバナンス論の再検討」『政経研究』91号(2008年11月):19-29.
- 「地球環境ガバナンスの現状に関する一考察」『政経研究』96号(2011年6月):108-18.
- 渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガバナンス：政府なき秩序の模索』東京大学出版会, 2001.
- 渡邊智明「研究諸事例におけるコンストラクティビズム：方法論としての可能性」『九大

法学』86号(2003): 341-64.

——「地球環境政治の制度化: 枠組み条約の『フレーム』と『規範』」『政治研究』53号(2006年3月): 31-60.

(英語文献)

Barkdull, John, and Paul G. Harris. "Environmental Change and Foreign Policy: A Survey of Theory." *Global Environmental Politics* 2, no. 2 (May 2002): 63-91.

Barnett, Michael, and Raymond Duvall. "Power in Global Governance." In *Power in Global Governance*, edited by Michael Barnett and Raymond Duvall, 1-32. Cambridge: Cambridge University Press, 2005.

Bernstein, Richard J. *Habermas and Modernity*. Cambridge: Basil Blackwell, 1985.

Checkel, Jeffrey T. "The Constructivist Turn in International Relations Theory." *World Politics* 50 (January 1998): 324-48.

Crawford, Neta C. *Argument and Change in World Politics: Ethics, Decolonization, and Humanitarian Intervention*. Cambridge: Cambridge University Press, 2002.

———. "Understanding Discourse." *Qualitative Methods* 2, no. 1 (Spring 2004): 22-25.

de Nevers, Penee. "Imposing International Norms: Great Powers and Norm Enforcement." *International Studies Review* 9 (2007): 53-80.

Drezner, Daniel W. *All Politics Is Global: Explaining International Regulatory Regimes*. Princeton: Princeton University Press, 2007.

Etzioni, Amitai. "Changing the Rules," *Foreign Affairs* 90, no.6 (November/December 2011): 172-75.

Finnemore, Martha, and Kathryn Sikkink. "International Norm Dynamics and Political Change." *International Organization* 52, no. 4 (Autumn 1998): 887-917.

Florini, Ann. "The Evolution of International Norms." *International Studies Quarterly* 40 (1996): 363-89.

Goldstein, Judith, and Robert O. Keohane. "Ideas and Foreign Policy: An Analytical Framework." In *Ideas and Foreign Policy: Beliefs, Institutions, and Political Change*, edited by Judith Goldstein and Robert O. Keohane, 3-30. Ithaca: Cornell University Press, 1993.

Haas, Ernst B. *When Knowledge Is Power: Three Models of Change in International Organizations*. Berkeley: University of California Press, 1990.

Haas, Peter M. *Saving the Mediterranean: The Politics of International Environmental Cooperation*. New York: Columbia University Press, 1990.

———. "Introduction: Epistemic Communities and International Policy Coordination." *International Organization* 46, no. 1 (Winter 1992): 1-35.

Hasenclever, Andreas, Peter Mayer, and Volker Rittberger. *Theories of International Regimes*. Cambridge: Cambridge University Press, 1997.

- Iida, Keisuke. "When and How Do Domestic Constraints Matter?: Two-Level Games with Uncertainty." *Journal of Conflict Resolution* 37, no. 3 (September 1993): 403-26.
- Ikenberry, G. John. "The Future of the Liberal World Order." *Foreign Affairs* 90, no.3 (May/June 2011): 56-68.
- Jacobsen, John Kurt. "Much Ado about Ideas: The Cognitive Factor in Economic Policy." *World Politics* 47 (January 1995): 283-310.
- Katzenstein, Peter J. "Introduction: Alternative Perspectives on National Security." In *The Culture of National Security: Norms and Identity in World Politics*, edited by Peter J. Katzenstein, 1-32. New York: Columbia University Press, 1996.
- Keohane, Robert O. *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy*. Princeton: Princeton University Press, 1984.
- Kingdon, John W. *Agendas, Alternatives, and Public Policies*. 2nd ed. New York: Longman, 1995.
- Krasner, Stephen D. "Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variables." In *International Regimes*, edited by Stephen D. Krasner, 1-21. Ithaca: Cornell University Press, 1983.
- . "Regimes and the Limits of Realism: Regimes as Autonomous Variables." In *International Regimes*, edited by Stephen D. Krasner, 355-68. Ithaca: Cornell University Press, 1983.
- Legro, Jeffrey W. "Which Norms Matter? Revisiting the 'Failure' of Internationalism." *International Organization* 51, no. 1 (Winter 1997): 31-63.
- Litfin, Karen T. *Ozone Discourses: Science and Politics in Global Environmental Cooperation*. New York: Columbia University Press, 1994.
- Miyaoka, Isao. *Legitimacy in International Society: Japan's Reaction to Global Wildlife Preservation*. Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2004.
- Müller, Harald. "Arguing, Bargaining and All That: Communicative Action, Rationalist Theory and the Logic of Appropriateness in International Relations." *European Journal of International Relations* 10, no. 3 (September 2004): 395-435.
- Osherenko, Gail and Oran R. Young. "The Formation of International Regimes: Hypothesis and Cases." In *Polar Politics: Creating International Environmental Regimes*, edited by Oran R. Young and Gail Osherenko, 1-21. Ithaca: Cornell University Press, 1993.
- Pouliot, Vincent, "'Subjectivism': Toward a Constructivist Methodology," *International Studies Quarterly* 51, no. 2 (June 2007): 359-84.
- Putnam, Robert. "Diplomacy and Domestic Politics: the Logic of Two-level Games." *International Organization* 42, no.3 (1988): 427-60.
- Risse, Thomas. "'Let's Argue!': Communicative Action in World Politics." *International Organization* 54, no. 1 (Winter 2000): 1-39.
- Sabatier, Paul A. "An Advocacy Coalition Framework of Policy Change and the Role of Policy-Oriented Learning Therein." *Policy Sciences* 21 (1988): 129-68.

- Schweller, Randall L. "Managing the Rise of Great Powers: History and Theory." In *Engaging China: The Management of an Emerging Power*, edited by Alastair Iain Johnston and Robert S. Ross, 1-31. London: Routledge, 1999.
- Sprinz, Detlef, and Tapani Vaahtoranta. "The Interest-Based Explanation of International Environmental Policy." *International Organization* 48, no. 1 (Winter 1994): 77-105.
- Underdal, Arild. "Leadership Theory: Rediscovering the Arts of Management." In *International Multilateral Negotiation: Approaches to the Management of Complexity*, edited by I. William Zartman, 178-97. San Francisco: Jossey-Bass Publishers, 1994.
- Waltz, Kenneth. N. *Theory of International Politics*. Boston: McGraw-Hill, 1979.
- Waltz, Stephen M. "International Relations: One World, Many Theories." *Foreign Policy* (Spring 1998): 29-44.
- Weiss, Carol H. "Ideology, Interests, and Information: The Basis of Policy Positions." In *Ethics, the Social Sciences, and Policy Analysis*, edited by Daniel Callahan and Bruce Jennings, 213-45. New York: Plenum Press, 1983.
- Wendt, Alexander. "Anarchy is What States Make of It: The Social Construction of Power Politics." *International Organization* 46, no. 2 (1992): 391-425.
- . *Social Theory of International Politics*. Cambridge: Cambridge University Press, 1999.
- Young, Oran R. "Regime Dynamics: The Rise and Fall of International Regimes." In *International Regimes*, edited by Stephen D. Krasner, 93-113. Ithaca: Cornell University Press, 1983.
- . "The Politics of International Regime Formation: Managing Natural Resources and the Environment." *International Organization* 43 no.3 (1989): 349-75.
- . "Political Leadership and Regime Formation: On the Development of Institutions in International Society." *International Organization* 45 no. 3 (1991): 281-308.
- . *International Governance: Protecting the Environment in a Stateless Society*. Ithaca: Cornell University Press, 1994.
- . *Institutional Dynamics: Emergent Patterns in International Environmental Governance*. Cambridge, Massachusetts: MIT Press, 2010.
- and Gail Osherenko. "International Regime Formation: Findings, Research Priorities, and Applications." In *Polar Politics: Creating International Environmental Regimes*, edited by Oran R. Young and Gail Osherenko, 223-66. Ithaca: Cornell University Press, 1993.
- Zartman, I. William ed. *International Multilateral Negotiation: Approaches to the Management of Complexity*. San Francisco: Jossey-Bass Publishers, 1994.

2. 気候変動問題を巡る多国間交渉に関するもの

(日本語文献)

- 赤尾信敏(元外務省地球環境担当大使)『地球は訴える：体験的環境外交論』世界の動き社，1993.
- 足立治郎「季候変動対処のための国際制度と日本の役割」環境・持続社会研究センター編『カーボン・レジーム：地球温暖化と国際攻防』オルタナ，2010.
- 井口正彦「地球温暖化交渉における次期枠組みの一考察：COP15以降の交渉テキストの分析を中心に」『嘉悦大学研究論集』54巻1号(2011年10月)：63-81.
- ・大久保ゆり「気候変動問題における地球環境ガバナンス：COP17での議論の帰結と展望」『嘉悦大学研究論集』55巻1号(2012年10月)：39-55.
- 池上彰・手嶋龍一『武器なき“環境”戦争』角川SSコミュニケーションズ，2010.
- 上垣彰「ロシア：国内の政治経済と気候変動政策」亀山康子・高村ゆかり編『気候変動と国際協調：京都議定書と多国間協調の行方』慈学社，2011.
- 臼井陽一郎「気候変動問題の構成と国際共同行動の展開(1)：気候変動レジーム・国連環境計画・欧州連合」『慶応法学』5号(2006年5月)：69-128.
- 「気候変動問題の構成と国際共同行動の展開(2)：気候変動レジーム・国連環境計画・欧州連合」『慶応法学』6号(2006年8月)：129-202.
- 「気候変動問題の構成と国際共同行動の展開(3)：気候変動レジーム・国連環境計画・欧州連合」『慶応法学』7号(2007年10月)：75-118.
- 遠藤真弘「地球温暖化対策の国際動向」『調査と情報』689号(2010年10月19日)：1-10.
- 大江博「ポスト京都へのリーダーシップ」『外交フォーラム』2008年1月.
- 大久保ゆり「気候変動の次期国際枠組みの行方：コペンハーゲン会議の結果と政治的背景」『人間と環境』36巻1号(2010)：95-101.
- 「気候変動の次期国際枠組みの行方：カンクン会議(COP16/CMP6)の結果と残された課題」『人間と環境』37巻1号(2011)：49-53.
- 太田宏「国際関係論と環境問題：気候変動問題に焦点を当てて」『国際政治』166号(2011年8月)：12-25.
- 沖村理史「気候変動レジームの形成」信夫隆司編著『地球環境レジームの形成と発展』国際書院，2000.
- 蟹江憲史『地球環境外交と国内政策：京都議定書をめぐるオランダの外交と政策』慶應義塾大学出版会，2001.
- 「気候変動問題をめぐる政治力学」『外交フォーラム』2008年7月.
- 「気候変動国際政治の『二〇一三年問題』：日本は国際制度設計の先鞭をつけられるのか」『世界』2008年7月.
- 加納雄大(元外務省国際協力局気候変動課長)『環境外交：気候変動交渉とグローバル・ガバナンス』信山社，2013.
- 亀山康子『新・地球環境政策』昭和堂，2010.
- 「気候変動問題への国際的取り組み：COP15の評価と今後の課題」『海外事情』2010

年 2 月.

- 「国際社会は気候変動に対処できるのか」環境・持続社会研究センター編『カーボン・レジーム：地球温暖化と国際攻防』オルタナ，2010.
- 「地球温暖化問題に関する国際交渉の動向：COP16 への動きを検証」『資源環境対策』46 巻 12 号（2010 年 12 月）：21-26.
- 「地球温暖化問題と対策-COP16/CMP6 報告：COP17・ダーバンに向けた確かな一歩」『資源環境対策』47 巻 2 号（2011）：14-19.
- 「国際関係論からみた気候変動レジームの枠組み」亀山康子・高村ゆかり編『気候変動と国際協調：京都議定書と多国間協調の行方』慈学社，2011.
- 「地球温暖化：地球温暖化問題に関する国際交渉の動向；COP17 への動きを検証」『資源環境対策』47 巻 13 号（2011）：26-31.
- 「地球温暖化問題と対策：COP17/CMP7；果たして COP では温暖化を防げるのか？」『資源環境対策』48 巻 2 号（2012）：45-50.
- ・田村堅太郎・高村ゆかり「気候変動レジームの行方：レジームの観点からの考察」亀山康子・高村ゆかり編『気候変動と国際協調：京都議定書と多国間協調の行方』慈学社，2011.
- 環境省編『環境・循環型社会白書』平成 18 年版．ぎょうせい，2006.
- 『環境・循環型社会白書』平成 19 年版．ぎょうせい，2007.
- 『環境・循環型社会白書』平成 20 年版．日経印刷，2008.
- 『環境・循環型社会・生物多様性白書』平成 21 年版．日経印刷，2009.
- 『環境・循環型社会・生物多様性白書』平成 22 年版．日経印刷，2010.
- 『環境・循環型社会・生物多様性白書』平成 23 年版．日経印刷，2011.
- 『環境・循環型社会・生物多様性白書』平成 24 年版．日経印刷，2012.
- 『環境・循環型社会・生物多様性白書』平成 25 年版．日経印刷，2013.
- 環境省地球温暖化影響適応研究委員会『気候変動への賢い適応：地球温暖化影響・適応研究委員会報告書』環境省，2008.
- 木村ひとみ「COP14/COPMOP4（ポズナニ）から COP15/COPMOP5（コペンハーゲン）に至る将来枠組みの交渉経緯と分析」『環境研究』157 号（2010）：163-82.
- 「COP15/COPMOP5（コペンハーゲン）の概要と評価」『環境研究』158 号（2010 年 8 月）：176-207.
- 「COP16/COPMOP6（カンクン）の概要と評価」『環境研究』160 号（2011 年 2 月）：145-56.
- 「COP17/COPMOP7（ダーバン）の概要と評価」『環境研究』166 号（2012 年 5 月）：154-66.
- 久保文明「米国：国内政治から見た気候変動政策；オバマ政権下の地球環境政策をめぐる政治的対立の構図」亀山康子・高村ゆかり編『気候変動と国際協調：京都議定書と多国間協調の行方』慈学社，2011.
- 経済産業省『通商白書 2008：新たな市場創造に向けた通商国家日本の挑戦』日経印刷，2008.

- ゲルシンコワ, ディナーラ「京都議定書及びポスト京都議定書に関するロシア連邦の政策」『ERINA REPORT』93号(2010年5月):44-46.
- 河野勝「国内政治からの分析:日本の温室効果ガス削減の事例」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガバナンス:政府なき秩序の模索』東京大学出版会,2001.
- 国立国会図書館調査及び立法考査局「地球温暖化をめぐる国際交渉」国立国会図書館,2008.
- 小島敏郎(元環境省地球環境審議官)「気候変動政策の展望:日本はCOP15から何を学ぶか(上)」『エネルギーと環境』2010年1月14日.
- 「気候変動政策の展望:日本はCOP15から何を学ぶか(下)」『エネルギーと環境』2010年1月21日.
- 阪本浩章・植田和弘・林宰司「地球温暖化問題と責任の論理:回顧的責任と展望的責任の接合」新澤秀則編著『温暖化防止のガバナンス』ミネルヴァ書房,2010.
- 澤昭裕『エコ亡国論』新潮社,2010.
- 「日本に問われる国際枠組み構想力」環境・持続社会研究センター編『カーボン・レジーム:地球温暖化と国際攻防』オルタナ,2010.
- 「日本は理ある主張を毅然と貫き通せ」『Business i. ENECO』2011年12月.
- 衆議院調査局環境調査室『地球温暖化対策:25%削減に向けた課題』衆議院調査局環境調査室,2010.
- 白戸千啓「COP16の概要及びCOP17に向けての我が国の課題:気候変動次期枠組交渉に向けて」『立法と調査』316号(2011年5月):77-89.
- 杉山晋輔(元外務省国際協力局地球規模課題審議官)「地球規模の諸課題と国際社会のパラダイム・シフト:気候変動枠組交渉と日本の対応(1)」『早稲田法學』86巻4号(2011):263-76.
- 「地球規模の諸課題と国際社会のパラダイム・シフト:気候変動枠組交渉と日本の対応(2・完)」『早稲田法學』87巻1号(2011):67-88.
- 関山健「自国の発展が第一の中国:裏切られたオバマの期待」『エコノミスト』2010年5月18日.
- 高沢剛史「気候変動交渉を支配するパワー:COP15におけるレジーム形成過程を事例にして」『防衛学研究』44号(2011年3月):23-44.
- 高村ゆかり「地球温暖化交渉の10年:その到達点と課題」『環境と公害』37巻4号(2008年4月):46-52.
- 「次期枠組交渉から見た中期目標の位置と評価」『環境と公害』39巻2号(2009):43-49.
- 「COP15コペンハーゲン合意『留意』の意味」『外交フォーラム』2010年2月.
- 「コペンハーゲン会議の評価とその後の温暖化交渉の課題」『環境と公害』39巻4号(2010年4月):46-50.
- 「地球温暖化防止の国際的枠組み形成に関わる法的問題」『RIETI HIGHLIGHT』30号(Summer 2010):38-41.
- 「『ポスト京都』をめぐる国際交渉:その現状と課題」佐和隆光編著『グリーン産

業革命』日経 BP, 2010.

——「気候変動レジームの意義と課題：国際法学の観点から」亀山康子・高村ゆかり編『気候変動と国際協調：京都議定書と多国間協調の行方』慈学社, 2011.

——「ダーバン会議（COP17）における合意とその評価：気候変動レジームの展望と課題」『環境と公害』41 巻 4 号（2012 年 4 月）：66-71.

——・亀山康子編『地球温暖化交渉の行方：京都議定書第一約束期間後の国際制度設計を展望して』大学図書, 2005.

田邊敏明『地球温暖化と環境外交：京都会議の攻防とその後の展開』時事通信社, 1999.

田畑伸一郎「ロシア：エネルギー政策と気候変動政策」亀山康子・高村ゆかり編『気候変動と国際協調：京都議定書と多国間協調の行方』慈学社, 2011.

田村聖太郎「国際気候変動レジームにおける中国の交渉ポジションと国内政治」亀山康子・高村ゆかり編『気候変動と国際協調：京都議定書と多国間協調の行方』慈学社, 2011.

——「ダーバン会議の結果と次期枠組みの行方」『産業と環境』2012 年 2 月.

——・福田幸司「気候資金を巡る国際交渉と今後の展望」亀山康子・高村ゆかり編『気候変動と国際協調：京都議定書と多国間協調の行方』慈学社, 2011.

鄭方婷『『京都議定書』後の環境外交』三重大学出版会, 2013.

羅星仁『地球温暖化防止と国際協調』有斐閣, 2006.

——「地球温暖化防止と持続可能な発展：持続可能な発展が国際交渉に与えた影響」新澤秀則編著『温暖化防止のガバナンス』ミネルヴァ書房, 2010.

新澤秀則「京都議定書の現状と課題：2013 年以降に向けて」新澤秀則編著『温暖化防止のガバナンス』ミネルヴァ書房, 2010.

日本国政府『京都議定書目標達成計画(平成 20 年 3 月 28 日全部改訂)』日本国政府, 2008.

野口剛嗣「気候変動レジームにおける途上国参加問題」『社会学論集』8 号(2006): 117-32.

蓮井誠一郎「気候安全保障と新しい世界秩序」佐和隆光編著『グリーン産業革命』日経 BP, 2010.

浜崎博「25%削減の意味と企業競争力維持のための国際枠組みのあり方」『環境管理』46 巻 5 号(2010)：28-33.

浜中裕徳(元環境省地球環境審議官)・久保田泉「マラケシュ合意後：京都議定書の発効と実施、および第 1 約束期間後の国際枠組み交渉の開始」浜中裕徳編『京都議定書をめぐる国際交渉：COP3 以降の交渉経緯』改訂増補版. 慶應義塾大学出版会, 2009.

平田仁子「COP16/CMP6 の成果と、国際会議における NGO の役割」『資源環境対策』47 巻 2 号(2011 年 2 月)：20-25.

——「ダーバンの合意：危険な気候変動を防ぐには遠いが、将来枠組みへ重要な舵を切った」『資源環境対策』48 巻 2 号(2012): 51-56.

福田幸司「インドの気候変動政策」亀山康子・高村ゆかり編『気候変動と国際協調：京都議定書と多国間協調の行方』慈学社, 2011.

古沢広祐「転機に立つ世界と地球環境政策：『カーボン・レジーム』形成の今後」環境・

- 持続社会研究センター編『カーボン・レジーム：地球温暖化と国際攻防』オルタナ，2010.
- 星野三喜矢「地球温暖化防止と日本のリーダーシップ」『新潟産業大学経済学部紀要』34号（2008年3月）：23-52.
- 松下和夫「誰が地球に責任を負うのか：COP15の『成果』と先進国の責務」『外交フォーラム』2010年3月.
- 松本龍（元環境大臣）『環境外交の舞台裏』日経BP社，2011.
- みずほ総合研究所「『90年比25%削減』の意味とこれからの日本の選択：COP15を踏まえ戦略練り直しも」みずほ総合研究所，2010.
- 村瀬信也「気候変動枠組条約：柔軟性と拘束性の相克」『ジュリスト』1409号（2010）：11-20.
- 毛利勝彦「気候変動ガバナンスの政治力学：コペンハーゲン会議はどう動いたか」『外交フォーラム』2010年3月.
- 文部科学省・気象庁・環境省『日本の気候変動とその影響』2012年度版，文部科学省・気象庁・環境省，2013.
- 山岸尚之「鳩山政権の気候変動国内政策の課題：コペンハーゲン会議以降の文脈の中で」『環境と公害』39巻4号（2010年4月）：51-56.
- 山口建一郎「COP16の成果と意義」『環境管理』47巻3号（2011）：69-73.
- 山田高敬「国際レジーム形成に関する認識論的アプローチの可能性と限界：気候レジーム形成を事例として」『社会科学研究』50巻2号(1999年2月)：3-32.
- 「気候変動のグローバル・ガバナンス論：規範的空間と調整コスト」『財政と公共政策』33巻1号(2011年5月):67-82.
- 「地球環境：『ポスト京都』の交渉における国際規範の役割」大矢根聡編『コンストラクティヴィズムの国際関係論』有斐閣，2013.
- 横田匡紀「ポスト京都議定書の国際枠組み：地球環境ガバナンスに向けて」『海外事情』2008年10月。
- 和達容子「EU 気候変動政策とエネルギー：政策文書と内在する国際的リーダーシップの脆弱性」『長崎大学総合環境研究』12巻1号（2009）：1-14.

(英語文献)

- Adelle, Camilla, and Sirini Withana. "Public Perceptions of Climate Change and Energy Issues in the EU and the United States." In *The New Climate Policies of the European Union: Internal Legislation and Climate Diplomacy*, edited by Sebastian Oberthür and Marc Pallemaerts, 309-35. Brussels: Brussels University Press, 2010.
- Aldy, Joseph E. and Robert N. Stavins, eds. *Architectures for Agreement: Addressing Global Climate Change in the Post-Kyoto World*. New York: Cambridge University Press, 2007.
- , eds. *Post-Kyoto International Climate Policy: Implementing Architectures for Agreement*. Cambridge: Cambridge University Press, 2010.
- Andonova, Liliana B., Assia Alexieva. "Continuity and Change in Russia's Climate Negotiations"

Position and Strategy.” *Climate Policy* 12, no. 5 (2012): 614-29.

- Bailer, Stefanie. “Strategy in the Climate Change Negotiations: Do Democracies Negotiate Differently?” *Climate Policy* 12, no. 5 (2012): 534-51.
- Bang, Guri, Jon Hovi, and Detlef F. Sprinz. “US Presidents and the Failure to Ratify Multilateral Environmental Agreements.” *Climate Policy* 12, no. 67 (2012): 755-63.
- Betzold, Carola, Paula Castro, and Florian Weiler. “AOSIS in the UNFCCC Negotiations: From Unity to Fragmentation?” *Climate Policy* 12, no.5 (2012): 591-613.
- Biermann, Frank. “Between the USA and the South: Strategic Choices for European Climate Policy.” *Climate Policy* 5, no. 3 (2005): 273-90.
- Brenton, Anthony. “‘Great Powers’ in Climate Politics.” *Climate Policy* 13, no. 5 (2013): 541-46.
- Brunnée, Jutta, and Charlotte Streck. “The UNFCCC as a Negotiation Forum: Towards Common but More Differentiated Responsibilities.” *Climate Policy* 13, no. 5 (2013): 589-607.
- Dai, Xinyuan. “Global Regime and National Change.” *Climate Policy* 10, no. 6 (2010): 622-37.
- Douma, Wybe Th., Michael Kozeltsev, and Julia Dobrolyubova. “Russia and the International Climate Change Regime.” In *The New Climate Policies of the European Union: Internal Legislation and Climate Diplomacy*, edited by Sebastian Oberthür and Marc Pallemerts, 281-308. Brussels: Brussels University Press, 2010.
- Dubash, Navroz K., and Lavanya Rajamani. “Beyond Copenhagen: Next Steps.” *Climate Policy* 10, no. 6 (2010): 593-99.
- Fisher, Dana R. “Bringing the Material Back In: Understanding the U.S. Position on Climate Change.” *Sociological Forum* 21, no. 3 (September 2006): 467-94..
- Grubb, Michael. “Copenhagen: Back to the Future?” *Climate Policy* 10, no. 2. (2010): 127-30.
- . “Cancun: The Art of the Possible.” *Climate Policy* 11, no. 2 (2011): 847-50.
- . “Durban: The Darkest Hour?” *Climate Policy* 11, no. 6 (2011): 1269-71.
- Guérin, Emmanuel, and Matthieu Wemaere. *The Copenhagen Accord: What Happened? Is It a Good Deal ? Who Wins and Who Loses? What Is Next?* Paris: Institut du Développement Durable et des Relations Internationales (IDDRI), 2009. Accessed November 11, 2010. http://www.iddri.org/Publications/Collections/Idees-pour-le-debat/Id_082009_guerin_wemaere_copenhagen%20accord.pdf.
- Gupta, Joyeeta. “Negotiating Challenges and Climate Change.” *Climate Policy* 12, no. 5 (2012): 630-44.
- Hallding, Karl, Marie Jürisso, Marcus Carson, and Aaro Atteridge. “Rising Powers: The Evolving Role of BASIC Countries.” *Climate Policy* 13, no. 5 (2013): 608-31.
- Hallding, Karl, Marie Olsson, Aaron Atteridge, Antto Vihma, Marcus Carson, and Mikael Román. *Together Alone: BASIC Countries and the Climate Change Conundrum*. Copenhagen: Nordic Council of Ministers, 2011.

- Hamdi-Cherif, Meriem, Céline Guivarch, Philippe Quirion. "Sectoral Targets for Developing Countries: Combining 'Common but Differentiated Responsibilities' with 'Meaningful Participation.'" *Climate Policy* 11, no. 1 (2011): 731-51.
- Hare, William, Claire Stockwell, Christian Flachslund, and Sebastian Oberthür. "The Architecture of the Global Climate Regime: A Top-Down Perspective." *Climate Policy* 10, no. 6 (2010): 600-14.
- Harris, Paul G. "Europe and the Politics and Foreign Policy of Global Climate Change." In *Europe and Global Climate Change: Politics, Foreign Policy and Regional Cooperation*, edited by Paul G. Harris, 3-37. Cheltenham, UK: Edward Elgar, 2007.
- . "Explaining European Responses to Global Climate Change: Power, Interests and Ideas in Domestic and International Politics." In *Europe and Global Climate Change: Politics, Foreign Policy and Regional Cooperation*, edited by Paul G. Harris, 393-406. Cheltenham, UK: Edward Elgar, 2007.
- . "Sharing the Burdens of Global Climate Change: International Equity and Justice in European Policy." In *Europe and Global Climate Change: Politics, Foreign Policy and Regional Cooperation*, edited by Paul G. Harris, 349-90. Cheltenham, UK: Edward Elgar, 2007.
- IEA. *World Energy Outlook 2007: China and India Insights*. Paris: IEA, 2007.
- . *CO₂ Emissions from Fuel Combustion: Highlights*. 2011 ed. Paris: IEA, 2011.
- . *CO₂ Emissions from Fuel Combustion: Highlights*. 2013 ed. Paris: IEA, 2013.
- IPCC. *Climate Change: The IPCC Scientific Assessment*. Cambridge: Cambridge University Press, 1990.
- . *Climate Change: The IPCC Impacts Assessment*. Canberra: Australian Government Publishing Service, 1990.
- . *Climate Change: The IPCC Response Strategies*. Geneva: IPCC, 1990.
- . *IPCC Second Assessment: Climate Change 1995*. Geneva: IPCC, 1995.
- . *Climate Change 2001: Synthesis Report*. Cambridge: Cambridge University Press, 2001.
- . *Climate Change 2007: Synthesis Report*. Geneva: IPCC, 2007.
- . *Contribution of Working Group III to the Fourth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change*. Cambridge: Cambridge University Press, 2007.
- Jaggard, Lyn. "The Reflexivity of Ideas in Climate Change Policy: German, European and International Politics." In *Europe and Global Climate Change: Politics, Foreign Policy and Regional Cooperation*, edited by Paul G. Harris, 323-47. Cheltenham, UK: Edward Elgar, 2007.
- Kahn, Greg. "The Fate of the Kyoto Protocol under the Bush Administration." *Berkeley Journal of International Law* 21 (2003): 548-71.

- Kanie, Norichika. "Middle Power Leadership in the Climate Change Negotiations: Foreign Policy of the Netherlands." In *Europe and Global Climate Change: Politics, Foreign Policy and Regional Cooperation*, edited by Paul G. Harris, 87-112. Cheltenham, UK: Edward Elgar, 2007.
- Kelly, Clair Roche, Sebastian Oberthür, and Marc Pallemmaerts. "Introduction." In *The New Climate Policies of the European Union: Internal Legislation and Climate Diplomacy*, edited by Sebastian Oberthür and Marc Pallemmaerts, 11-25. Brussels: Brussels University Press, 2010.
- Ladislav, Sarah O. *A Post-Copenhagen Pathway*. Washington, D.C.: Center for Strategic & International Studies, 2010. Accessed December 2, 2010.
http://csis.org/files/publication/100111_Ladislav_Post_copenhagen.pdf.
- Lascasta, Nuno S., Suraje Dessai, Eva Kracht, and Katharine Vincent. "Articulating a Consensus: The EU's Position on Climate Change." In *Europe and Global Climate Change: Politics, Foreign Policy and Regional Cooperation*, edited by Paul G. Harris, 211-31. Cheltenham, UK: Edward Elgar, 2007.
- Levi, Michael A. "Copenhagen's Inconvenient Truth: How to Salvage the Climate Conference." *Foreign Affairs* 88, no. 5 (September/October 2009): 92-104.
- Massai, Leonardo. "The Long Way to the Copenhagen Accord: Climate Change Negotiations in 2009." *Review of European Community & International Environmental Law* 19, no. 1 (2010): 104-21.
- Meckling, Jonas O., and Gu Yoon Ghung. "Sectoral Approaches for a Post-2012 Climate Regime: A Taxonomy." *Climate Policy* 9, no. 6 (2009): 652-68.
- Michaelowa, Katharina, and Axel Michaelowa. "India as an Emerging Power in International Climate Negotiations." *Climate Policy* 12, no. 5 (2012): 575-90.
- . "Negotiating Climate Change." *Climate Policy* 12, no. 5 (2012): 527-33.
- Morgan, Jennifer, and David Wskow. "A New Look at Climate Equity in the UNFCCC." *Climate Policy* 14, no. 1 (2013): 17-22.
- Müller, Benito. *Copenhagen 2009: Failure or Final Wake-up Call for Our Leaders?* Oxford: Oxford Institute for Energy Studies, 2010. Accessed November 9, 2010.
<http://www.oxfordenergy.org/pdfs/EV49.pdf>.
- Oberthür, Sebastian, and Dennis Tänzler. "Climate Policy in the EU: International Regimes and Policy Diffusion." In *Europe and Global Climate Change: Politics, Foreign Policy and Regional Cooperation*, edited by Paul G. Harris, 255-77. Cheltenham, UK: Edward Elgar, 2007.
- Oberthür, Sebastian, and Marc Pallemmaerts. "The EU's Internal and External Climate Policies: an Historical Overview." In *The New Climate Policies of the European Union: Internal Legislation and Climate Diplomacy*, edited by Sebastian Oberthür and Marc Pallemmaerts, 27-63. Brussels: Brussels University Press, 2010.

- Parker, Charles F., and Christer Karlsson. "Climate Change and the European Union's Leadership Moment: An Inconvenient Truth." *Journal of Common Market Studies* 48, no. 4 (2010): 923-43.
- Paterson, Matthew. "Post-Hegemonic Climate Politics." *British Journal of Politics & International Relations* 11 (2009): 140-58.
- Rajamani, Lavanya. "The Making and Unmaking of the Copenhagen." *International and Comparative Law Quarterly* 59 (July 2010): 824-43.
- Rayner, Steve. "How to Eat an Elephant: A Bottom-Up Approach to Climate Policy." *Climate Policy* 10, no. 6 (2010): 615-21.
- Schmidt, John R. 2008. "Why Europe Leads on Climate Change." *Survival* 50, no. 4 (August/September 2008): 83-96.
- Stern, Nicholas. 2006. *The Economics of Climate Change: The Stern Review*. Cambridge: Cambridge University Press, 2006.
- Terhalle, Maximilian, and Joanna Depledge. "Great-Power Politics, Order Transition, and Climate Governance: Insights for International Relations Theory." *Climate Policy* 13, no. 5 (2013): 572-88.
- UNEP. *The Emissions Gap Report: Are the Copenhagen Accord Pledges Sufficient to Limit Global Warming to 2° C or 1.5° C?; A Preliminary Assessment*. Nairobi: UNEP, 2010.
- van Schaik, Louise. "The Sustainability of the EU's Model for Climate Diplomacy." In *The New Climate Policies of the European Union: Internal Legislation and Climate Diplomacy*, edited by Sebastian Oberthür and Marc Pallemarts, 251-80. Brussels: Brussels University Press, 2010.
- Walker, Ronald A., and Brook Boyer. *A Glossary of Terms for UN Delegates*. Geneva: United Nations Institute for Training and Research, 2005.
- Wang, Mingyuan. "Review of the Strategies, Policies and Laws for China Responding to Climate Change." 『環境法政策学会誌』 13号 (2010) : 70-77.
- Weller, Florian. "Determinants of Bargaining Success in the Climate Change Negotiations." *Climate Policy* 12, no. 5 (2012): 552-74.
- Winkler, Harald, and Judy Beaumont. "Fair and Effective Multilateralism in the Post-Copenhagen Climate Negotiations." *Climate Policy* 10, no. 6 (2010): 638-54.
- Winkler, Harald, and Lavanya Rajamani. "CBDR&RC in a Regime Applicable to All." *Climate Policy* 14, no. 1 (2014): 102-21.
- Yamin, Farhana, and Joanna Depledge. *The International Climate Change Regime: A Guide to Rules, Institutions and Procedures*. Cambridge: Cambridge University Press, 2004.

3. ポスト京都議定書を巡る多国間交渉の交渉過程に関する主な一次資料

交渉過程の詳細については、会議の詳細な議事概要を一日毎にまとめて発行している *Earth Negotiations Bulletin* の他に、各種新聞記事、気候変動枠組条約事務局がインターネット上で提供している会議の録画中継、同事務局の会議報告資料、日本政府公表の会議結果報告資料、会議参加者による会議報告レポート等を参考にした。

(2009年コペンハーゲン会議)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 448 (December 7, 2009)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 449 (December 8, 2009)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 450 (December 9, 2009)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 451 (December 10, 2009)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 452 (December 11, 2009)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 453 (December 12, 2009)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 454 (December 14, 2009)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 455 (December 15, 2009)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 456 (December 16, 2009)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 457 (December 17, 2009)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 458 (December 18, 2009)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 459 (December 22, 2009)

“UNFCCC Webcast: United Nations Climate Change Conference, Dec 7 - Dec 18 2009 Copenhagen,” UNFCCC, accessed December 27, 2013, http://unfccc4.meta-fusion.com/kongresse/cop15/templ/archive.php?id_kongressmain=1&the me=unfccc. (コペンハーゲン会議の録画中継)

UNFCCC. *Report of the Conference of the Parties on Its Fifteenth Session, Held in Copenhagen from 7 to 19 December 2009* (FCCC/CP/2009/11 and Add.1, March 30, 2010).

———. *Report of the Conference of the Parties Serving as the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol on Its Fifth Session, Held in Copenhagen from 7 to 19 December 2009* (FCCC/KP/CMP/2009/21 and add.1, March 30, 2010).

(2010年カンクン会議)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 487 (November 29, 2010)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 488 (December 30, 2010)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 489 (December 1, 2010)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 490 (December 2, 2010)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 491 (December 3, 2010)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 492 (December 4, 2010)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 493 (December 6, 2010)
Earth Negotiations Bulletin 12, no. 494 (December 7, 2010)
Earth Negotiations Bulletin 12, no. 495 (December 8, 2010)
Earth Negotiations Bulletin 12, no. 496 (December 9, 2010)
Earth Negotiations Bulletin 12, no. 497 (December 10, 2010)
Earth Negotiations Bulletin 12, no. 498 (December 13, 2010)

“UNFCCC Webcast: 16th UNFCCC Conference of the Parties, Cancun, Mexico,” UNFCCC, accessed December 27, 2013,
http://unfccc.int/resource/webcast/player/app/ovw.php?id_collection=87. (カンクン会議の録画中継)

UNFCCC. *Report of the Conference of the Parties on Its Sixteenth Session, Held in Cancun from 29 November to 10 December 2010* (FCCC/CP/2010/7 and add.1-2, March 15, 2011).

———. *Report of the Conference of the Parties Serving as the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol on Its Sixth Session, Held in Cancun from 29 November to 10 December 2010* (FCCC/KP/CMP/2010/12 and adds. 1-2, March 15, 2011).

(2011年ダーバン会議)

Earth Negotiations Bulletin 12, no. 523 (November 28, 2011)
Earth Negotiations Bulletin 12, no. 524 (November 29, 2011)
Earth Negotiations Bulletin 12, no. 525 (December 30, 2011)
Earth Negotiations Bulletin 12, no. 526 (December 1, 2011)
Earth Negotiations Bulletin 12, no. 527 (December 2, 2011)
Earth Negotiations Bulletin 12, no. 528 (December 3, 2011)
Earth Negotiations Bulletin 12, no. 529 (December 5, 2011)
Earth Negotiations Bulletin 12, no. 530 (December 6, 2011)
Earth Negotiations Bulletin 12, no. 531 (December 7, 2011)
Earth Negotiations Bulletin 12, no. 532 (December 8, 2011)
Earth Negotiations Bulletin 12, no. 533 (December 9, 2011)
Earth Negotiations Bulletin 12, no. 534 (December 13, 2011)

“UNFCCC Webcast: COP 17/CMP 7, Durban, South Africa,” UNFCCC, accessed December 27, 2013,
http://unfccc4.meta-fusion.com/kongresse/cop17/templ/ovw_onDemand.php?id_kongressmain=201. (ダーバン会議の録画中継)

UNFCCC. *Report of the Conference of the Parties on Its Seventeenth Session, Held in Durban from 28 November to 11 December 2011* (FCCC/CP/2011/9 and adds.1-2, March 15, 2012).

———. *Report of the Conference of the Parties Serving as the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol on Its Seventh Session, Held in Durban from 28 November to 11 December 2011* (FCCC/KP/CMP/2011/10 and adds.1-2, March 15, 2012).